令和２年度燃料安定供給対策に関する調査事業

石油ガス流通・販売経営実態調査

報告書

令和３年３月

一般財団法人
エルピーガス振興センター

目　　次

令和２年度石油ガス流通・販売経営実態調査　報告書

Ⅰ．ＬＰガス流通・販売経営実態調査事業

（１）アンケート調査

令和２年度石油ガス流通・販売業経営実態調査報告書

（２）ＬＰガス懇談会

令和２年度ＬＰガス懇談会報告書

Ⅱ．ＬＰガス施策情報普及事業

（１）情報普及資料の作成

令和２年度版ＬＰガスガイド

（２）ＬＰガス講習会

令和２年度ＬＰガス講習会

令和２年度　石油ガス流通・販売業経営実態調査

報告書

令和３年３月

一般財団法人
エルピーガス振興センター

はじめに

石油ガス（以下「ＬＰガス」という。）は、全国の消費世帯数の約４割で使用される国民生活を支える重要なエネルギーである。消費者にＬＰガスを安全に届けているのは、大多数の小規模販売事業者であり、その数はここ数年逓減傾向であるものの、現在約１万７千あまりの販売事業者が、安定供給に日々努力をしている。

ＬＰガスを取り巻く環境は、ここ数年大きな変化を迎え、電力小売り自由化に続き、都市ガスも自由化となり、毎日のように電力、都市ガスの会社の乗り換え広告がテレビ等のメディアで取り上げられている。従来からＬＰガスは自由料金であったため、電力、都市ガスの自由化における直接の影響はないが、同業他事業者間の競争激化や消費者のエネルギーの選択意識の高まり等、間接的な影響を避けることはできない。また、少子高齢化の中で、世帯数の減少に加え、一世帯当たりの人員数の減少等による家庭内での消費量の減少など、利用されるエネルギー量そのものの減少にも歯止めがかかっていない。

このような厳しい環境にさらされているＬＰガスであるが、一方で緊急時にも活用できる分散型のクリーンなエネルギーとして、自然災害の多い日本において「災害時にはエネルギー供給の最後の砦」と認識されている。用途開発面ではエネファーム等の環境に優しい機器設備の普及、高効率工業炉への燃料転換の進展、官民一体となっての中核充填所、災害対策バルク設置等が進み、供給網の強靭化も図られている。こうした中、電力、都市ガスの自由化後にあってもＬＰガスの役割は大きく、地域に密着して多様化した生活様式への様々なサービスが提供され、地域生活を守る役割の一翼を担うとともに、ＦＲＰ容器を利用した新しいサービス等の提供も期待されている。

2017 年 2 月には、販売事業者の健全な発展を目的として「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」（取引適正化ガイドライン）が制定・施行され、2018 年 2 月には、取引適正化ガイドラインの一部改訂も行われた。地域を守る重要な役割を担う販売事業者がいる一方、コントロール不能な訪問販売業者を営業職員として使い、消費者に迷惑をかけ続ける販売事業者も存在する状況において、消費者にＬＰガスを継続して選択してもらうには、販売事業者自らが襟を正し、取引適正化ガイドラインの目的を理解し、不断の努力とともに取り組むべき事項をしっかりと履行すべきである。本報告は、このような販売事業者の経営姿勢をより確固なものとするとともに、販売事業者の経営の合理化、近代化を図り、ＬＰガスの安定的な供給に資する情報を把握するため、ＬＰガス販売事業者の経営実態や料金透明化・取引適正化の状況等について Web によりアンケート調査を実施し、併せてＬＰガスの小売価格のあり方等についても検討するための基礎資料とすることを目的としたものである。

【令和２年度石油ガス流通・販売業経営実態調査「調査・広報委員会」】委員名簿

（敬称略）

氏　名		所　属	
委員長	内山　隆	青山学院大学　総合文化政策学部	教授
委　員	炭谷　昇	日本生活協同組合連合会　組織推進本部 社会・地域活動推進部 組合員活動グループ	グループマネージャー
委　員	中本　純子	一般社団法人全国消費者団体連絡会	政策スタッフ
委　員	林　弘美	公益社団法人全国消費生活相談員協会 エネルギー問題研究会	代表
委　員	夏目　智子	全国地域婦人団体連絡協議会	事務局長
委　員	平野　祐子	主婦連合会	副会長　社会部 部長
委　員※	三木田　裕彦	日本ＬＰガス協会	企画グループリーダー
委　員※	飛鳥井　貴	一般社団法人全国ＬＰガス協会　事業推進部	事業企画担当部長
委　員※	濱野　照也	一般社団法人香川県ＬＰガス協会	専務理事
委　員※	鵜沢　宜広	八日市場瓦斯株式会社	代表取締役
委　員※	島村　聡	一般社団法人埼玉県ＬＰガス協会	事務局長
委　員※	米田　茂	広島ガスプロパン株式会社	取締役　常務執行役員 販売促進事業部長

※の委員はWeb調査に関するワーキング・グループメンバーを兼務

～ 目　　次 ～

第１部　調査の概要

第１章 調査の目的と実施内容.....1
１－１　調査研究の目的/
１－２　調査の実施概要/
第２章 調査結果の概要.....3
２－１　販売事業者の経営実態/
２－２　料金透明化・取引適正化/
２－３　今後の事業方針/
２－４　自由回答
第３章 総括.....34

第２部　ＬＰガス販売事業者の経営実態調査

第１章 調査の実施内容.....36
１－１　調査研究の目的/
１－２　調査の実施概要/
第２章 販売事業者の経営実態.....38
２－１　事業の概要/
２－２　小売販売の状況/
第３章 料金透明化・取引適正化.....69
３－１　小売価格について/
３－２　料金の透明化について/
３－３　取引の適正化について/
第４章 今後の事業方針.....168
４－１　小売販売の周辺環境/
４－２　今後の展望、問題点等/
第５章 自由回答.....212

第１部

調査の概要

第１章　調査の目的と実施内容

１－１　調査研究の目的

本調査研究は、下記を目的に実施した。

・ＬＰガス販売事業者における経営の合理化、近代化を図り、ＬＰガスを低廉で安定的に供給することに資する情報を収集し、ＬＰガス販売事業者の経営実態を把握する。

・ＬＰガス小売価格の実態調査を行い、液石法省令及び同省令の運用・解釈通達の一部改正・ガイドラインへの対応状況について調査する。

・上記を調査することにより、ＬＰガス業界の取引適正化を図り、料金構造の改善、消費者への情報提供の在り方について検討する基礎資料とする。

１－２　調査の実施概要

ＬＰガス販売事業者の経営実態調査

全国のＬＰガス販売事業者を対象とし、ＬＰガス販売業者の販売数量、販売戸数等の経営状況と諸問題等の状況を把握するため、Webによるアンケート調査を実施し、経営状況を分析し、結果をまとめた。

なお、4,416件の回答を得ており（回答率２５．３％）、地域・都道府県別の回答状況は下表および次ページのグラフの通りとなっている。

図表 1-001 地域別回答状況

地域	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
回答事業者数	226	607	1,362	458	599	327	183	610	44
回答率	20.2%	27.0%	23.7%	25.4%	27.5%	30.2%	19.1%	27.2%	22.8%

図表 1-002 回答事業者の都道府県別回答率

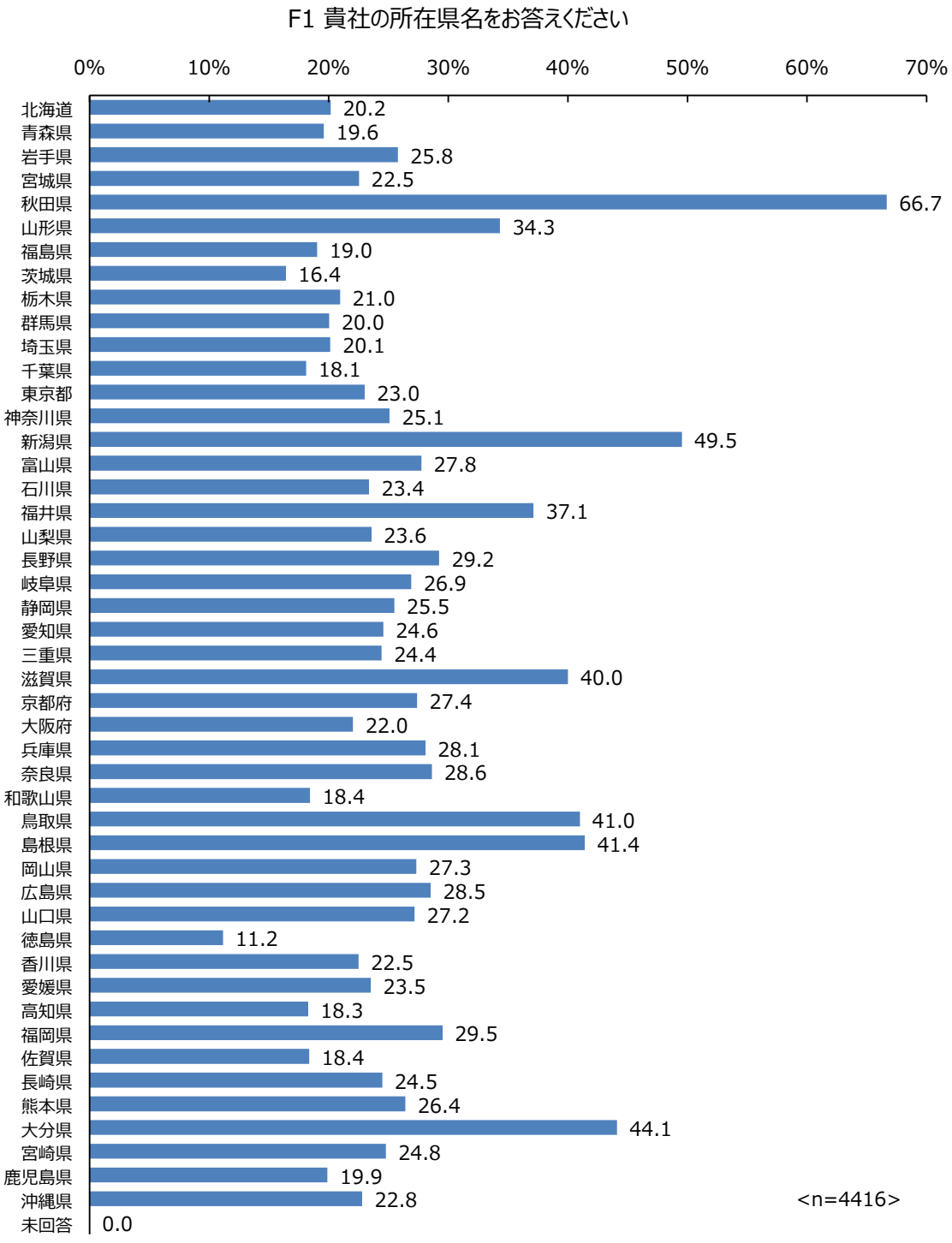

第２章　調査結果の概要

２－１　販売事業者の経営実態

1. 販売事業者の基本情報

(1)組織形態別にみた事業者比率

経営組織については、「法人経営（会社組織）」の事業者回答比率が７１．６％と、多数を占めている。

図表 1-003 組織形態別にみた事業者比率

Q1-1 回答欄に示した経営組織のうち、どの区分に属しますか

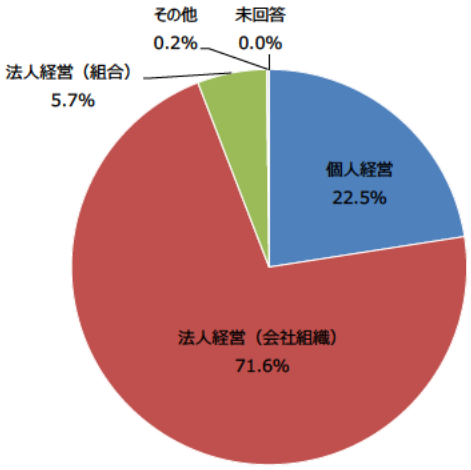

<n=4416>

(2)流通段階別にみた事業者比率

流通段階別の事業者比率は「小売専業者」が８４．２％と大部分を占めている。

図表 1-004 流通段階別にみた事業者比率

Q1-4 貴社はＬＰガス流通段階のどの区分に属しますか

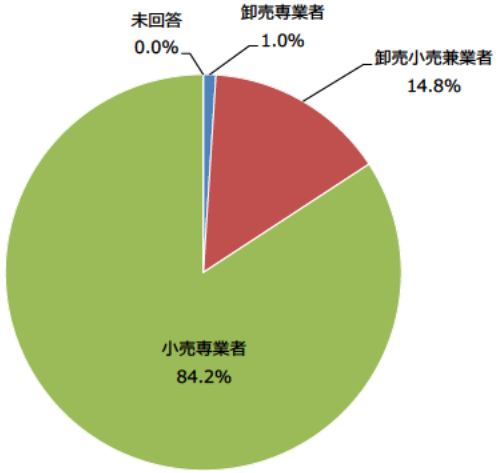

<n=4416>

2. 兼業の状況とその事業内容

(1)兼業の状況

他の事業と兼業の事業者が８２．２％と大部分が兼業を実施している。

図表 1-005 兼業の状況

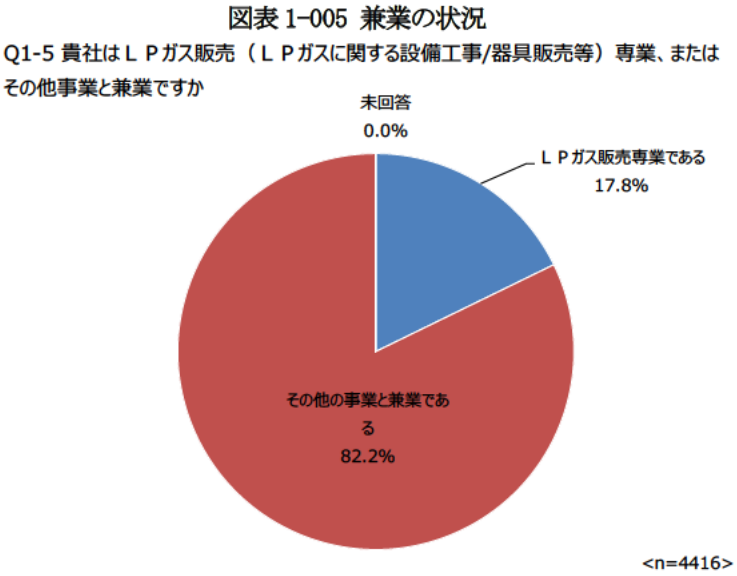

(2)兼業の内容

兼業の内容としては、「灯油等石油製品販売」（５８．５％）、「住宅設備工事」（４６．１％）、「住宅リフォーム」（３１．０％）と、ＬＰガス事業との親和性の高いものが上位となっており、顧客基盤の有効活用や「ヒト」を中心とした経営資源の有効活用の観点からの帰結と推測される。

図表 1-006 兼業の内容

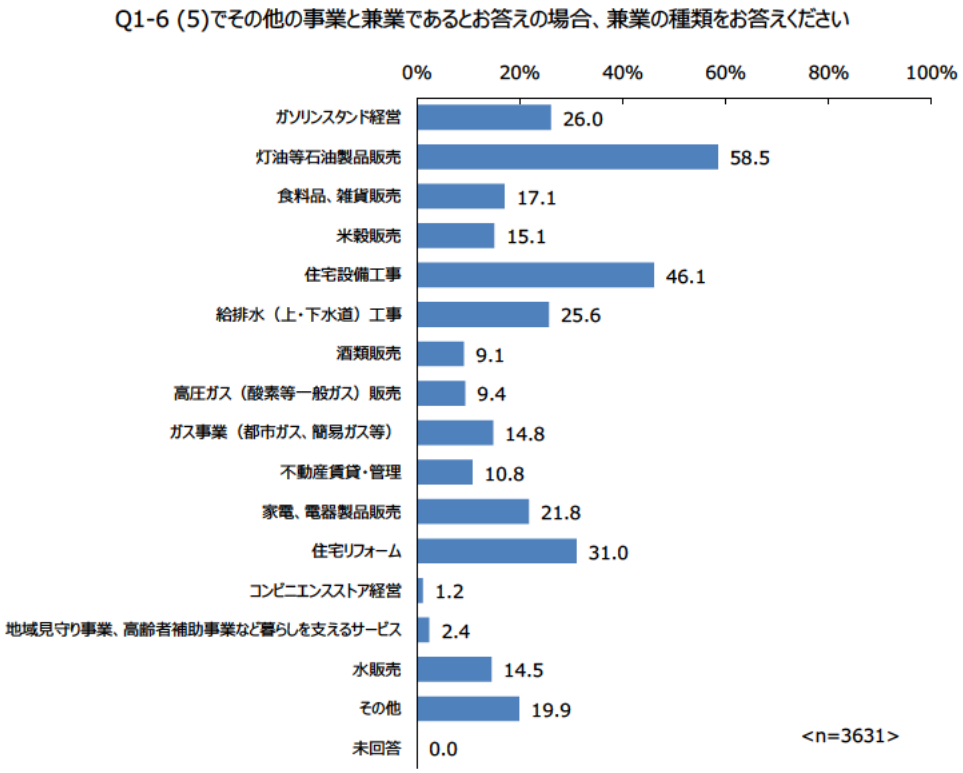

3. ＬＰガス事業従事者数

(1)経営者（代表者・家族）以外の従事者数

ＬＰガス事業の従事者について、「０名」の回答は１１．６％に止まり、「１名～２名」（３１．６％）や「３名～５名」（２５．５％）を中心に、大部分が従業員を雇用している。

図表 1-007 経営者以外の従事者数

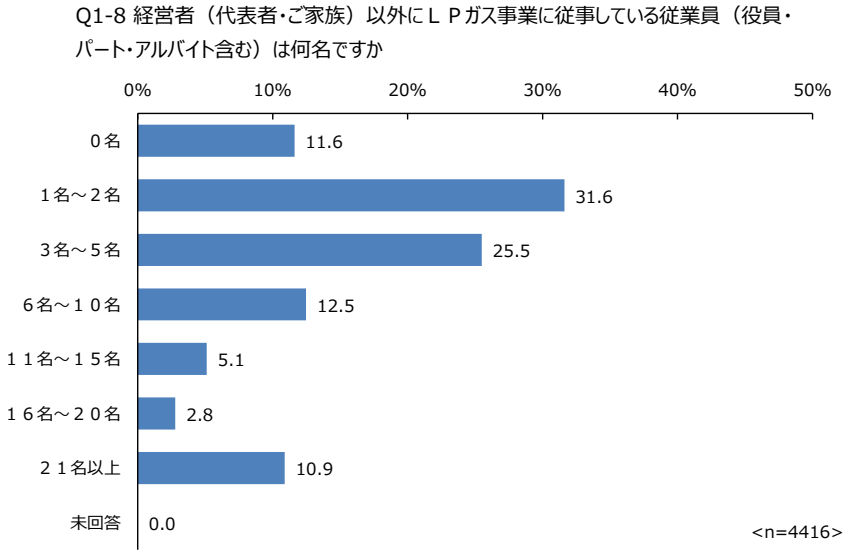

(2)家族の従事者数

家族の従事者数について、「未回答」３４．７％の中に従事していない事業者が一定数含まれていると推測されるものの、その一方で、家族が従事している事業者は６割を超え、全体として大多数の事業者における家族経営の姿が窺われる。

図表 1-008 家族の従事者数

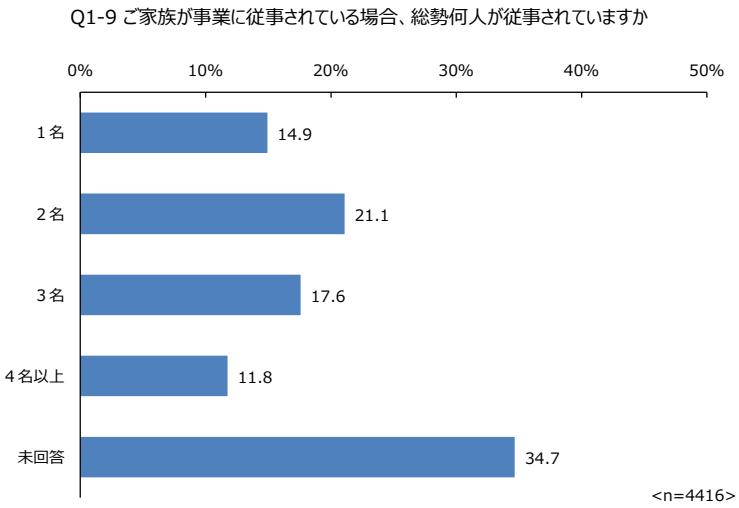

4. ＬＰガス年間小売販売数量および得意先供給戸数

(1) ＬＰガス年間小売販売数量

合計の年間小売販売数量については、「0～50トン」が２４．２％、「51～100トン」が１４．８％と、両者で半数近くを占める一方で、「501トン～」が１５．９％と二極化傾向にある。また、中央値は100トン強と推測される。

図表 1-009 ＬＰガス年間小売販売数量（合計）

Q2-1-4 令和元年度のＬＰガス年間販売数量をお教え願います［合計］

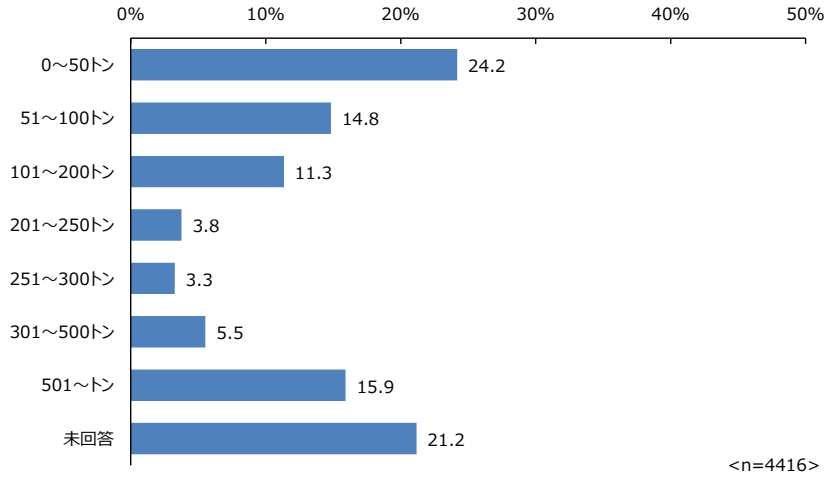

(2) 得意先供給戸数

全ての得意先の合計では、「301～600戸」が１８．３％で最上位、「151～300戸」が１６．４％で続き、供給戸数600戸以下の小規模事業者で４９．０％を占めている。得意先戸数の中央値は６００戸強と推測される。また、販売数量と得意先戸数の中央値に基づくと、年間の得意先１戸あたりの消費量は２００kg弱と予想される。

図表 1-010 得意先供給戸数（全体（合計））

Q2-2-4 令和2年8月末現在の得意先供給戸数をお教え願います［全体（合計）］

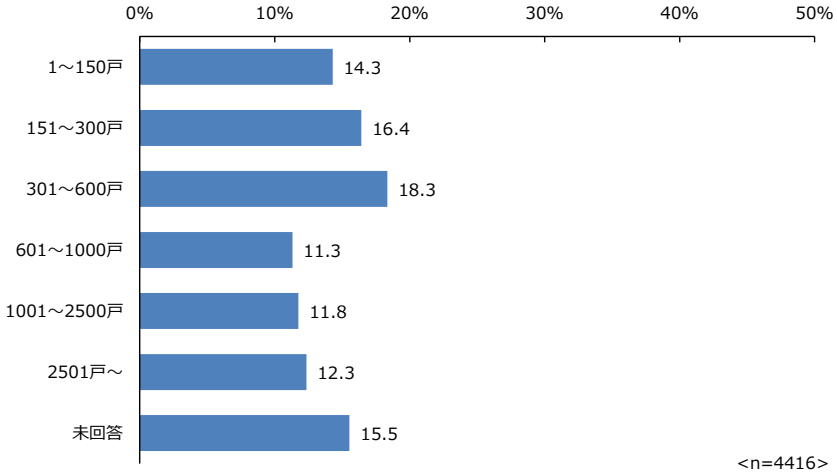

5. 得意先戸数の増加・減少要因

得意先の増加要因としては、「住宅の新設」（３２．５％）や「賃貸住宅等への入居」（３１．０％）といった純粋に得意先増加につながるもの以外に、「同業他社からの顧客獲得」（３１．７％）、「得意先からの指名、紹介」（３２．８％）などＬＰガス販売事業者間での顧客の奪い合いと言えるものも上位に挙げられている。

得意先の減少要因としては「得意先の高齢化」（６１．５％）や「住宅の取り壊し」（４５．５）％といった少子高齢化や過疎化に基づくものが、競合エネルギーや同業者との競争によるものを上回っている。ＬＰガスの供給エリアは、少子高齢化、過疎化が顕著な地域が多いため、得意先が減少する前提で事業を継続発展させる方策も検討する必要がある。

図表 1-011 得意先戸数の増加要因

Q2-5 (2)で答えていただいた得意先供給戸数について、前年度と比較して増加した要因をお教え願います（未回答を除く）

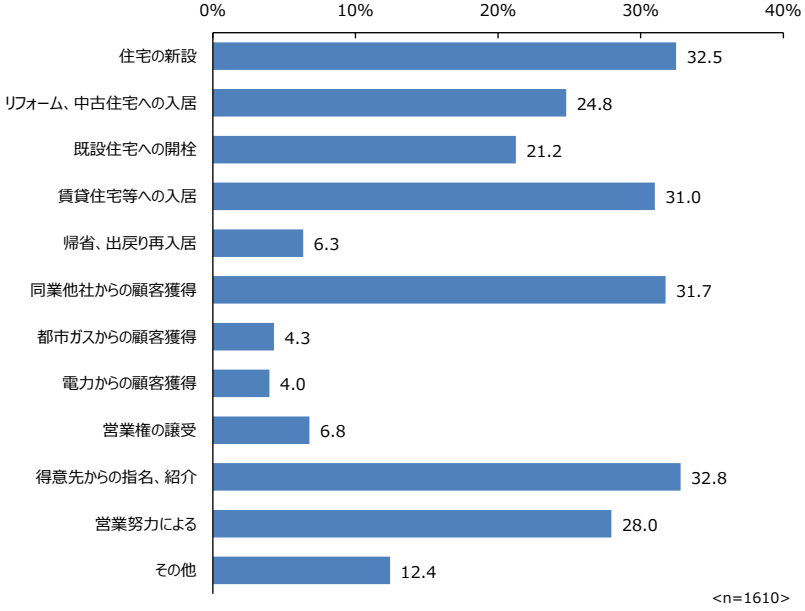

図表 1-012 得意先戸数の減少要因

Q2-7 (2)で答えていただいた得意先供給戸数について、前年度と比較して減少した要因をお教え願います

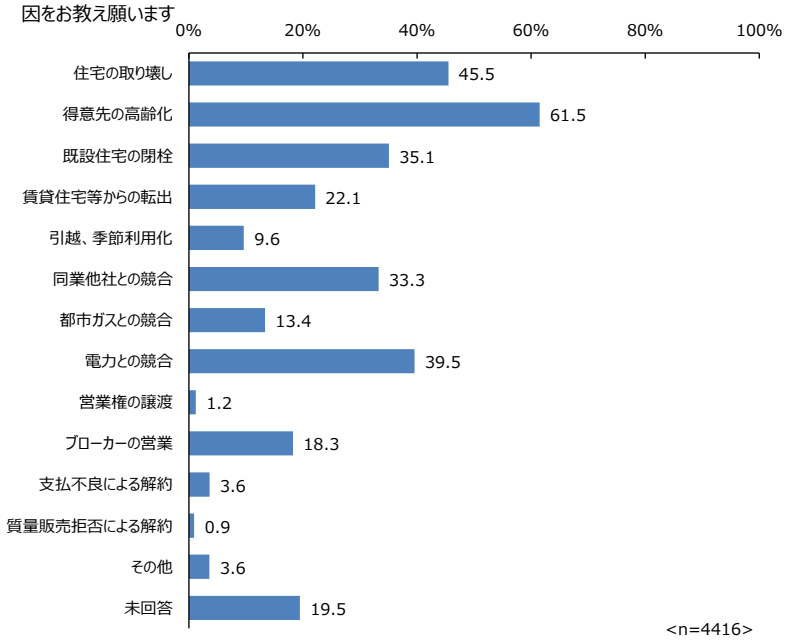

6. ＬＰガス事業のコスト比率

ＬＰガス事業のコスト比率としては、「ＬＰガスの仕入」（４１．１％）や「ＬＰガス機器その他仕入」（１１．１％）および「輸送費」（５．５％）といった変動費が６０％弱を占めている。換言すれば、売上にかかわらず発生する固定費比率は４割程度で半分を下回り、売上高が減少した場合においても、固定費が過度に負担となり経営を圧迫するような事態は生じにくいと思われる。その一方で、上記変動費の削減は従量料金低減化に向けた重要な要素であるが、ＬＰガス輸入価格の変動や仕入先との交渉結果の影響が強く反映され、各事業者の自助努力のみでは削減が困難である点に留意が必要となる。

図表 1-013 ＬＰガス事業のコスト比率

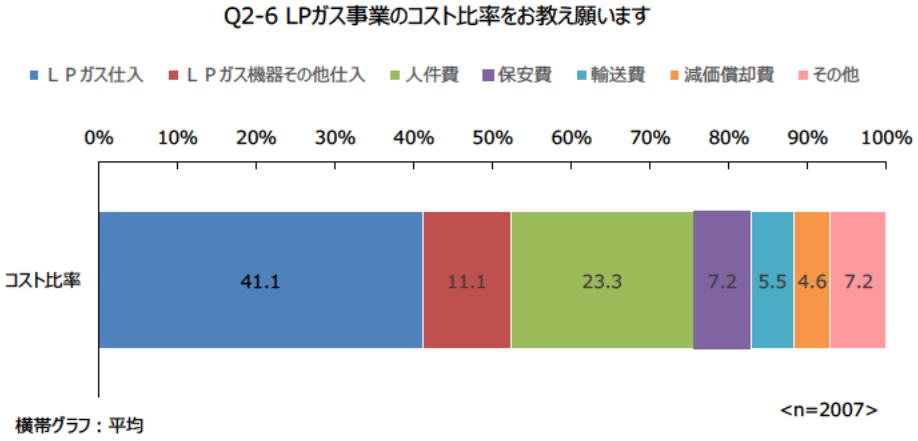

7. 集中監視システムの導入

(1)集中監視システムの導入戸数

集中監視システムの導入戸数について、「0戸」の未導入事業者が４４．８％と半数近くに達している。前年比較では、未導入の事業者の比率は昨年度の５２．５％よりも減少しているが、「未回答」の１７．５％においても未導入の事業者が一定数含まれていると思われ、傾向としては大きな変動は無いと推測される。

図表 1-014［前年比較］ 集中監視システムの導入戸数

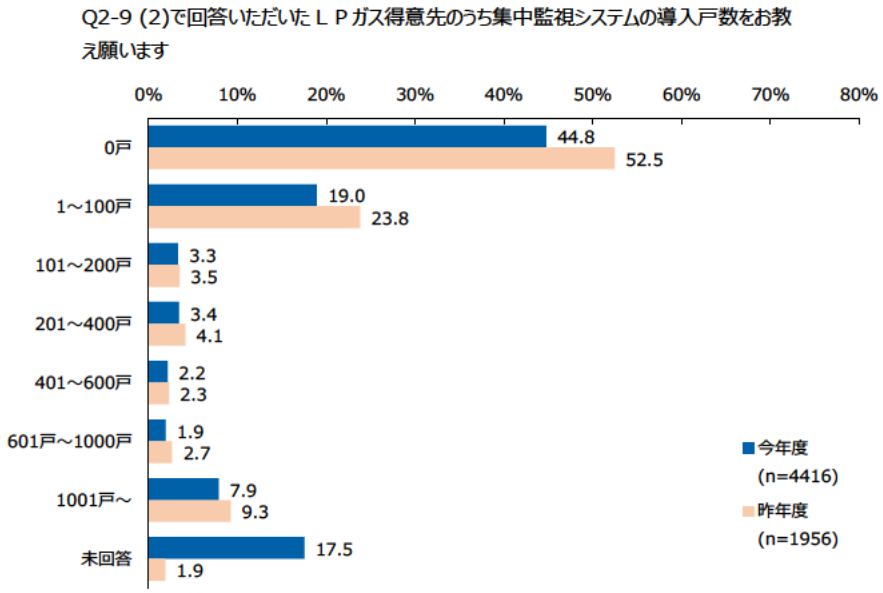

(2)集中監視システム導入に向けた課題

集中監視システム導入に向けた課題としては、「初期投資がかかる」との回答が５４．４%に達し、「コストが回収できない」（３１．４%）と合わせ、経済的な要因が導入の阻害要因となっていることが見て取れる。

図表 1-015 集中監視システム導入に向けた課題

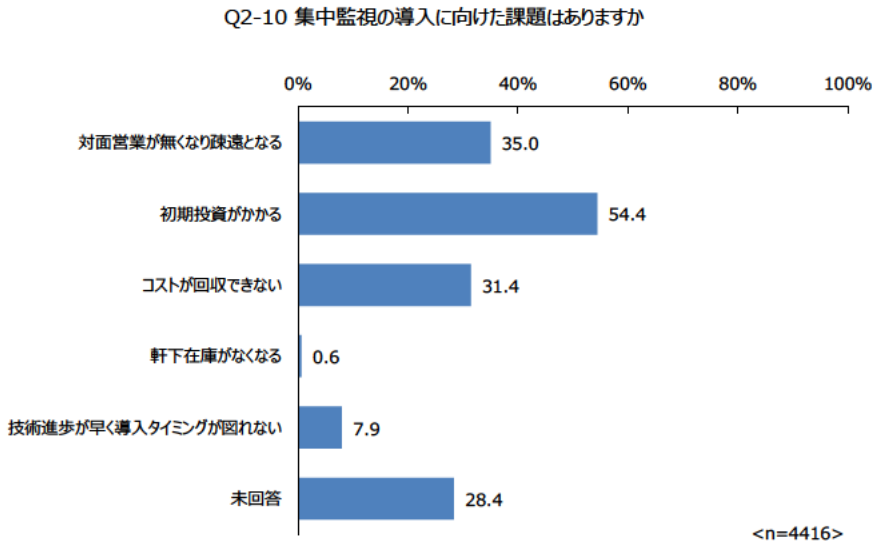

8. 保安認定事業者の取得状況

(1)取得状況

保安認定事業者の取得状況は「第一号認定液化石油ガス販売事業者」が９．２%、「第二号認定液化石油ガス販売事業者」が６．２%となっている。

図表 1-016 保安認定事業者の取得状況

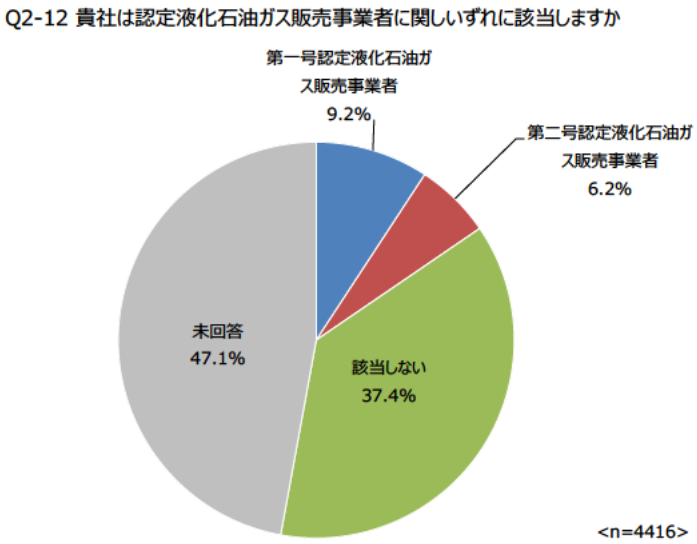

(2)認定を取得しない理由

保安認定事業者を取得しない理由としては、「認定を取得したいが、費用負担が大きい」が４１．１％と、経済的なものが最上位に挙げられている。また、「現体制で十分保安確保できている」が３５．３％となっており、本来的に取得の必要性を感じていない事業者が続いている。

図表 1-017 保安認定事業者を取得しない理由

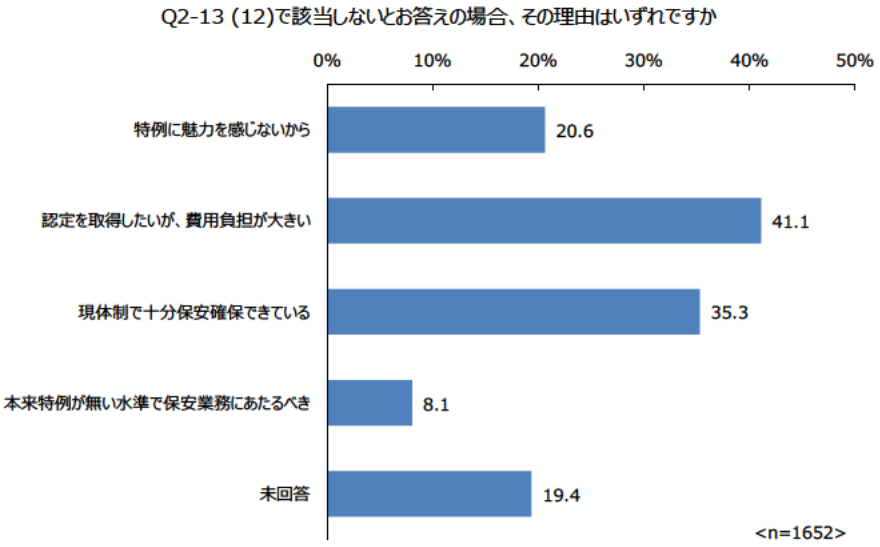

9. 質量販売の取り組み

(1)今後の方向性

質量販売の方向性については、大多数が現状維持ないしは縮小と回答しており、拡大意向を持っている事業者は１．５％に止まっている。質量販売における保安面での対応が影響しているものと推測される。

図表 1-018 質量販売の方向性

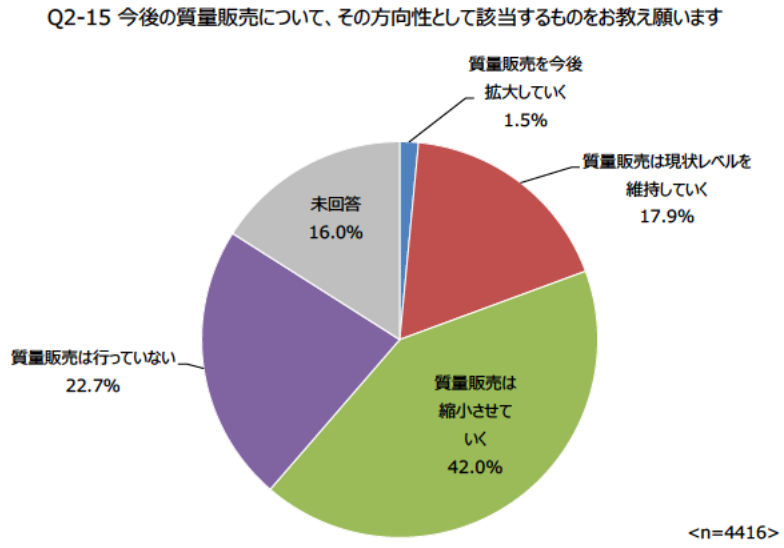

(2) ＦＲＰ容器（7.5kg）の使用状況

質量販売に対する拡大意向を持っている事業者においてさえも、7.5kgＦＲＰ容器の現状の使用実績や今後の使用意向とも1割程度に止まっている。

図表 1-019 ＦＲＰ容器（7.5kg）の使用状況

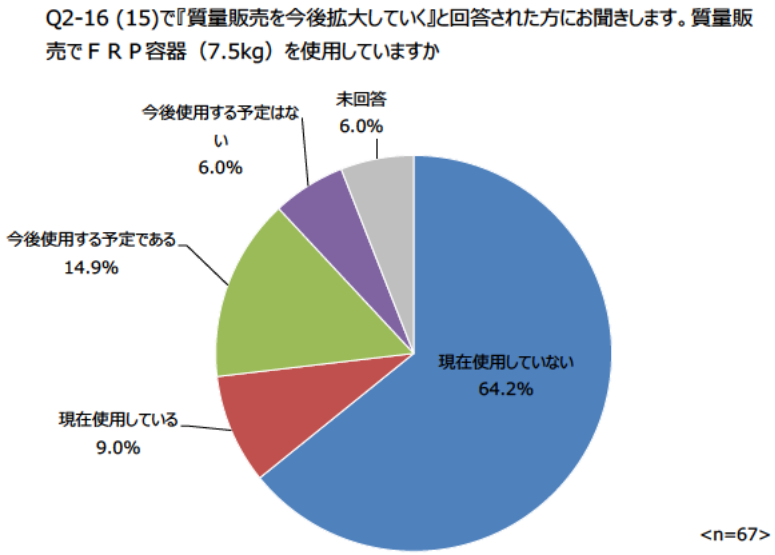

(3) ＦＲＰ容器（20kg）の活用方針

20kgＦＲＰ容器の今後の活用については、６０．３%の事業者が「現状では決めていない」と、大部分の事業者において方針が定まっていない。

図表 1-020 ＦＲＰ容器（20kg）の活用方針

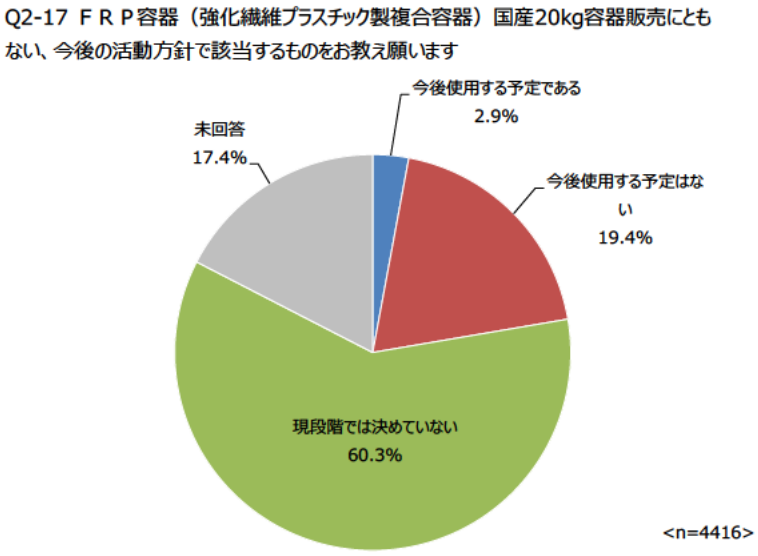

(4) ＦＲＰ容器の使用予定がない理由

①7.5kg

7.5kgＦＲＰ容器の使用予定がない理由としては、「鋼製容器で十分」が７５．０％と最上位であり、検査費用や容器の本体価格等の経済性のみならず、新たな需要への訴求よりも既存の顧客層への拡販を重要視している可能性も考えられる。

図表 1-021 ＦＲＰ容器の使用予定がない理由（7.5kg）

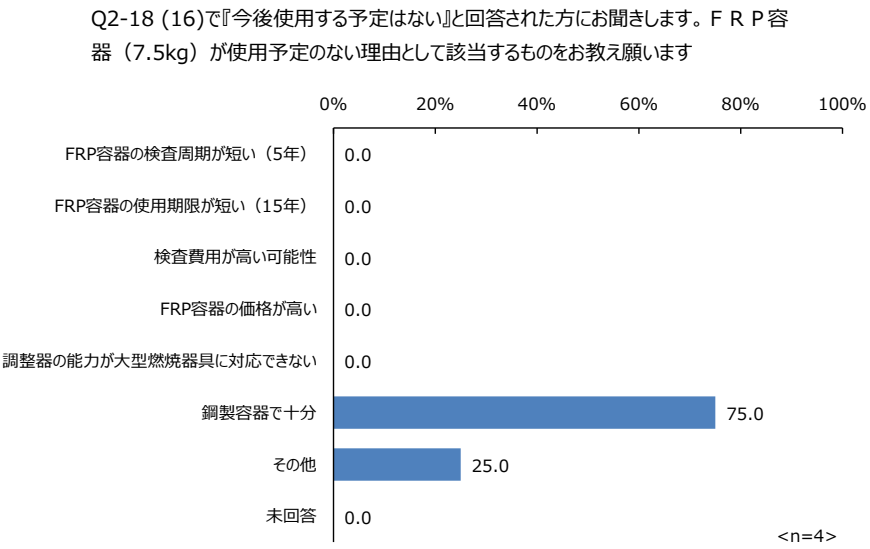

②20kg

20kgＦＲＰ容器の使用予定がない理由としても、「鋼製容器で十分」が５３．９％で最上位となっている。質量販売用のため消費者への直接的なＰＲ効果が乏しく、また、軽量性等のメリットも主に配送業務に関わるものであるため、現時点では鋼製容器を超えるメリットを感じていないものと思われる。

図表 1-022 ＦＲＰ容器の使用予定がない理由（20kg）

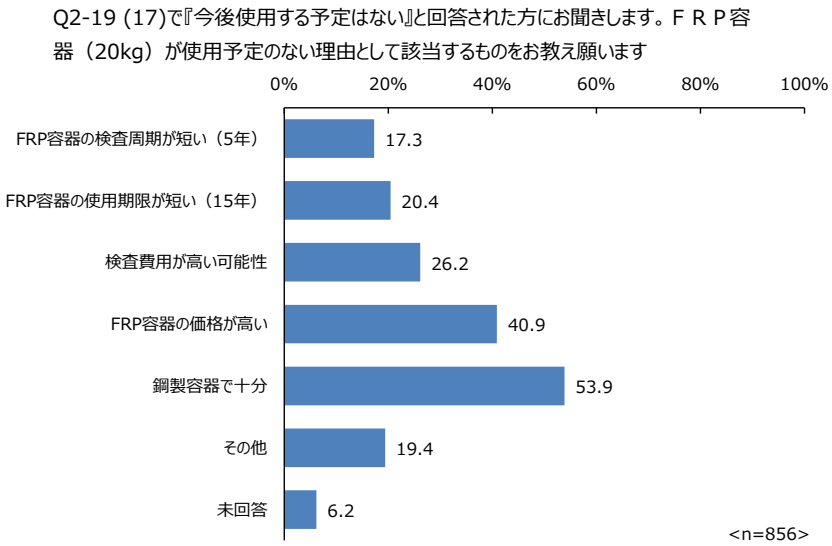

２－２　料金透明化・取引適正化

1. 料金表の種類

(1)家庭用

①回答者全体

家庭用における料金表の種類は、「1種類」（２５．４％）、「2～5種類」（４１．６％）と、７割弱の事業者が5種類以内と回答している。

図表 1-023 家庭用の料金表の種類

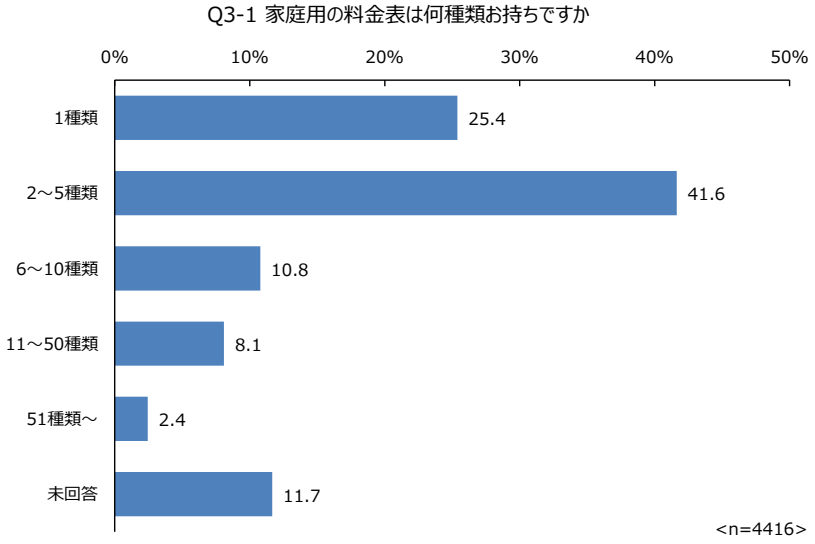

②規模別

規模別では、得意先戸数「２５０１戸～」の大規模事業者における集約化後の体制は十分とは言えず、あまりに多数の料金表が存在している場合「標準的な料金表」を定義し、公表することは困難と思われる。集約化により割高となる顧客への対応や集約化による収益状況の悪化の回避等の課題が想定されるが、大規模事業者は周囲の事業者への影響度も大きいことから、計画的な集約化が望まれる。

図表 1-024［規模別］　家庭用の料金表の種類

Q3-1 家庭用の料金表は何種類お持ちですか

	n	1種類	2～5種類	6～10種類	11～50種類	51種類～	未回答
1～150戸	631	53.2%	37.6%	1.3%	0.6%	0.2%	7.1%
151～300戸	725	41.4%	48.6%	4.8%	1.8%	0.0%	3.4%
301～600戸	810	22.7%	57.7%	12.5%	4.1%	0.5%	2.6%
601～1000戸	500	15.4%	52.0%	16.6%	11.2%	0.6%	4.2%
1001～2500戸	519	11.2%	42.4%	22.7%	16.2%	1.7%	5.8%
2501戸～	545	6.2%	25.7%	18.5%	23.5%	16.3%	9.7%

(2) 業務用

業務用の料金表についても６割以上の事業者が「5種類以下」と回答している。

図表 1-025 業務用の料金表の種類

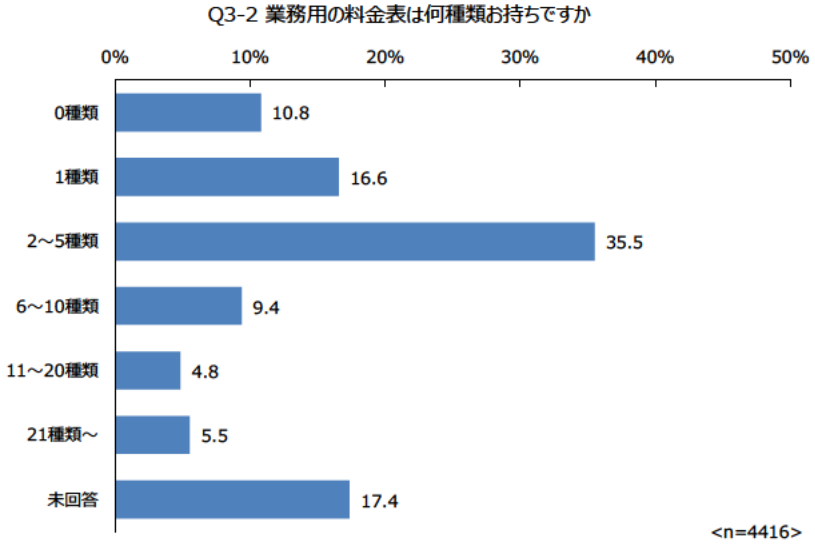

2. 基本料金の設定

(1) 家庭用

家庭用の料金表については、ほぼ全ての事業者が基本料金を設定していると回答している。

図表 1-026 基本料金の設定（家庭用）

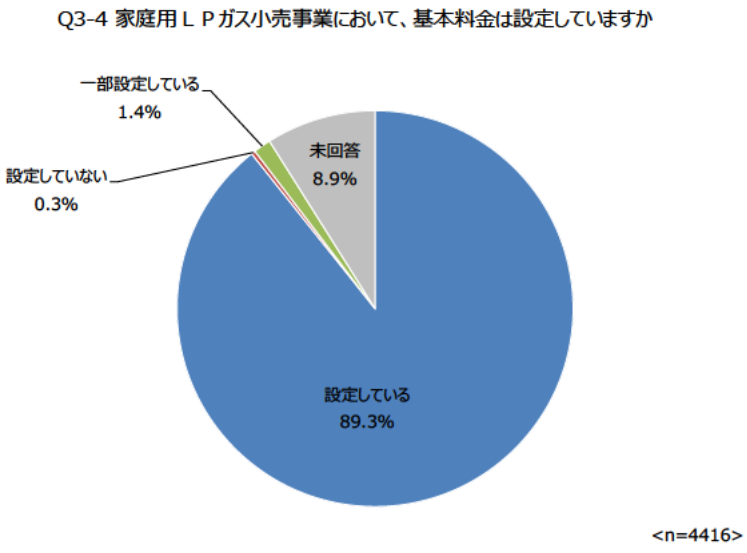

(2)業務用

業務用の料金表については、「設定している」事業者は３７．２％に止まり、「設定していない」事業者も１４．０％見られる。業務用の顧客においては相対で料金が決まるケースも多く、また、家庭用の顧客に比べて消費量も多い傾向にあるため、事業者の意思に反して設定できないケースも多いものと思われる。

図表 1-027 基本料金の設定（業務用）

Q3-5 業務用ＬＰガス小売事業において、基本料金は設定していますか

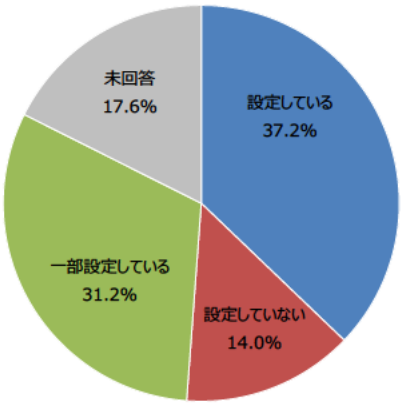

<n=4416>

3. 適用している料金体系の比率

(1)家庭用

家庭用の料金表について、各料金体系の適用比率（平均値）は、「逓減型二部制」が３７．９％、「単純二部制」が３６．７％と、「二部制」の料金体系が８割弱を占めている。「三部制」の料金体系の適用比率は低く、消費設備の費用負担を強いられるもＬＰガス料金に転嫁できない、あるいは、転嫁していることを明示できない、といった事情も影響していると思われる。なお、詳細は後述するが、各料金体系とも未適用もしくは全得意先に適用の二極分化の傾向が見られることから、複数の料金体系をミックスしている事業者は少ないものと思われる。

図表 1-028 適用している料金体系の比率（家庭用・平均値）

Q3-8-1 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用］

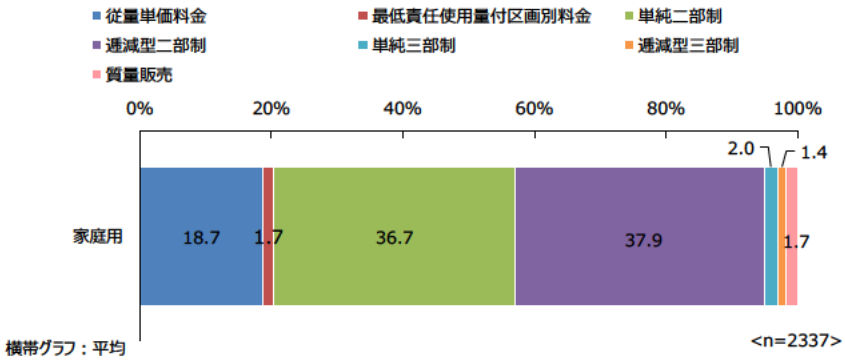

<n=2337>

(2)業務用

業務用の料金表について、各料金体系の適用比率（平均値）は、「従量単価料金」が４５．４%、「単純二部制」が３１．２%と両者で8割弱、さらに「逓減型二部制」の１８．０%で大部分を占める。前述の通り、業務用の料金表では基本料金を設定していない（できない）ケースも多いことが、「従量単価料金」が最上位となっていることに影響していると思われる。

図表 1-029 適用している料金体系の比率（業務用・平均値）

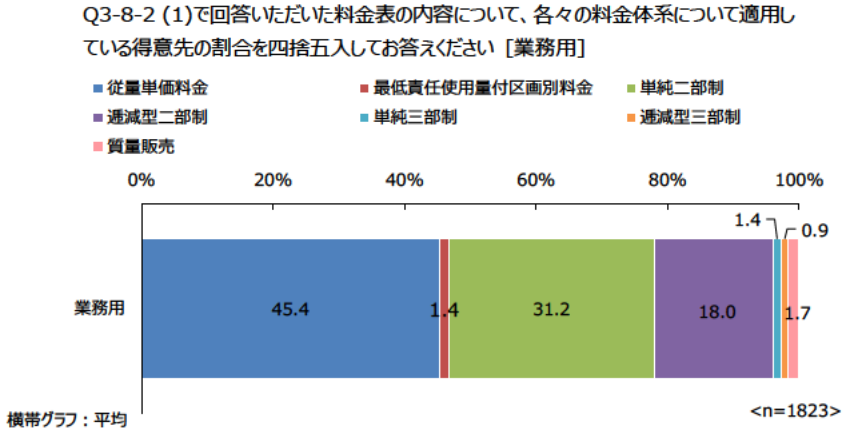

4. ホームページの有無

(1)回答者全体

ガイドラインにおいて、標準的な料金表の公表の場として推奨されているホームページについては「はい」（ホームページ有り）との回答は３１．４%にとどまる。

図表 1-030 ホームページの有無

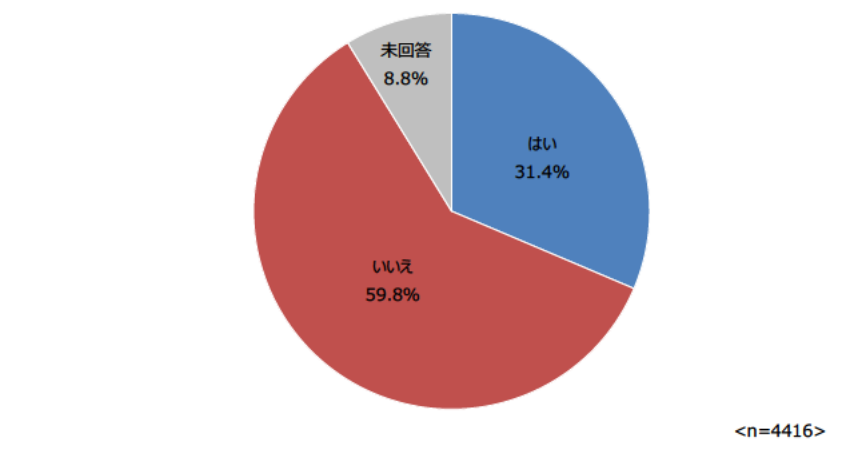

(2) 規模別

規模別では、得意先戸数「1000戸以下」の事業者においては、ホームページの無い事業者が過半数を占めるが、会社案内や販売促進等、ホームページの本来的な機能の効果も乏しく、また保守や運用費用も発生するため、いたし方ないと言える。

図表 1-031［規模別］ ホームページの有無

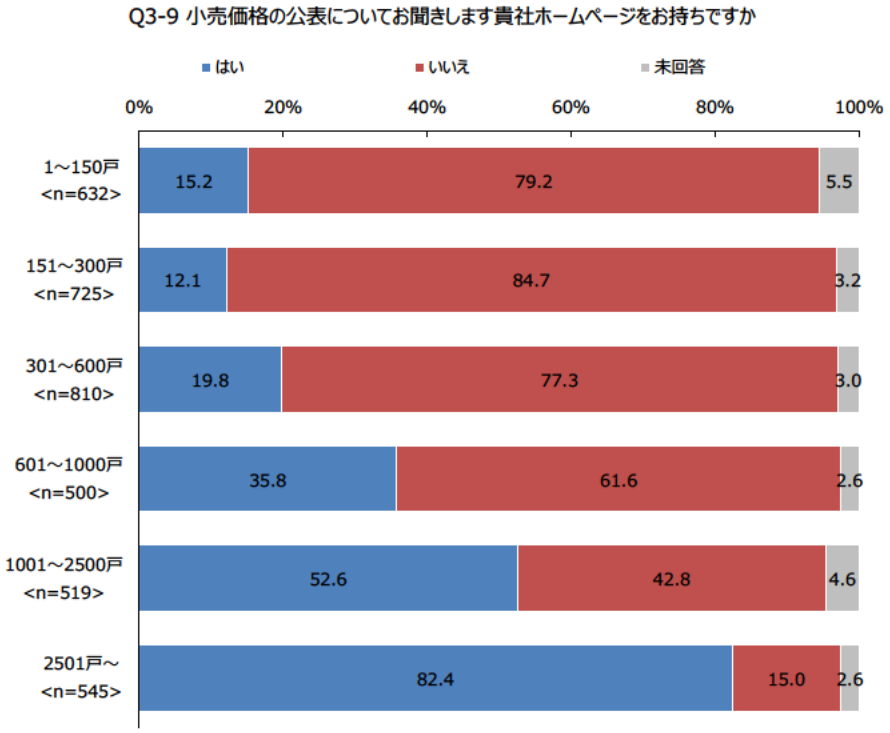

(3) 前年比較

前年比較では、そもそも回答者が総じて小規模事業者が多いため、ホームページの保有比率も昨年度から大きな変化は見られない。

図表 1-032［前年比較］ ホームページの有無

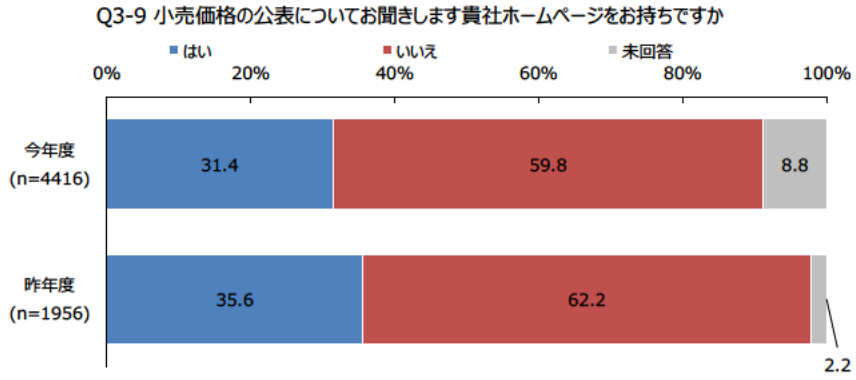

5. 小売価格の公表

(1)公表方法

小売価格の公表方法としては、「店頭に料金表を掲示」が６１．９％で最も多くなっている。小売価格を「公表していない」事業者は１．２％に止まり、価格の開示は進んでいることが窺われる。

前年比較では、「検針票（請求書）等に明記」の回答比率が１０ポイント程度減少している以外は、大きな変動は見られない。

図表 1-033［前年比較］ 小売価格の公表方法

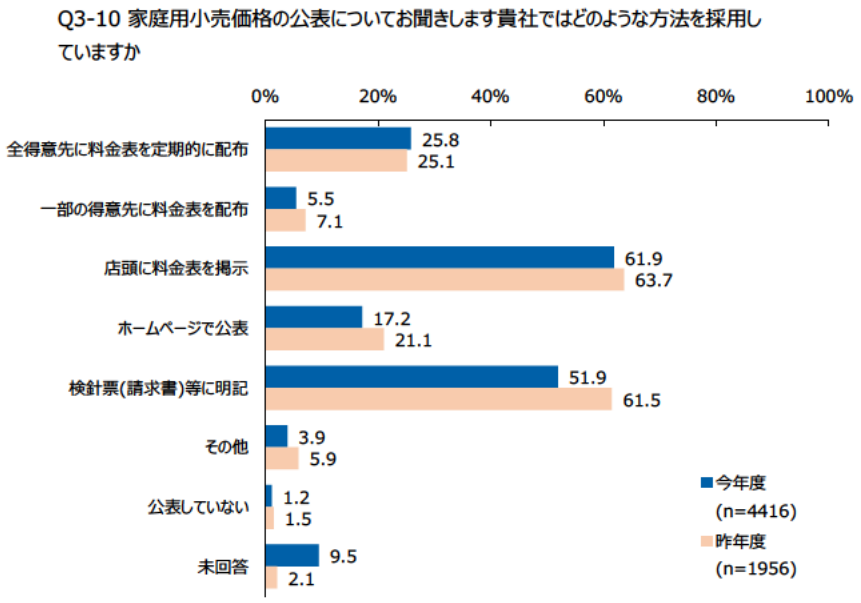

(2)小売価格非公表の理由

小売価格非公表の理由としては、「料金表は直接顧客に配布・通知」（４５．１％）、「必要性を感じない」（２７．５％）が上位となっている。小売価格の公表の目的が「不特定多数の一般消費者等が自由に閲覧」にあり、自店の顧客のみへの開示は公表とは言えず、消費者の側に立った対応が望まれる。

図表 1-034 小売価格非公表の理由

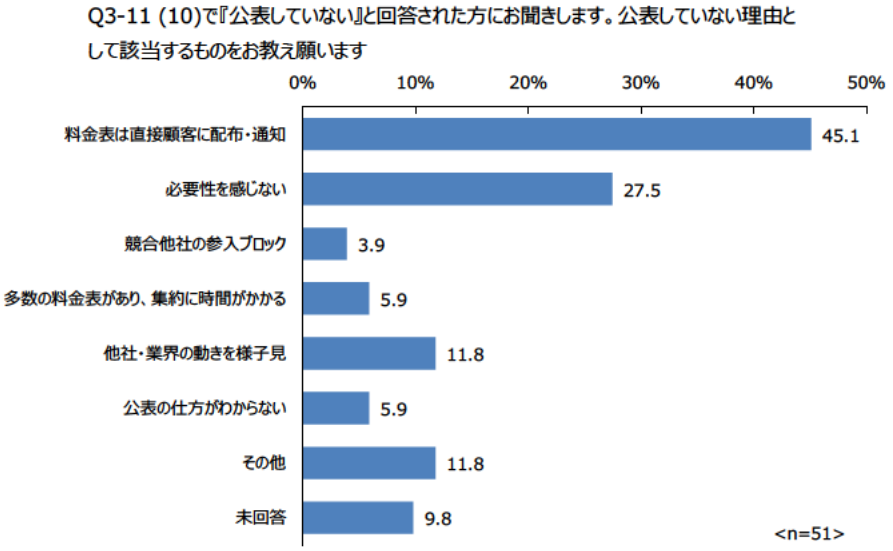

6. 14条書面の説明の有無

１４条書面の記載事項については、「説明している」とする事業者が７５．６％に達し、大多数の事業者においては、適正に説明が実施されている。

前年比較では、「説明している」事業者の比率が６ポイント低下しているが、「未回答」の比率が１割を超えており、「未回答」を除外すると、「説明している」事業者の比率は昨年度とほぼ同水準となる。

［前年比較］ 図表 1-035 14 条書面の説明の有無

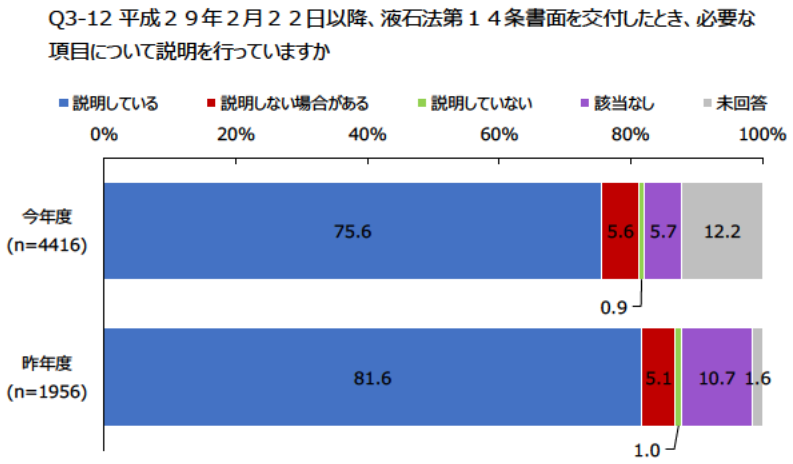

7. 書面交付時における説明内容

書面交付時に説明を実施している内容としては、供給開始時に関するものは７割前後に達しているが、契約解約時に関するものは4割前後に止まっている。顧客とのトラブルが発生する可能性は解約時の方が高いと思われるため、事後のトラブル回避のためにも説明の徹底が求められる。

図表 1-036 書面交付時における説明内容

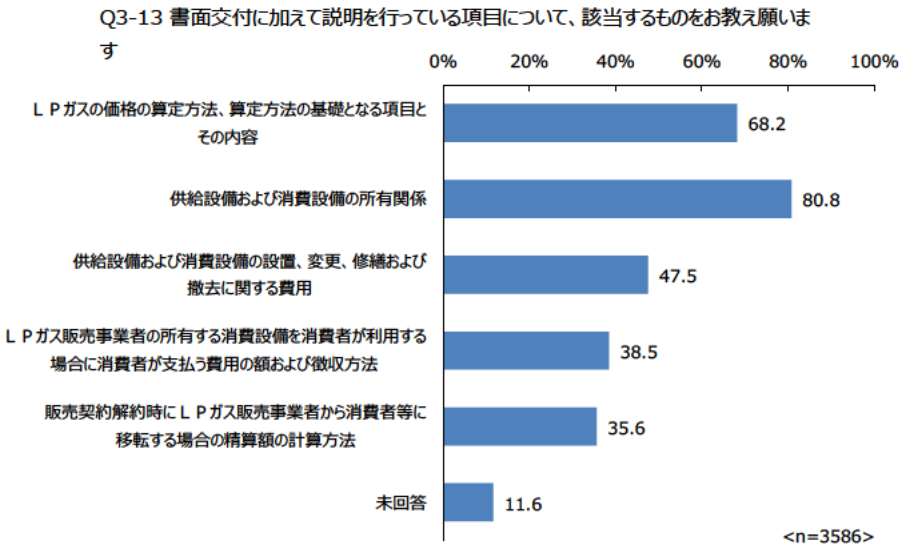

8. 小売価格改定時の周知方法

(1)家庭用

小売価格改定時の周知について、「特に周知していない」との回答は０．５％となっており、小売価格の周知はなされている。その一方で、「口頭で説明する」との回答が１９．０％となっており、後日のトラブル回避のため、請求書や検針票等による書面、あるいは電子メールやWebサイト活用等の方法が必要となる。

図表 1-037 小売価格改定時の周知方法（家庭用）

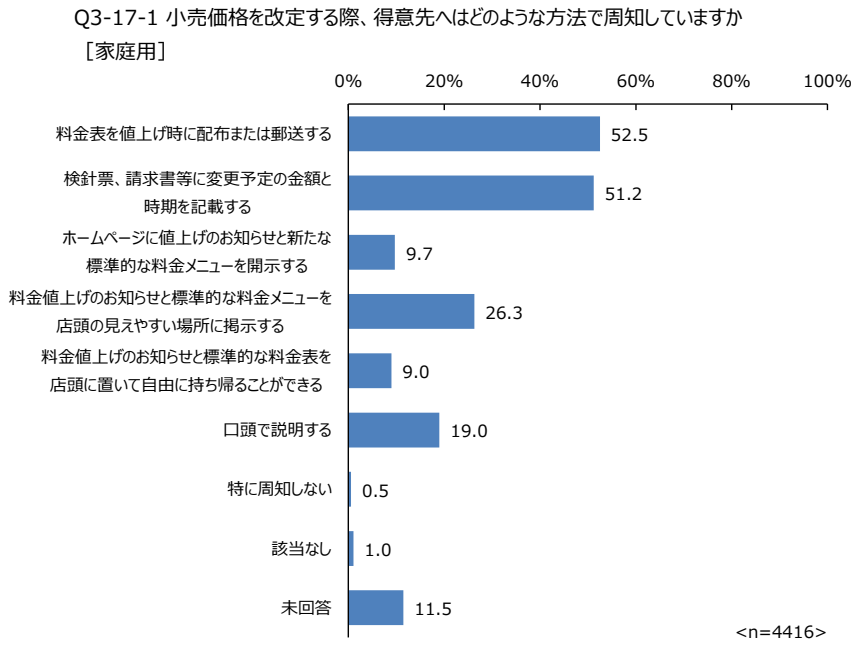

(2)業務用

業務用においても、「特に周知していない」との回答は０．７％と小売価格の周知はなされているが、「口頭で説明する」との回答は２８．９％と家庭用よりも高くなっている。業務用においては、相対取引のために明示が困難な状況も推測される。

図表 1-038 小売価格改定時の周知方法（業務用）

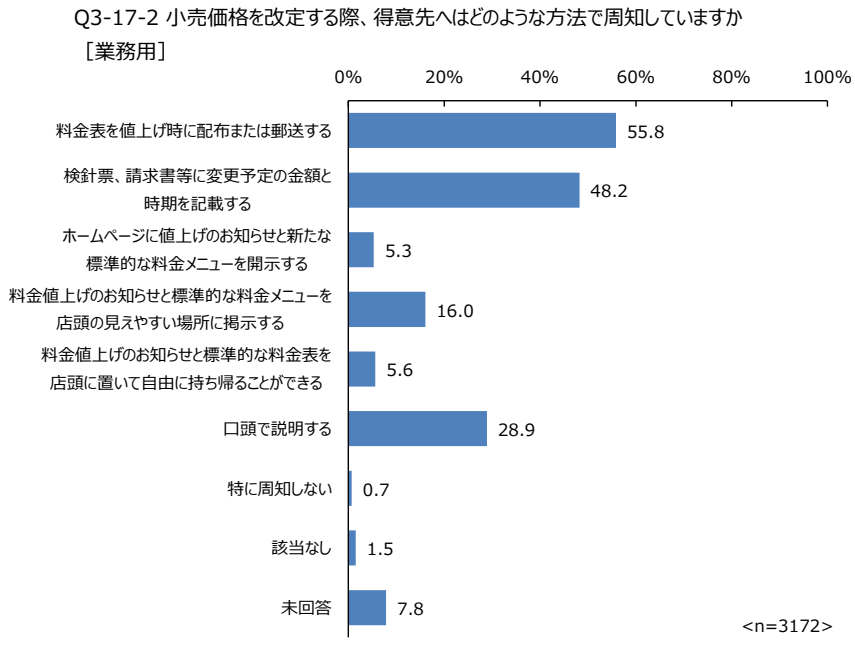

9. 設備等の費用負担とＬＰガス代金への転嫁

(1)費用負担の状況

賃貸型集合住宅における設備等の費用を「負担したことがある」事業者は５５．２％と過半数を占めている。

前年比較では、負担したことが無い事業者の比率が減少しているが、その一方で、「未回答」の比率が増加しているため、実際に負担したことが無い事業者が減少傾向にあるとまでは言えない。

［前年比較］ 図表 1-039 設備等の費用負担

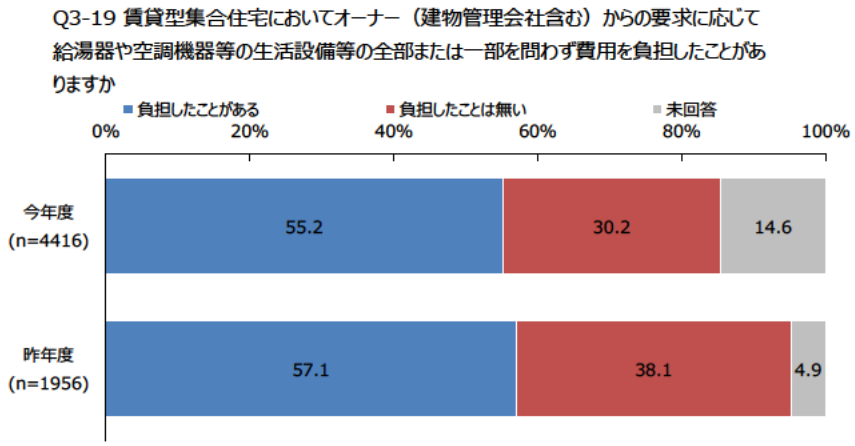

(2)費用負担をした設備・工事

費用を負担した設備・工事の内容としては、「給湯器」が９４．４％と最も多く、費用負担経験のあるほぼ全ての事業者が費用を負担している。以下、「エアコン」や「ドアチャイム」等のＬＰガス使用量増も望めないガス機器以外の設備が続き、競合エネルギーや同業者間での競争激化を背景に、オーナー等からの要求を受け入れざるを得ない状況も窺われる。

図表 1-040 費用負担した設備・工事

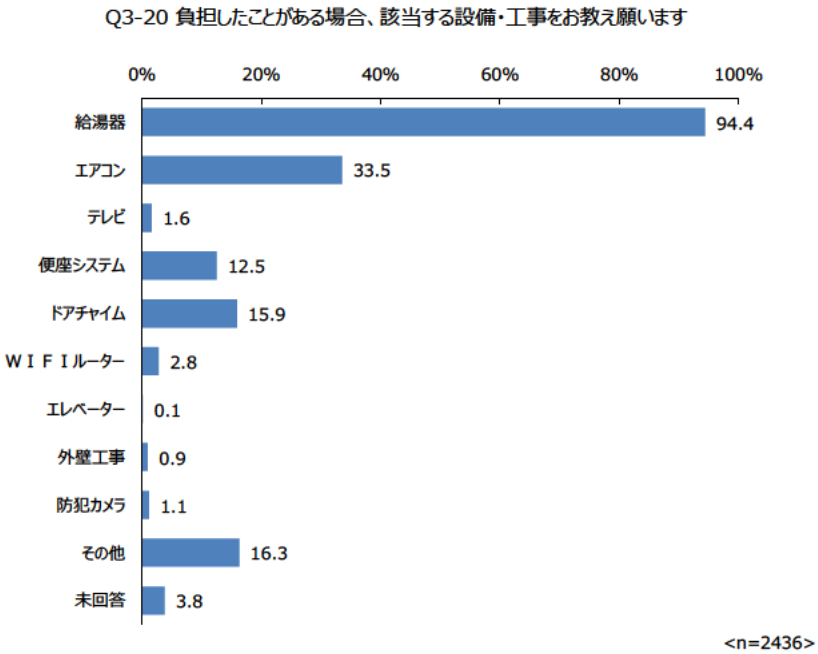

(3)設備費用等のＬＰガス代金への転嫁

負担した設備費用のＬＰガス代金の転嫁状況については、「転嫁していない」事業者が６５．９％と多い。

前年比較では、全部もしくは一部で転嫁している事業者の比率に大きな差異は無い。また、「転嫁していない」事業者の比率は５ポイント程度減少しているものの、「未回答」の回答比率が同程度増加していることから、傾向に大きな差異は無いと思われる。

［前年比較］　図表 1-041 設備費用等のＬＰガス代金への転嫁

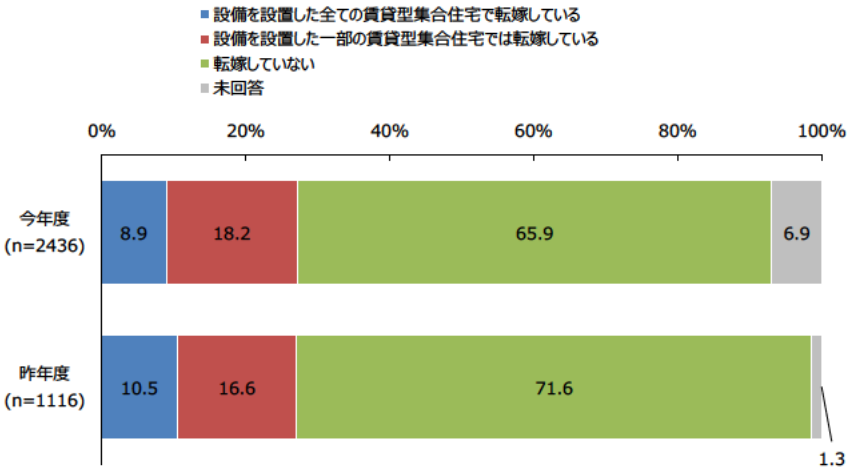

10. 設備撤去の所要日数

契約解除に際しての設備撤去の所要日数について、大部分の事業者は「７日以内」に設備を撤去していると回答しており、いわゆる「１週間ルール」は浸透しているものと思われる。

図表 1-042 設備撤去の所要日数

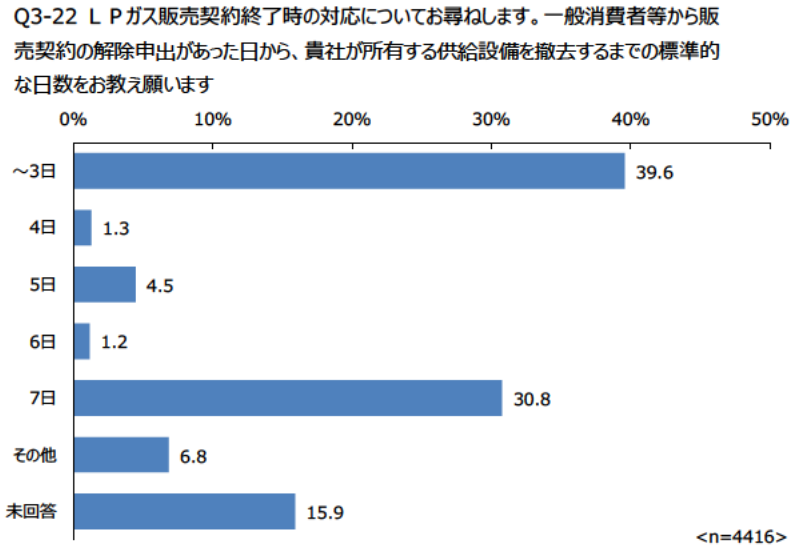

11. 選ばれるエネルギーへの取り組み

(1)需要促進型の料金および電気とのセット割（家庭用）

需要促進を目的とした料金については、「設定していない」事業者が４６．５％と半数近くを占め、ＬＰガス料金の戦略性については十分に認められない結果となっている。

前年比較では、各回答比率は微減だが、「未回答」が減少分を吸収しており、回答傾向に大きな変動は無い。

［前年比較］　図表 1-043 需要促進型の料金および電気とのセット割

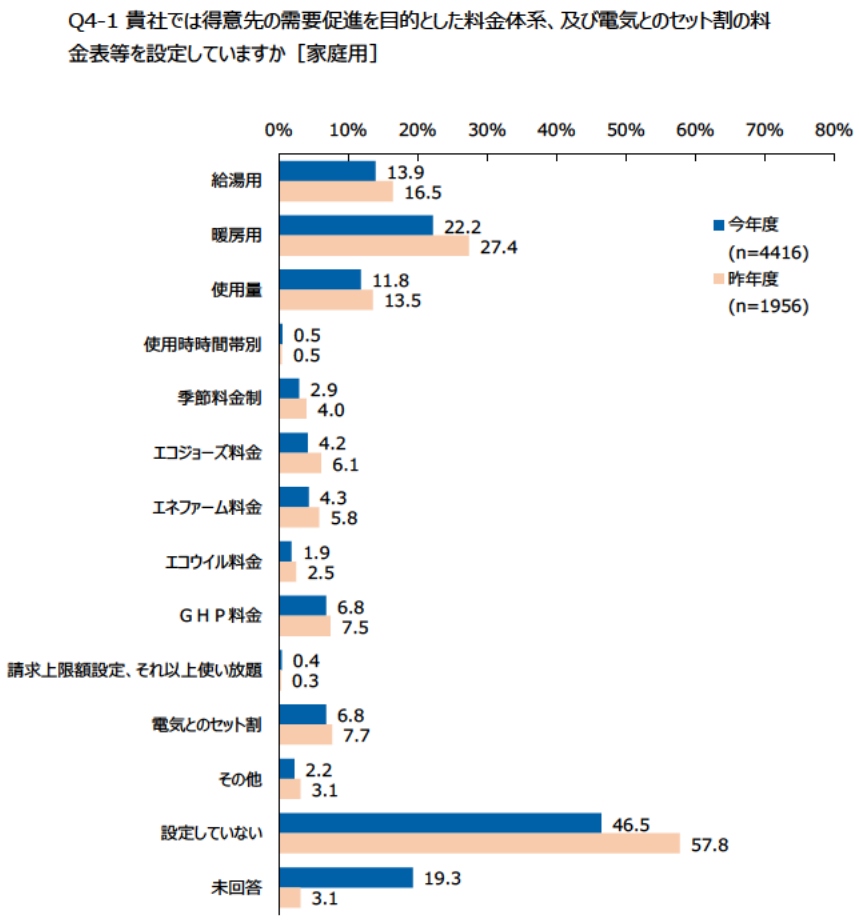

(2)競合エネルギー対応料金（家庭用）

競合エネルギー対応の料金については、「設定していない」との回答が５８．２％と需要促進型料金の未設定率をさらに上回っている。小売自由化に伴い、電力や都市ガスの料金プランは多様性を増しており、ＬＰガス事業者においても選ばれるエネルギーとして、料金の戦略性が求められる。

前年比較では、需要促進型料金と同様に、各回答比率は微減だが「未回答」が減少分を吸収しており、回答傾向に大きな変動は無い。

［前年比較］　図表 1-044 競合エネルギー対応料金

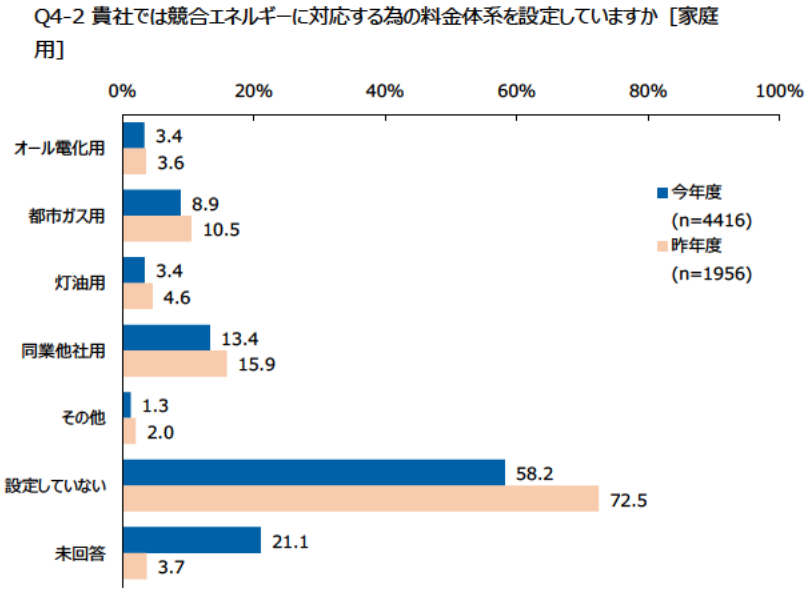

２－３　今後の事業方針

1. 小売価格低減化の意向

(1)家庭用

家庭用の小売価格低減化については、「既に対応済である」や「下げる意向がある」との回答は２割弱に止まる一方で、「今後の検討課題」とする事業者が５２．９％と過半数を占め、足下での競争環境や将来の不透明感による事業者の迷いが想像され、今後のかじ取りの困難さが浮き彫りになっている。

図表 1-045 小売価格低減化の意向（家庭用）

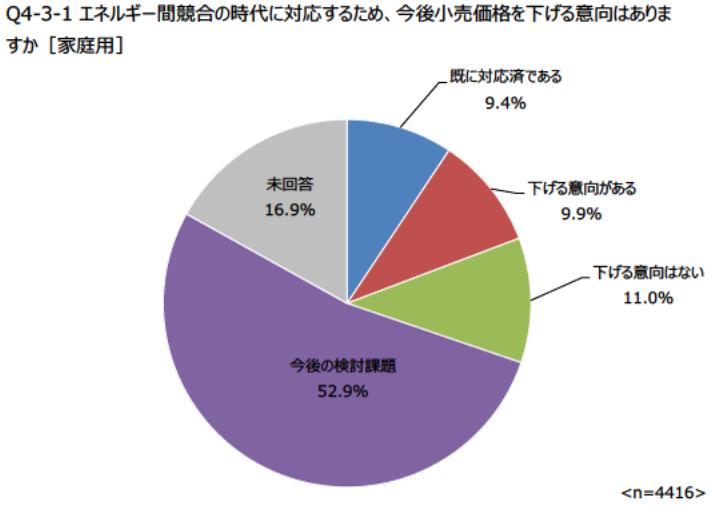

(2)業務用

業務用においても「今後の検討課題」とする事業者が４７．４％と半数近くを占めている。

図表 1-046 小売価格低減化の意向（業務用）

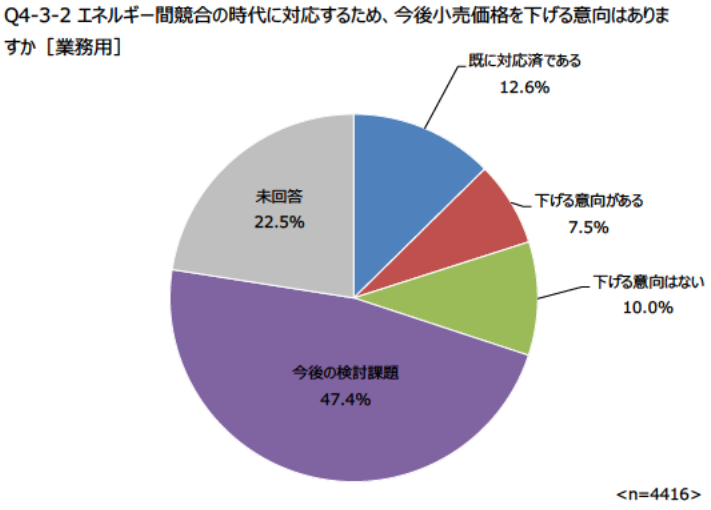

2. 顧客への請求方法

ＬＰガス料金の請求方法については、「書面（ポストイン、検針票と同時）」が７９．７%、「書面（郵送）」が４６．５%と書面によるものが中心となっており、請求の電子化は進んでいない。

前年比較では、各回答比率は微減だが、「未回答」が減少分を吸収しており、回答傾向に大きな変動は無い。

図表 1-047［前年比較］ 顧客への請求方法

Q4-5 顧客へのガス料金請求方法をお教え願います

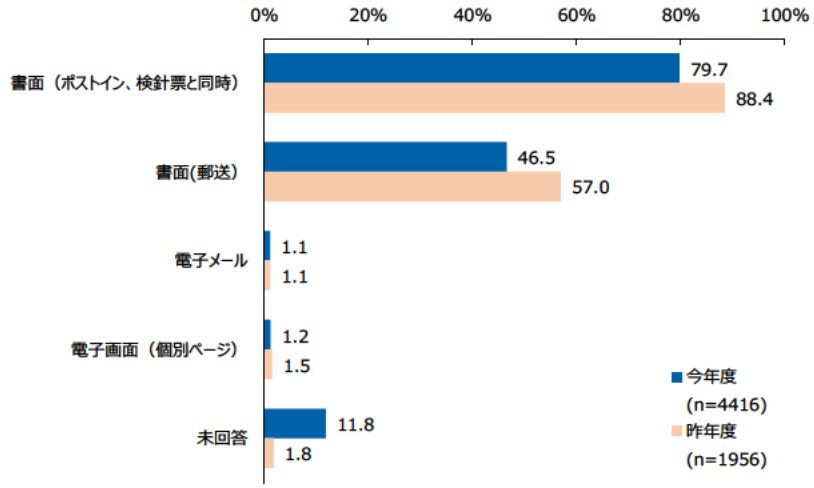

3. 家庭用顧客からのＬＰガス料金の回収

(1)現状の回収方法

現状の料金回収方法について、８４．１%の事業者が「集金」、６９．９%が「顧客が持参」と回答しており、仮に一部だとしても、前時代的な回収方法が存在している。自由回答では「集金」が顧客との接点機会を創出しているとの意見も一部に見られるが、今後は新型コロナの影響により、対面での料金支払に難色を示す顧客が増加することも予想され、代替手段を検討する必要がある。

図表 1-048 家庭用顧客からの回収方法

Q4-7 家庭用顧客からのガス料金の回収方法で貴社で採用しているすべての回収方法をお教え願います

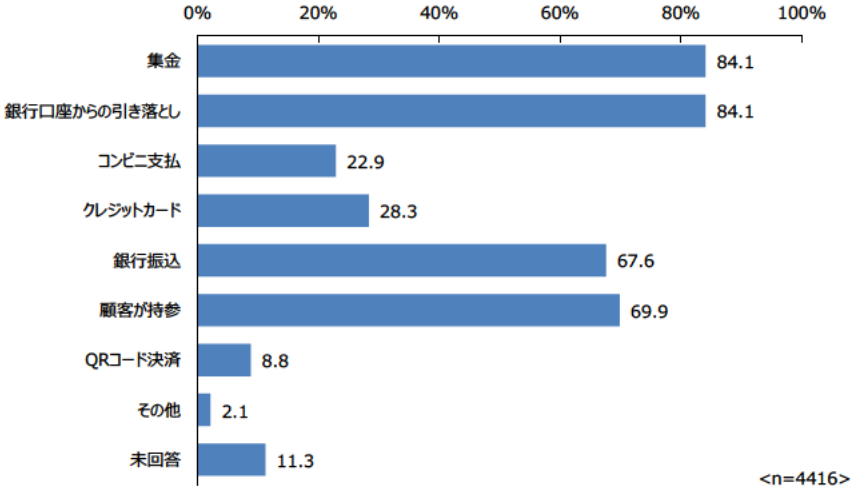

(2)今後増やしたい回収方法

今後増やしたい回収方法としては、「銀行口座からの引き落とし」（３９．３%）、「クレジットカード」（２６．２%）が上位となっている。

図表 1-049 今後増やしたい回収方法

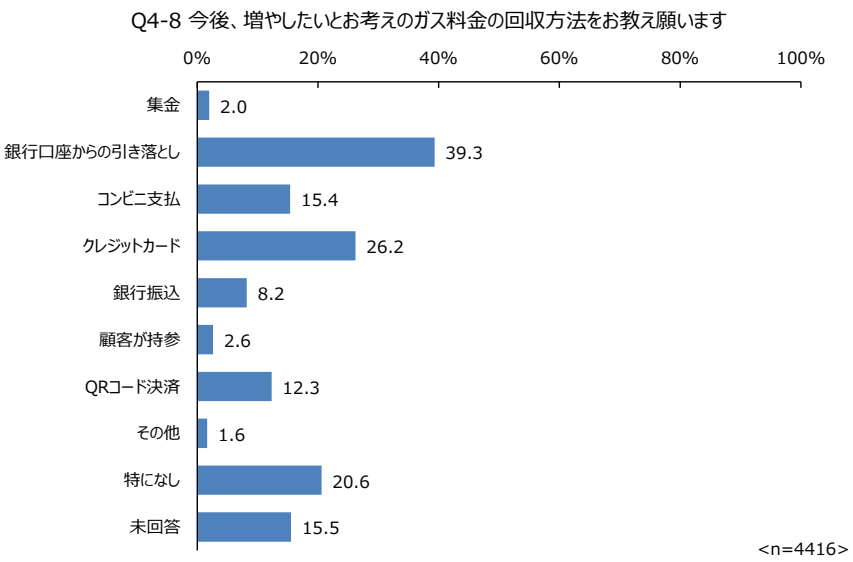

4. 5年間での経営環境の変化

５年間での経営環境の変化としては、「消費者戸数が減少している」（７８．８%)、「単位消費量が減少している」（５６．０%）といった自社得意先の構造変化によるものと、「建て替え時、オール電化への転換率が高まっている」（５９．８%)、「既設住宅のオール電化への転換が増加している」（４１．４%）といったオール電化によるものが上位となっている。

前年比較では、回答傾向に大きな差異は無く、販売数量の減少傾向が継続していることが窺われる。

図表 1-050［前年比較］ 5年間での経営環境の変化

Q5-1 経営環境について、この5年間でどのような変化が生じましたか

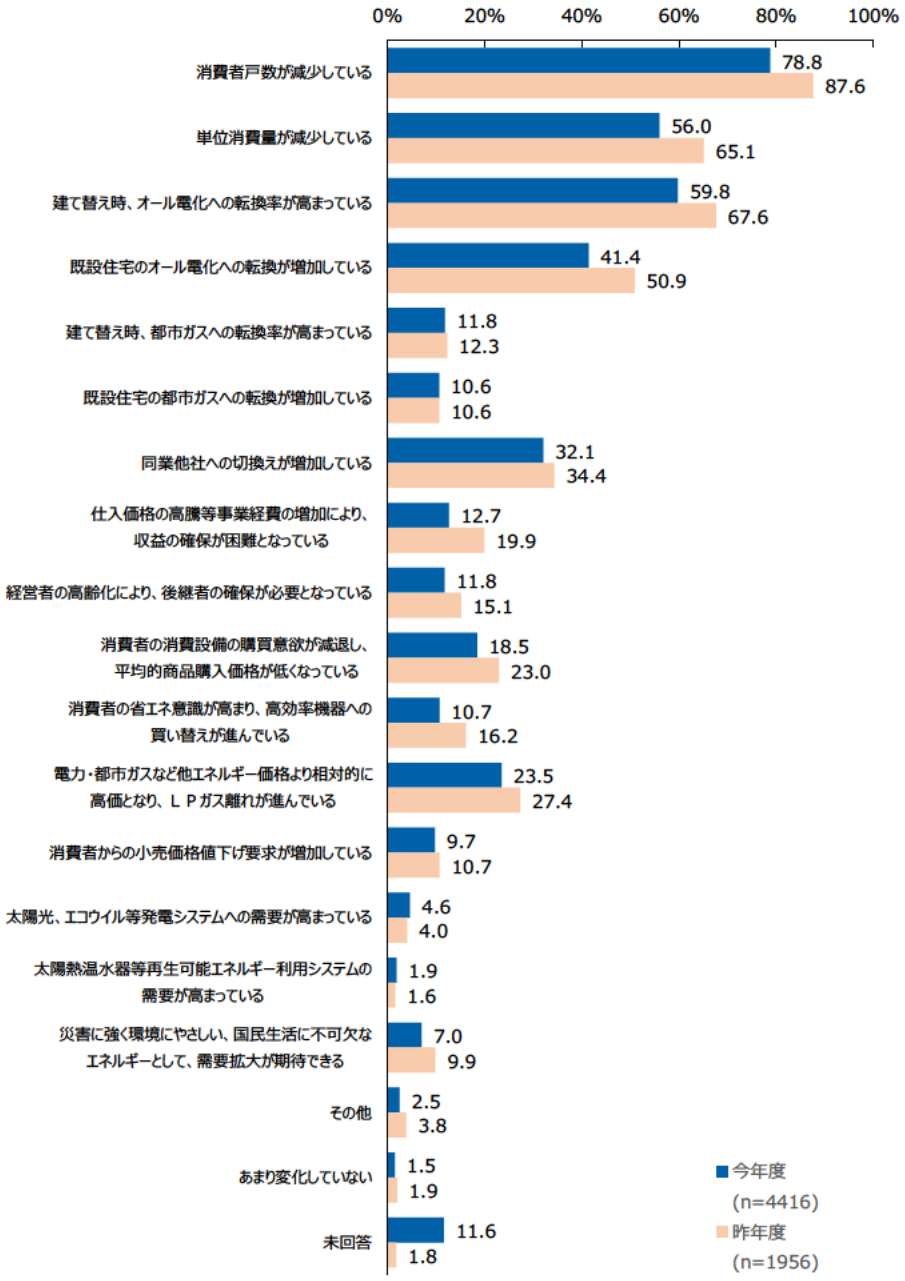

5. 投資について

(1)今年度の投資方針

今年度の投資方針としては、「保安に関する投資を優先」とする事業者が２７．８%の一方で、「決まっていない」および「未回答」の事業者で過半数を占めている。

図表 1-051 今年度の投資方針

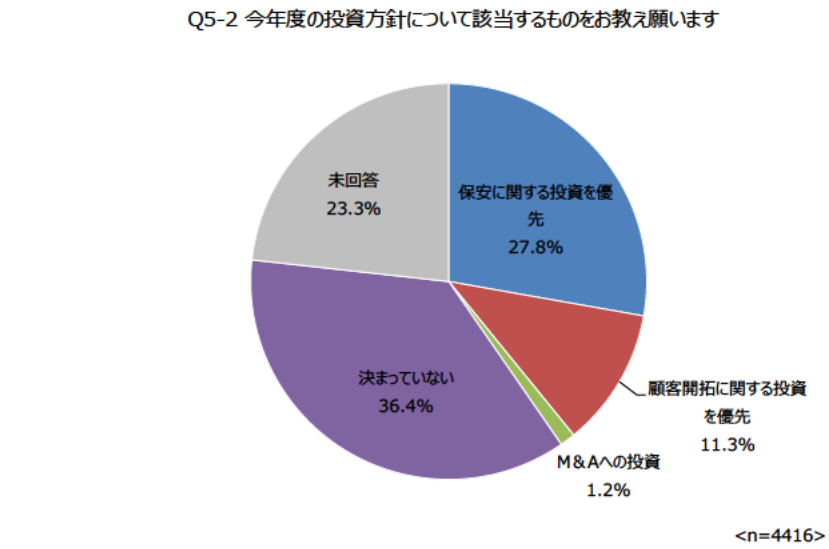

(2)投資額の比率（平均値）

既に実施済み、もしくは今後予定している投資の比率（平均値）としては、「集中監視システムへの投資」（１２．５%）や「新型ガスメーターへの投資」（３０．１%）といった保安面に関するものが４割強、「得意先戸数を増やす為の投資」（２０．４%）、「新規事業、新規扱い商品、サービスへの投資」（１５．４%）といった積極投資が３割強となっている。事業の拡大よりも維持にやや重きを置いていることが窺われる。

図表 1-052 投資額の比率（平均値）

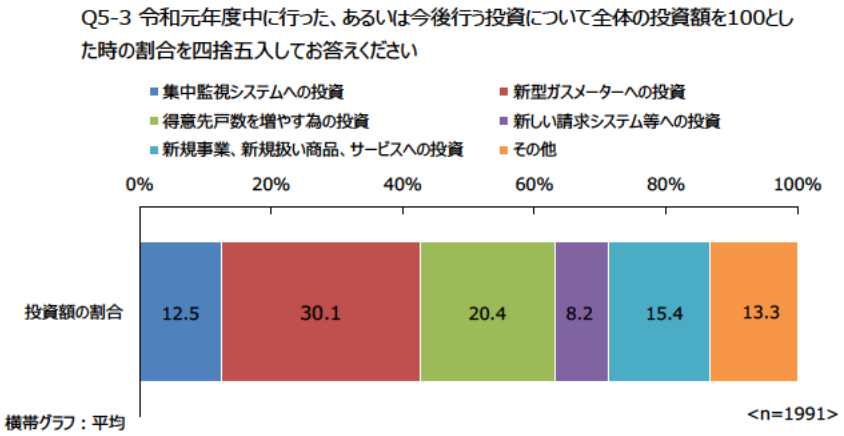

6. 今後の事業継続

(1)事業継続の意向

今後の事業継続の意向について、大部分の事業者においては事業継続の意向を持っているが、６．６％の事業者が「１年以内に廃業したい」もしくは「近い将来廃業したい」と回答している。

前年比較では、各回答は事業の継続意向の有無にかかわらず昨年度より減少しているが、「未回答」の事業者が１４．８％存在し、未回答を除した際の比率は昨年度と大きな差異は無い。

図表 1-053［前年比較］ 事業継続の意向

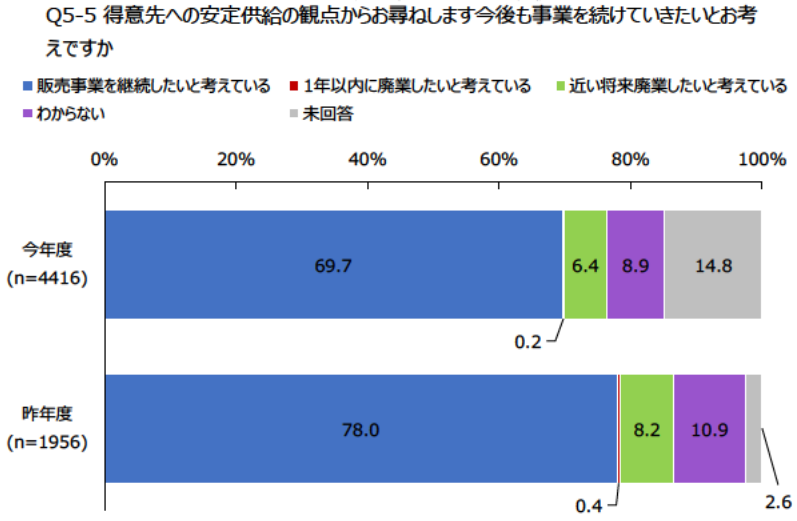

(2)廃業を検討する理由

「後継者がいないため」（６８．６％）が廃業を検討する理由の最上位であり、「得意先の高齢化、減少のため」（６０．４％）がこれに続いている。事業採算性が低い過疎高齢化地域における将来的なＬＰガス供給の空白地域の発現が懸念される。

前年比較では、昨年度と同様に「後継者がいないため」、「得意先の高齢化、減少のため」が上位となっているが、回答比率は若干上昇している。

図表 1-054［前年比較］ 廃業を検討する理由

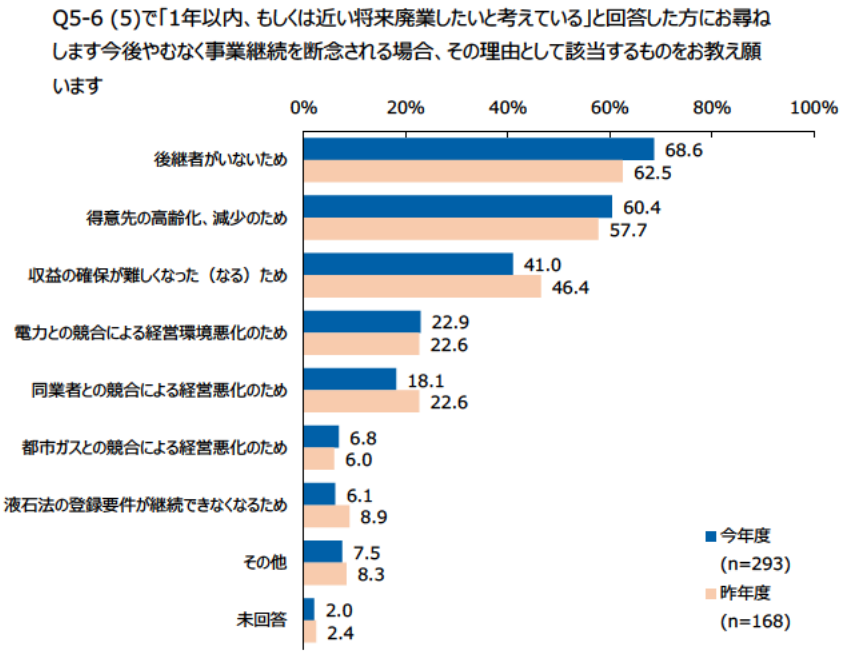

(3)検討される譲渡先

廃業時における既存顧客の譲渡先としては、「ガスの仕入先へ譲渡する」が５３．２％と過半数を占めており、次点の「高く買い取ってくれる事業者」が１４．７％を大きく上回っている。自身の経済的メリットよりも取引上の顧客の安心感を優先している結果と推測される。また。前年との比較において、回答傾向に大きな差異は見られない。

図表 1-055［前年比較］ 検討される譲渡先

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか

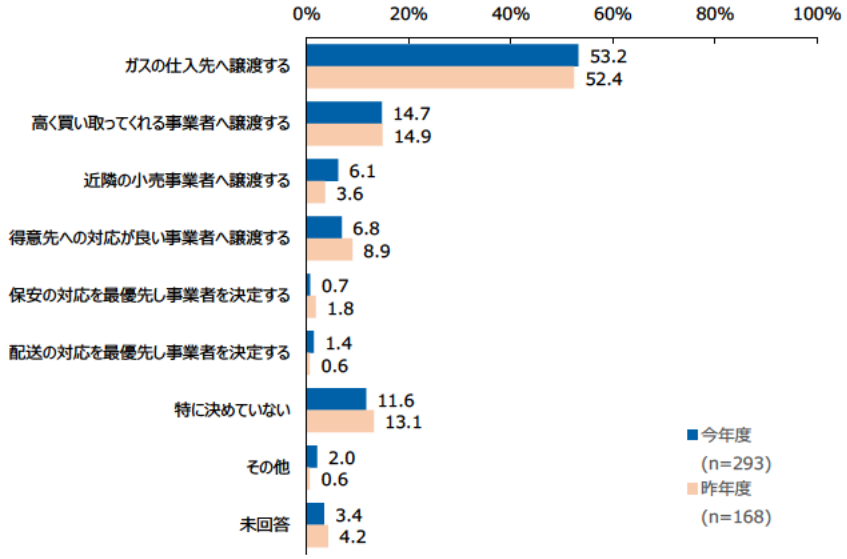

7. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

新型コロナウイルス感染症拡大の影響としては、半数程度の事業者が「業務用販売数量が減った」と回答している一方で、「家庭用販売数量が増えた」、「特に影響を受けなかった」との回答も２割程度見られ、生活インフラであることが幸いし、飲食業や旅行業のような甚大なダメージは無いものと思われる。

図表 1-056 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

Q6 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業への影響について該当するものがありましたらご回答ください

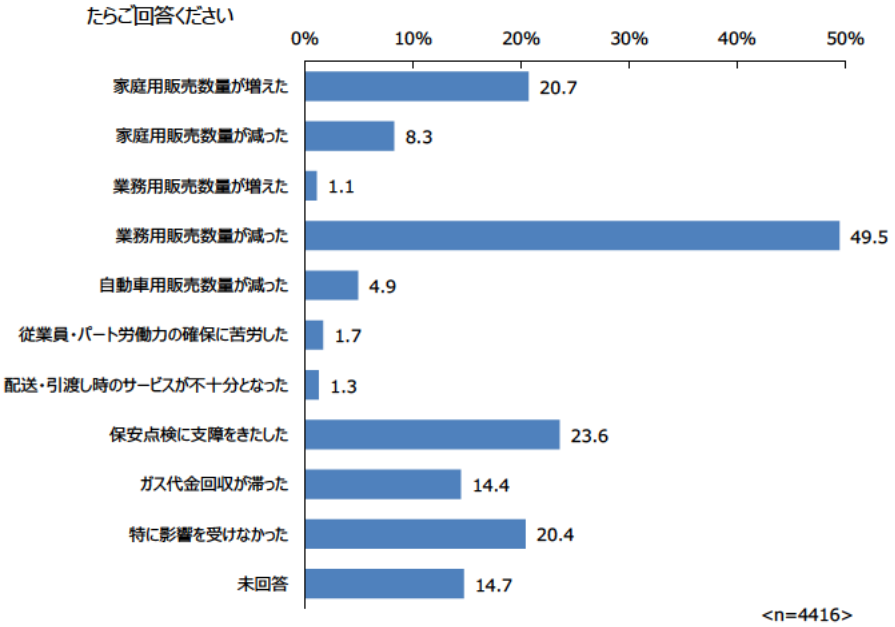

２－４　自由回答

1. 近年取り組んでいる事業での創意工夫・活動
（卸売専業者・卸売小売兼業者のみ対象）

各キーワードの内容としては、以下の通り。

・保安面の強化としては、保安に関する設備投資を進めているとの意見が多く挙げられている。

・地域や顧客密着に関する活動は、日々の接点強化に努めているとの意見が多く、例年、一定数の事業者が挙げている展示会の実施については、今年度は新型コロナの影響で自粛を余儀なくされたとの声も聞かれる。

・防災に関する活動は、地域事業者との連携などが挙げられている。

・ＢＣＰに関しては、従来、地震等の災害を想定しているものが大部分であったが、今年度は新型コロナ対策の一環で取り組んでいるとの意見も見られた。

図表 1-057 近年取り組んでいる事業での創意工夫・活動（回答件数）

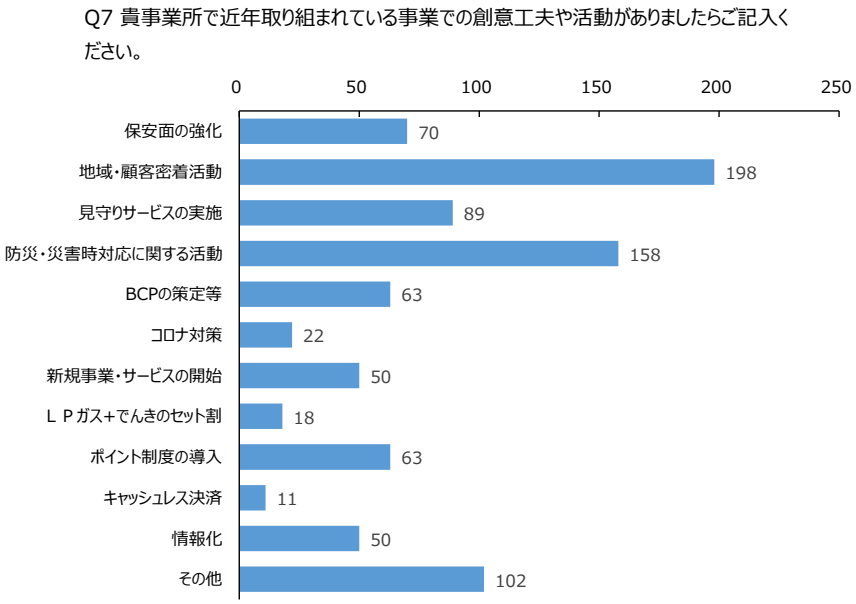

2. 意見・要望・提言（全事業者対象）

各キーワードの内容としては、以下の通り。

- 「同業他社」に関する意見が多く挙げられているが、「設備」、「ＬＰガス料金」とともに料金透明化・取引適正化に関して複合的なものとして挙げられており、これらに関する課題の複雑さが浮き彫りとなっている。
- 「ＬＰガス料金」については、他事業者（特に大手事業者に対して）の「標準的な料金メニュー」に関する曖昧さ（公表されている料金以外のものがまかり通っている等）への指摘が多くなっている。
- 「保安」に関しては規制緩和や設備投資に際しての補助金等の経済的支援の要望が強い。
- 「業界・行政」については、上記に関する要望が主な内容となっている。

図表 1-058 意見・要望・提言（回答件数）

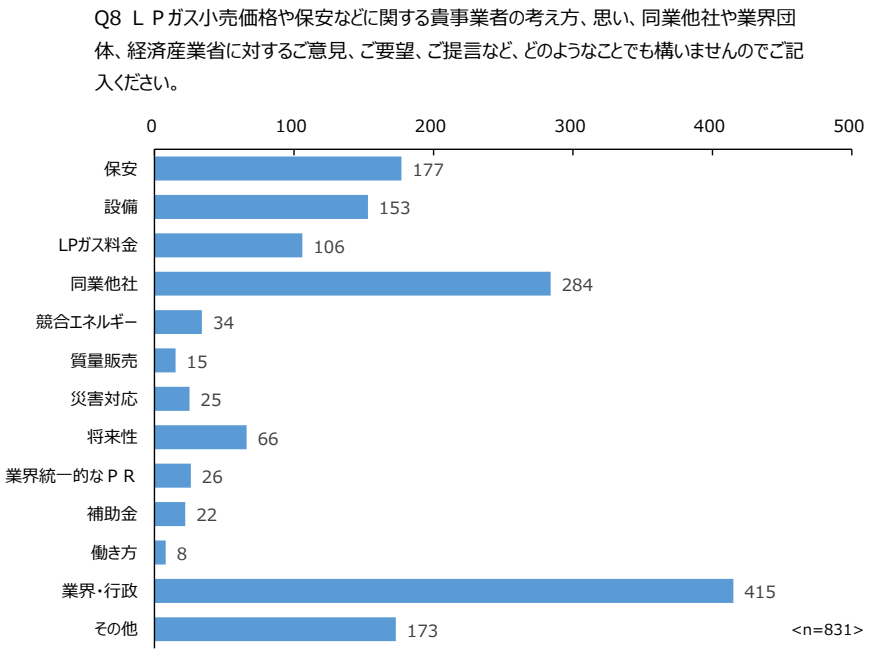

第３章　総括

1. 販売事業者の経営実態

例年と同様に、回答者は小規模事業者が多数を占め、ＬＰガス事業と親和性の高い事業を兼業している事業者が大部分となっている。

コスト面においては、以下の懸念事項が確認されている。

・小規模事業者が多数を占める一方で、大部分が従業員を雇用しており、業況悪化時に減額困難な固定費（人件費）が経営上の負担となる事。

・コストの構成として、仕入や輸送にかかる変動費が半分以上であるが、市場原理および仕入先との交渉結果に基づくところが大きく、特に小規模事業者においては、自助努力のみではコントロールが困難である。しかし、これら変動費は従量料金低減化に向けた重要な要素であり留意が必要となる事。

得意先の増加要因としては、住宅の新設や賃貸住宅等への入居の他、同業他社との競争に由来するものも上位に挙げられていることから、得意先が減少傾向にある事業者も一定数存在していると思われ、事業拡大の厳しさが窺われる結果となっている。この点も相俟ってか、主に経済的な理由により、保安の高度化（集中監視システムの導入）も停滞しており、結果として保安認定事業者も限定的な結果となっている。

2. 料金透明化・取引適正化

大規模事業者において料金表の集約化が進んでおらず、自由回答では、依然として大規模事業者の「標準的な料金表」の曖昧さに疑義も挙がっているため、計画的な集約化が望まれる。

小売価格の公表は大部分の事業者で実施されているが、小規模事業者を中心にホームページを持たない事業者が多く、ホームページ上での公表は２割弱に止まる。

小売価格改定の周知や１４条書面交付時の説明について未実施の事業者はごく僅かであるが、口頭での周知に止まっているケースや契約解約時に関する説明が不十分なケースが一定数見られる点には留意が必要となる。

賃貸型集合住宅の設備費用については、給湯器等のガス機器以外のものも負担経験の有る事業者が過半数を占めている。７割弱の事業者は当該設備費用をＬＰガス料金に転嫁していないと回答している一方で、自由回答による意見や要望では、当然のように賃貸型集合住宅のオーナーや不動産管理会社から設備費用の負担を強いられることに対する不満も数多く挙がっている。

前述の通り、個々の事業者において顧客増加に苦慮している状況下では、オーナーや管理会社に対する強気の交渉は困難であることが予想され、また、設備費用負担については長年の問題として認識されていることを鑑みれば、業界全体でこの問題を解決するための足並をそろえる段階にあると思われる。

需要促進目的、競合エネルギー対応ともに料金メニューを設定している事業者は限定的であるが、経営環境が厳しいからこそ、選ばれるエネルギーとしての戦略性が求められる。

3. 今後の事業方針

小売価格の低減意向については、半数程度が「今後の検討課題」と回答しており、足下での競争環境や将来の不透明感による事業者の迷いが想像され、今後のかじ取りの困難さが浮き彫りになっている。

料金の請求や回収方法としては、書面や対面によるアナログなものが一定数見られており、デジタル化の余地があるものの、投資額実績や見込額としては保安に関するものが最上位となっており、デジタル化に対する投資への余力の無さも窺われる。

過去５年間での経営環境の変化については、昨年度に引き続き「消費者戸数の減少」が最上位となり、この点や後継者不在を理由に１割近い事業者が廃業の意向を持っており、将来的なＬＰガス供給の空白地域が現れることも懸念される。

4. まとめ

ＬＰガス事業者を取り巻く経営環境は依然厳しく、過疎高齢化、競合エネルギーや同業者間の競争により得意先戸数が減少している事業者も一定数存在していると推測される。この様な事業の縮小傾向や後継者不足を理由に廃業を検討している事業者も少なからず見られている。今後については、自店の顧客への安定供給のためには得意先戸数の減少シナリオの前提の下であっても事業を継続することが必要になるが、他方、新規事業やサービス等への積極的な投資意向を持つ事業者は一部に止まっている。

ＬＰガス料金の透明化については、大規模事業者の料金表の集約化が進んでおらず、標準的な料金メニューに対する同業他社からの疑義も散見される。さらに、消費設備費用の事業者負担の問題は未だ根深いものであり、消費者の不利益にも繋がりかねないため、引き続きＬＰガス業界一体となり、透明化への取り組みを推進する必要がある。また、需要促進や競合エネルギー対応の料金メニューがある事業者は限定的であるため、消費者に選択されるエネルギーとして料金の透明性とともに戦略性も両立させていくことが求められる。

小売価格の開示や改定の周知、供給開始時における契約内容の周知については概ねガイドラインに従って実施されているが、未実施の事業者には、その主旨に対する理解を求め、実施の徹底を図る必要がある。

いくつかの設問において前年度との比較を実施したが、回答の傾向に大きな違いは見られていない。１年間という短期間では環境変化の影響は顕在化しにくいと思われ、比較を継続実施し、中長期的な推移を確認することで、その影響が把握可能になると思われる。また、昨年度からの環境変化としては新型コロナウイルス感染症拡大が挙げられる。足下では大きな影響は見られないものの、ＬＰガス業界の共通認識であり、かつ自由回答において多くの事業者が挙げている強みとしての地域・顧客密着という特徴は、感染拡大が長期化した際にはその強みを発揮する機会の減少が予想されるため、いかにして地域・顧客密着を維持させるかを検討する必要が有る。

なお、「未回答」の比率が2割近くを占める設問が散見されるため、該当する設問については内容の見直しや回答方法・選択肢の工夫等の検討の余地が残される。

第２部

ＬＰガス販売事業者の

経営実態調査

第１章　調査の実施内容

１－１　調査研究の目的

本調査研究は、下記を目的に実施した。

・ＬＰガス販売事業者における経営の合理化、近代化を図り、ＬＰガスを低廉で安定的に供給することに資する情報を収集し、ＬＰガス販売事業者の経営実態を把握する。

・ＬＰガス小売価格の実態調査を行い、液石法省令及び同省令の運用・解釈通達の一部改正・ガイドラインへの対応状況について調査する。

・上記を調査することにより、ＬＰガス業界の取引適正化を図り、料金構造の改善、消費者への情報提供の在り方について検討する基礎資料とする。

１－２　調査の実施概要

1.　ＬＰガス販売事業者の経営実態調査

全国のＬＰガス販売事業者を対象とし、ＬＰガス販売業者の販売数量、販売戸数等の経営状況と諸問題等の状況を把握するため、Webによるアンケート調査を実施し、経営状況を分析し、結果をまとめた。

なお、4,416件の回答を得た（回答率２５．３％）。

2.　調査項目

(1)販売事業者の経営実態

・組織形態
・支配法人の有無
・資本金
・流通段階区分
・兼業の有無、兼業の内容
・経営者の年齢
・ＬＰガス事業従事者
・小売販売状況（販売数量、得意先戸数、閉栓戸数、配送・保安形態）
・得意先の増加および減少要因
・ＬＰガス事業のコスト構造
・集中監視システムの導入戸数、導入に向けた課題
・認定液化石油ガス販売事業者の取得状況
・質量販売の実施状況、ＦＲＰ容器の活用状況

(2)料金透明化・取引適正化

・小売価格状況（価格、料金表の種類等）

・料金体系
・小売価格の公表方法等
・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第１４条に基づく書面の関連事項
・小売価格改定根拠、改定時の周知方法等
・原料費調整制度
・賃貸型集合住宅における設備費用の負担、ＬＰガス料金への転嫁
・販売契約解約時の対応状況
・需要促進目的や競合エネルギー対応の料金体系

⑶今後の事業方針
・小売価格の低減化意向と課題
・ＬＰガス料金の請求、回収
・経営環境の変化
・投資方針、投資比率
・直面する経営課題
・今後の事業継続
・料金体系
・電力小売事業への登録および電力会社との業務提携締結状況
・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業への影響

⑷自由回答
・近年取り組んでいる事業での創意工夫や活動
・意見、要望、提言全般

第２章　販売事業者の経営実態

２－１　事業の概要

1.　組織形態別にみた事業者比率

経営組織については、「法人経営（会社組織）」の事業者回答比率が７１．６％と、多数を占めている。

【再掲】図表 2-001 組織形態別にみた事業者比率

Q1-1 回答欄に示した経営組織のうち、どの区分に属しますか

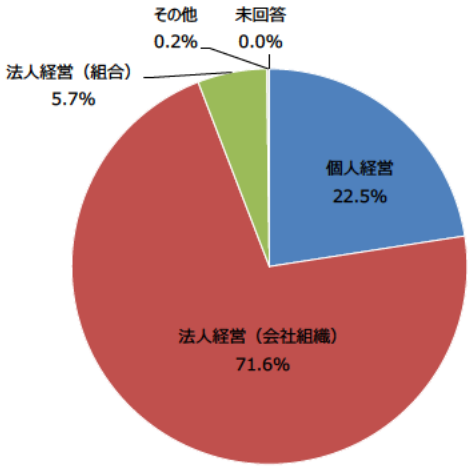

<n=4416>

2.　支配法人の有無

支配法人については、「存在しない」が７５．６％と、大部分は独立した組織からの回答となっている。

図表 2-002 支配法人の有無

Q1-2 貴社には支配法人が存在しますか

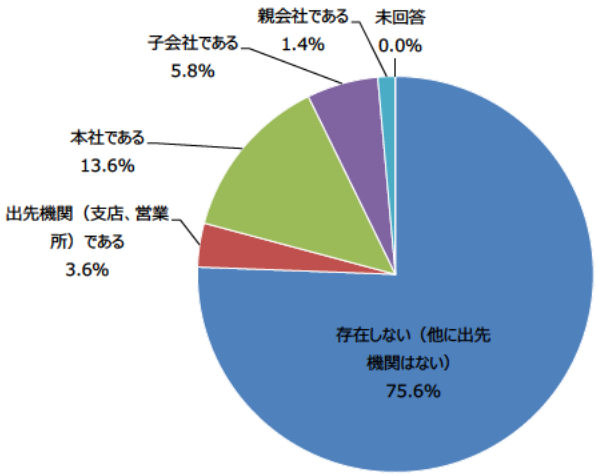

<n=4416>

3. 資本金規模の分布

資本金規模は「1,000万円以下」が４５．５%、「1,000万円超 5,000万円以下」が２０．６%と、中小企業基本法上の「小売業」での中小企業に相当する事業者が８割近くを占めている。

図表 2-003 資本金規模の分布

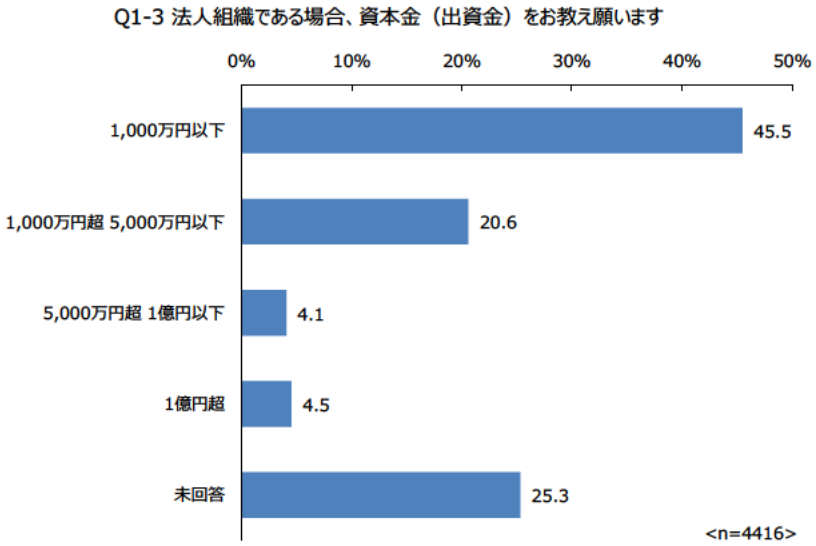

4. 流通段階別にみた事業者比率

流通段階別の事業者比率は「小売専業者」が８４．２%と大部分を占めている。

【再掲】図表 2-004 流通段階別にみた事業者比率

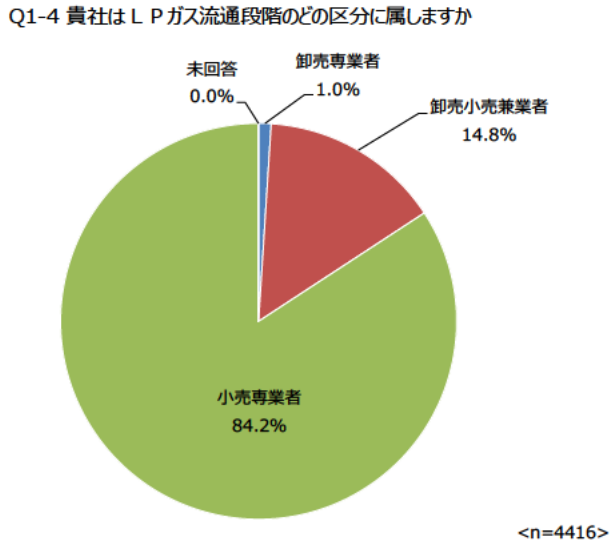

5. 兼業の状況とその事業内容

(1)兼業の状況

他の事業と兼業の事業者が８２．２％と大部分が兼業を実施している。また、得意先戸数別での兼業の状況については、「３０１～６００戸」および「６０１～１０００戸」の事業者における専業比率が２割強と、やや高くなっている。

【再掲】図表 2-005 兼業の状況

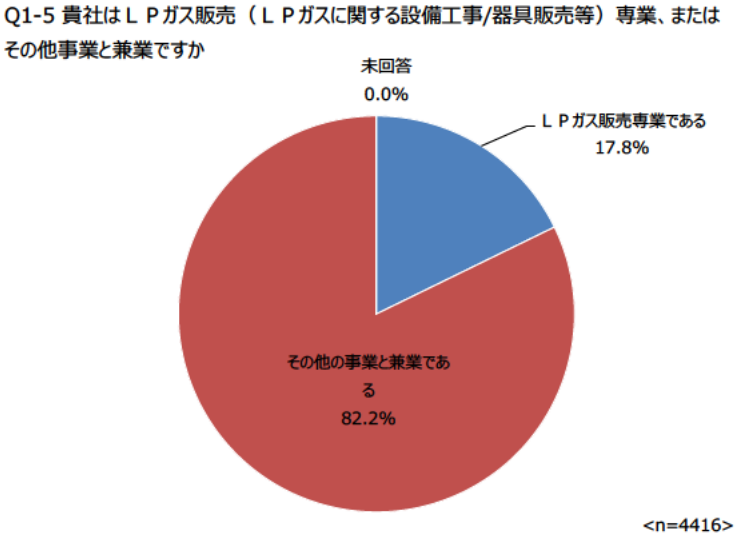

図表 2-006［規模別］兼業の状況

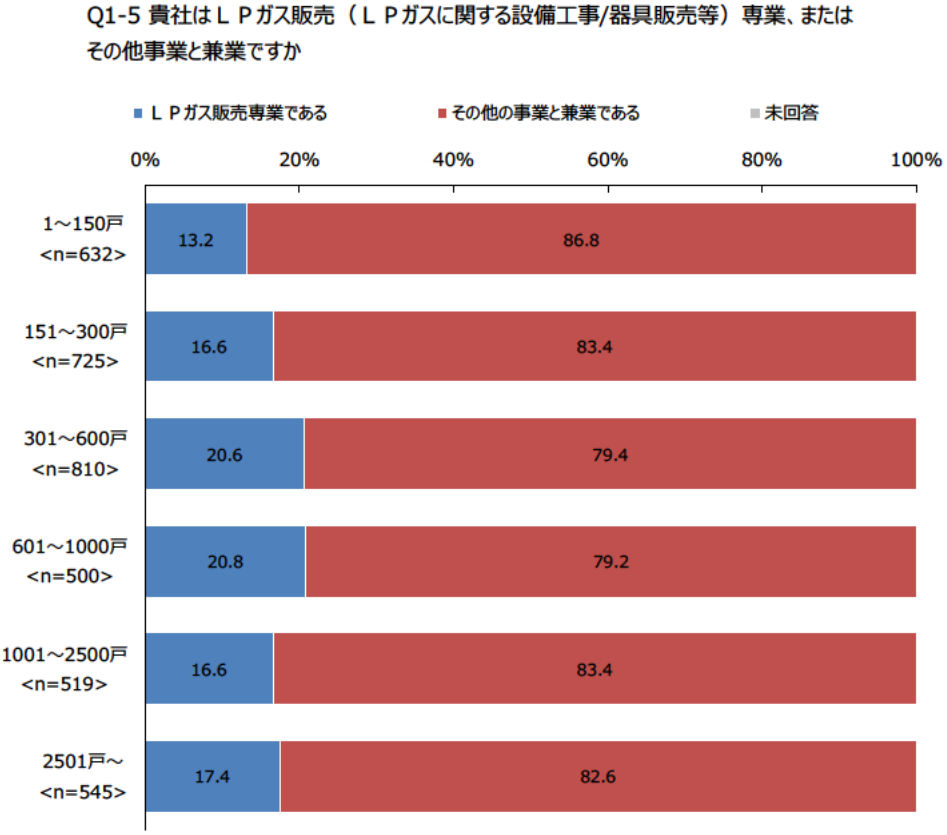

⑵ 兼業の内容

兼業の内容としては、「灯油等石油製品販売」（５８．５％）、「住宅設備工事」（４６．１％）、「住宅リフォーム」（３１．０％）と、ＬＰガス事業との親和性の高いものが上位となっており、顧客基盤の有効活用や「ヒト」を中心とした経営資源の有効活用の観点からの帰結と推測される。

【再掲】図表 2-007 兼業の内容

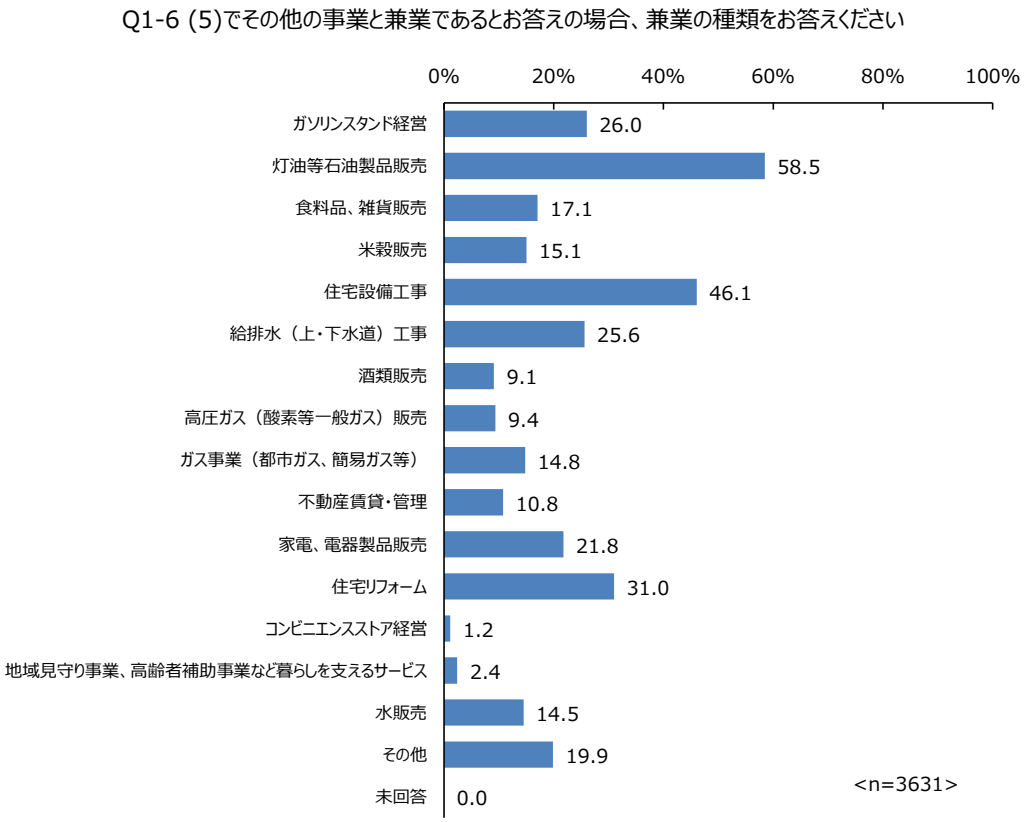

6. 経営者の年齢

(1)回答者全体

経営者の年齢の分布は、「６０代」（３２．７%）、「５０代」（２８．１%）で全体の６割を超え、例年同様に上記年齢層が中心となっている。

図表 2-008 経営者の年齢

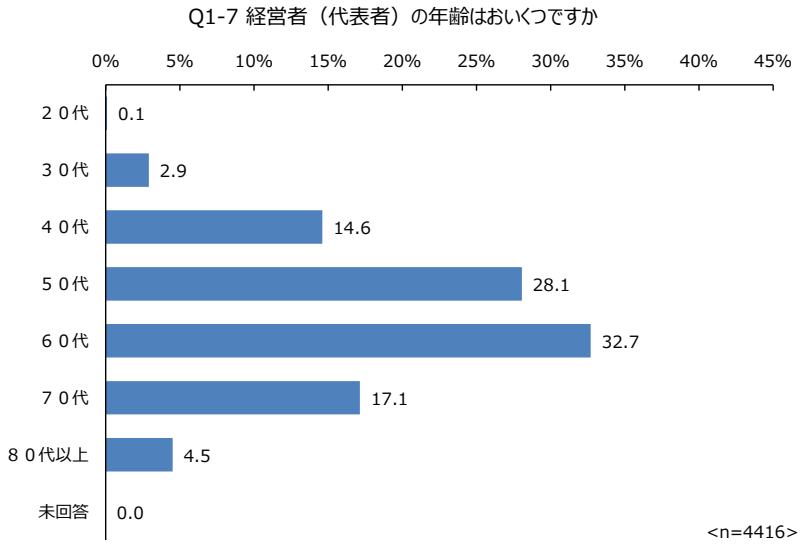

(2)規模別

規模と経営者の年齢の間に明確な傾向は見られず、比率の前後はあるものの「５０代」および「６０代」が中心となっている。

図表 2-009［規模別］ 経営者の年齢
得意先戸数 1～150 戸

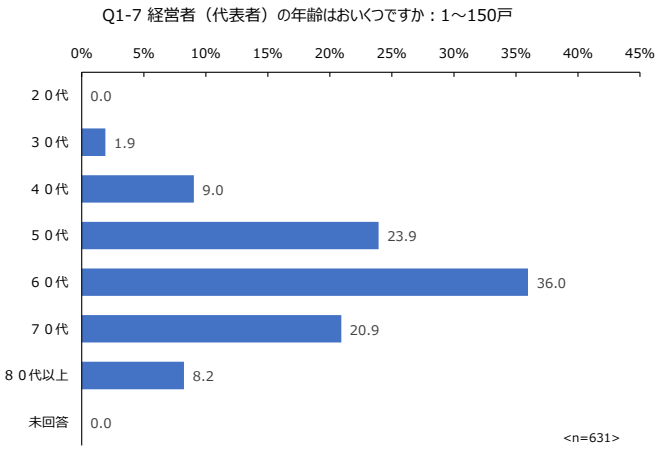

図表 2-010［規模別］ 経営者の年齢
得意先戸数 151～300 戸

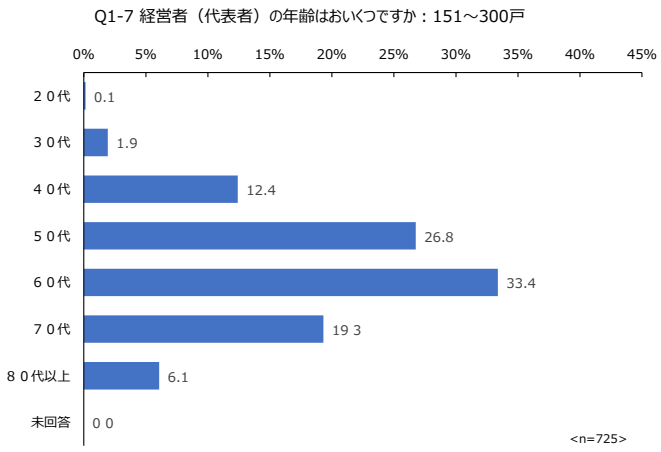

図表 2-011［規模別］ 経営者の年齢
得意先戸数 301～600 戸

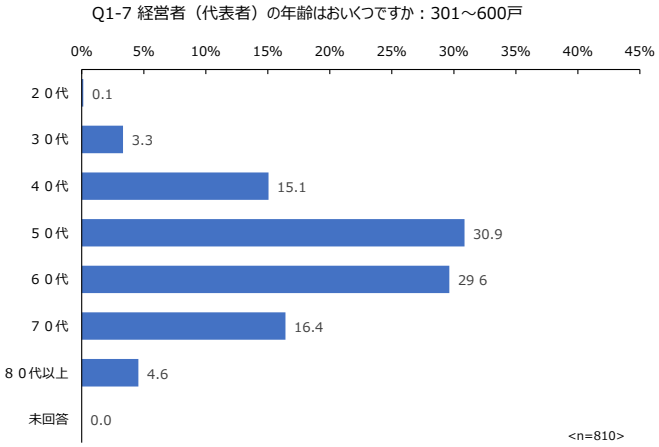

図表 2-012［規模別］ 経営者の年齢
得意先戸数 601～1000 戸

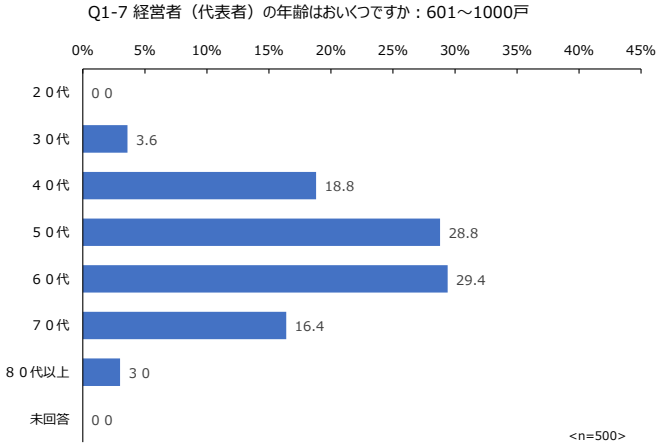

図表 2-013［規模別］ 経営者の年齢
得意先戸数 1001～2500 戸

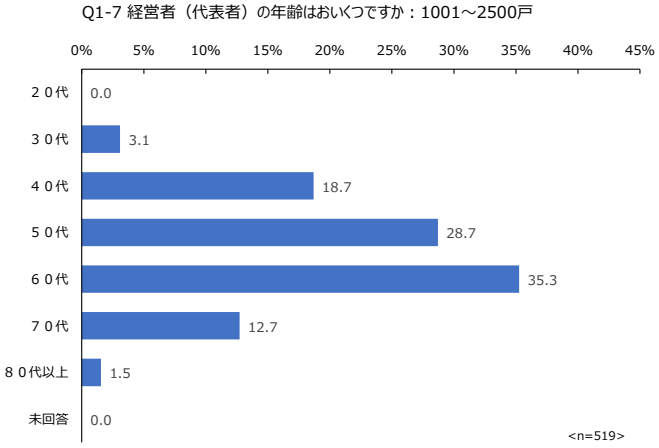

図表 2-014［規模別］ 経営者の年齢
得意先戸数 2501 戸～

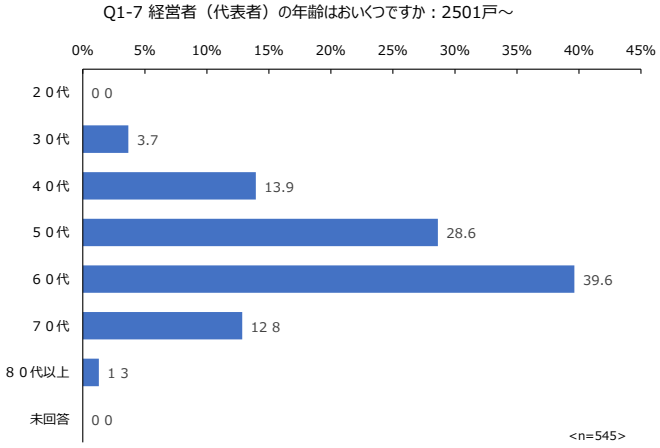

(3) 地域別

地域別の経営者の年齢について、「沖縄」では「４０代」が２０．５％と他の地域よりも高い比率を示しているが、回答者数が４４件と少ないため、地域的な傾向とまでは断定できない。

図表 2-015［地域別］ 経営者の年齢 北海道

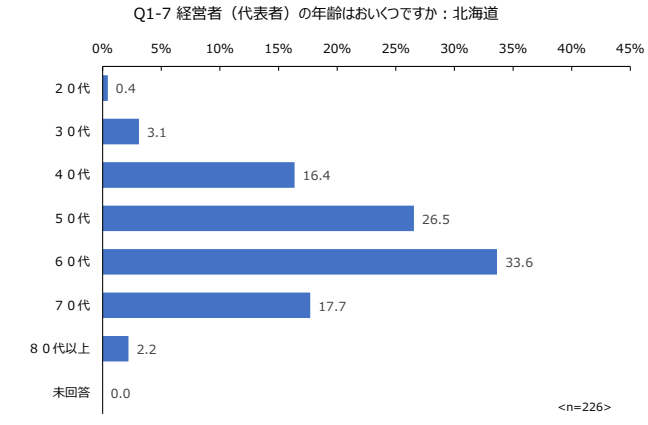

図表 2-016［地域別］ 経営者の年齢 東北

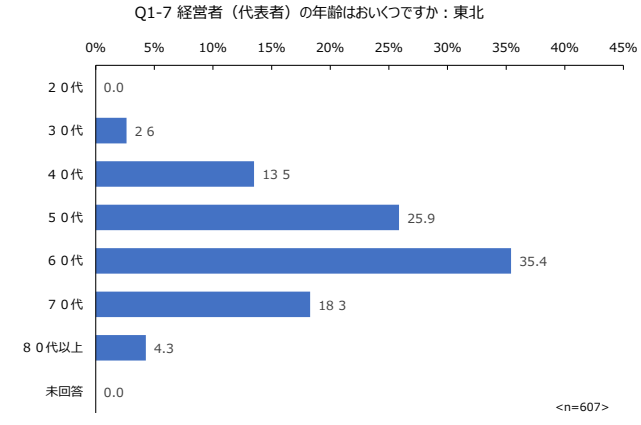

図表 2-017［地域別］ 経営者の年齢 関東

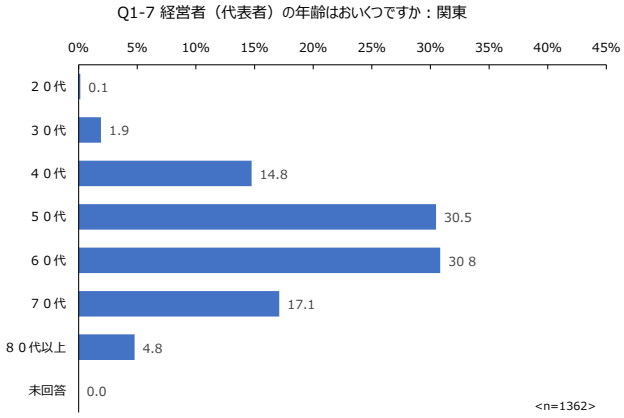

図表 2-018［地域別］ 経営者の年齢 中部

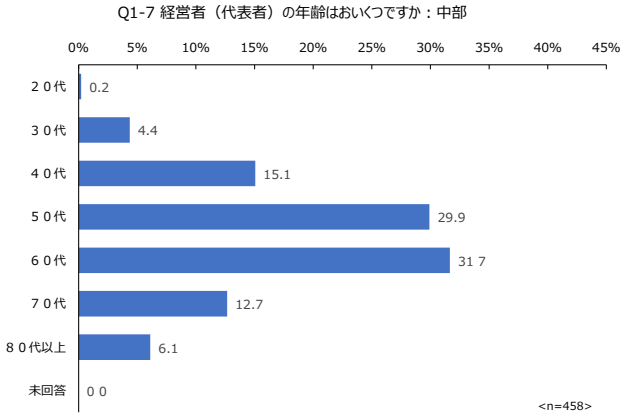

図表 2-019［地域別］ 経営者の年齢 近畿

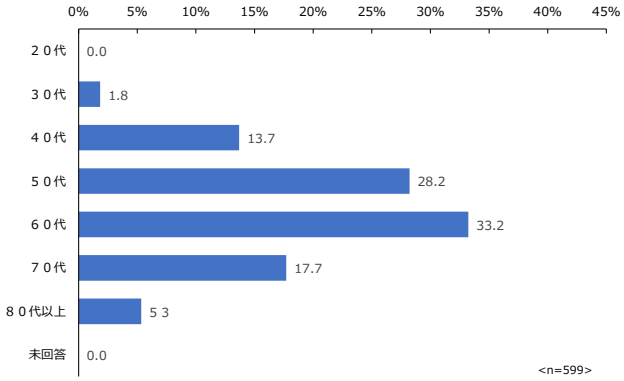

図表 2-020［地域別］ 経営者の年齢 中国

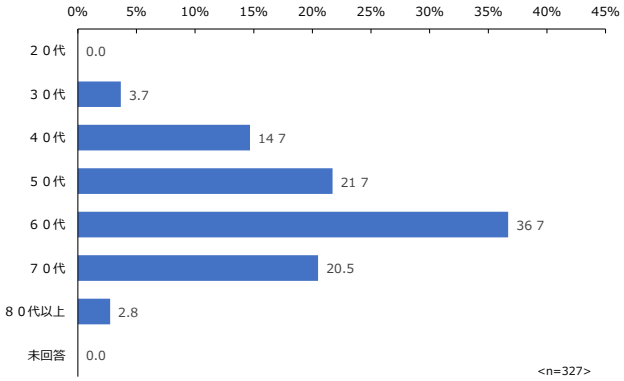

図表 2-021［地域別］ 経営者の年齢 四国

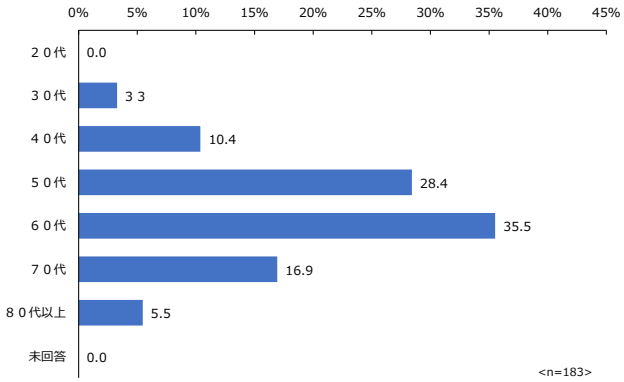

図表 2-022［地域別］ 経営者の年齢 九州

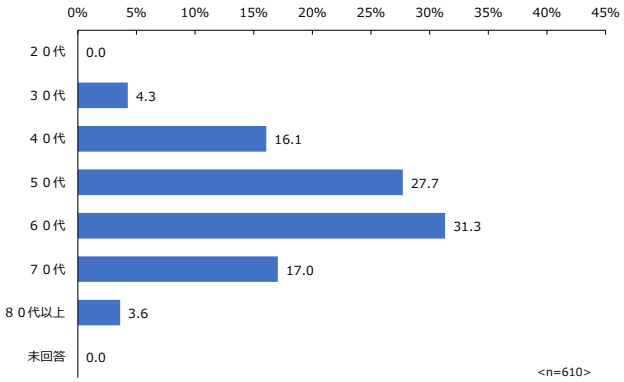

図表 2-023［地域別］ 経営者の年齢 沖縄

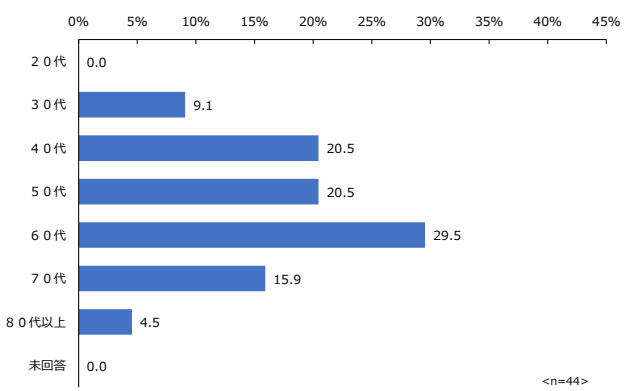

7. ＬＰガス事業従事者数

(1)経営者（代表者・家族）以外の従事者数

①回答者全体

ＬＰガス事業の従事者について、「０名」の回答は１１．６％に止まり、「１名～２名」（３１．６％）や「３名～５名」（２５．５％）を中心に、大部分が従業員を雇用している。

【再掲】図表 2-024 経営者以外の従事者数

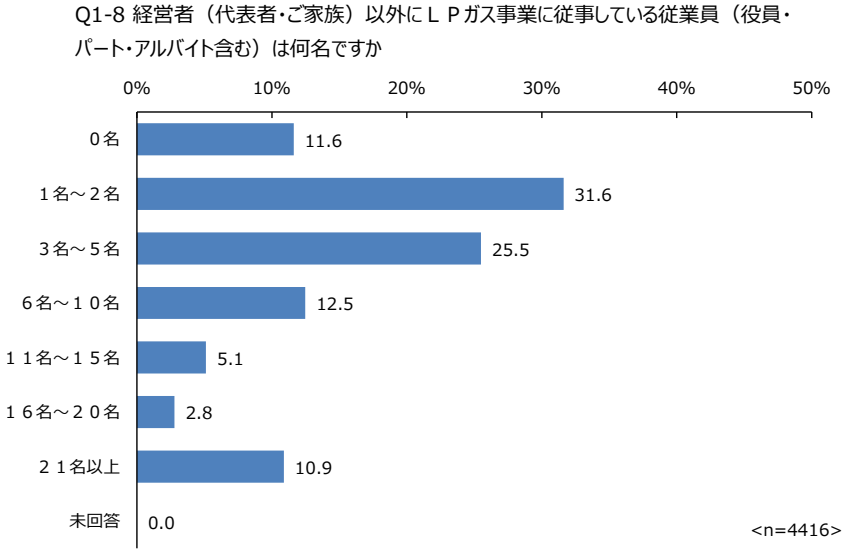

②規模別

当然の事ながら、大規模な事業者ほどＬＰガス事業の従事者数も多く、得意先戸数が１０００戸を超える事業者では、「０名」の回答は見られない。半面、得意先戸数が３００戸以下の小規模事業者においても、従業者数「１名～２名」の事業者が過半数を占めており、業況悪化時において、減額が困難な人件費の負担が懸念される。

図表 2-025［規模別］ 経営者以外の従事者数 得意先戸数 1～150 戸

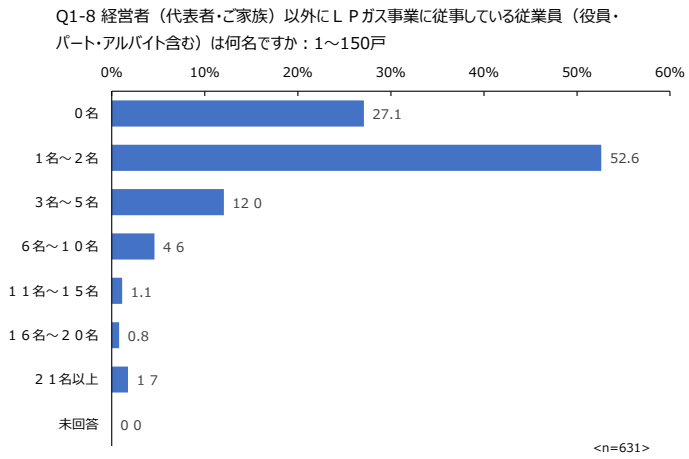

図表 2-026［規模別］ 経営者以外の従事者数 得意先戸数 151～300 戸

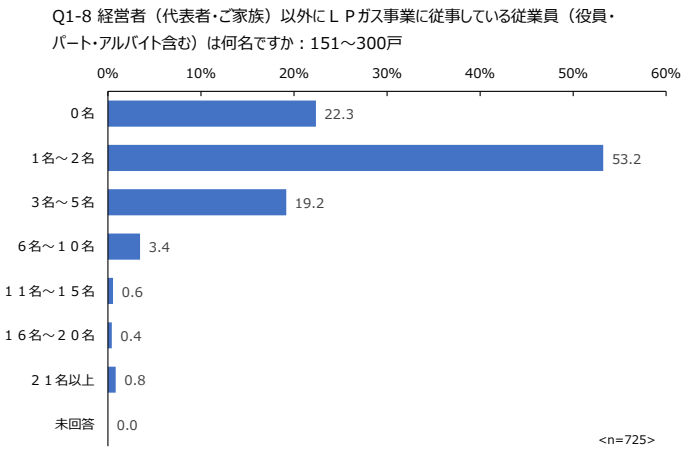

図表 2-027［規模別］ 経営者以外の従事者数
得意先戸数 301～600 戸

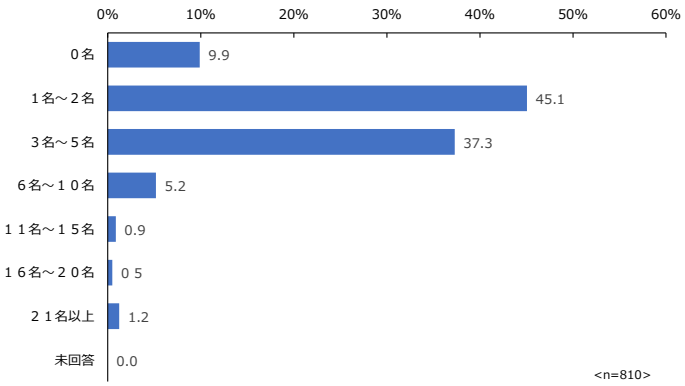

図表 2-028［規模別］ 経営者以外の従事者数
得意先戸数 601～1000 戸

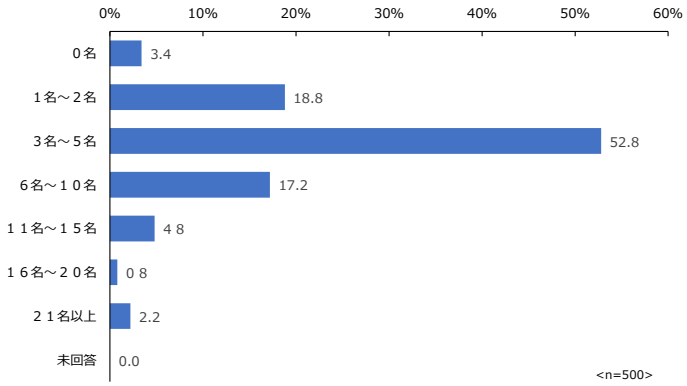

図表 2-029［規模別］ 経営者以外の従事者数
得意先戸数 1001～2500 戸

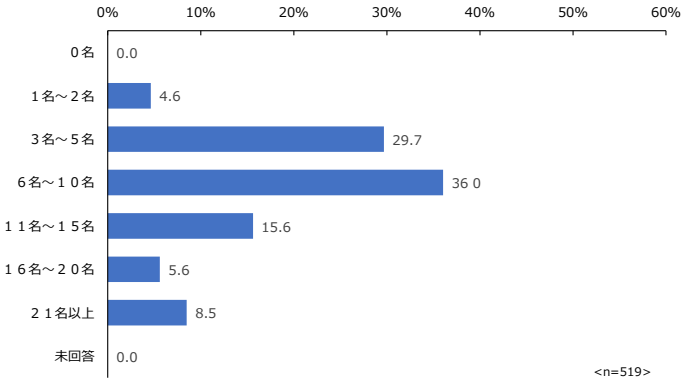

図表 2-030［規模別］ 経営者以外の従事者数
得意先戸数 2501 戸～

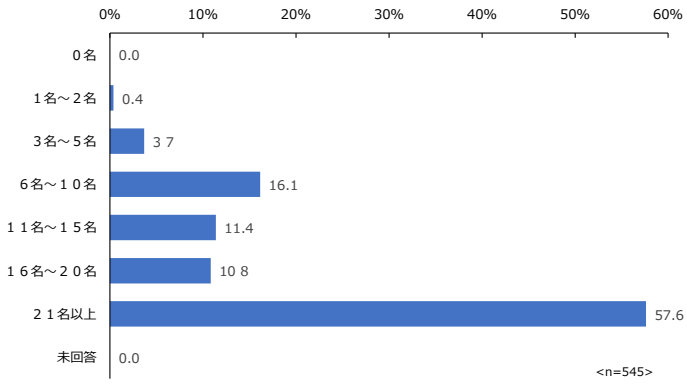

(2)家族の従事者数

①回答者全体

家族の従事者数について、「未回答」３４．７％の中に従事していない事業者が一定数含まれていると推測されるものの、その一方で、家族が従事している事業者は６割を超え、全体として大多数の事業者における家族経営の姿が窺われる。

【再掲】図表 2-031 家族の従事者数

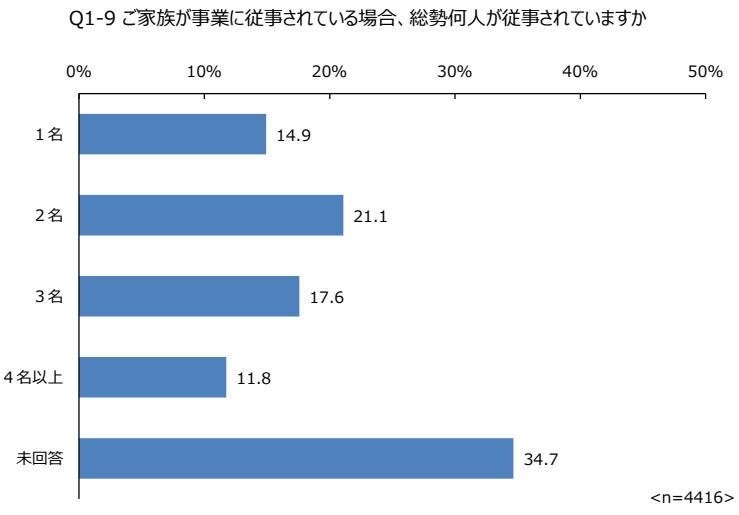

②規模別

得意先戸数が１０００戸以下の事業者において家族が従事している事業者の比率が７割から８割と、家族経営の様相が色濃くなっている。

図表 2-032［規模別］　家族の従事者数
得意先戸数 1～150 戸

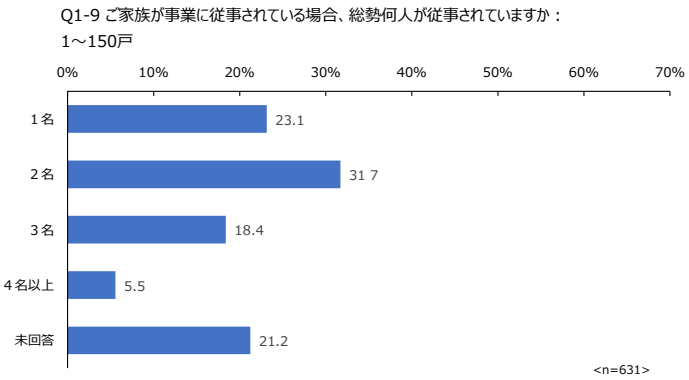

図表 2-033［規模別］　家族の従事者数
得意先戸数 151～300 戸

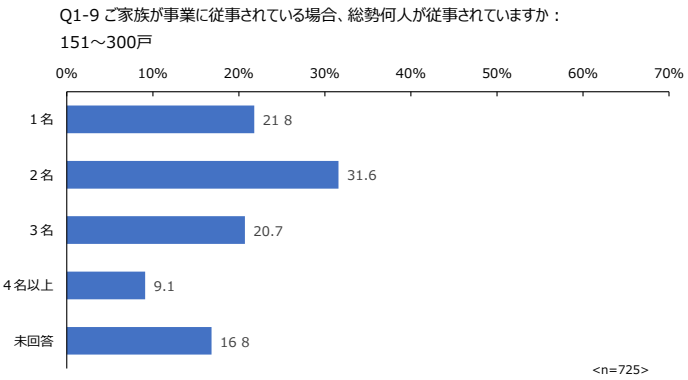

図表 2-034［規模別］　家族の従事者数
得意先戸数 301～600 戸

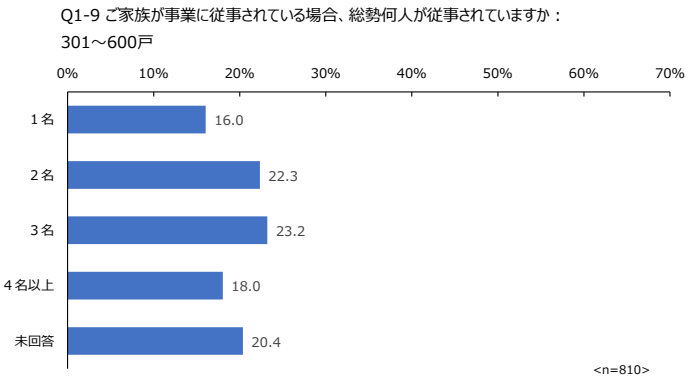

図表 2-035［規模別］　家族の従事者数
得意先戸数 601～1000 戸

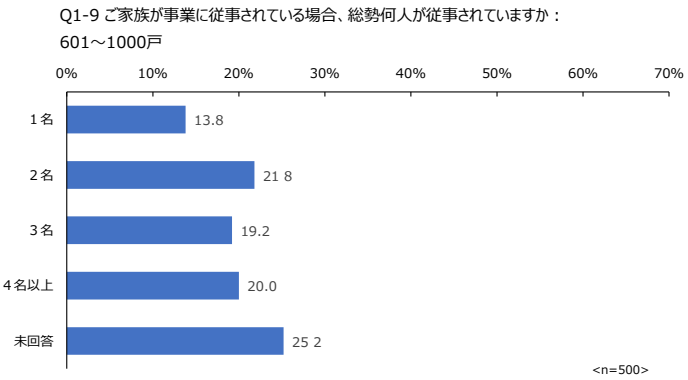

図表 2-036［規模別］　家族の従事者数
得意先戸数 1001～2500 戸

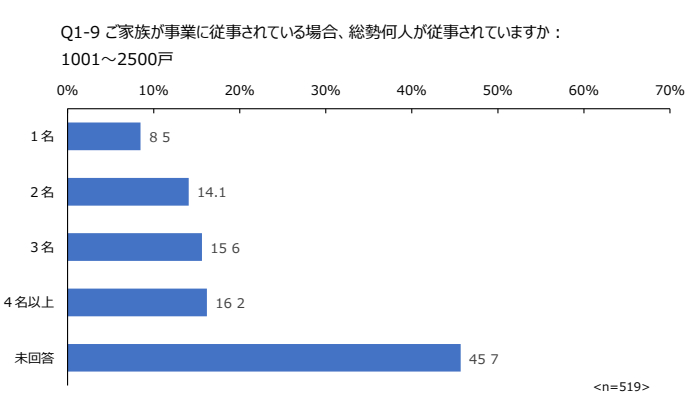

図表 2-037［規模別］　家族の従事者数
得意先戸数 2501 戸～

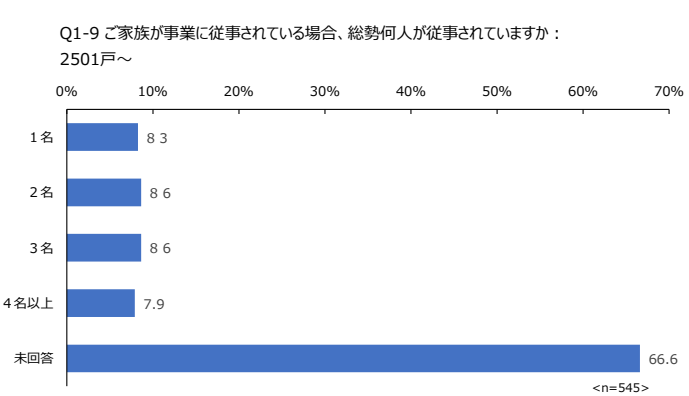

２－２　小売販売の状況

1.　ＬＰガス年間小売販売数量

(1)家庭・業務用

①回答者全体

家庭・業務用の年間小売販売数量については、「0～50トン」が２７．４％、「51～100トン」が１６．６％と、両者で４割強を占めている。一方で、「501トン～」が１４．７％で続いており、二極化傾向が見られる。

図表 2-038　ＬＰガス年間小売販売数量（家庭・業務用）

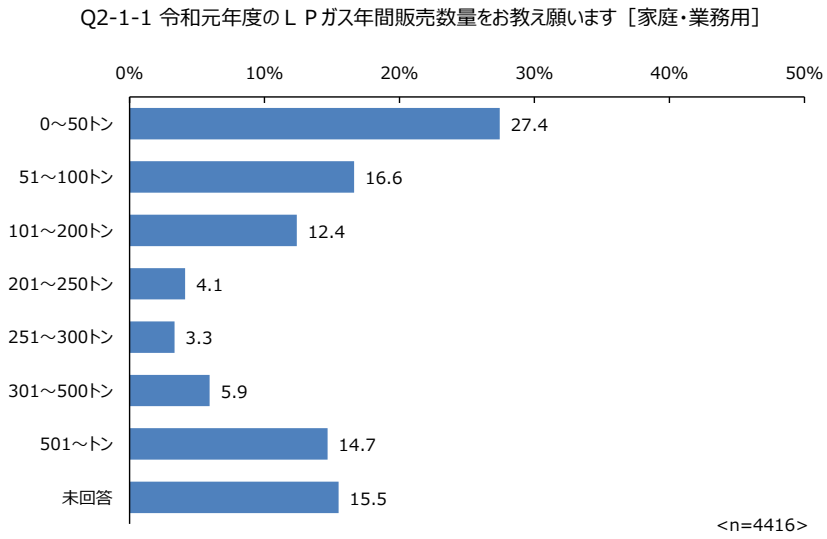

②地域別

地域別でも回答者全体と同様の傾向が見られるが、回答事業者の規模が結果に影響していると推測される。ただし、「北海道」および「東北」では、100トン以下の比率が半数前後を占め、給湯や暖房需要が灯油で賄われていることが推測される結果となっている。

図表 2-039［地域別］　ＬＰガス年間小売販売数量（家庭・業務用）　北海道

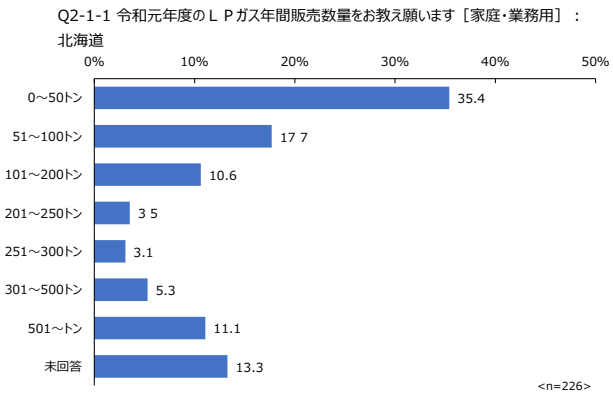

図表 2-040［地域別］　ＬＰガス年間小売販売数量（家庭・業務用）　東北

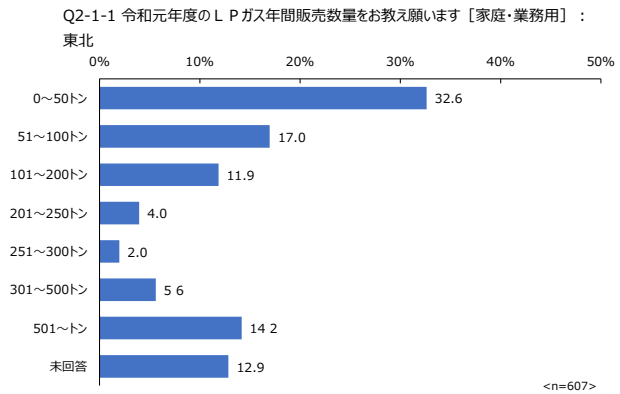

図表 2-041［地域別］ ＬＰガス年間小売販売数量（家庭・業務用） 関東

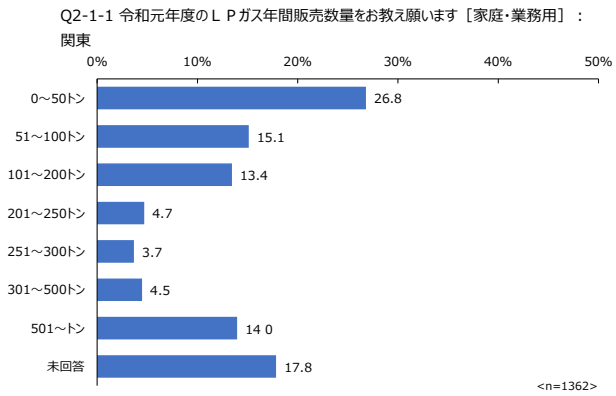

図表 2-042［地域別］ ＬＰガス年間小売販売数量（家庭・業務用） 中部

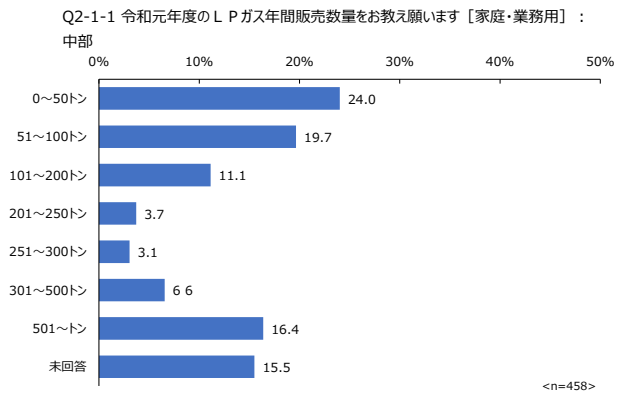

図表 2-043［地域別］ ＬＰガス年間小売販売数量（家庭・業務用） 近畿

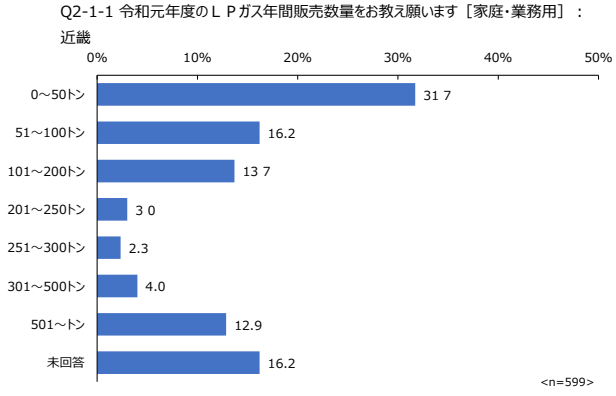

図表 2-044［地域別］ ＬＰガス年間小売販売数量（家庭・業務用） 中国

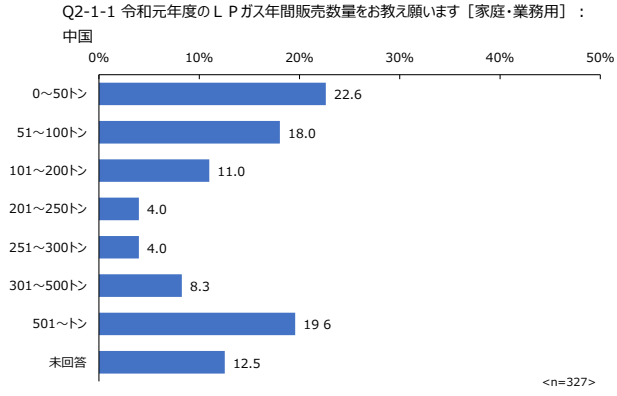

図表 2-045［地域別］ ＬＰガス年間小売販売数量（家庭・業務用） 四国

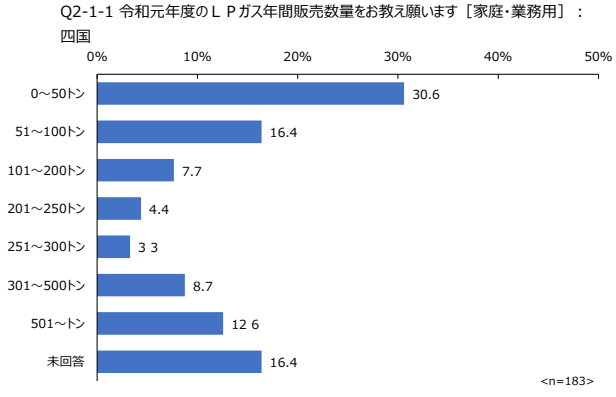

図表 2-046［地域別］ ＬＰガス年間小売販売数量（家庭・業務用） 九州

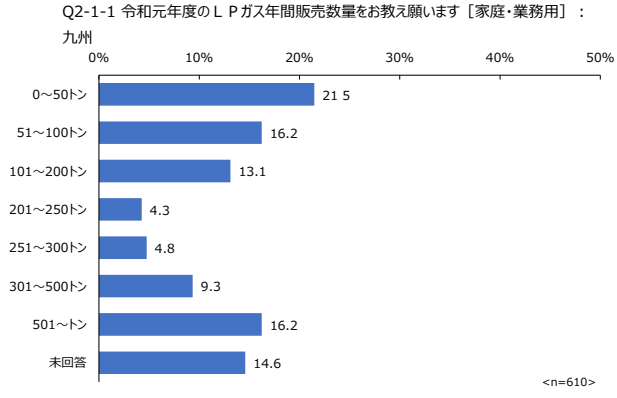

図表 2-047［地域別］ ＬＰガス年間小売販売数量（家庭・業務用） 沖縄

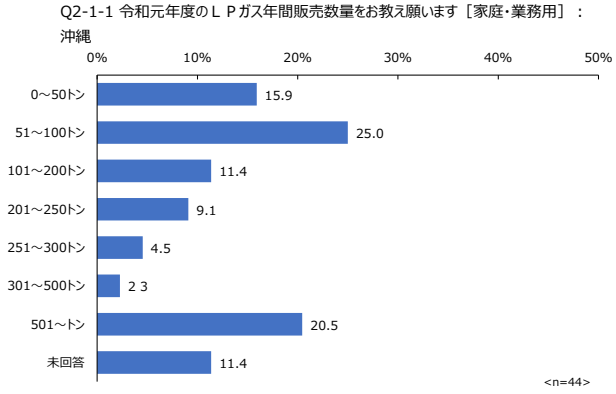

(2) 質量販売

①回答者全体

質量販売における年間小売販売数量については、「0～1トン」が５６．１％と大部分を占めている。また、「未回答」が２９．９％となっているが、後述の通り、質量販売に積極的な事業者数は少なく、各事業者の質量販売に対する方針が大きく影響しているものと思われる。

図表 2-048 ＬＰガス年間小売販売数量（質量販売）

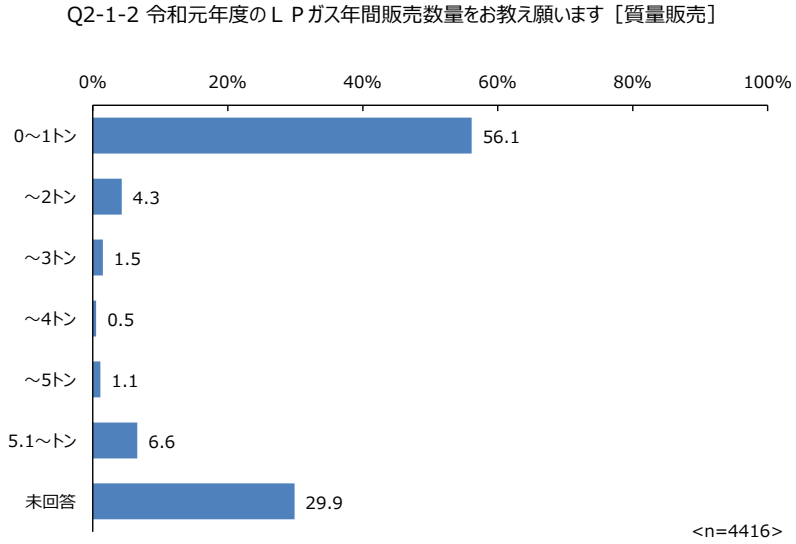

②地域別

地域別についても、各地域「0～1トン」が大部分を占め、地域的な特性は見られず、回答者全体と同様の結果となっている。

図表 2-049［地域別］ ＬＰガス年間小売販売数量（質量販売） 北海道

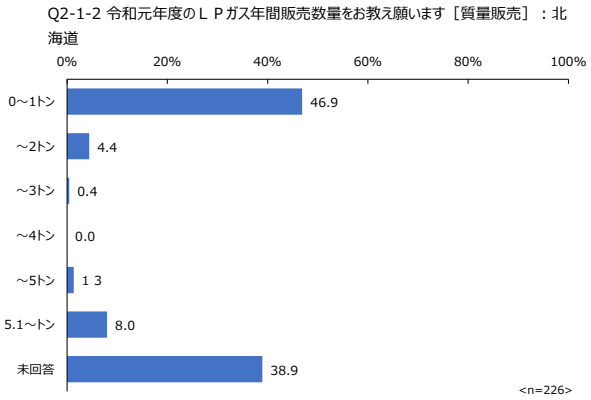

図表 2-050［地域別］ ＬＰガス年間小売販売数量（質量販売） 東北

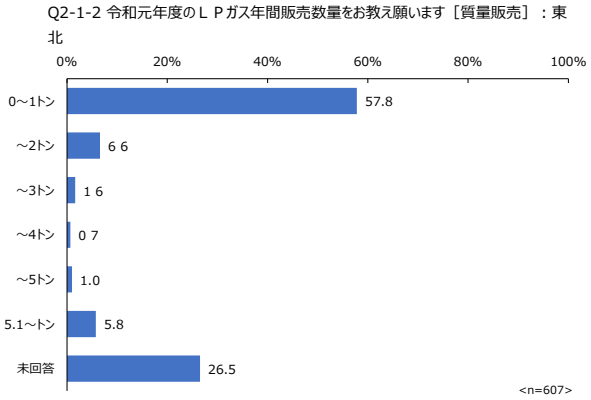

図表 2-051［地域別］ ＬＰガス年間小売販売数量（質量販売） 関東

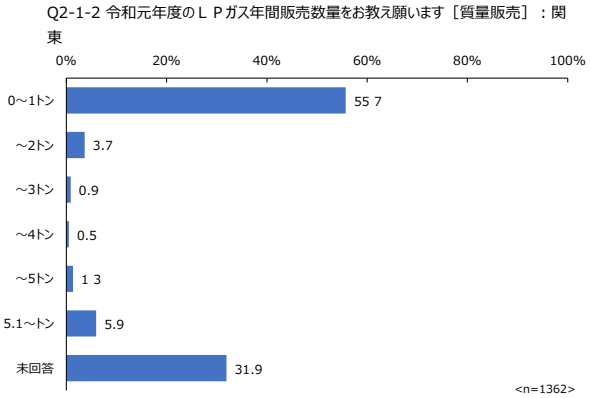

図表 2-052［地域別］ ＬＰガス年間小売販売数量（質量販売） 中部

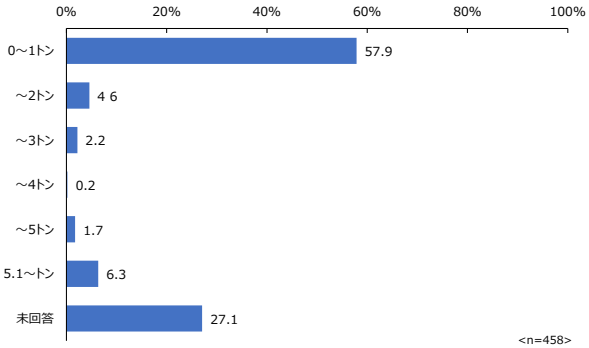

図表 2-053［地域別］ ＬＰガス年間小売販売数量（質量販売） 近畿

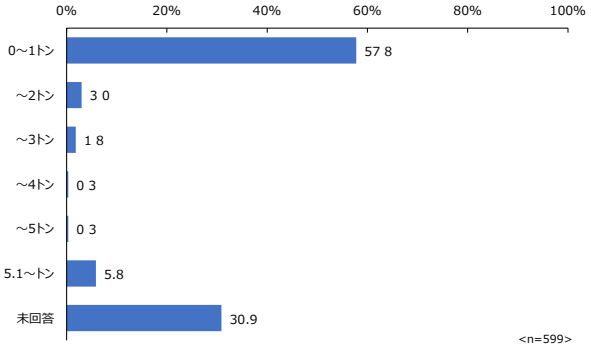

図表 2-054［地域別］ ＬＰガス年間小売販売数量（質量販売） 中国

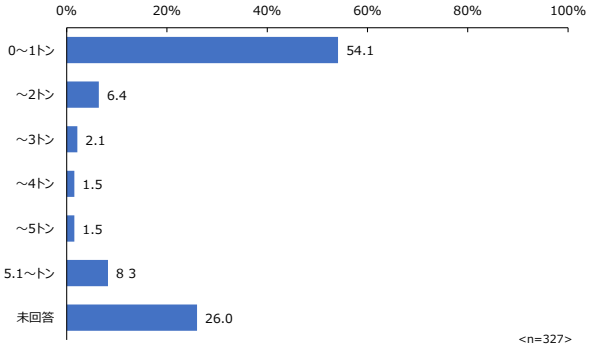

図表 2-055［地域別］ ＬＰガス年間小売販売数量（質量販売） 四国

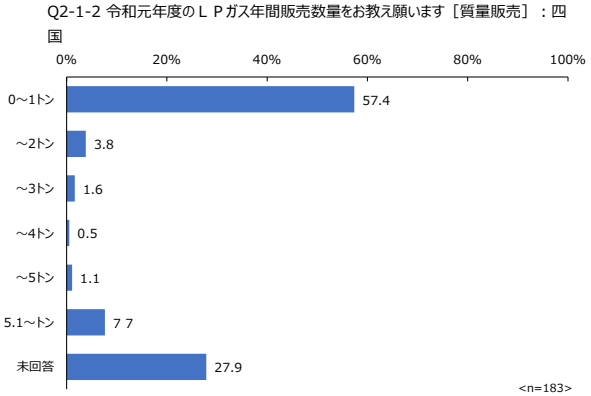

図表 2-056［地域別］ ＬＰガス年間小売販売数量（質量販売） 九州

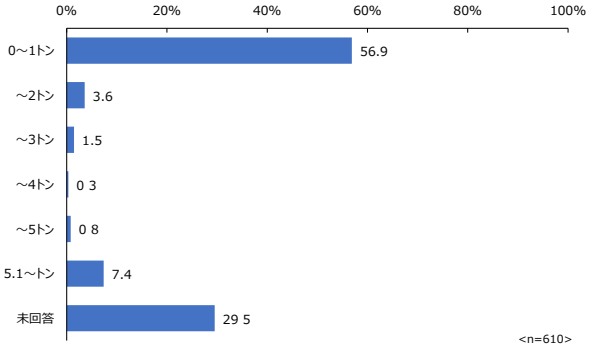

図表 2-057［地域別］ ＬＰガス年間小売販売数量（質量販売） 沖縄

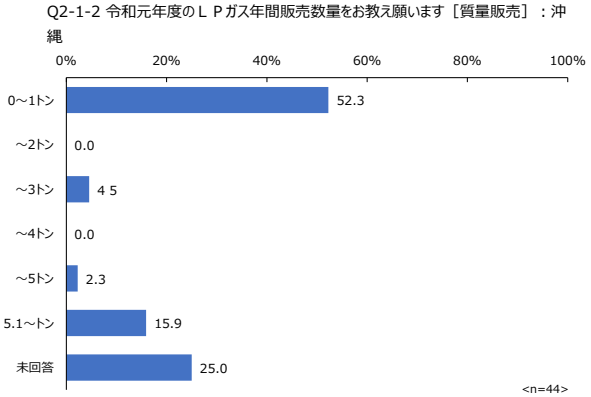

(3)その他

その他の小売販売数量は「0～50トン」が３４．２%、「未回答」が５７．２%となっており、積極的に取り組んでいる事業者は少ないものと窺われる。

図表 2-058 ＬＰガス年間小売販売数量（その他）

Q2-1-3 令和元年度のＬＰガス年間販売数量をお教え願います［その他］

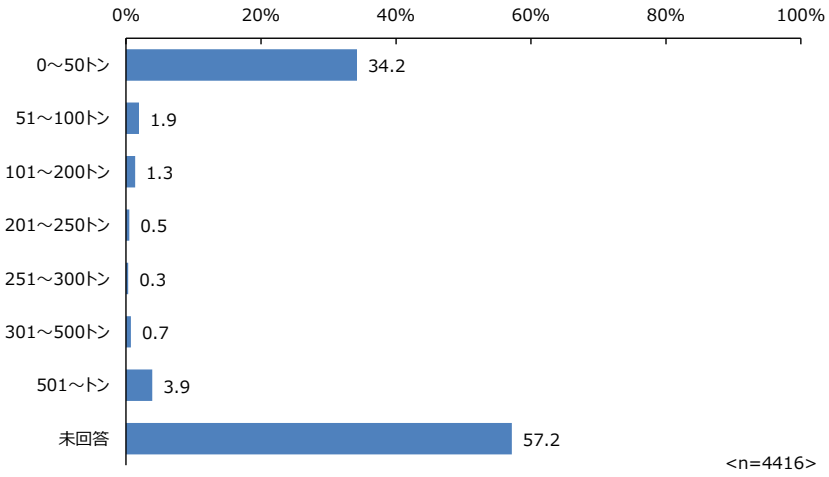

(4)合計

合計の年間小売販売数量については、主力である「家庭・業務用」と同様の分布傾向にあり、「0～50トン」が２４．２%、「51～100トン」が１４．８%と、両者で半数近くを占める一方で、「501トン～」が１５．９%と二極化傾向にある。また、中央値は100トン強と推測される。

【再掲】図表 2-059 ＬＰガス年間小売販売数量（合計）

Q2-1-4 令和元年度のＬＰガス年間販売数量をお教え願います［合計］

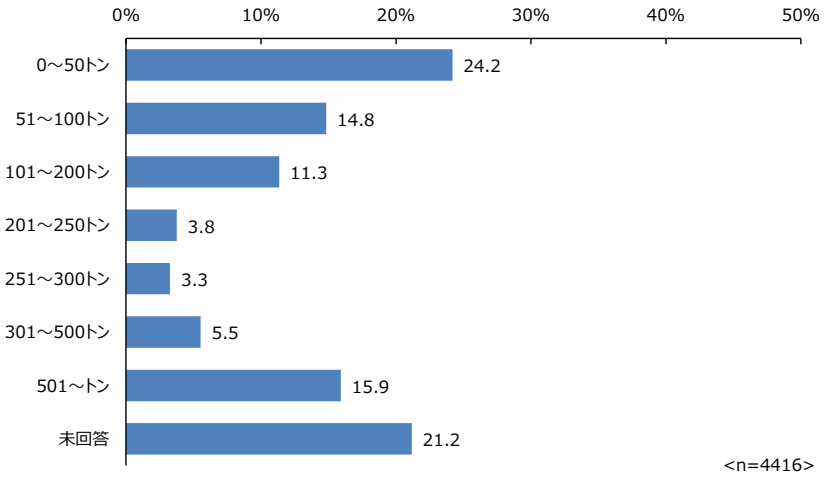

2. 得意先供給戸数

(1)家庭・業務用

家庭・業務用の得意先供給戸数については、「301～600戸」が１９．０％で最上位となっており、中央値もこのレンジに位置する。なお、「0戸」との回答も０．５％見られる。

図表 2-060 得意先供給戸数（家庭・業務用）

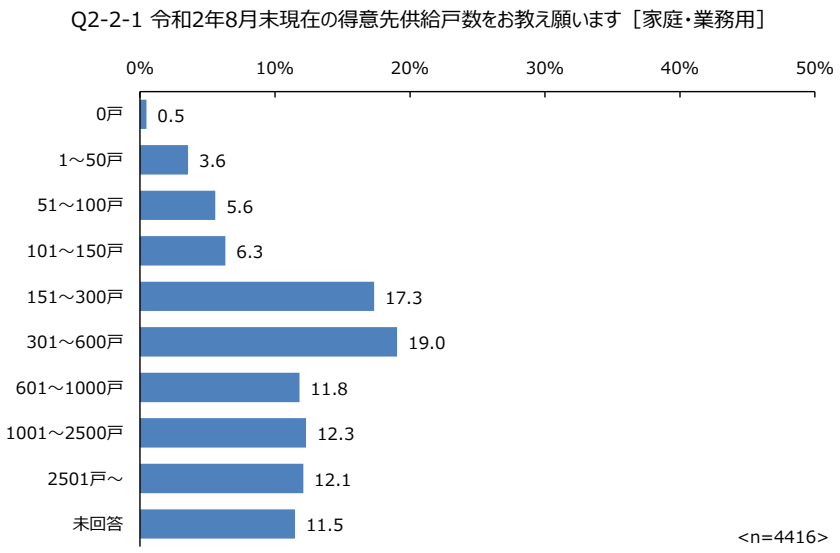

(2)質量販売

質量販売については、供給戸数「1～10戸」が３６．８％、「0戸」が２３．７％と、先述の小売販売数量を裏付ける結果となっている。

図表 2-061 得意先供給戸数（質量販売）

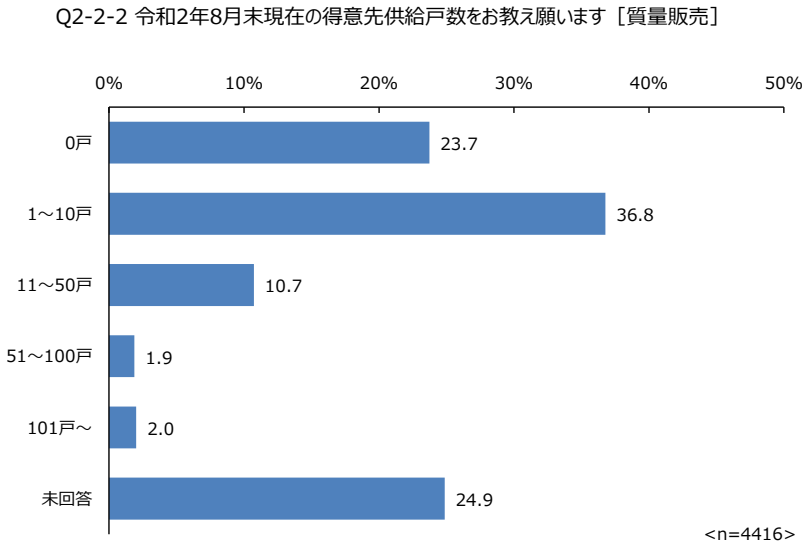

(3)その他

その他の供給戸数は「0戸」が３３．３%、「未回答」が５２．０%となっており、積極的に取り組んでいる事業者は少ないものと窺われる。

図表 2-062 得意先供給戸数（その他）

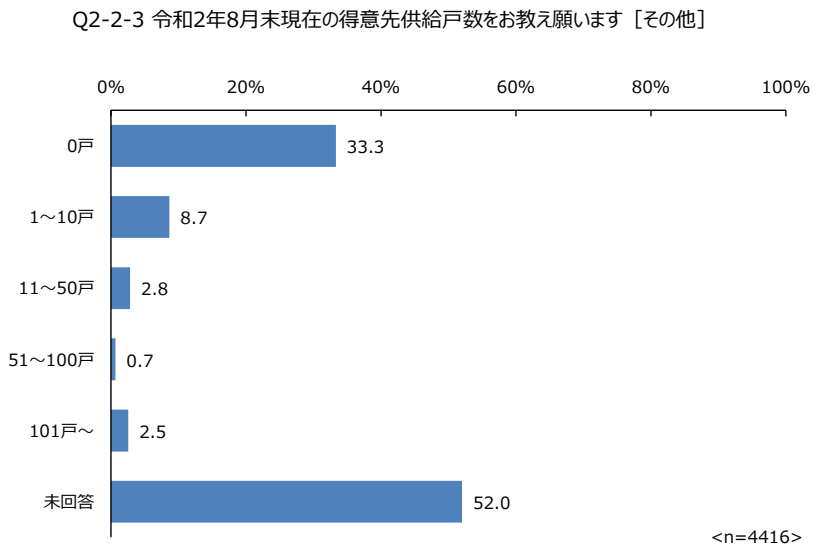

(4)全体（合計）

①回答者全体

全ての得意先の合計では、「301～600戸」が１８．３%で最上位、「151～300戸」が１６．４%で続き、供給戸数600戸以下の小規模事業者で４９．０%を占めている。得意先戸数の中央値は６００戸強と推測される。また、販売数量と得意先戸数の中央値に基づくと、年間の得意先１戸あたりの消費量は２００kg弱と予想される。

【再掲】図表 2-063 得意先供給戸数（全体（合計））

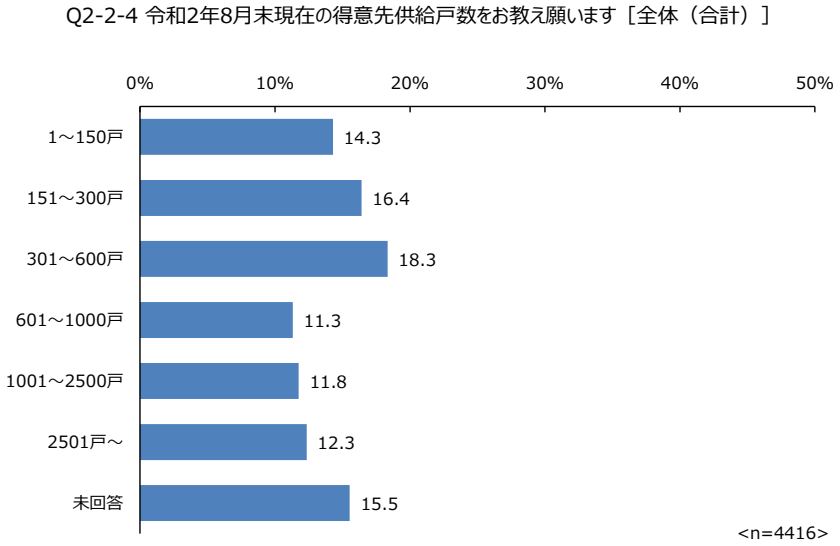

②地域別

各地域とも得意先供給戸数600戸以下の事業者が半数前後ではあるが、「関東」や「近畿」ではその比率が高く、「中国」、「九州」においては、供給戸数600戸超の事業者比率がやや高くなっている。

図表 2-064［地域別］ 得意先供給戸数（全体（合計）） 北海道

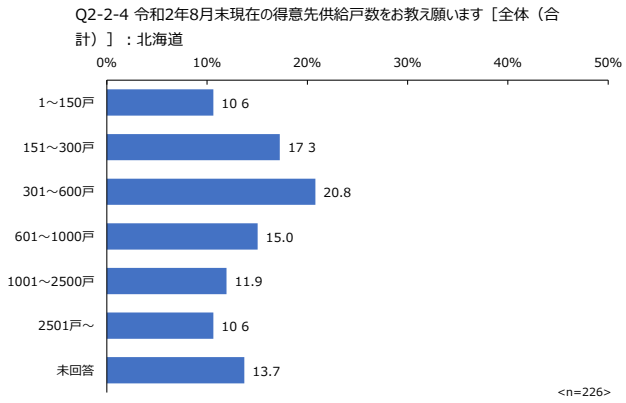

図表 2-065［地域別］ 得意先供給戸数（全体（合計）） 東北

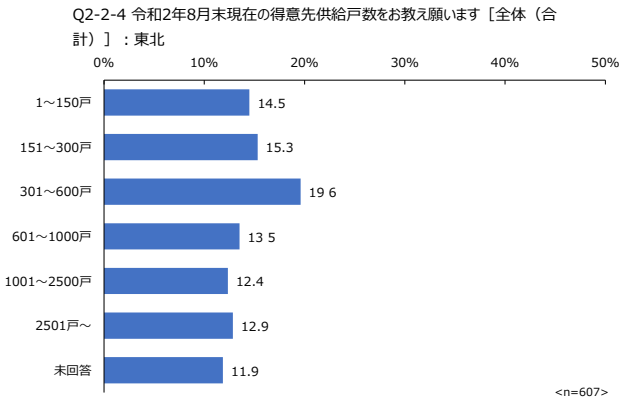

図表 2-066［地域別］ 得意先供給戸数（全体（合計）） 関東

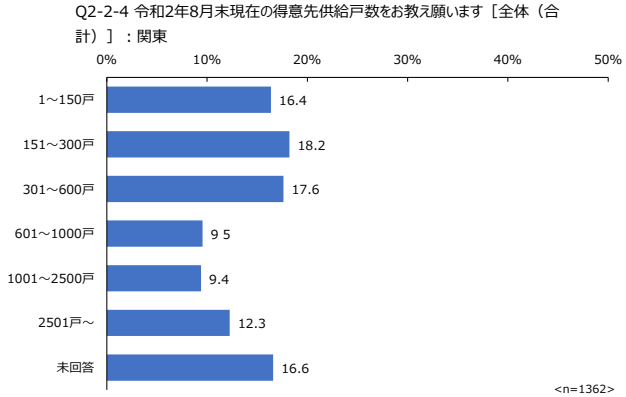

図表 2-067［地域別］ 得意先供給戸数（全体（合計）） 中部

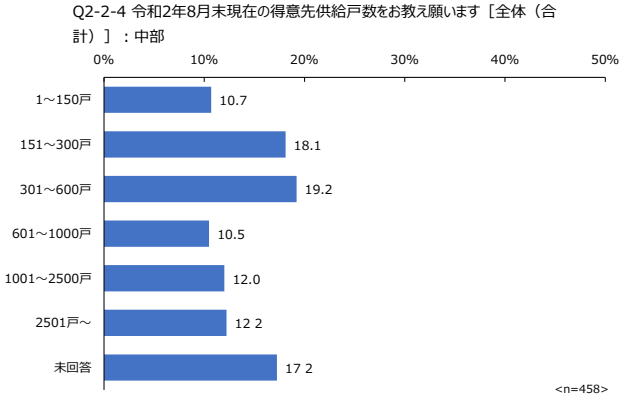

図表 2-068［地域別］ 得意先供給戸数（全体（合計）） 近畿

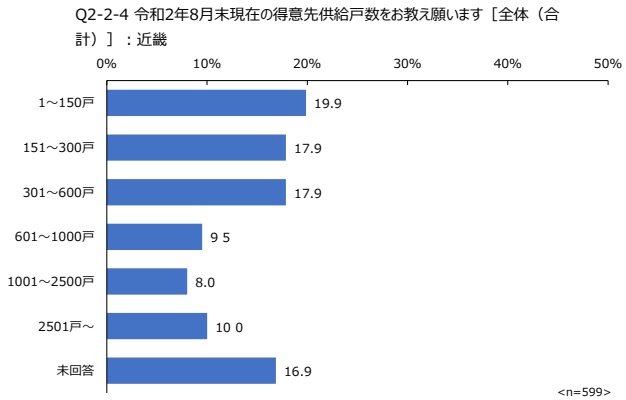

図表 2-069［地域別］ 得意先供給戸数（全体（合計）） 中国

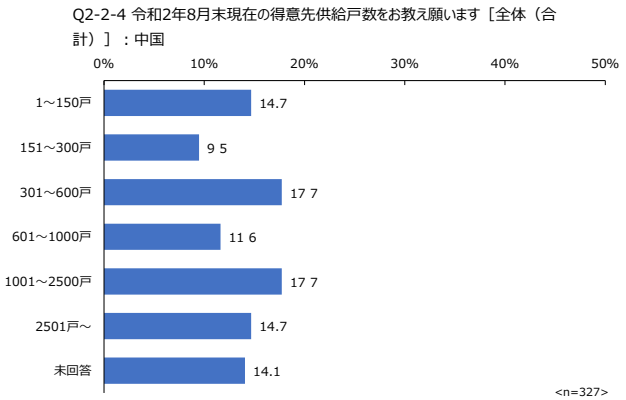

図表 2-070［地域別］ 得意先供給戸数（全体（合計）） 四国

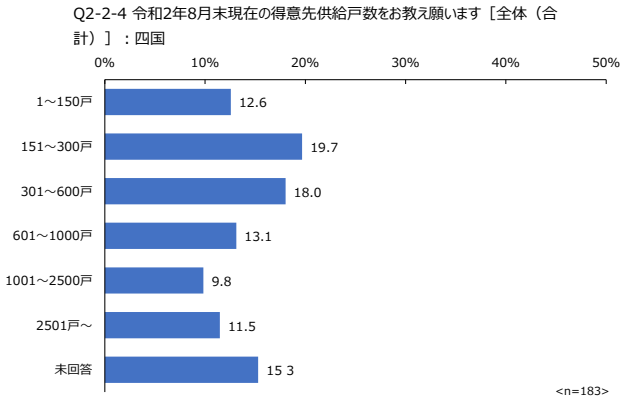

図表 2-071［地域別］ 得意先供給戸数（全体（合計）） 九州

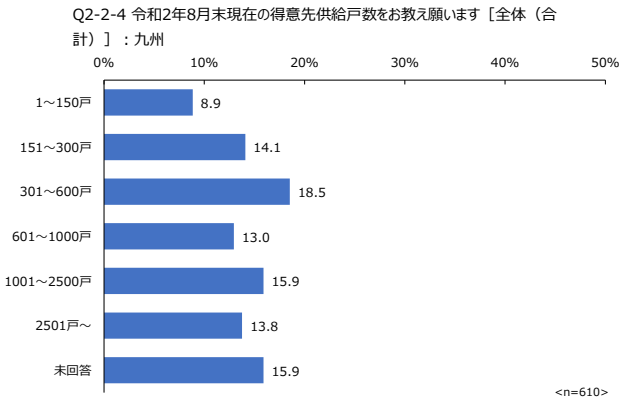

図表 2-072［地域別］ 得意先供給戸数（全体（合計）） 沖縄

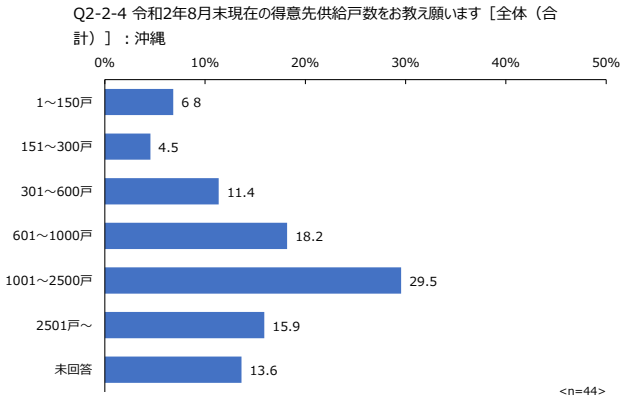

3. 家庭用得意先のＬＰガス月間消費量別構成戸数

月間消費量が「5m³以内」の得意先戸数が最も多く、多消費量区分となるにつれて得意先戸数は減っていく傾向にある。なお、構成比率ではなく構成戸数のため、各事業者の家庭用得意先戸数の影響を受けることから、具体的にどの消費量区分に多くの得意先が位置するかについては不明である。

図表 2-073 ＬＰガス月間消費量別構成戸数（家庭用）

Q2-3 家庭用得意先のＬＰガス月間消費量別構成戸数（貴社直近年間平均）をお教え願います

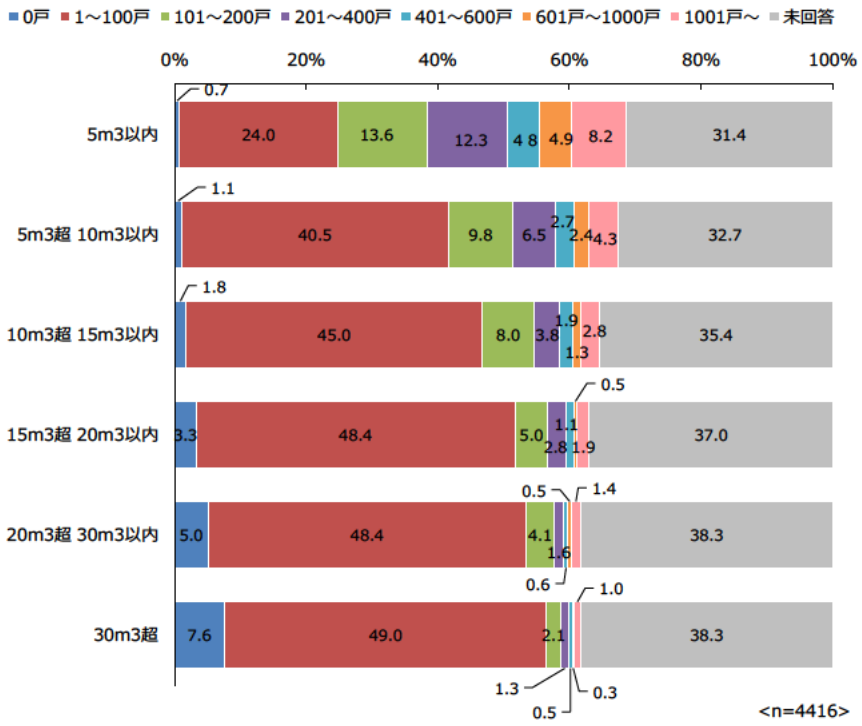

4. 得意先への配送方法

得意先への配送方法としては、「委託配送（配送センター）」が６５．５％と最も多いが、「自社配送」の事業者も４６．２％に達している。自社配送における配送員は先述のＬＰガス事業従事者にカウントされていると思われるが、従来からの雇用契約を見直せず自社配送を継続しているケースもあるものと推測される。

図表 2-074 得意先への配送方法

Q2-4 得意先への配送方法をお教え願います

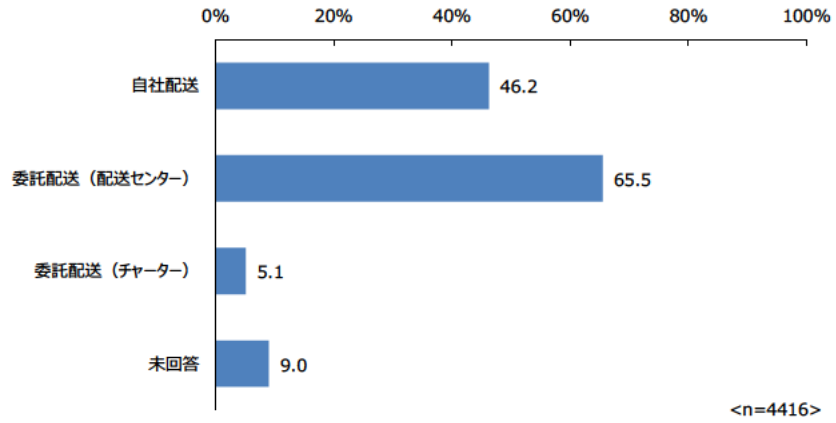

5. 得意先戸数の増加要因

得意先の増加要因としては、「住宅の新設」（３２．５％）や「賃貸住宅等への入居」（３１．０％）といった純粋に得意先増加につながるもの以外に、「同業他社からの顧客獲得」（３１．７％）、「得意先からの指名、紹介」（３２．８％）などＬＰガス販売事業者間での顧客の奪い合いと言えるものも上位に挙げられている。

後者については、ＬＰガス業界全体としての実質的な発展への寄与度が低いのみならず、自由回答においては、顧客の意向を顧みない強引な営業手法に対する疑問の声も多く聞かれており、取引適正化の観点からも留意が必要となる。

【再掲】図表 2-075 得意先戸数の増加要因

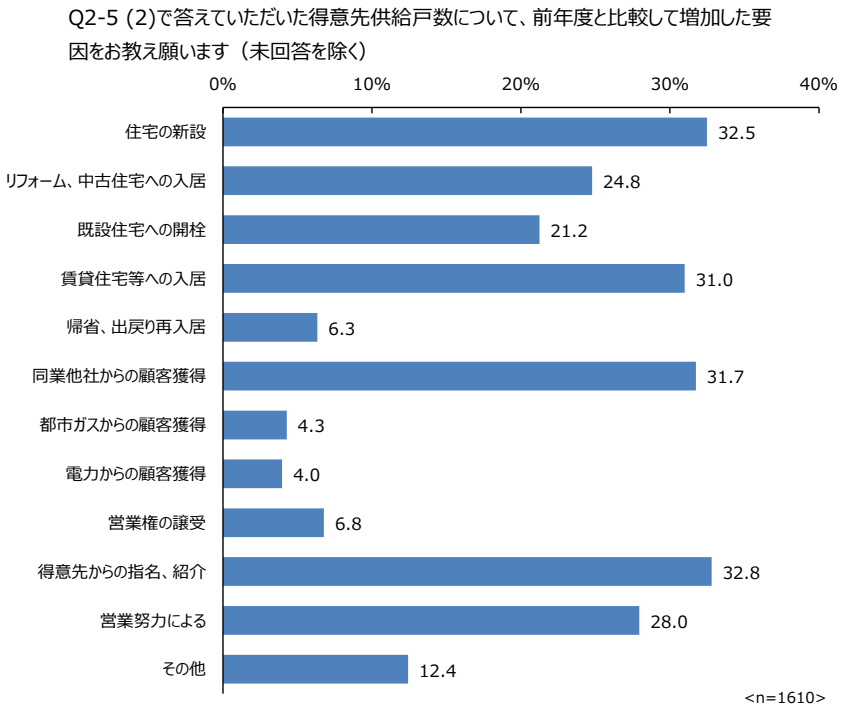

6. ＬＰガス事業のコスト比率

ＬＰガス事業のコスト比率としては、「ＬＰガスの仕入」（４１．１％）や「ＬＰガス機器その他仕入」（１１．１％）および「輸送費」（５．５％）といった変動費が６０％弱を占めている。換言すれば、売上にかかわらず発生する固定費比率は４割程度で半分を下回り、売上高が減少した場合においても、固定費が過度に負担となり経営を圧迫するような事態は生じにくいと思われる。その一方で、上記変動費の削減は従量料金低減化に向けた重要な要素であるが、ＬＰガス輸入価格の変動や仕入先との交渉結果の影響が強く反映され、各事業者の自助努力のみでは削減が困難である点に留意が必要となる。

【再掲】図表 2-076 ＬＰガス事業のコスト比率

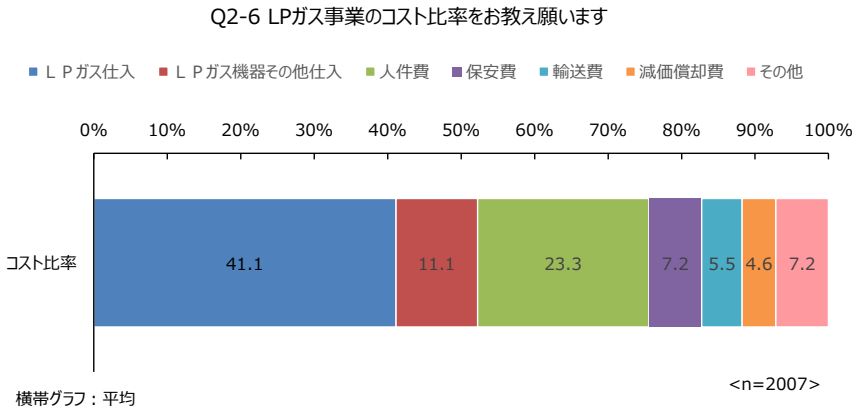

7. 得意先戸数の減少要因

得意先の減少要因としては「得意先の高齢化」（６１．５％）や「住宅の取り壊し」（４５．５）％といった少子高齢化や過疎化に基づくものが、競合エネルギーや同業者との競争によるものを上回っている。ＬＰガスの供給エリアは、少子高齢化、過疎化が顕著な地域が多いため、得意先が減少する前提で事業を継続発展させる方策も検討する必要がある。

【再掲】図表 2-077 得意先戸数の減少要因

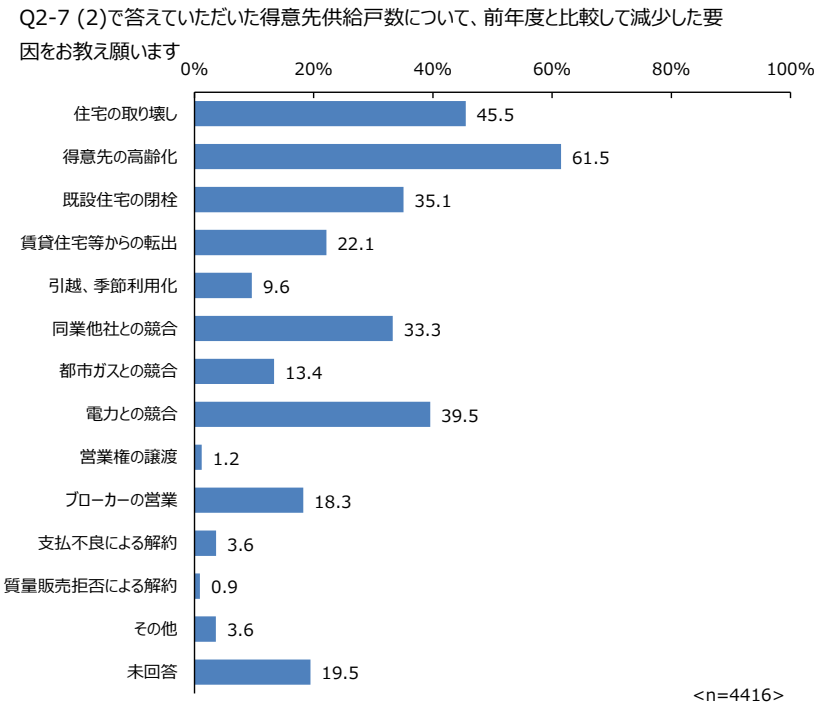

8. 閉栓戸数

閉栓戸数について、「0戸」と回答した事業者は７．７％に止まり、大部分の事業者が一定の閉栓先を抱えていることが明らかとなった。

図表 2-078 閉栓戸数

Q2-8 (2)で回答いただいたＬＰガス得意先以外で閉栓戸数をお教え願います

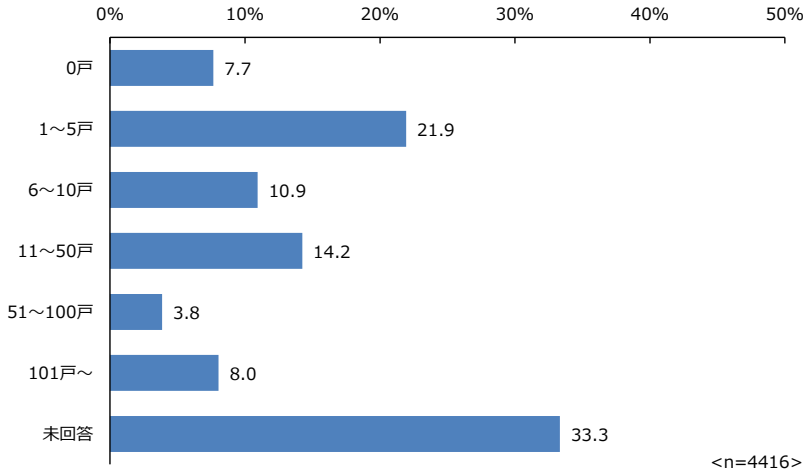

9. 集中監視システムの導入戸数

(1)回答者全体

集中監視システムの導入戸数について、「0戸」の未導入事業者が４４．８％と半数近くに達している。さらに、「未回答」の１７．５％においても未導入の事業者が一定数含まれていると推測される。

図表 2-079 集中監視システムの導入戸数

Q2-9 (2)で回答いただいたＬＰガス得意先のうち集中監視システムの導入戸数をお教え願います

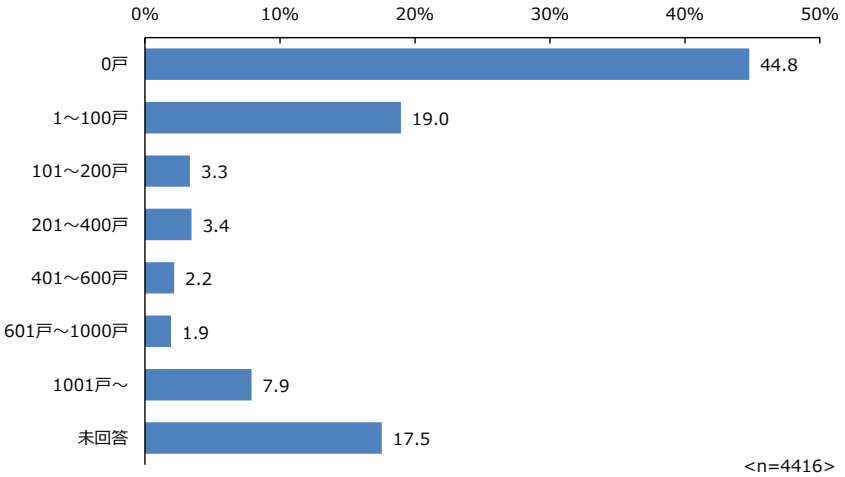

(2) 規模別

規模と集中監視システムの導入戸数には明確な関連が見られる。規模が大きくなるに従い未導入事業者の比率は低下し、得意先戸数「1～150戸」の事業者では７２．９％が未導入であるのに対し、「2501戸～」の事業者では８．４％に止まっている。後述の通り、経済的負担が導入の阻害要因であると推測され、小規模事業者には導入を推進する余裕が乏しいものと思われる。

図表 2-080［規模別］　集中監視システムの導入戸数 得意先戸数 1～150 戸

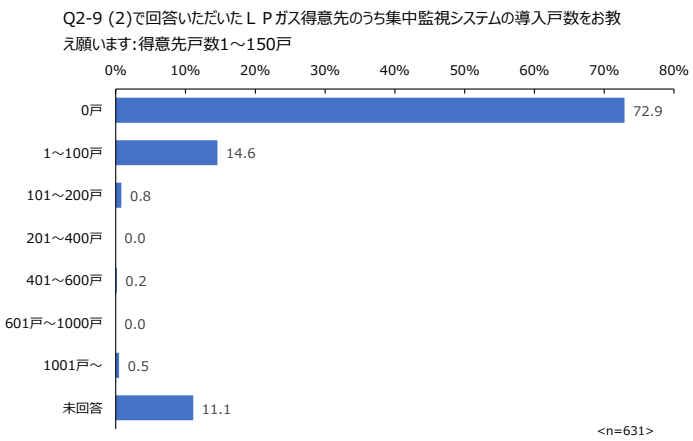

図表 2-081［規模別］　集中監視システムの導入戸数 得意先戸数 151～300 戸

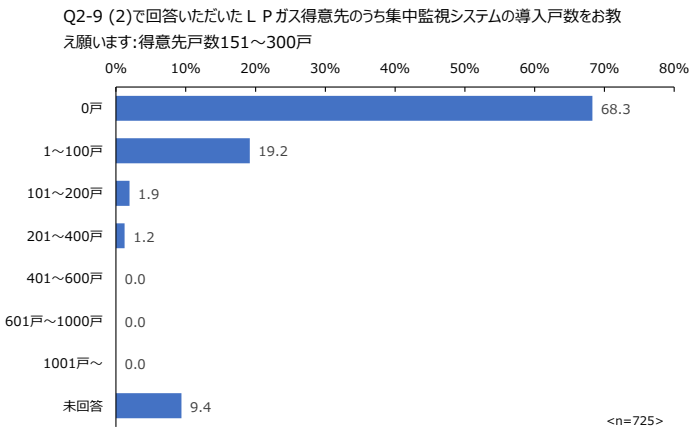

図表 2-082［規模別］　集中監視システムの導入戸数 得意先戸数 301～600 戸

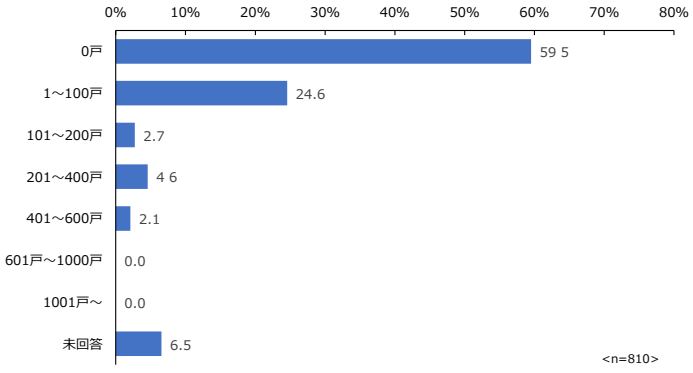

図表 2-083［規模別］　集中監視システムの導入戸数 得意先戸数 601～1000 戸

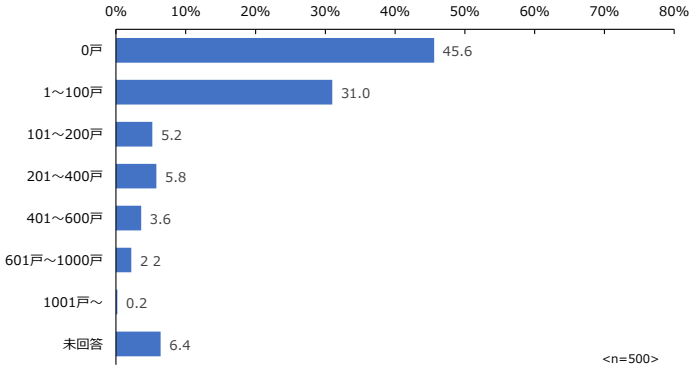

図表 2-084［規模別］　集中監視システムの導入戸数 得意先戸数 1001～2500 戸

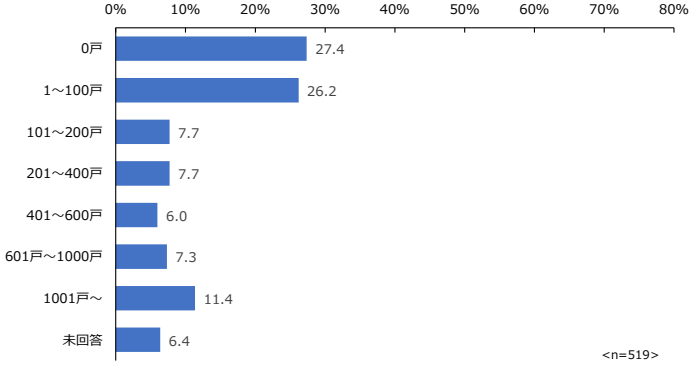

図表 2-085［規模別］　集中監視システムの導入戸数 得意先戸数 2501 戸～

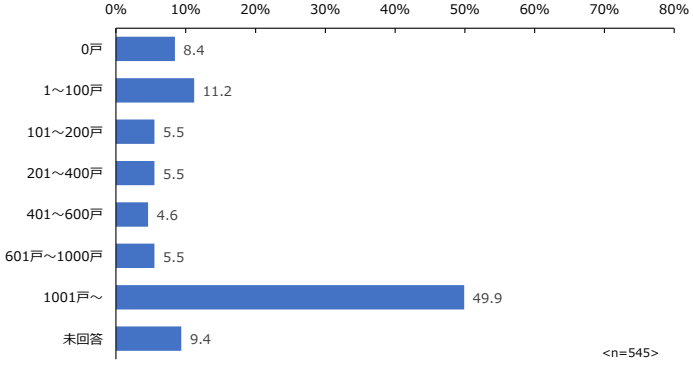

(3) 地域別

地域別では、「北海道」、「沖縄」において未導入の事業者比率が高くなっているが、これらの地域は一般的に単位消費量が低いため、集中監視システムに対する投資回収期間が長期にわたることが予想され、先述の事業者規模による資金余力とは異なる観点で、導入を阻害しているものと思われる。

図表 2-086［地域別］ 集中監視システムの導入戸数 北海道

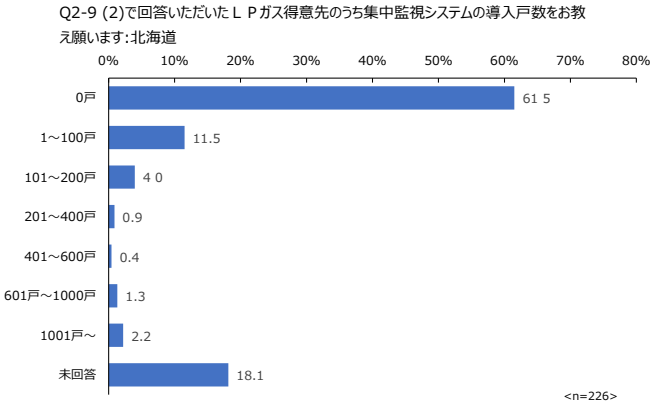

図表 2-087［地域別］ 集中監視システムの導入戸数 東北

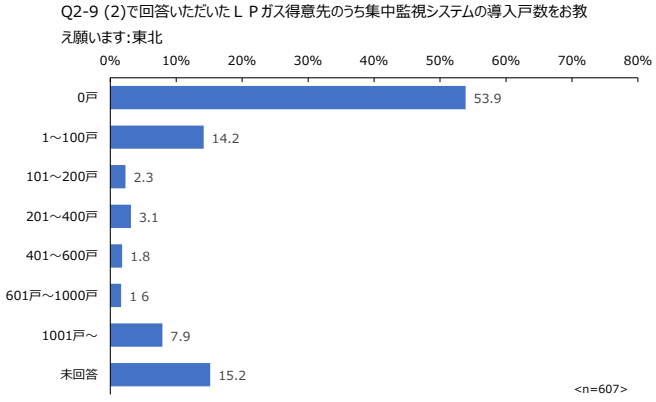

図表 2-088［地域別］ 集中監視システムの導入戸数 関東

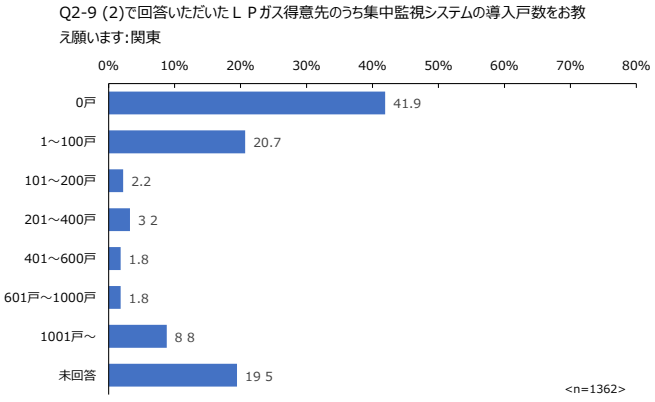

図表 2-089［地域別］ 集中監視システムの導入戸数 中部

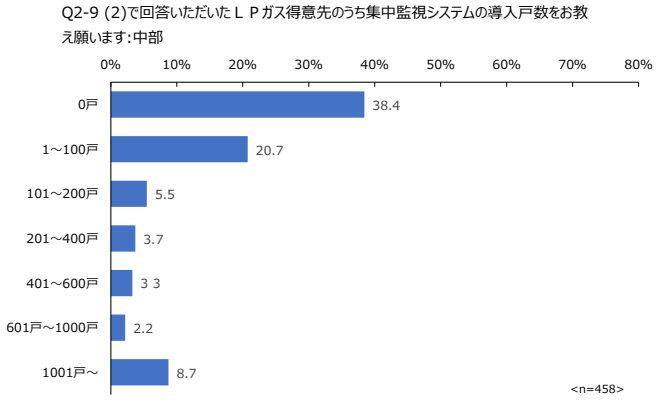

図表 2-090［地域別］ 集中監視システムの導入戸数 近畿

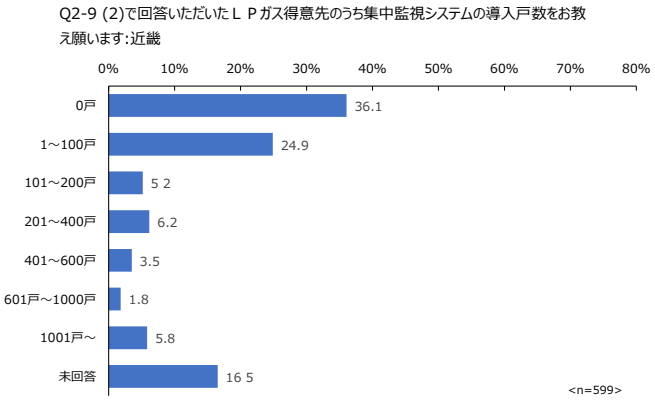

図表 2-091［地域別］ 集中監視システムの導入戸数 中国

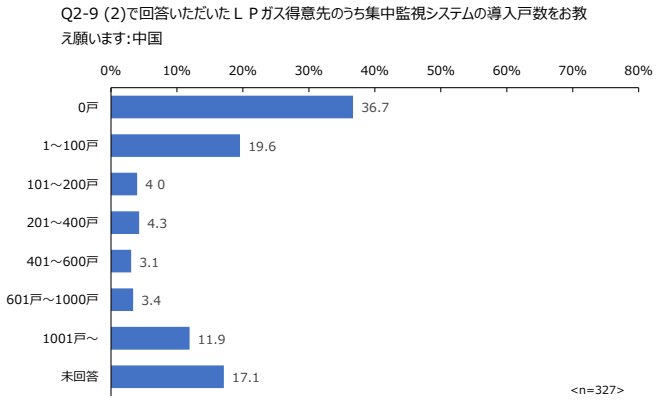

図表 2-092［地域別］ 集中監視システムの導入戸数
四国

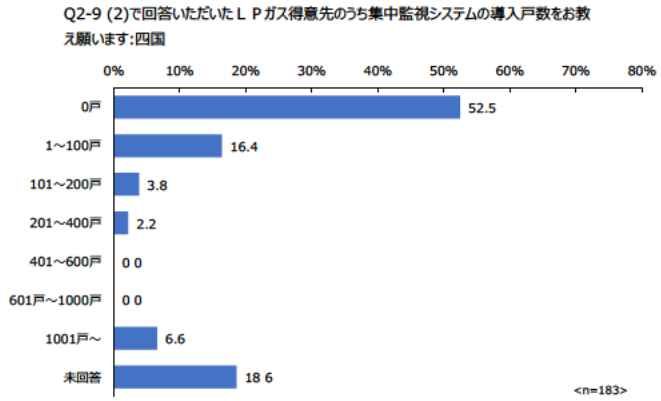

図表 2-093［地域別］ 集中監視システムの導入戸数
九州

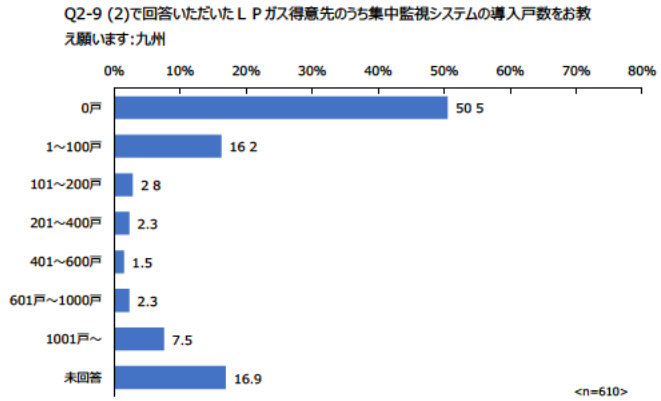

図表 2-094［地域別］ 集中監視システムの導入戸数
沖縄

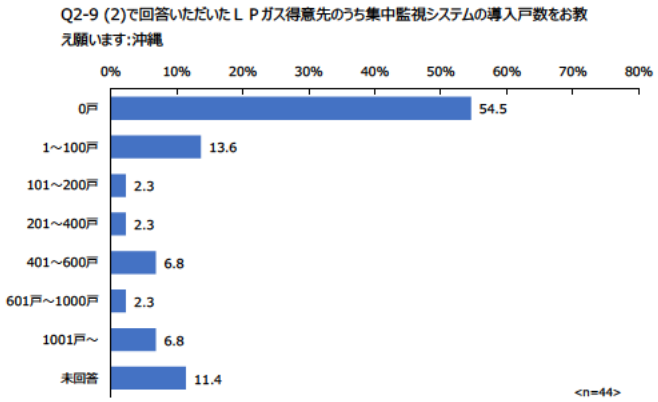

(4)前年比較

前年比較では、未導入の事業者の比率は昨年度の５２．５％よりも減少しているが、「未回答」（１７．５％）の中に一定数未導入の事業者が含まれていると思われ、傾向としては大きな変動は無いと推測される。

【再掲】図表 2-095［前年比較］ 集中監視システムの導入戸数

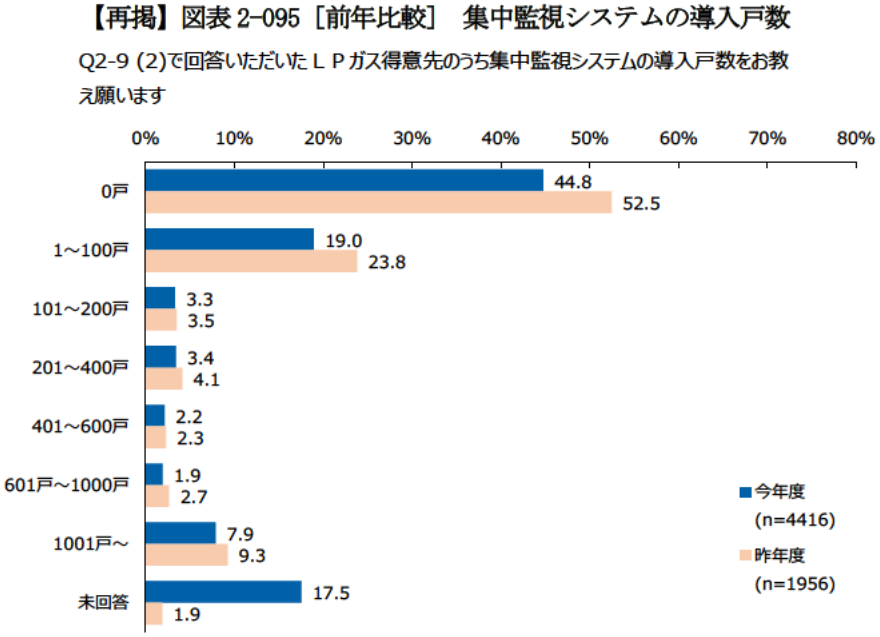

10. 集中監視システム導入に向けた課題

集中監視システム導入に向けた課題としては、「初期投資がかかる」との回答が５４．４％に達し、「コストが回収できない」（３１．４％）と合わせ、経済的な要因が導入の阻害要因となっていることが見て取れる。

【再掲】図表 2-096 集中監視システム導入に向けた課題

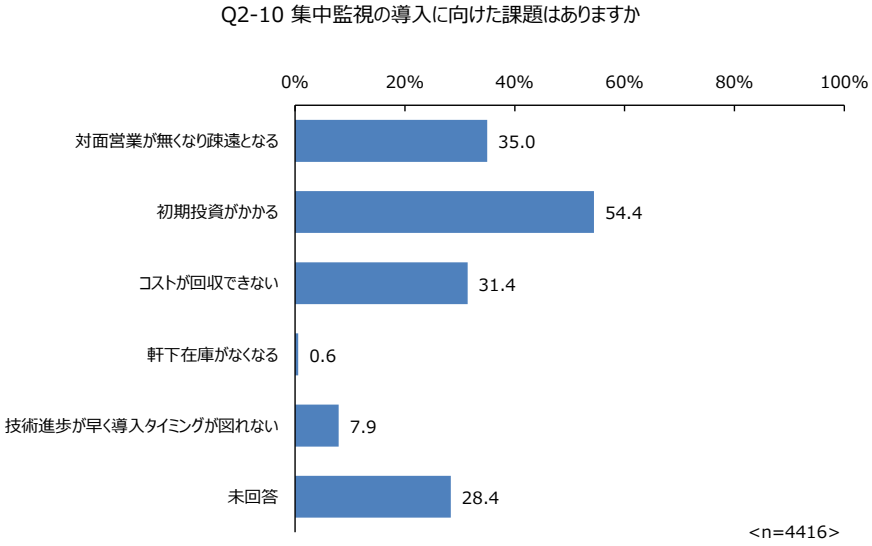

11. 得意先への保安方法

得意先への保安方法としては「自社対応」が６６．４％と、大部分の事業者が全部または一部の保安業務を自社にて実施している。法定点検等を消費者との接点機会と捉え自社にて対応しているものと思われる。

図表 2-097 得意先への保安方法

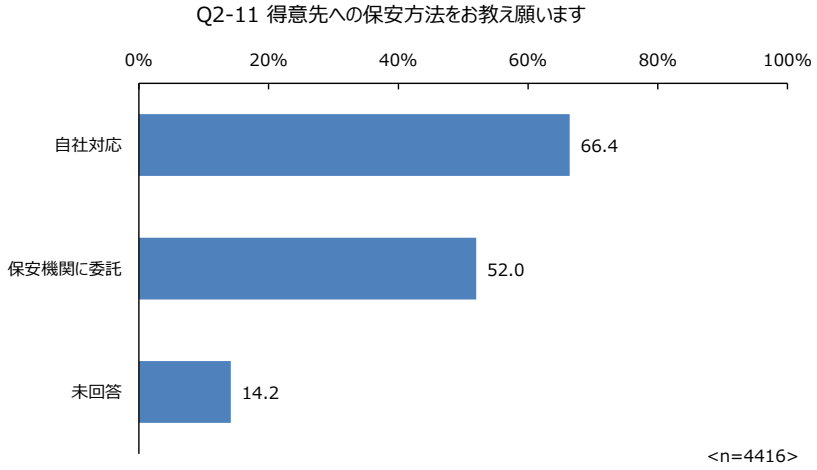

12. 保安認定事業者の取得状況

(1)取得状況

保安認定事業者の取得状況は「第一号認定液化石油ガス販売事業者」が９．２％、「第二号認定液化石油ガス販売事業者」が６．２％となっている。

【再掲】図表 2-098 保安認定事業者の取得状況

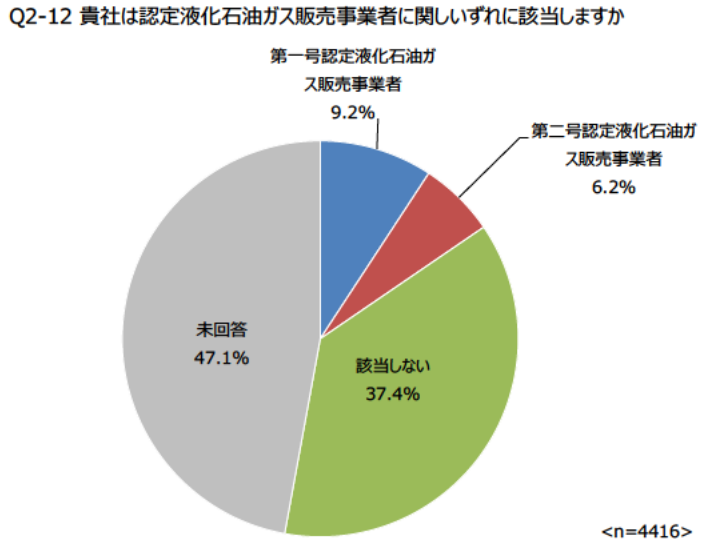

(2)認定を取得しない理由

保安認定事業者を取得しない理由としては、「認定を取得したいが、費用負担が大きい」が４１．１％と、経済的なものが最上位に挙げられている。また、「現体制で十分保安確保できている」が３５．３％となっており、本来的に取得の必要性を感じていない事業者が続いている。

【再掲】図表 2-099 保安認定事業者を取得しない理由

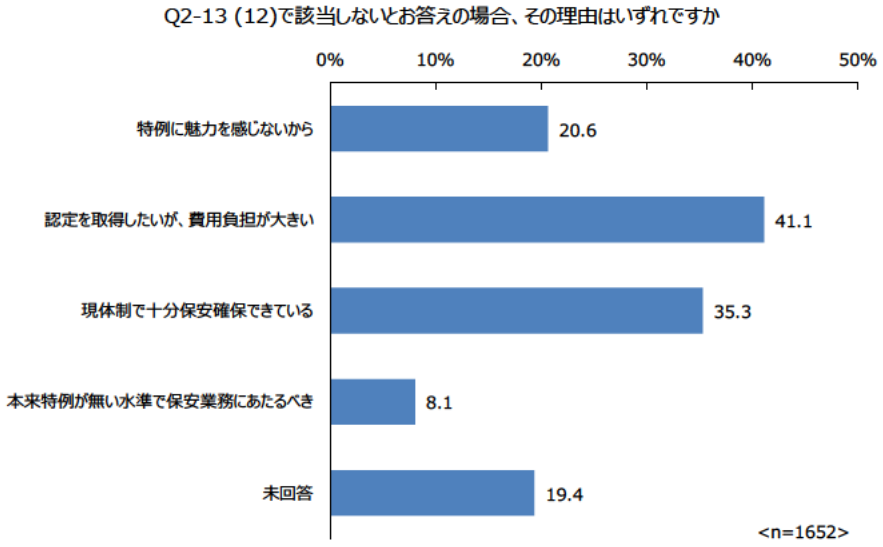

13. 保安業務に対する不安

保安業務に対する不安としては、「事業者へのリスク・費用負担が多すぎる」が３６．９％と最上位に挙げられている。また、これに関連し、自由回答において、保安業務における規制緩和や設備投資に際しての補助金等の経済的支援の要望が多く挙げられている。

図表 2-100 保安業務に対する不安

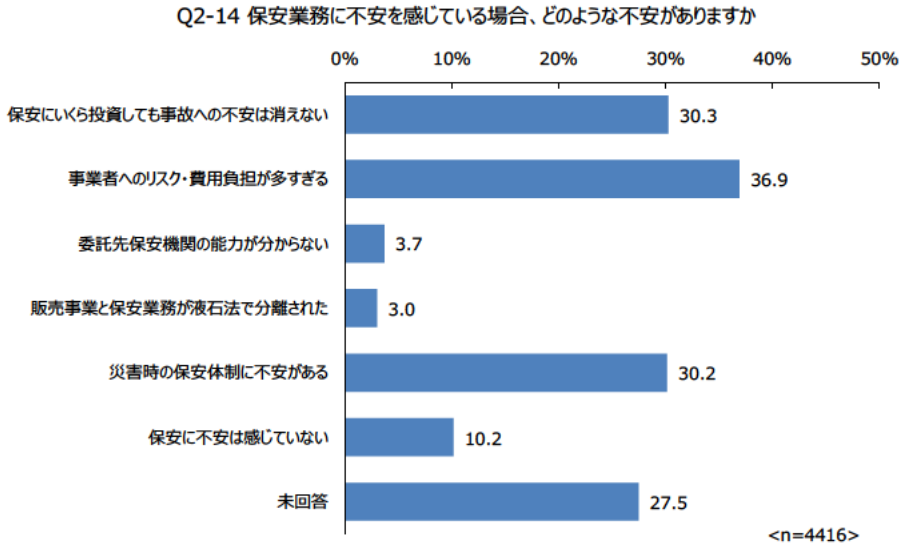

14. 質量販売の取り組み

(1)今後の方向性

質量販売の方向性については、大多数が現状維持ないしは縮小と回答しており、拡大意向を持っている事業者は１．５％に止まっている。質量販売における保安面での対応が影響しているものと推測される。

【再掲】図表 2-101 の質量販売の方向性

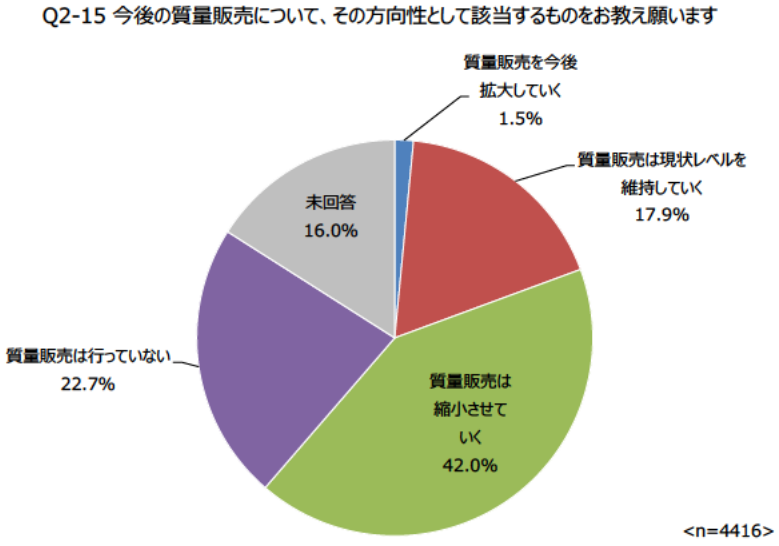

(2) ＦＲＰ容器（7.5kg）の使用状況

質量販売に対する拡大意向を持っている事業者においてさえも、7.5kgＦＲＰ容器の現状の使用実績や今後の使用意向とも1割程度に止まっている。

【再掲】図表 2-102 ＦＲＰ容器（7.5kg）の使用状況

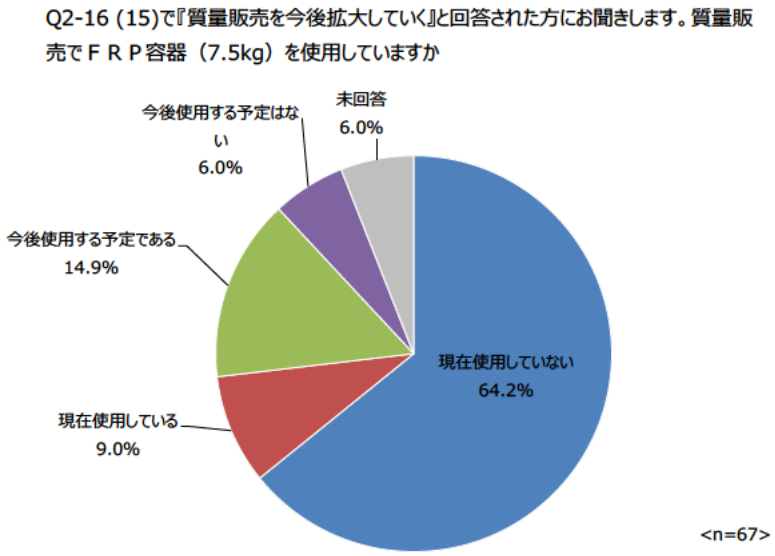

(3) ＦＲＰ容器（20kg）の活用方針

20kgＦＲＰ容器の今後の活用については、６０．３％の事業者が「現状では決めていない」と、大部分の事業者において方針が定まっていない。

【再掲】図表 2-103 ＦＲＰ容器（20kg）の活用方針

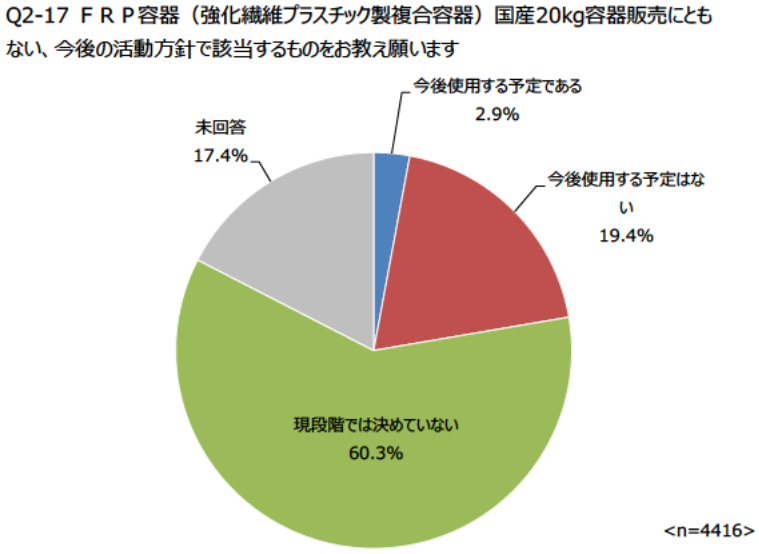

(4) ＦＲＰ容器の使用予定がない理由

①7.5kg

7.5kgＦＲＰ容器の使用予定がない理由としては、「鋼製容器で十分」が７５．０％と最上位であり、検査費用や容器の本体価格等の経済性のみならず、新たな需要への訴求よりも既存の顧客層への拡販を重要視している可能性も考えられる。

【再掲】図表 2-104 ＦＲＰ容器の使用予定がない理由（7.5kg）

Q2-18 (16)で『今後使用する予定はない』と回答された方にお聞きします。ＦＲＰ容器（7.5kg）が使用予定のない理由として該当するものをお教え願います

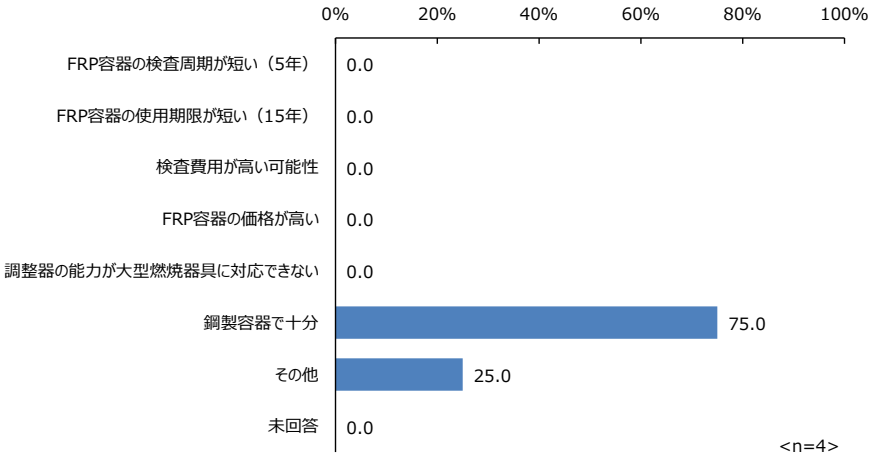

②20kg

20kgＦＲＰ容器の使用予定がない理由としても、「鋼製容器で十分」が５３．９％で最上位となっている。質量販売用のため消費者への直接的なＰＲ効果が乏しく、また、軽量性等のメリットも主に配送業務に関わるものであるため、現時点では鋼製容器を超えるメリットを感じていないものと思われる。

【再掲】図表 2-105 ＦＲＰ容器の使用予定がない理由（20kg）

Q2-19 (17)で『今後使用する予定はない』と回答された方にお聞きします。ＦＲＰ容器（20kg）が使用予定のない理由として該当するものをお教え願います

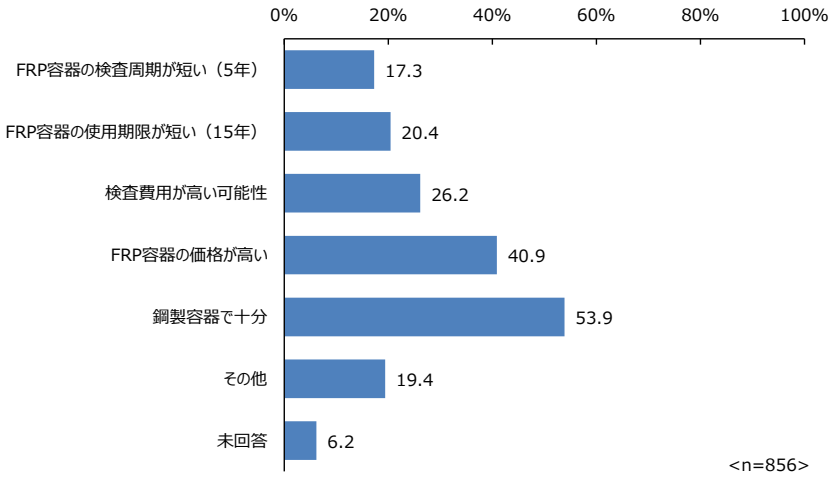

第３章　料金透明化・取引適正化

３－１　小売価格について

1. 料金表の種類

(1)家庭用

①回答者全体

家庭用における料金表の種類は、「1種類」（２５．４％）、「2～5種類」（４１．６％）と、７割弱の事業者が5種類以内と回答し、一定程度、料金表の集約化は進んでいる。

【再掲】図表 2-106 家庭用の料金表の種類

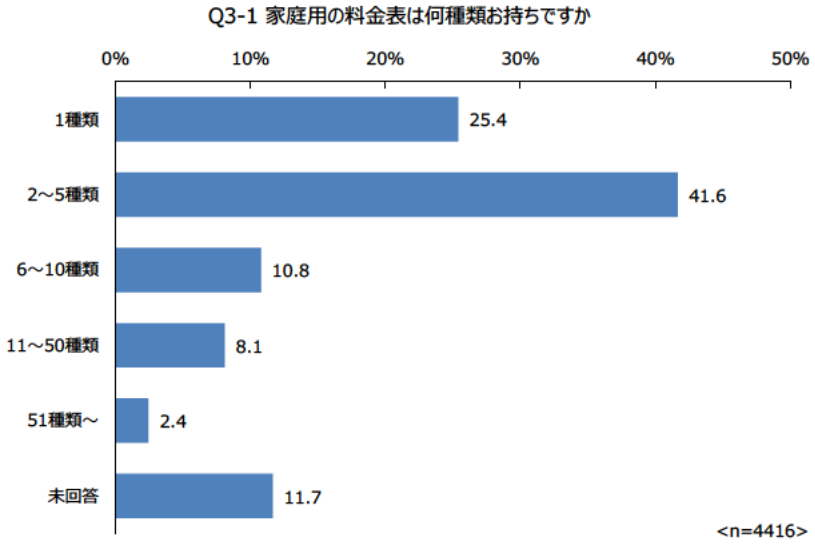

②規模別

規模別では、得意先戸数「２５０１戸～」の大規模事業者における集約化後の体制は十分とは言えず、あまりに多数の料金表が存在している場合「標準的な料金表」を定義し、公表することは困難と思われる。集約化により割高となる顧客への対応や集約化による収益状況の悪化の回避等の課題が想定されるが、大規模事業者は周囲の事業者への影響度も大きいことから、計画的な集約化が望まれる。

【再掲】図表 2-107［規模別］　家庭用の料金表の種類

Q3-1 家庭用の料金表は何種類お持ちですか

	n	1種類	2～5種類	6～10種類	11～50種類	51種類～	未回答
1～150戸	631	53.2%	37.6%	1.3%	0.6%	0.2%	7.1%
151～300戸	725	41.4%	48.6%	4.8%	1.8%	0.0%	3.4%
301～600戸	810	22.7%	57.7%	12.5%	4.1%	0.5%	2.6%
601～1000戸	500	15.4%	52.0%	16.6%	11.2%	0.6%	4.2%
1001～2500戸	519	11.2%	42.4%	22.7%	16.2%	1.7%	5.8%
2501戸～	545	6.2%	25.7%	18.5%	23.5%	16.3%	9.7%

(2) 業務用

業務用の料金表についても６割以上の事業者が「5種類以下」と回答している。

【再掲】図表 2-108 業務用の料金表の種類

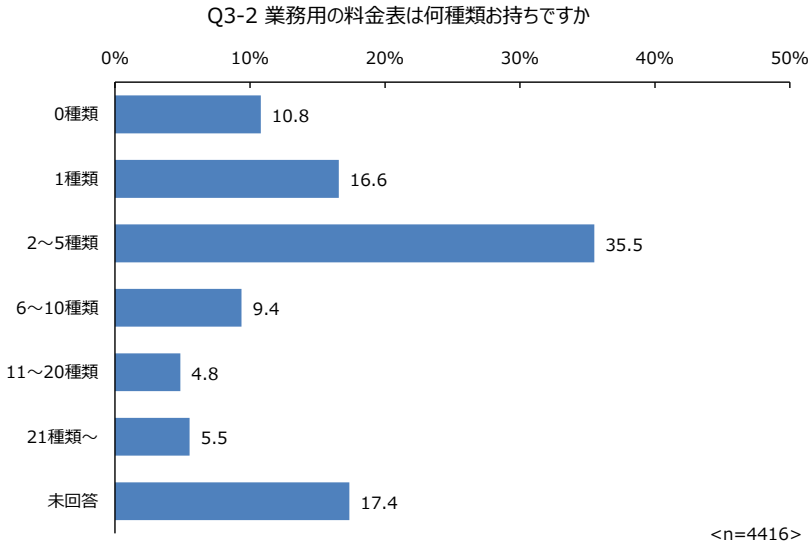

2. 料金表の集約化意向

料金表の集約化については、半数近くの事業者が集約化を検討しており、対応済みの事業者と合わせ、概ね前向きに捉えられていることから、今後の進展が期待される。

図表 2-109 料金表の集約化意向

Q3-3 (1)で料金表（家庭用で）を２種類以上あると回答された方にお聞きします。
今後、小売価格の透明化を目的として料金表の集約化をお考えですか

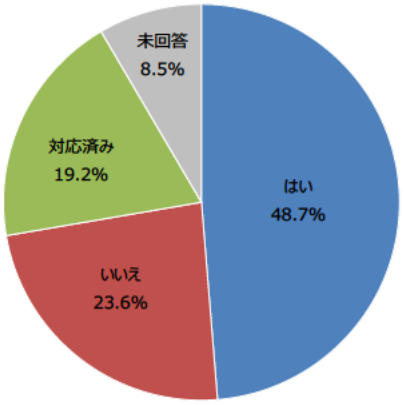

<n=2780>

3. 基本料金の設定

(1)家庭用

家庭用の料金表については、ほぼ全ての事業者が基本料金を設定していると回答している。

【再掲】図表 2-110 基本料金の設定（家庭用）

Q3-4 家庭用ＬＰガス小売事業において、基本料金は設定していますか

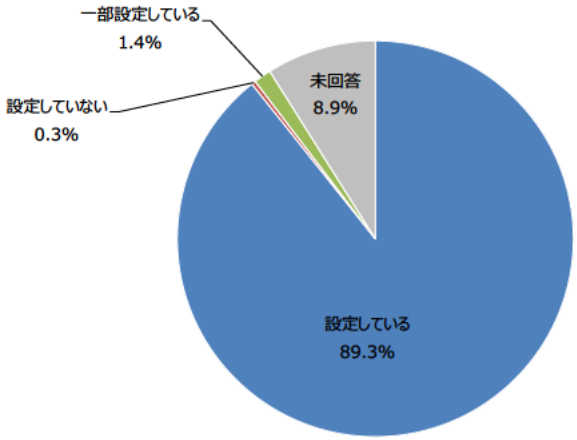

<n=4416>

(2)業務用

業務用の料金表については、「設定している」事業者は３７．２％に止まり、「設定していない」事業者も１４．０％見られる。業務用の顧客においては相対で料金が決まるケースも多く、また、家庭用の顧客に比べて消費量も多い傾向にあるため、事業者の意思に反して設定できないケースも多いものと思われる。

【再掲】図表 2-111 基本料金の設定（業務用）

Q3-5 業務用ＬＰガス小売事業において、基本料金は設定していますか

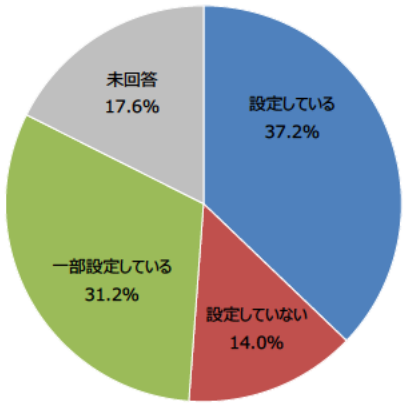

<n=4416>

4. 家庭用小売価格の状況

(1)回答者全体

家庭用の小売価格の平均値については、「戸建住宅用」と「集合住宅用」との間に大きな価格差は見られないものの、「基本料金」のみ「戸建住宅用」の方が低価格となっている。

図表 2-112 家庭用小売価格（5㎥使用時）

Q3-6-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5m3］

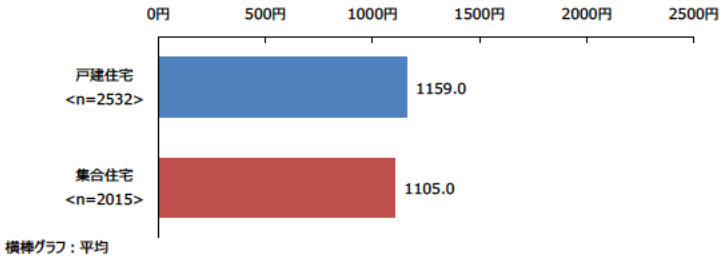

図表 2-113 家庭用小売価格（5～10㎥使用時）

Q3-6-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5～10m3］

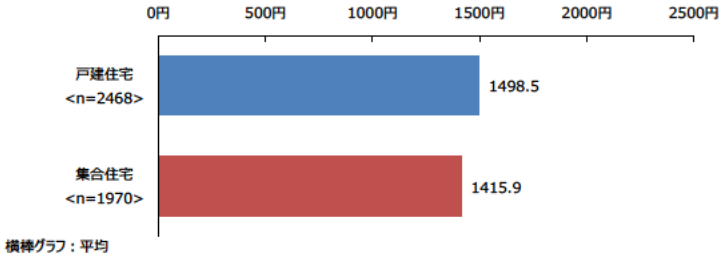

図表 2-114 家庭用小売価格（10～15㎥使用時）

Q3-6-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［10～15m3］

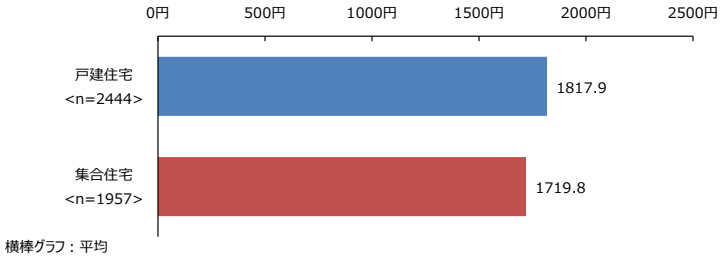

横棒グラフ：平均

図表 2-115 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）

Q3-6-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［15～20m3］

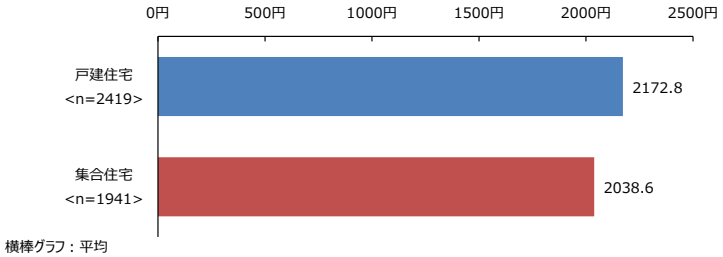

横棒グラフ：平均

図表 2-116 家庭用小売価格（20～25㎥使用時）

Q3-6-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［20～25m3］

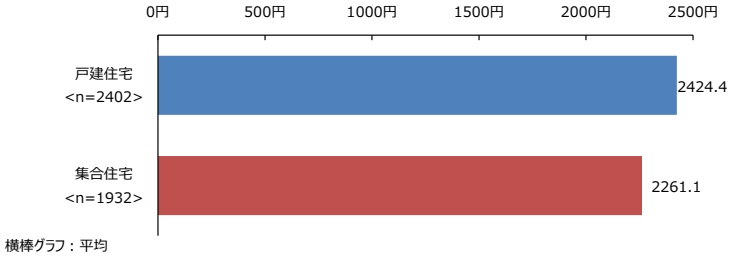

横棒グラフ：平均

図表 2-117 家庭用小売価格（基本料金）

Q3-7 (4)で基本料金（家庭用）を『設定している』、『一部設定している』と回答した方はご記入ください［基本料金］

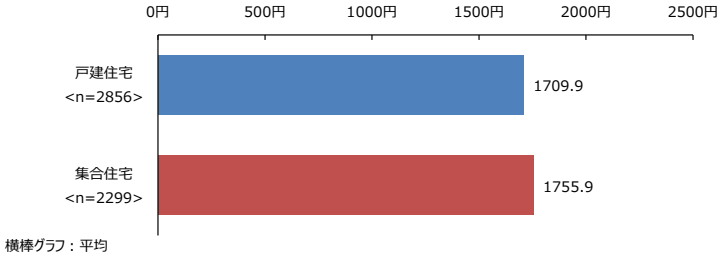

横棒グラフ：平均

(2) 規模別

規模別では、「戸建住宅用」および「集合住宅用」ともに規模の大きな事業者の方が低価格である傾向にあり、特に得意先戸数が「2501戸～」の事業者において顕著となっているが、大規模事業者においては、小売価格低減に向けた資金的な体力を有しているためと思われる。

①5㎥使用時

図表 2-118 家庭用小売価格（5㎥使用時）
得意先戸数 1～150 戸

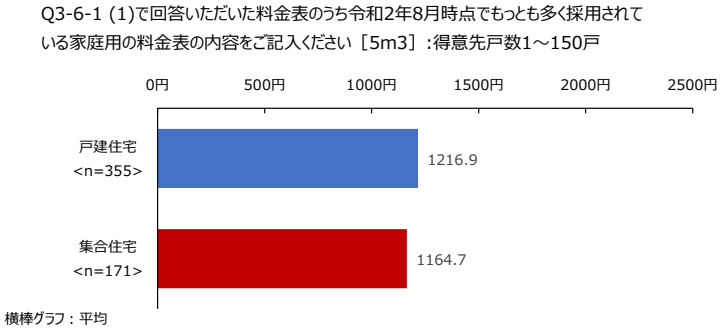

図表 2-119 家庭用小売価格（5㎥使用時）
得意先戸数 151～300 戸

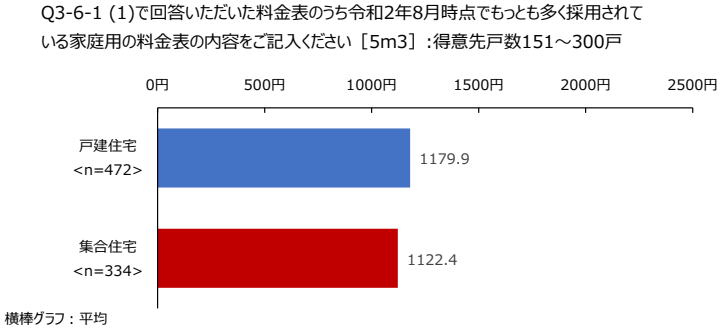

図表 2-120 家庭用小売価格（5㎥使用時）
得意先戸数 301～600 戸

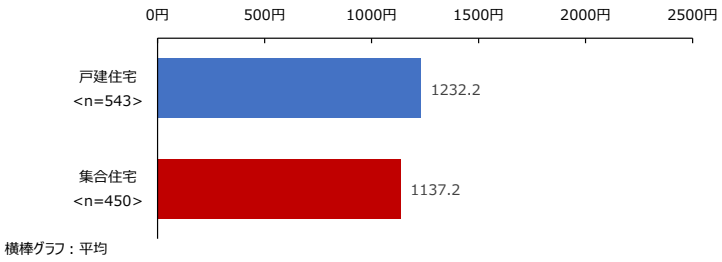

図表 2-121 家庭用小売価格（5㎥使用時）
得意先戸数 601～1000 戸

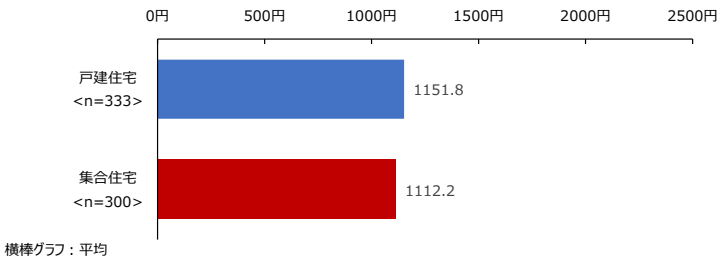

図表 2-122 家庭用小売価格（5㎥使用時）
得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-6-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5m3］:得意先戸数1001～2500戸

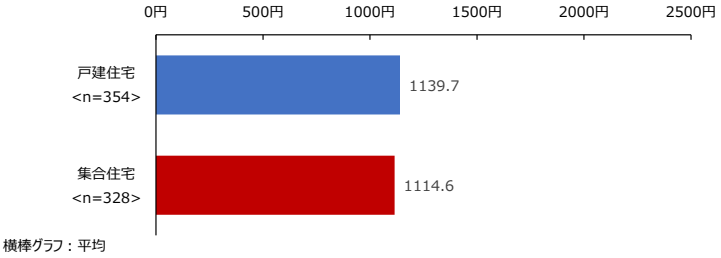

横棒グラフ：平均

図表 2-123 家庭用小売価格（5㎥使用時）
得意先戸数 2501 戸～

Q3-6-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5m3］:得意先戸数2501戸～

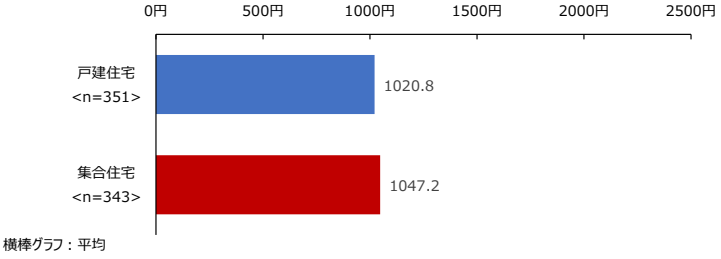

横棒グラフ：平均

②5～10㎥使用時

図表 2-124 家庭用小売価格（5～10㎥使用時）
得意先戸数 1～150 戸

Q3-6-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5～10m3］:得意先戸数1～150戸

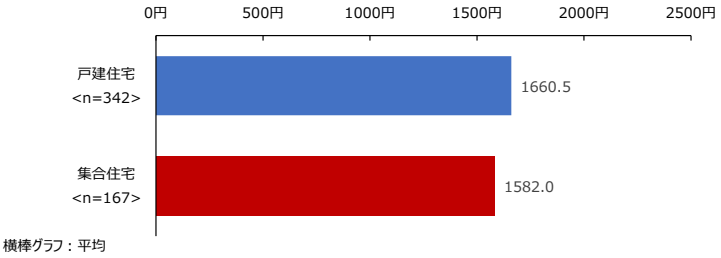

横棒グラフ：平均

図表 2-125 家庭用小売価格（5～10㎥使用時）
得意先戸数 151～300 戸

Q3-6-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5～10m3］:得意先戸数151～300戸

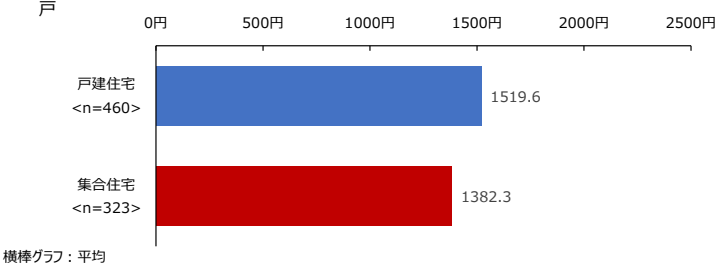

横棒グラフ：平均

図表 2-126 家庭用小売価格（5～10㎥使用時）
得意先戸数 301～600 戸

Q3-6-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5～10m3］:得意先戸数301～600戸

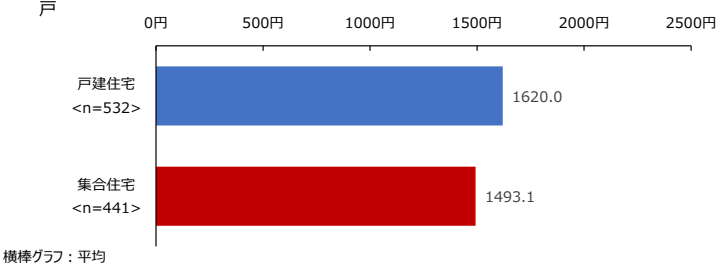

横棒グラフ：平均

図表 2-127 家庭用小売価格（5～10㎥使用時）
得意先戸数 601～1000 戸

Q3-6-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5～10m3］:得意先戸数601～1000戸

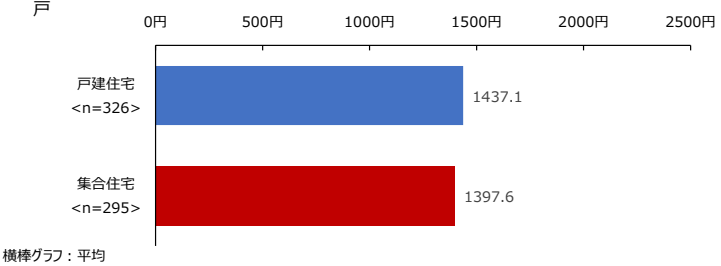

横棒グラフ：平均

図表 2-128 家庭用小売価格（5～10㎥使用時）
得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-6-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5～10m3］:得意先戸数1001～2500戸

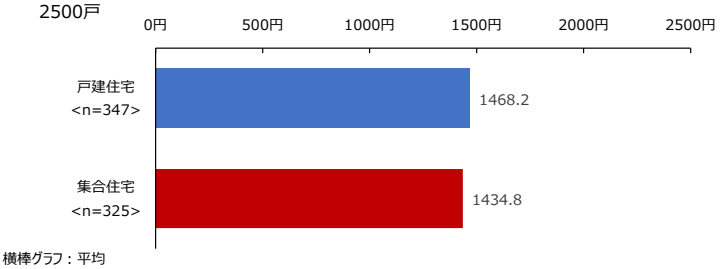

横棒グラフ：平均

図表 2-129 家庭用小売価格（5～10㎥使用時）
得意先戸数 2501 戸～

Q3-6-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5～10m3］:得意先戸数2501戸～

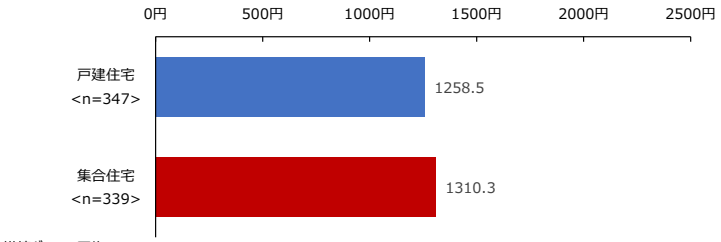

横棒グラフ：平均

③10～15㎥使用時

図表 2-130 家庭用小売価格（10～15㎥使用時）
得意先戸数 1～150 戸

Q3-6-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［10～15m3］:得意先戸数1～150戸

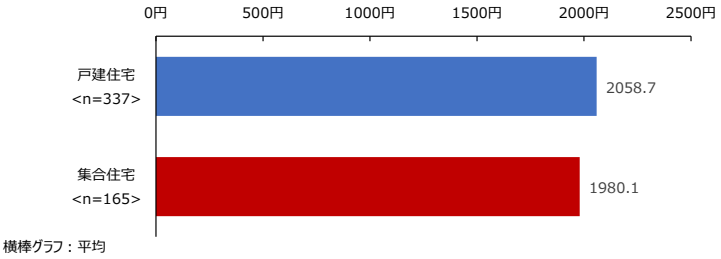

横棒グラフ：平均

図表 2-131 家庭用小売価格（10～15㎥使用時）
得意先戸数 151～300 戸

Q3-6-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［10～15m3］:得意先戸数151～300戸

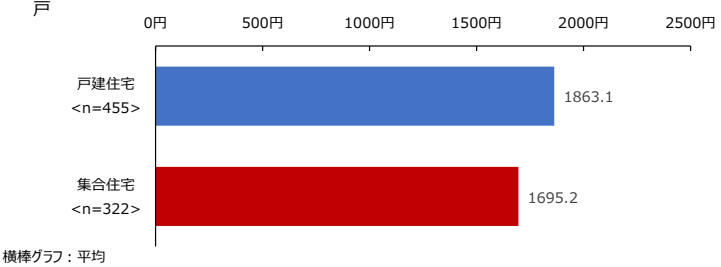

横棒グラフ：平均

図表 2-132 家庭用小売価格（10～15㎥使用時）
得意先戸数 301～600 戸

Q3-6-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［10～15m3］:得意先戸数301～600戸

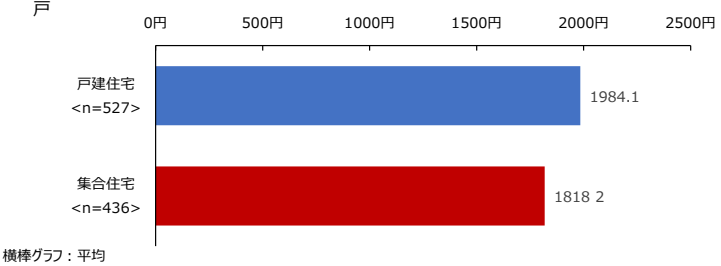

横棒グラフ：平均

図表 2-133 家庭用小売価格（10～15㎥使用時）
得意先戸数 601～1000 戸

Q3-6-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［10～15m3］:得意先戸数601～1000戸

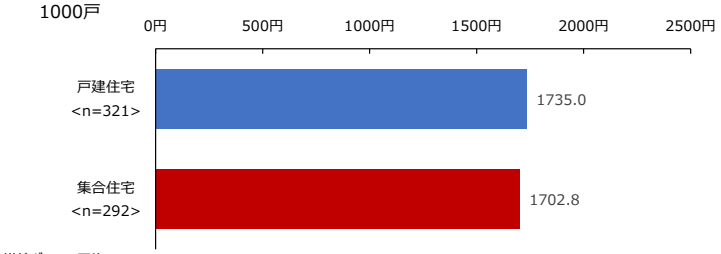

横棒グラフ：平均

図表 2-134 家庭用小売価格（10～15㎥使用時）
得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-6-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［10～15m3］:得意先戸数1001～2500戸

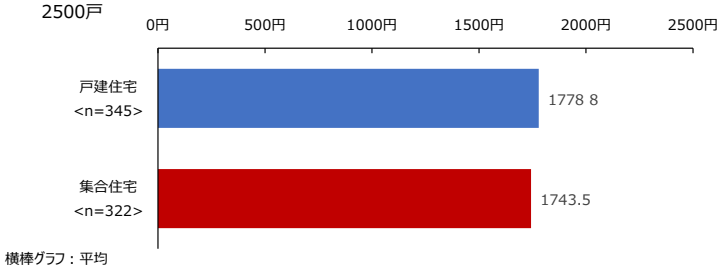

横棒グラフ：平均

図表 2-135 家庭用小売価格（10～15㎥使用時）
得意先戸数 2501 戸～

Q3-6-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［10～15m3］:得意先戸数2501戸～

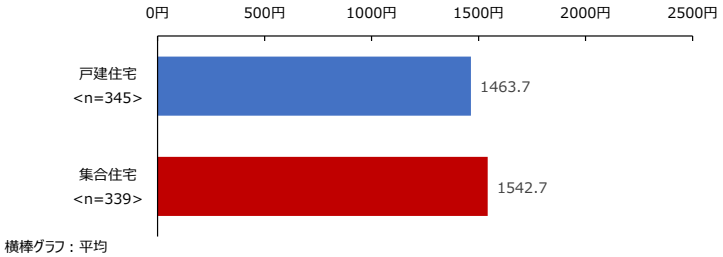

横棒グラフ：平均

④15～20㎥使用時

図表 2-136 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）
得意先戸数 1～150 戸

Q3-6-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［15～20m3］:得意先戸数1～150戸

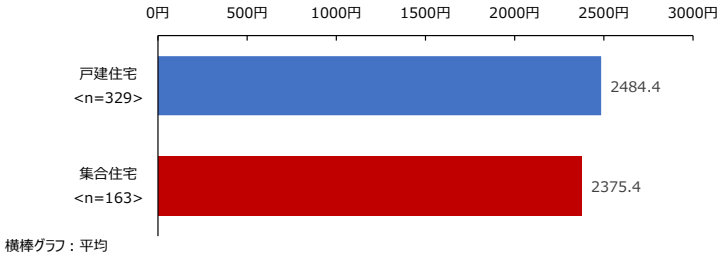

横棒グラフ：平均

図表 2-137 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）
得意先戸数 151～300 戸

Q3-6-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［15～20m3］:得意先戸数151～300戸

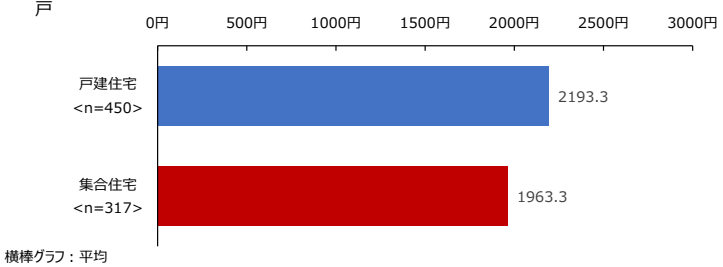

横棒グラフ：平均

図表 2-138 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）得意先戸数 301～600 戸

Q3-6-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［15～20m3］:得意先戸数301～600戸

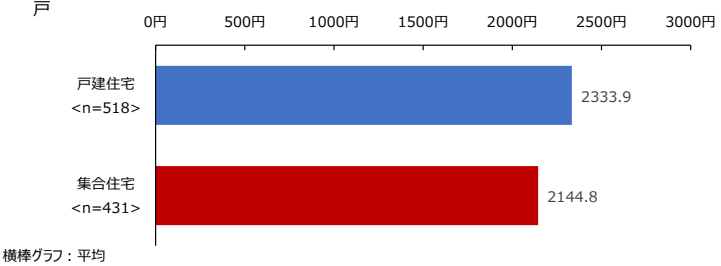

横棒グラフ：平均

図表 2-139 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）得意先戸数 601～1000 戸

Q3-6-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［15～20m3］:得意先戸数601～1000戸

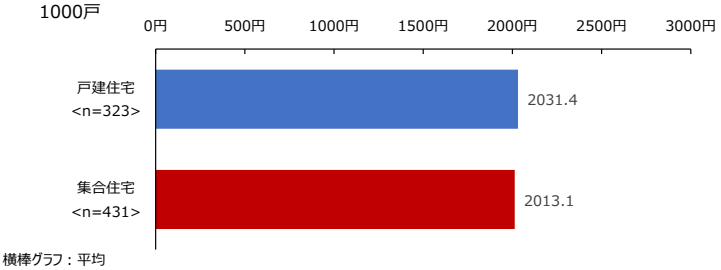

横棒グラフ：平均

図表 2-140 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-6-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［15～20m3］:得意先戸数1001～2500戸

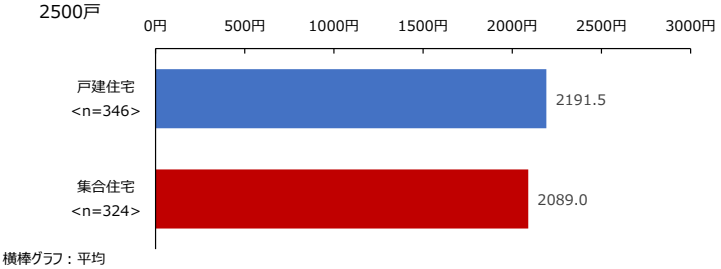

横棒グラフ：平均

図表 2-141 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）得意先戸数 2501 戸～

Q3-6-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［15～20m3］:得意先戸数2501戸～

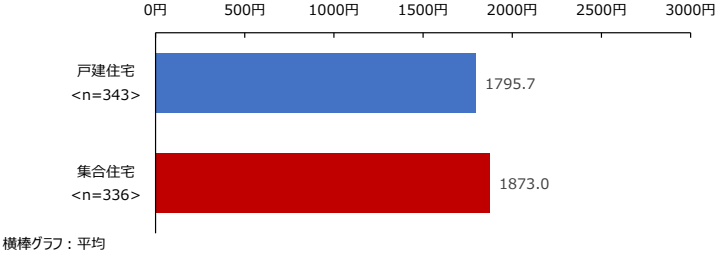

横棒グラフ：平均

⑤20～25㎥使用時

図表 2-142 家庭用小売価格（20～25㎥使用時）
得意先戸数 1～150 戸

Q3-6-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［20～25m3］:得意先戸数1～150戸

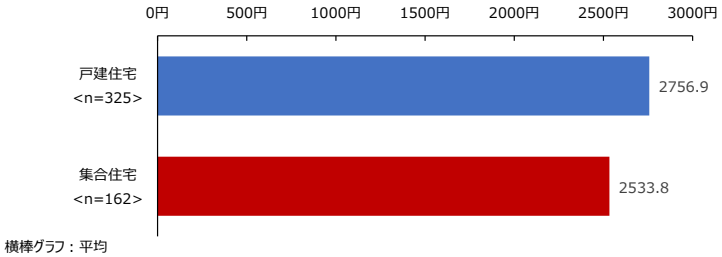

横棒グラフ：平均

図表 2-143 家庭用小売価格（20～25㎥使用時）
得意先戸数 151～300 戸

Q3-6-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［20～25m3］:得意先戸数151～300戸

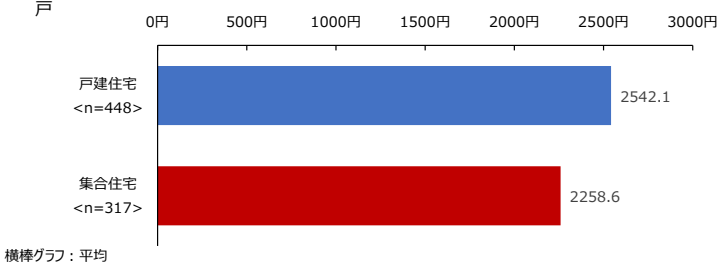

横棒グラフ：平均

図表 2-144 家庭用小売価格（20～25㎥使用時）
得意先戸数 301～600 戸

Q3-6-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［20～25m3］:得意先戸数301～600戸

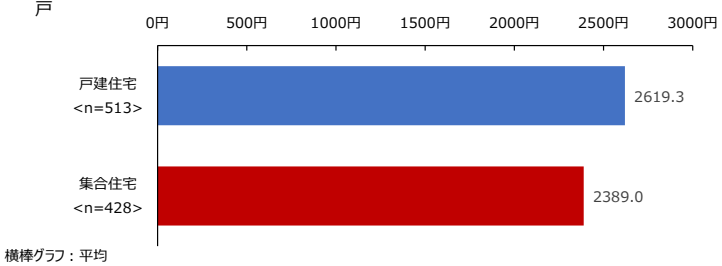

横棒グラフ：平均

図表 2-145 家庭用小売価格（20～25㎥使用時）
得意先戸数 601～1000 戸

Q3-6-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［20～25m3］:得意先戸数601～1000戸

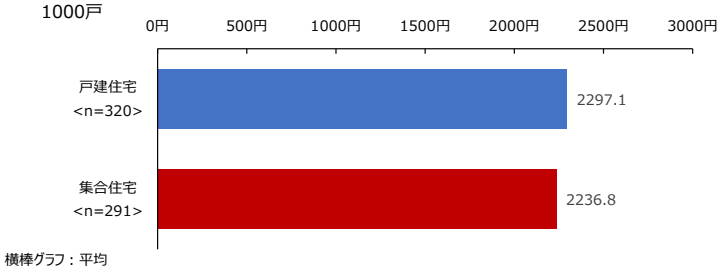

横棒グラフ：平均

図表 2-146 家庭用小売価格（20～25㎥使用時）
得意先戸数 1001～2500 戸

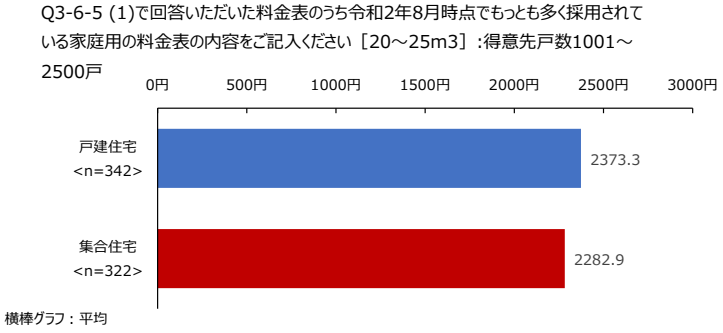

図表 2-147 家庭用小売価格（20～25㎥使用時）
得意先戸数 2501 戸～

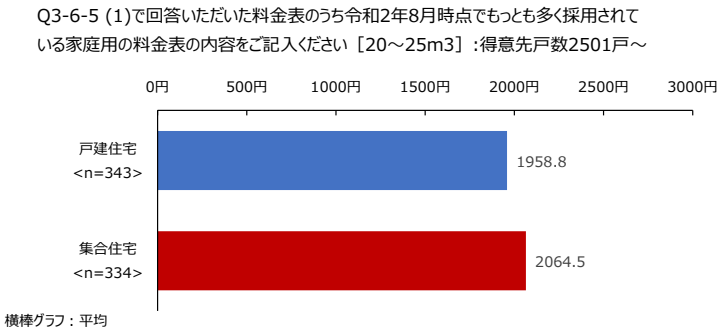

(3) 地域別

地域別では、「戸建住宅用」および「集合住宅用」ともに「北海道」において高価格であり、使用量が多くなるほど他地域との小売価格差が大きくなる傾向にある。一般的に「北海道」の小売価格水準は高いと言われているが、本調査からもこの点が明らかになっている。

①5㎥使用時

図表 2-148 家庭用小売価格（5㎥使用時）
北海道

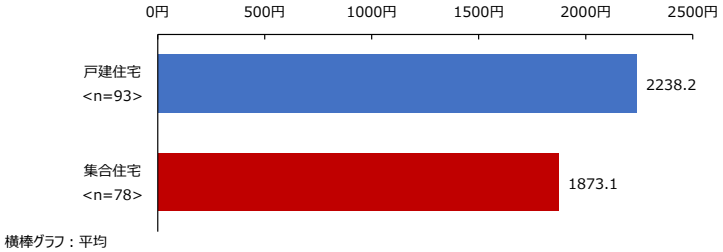

図表 2-149 家庭用小売価格（5m³使用時）
東北

Q3-6-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5m3］:東北

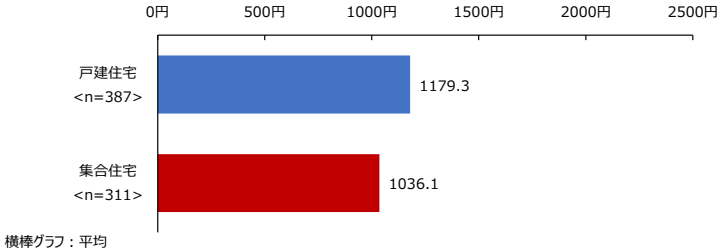

横棒グラフ：平均

図表 2-150 家庭用小売価格（5m³使用時）
関東

Q3-6-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5m3］:関東

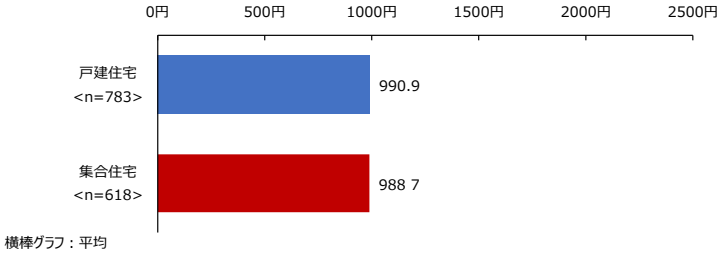

横棒グラフ：平均

図表 2-151 家庭用小売価格（5m³使用時）
中部

Q3-6-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5m3］:中部

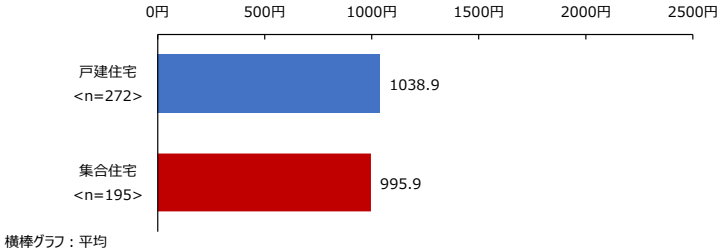

横棒グラフ：平均

図表 2-152 家庭用小売価格（5m³使用時）
近畿

Q3-6-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5m3］:近畿

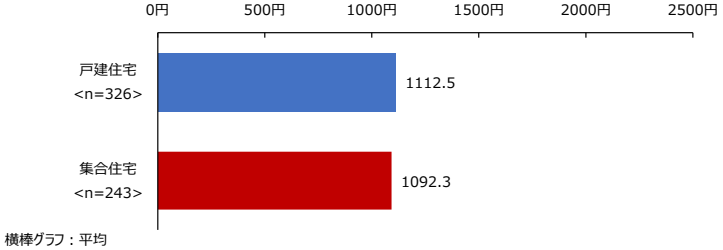

横棒グラフ：平均

図表 2-153 家庭用小売価格（5㎥使用時）
中国

Q3-6-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5m3］:中国

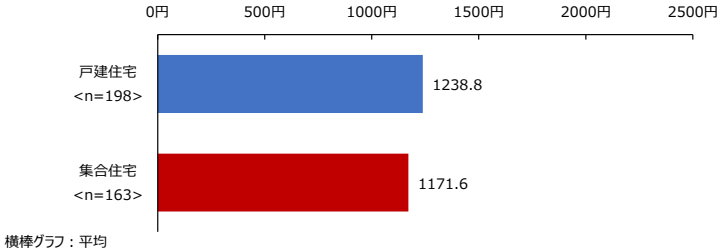

横棒グラフ：平均

図表 2-154 家庭用小売価格（5㎥使用時）
四国

Q3-6-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5m3］:四国

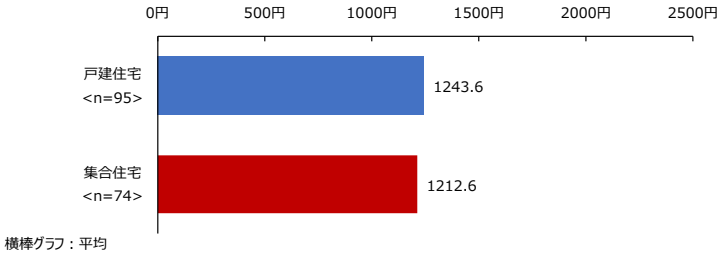

横棒グラフ：平均

図表 2-155 家庭用小売価格（5㎥使用時）
九州

Q3-6-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5m3］:九州

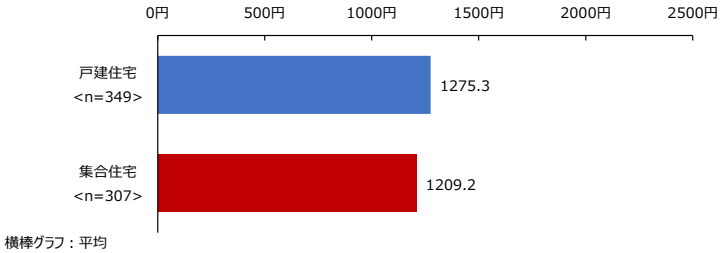

横棒グラフ：平均

図表 2-156 家庭用小売価格（5㎥使用時）
沖縄

Q3-6-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5m3］:沖縄

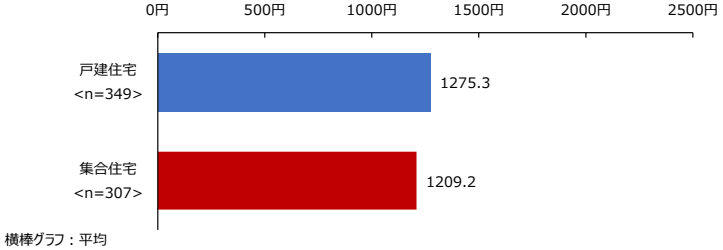

横棒グラフ：平均

②5～10㎥使用時

図表 2-157 家庭用小売価格（5～10㎥使用時）
北海道

Q3-6-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5～10m3］:北海道

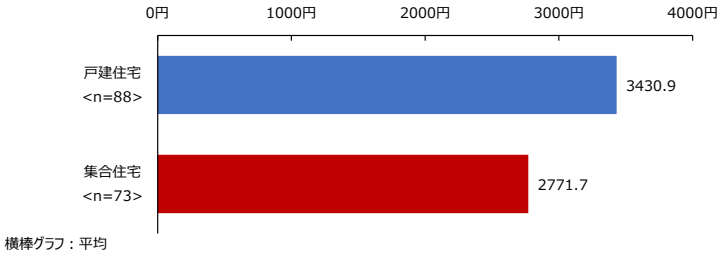

横棒グラフ：平均

図表 2-158 家庭用小売価格（5～10㎥使用時）
東北

Q3-6-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5～10m3］:東北

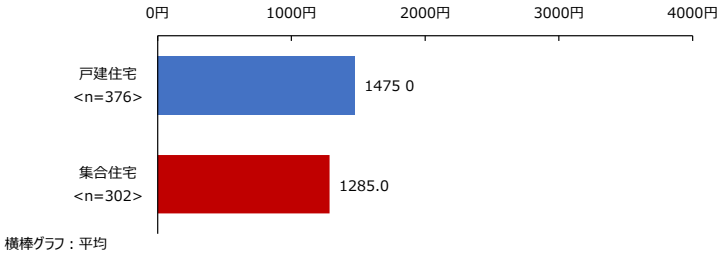

横棒グラフ：平均

図表 2-159 家庭用小売価格（5～10㎥使用時）
関東

Q3-6-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5～10m3］:関東

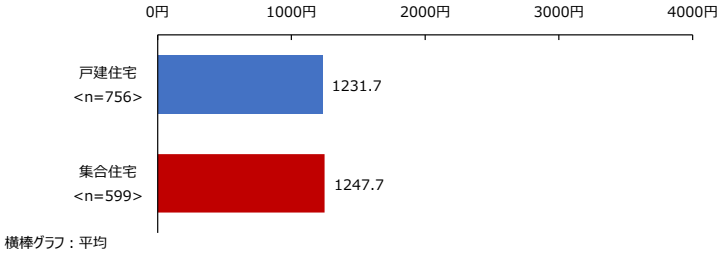

横棒グラフ：平均

図表 2-160 家庭用小売価格（5～10㎥使用時）
中部

Q3-6-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5～10m3］:中部

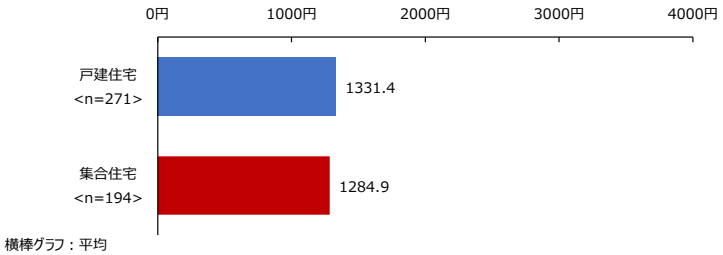

横棒グラフ：平均

図表 2-161 家庭用小売価格（5～10㎥使用時）近畿

Q3-6-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5～10m3］:近畿

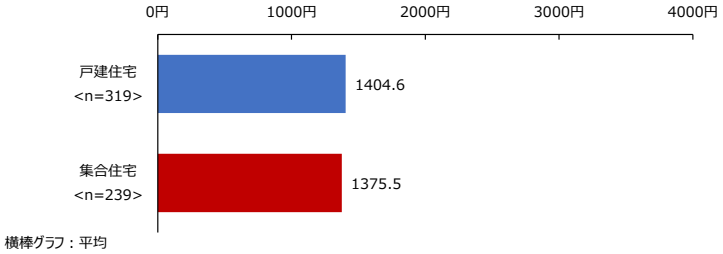

横棒グラフ：平均

図表 2-162 家庭用小売価格（5～10㎥使用時）中国

Q3-6-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5～10m3］:中国

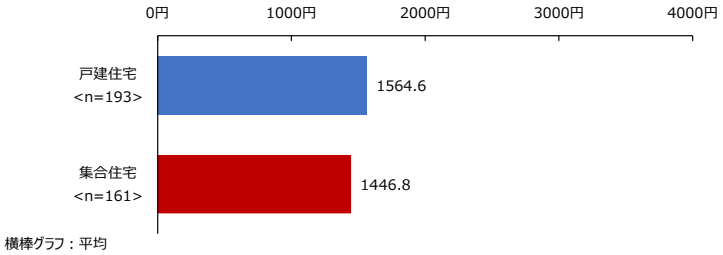

横棒グラフ：平均

図表 2-163 家庭用小売価格（5～10㎥使用時）四国

Q3-6-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5～10m3］:四国

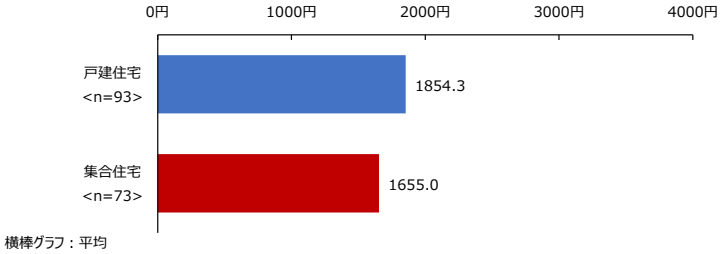

横棒グラフ：平均

図表 2-164 家庭用小売価格（5～10㎥使用時）九州

Q3-6-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5～10m3］:九州

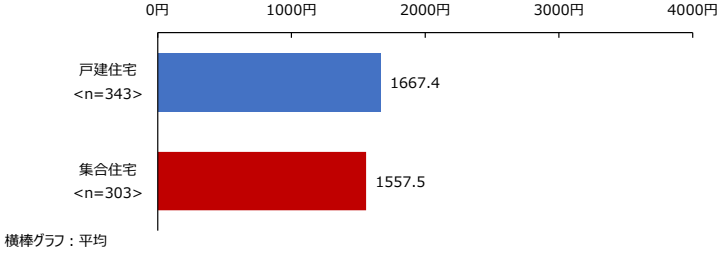

横棒グラフ：平均

図表 2-165 家庭用小売価格（5～10㎥使用時）
沖縄

Q3-6-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［5～10m3］:沖縄

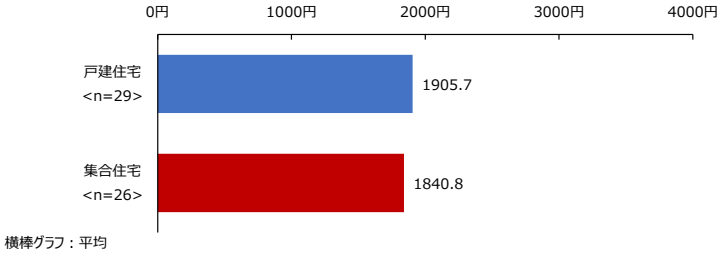

横棒グラフ：平均

③10～15㎥使用時

図表 2-166 家庭用小売価格（10～15㎥使用時）
北海道

Q3-6-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［10～15m3］:北海道

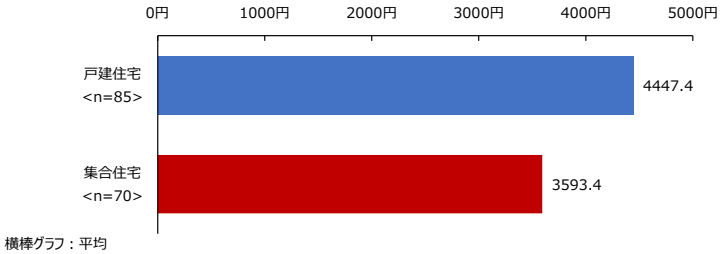

横棒グラフ：平均

図表 2-167 家庭用小売価格（10～15㎥使用時）
東北

Q3-6-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［10～15m3］:東北

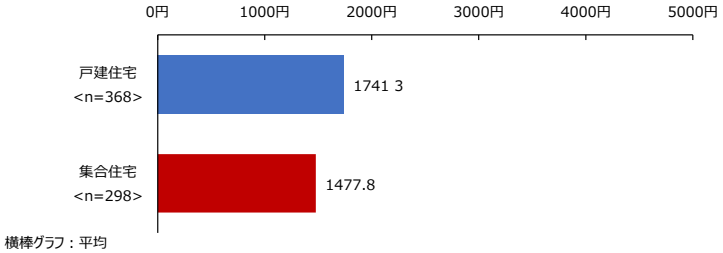

横棒グラフ：平均

図表 2-168 家庭用小売価格（10～15㎥使用時）
関東

Q3-6-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［10～15m3］:関東

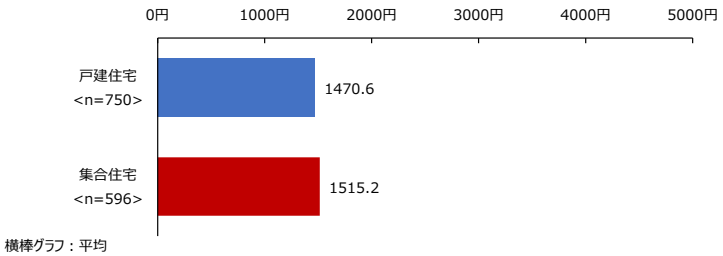

横棒グラフ：平均

図表 2-169 家庭用小売価格（10～15㎥使用時）中部

Q3-6-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［10～15m3］:中部

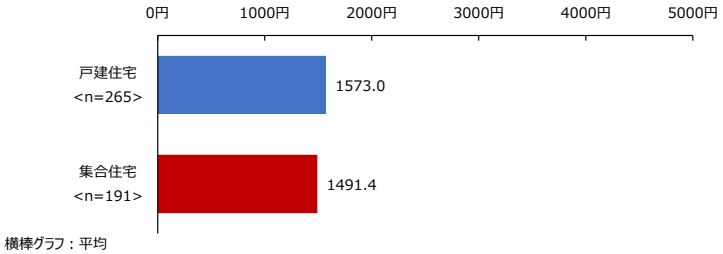

横棒グラフ：平均

図表 2-170 家庭用小売価格（10～15㎥使用時）近畿

Q3-6-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［10～15m3］:近畿

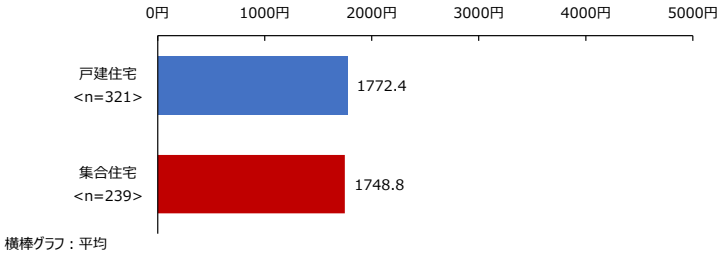

横棒グラフ：平均

図表 2-171 家庭用小売価格（10～15㎥使用時）中国

Q3-6-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［10～15m3］:中国

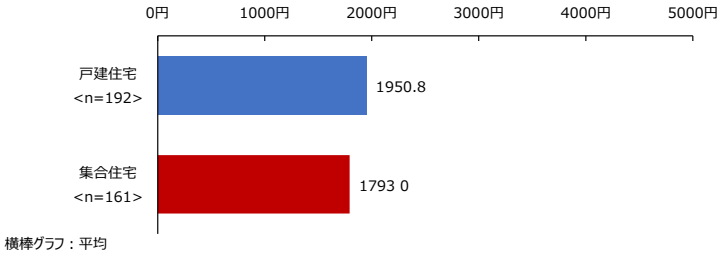

横棒グラフ：平均

図表 2-172 家庭用小売価格（10～15㎥使用時）四国

Q3-6-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［10～15m3］:四国

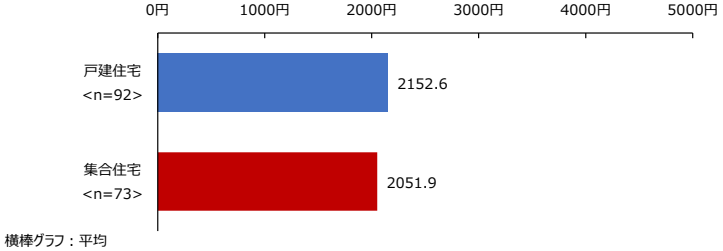

横棒グラフ：平均

図表 2-173 家庭用小売価格（10～15㎥使用時）
九州

Q3-6-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［10～15m3］:九州

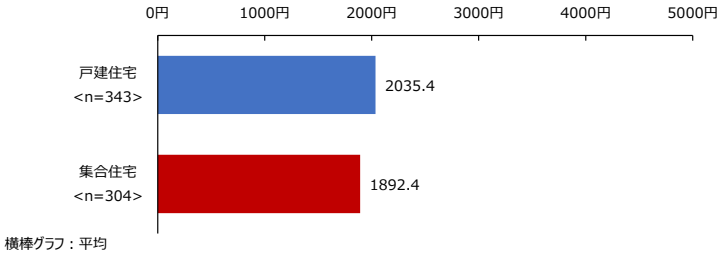

横棒グラフ：平均

図表 2-174 家庭用小売価格（10～15㎥使用時）
沖縄

Q3-6-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［10～15m3］:沖縄

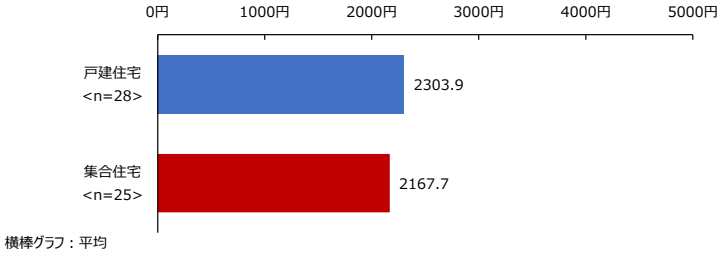

横棒グラフ：平均

④15～20㎥使用時

図表 2-175 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）
北海道

Q3-6-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［15～20m3］:北海道

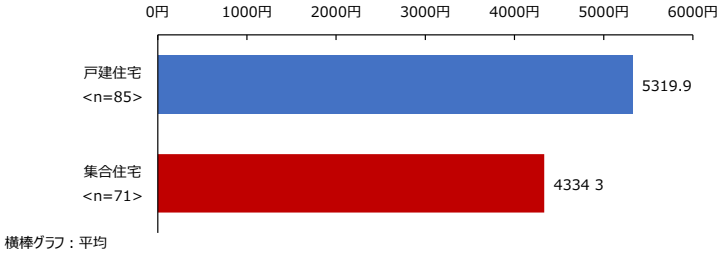

横棒グラフ：平均

図表 2-176 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）
東北

Q3-6-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［15～20m3］:東北

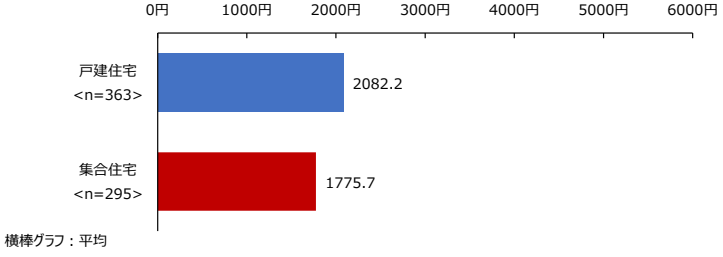

横棒グラフ：平均

図表 2-177 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）関東

Q3-6-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［15～20m3］:関東

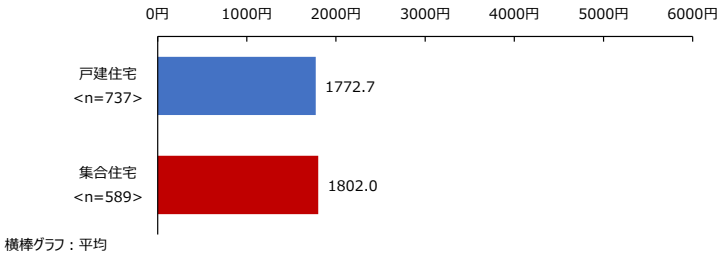

横棒グラフ：平均

図表 2-178 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）中部

Q3-6-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［15～20m3］:中部

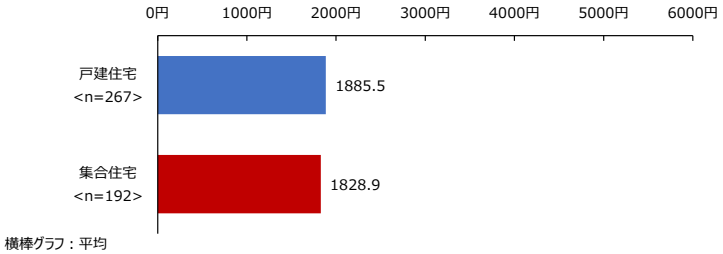

横棒グラフ：平均

図表 2-179 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）近畿

Q3-6-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［15～20m3］:近畿

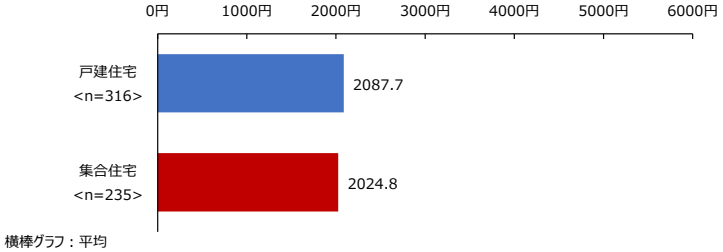

横棒グラフ：平均

図表 2-180 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）中国

Q3-6-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［15～20m3］：中国

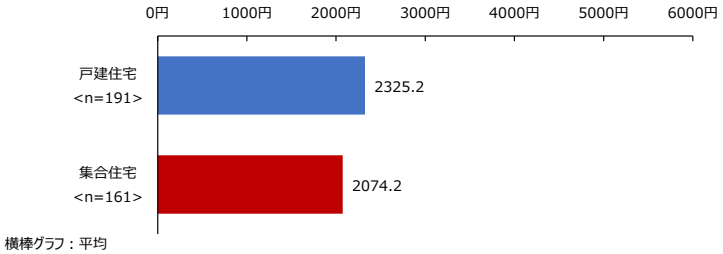

横棒グラフ：平均

図表 2-181 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）
四国

Q3-6-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［15～20m3］：四国

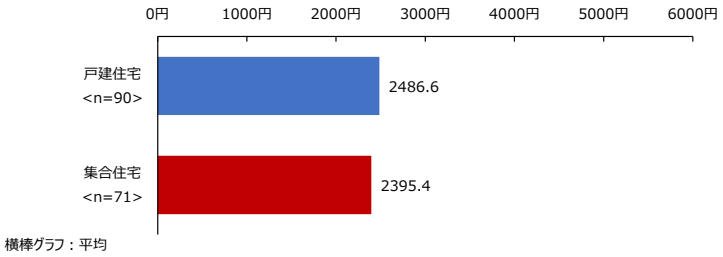

横棒グラフ：平均

図表 2-182 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）
九州

Q3-6-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［15～20m3］：九州

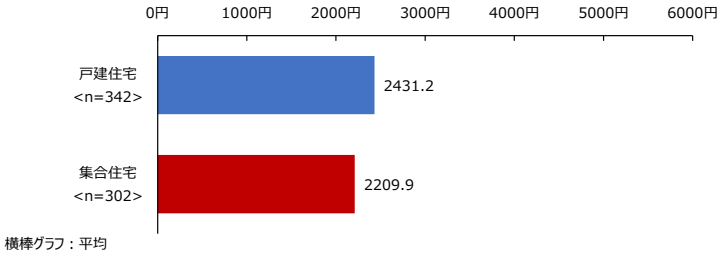

横棒グラフ：平均

図表 2-183 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）
沖縄

Q3-6-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［15～20m3］：沖縄

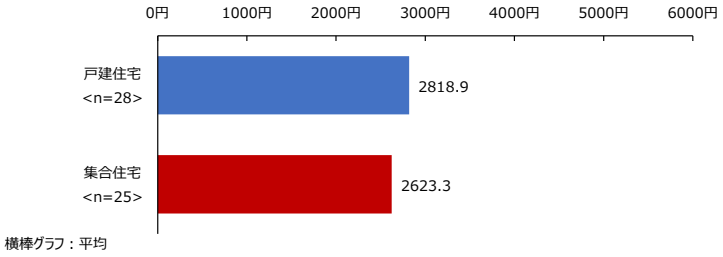

横棒グラフ：平均

⑤20～25㎥使用時

図表 2-184 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）
北海道

Q3-6-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［20～25m3］:北海道

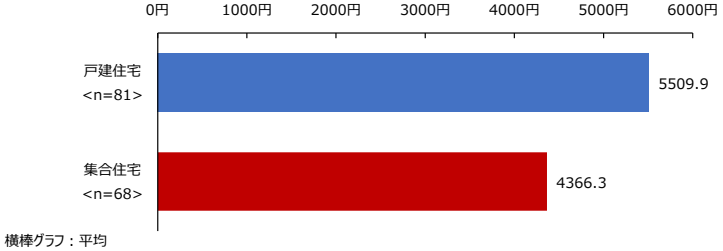

横棒グラフ：平均

図表 2-185 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）東北

Q3-6-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［20～25m3］:東北

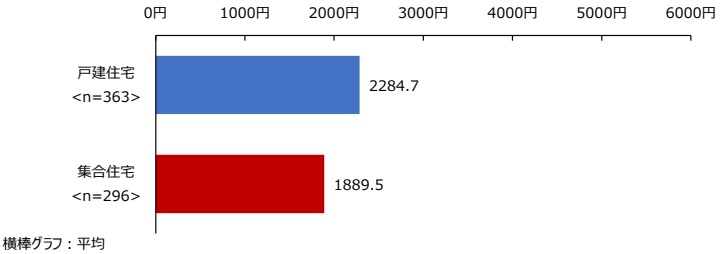

横棒グラフ：平均

図表 2-186 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）関東

Q3-6-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［20～25m3］:関東

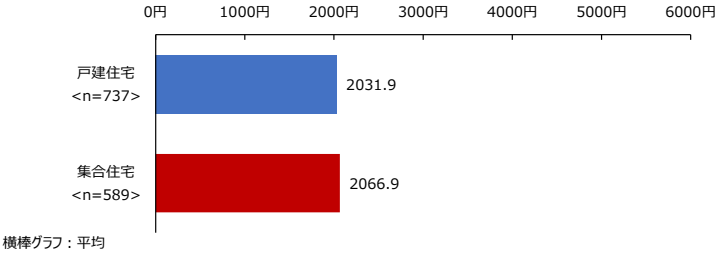

横棒グラフ：平均

図表 2-187 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）中部

Q3-6-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［20～25m3］:中部

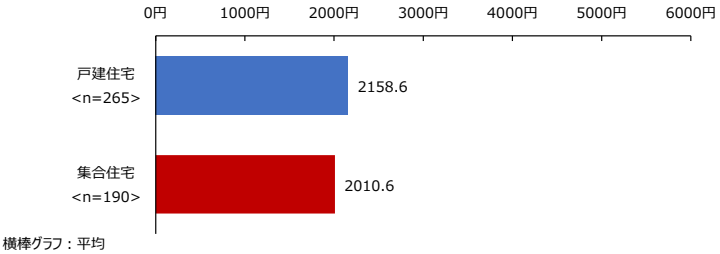

横棒グラフ：平均

図表 2-188 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）近畿

Q3-6-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［20～25m3］:近畿

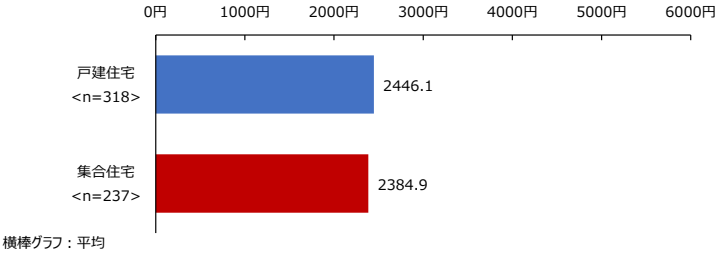

横棒グラフ：平均

図表 2-189 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）
中国

Q3-6-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［20～25m3］:中国

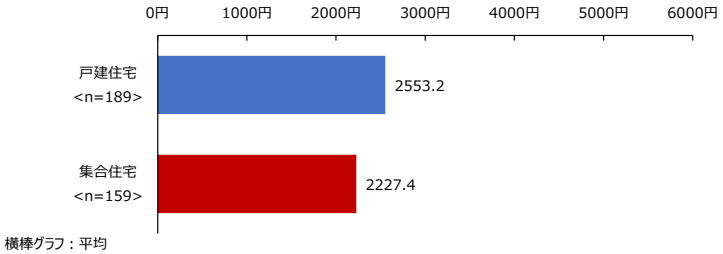

横棒グラフ：平均

図表 2-190 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）
四国

Q3-6-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［20～25m3］:四国

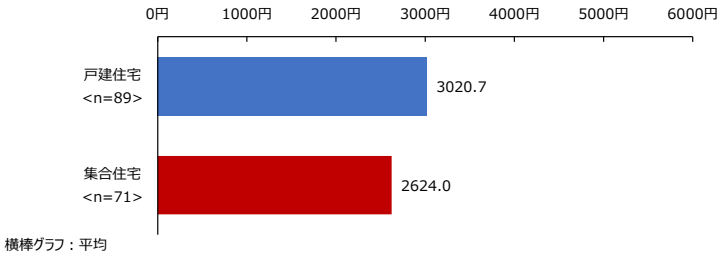

横棒グラフ：平均

図表 2-191 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）
九州

Q3-6-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［20～25m3］:九州

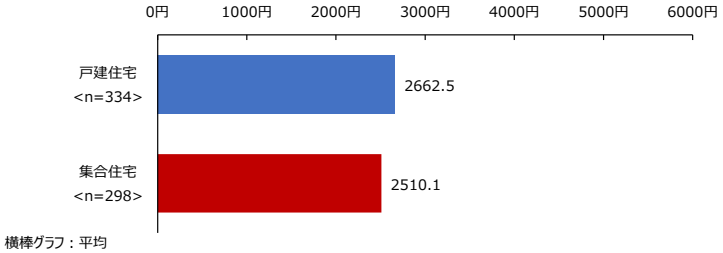

横棒グラフ：平均

図表 2-192 家庭用小売価格（15～20㎥使用時）
沖縄

Q3-6-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和2年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください［20～25m3］:沖縄

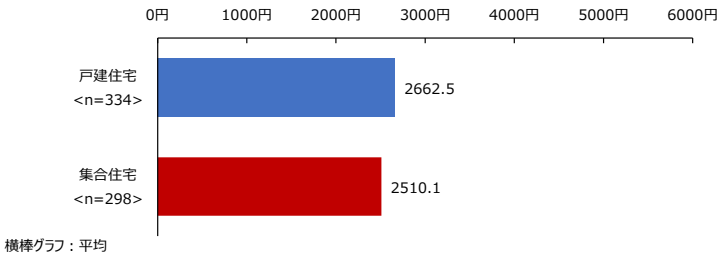

横棒グラフ：平均

5. 適用している料金体系の比率（家庭用）

(1) 平均値

①回答者全体

家庭用の料金表について、各料金体系の適用比率（平均値）は、「逓減型二部制」が３７．９％、「単純二部制」が３６．７％と、「二部制」の料金体系が８割弱を占めている。「三部制」の料金体系の適用比率は低く、消費設備の費用負担を強いられるもＬＰガス料金に転嫁できない、あるいは、転嫁していることを明示できない、といった事情も影響していると思われる。なお、詳細は後述するが、各料金体系とも未適用もしくは全得意先に適用の二極分化の傾向が見られることから、複数の料金体系をミックスしている事業者は少ないものと思われる。

【再掲】図表 2-193 適用している料金体系の比率（家庭用・平均値）

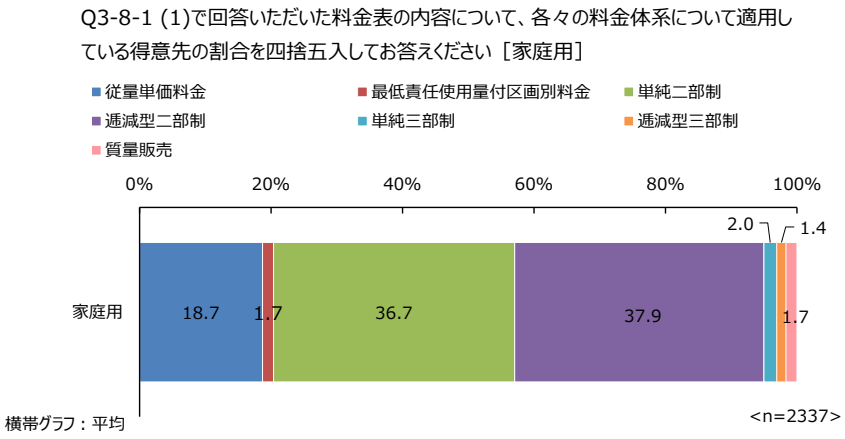

②規模別

規模別においては、小規模事業者ほど「従量単価料金」の比率が高く、半面、「逓減型二部制」の比率は低くなっている。前者においては供給設備や保安費等の固定費を確実に回収できない可能性もあり財務面への影響が、後者においては多使用の顧客における満足度の低下等の販売面への影響が懸念される。

図表 2-194［規模別］ 適用している料金体系の比率（家庭用・平均値）

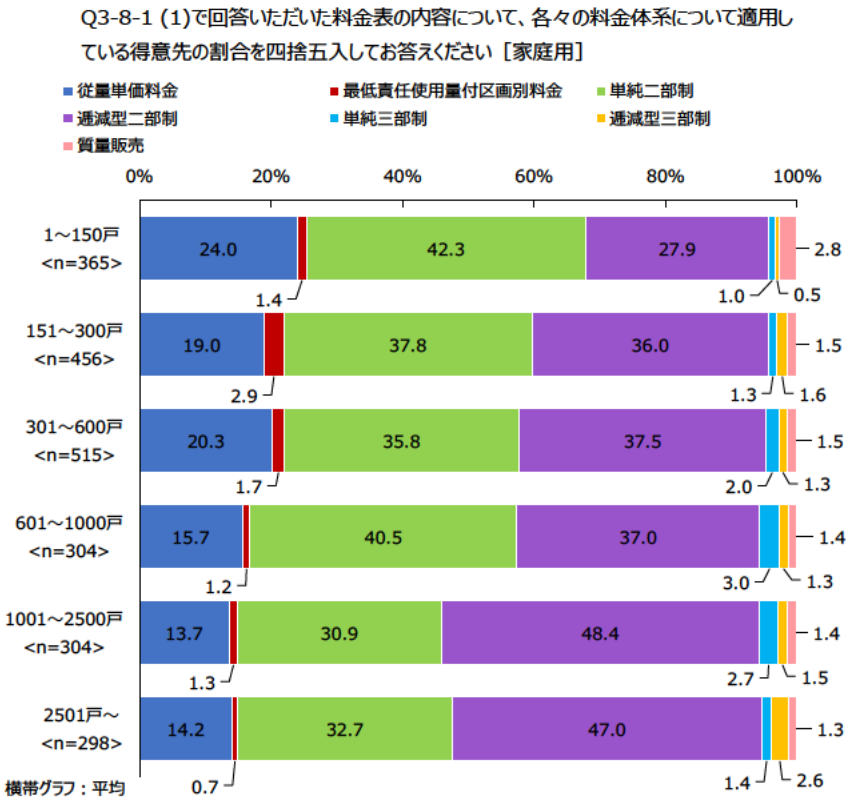

(2)従量料金単価

①回答者全体

従量料金単価については、「0%」（適用していない）の事業者が３７．３%と多数を占める一方で、「100%」（全得意先に適用）の事業者も６．６%見られ、両極端な結果となっている。

図表 2-195 従量料金単価の適用比率（家庭用）

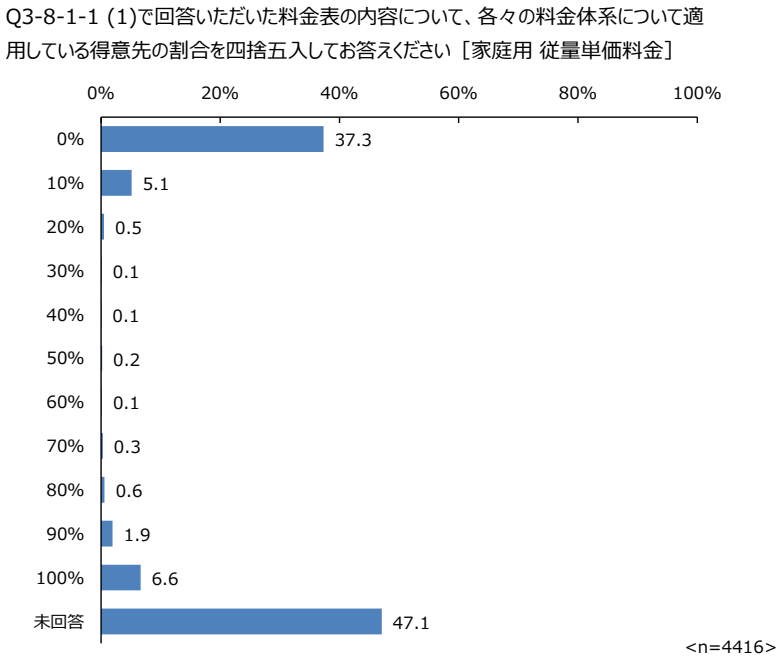

②規模別

規模別においても、「0%」の事業者が多数を占め、一部「100%」の事業者が見られる傾向に相違は無いが、小規模事業者において、「100%」、すなわち全得意先に適用している回答比率が高くなっている。

図表 2-196［規模別］ 従量料金単価の適用比率（家庭用）得意先戸数 1～150 戸

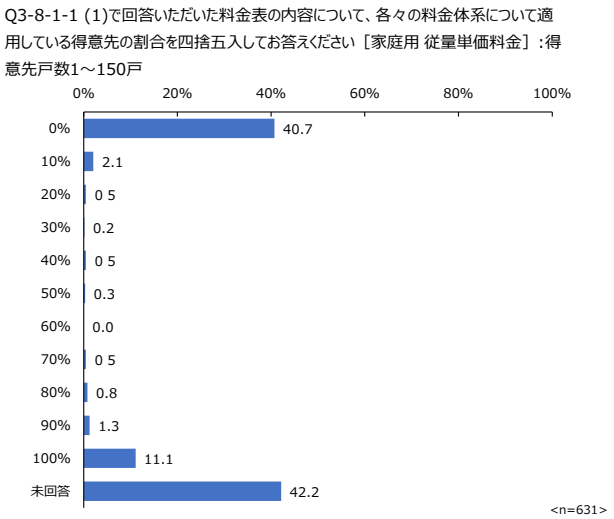

図表 2-197［規模別］ 従量料金単価の適用比率（家庭用）得意先戸数 151～300 戸

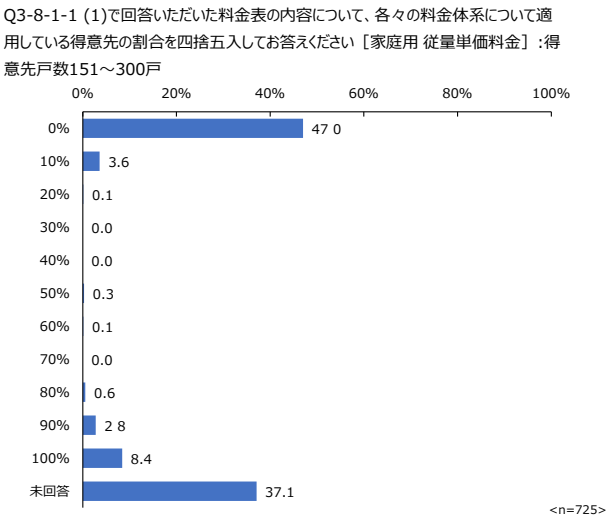

図表 2-198［規模別］ 従量料金単価の適用比率（家庭用）得意先戸数 301～600 戸

Q3-8-1-1 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 従量単価料金］:得意先戸数301～600戸

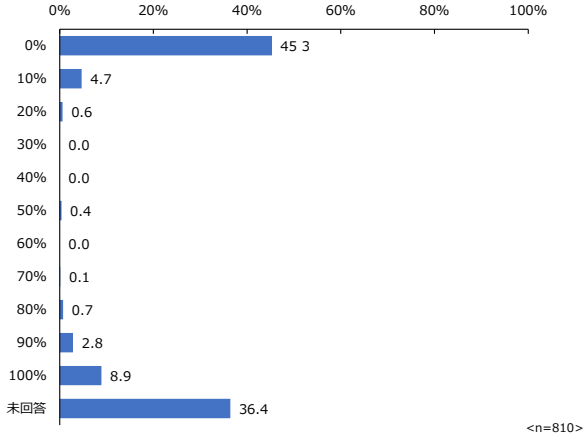

<n=810>

図表 2-199［規模別］ 従量料金単価の適用比率（家庭用）得意先戸数 601～1000 戸

Q3-8-1-1 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 従量単価料金］:得意先戸数601～1000戸

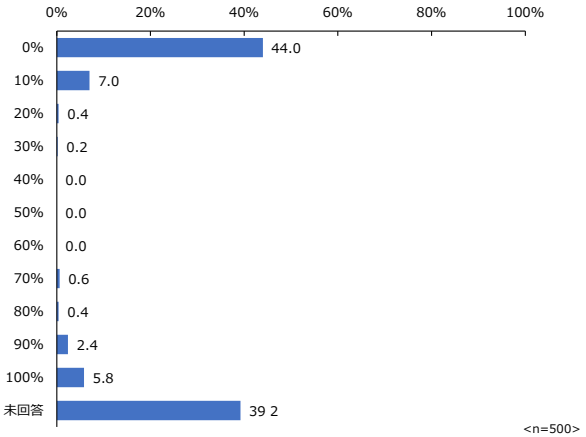

<n=500>

図表 2-200［規模別］ 従量料金単価の適用比率（家庭用）得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-8-1-1 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 従量単価料金］:得意先戸数1001～2500戸

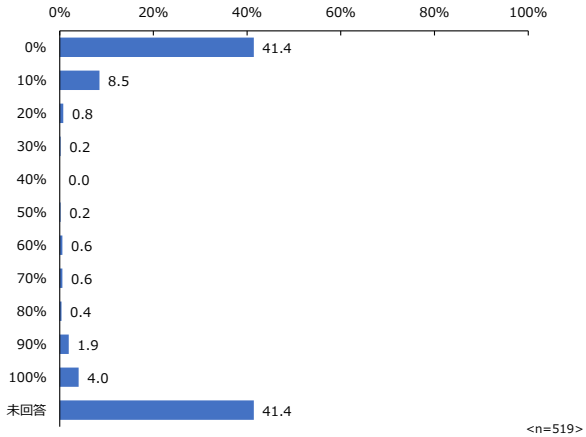

<n=519>

図表 2-201［規模別］ 従量料金単価の適用比率（家庭用）得意先戸数 2501 戸～

Q3-8-1-1 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 従量単価料金］:得意先戸数2501戸～

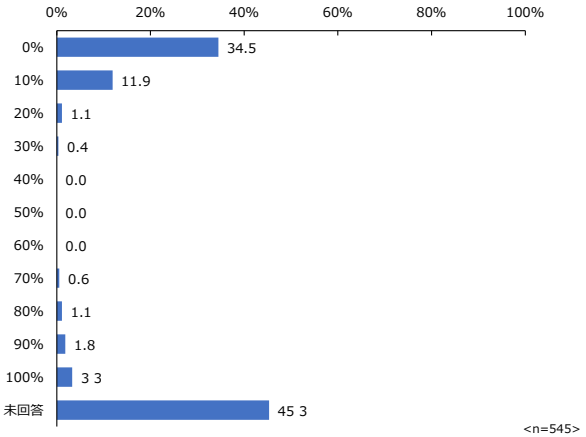

<n=545>

⑵最低責任使用量付区画別料金

①回答者全体

最低責任使用量付区画別料金については、「0%」の事業者が５１．３%、「未回答」の事業者が４７．１%と、適用している事業者は極めて少ない結果となっている。

図表 2-202 最低責任使用量付区画別料金の適用比率（家庭用）

Q3-8-1-2 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 最低責任使用量付区画別料金］

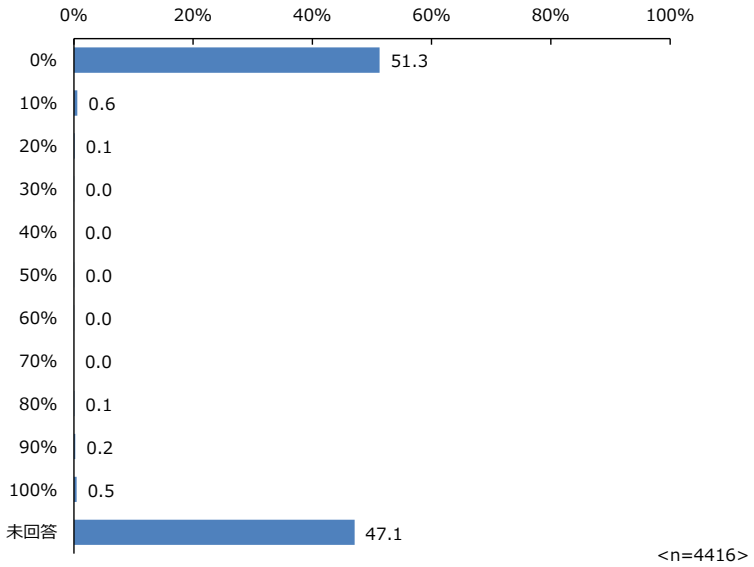

②規模別

規模別においても、回答者全体と同様の結果となっている。

図表 2-203［規模別］ 最低責任使用量付区画別料金の適用比率（家庭用）得意先戸数 1～150 戸

Q3-8-1-2 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 最低責任使用量付区画別料金］:得意先戸数1～150戸

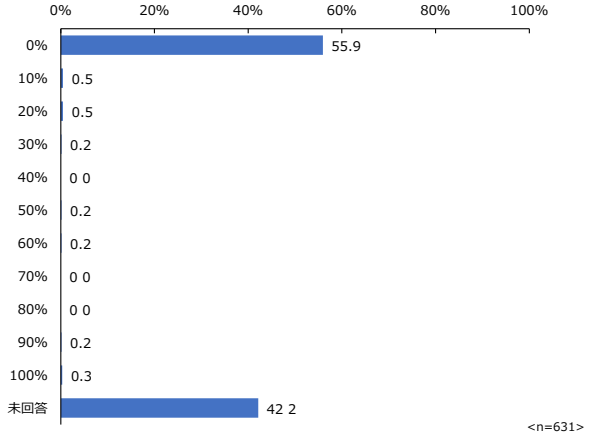

図表 2-204［規模別］ 最低責任使用量付区画別料金の適用比率（家庭用）得意先戸数 151～300 戸

Q3-8-1-2 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 最低責任使用量付区画別料金］:得意先戸数151～300戸

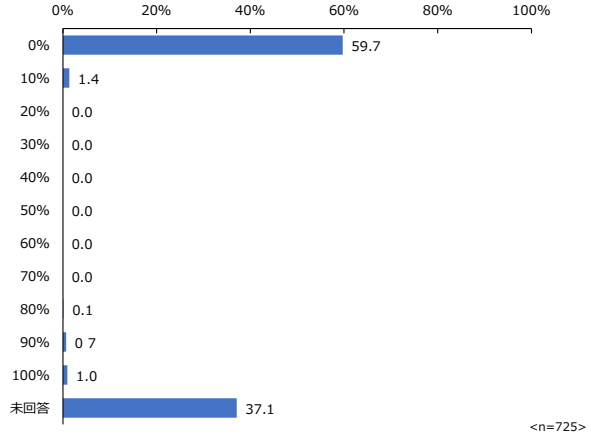

図表 2-205［規模別］ 最低責任使用量付区画別料金の適用比率（家庭用）得意先戸数 301～600 戸

Q3-8-1-2 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 最低責任使用量付区画別料金］:得意先戸数301～600戸

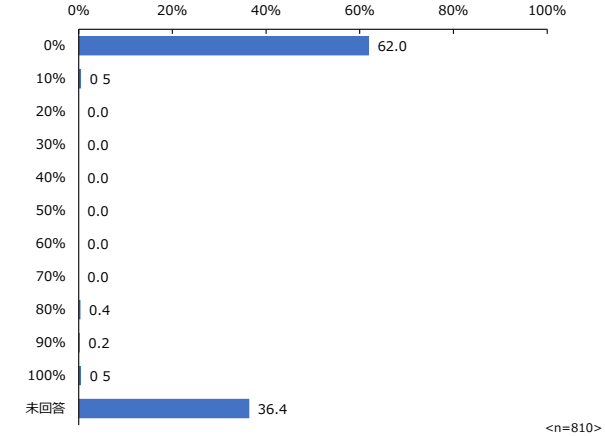

図表 2-206［規模別］ 最低責任使用量付区画別料金の適用比率（家庭用）得意先戸数 601～1000 戸

Q3-8-1-2 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 最低責任使用量付区画別料金］:得意先戸数601～1000戸

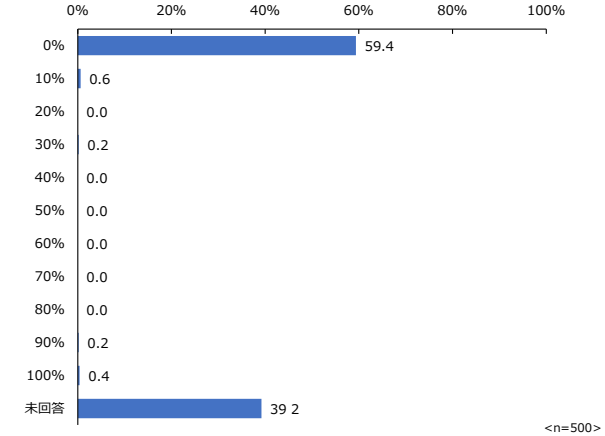

図表 2-207［規模別］ 最低責任使用量付区画別料金の適用比率（家庭用）得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-8-1-2 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 最低責任使用量付区画別料金］:得意先戸数1001～2500戸

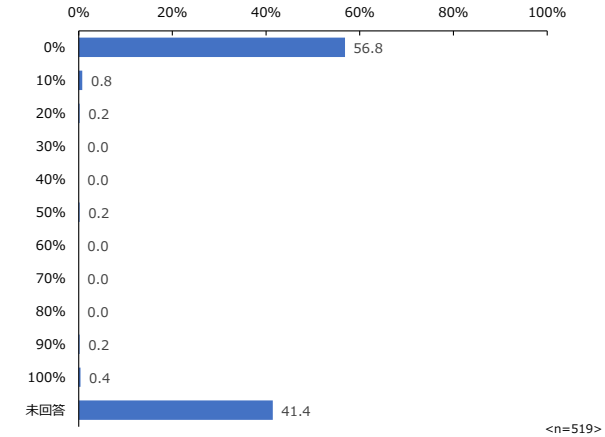

図表 2-208［規模別］ 最低責任使用量付区画別料金の適用比率（家庭用）得意先戸数 2501 戸～

Q3-8-1-2 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 最低責任使用量付区画別料金］:得意先戸数2501戸～

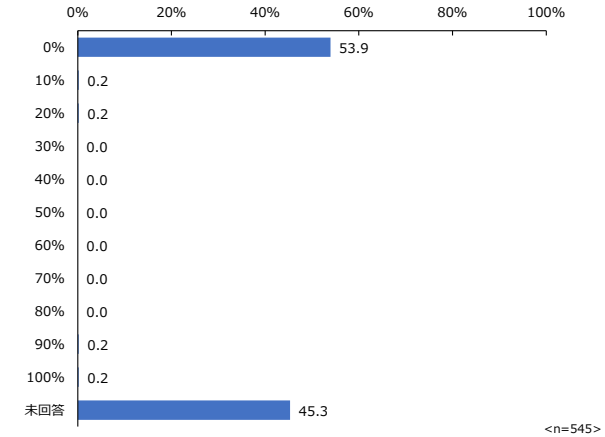

(3) 単純二部制

①回答者全体

単純二部制については、「0%」の事業者が２７．８%、「100%」が１２．８%と、他の料金体系同様に、適用するか否かの両極端な事業者に二分されるが、「10%」（３．７%）、「90%」（４．５%）と、得意先の一部もしくは大部分に適用している事業者も若干見られる。

図表 2-209 単純二部制の適用比率（家庭用）

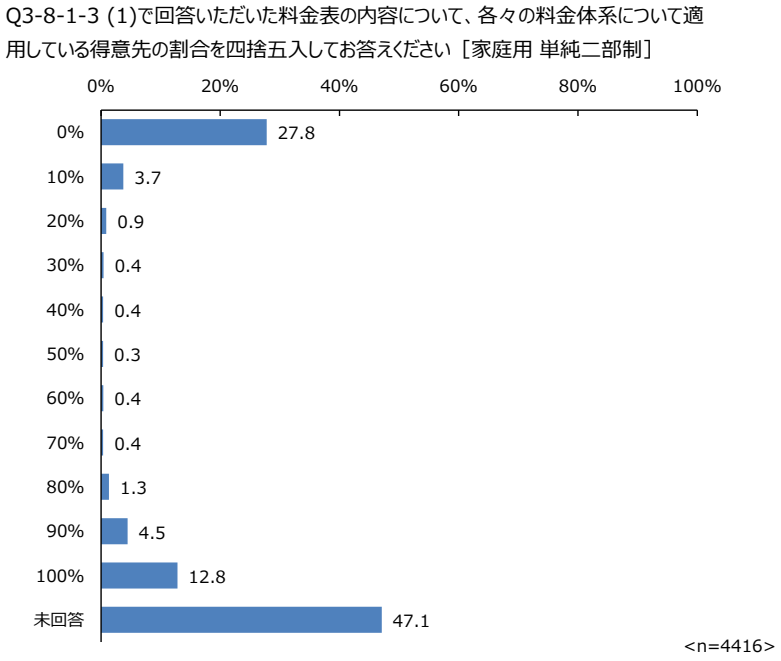

②規模別

規模別においても、回答者全体と同様の傾向にあるが、小規模な事業者において、全得意先に適用している「100%」の回答比率が高くなっている。

図表 2-210［規模別］ 単純二部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 1～150 戸

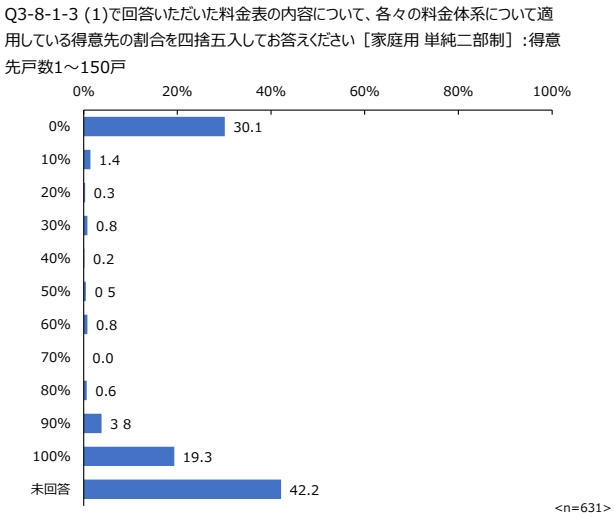

図表 2-211［規模別］ 単純二部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 151～300 戸

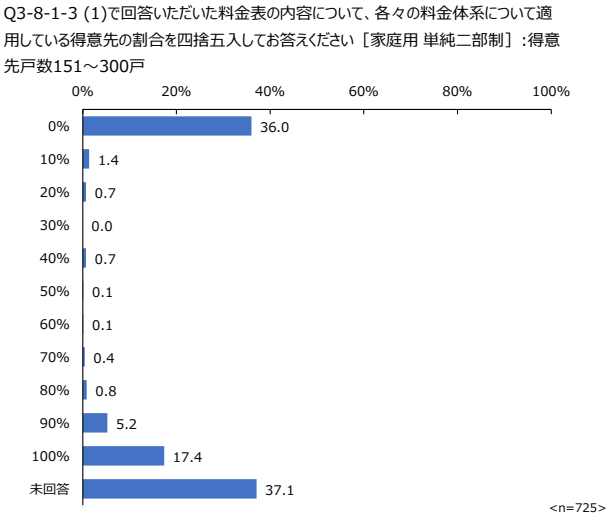

図表 2-212［規模別］ 単純二部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 301～600 戸

Q3-8-1-3 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 単純二部制］:得意先戸数301～600戸

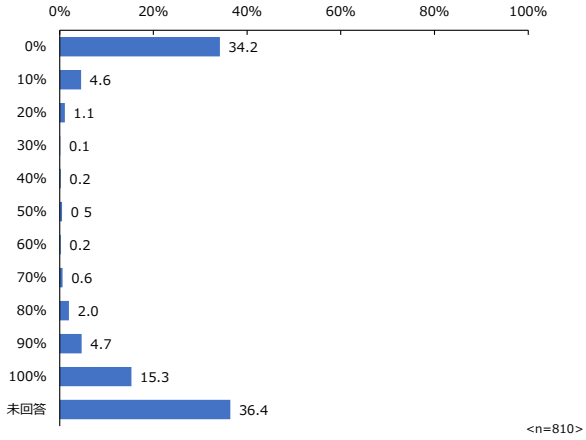

<n=810>

図表 2-213［規模別］ 単純二部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 601～1000 戸

Q3-8-1-3 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 単純二部制］:得意先戸数601～1000戸

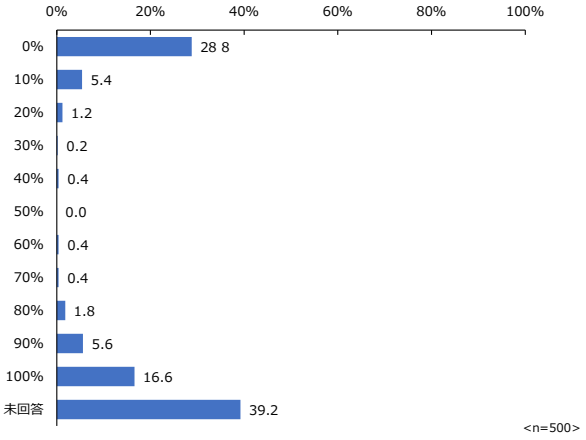

<n=500>

図表 2-214［規模別］ 単純二部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-8-1-3 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 単純二部制］:得意先戸数1001～2500戸

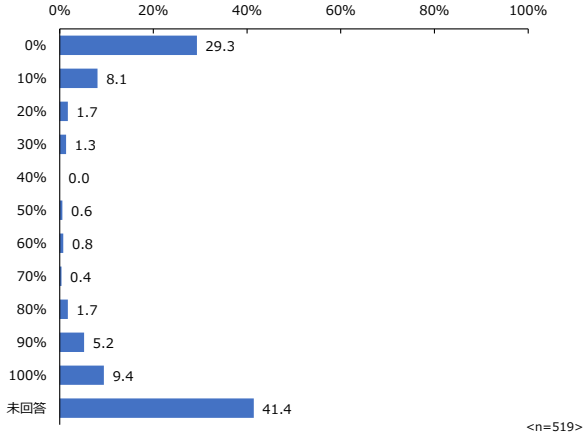

<n=519>

図表 2-215［規模別］ 単純二部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 2501 戸～

Q3-8-1-3 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 単純二部制］:得意先戸数2501戸～

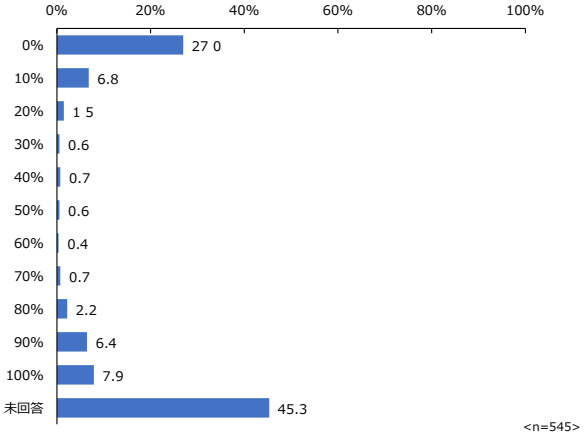

<n=545>

(4) 逓減型二部制

①回答者全体

逓減型二部制についても、他の料金体系同様に、適用するか否かの両極端な事業者に二分されるが、「80%以上」の回答比率が１９．７％と他の料金体系よりも高く、平均値で確認された通り、主力の料金であることが窺われる。

図表 2-216 逓減型二部制の適用比率（家庭用）

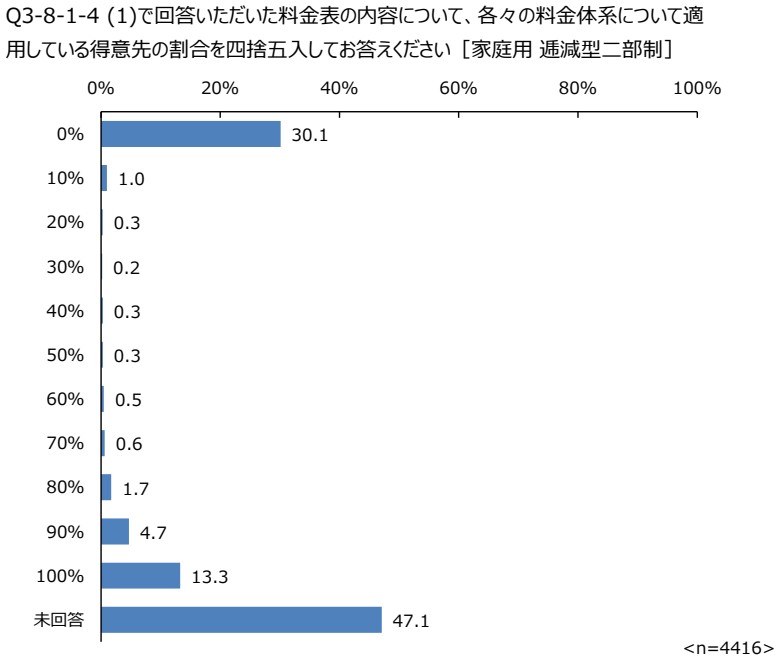

②規模別

規模別では、大規模な事業者において「80%以上」の回答比率が高く、大規模事業者で主力の色が濃くなっている。

図表 2-217［規模別］ 逓減型二部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 1～150 戸

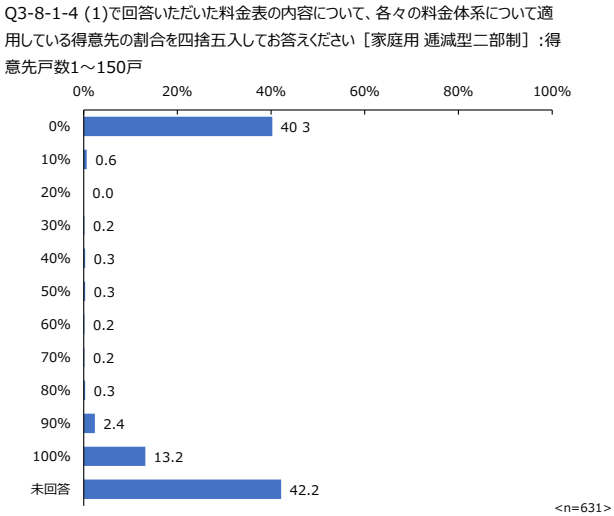

図表 2-218［規模別］ 逓減型二部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 151～300 戸

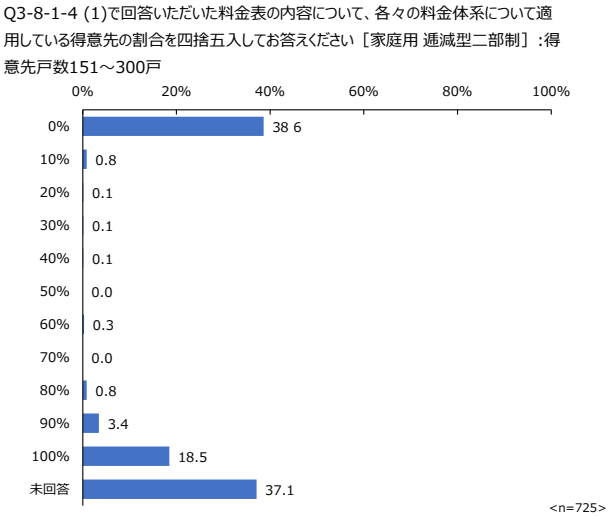

図表 2-219［規模別］ 逓減型二部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 301～600 戸

Q3-8-1-4 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 逓減型二部制］:得意先戸数301～600戸

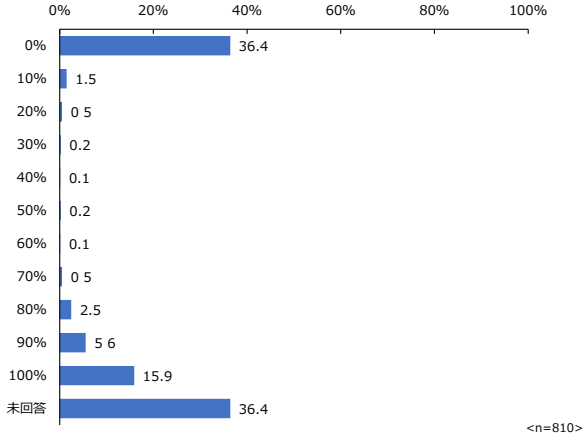

<n=810>

図表 2-220［規模別］ 逓減型二部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 601～1000 戸

Q3-8-1-4 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 逓減型二部制］:得意先戸数601～1000戸

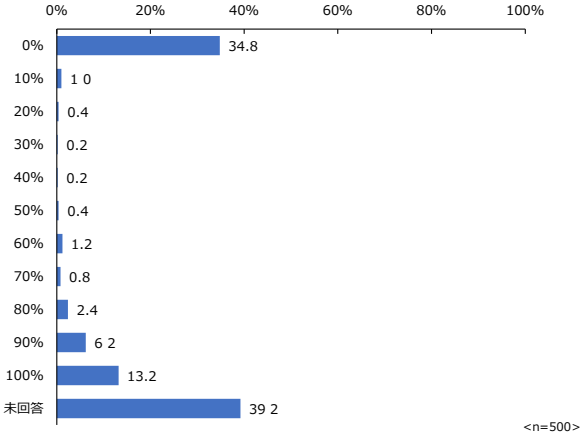

<n=500>

図表 2-221［規模別］ 逓減型二部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-8-1-3 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 単純二部制］:得意先戸数1001～2500戸

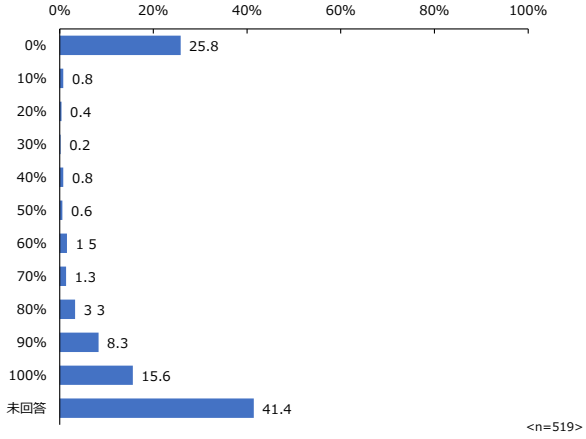

<n=519>

図表 2-222［規模別］ 逓減型二部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 2501 戸～

Q3-8-1-4 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 逓減型二部制］:得意先戸数2501戸～

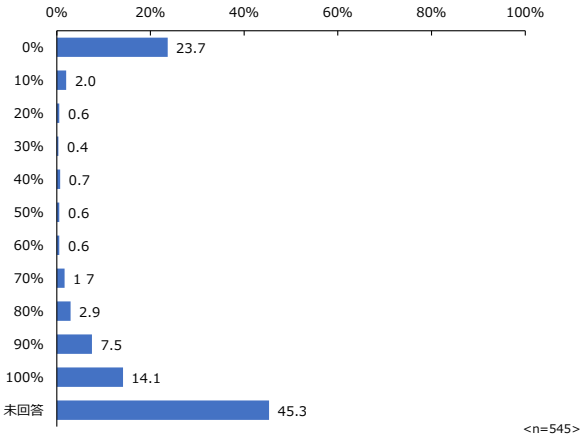

<n=545>

(5) 単純三部制

①回答者全体

単純三部制については、「0%」の事業者が５０．５%、「未回答」の事業者が４７．１%と、適用している事業者は極めて少ない結果となっている。

図表 2-223 単純三部制の適用比率（家庭用）

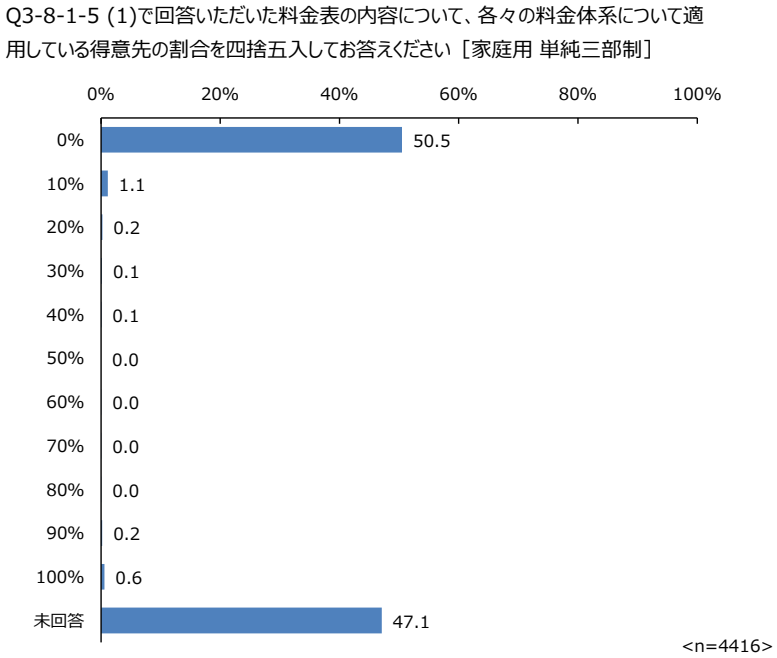

②規模別

規模別においても、回答者全体と同様の結果となっている。

図表 2-224［規模別］ 単純三部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 1～150 戸

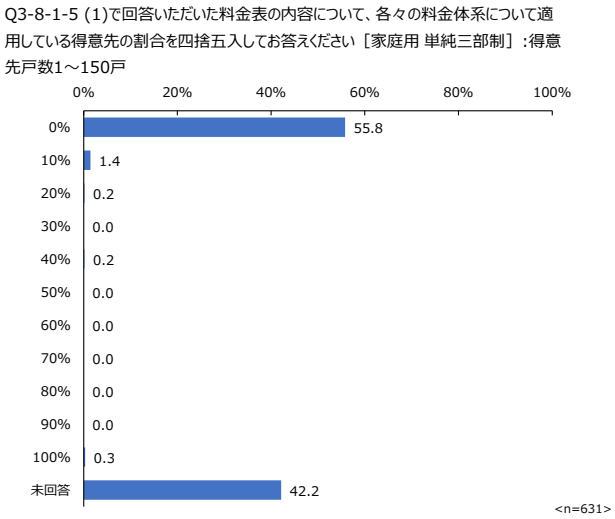

図表 2-225［規模別］ 単純三部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 151～300 戸

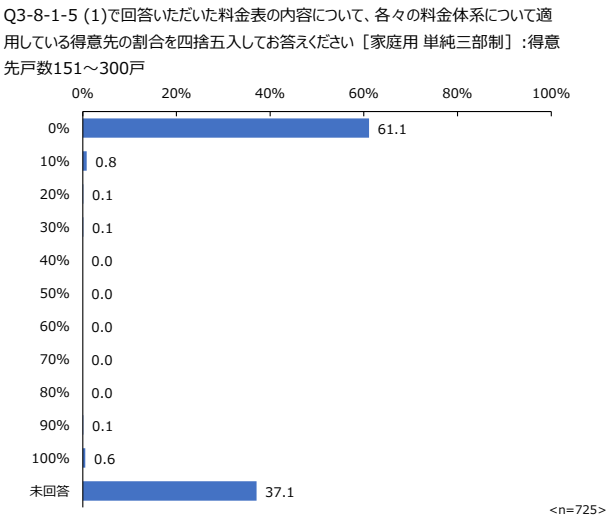

図表 2-226［規模別］ 単純三部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 301～600 戸

Q3-8-1-5 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 単純三部制］:得意先戸数301～600戸

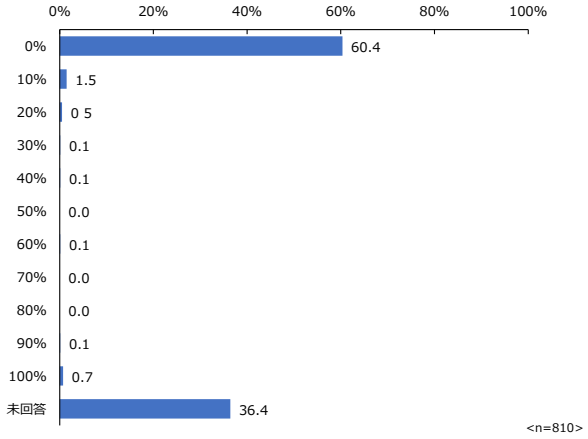

<n=810>

図表 2-227［規模別］ 単純三部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 601～1000 戸

Q3-8-1-5 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 単純三部制］:得意先戸数601～1000戸

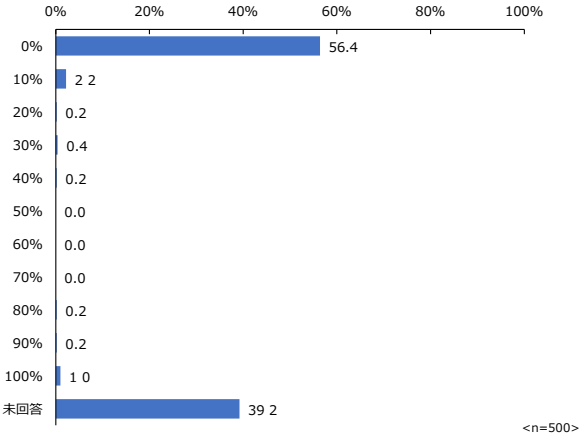

<n=500>

図表 2-228［規模別］ 単純三部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-8-1-5 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 単純三部制］:得意先戸数1001～2500戸

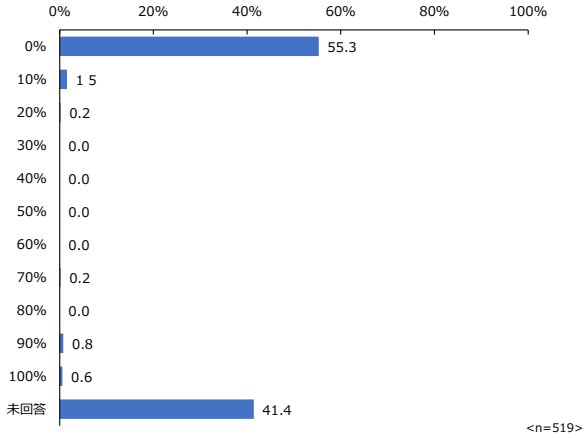

<n=519>

図表 2-229［規模別］ 単純三部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 2501 戸～

Q3-8-1-5 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 単純三部制］:得意先戸数2501戸～

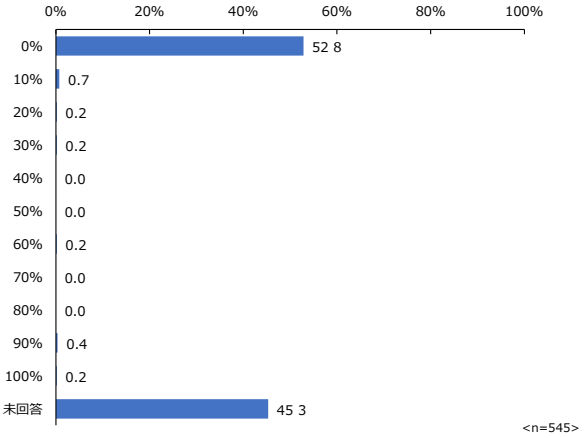

<n=545>

(6) 逓減型三部制

①回答者全体

逓減型三部制については、「0%」の事業者が５０．７%、「未回答」の事業者が４７．１%と、単純三部制と同様に、適用している事業者は極めて少ない結果となっている。

図表 2-230 逓減型三部制の適用比率（家庭用）

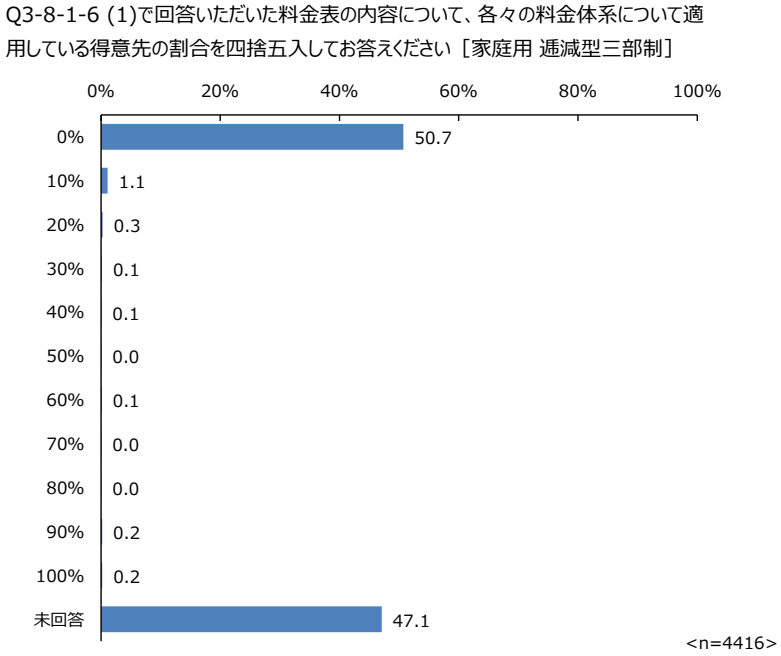

②規模別

規模別においても、回答者全体と同様の結果となっている。

図表 2-231［規模別］ 逓減型三部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 1～150 戸

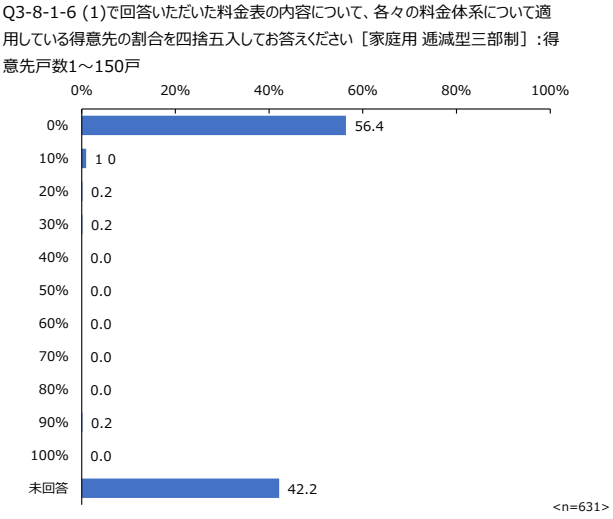

図表 2-232［規模別］ 逓減型三部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 151～300 戸

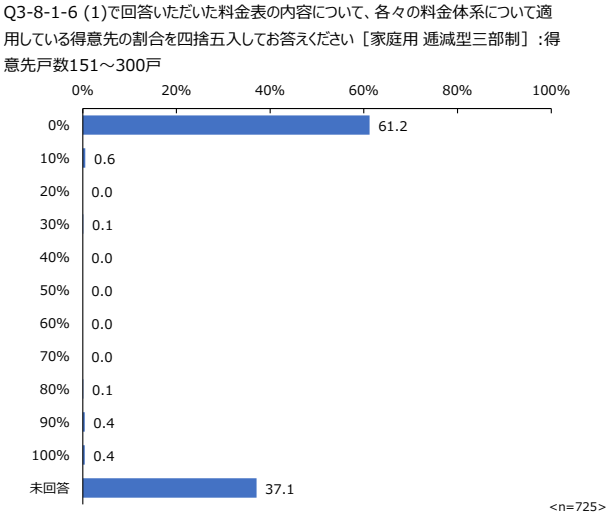

図表 2-233［規模別］ 逓減型三部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 301～600 戸

Q3-8-1-6 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 逓減型三部制］:得意先戸数301～600戸

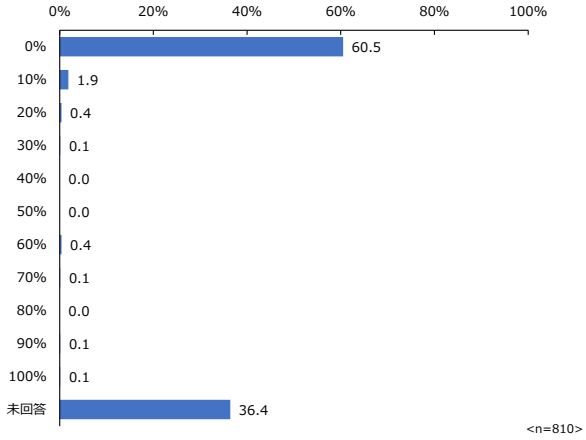

<n=810>

図表 2-234［規模別］ 逓減型三部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 601～1000 戸

Q3-8-1-6 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 逓減型三部制］:得意先戸数601～1000戸

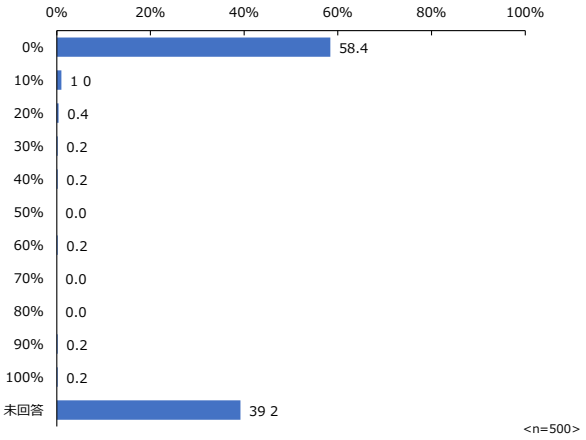

<n=500>

図表 2-235［規模別］ 逓減型三部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-8-1-6 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 逓減型三部制］:得意先戸数1001～2500戸

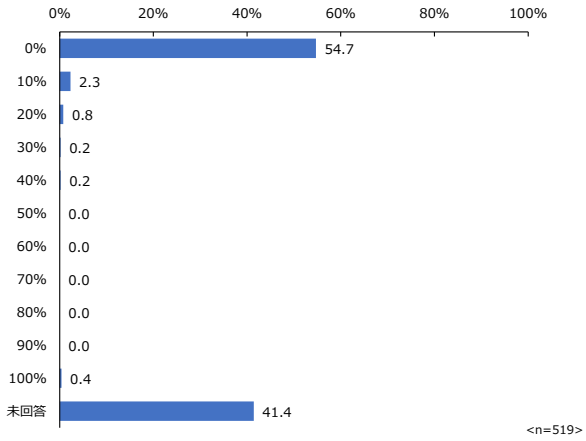

<n=519>

図表 2-236［規模別］ 逓減型三部制の適用比率（家庭用）得意先戸数 2501 戸～

Q3-8-1-6 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 逓減型三部制］:得意先戸数2501戸～

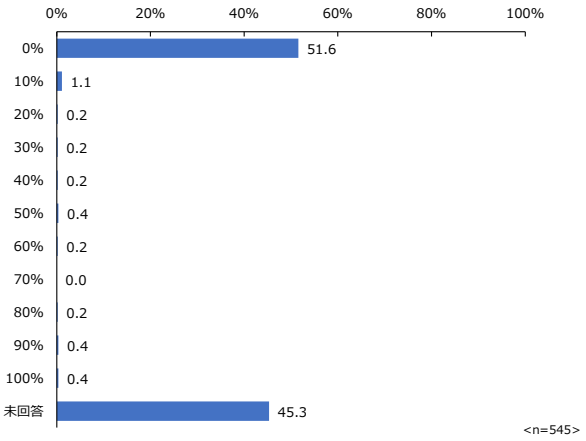

<n=545>

(7)質量販売

①回答者全体

質量販売については、「10%」と一部適用している事業者が６．５％と、他の料金体系よりも僅かに高くなっているが、一部の質量販売に積極的な事業者の影響と思われる。

図表 2-237 質量販売の適用比率（家庭用）

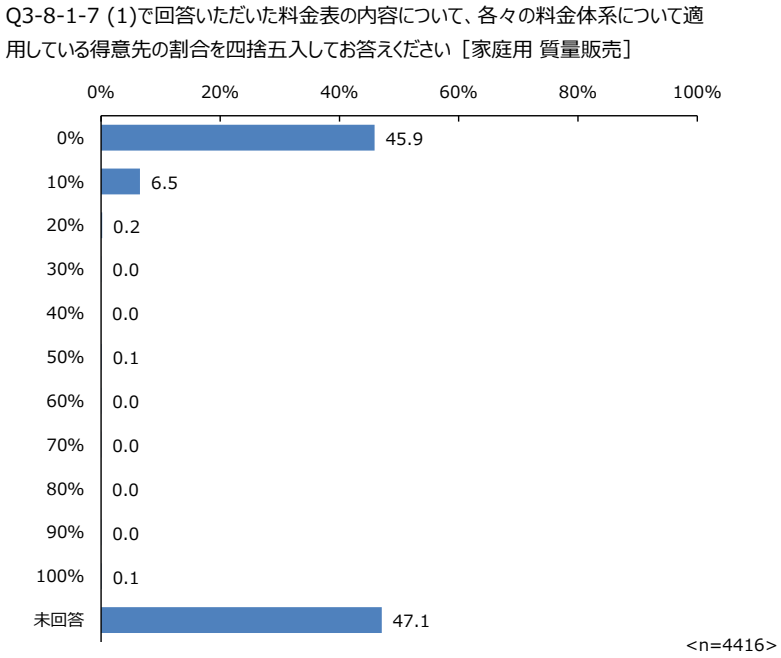

②規模別

規模別においても、回答者全体と同様の結果となっている。

図表 2-238［規模別］ 質量販売の適用比率（家庭用）得意先戸数 1～150 戸

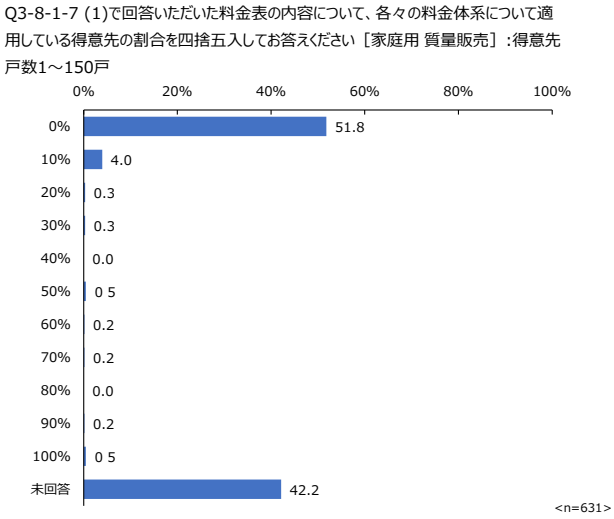

図表 2-239［規模別］ 質量販売の適用比率（家庭用）得意先戸数 151～300 戸

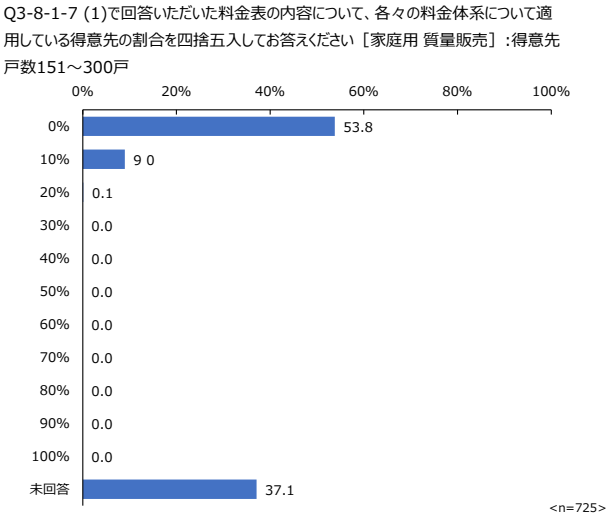

図表 2-240［規模別］ 質量販売の適用比率（家庭用）得意先戸数 301～600 戸

Q3-8-1-7 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 質量販売］:得意先戸数301～600戸

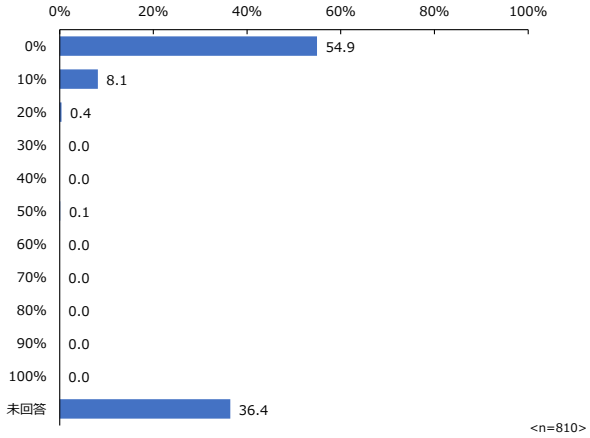

<n=810>

図表 2-241［規模別］ 質量販売の適用比率（家庭用）得意先戸数 601～1000 戸

Q3-8-1-7 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 質量販売］:得意先戸数601～1000戸

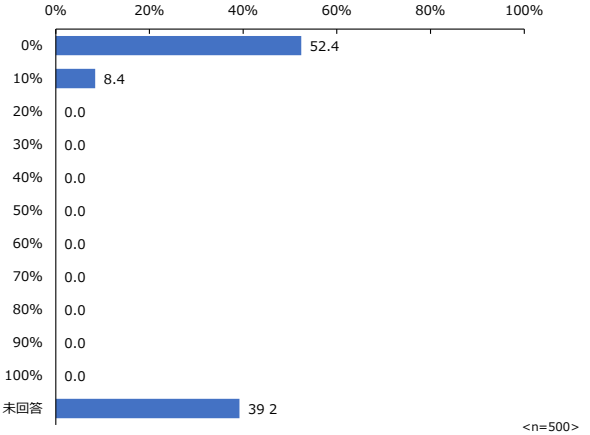

<n=500>

図表 2-242［規模別］ 質量販売の適用比率（家庭用）得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-8-1-7 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 質量販売］:得意先戸数1001～2500戸

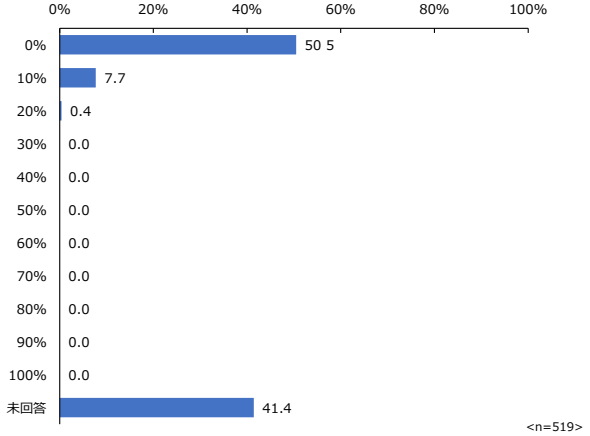

<n=519>

図表 2-243［規模別］ 質量販売の適用比率（家庭用）得意先戸数 2501 戸～

Q3-8-1-7 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［家庭用 質量販売］:得意先戸数2501戸～

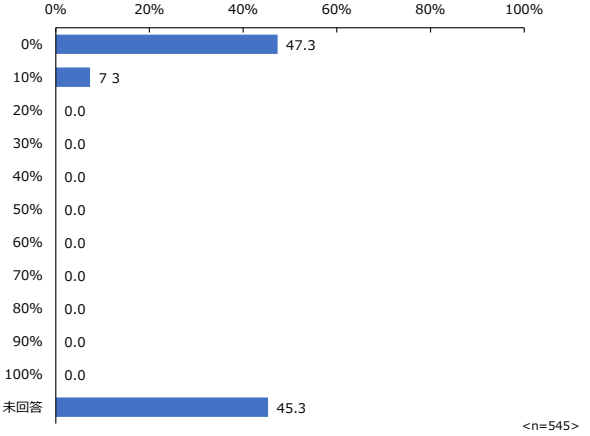

<n=545>

6. 適用している料金体系の比率（業務用）

(1) 平均値

①回答者全体

業務用の料金表について、各料金体系の適用比率（平均値）は、「従量単価料金」が４５．４％、「単純二部制」が３１．２％と両者で８割弱、さらに「逓減型二部制」の１８．０％で大部分を占める。前述の通り、業務用の料金表では基本料金を設定していない（できない）ケースも多いことが、「従量単価料金」が最上位となっていることに影響していると思われる。

【再掲】図表 2-244 適用している料金体系の比率（業務用・平均値）

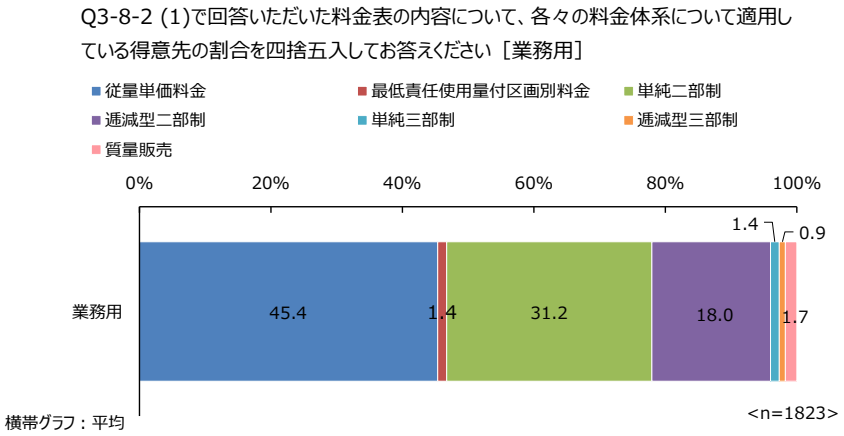

②規模別

規模別では、規模が大きくなるほど「従量単価料金」の比率が高くなる傾向にあり、家庭用とは反対の傾向を示している。大規模事業者ほど基本料金を設定していないとも言える。

図表 2-245［規模別］ 適用している料金体系の比率（業務用・平均値）

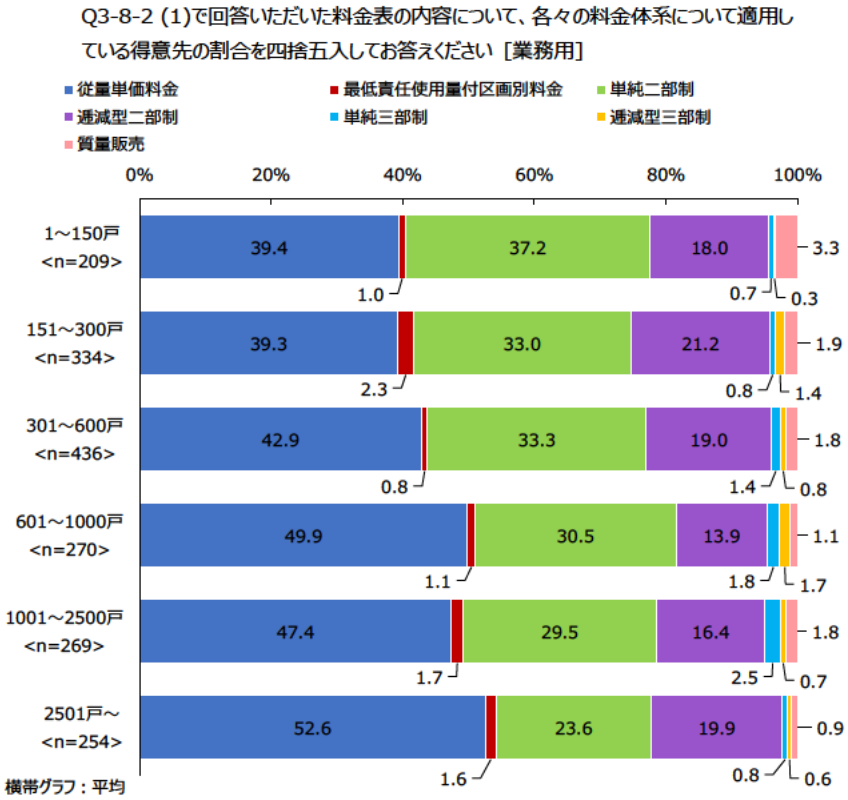

(2)従量料金単価

①回答者全体

平均値で最上位であったことから、多くの事業者が全部もしくは一部の得意先に適用しており、「0%」（適用していない）の事業者は１８．４%に止まっている。

図表 2-246 従量料金単価の適用比率（業務用）

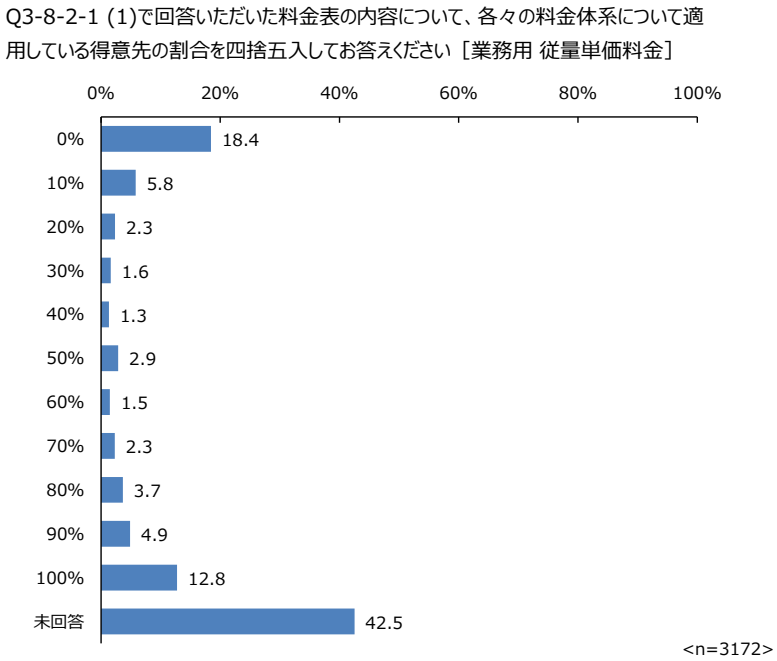

②規模別

大規模な事業者ほど、「0%」および「100%」の回答比率が低くなっており、各事業者と個々の得意先との関係性により、この料金表の適用比率が決まっているものと思われる。

図表 2-247［規模別］ 従量料金単価の適用比率（業務用）得意先戸数 1～150 戸

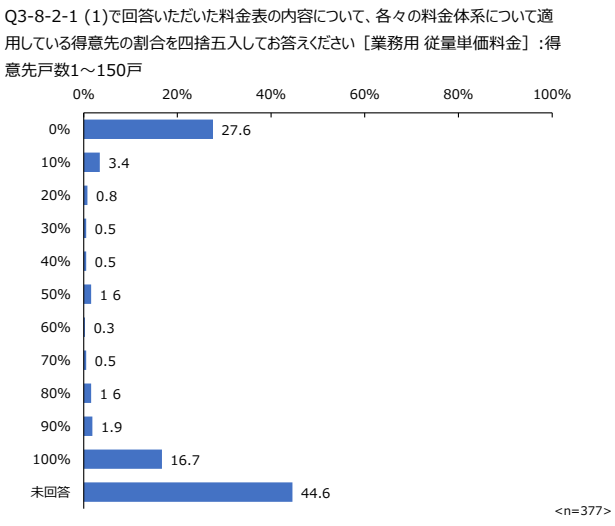

図表 2-248［規模別］ 従量料金単価の適用比率（業務用）得意先戸数 151～300 戸

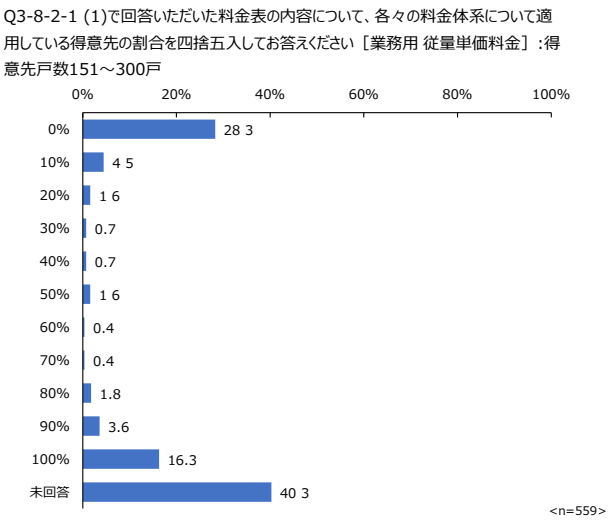

図表 2-249［規模別］ 従量料金単価の適用比率（業務用）得意先戸数 301～600 戸

Q3-8-2-1 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 従量単価料金］:得意先戸数301～600戸

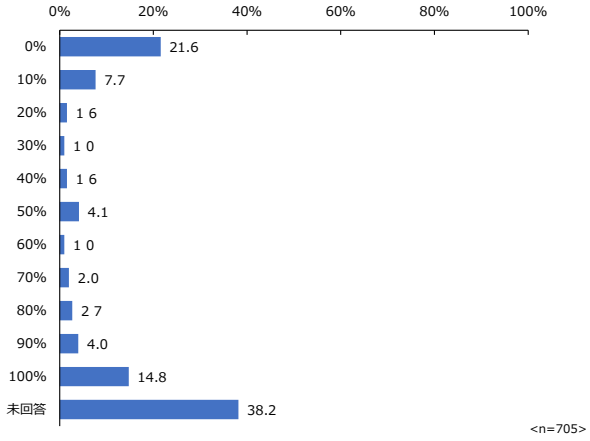

<n=705>

図表 2-250［規模別］ 従量料金単価の適用比率（業務用）得意先戸数 601～1000 戸

Q3-8-2-1 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 従量単価料金］:得意先戸数601～1000戸

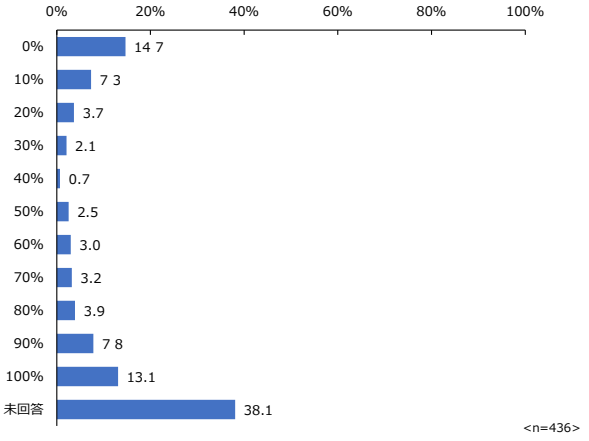

<n=436>

図表 2-251［規模別］ 従量料金単価の適用比率（業務用）得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-8-2-1 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 従量単価料金］:得意先戸数1001～2500戸

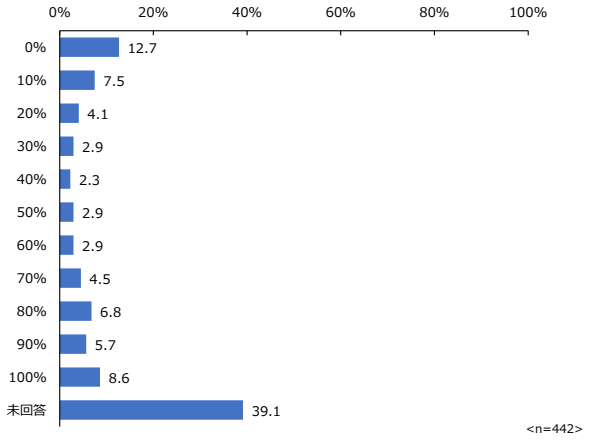

<n=442>

図表 2-252［規模別］ 従量料金単価の適用比率（業務用）得意先戸数 2501 戸～

Q3-8-2-1 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 従量単価料金］:得意先戸数2501戸～

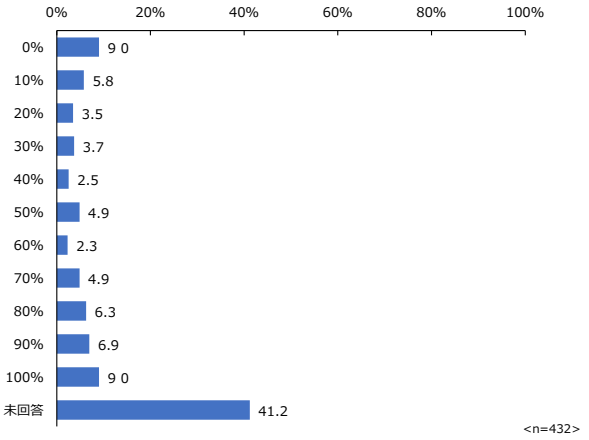

<n=432>

(2) 最低責任使用量付区画別料金

①回答者全体

最低責任使用量付区画別料金については、「0%」の事業者が５５．７%、「未回答」の事業者が４２．５%と、家庭用同様に適用している事業者は極めて少ない結果となっている。

図表 2-253 最低責任使用量付区画別料金の適用比率（業務用）

Q3-8-2-2 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 最低責任使用量付区画別料金］

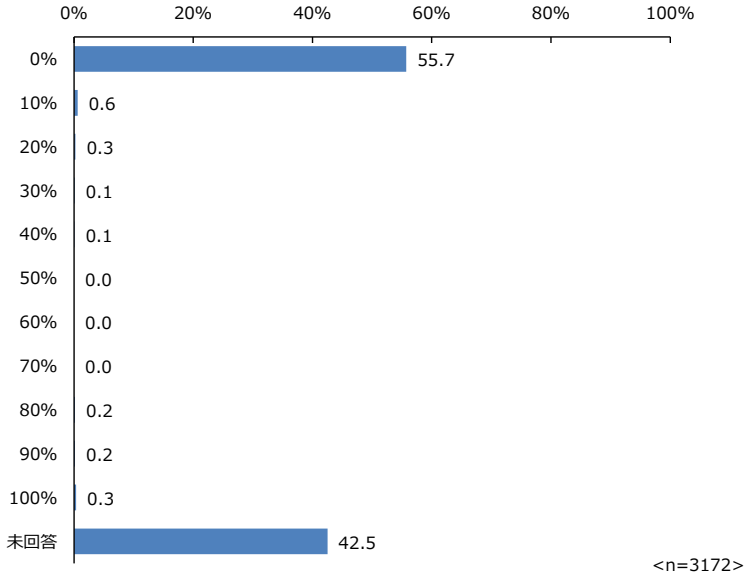

②規模別

規模別においても、回答者全体と同様の結果となっている。

図表 2-254［規模別］ 最低責任使用量付区画別料金の適用比率（業務用）得意先戸数 1～150 戸

Q3-8-2-2 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 最低責任使用量付区画別料金］:得意先戸数1～150戸

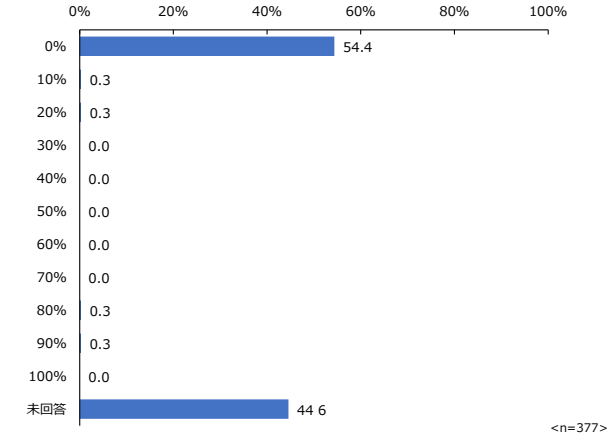

図表 2-255［規模別］ 最低責任使用量付区画別料金の適用比率（業務用）得意先戸数 151～300 戸

Q3-8-2-2 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 最低責任使用量付区画別料金］:得意先戸数151～300戸

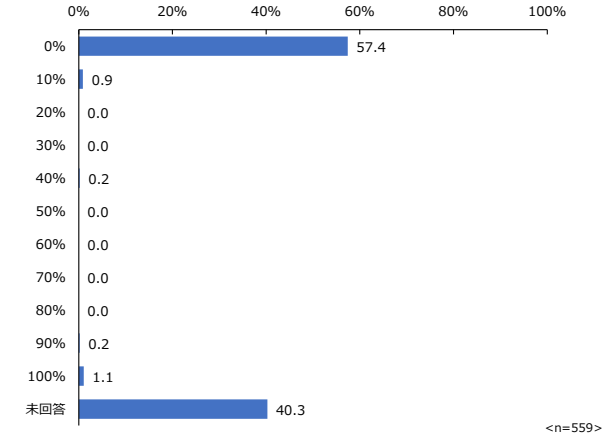

図表 2-256［規模別］ 最低責任使用量付区画別料金の適用比率
（業務用）得意先戸数 301～600 戸

Q3-8-2-2 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 最低責任使用量付区画別料金］:得意先戸数301～600戸

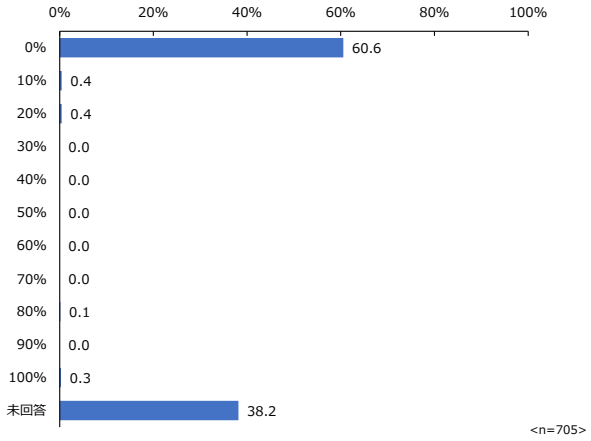

図表 2-257［規模別］ 最低責任使用量付区画別料金の適用比率
（業務用）得意先戸数 601～1000 戸

Q3-8-2-2 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 最低責任使用量付区画別料金］:得意先戸数601～1000戸

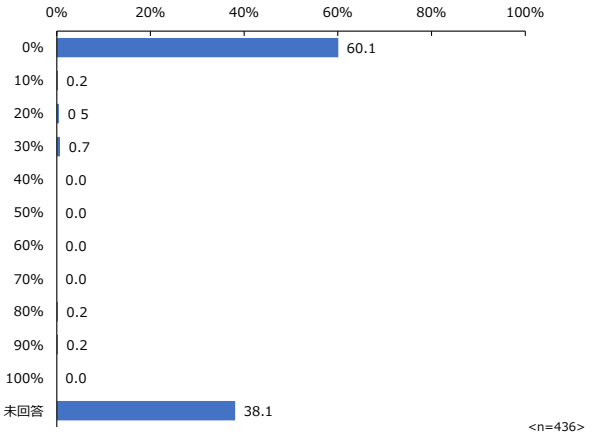

図表 2-258［規模別］ 最低責任使用量付区画別料金の適用比率
（業務用）得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-8-2-2 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 最低責任使用量付区画別料金］:得意先戸数1001～2500戸

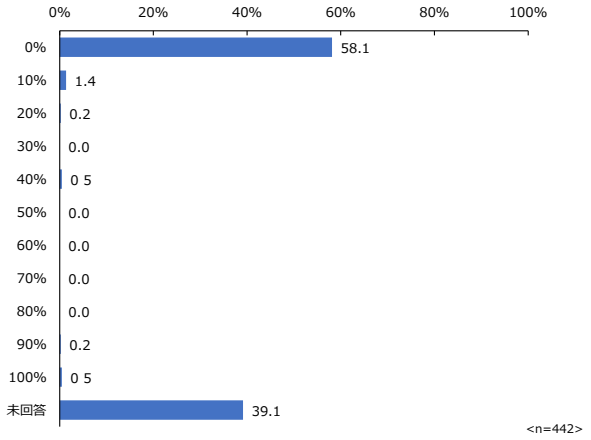

図表 2-259［規模別］ 最低責任使用量付区画別料金の適用比率
（業務用）得意先戸数 2501 戸～

Q3-8-2-1 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 従量単価料金］:得意先戸数2501戸～

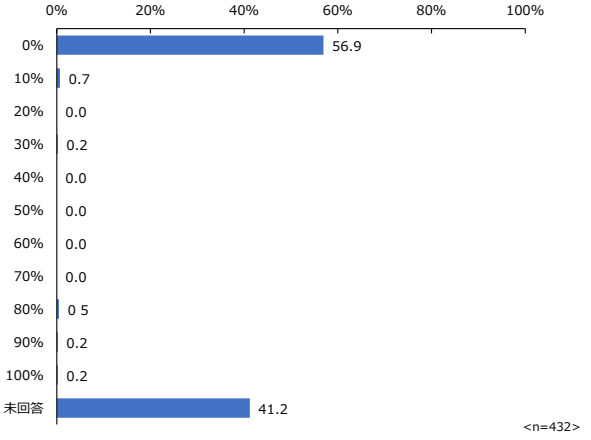

(3) 単純二部制

①回答者全体

単純二部制については、「0%」の事業者が２８．１%、「100%」が８．８%と、他の料金体系と同様の傾向が見られるものの、その間の比率については他の料金体系よりも回答比率がやや高く、基本料金の設定が可能な得意先には単純二部制を適用し、不可能な得意先には従量単価料金を適用しているものと思われる。

図表 2-260 単純二部制の適用比率（業務用）

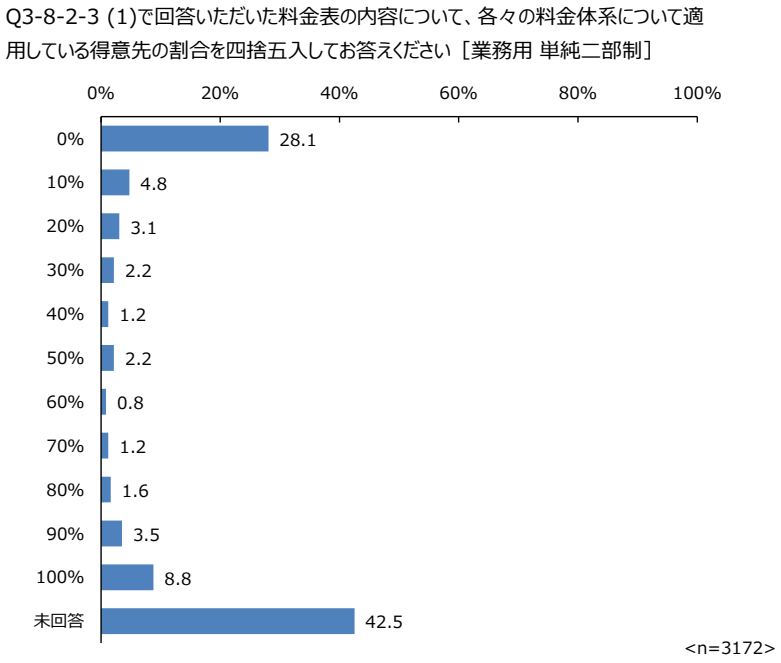

②規模別

各規模の事業者とも一定の得意先に適用していることが窺われるが、事業者規模との間に明確な関連は見られない。

図表 2-261［規模別］ 単純二部制の適用比率（業務用）得意先戸数 1～150 戸

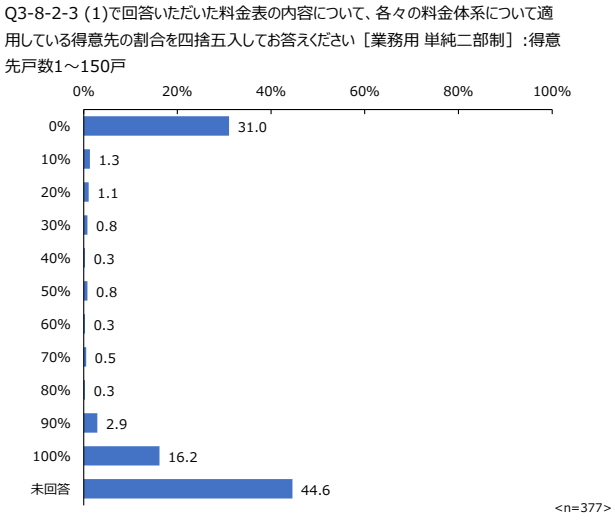

図表 2-262［規模別］ 単純二部制の適用比率（業務用）得意先戸数 151～300 戸

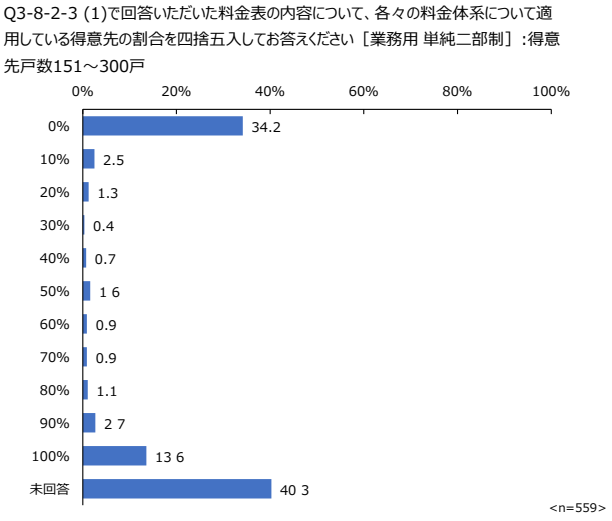

図表 2-263［規模別］ 単純二部制の適用比率（業務用）得意先戸数 301～600 戸

Q3-8-2-3 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 単純二部制］:得意先戸数301～600戸

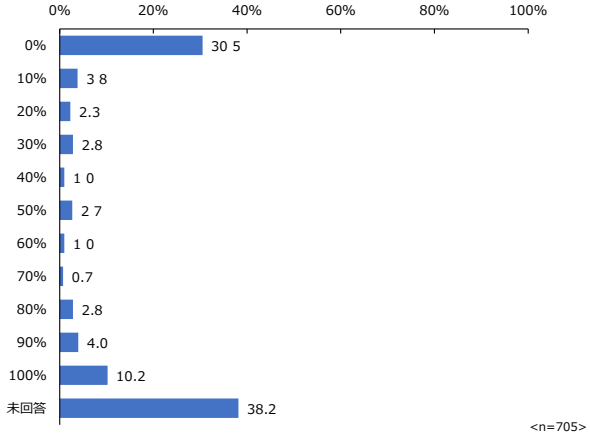

<n=705>

図表 2-264［規模別］ 単純二部制の適用比率（業務用）得意先戸数 601～1000 戸

Q3-8-2-3 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 単純二部制］:得意先戸数601～1000戸

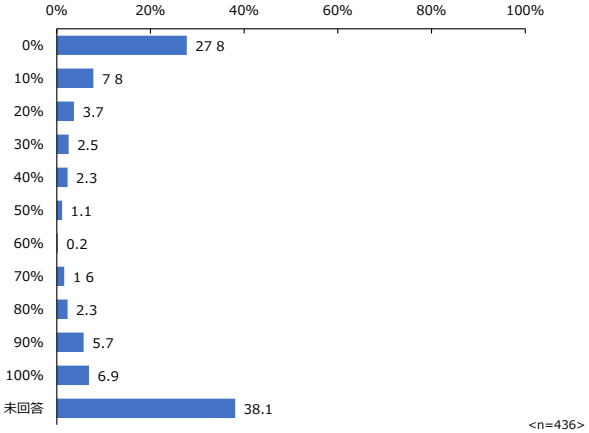

<n=436>

図表 2-265［規模別］ 単純二部制の適用比率（業務用）得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-8-2-3 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 単純二部制］:得意先戸数1001～2500戸

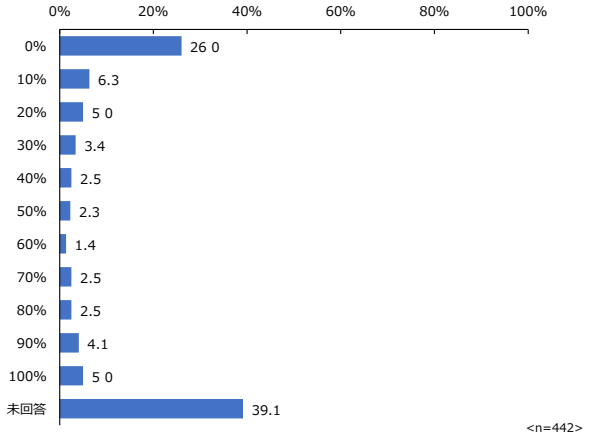

<n=442>

図表 2-266［規模別］ 単純二部制の適用比率（業務用）得意先戸数 2501 戸～

Q3-8-2-3 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 単純二部制］:得意先戸数2501戸～

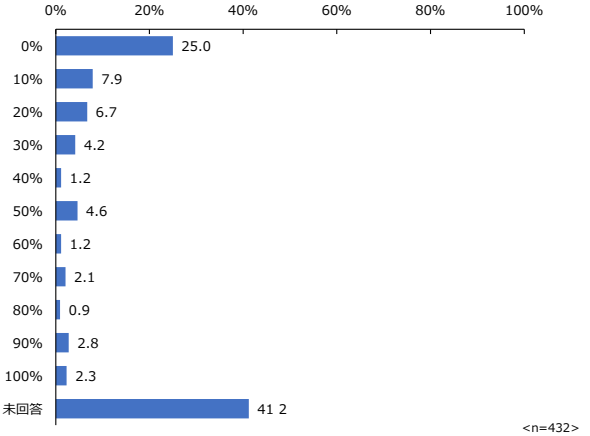

<n=432>

(4) 逓減型二部制

①回答者全体

逓減二部制については、「0%」の事業者が４０．４%、「未回答」の事業者が４２．５%と、家庭用に比べて適用比率は低くなっている。業務用においては少量の使用区分から従量料金単価が低価格のため、「逓減」させること自体が困難なものと思われる。

図表 2-267 逓減型二部制の適用比率（業務用）

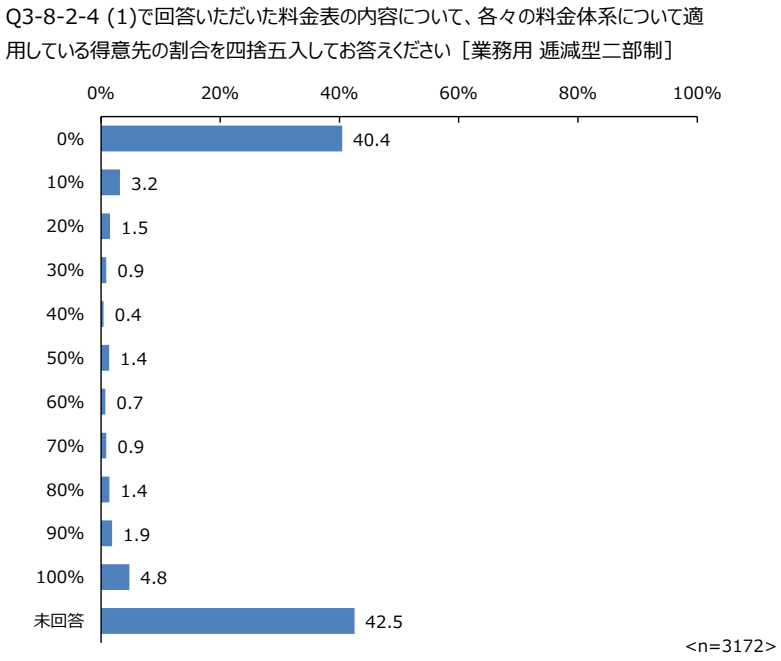

②規模別

得意先戸数が「1000戸以上」の事業者において、「0%」の回答比率がやや少なくなり、相対的に一定規模以上の事業者において適用されていることが窺われる。

図表 2-268［規模別］ 逓減型二部制の適用比率（業務用）得意先戸数 1～150 戸

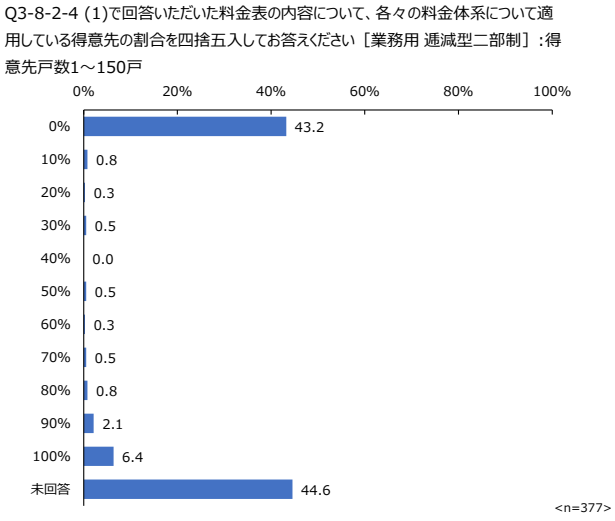

図表 2-269［規模別］ 逓減型二部制の適用比率（業務用）得意先戸数 151～300 戸

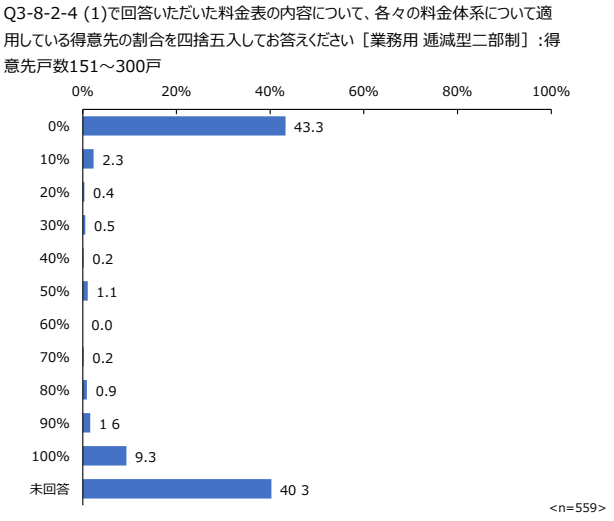

図表 2-270［規模別］ 逓減型二部制の適用比率（業務用）得意先戸数 301～600 戸

Q3-8-2-4 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 逓減型二部制］:得意先戸数301～600戸

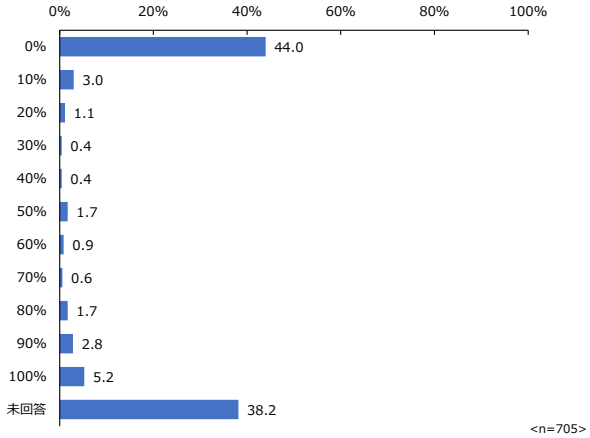

<n=705>

図表 2-271［規模別］ 逓減型二部制の適用比率（業務用）得意先戸数 601～1000 戸

Q3-8-2-4 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 逓減型二部制］:得意先戸数601～1000戸

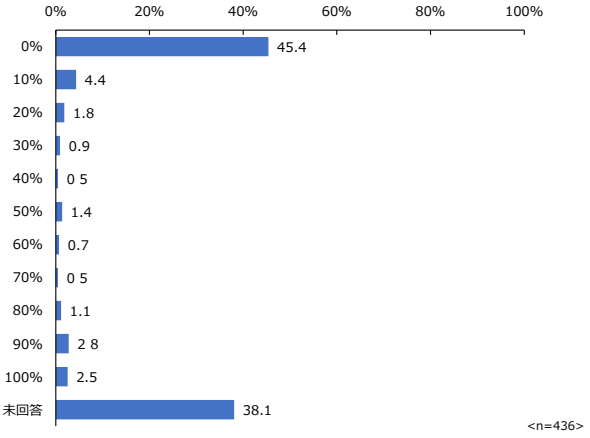

<n=436>

図表 2-272［規模別］ 逓減型二部制の適用比率（業務用）得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-8-2-4 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 逓減型二部制］:得意先戸数1001～2500戸

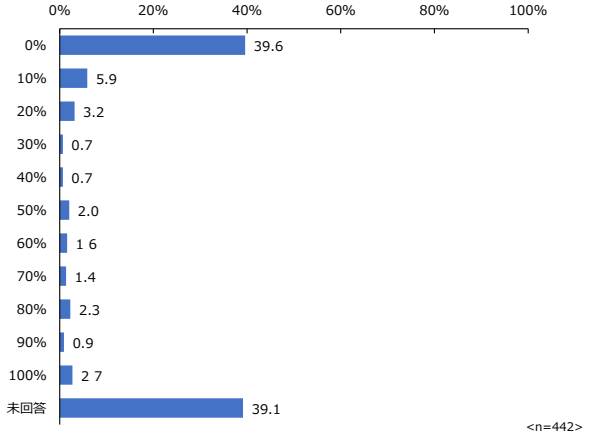

<n=442>

図表 2-273［規模別］ 逓減型二部制の適用比率（業務用）得意先戸数 2501 戸～

Q3-8-2-4 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 逓減型二部制］:得意先戸数2501戸～

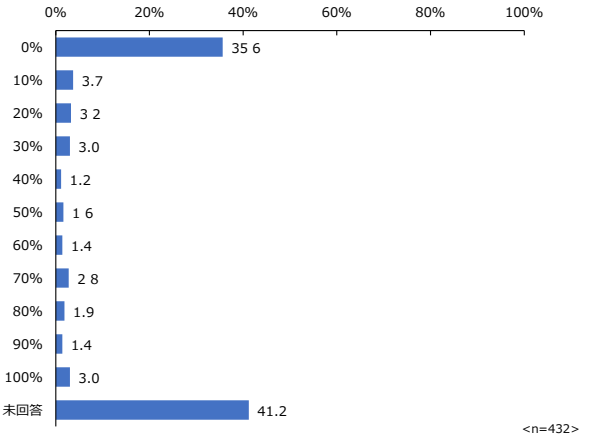

<n=432>

(5) 単純三部制

①回答者全体

単純三部制については、「0%」の事業者が５５．２%、「未回答」の事業者が４２．５%と、適用している事業者は極めて少ない結果となっている。基本料金の設定（二部制料金の適用）すら困難な得意先が一定数存在している業務用においては、三部制の料金を適用することは高いハードルであると思われる。

図表 2-274 単純三部制の適用比率（業務用）

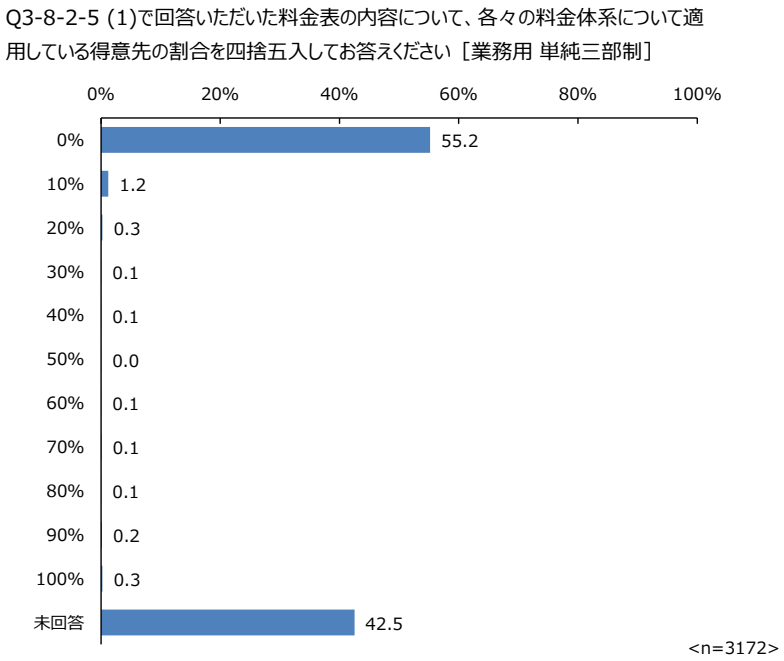

②規模別

規模別においても、回答者全体と同様の結果となっている。

図表 2-275［規模別］　単純三部制の適用比率（業務用）得意先戸数 1～150 戸

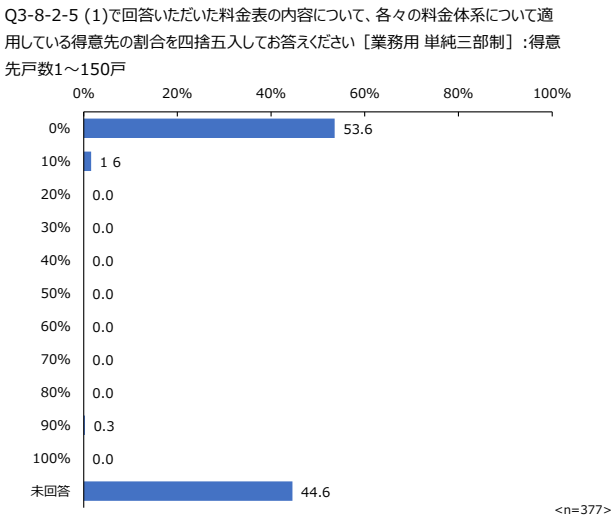

図表 2-276［規模別］　単純三部制の適用比率（業務用）得意先戸数 151～300 戸

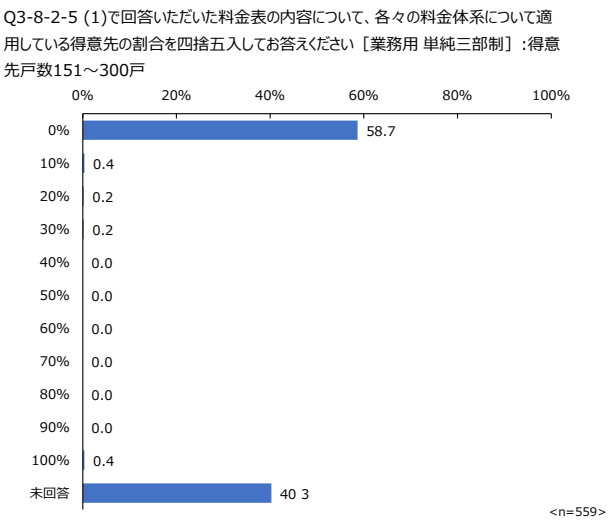

図表 2-277［規模別］ 単純三部制の適用比率（業務用）得意先戸数 301～600 戸

Q3-8-2-5 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 単純三部制］:得意先戸数301～600戸

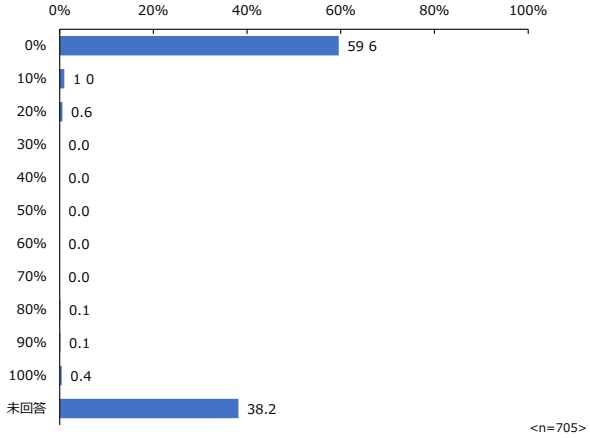

<n=705>

図表 2-278［規模別］ 単純三部制の適用比率（業務用）得意先戸数 601～1000 戸

Q3-8-2-5 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 単純三部制］:得意先戸数601～1000戸

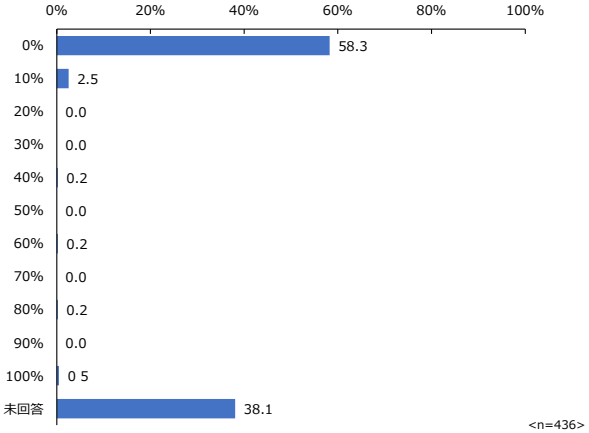

<n=436>

図表 2-279［規模別］ 単純三部制の適用比率（業務用）得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-8-2-5 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 単純三部制］:得意先戸数1001～2500戸

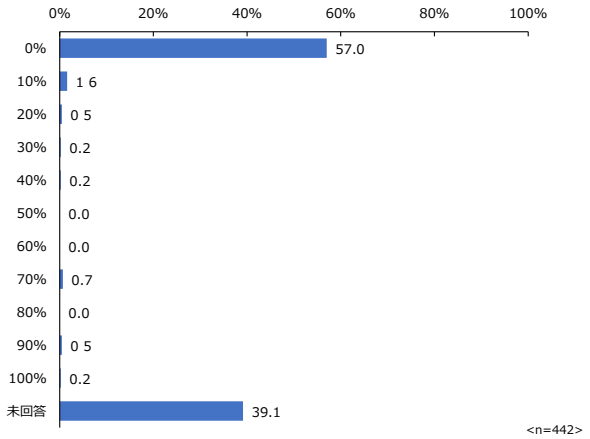

<n=442>

図表 2-280［規模別］ 単純三部制の適用比率（業務用）得意先戸数 2501 戸～

Q3-8-2-5 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 単純三部制］:得意先戸数2501戸～

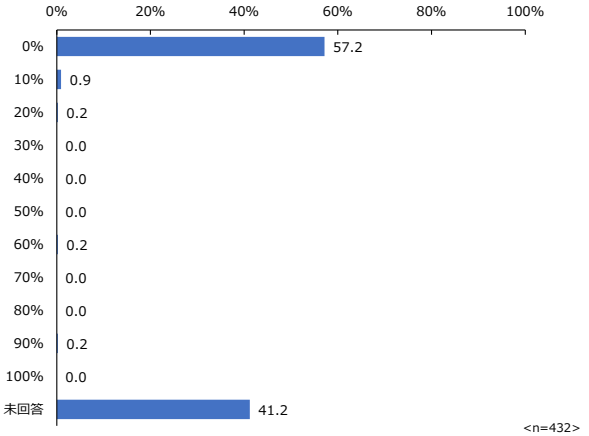

<n=432>

(6) 逓減型三部制

①回答者全体

逓減型三部制については、「0%」の事業者が５５．９%、「未回答」の事業者が４２．５%と、単純三部制同様、適用している事業者は極めて少ない結果となっている。

図表 2-281 逓減型三部制の適用比率（業務用）

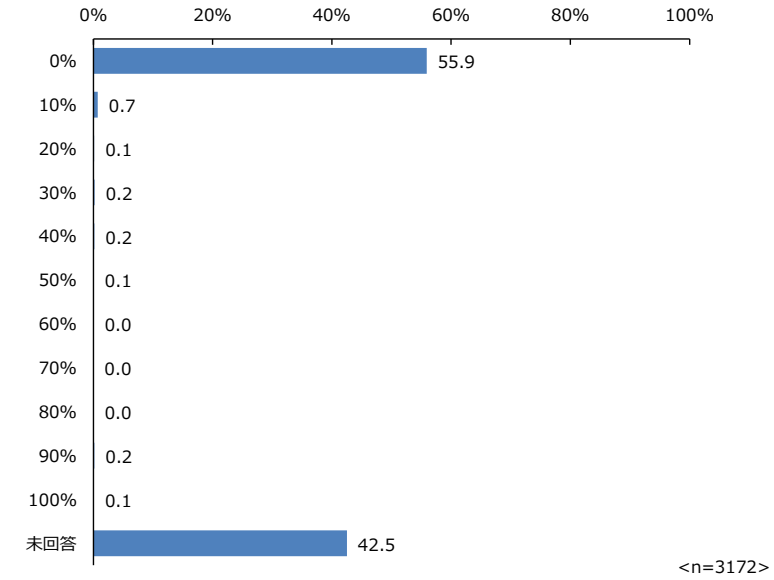

②規模別

規模別においても、回答者全体と同様の結果となっている。

図表 2-282［規模別］ 逓減型三部制の適用比率（業務用）得意先戸数 1～150 戸

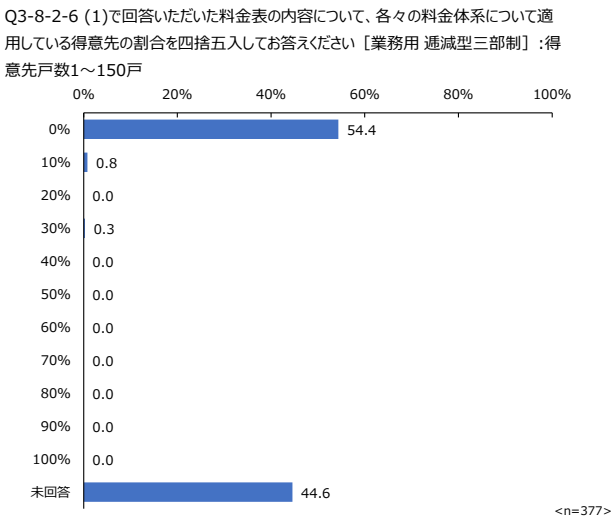

図表 2-283［規模別］ 逓減型三部制の適用比率（業務用）得意先戸数 151～300 戸

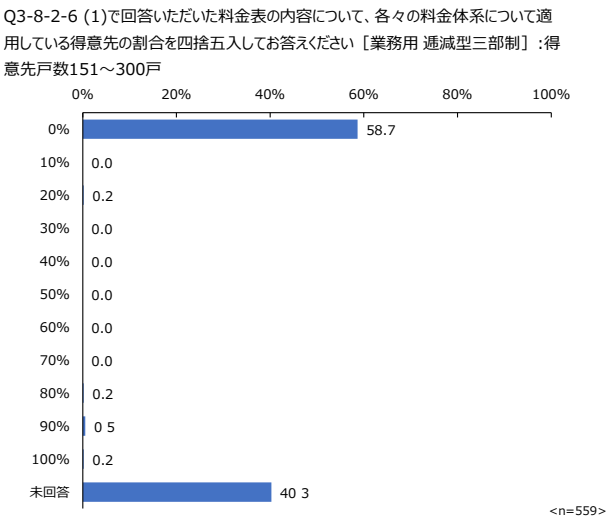

図表 2-284［規模別］ 逓減型三部制の適用比率（業務用）得意先戸数 301～600 戸

Q3-8-2-6 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 逓減型三部制］:得意先戸数301～600戸

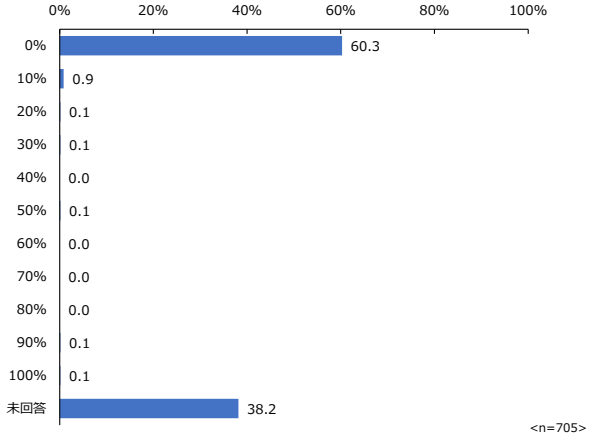

<n=705>

図表 2-285［規模別］ 逓減型三部制の適用比率（業務用）得意先戸数 601～1000 戸

Q3-8-2-6 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 逓減型三部制］:得意先戸数601～1000戸

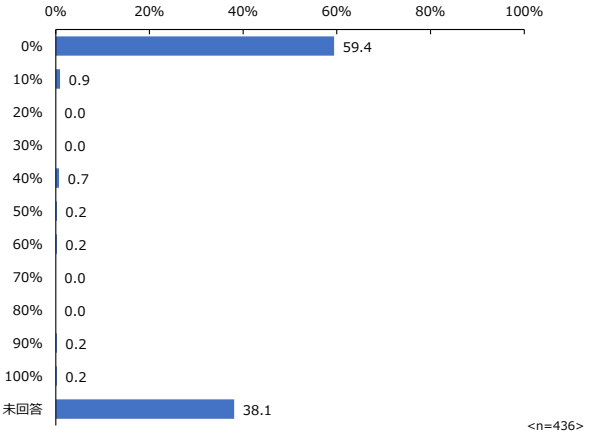

<n=436>

図表 2-286［規模別］ 逓減型三部制の適用比率（業務用）得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-8-2-6 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 逓減型三部制］:得意先戸数1001～2500戸

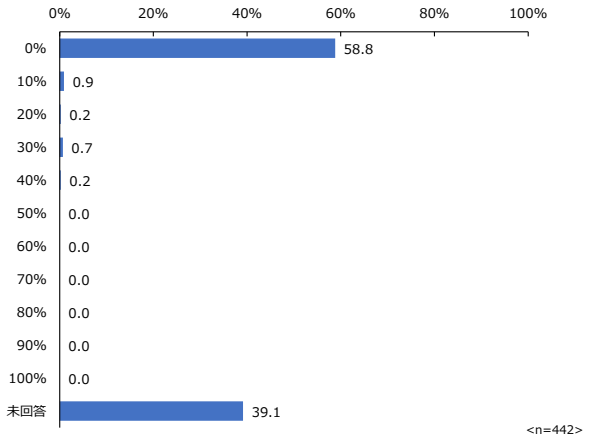

<n=442>

図表 2-287［規模別］ 逓減型三部制の適用比率（業務用）得意先戸数 2501 戸～

Q3-8-2-6 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 逓減型三部制］:得意先戸数2501戸～

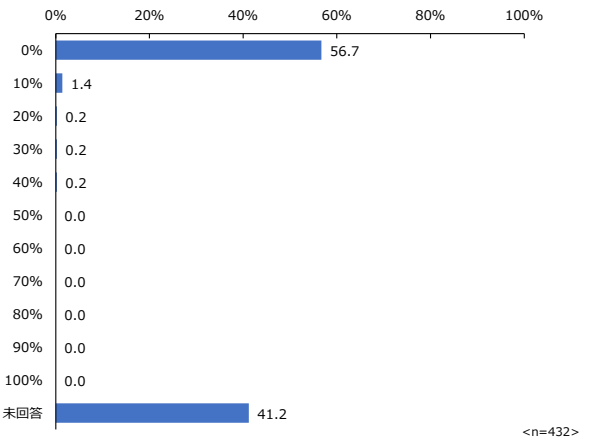

<n=432>

(7)質量販売

①回答者全体

「10%」と一部適用している事業者が４．０％となっている。家庭用同様に、一部の質量販売に積極的な事業者の影響と思われる。

図表 2-288 質量販売の適用比率（業務用）

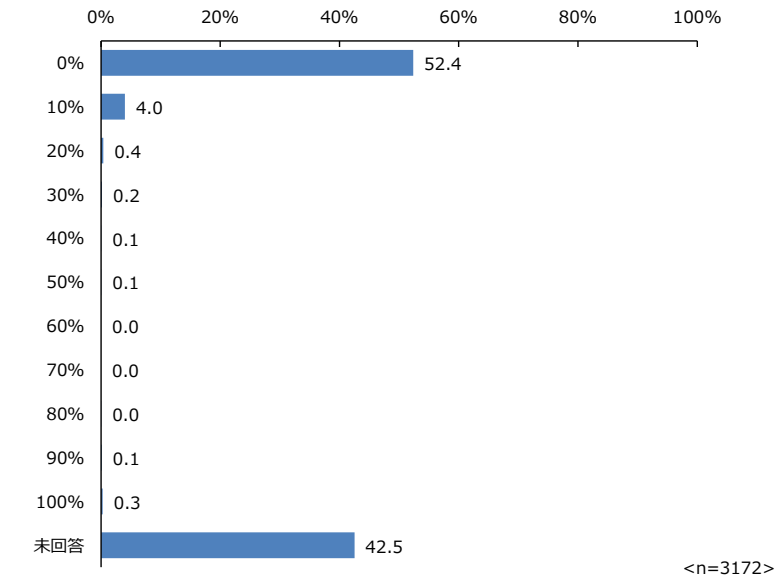

②規模別

規模別においても、回答者全体と同様の結果となっている。

図表 2-289［規模別］ 質量販売の適用比率（業務用）得意先戸数 1～150 戸

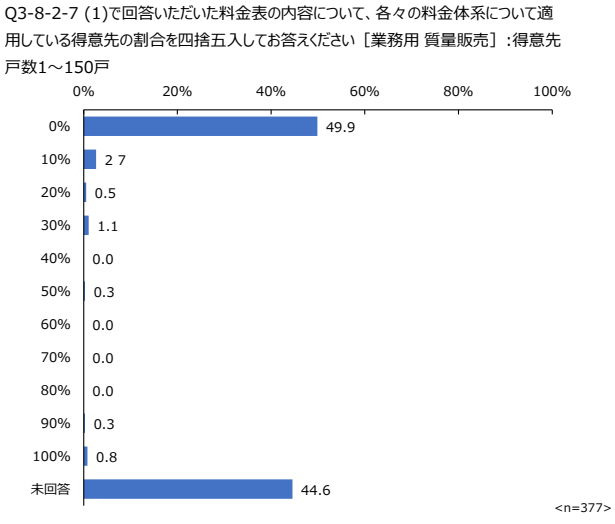

図表 2-290［規模別］ 質量販売の適用比率（業務用）得意先戸数 151～300 戸

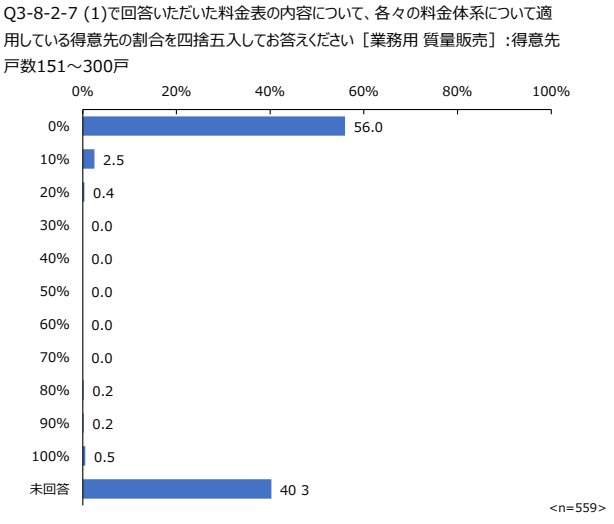

図表 2-291［規模別］ 質量販売の適用比率（業務用）得意先戸数 301～600 戸

Q3-8-2-7 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 質量販売］:得意先戸数301～600戸

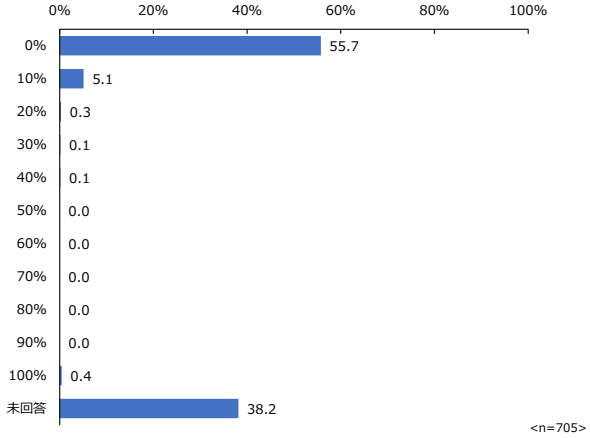

図表 2-292［規模別］ 質量販売の適用比率（業務用）得意先戸数 601～1000 戸

Q3-8-2-7 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 質量販売］:得意先戸数601～1000戸

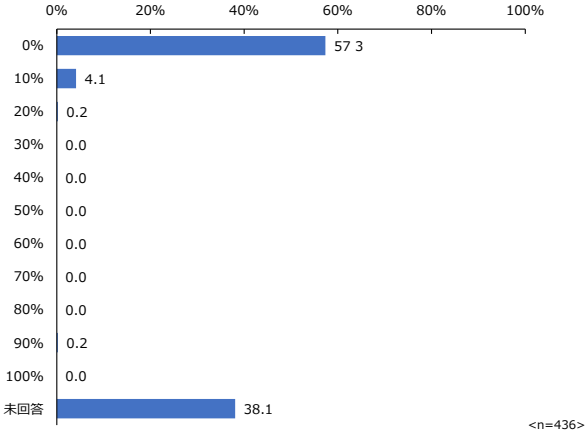

図表 2-293［規模別］ 質量販売の適用比率（業務用）得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-8-2-7 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 質量販売］:得意先戸数1001～2500戸

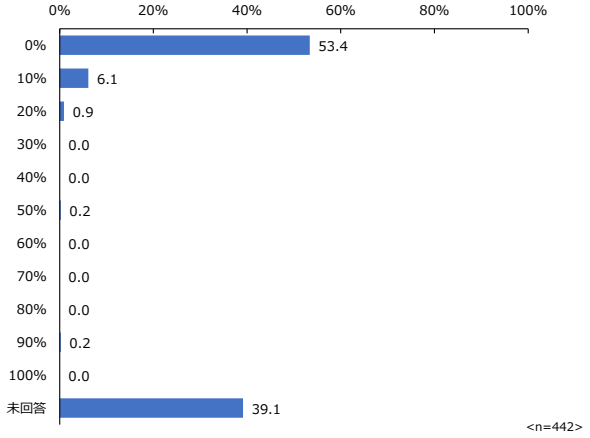

図表 2-294［規模別］ 質量販売の適用比率（業務用）得意先戸数 2501 戸～

Q3-8-2-7 (1)で回答いただいた料金表の内容について、各々の料金体系について適用している得意先の割合を四捨五入してお答えください［業務用 質量販売］:得意先戸数2501戸～

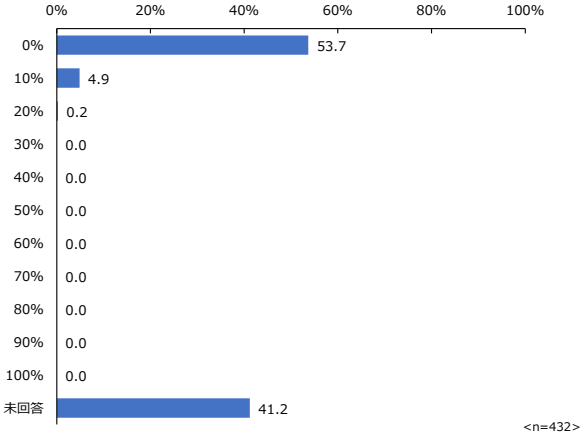

３－２　料金の透明化について

1. ホームページの有無

(1)回答者全体

ガイドラインにおいて、標準的な料金表の公表の場として推奨されているホームページについては「はい」（ホームページ有り）との回答は３１．４%にとどまる。

【再掲】図表 2-295 ホームページの有無

Q3-9 小売価格の公表についてお聞きします。貴社ホームページをお持ちですか

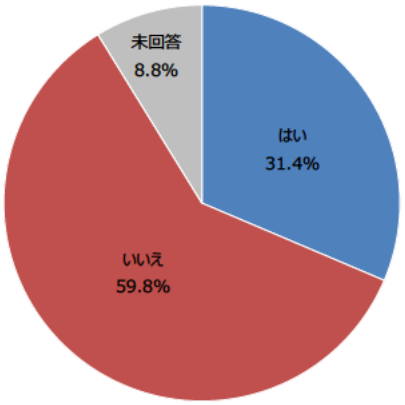

<n=4416>

(2)規模別

規模別では、得意先戸数「1000戸以下」の事業者においては、ホームページの無い事業者が過半数を占めるが、会社案内や販売促進等、ホームページの本来的な機能の効果も乏しく、また保守や運用費用も発生するため、いたし方ないと言える。

【再掲】図表 2-296［規模別］ ホームページの有無

Q3-9 小売価格の公表についてお聞きします貴社ホームページをお持ちですか

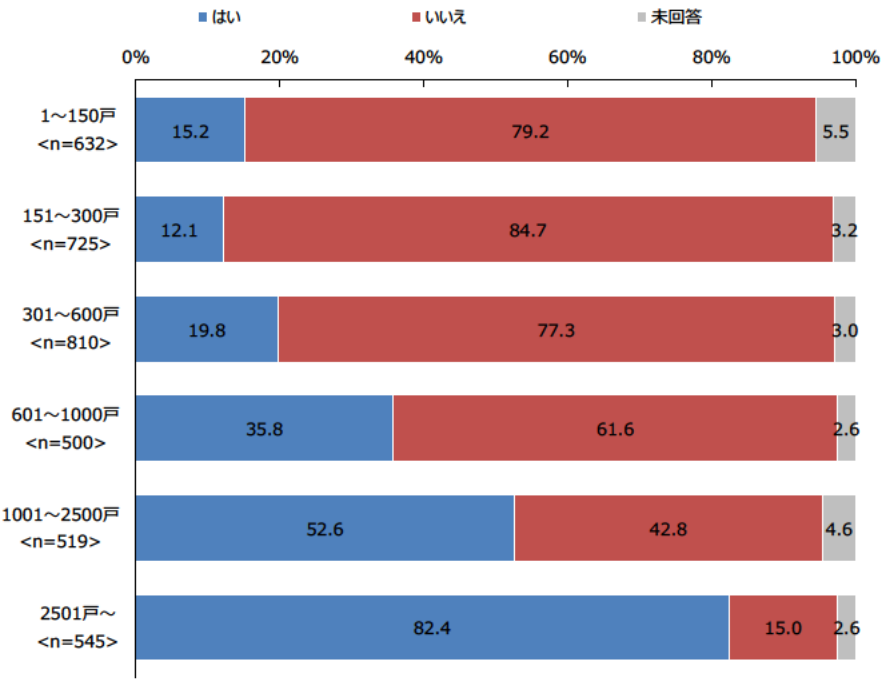

(3) 地域別

地域別では、「四国」（２４．０％）、「沖縄」（２０．５％）でホームページ有りの比率が低くなっているが、地域性との関連については不明である。

図表 2-297［地域別］　ホームページの有無

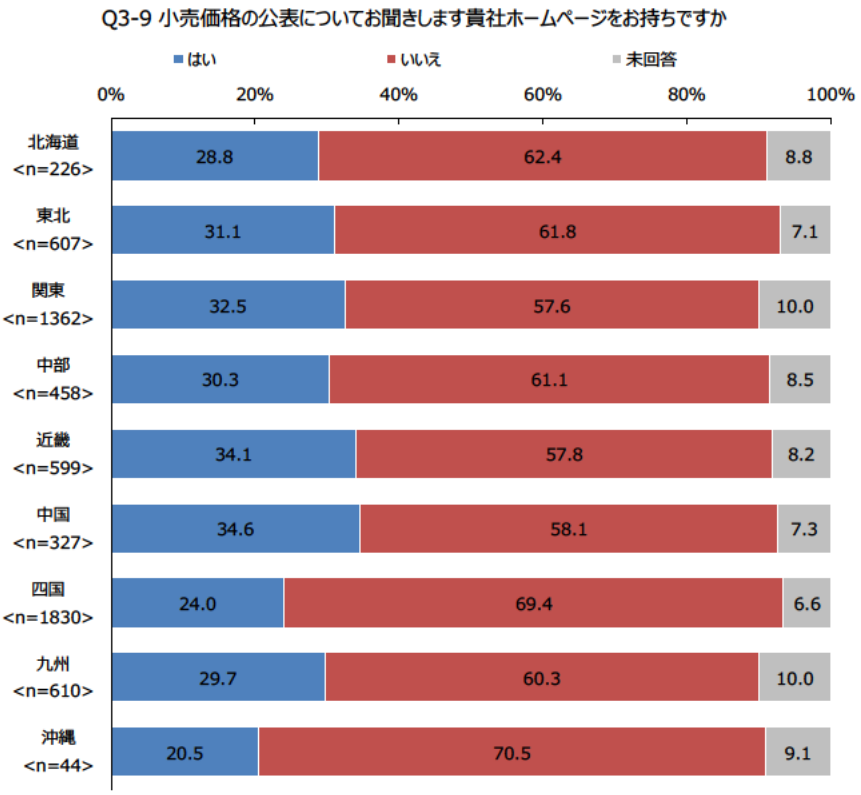

(4) 前年比較

前年比較では、そもそも回答者が総じて小規模事業者が多いため、ホームページの保有比率も昨年度から大きな変化は見られない。

【再掲】図表 2-298［前年比較］　ホームページの有無

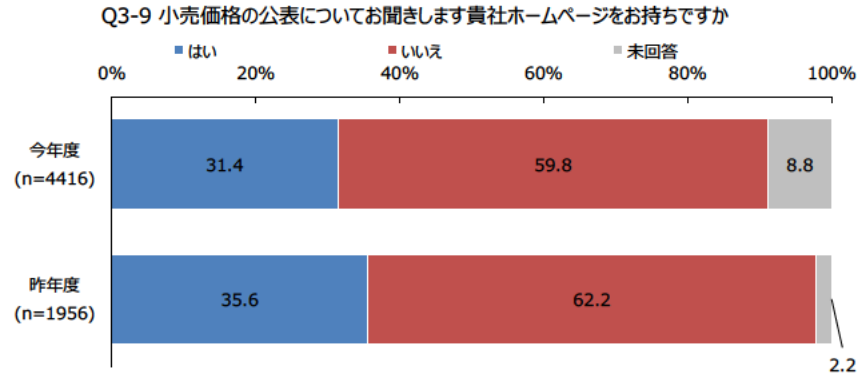

2. 小売価格の公表方法

(1)回答者全体

小売価格の公表方法としては、「店頭に料金表を掲示」が６１．９％で最も多くなっている。小売価格を「公表していない」事業者は１．２％に止まり、価格の開示は進んでいることが窺われる。

図表 2-299 小売価格の公表方法

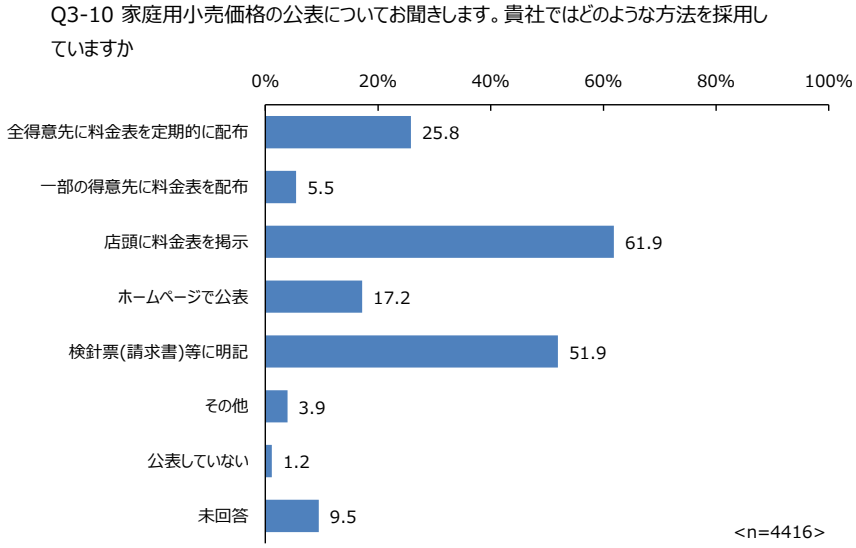

(2)規模別

規模別においても、主な開示方法は「店頭に料金表を掲示」や「検針票（請求書）等に明記」であるが、規模の大きな事業者においては「ホームページで公表」の比率が高く、開示方法の多様化も進んでいる。

図表 2-300［規模別］ 小売価格の公表方法 得意先戸数 1～150 戸

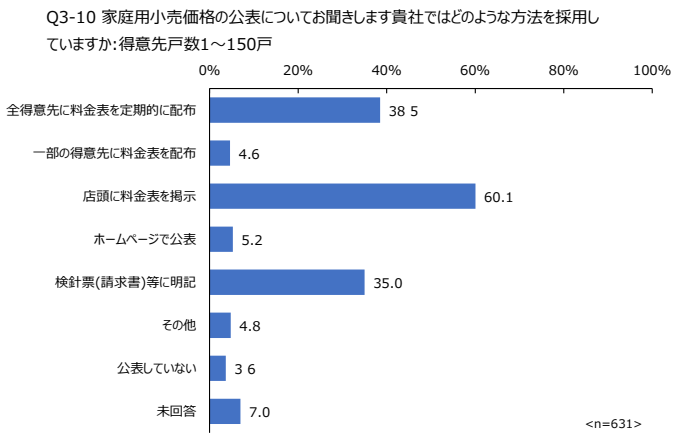

図表 2-301［規模別］ 小売価格の公表方法 得意先戸数 151～300 戸

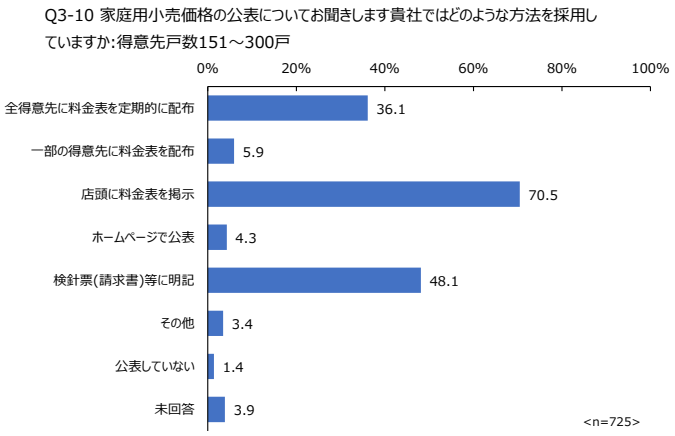

図表 2-302［規模別］ 小売価格の公表方法
得意先戸数 301～600 戸

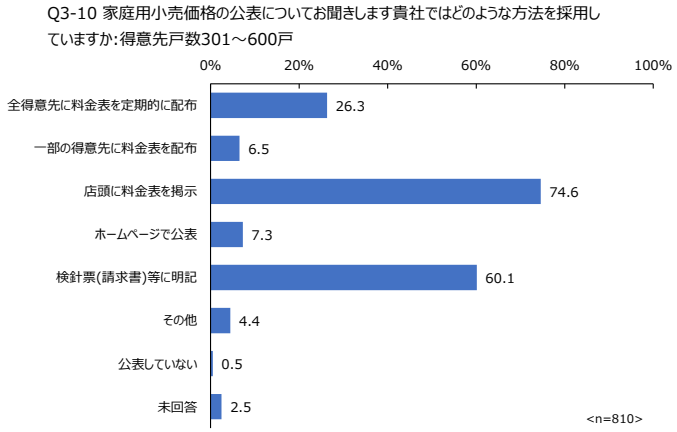

図表 2-303［規模別］ 小売価格の公表方法
得意先戸数 601～1000 戸

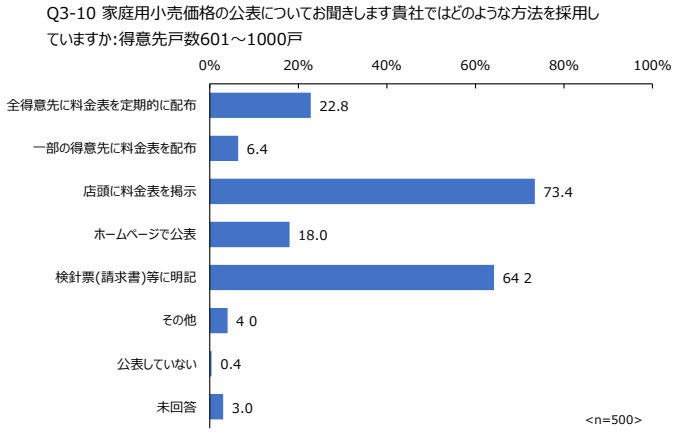

図表 2-304［規模別］ 小売価格の公表方法
得意先戸数 1001～2500 戸

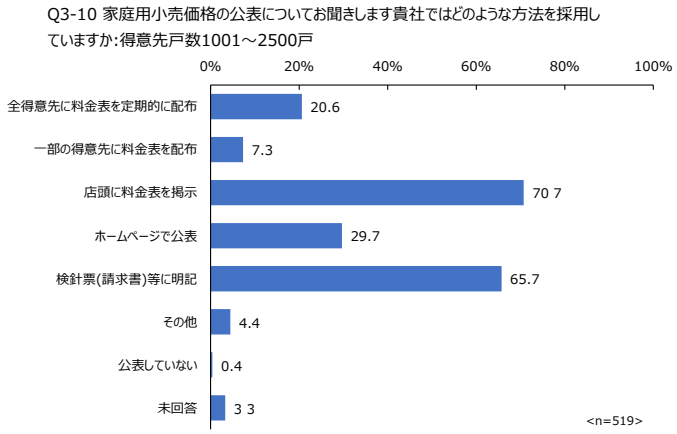

図表 2-305［規模別］ 小売価格の公表方法
得意先戸数 2501 戸～

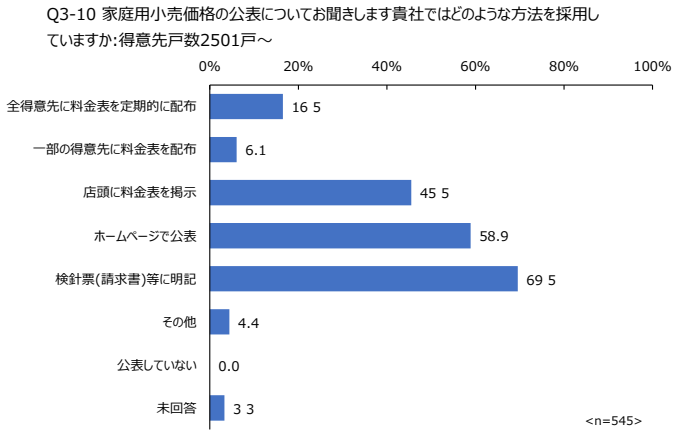

(3) 地域別

回答比率にはばらつきがあるが、各地域とも「店頭に料金表を掲示」、「検針票（請求書）等に明記」が主な開示方法となっている。

図表 2-306［地域別］ 小売価格の公表方法
北海道

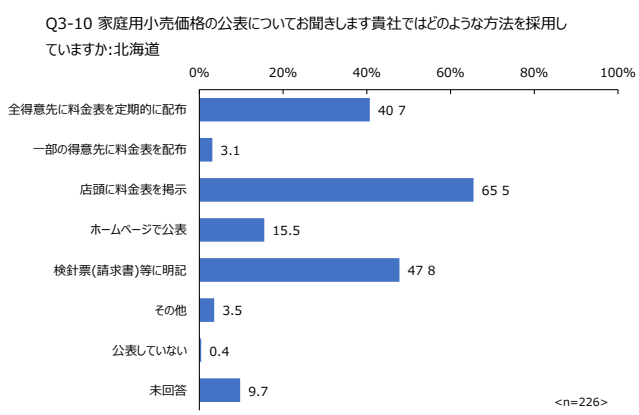

図表 2-307［地域別］ 小売価格の公表方法
東北

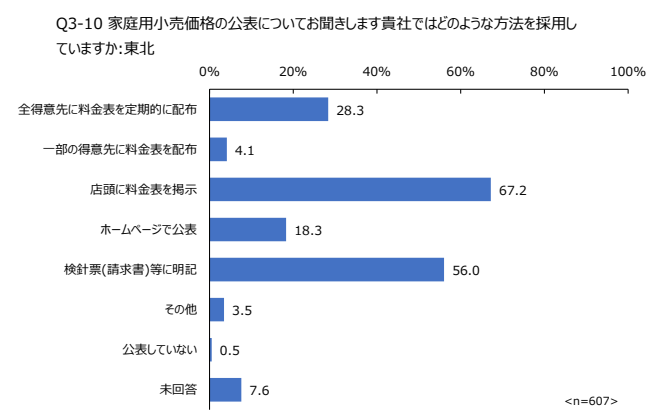

図表 2-308［地域別］ 小売価格の公表方法 関東

Q3-10 家庭用小売価格の公表についてお聞きします貴社ではどのような方法を採用していますか:関東

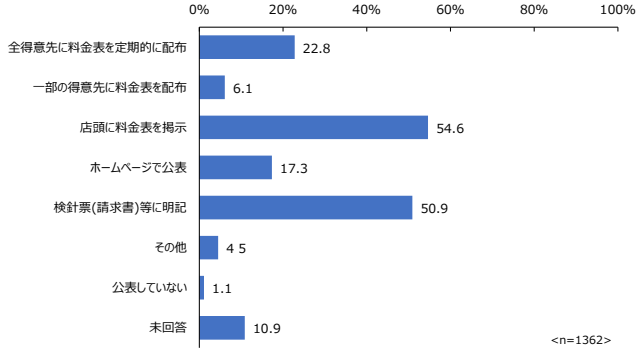

図表 2-309［地域別］ 小売価格の公表方法 中部

Q3-10 家庭用小売価格の公表についてお聞きします貴社ではどのような方法を採用していますか:中部

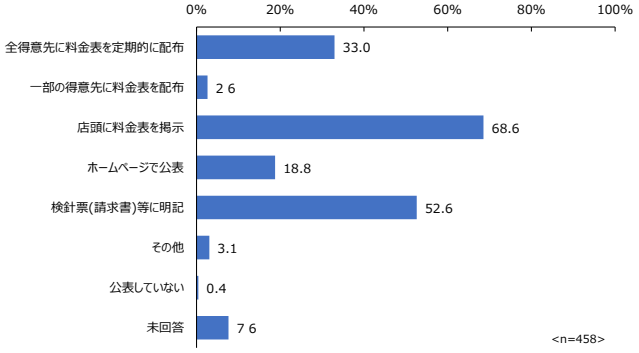

図表 2-310［地域別］ 小売価格の公表方法 近畿

Q3-10 家庭用小売価格の公表についてお聞きします貴社ではどのような方法を採用していますか:近畿

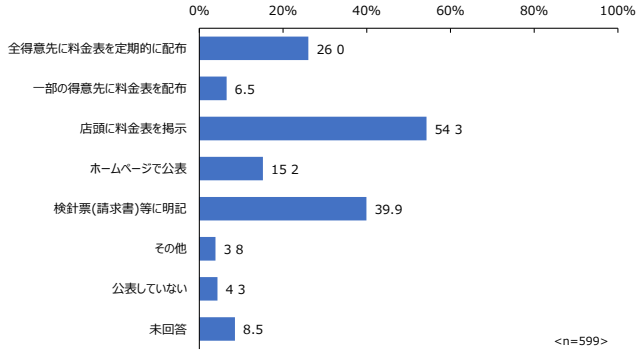

図表 2-311［地域別］ 小売価格の公表方法 中国

Q3-10 家庭用小売価格の公表についてお聞きします貴社ではどのような方法を採用していますか:中国

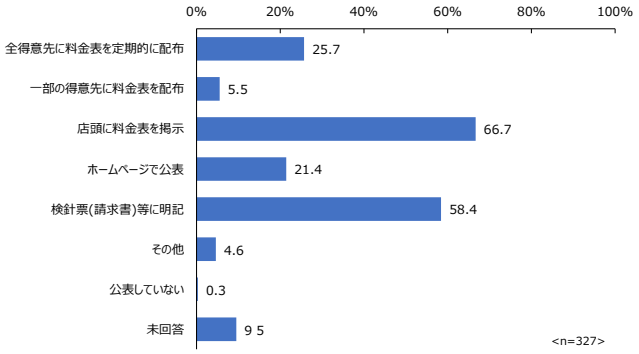

図表 2-312［地域別］ 小売価格の公表方法 四国

Q3-10 家庭用小売価格の公表についてお聞きします貴社ではどのような方法を採用していますか:四国

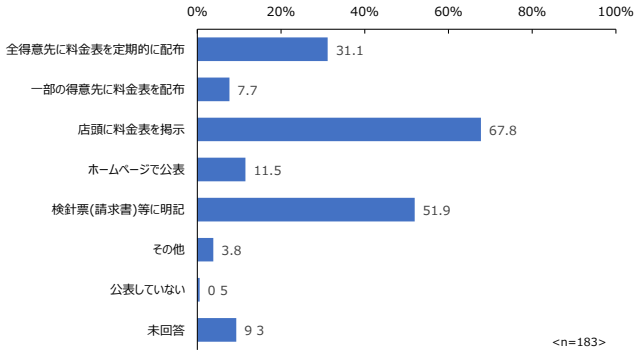

図表 2-313［地域別］ 小売価格の公表方法 九州

Q3-10 家庭用小売価格の公表についてお聞きします貴社ではどのような方法を採用していますか:九州

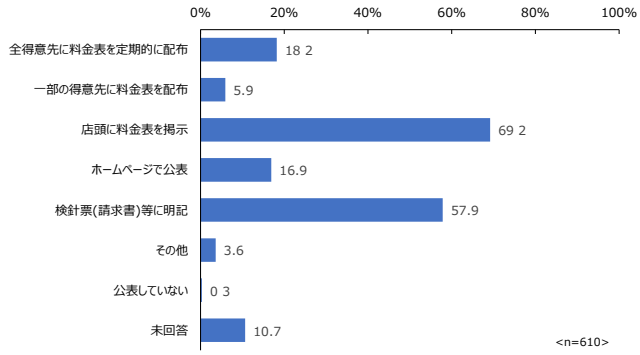

図表 2-314［地域別］　小売価格の公表方法
沖縄

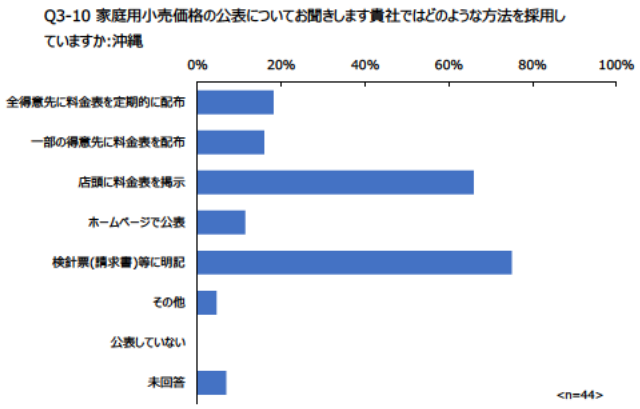

(4)前年比較

前年比較では、「検針票（請求書）等に明記」の回答比率が１０ポイント程度減少している以外は、大きな変動は見られない。

【再掲】図表 2-315［前年比較］　小売価格の公表方法

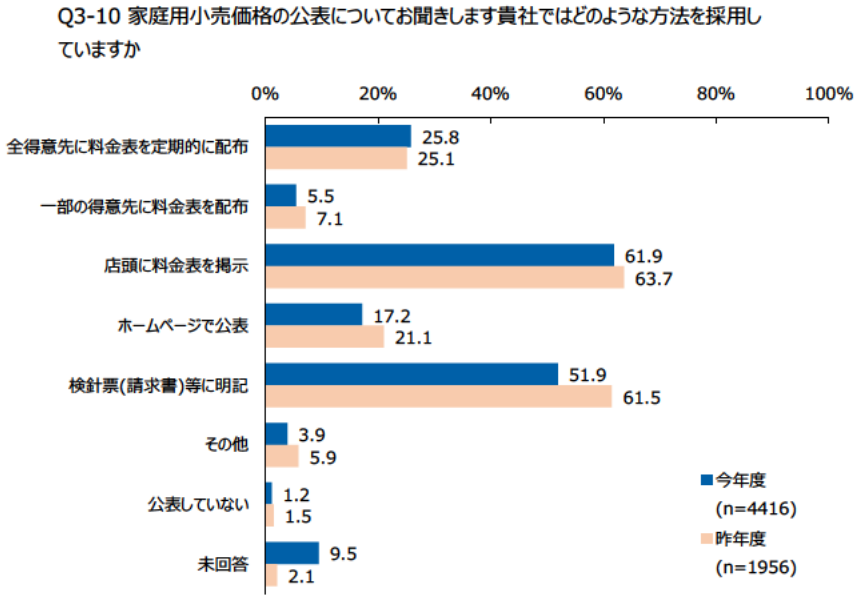

3. 小売価格非公表の理由

小売価格非公表の理由としては、「料金表は直接顧客に配布・通知」（４５．１％）、「必要性を感じない」（２７．５％）が上位となっている。小売価格の公表の目的が「不特定多数の一般消費者等が自由に閲覧」にあり、自店の顧客のみへの開示は公表とは言えず、消費者の側に立った対応が望まれる。

【再掲】図表 2-316 小売価格非公表の理由

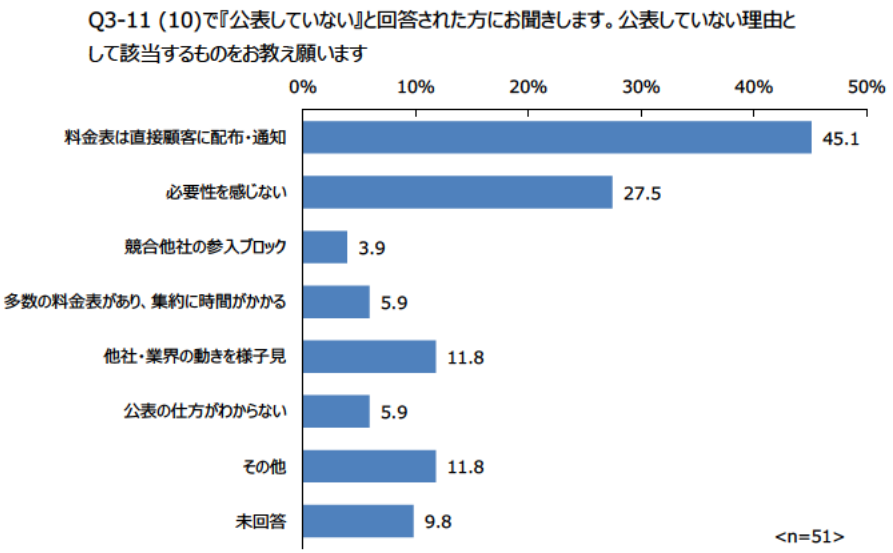

4. 14条書面の説明の有無

(1)回答者全体

１４条書面の記載事項については、「説明している」とする事業者が７５．６％に達し、大多数の事業者においては、適正に説明が実施されている。

図表 2-317 14 条書面の説明の有無

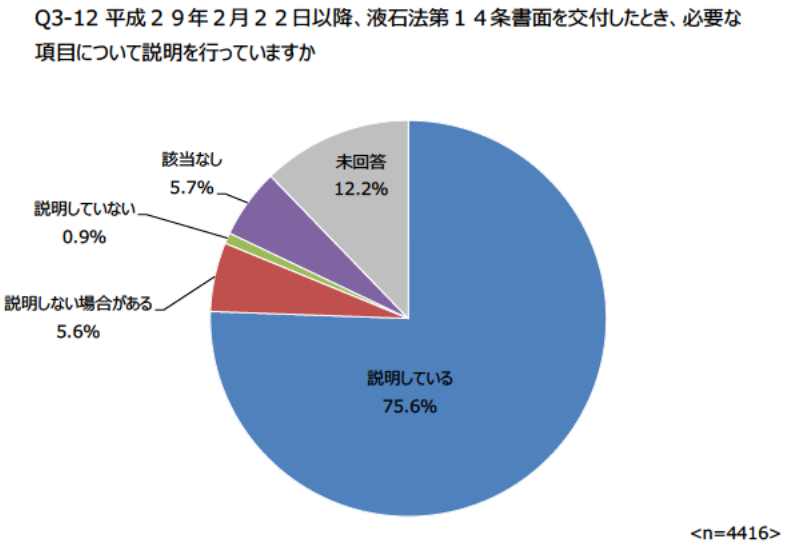

(2) 規模別

規模別では、小規模事業者ほど「説明している」比率が低くなっているが、一方で、「該当なし」の比率が高く、顧客基盤の縮小という本設問の主旨とは別の観点での懸念が確認されている。

【再掲】[規模別]　図表 2-318 14 条書面の説明の有無

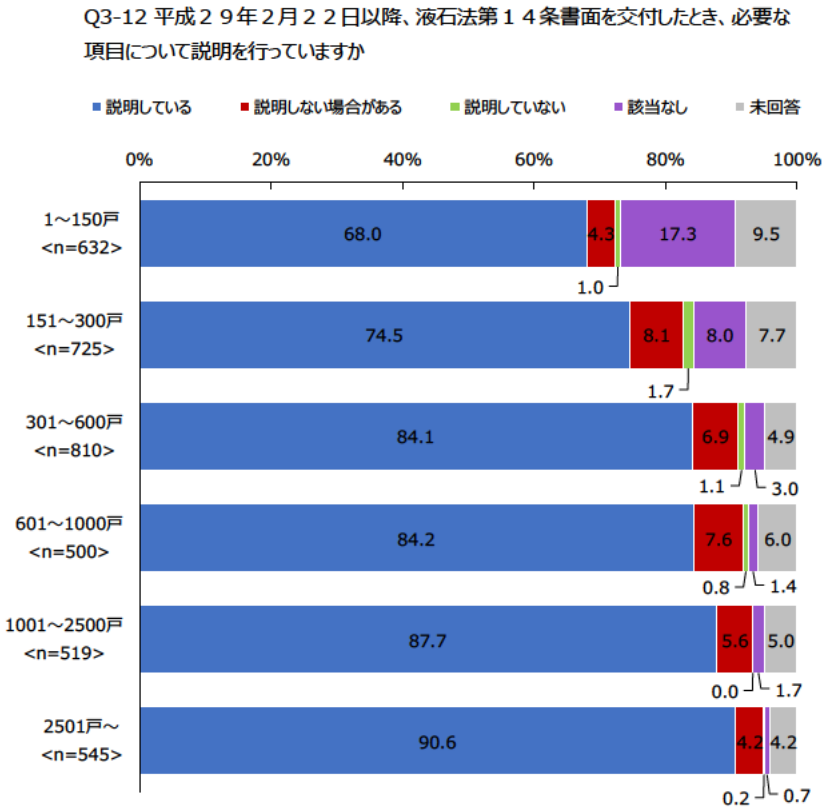

(3) 前年比較

前年比較では、 「説明している」事業者の比率が６ポイント低下しているが、「未回答」の比率が１割を超えており、「未回答」を除外すると、 「説明している」事業者の比率は昨年度とほぼ同水準となる。

【再掲】[前年比較]　図表 2-319 14 条書面の説明の有無

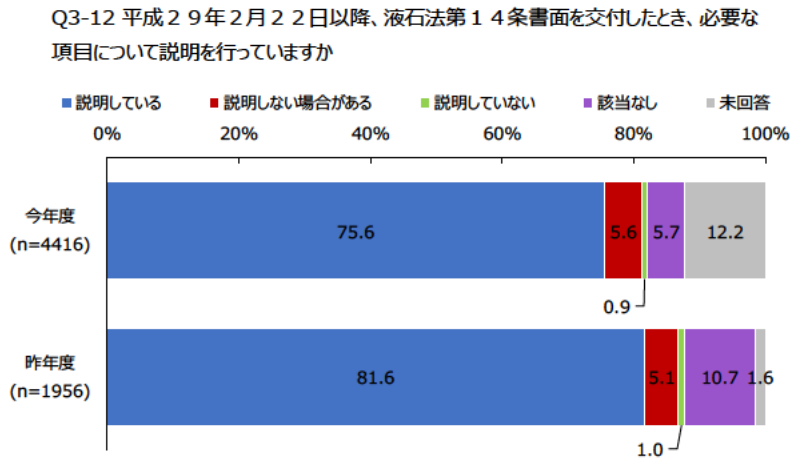

5. 書面交付時における説明内容

書面交付時に説明を実施している内容としては、供給開始時に関するものは７割前後に達しているが、契約解約時に関するものは4割前後に止まっている。顧客とのトラブルが発生する可能性は解約時の方が高いと思われるため、事後のトラブル回避のためにも説明の徹底が求められる。

【再掲】図表 2-320 交付時における説明内容

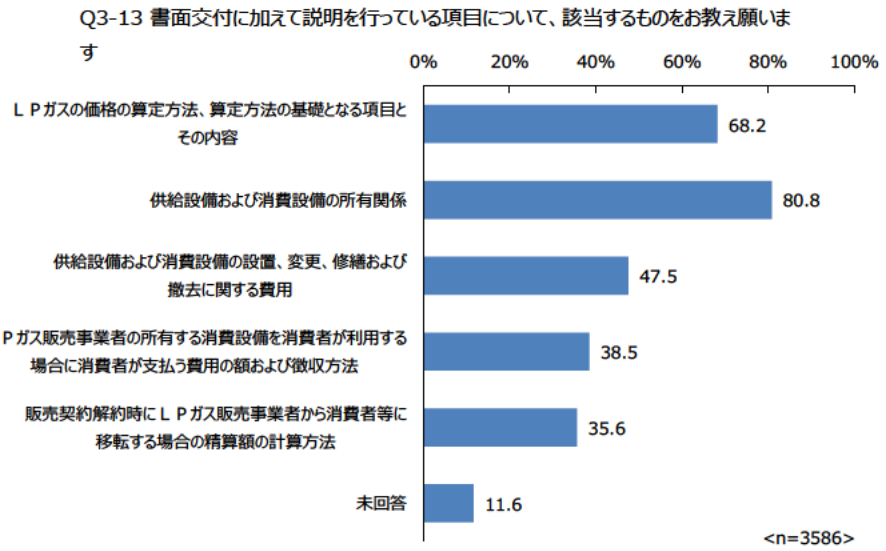

6. 署名徴求の有無

説明実施後の署名徴求については、８５．４%の事業者が「確認署名をもらっている」と回答しており、この点についても遵守されているものと思われる。

図表 2-321 署名徴求の有無

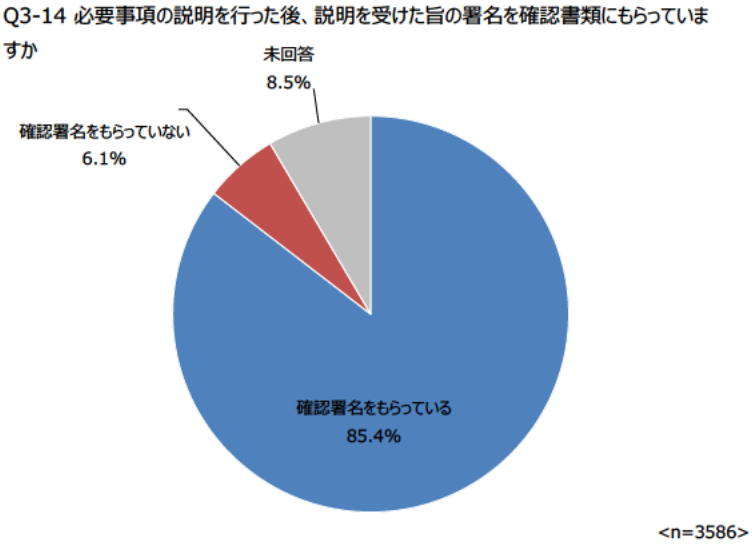

7. 小売価格の改定事由

(1)家庭用

小売価格の改定理由は、「仕入価格に変動が生じた場合にその都度回答する」（３６．１％）、「市場に追随して改定する」（３２．７％）の回答比率が高く、サプライサイド、ディマンドサイド双方の事情を加味して価格を改定していることが窺われる。

図表 2-322 小売価格の改定事由（家庭用）

Q3-15-1 LPガス小売価格は、主としてどのような要因で改定していますか［家庭用］

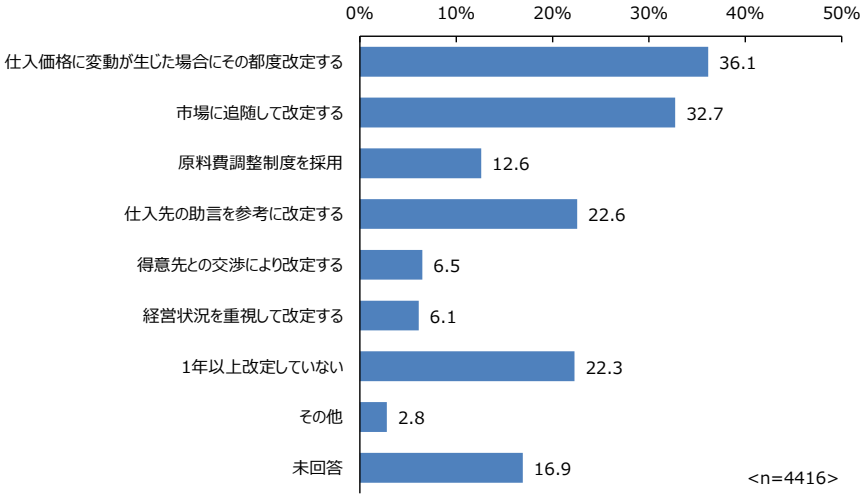

(2)業務用

業務用については、「得意先との交渉により改定する」が２３．６％と家庭用に比べ高くなっている。ＬＰガス使用量の多さを背景にした得意先側の交渉力の強さが窺われる。

図表 2-323 小売価格の改定事由（業務用）

Q3-15-2 LPガス小売価格は、主としてどのような要因で改定していますか［業務用］

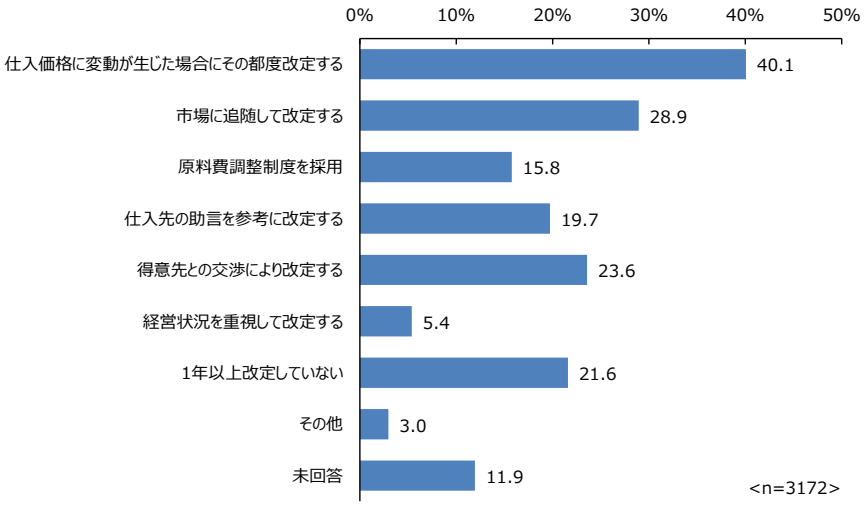

8. 原料費調整制度の期間

原料費調整制度の調整期間については、「１ヶ月」が５６．５％と原料費調整制度を採用している事業者の過半数が毎月調整を実施している結果となっている。また、本設問の回答事業者数からは、２割弱の事業者が原料費調整制度を採用しているものと推測される。

図表 2-324 原料費調整制度の期間

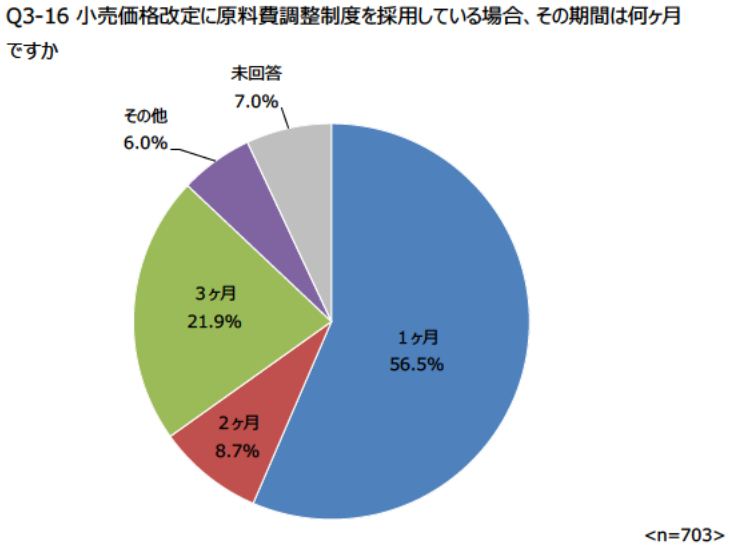

9. 小売価格改定時の周知方法

(1)家庭用

小売価格改定時の周知について、「特に周知していない」との回答は０．５％となっており、小売価格の周知はなされている。その一方で、「口頭で説明する」との回答が１９．０％となっており、後日のトラブル回避のため、請求書や検針票等による書面、あるいは電子メールやWebサイト活用等の方法が必要となる。

【再掲】図表 2-325 小売価格改定時の周知方法（家庭用）

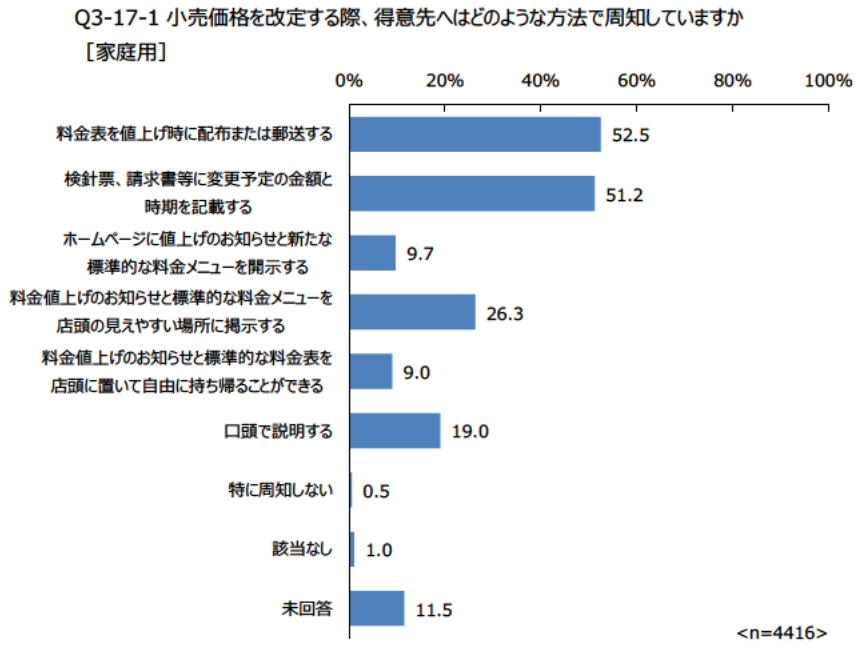

(2) 業務用

業務用においても、「特に周知していない」との回答は０．７％と小売価格の周知はなされているが、「口頭で説明する」との回答は２８．９％と家庭用よりも高くなっている。業務用においては、相対取引のために明示が困難な状況も推測される。

【再掲】図表 2-326 小売価格改定時の周知方法（業務用）

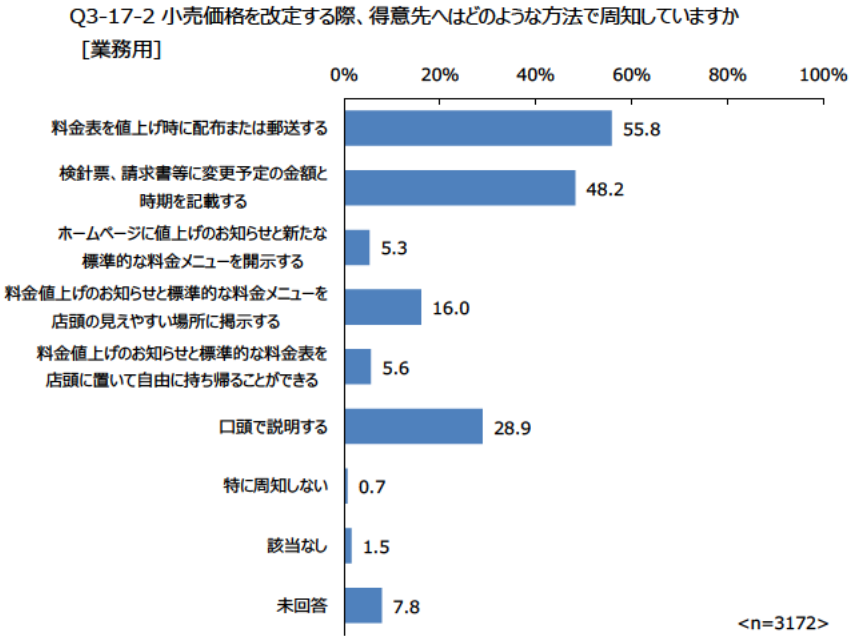

10. 小売価格値上げの案内時期

小売価格値上げの案内時期については、「１か月前まで」が５５．６％と、この点についても大多数の事業者はガイドラインに沿った対応を行っている。

【再掲】図表 2-327 小売価格値上げの案内時期

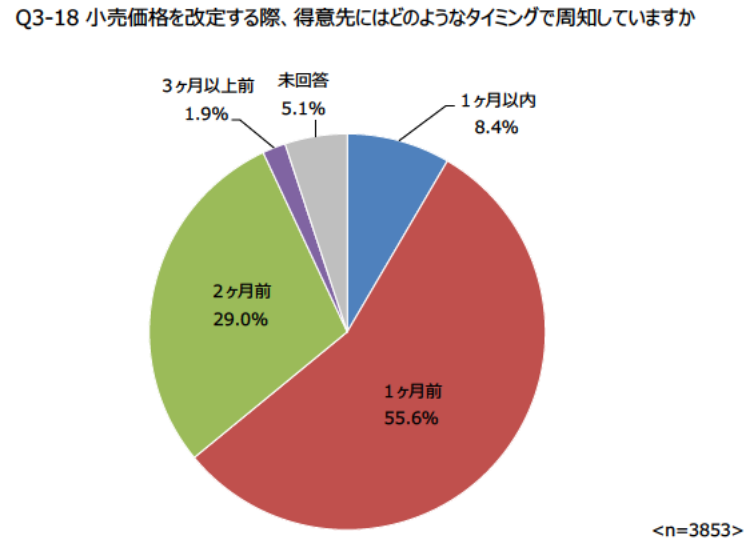

３－３　取引の適正化について

1. 設備等の費用負担

(1)回答者全体

賃貸型集合住宅における設備等の費用を「負担したことがある」事業者は５５．２％と過半数を占めている。

図表 2-328 設備等の費用負担

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか

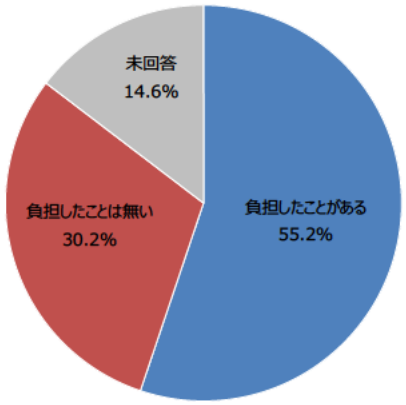

<n=4416>

(2)規模別

規模別では、事業者規模と設備等の費用負担との間に明らかな関係性が見られ、大規模事業者ほど設備等の費用を「負担したことがある」比率が高くなっている。設備費用を負担し得る資金力が影響していると思われる。

図表 2-329［規模別］　設備等の費用負担

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか

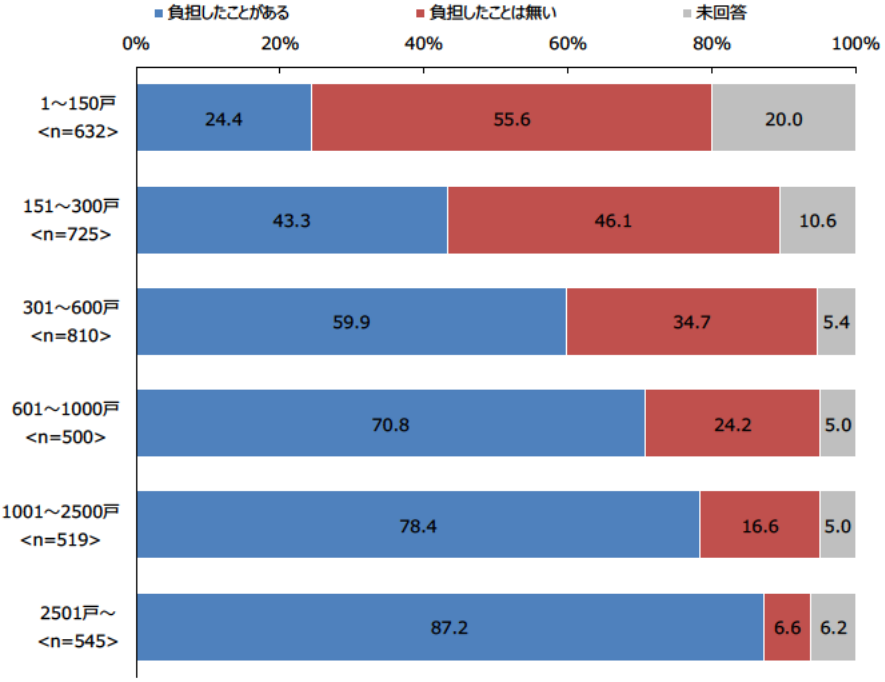

(3) 地域別

地域別では、「中国」以西の西日本地域において、「負担したことがある」事業者の比率が６割を超えている。電力との競合が厳しい地域であることから、その影響によるものと推測される。

図表 2-330［地域別］　設備等の費用負担

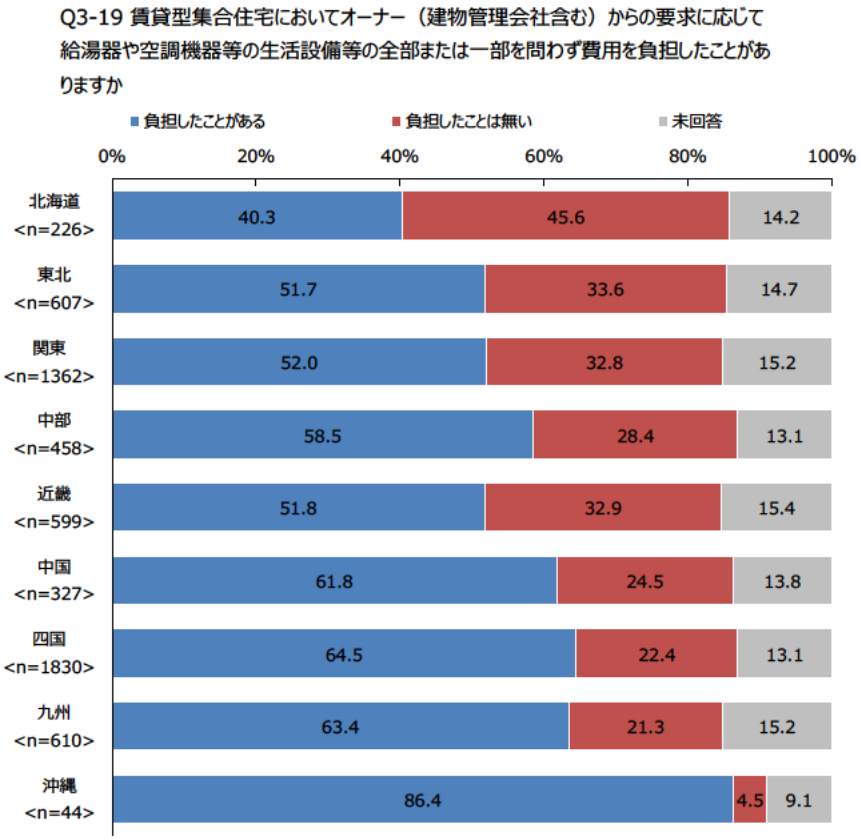

(4)都道府県別

設備等の費用を「負担したことがある」事業者の比率が高い都道府県は、「沖縄県」（８６．４%）、「福岡県」（７５．９%）、「佐賀県」（７４．１%）であり、比率が低い都道府県は、「新潟県」（１４．６%）、「京都府」（３８．３%）、「富山県」（３８．４%）となっている。

図表 2-331［都道府県別］　設備等の費用負担
北海道

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：北海道

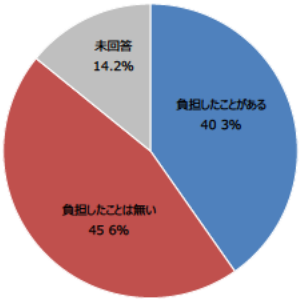

<n=226>

図表 2-332［都道府県別］　設備等の費用負担
青森県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：青森県

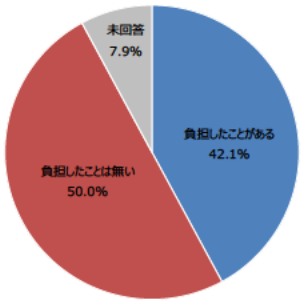

<n=76>

図表 2-333［都道府県別］　設備等の費用負担
岩手県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：岩手県

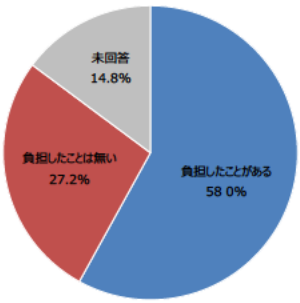

<n=76>

図表 2-334［都道府県別］　設備等の費用負担
宮城県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：宮城県

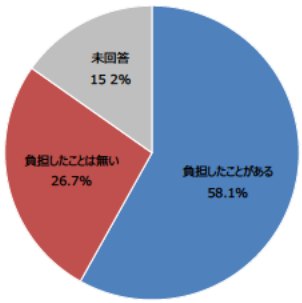

<n=105>

図表 2-335［都道府県別］　設備等の費用負担
秋田県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：秋田県

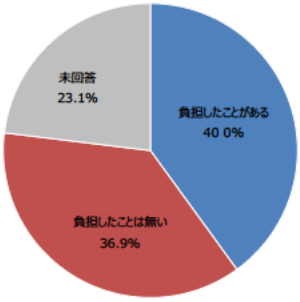

<n=130>

図表 2-336［都道府県別］　設備等の費用負担
山形県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：山形県

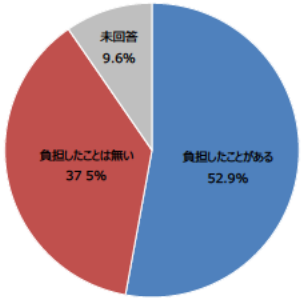

<n=104>

図表 2-337［都道府県別］　設備等の費用負担
福島県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：福島県

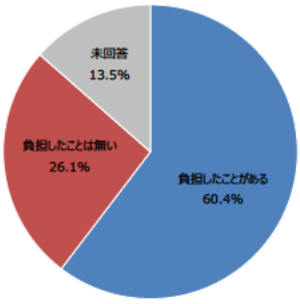

<n=111>

図表 2-338［都道府県別］　設備等の費用負担
茨城県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：茨城県

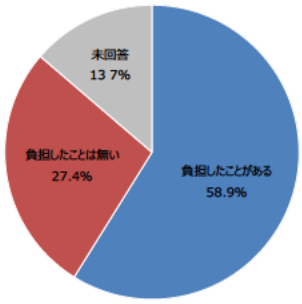

<n=124>

図表 2-339［都道府県別］　設備等の費用負担
栃木県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：栃木県

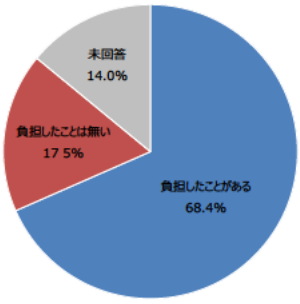

<n=114>

図表 2-340［都道府県別］　設備等の費用負担
群馬県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：群馬県

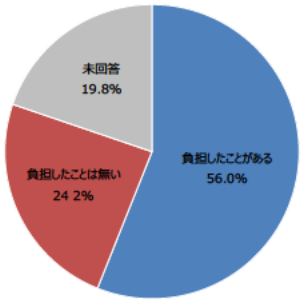

<n=91>

図表 2-341［都道府県別］　設備等の費用負担
埼玉県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：埼玉県

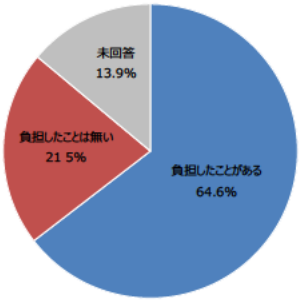

<n=158>

図表 2-342［都道府県別］　設備等の費用負担
千葉県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：千葉県

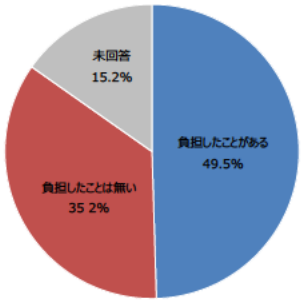

<n=105>

図表 2-343［都道府県別］　設備等の費用負担　東京都

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：東京都

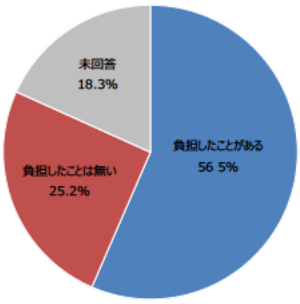

<n=115>

図表 2-344［都道府県別］　設備等の費用負担　神奈川県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：神奈川県

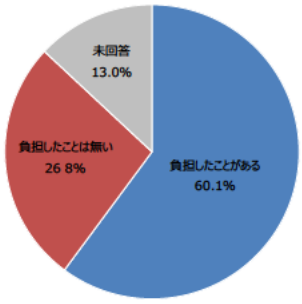

<n=138>

図表 2-345［都道府県別］　設備等の費用負担　新潟県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：新潟県

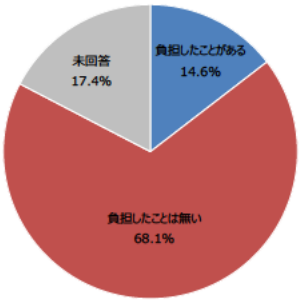

<n=213>

図表 2-346［都道府県別］　設備等の費用負担　富山県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：富山県

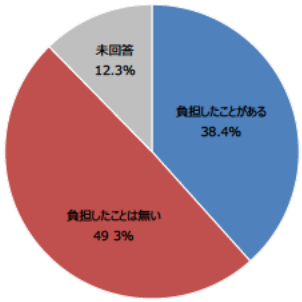

<n=73>

図表 2-347［都道府県別］　設備等の費用負担　石川県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：石川県

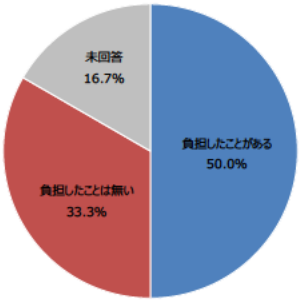

<n=54>

図表 2-348［都道府県別］　設備等の費用負担　福井県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：福井県

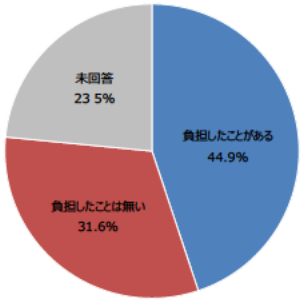

<n=98>

図表 2-349［都道府県別］　設備等の費用負担
山梨県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：山梨県

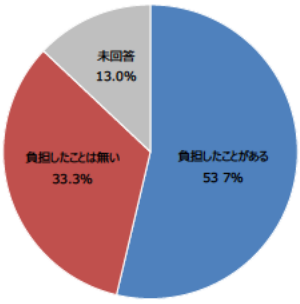

<n=54>

図表 2-350［都道府県別］　設備等の費用負担
長野県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：長野県

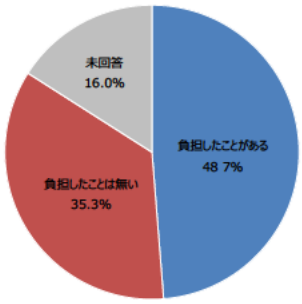

<n=119>

図表 2-351［都道府県別］　設備等の費用負担
岐阜県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：岐阜県

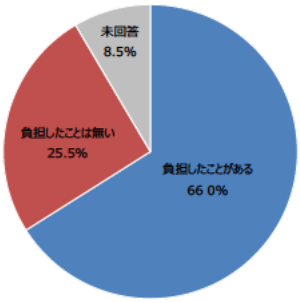

<n=106>

図表 2-352［都道府県別］　設備等の費用負担
静岡県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：静岡県

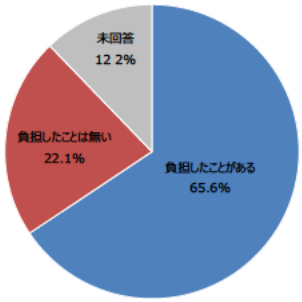

<n=131>

図表 2-353［都道府県別］　設備等の費用負担
愛知県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：愛知県

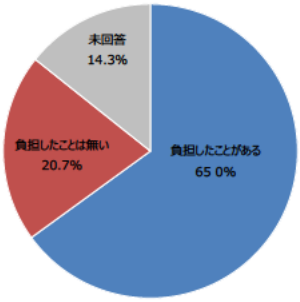

<n=140>

図表 2-354［都道府県別］　設備等の費用負担
三重県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：三重県

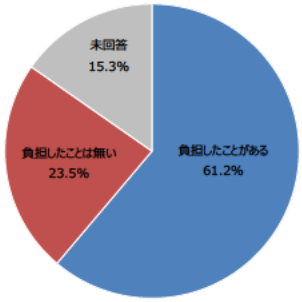

<n=85>

図表 2-355［都道府県別］　設備等の費用負担 滋賀県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：滋賀県

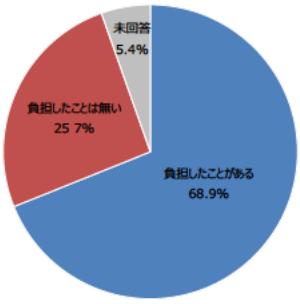

<n=74>

図表 2-356［都道府県別］　設備等の費用負担 京都府

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：京都府

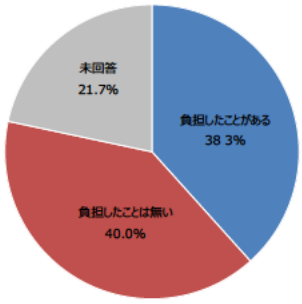

<n=60>

図表 2-357［都道府県別］　設備等の費用負担 大阪府

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：大阪府

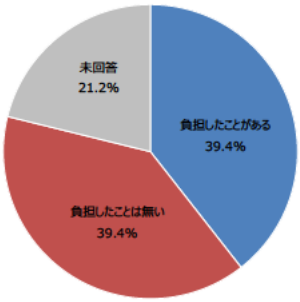

<n=104>

図表 2-358［都道府県別］　設備等の費用負担 兵庫県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：兵庫県

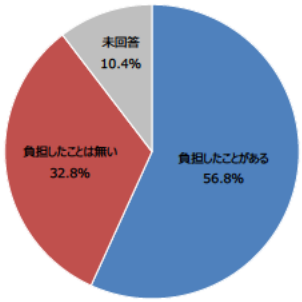

<n=125>

図表 2-359［都道府県別］　設備等の費用負担 奈良県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：奈良県

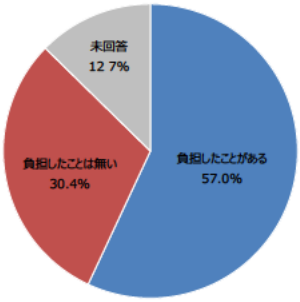

<n=79>

図表 2-360［都道府県別］　設備等の費用負担 和歌山県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：和歌山県

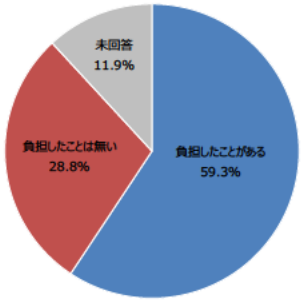

<n=59>

図表 2-361［都道府県別］　設備等の費用負担
鳥取県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：鳥取県

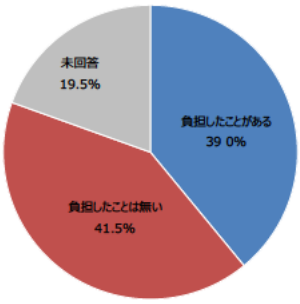

<n=41>

図表 2-362［都道府県別］　設備等の費用負担
島根県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：島根県

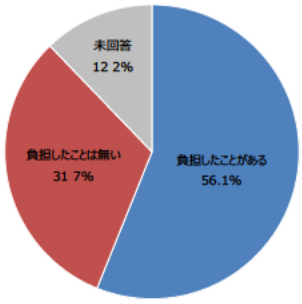

<n=41>

図表 2-363［都道府県別］　設備等の費用負担
岡山県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：岡山県

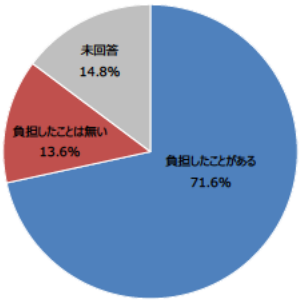

<n=88>

図表 2-364［都道府県別］　設備等の費用負担
広島県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：広島県

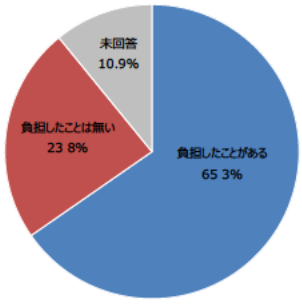

<n=101>

図表 2-365［都道府県別］　設備等の費用負担
山口県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：山口県

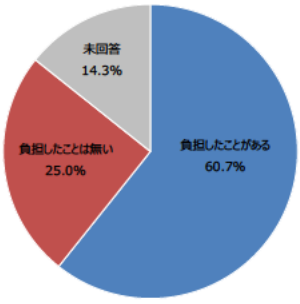

<n=56>

図表 2-366［都道府県別］　設備等の費用負担
徳島県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：徳島県

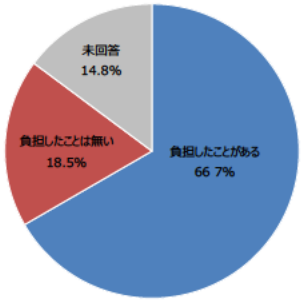

<n=27>

図表 2-367［都道府県別］　設備等の費用負担　香川県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：香川県

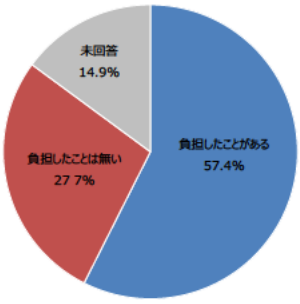

<n=47>

図表 2-368［都道府県別］　設備等の費用負担　愛媛県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：愛媛県

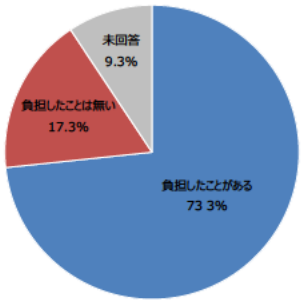

<n=75>

図表 2-369［都道府県別］　設備等の費用負担　高知県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：高知県

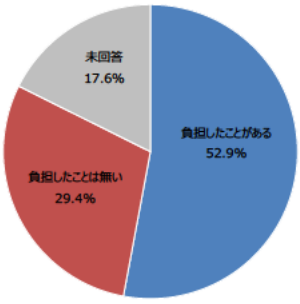

<n=34>

図表 2-370［都道府県別］　設備等の費用負担　福岡県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：福岡県

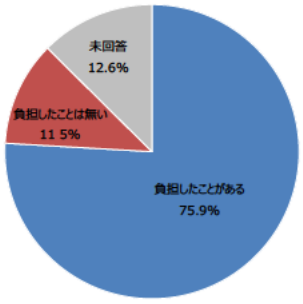

<n=191>

図表 2-371［都道府県別］　設備等の費用負担　佐賀県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：佐賀県

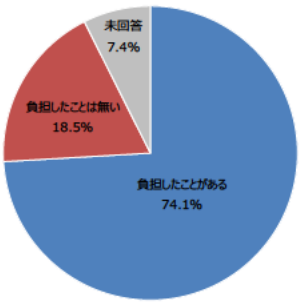

<n=27>

図表 2-372［都道府県別］　設備等の費用負担　長崎県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：長崎県

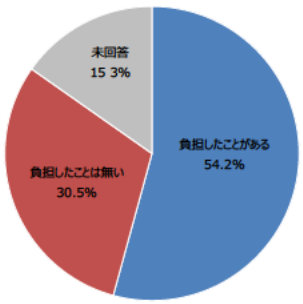

<n=59>

図表 2-373［都道府県別］　設備等の費用負担
熊本県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：熊本県

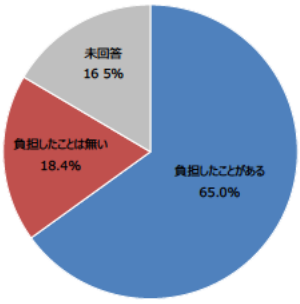

<n=103>

図表 2-374［都道府県別］　設備等の費用負担
大分県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：大分県

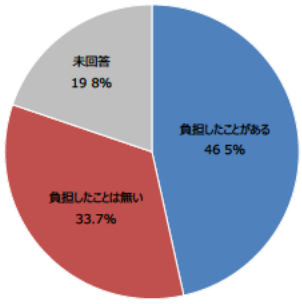

<n=101>

図表 2-375［都道府県別］　設備等の費用負担
宮崎県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：宮崎県

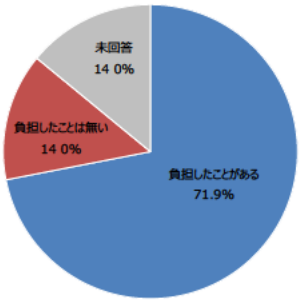

<n=57>

図表 2-376［都道府県別］　設備等の費用負担
鹿児島県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：鹿児島県

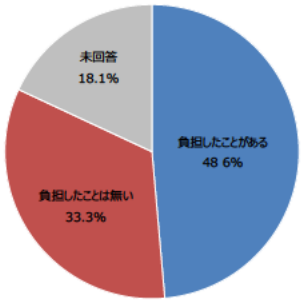

<n=72>

図表 2-377［都道府県別］　設備等の費用負担
沖縄県

Q3-19 賃貸型集合住宅においてオーナー（建物管理会社含む）からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：沖縄県

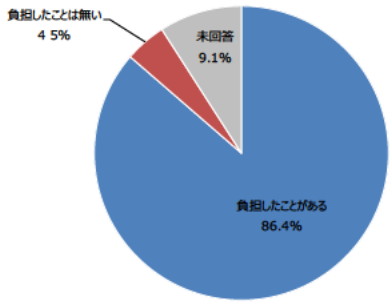

<n=44>

(5)前年比較

前年比較では、負担したことが無い事業者の比率が減少しているが、その一方で、「未回答」の比率が増加しているため、実際に負担したことが無い事業者が減少傾向にあるとまでは言えない。

【再掲】図表 2-378［前年比較］　設備等の費用負担

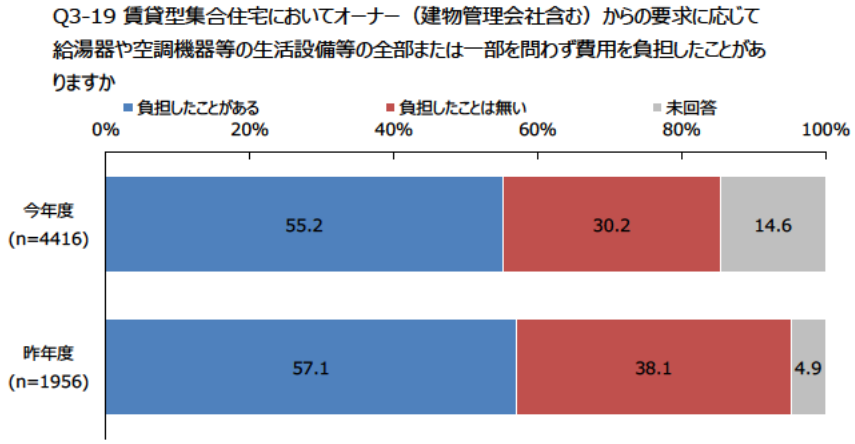

2.　費用負担をした設備・工事

費用を負担した設備・工事の内容としては、「給湯器」が９４．４％と最も多く、費用負担経験のあるほぼ全ての事業者が費用を負担している。以下、「エアコン」や「ドアチャイム」等のＬＰガス使用量増も望めないガス機器以外の設備が続き、競合エネルギーや同業者間での競争激化を背景に、オーナー等からの要求を受け入れざるを得ない状況も窺われる。

【再掲】図表 2-379 費用負担した設備・工事

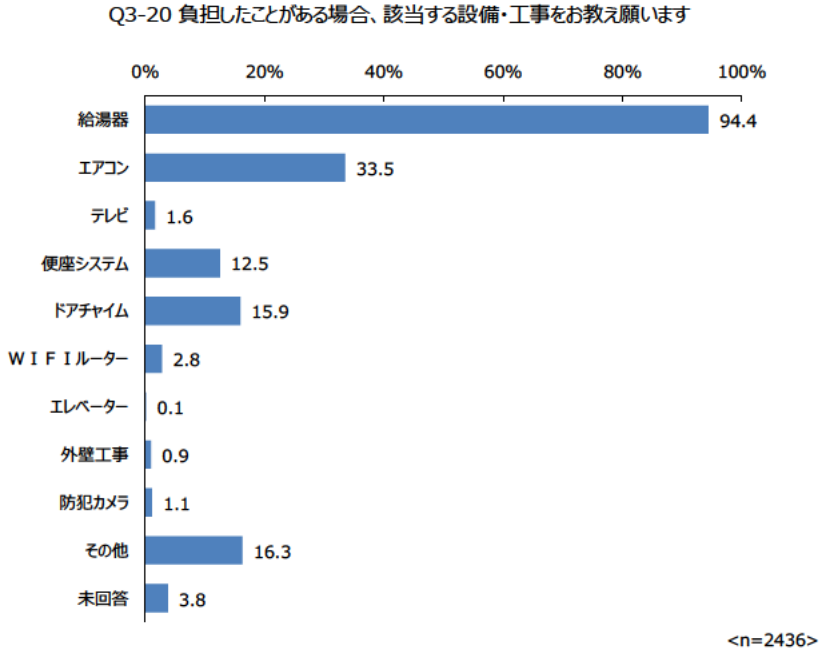

<n=2436>

3. 設備費用等のＬＰガス代金への転嫁

(1)回答者全体

負担した設備費用のＬＰガス代金の転嫁状況については、「転嫁していない」事業者が６５．９％と多い。

図表 2-380 設備費用等のＬＰガス代金への転嫁

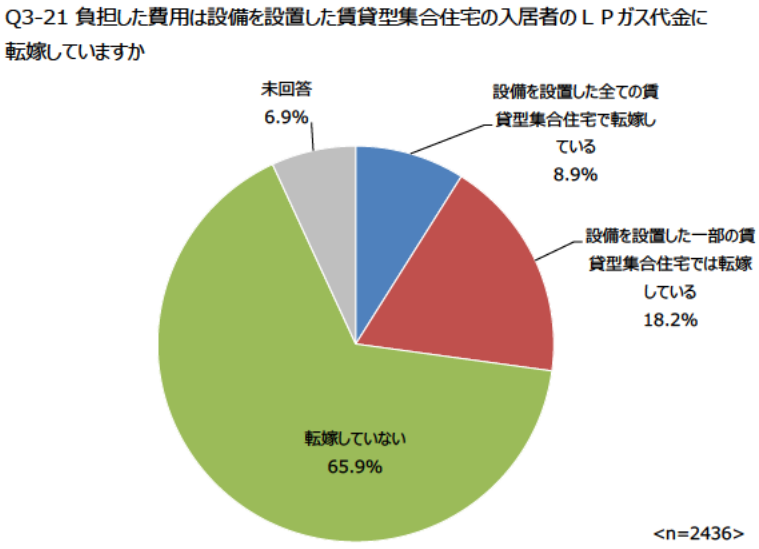

(2)規模別

事業者規模とＬＰガス代金への転嫁状況との間には明確な関係性は認められない。

図表 2-381［規模別］　設備費用等のＬＰガス代金への転嫁

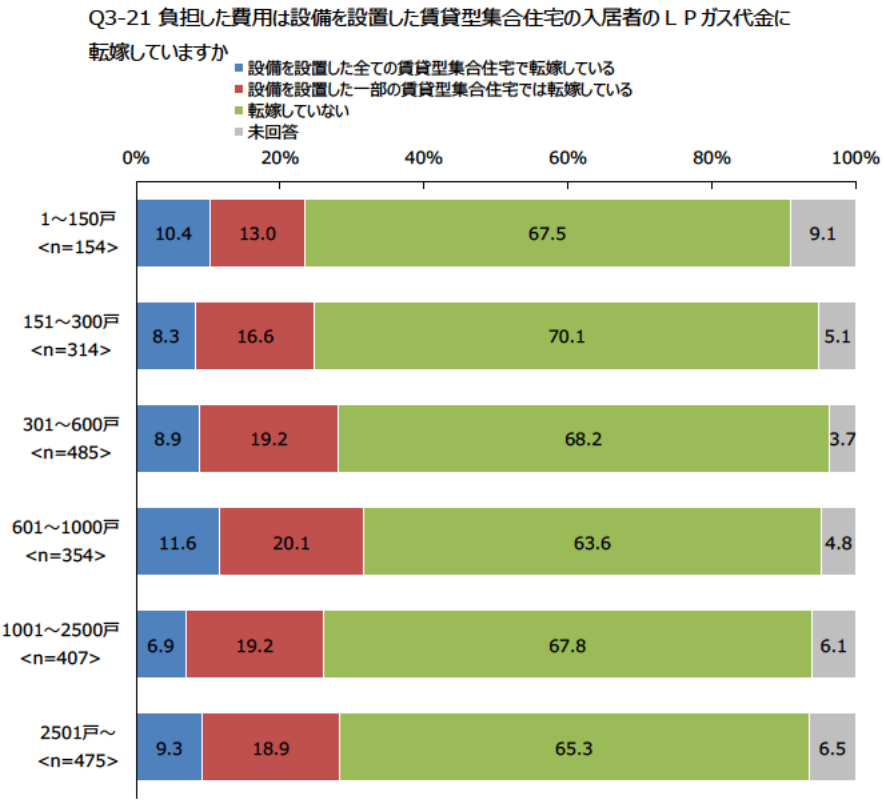

(3)地域別

地域別では、「近畿」（７１．６％）、「中国」（７０．３％）において、賃貸型集合住宅でＬＰガス代金に「転嫁していない」との回答比率が高くなっている。

図表 2-382［地域別］　設備費用等のＬＰガス代金への転嫁

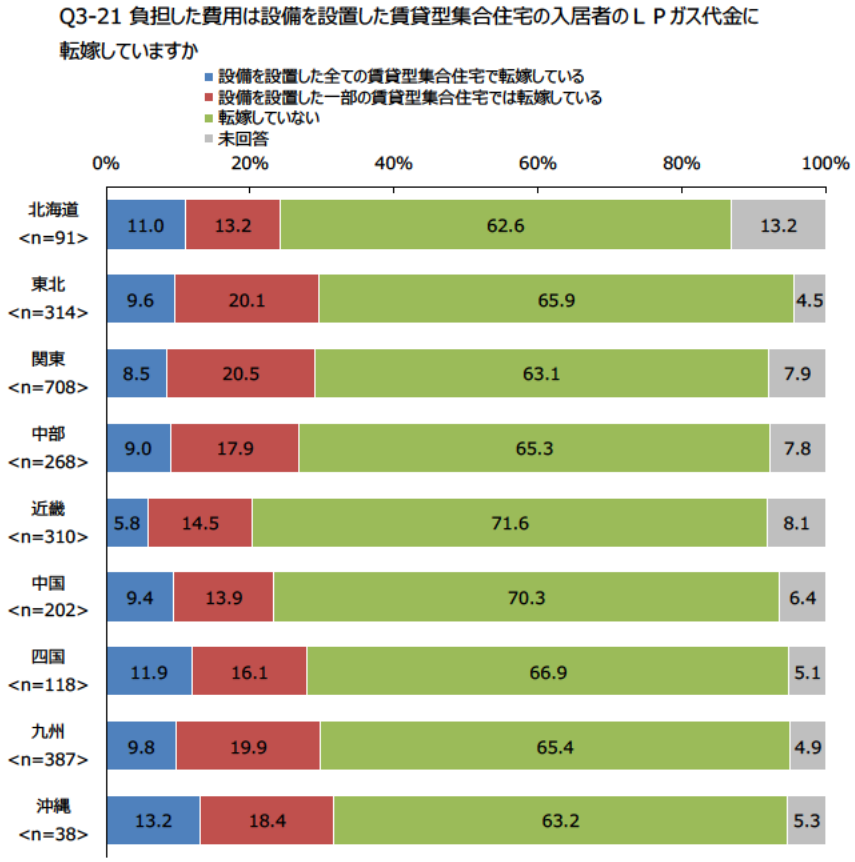

(4)都道府県別

ＬＰガス代金に「転嫁していない」事業者の比率が高い都道府県は、「鳥取県」（１００．０%）、「富山県」（８９．３%）、「高知県」（８８．９%）であり、比率が低い都道府県は、「茨城県」（５０．７%）、「岩手県」（５１．１%）、「岐阜県」（５４．３%）となっている。

図表 2-383［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
北海道

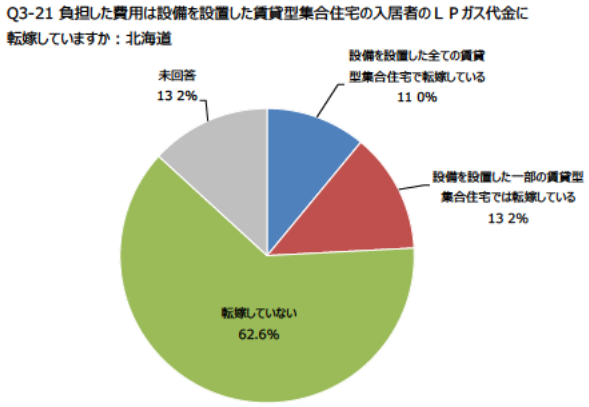

図表 2-384［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
青森県

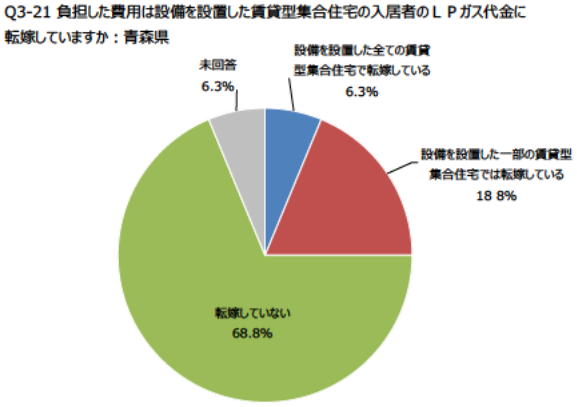

図表 2-385［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
岩手県

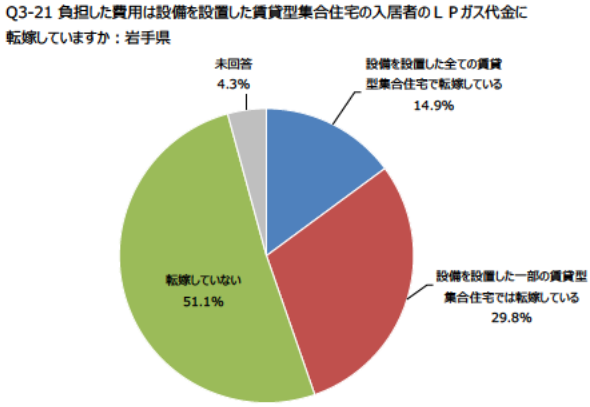

図表 2-386［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
宮城県

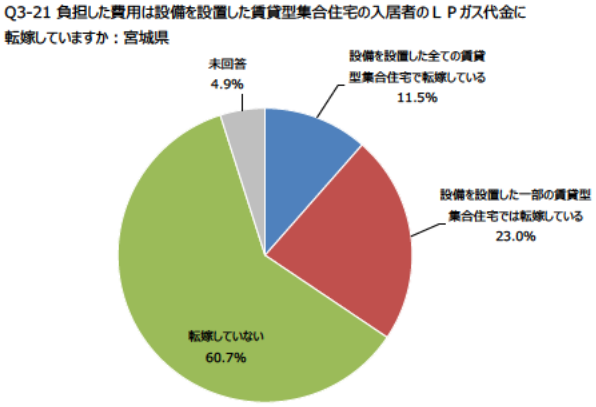

図表 2-387［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
秋田県

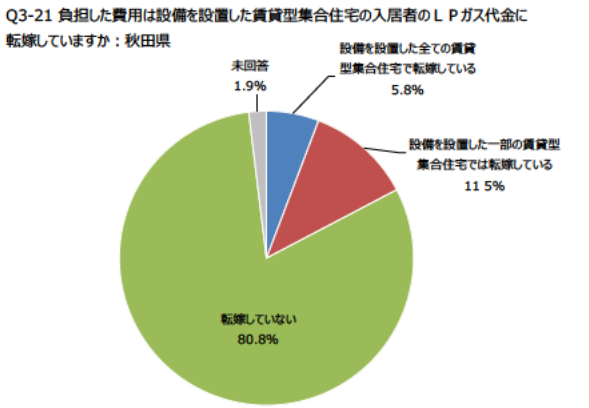

図表 2-388［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
山形県

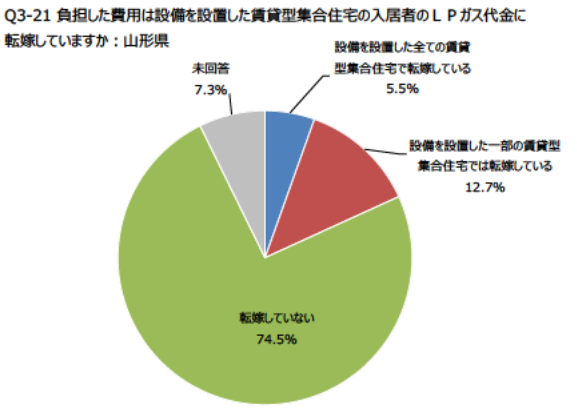

図表 2-389［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
福島県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：福島県

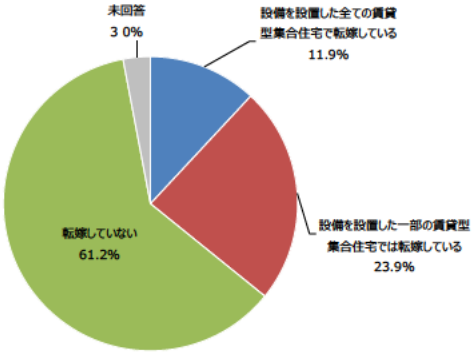

図表 2-390［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
茨城県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：茨城県

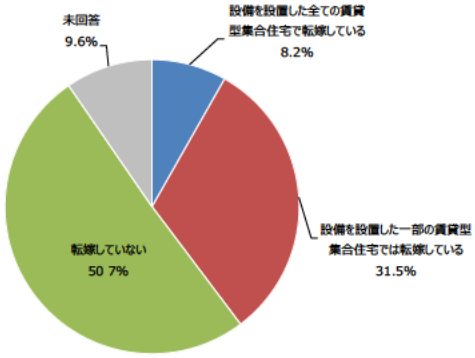

図表 2-391［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
栃木県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：栃木県

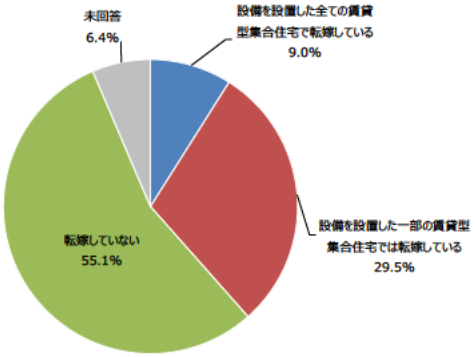

図表 2-392［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
群馬県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：群馬県

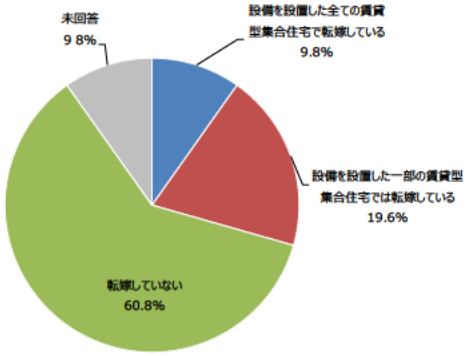

図表 2-393［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
埼玉県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：埼玉県

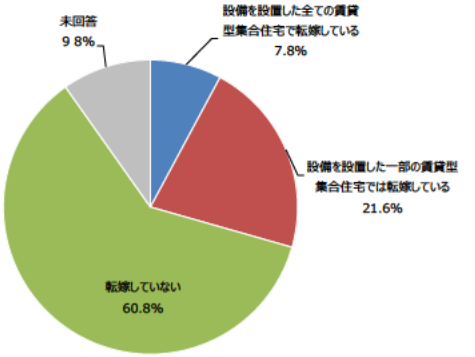

図表 2-394［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
千葉県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：千葉県

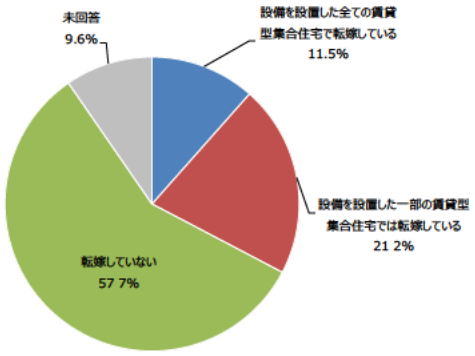

図表 2-395［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
東京都

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：東京都

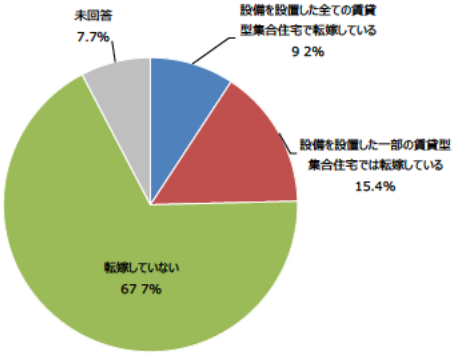

図表 2-396［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
神奈川県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：神奈川県

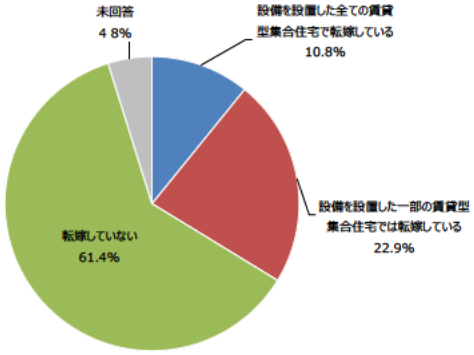

図表 2-397［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
新潟県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：新潟県

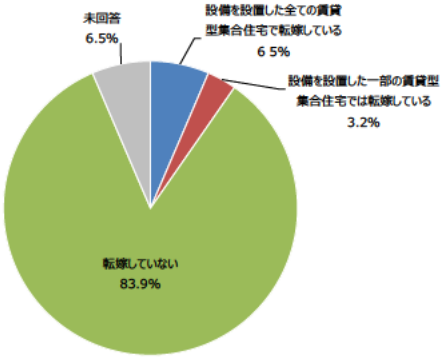

図表 2-398［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
富山県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：富山県

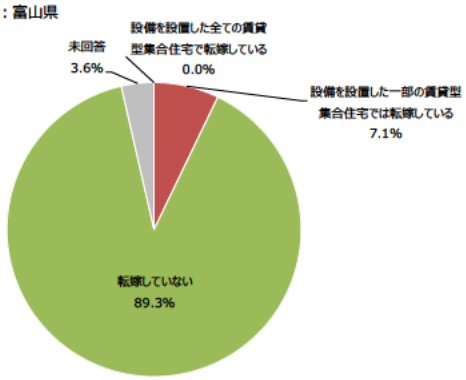

図表 2-399［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
石川県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：石川県

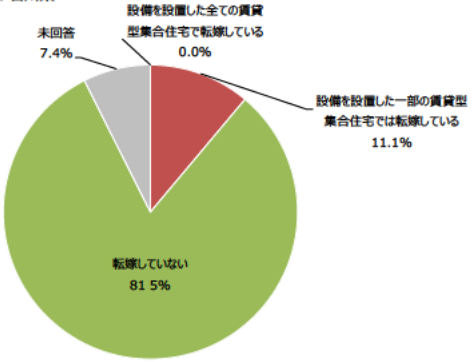

図表 2-400［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
福井県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：福井県

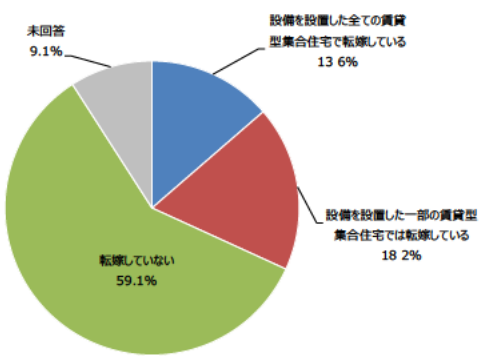

図表 2-401［都道府県別］設備費用等のＬＰガス代金への転嫁 山梨県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：山梨県

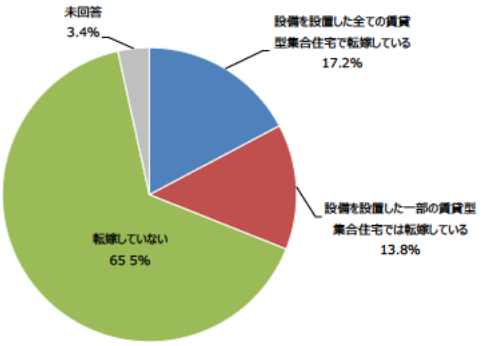

図表 2-402［都道府県別］設備費用等のＬＰガス代金への転嫁 長野県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：長野県

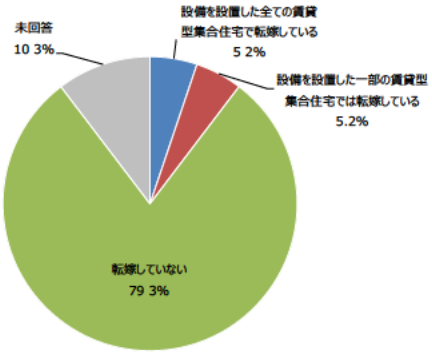

図表 2-403［都道府県別］設備費用等のＬＰガス代金への転嫁 岐阜県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：岐阜県

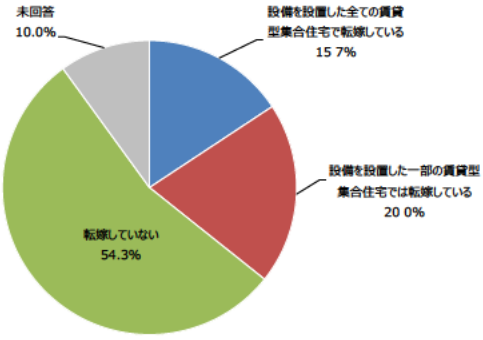

図表 2-404［都道府県別］設備費用等のＬＰガス代金への転嫁 静岡県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：静岡県

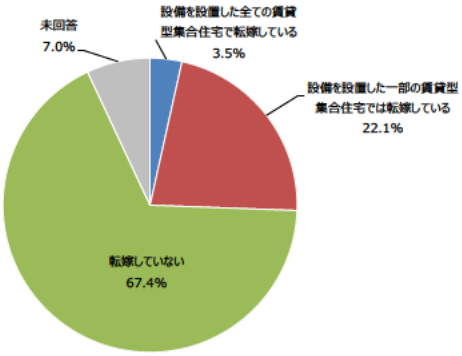

図表 2-405［都道府県別］設備費用等のＬＰガス代金への転嫁 愛知県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：愛知県

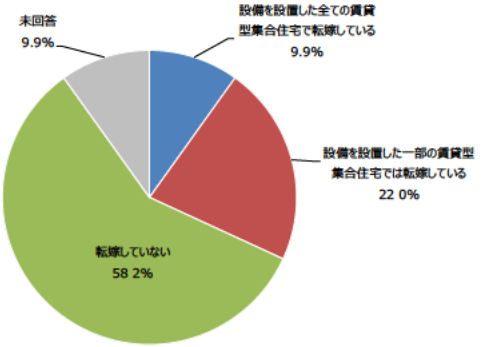

図表 2-406［都道府県別］設備費用等のＬＰガス代金への転嫁 三重県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：三重県

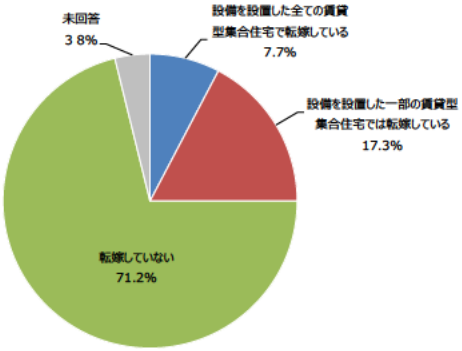

図表 2-407［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
滋賀県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：滋賀県

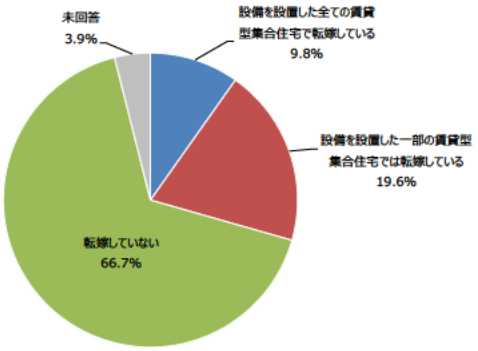

図表 2-408［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
京都府

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：京都府

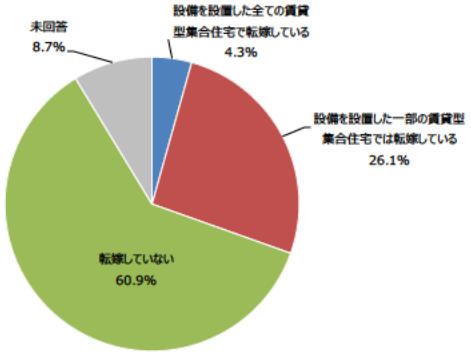

図表 2-409［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
大阪府

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：大阪府

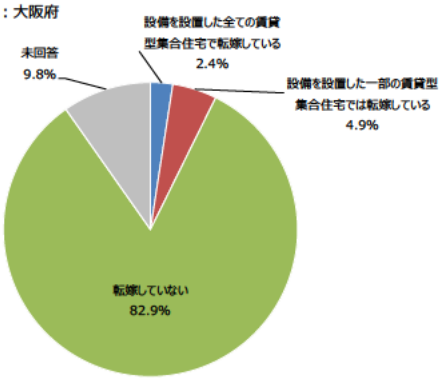

図表 2-410［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
兵庫県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：兵庫県

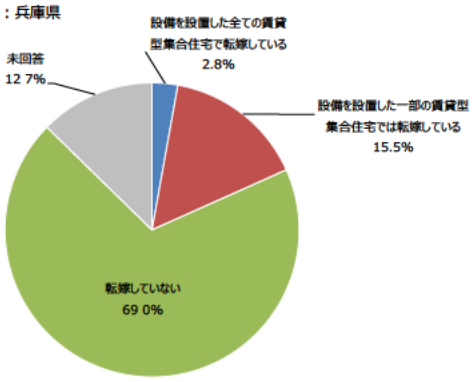

図表 2-411［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
奈良県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：奈良県

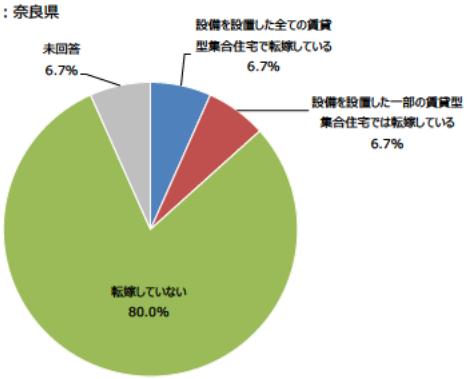

図表 2-412［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
和歌山県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：和歌山県

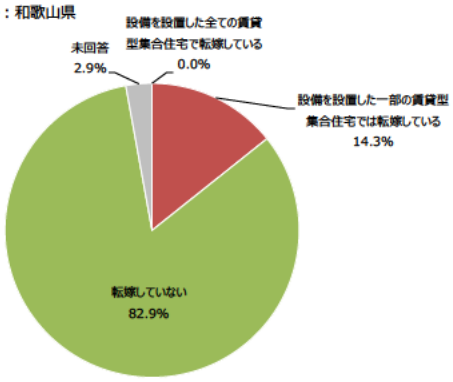

図表 2-413［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
鳥取県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：鳥取県

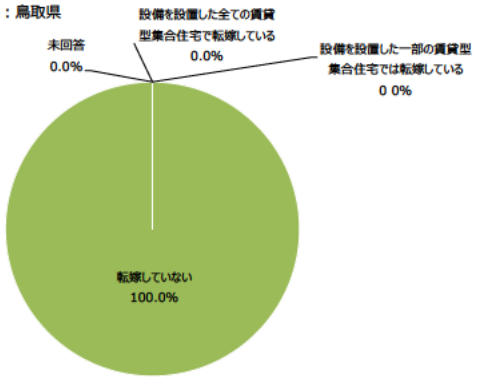

図表 2-414［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
島根県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：島根県

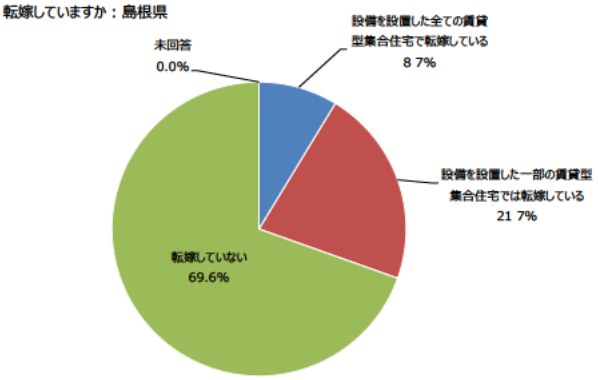

図表 2-415［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
岡山県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：岡山県

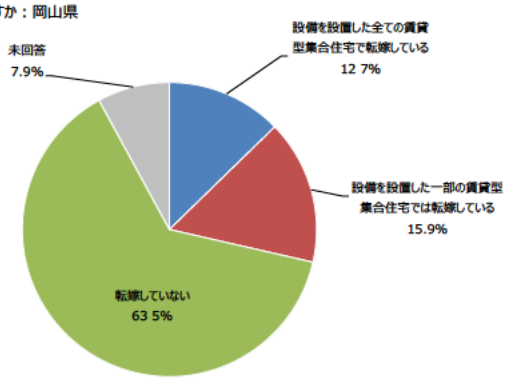

図表 2-416［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
広島県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：広島県

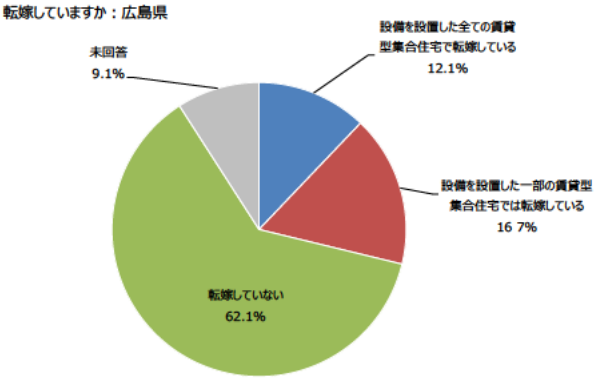

図表 2-417［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
山口県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：山口県

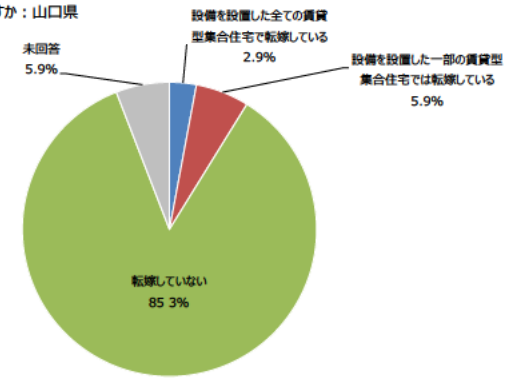

図表 2-418［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
徳島県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：徳島県

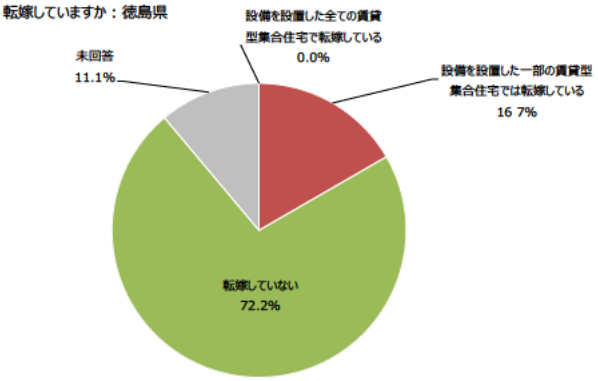

図表 2-419［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
香川県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：香川県

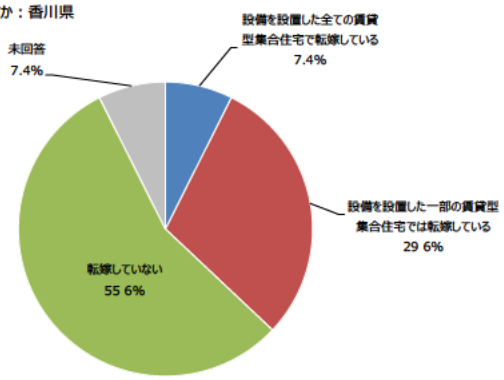

図表 2-420［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
愛媛県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：愛媛県

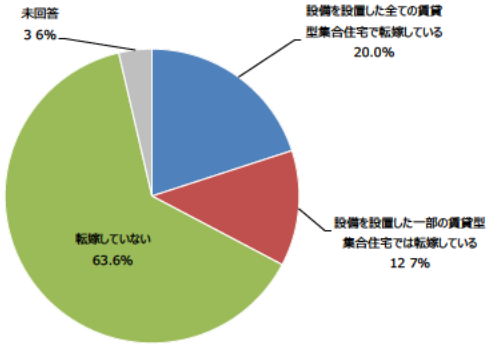

図表 2-421［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
高知県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：高知県

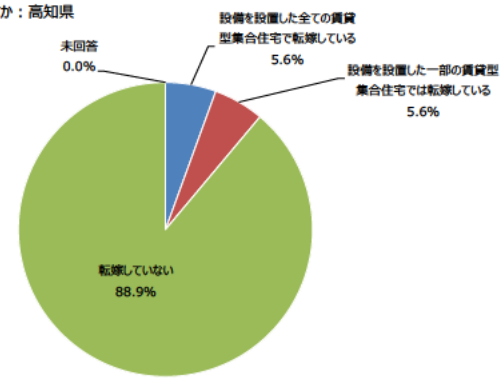

図表 2-422［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
福岡県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：福岡県

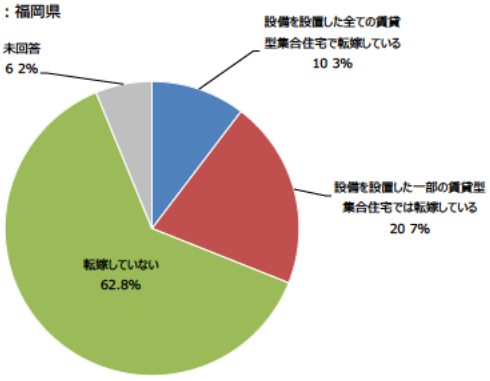

図表 2-423［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
佐賀県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：佐賀県

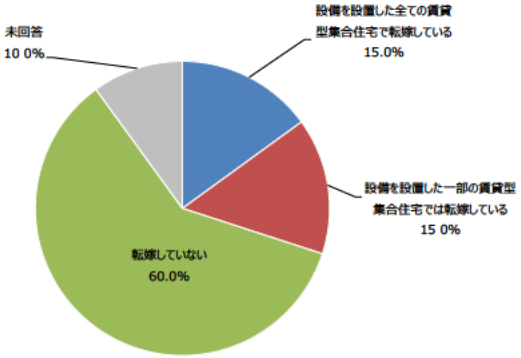

図表 2-424［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
長崎県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：長崎県

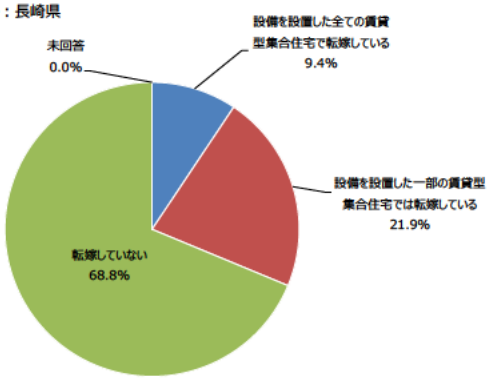

図表 2-425［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
熊本県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：熊本県

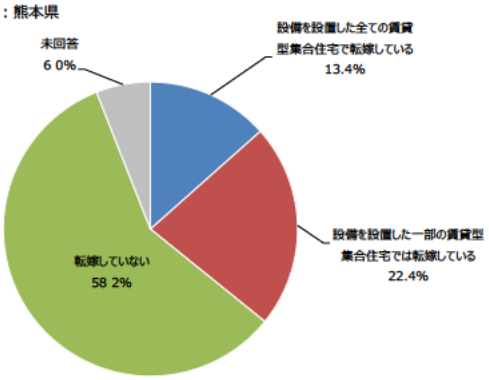

図表 2-426［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
大分県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：大分県

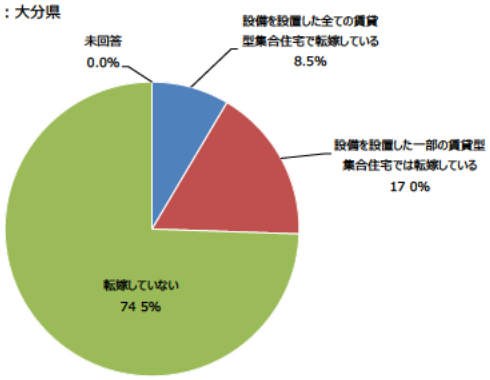

図表 2-427［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
宮崎県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：宮崎県

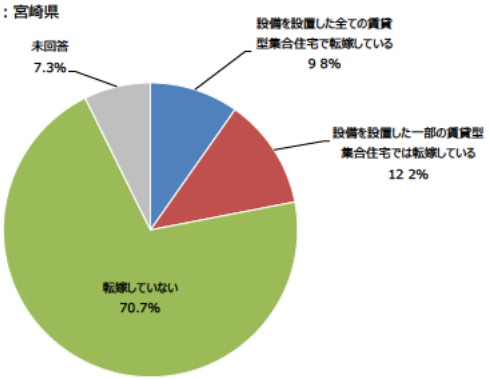

図表 2-428［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
鹿児島県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：鹿児島県

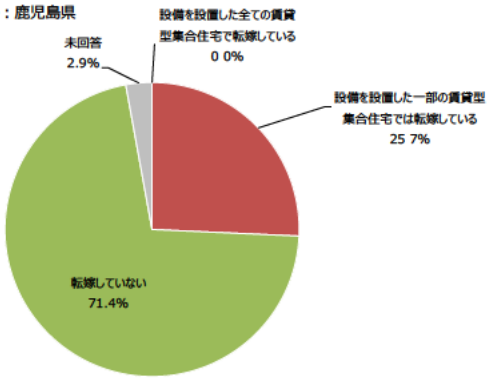

図表 2-429［都道府県別］
設備費用等のＬＰガス代金への転嫁
沖縄県

Q3-21 負担した費用は設備を設置した賃貸型集合住宅の入居者のＬＰガス代金に転嫁していますか：沖縄県

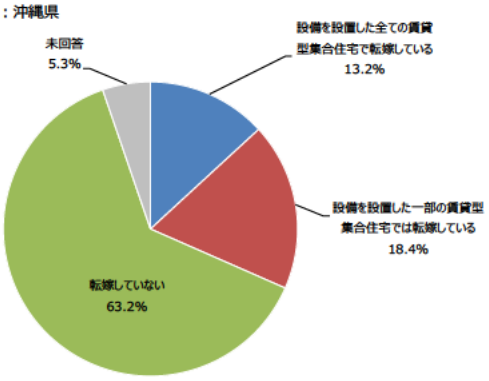

(5) 前年比較

前年比較では、全部もしくは一部で転嫁している事業者の比率に大きな差異は無い。また、「転嫁していない」事業者の比率は５ポイント程度減少しているものの、「未回答」の回答比率が同程度増加していることから、傾向に大きな差異は無いと思われる。

【再掲】図表 2-430［前年比較］　設備費用等のＬＰガス代金への転嫁

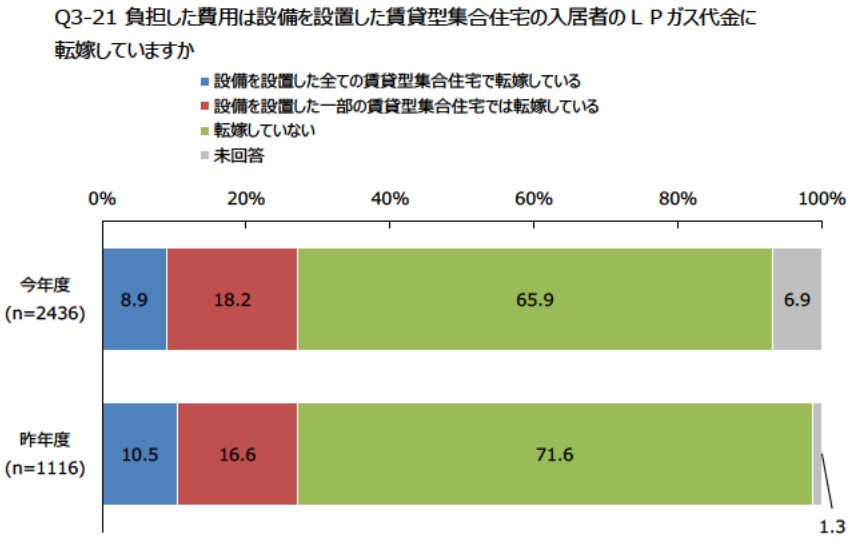

4. 設備撤去の所要日数

契約解除に際しての設備撤去の所要日数について、大部分の事業者は「７日以内」に設備を撤去していると回答しており、いわゆる「１週間ルール」は浸透しているものと思われる。

【再掲】図表 2-431 設備撤去の所要日数

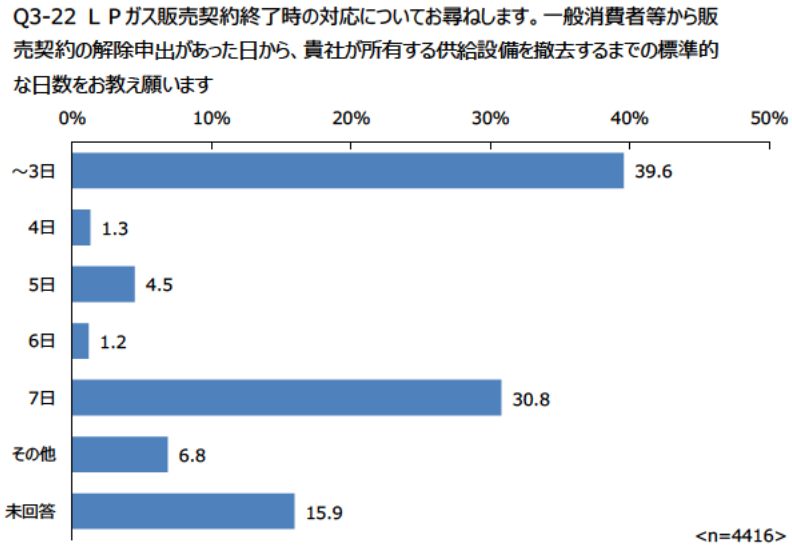

5. 需要促進型の料金および電気とのセット割（家庭用）

(1)回答者全体

需要促進を目的とした料金については、「設定していない」事業者が４６．５％と半数近くを占め、ＬＰガス料金の戦略性については十分に認められない結果となっている。

図表 2-432 需要促進型の料金および電気とのセット割

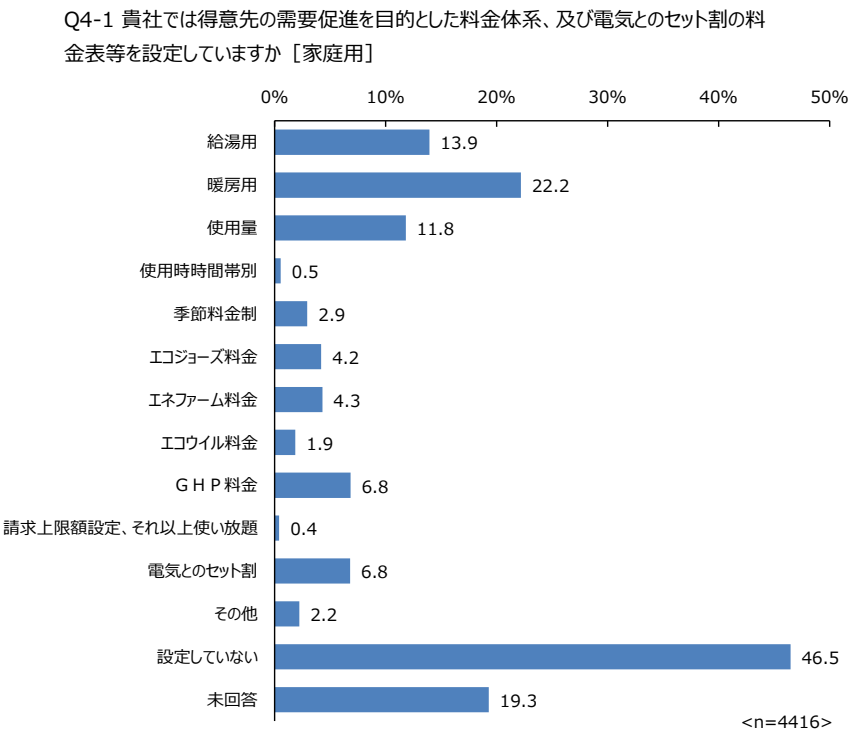

(2)規模別

規模別では、小規模事業者ほど「設定していない」事業者の比率が高くなっている。小規模事業者においては、料金設定のノウハウや資金面での余裕がないものと推測される。

図表 2-433［規模別］ 需要促進型の料金および電気とのセット割 得意先戸数 1～150 戸

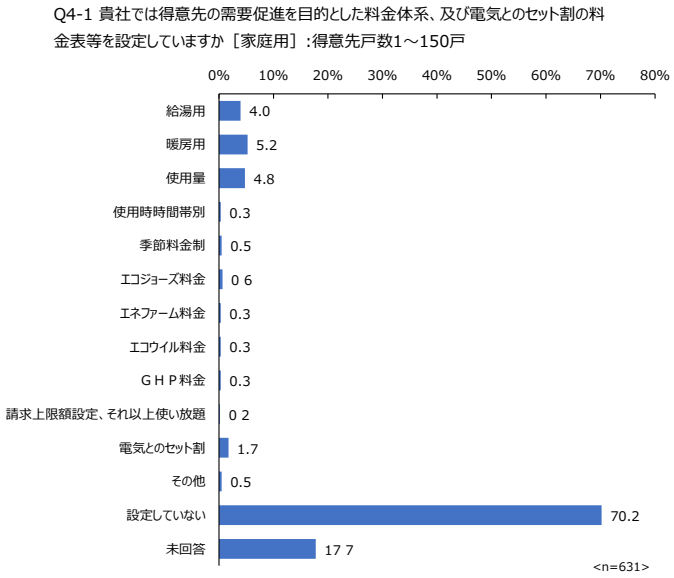

図表 2-434［規模別］ 需要促進型の料金および電気とのセット割 得意先戸数 151～300 戸

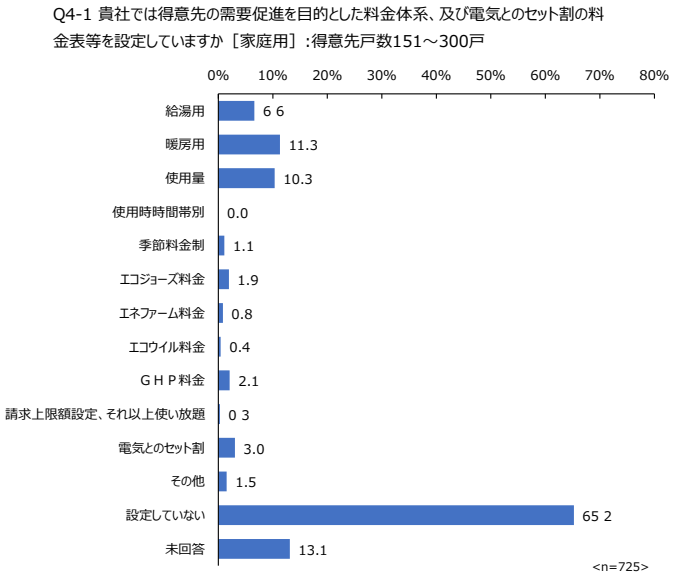

図表 2-435［規模別］ 需要促進型の料金および電気とのセット割 得意先戸数 301～600 戸

Q4-1 貴社では得意先の需要促進を目的とした料金体系、及び電気とのセット割の料金表等を設定していますか［家庭用］:得意先戸数301～600戸

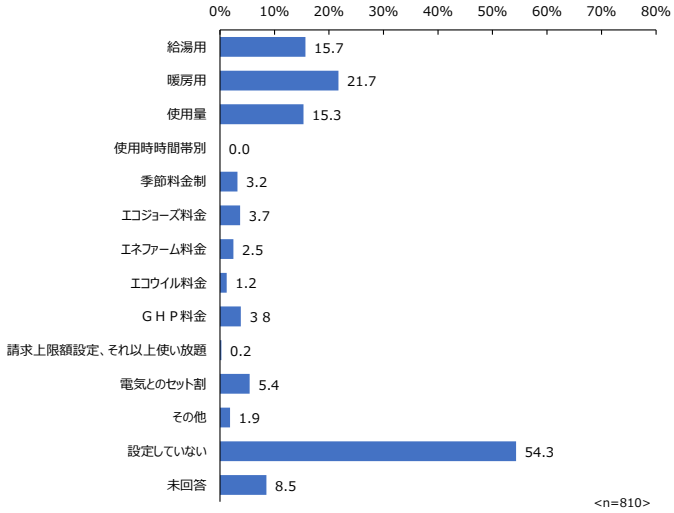

図表 2-436［規模別］ 需要促進型の料金および電気とのセット割 得意先戸数 601～1000 戸

Q4-1 貴社では得意先の需要促進を目的とした料金体系、及び電気とのセット割の料金表等を設定していますか［家庭用］:得意先戸数601～1000戸

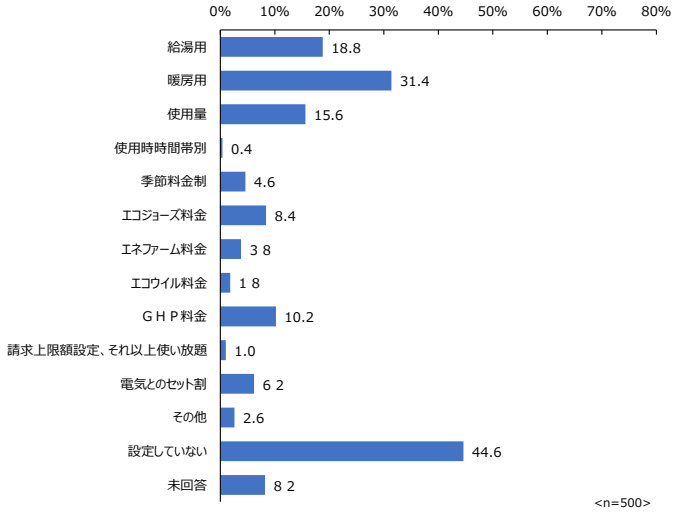

図表 2-437［規模別］ 需要促進型の料金および電気とのセット割 得意先戸数 1001～2500 戸

Q4-1 貴社では得意先の需要促進を目的とした料金体系、及び電気とのセット割の料金表等を設定していますか［家庭用］:得意先戸数1001～2500戸

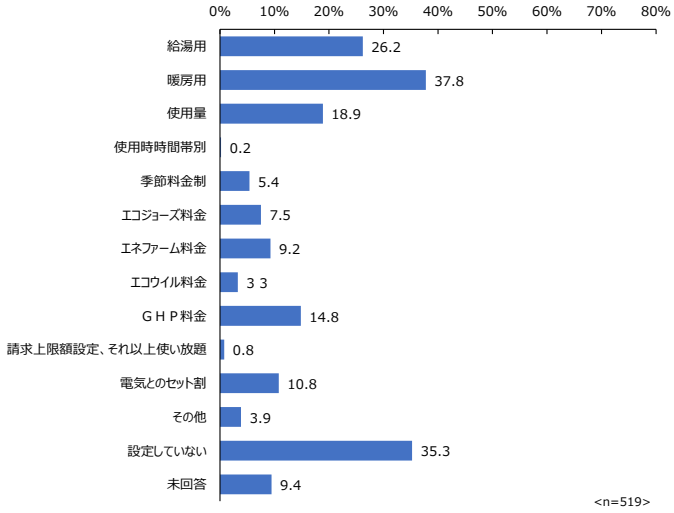

図表 2-438［規模別］ 需要促進型の料金および電気とのセット割 得意先戸数 2501 戸～

Q4-1 貴社では得意先の需要促進を目的とした料金体系、及び電気とのセット割の料金表等を設定していますか［家庭用］:得意先戸数2501戸～

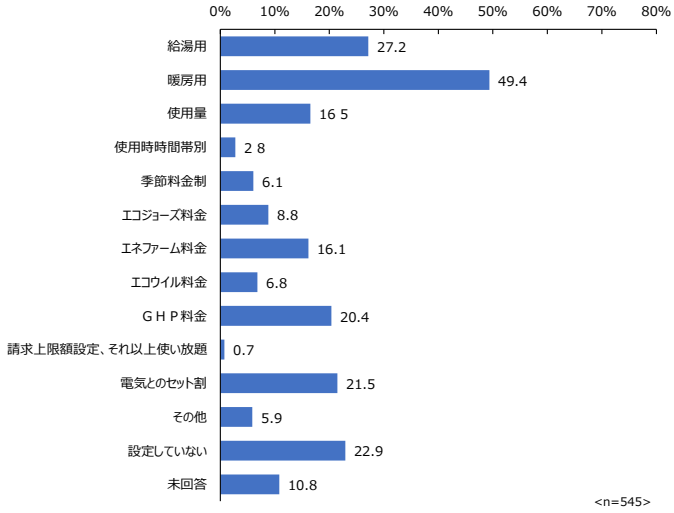

(3) 地域別

地域別では、「東北」、「中部」、「中国」、「四国」、「九州」において、「給湯用」や「暖房用」を中心に相対的に設定している比率が高くなっている。

図表 2-439［地域別］ 需要促進型の料金および電気とのセット割 北海道

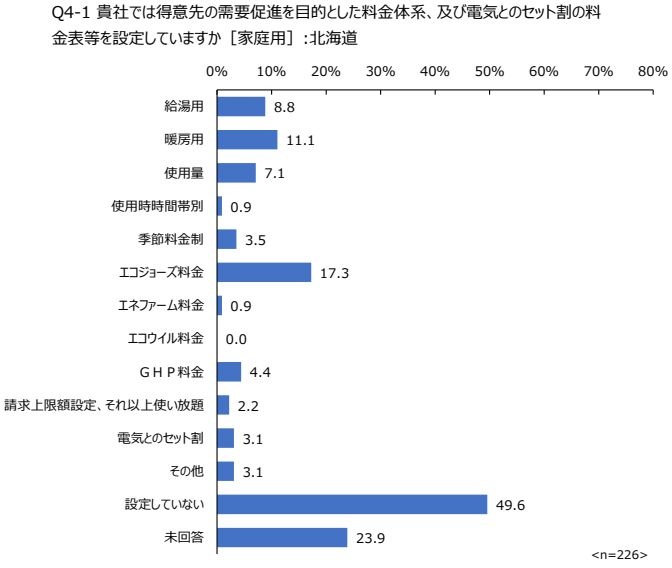

図表 2-440［地域別］ 需要促進型の料金および電気とのセット割 東北

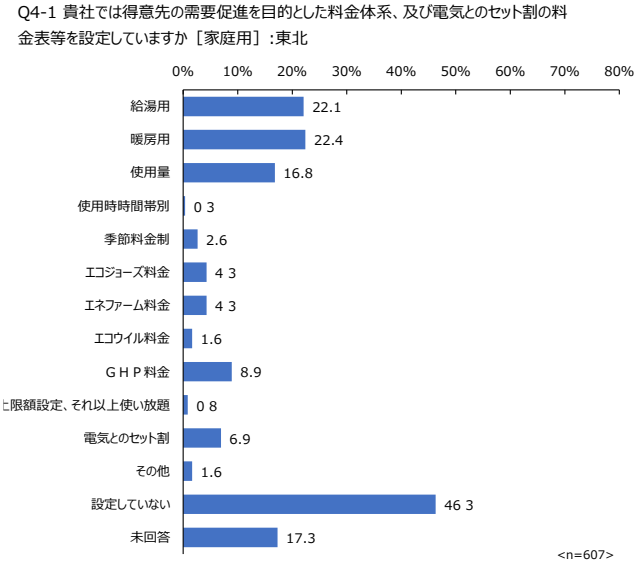

図表 2-441［地域別］ 需要促進型の料金および電気とのセット割 関東

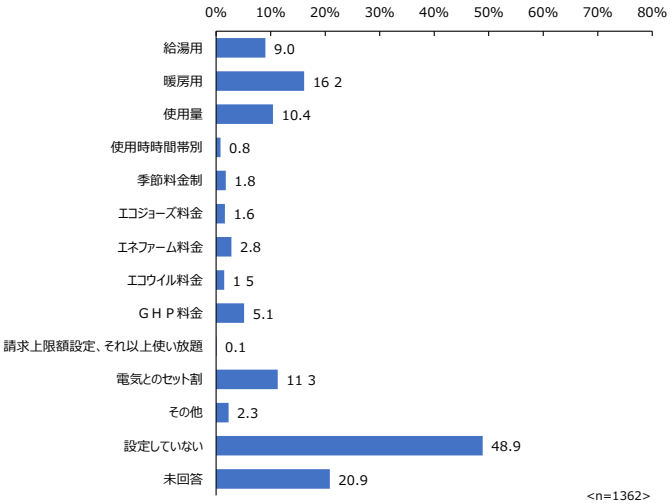

図表 2-442［地域別］ 需要促進型の料金および電気とのセット割 中部

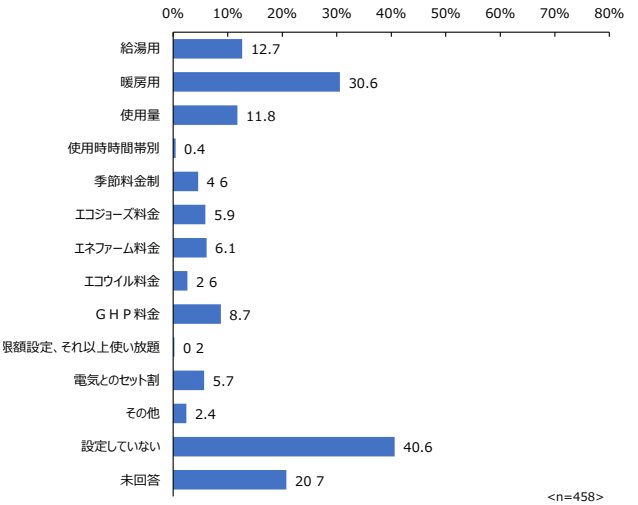

図表 2-443［地域別］ 需要促進型の料金および電気とのセット割 近畿

Q4-1 貴社では得意先の需要促進を目的とした料金体系、及び電気とのセット割の料金表等を設定していますか［家庭用］:近畿

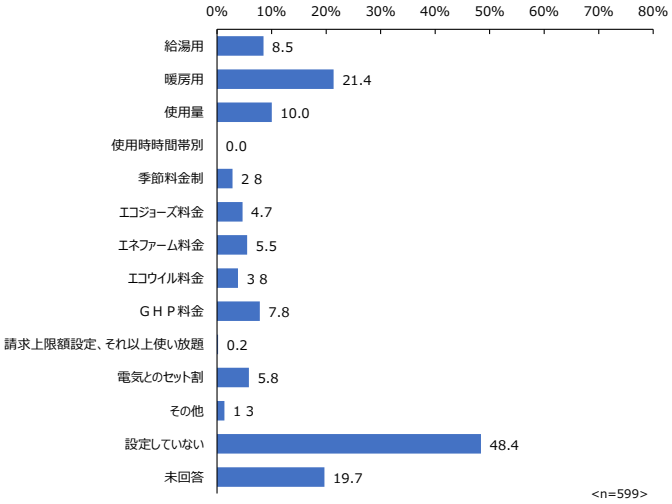

図表 2-444［地域別］ 需要促進型の料金および電気とのセット割 中国

Q4-1 貴社では得意先の需要促進を目的とした料金体系、及び電気とのセット割の料金表等を設定していますか［家庭用］:中国

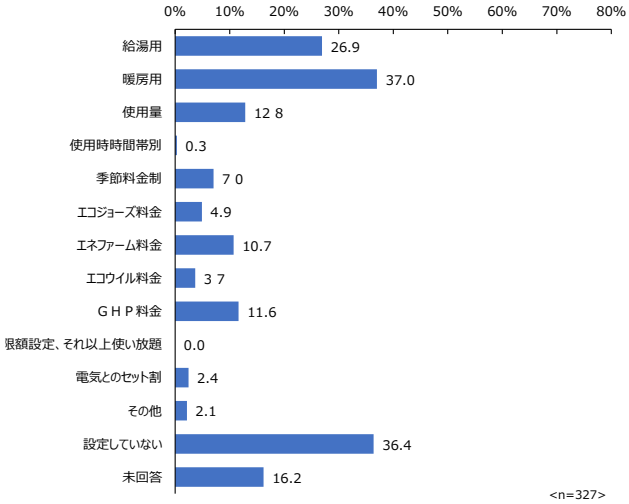

図表 2-445［地域別］ 需要促進型の料金および電気とのセット割 四国

Q4-1 貴社では得意先の需要促進を目的とした料金体系、及び電気とのセット割の料金表等を設定していますか［家庭用］:四国

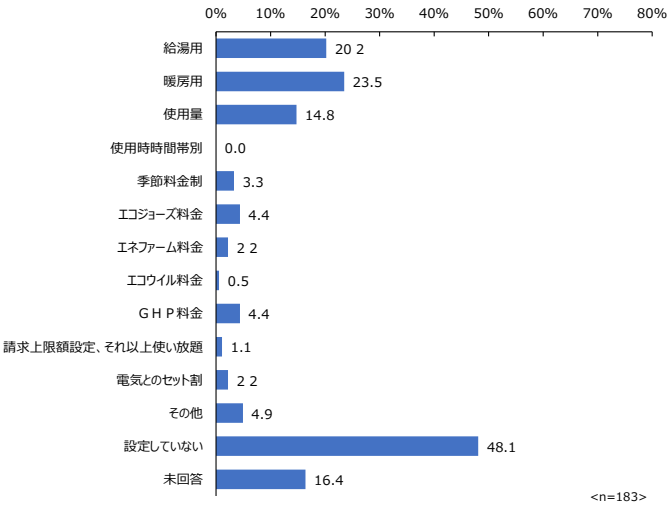

図表 2-446［地域別］ 需要促進型の料金および電気とのセット割 九州

Q4-1 貴社では得意先の需要促進を目的とした料金体系、及び電気とのセット割の料金表等を設定していますか［家庭用］:九州

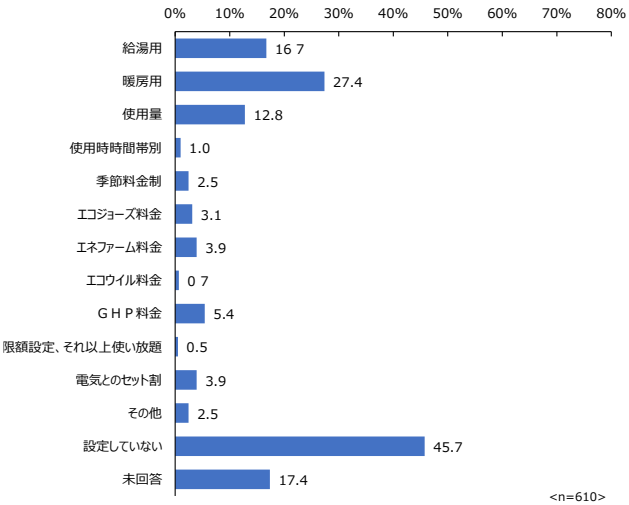

図表 2-447［地域別］ 需要促進型の料金および電気とのセット割 沖縄

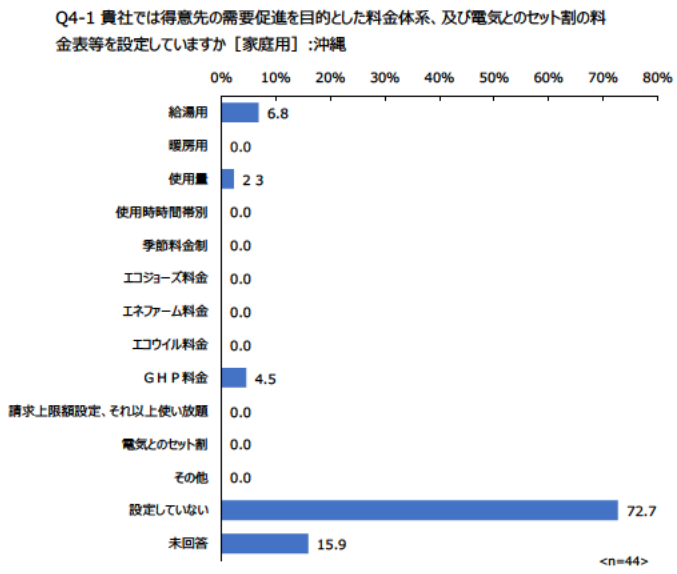

(4) 前年比較

前年比較では、各回答比率は微減だが、「未回答」が減少分を吸収しており、回答傾向に大きな変動は無い。

【再掲】図表 2-448［前年比較］ 需要促進型の料金および電気とのセット割

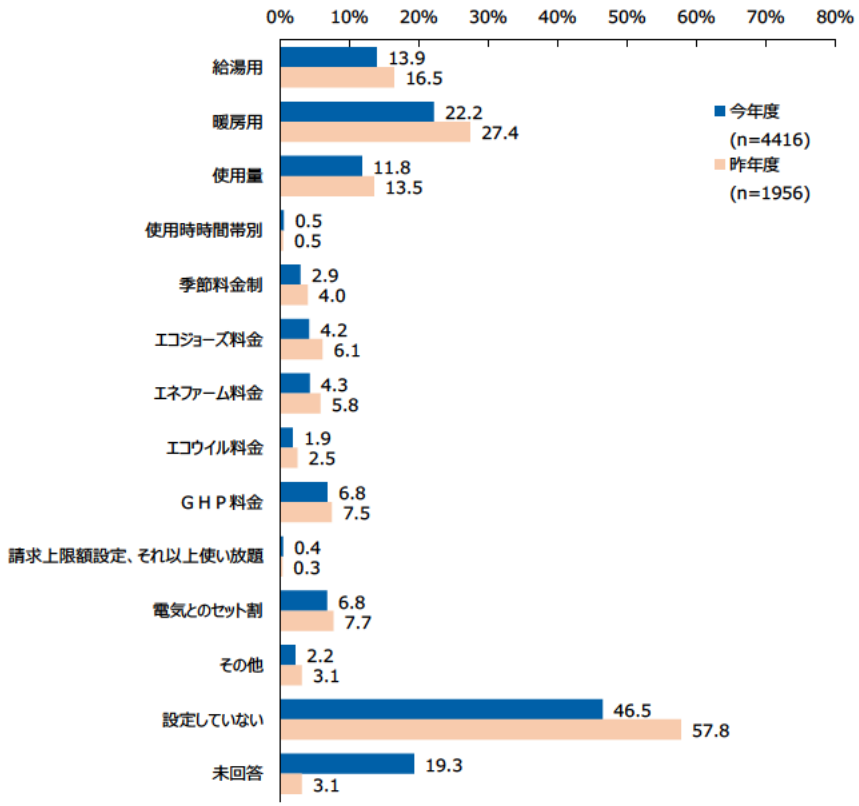

6. 競合エネルギー対応料金（家庭用）

(1)回答者全体

競合エネルギー対応の料金については、「設定していない」との回答が５８．２％と需要促進型料金の未設定率をさらに上回っている。小売自由化に伴い、電力や都市ガスの料金プランは多様性を増しており、ＬＰガス事業者においても選ばれるエネルギーとして、料金の戦略性が求められる。

図表 2-449 競合エネルギー対応料金

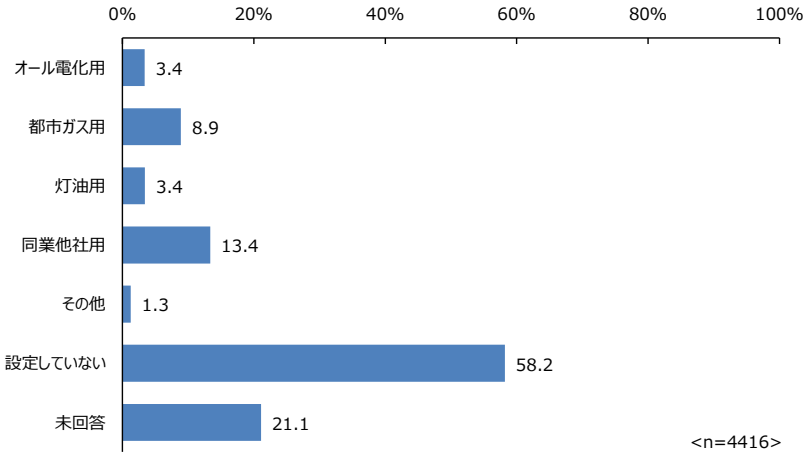

(2)規模別

規模別では、小規模事業者ほど「設定していない」の回答比率が高くなっている。また、大規模事業者においても、競合エネルギー用より「同業他社用」の料金を設定している比率が高く、限られた顧客をＬＰガス事業者間で奪い合う構図となることが懸念される。

図表 2-450［規模別］ 競合エネルギー対応料金 得意先戸数 1～150 戸

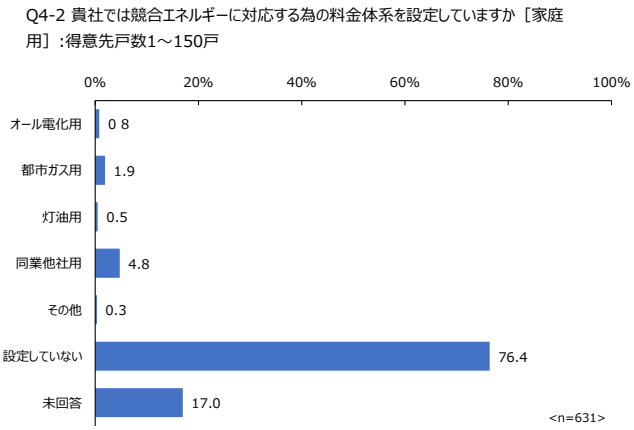

図表 2-451［規模別］ 競合エネルギー対応料金 得意先戸数 151～300 戸

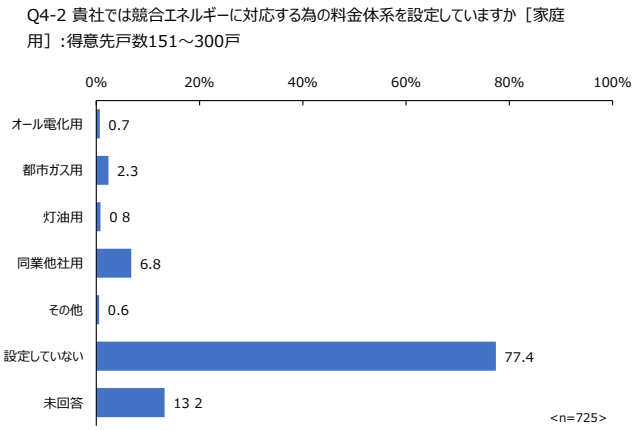

図表 2-452［規模別］ 競合エネルギー対応料金 得意先戸数 301～600 戸

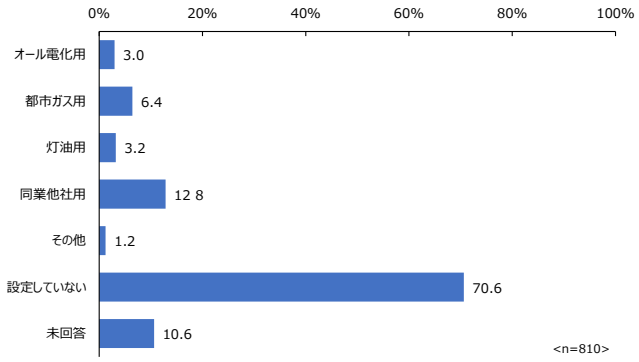

図表 2-453［規模別］ 競合エネルギー対応料金 得意先戸数 601～1000 戸

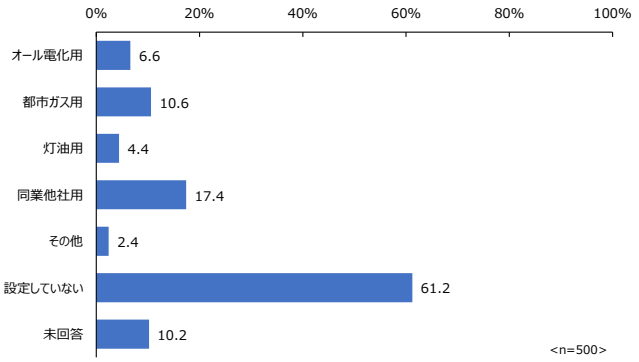

図表 2-454［規模別］ 競合エネルギー対応料金 得意先戸数 1001～2500 戸

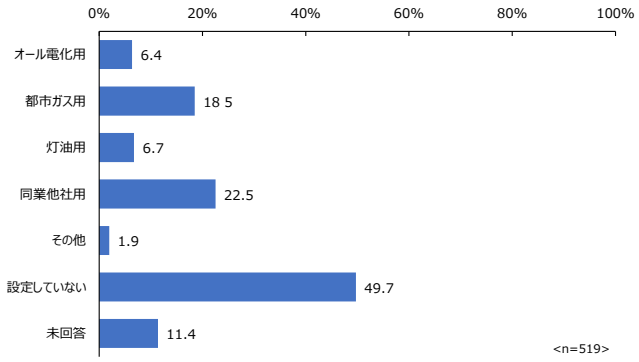

図表 2-455［規模別］ 競合エネルギー対応料金 得意先戸数 2501 戸～

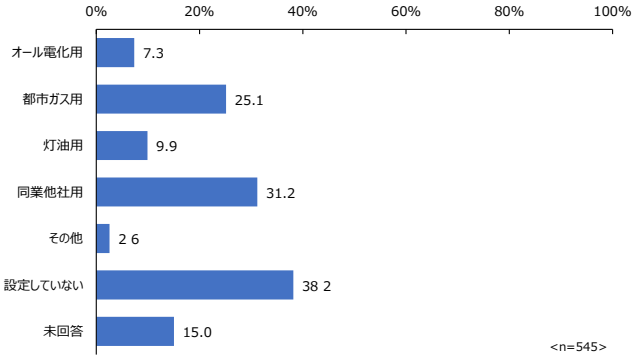

(3) 地域別

地域別では、東日本では「同業他社用」、西日本では「都市ガス用」の料金を設定している比率が相対的に高くなっている。

図表 2-456［地域別］ 競合エネルギー対応料金 北海道

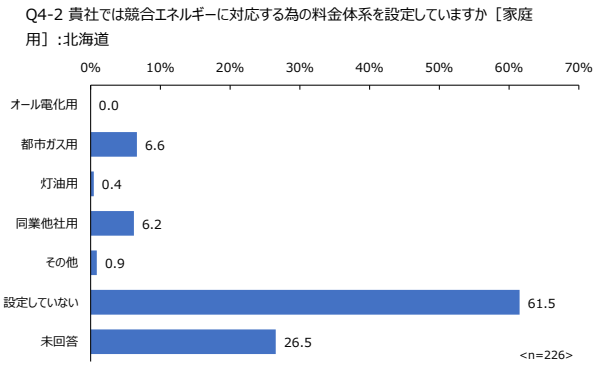

図表 2-457［地域別］ 競合エネルギー対応料金 東北

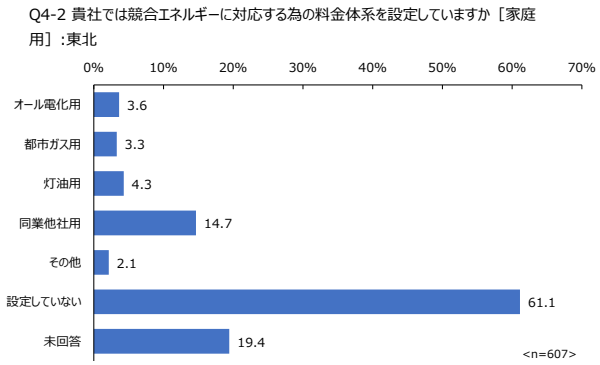

図表 2-458［地域別］ 競合エネルギー対応料金 関東

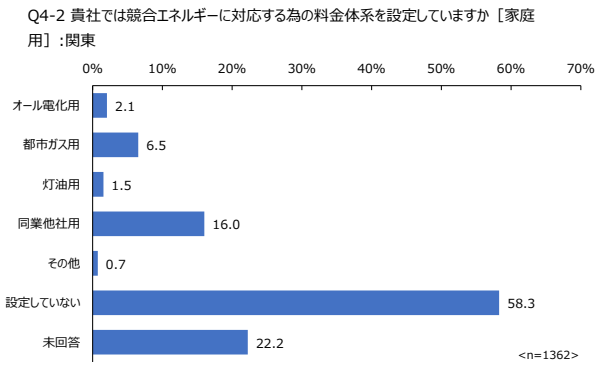

図表 2-459［地域別］ 競合エネルギー対応料金 中部

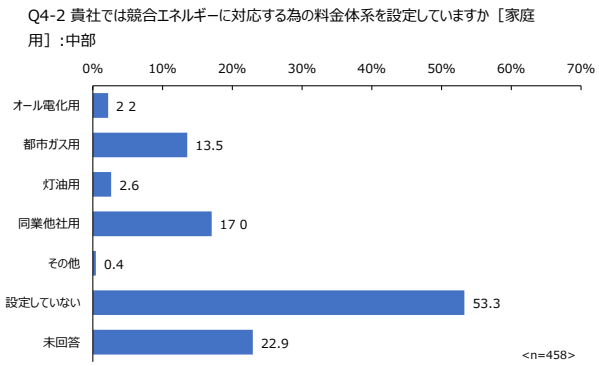

図表 2-460［地域別］ 競合エネルギー対応料金 近畿

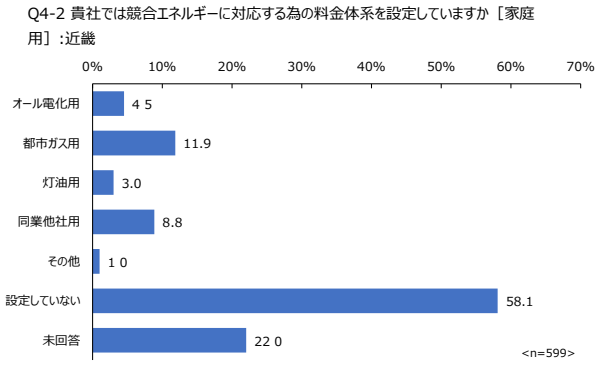

図表 2-461［地域別］ 競合エネルギー対応料金 中国

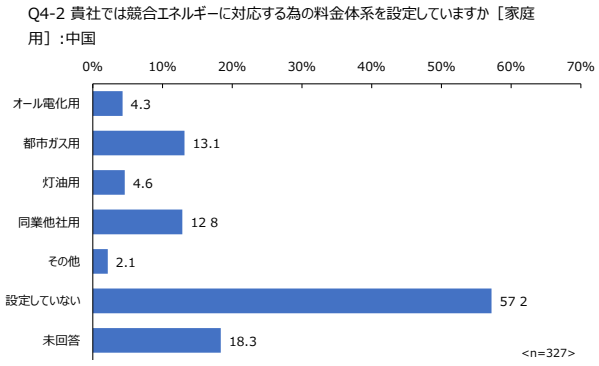

図表 2-462［地域別］ 競合エネルギー対応料金 四国

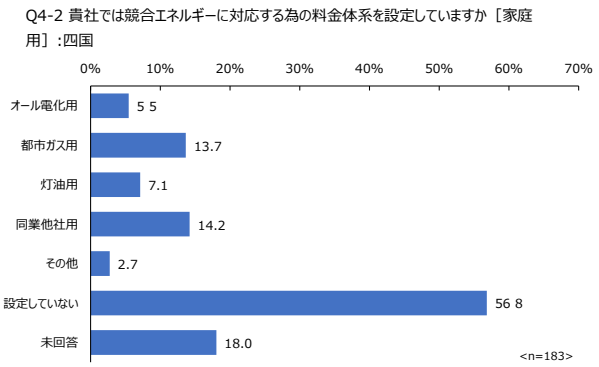

図表 2-463［地域別］ 競合エネルギー対応料金 九州

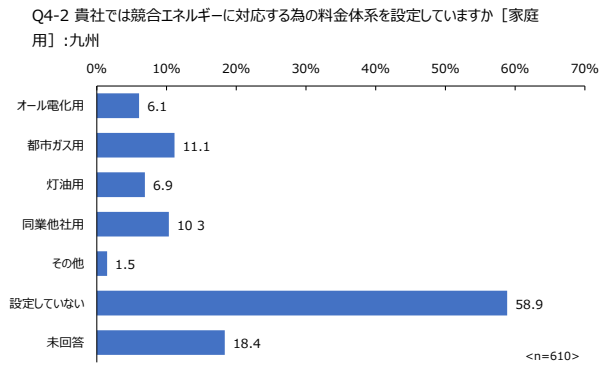

図表 2-464［地域別］ 競合エネルギー対応料金 沖縄

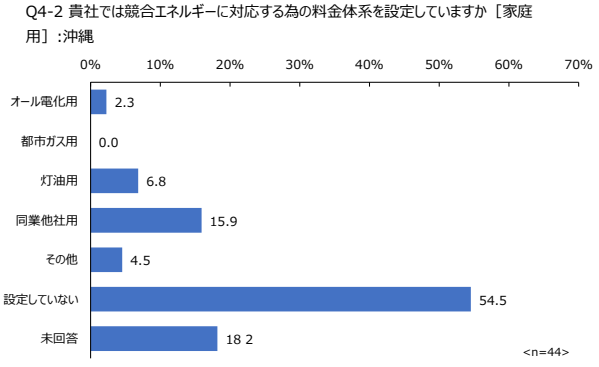

(4)前年比較

前年比較では、需要促進型料金と同様に、各回答比率は微減だが「未回答」が減少分を吸収しており、回答傾向に大きな変動は無い。

【再掲】図表 2-465［前年比較］ 競合エネルギー対応料金

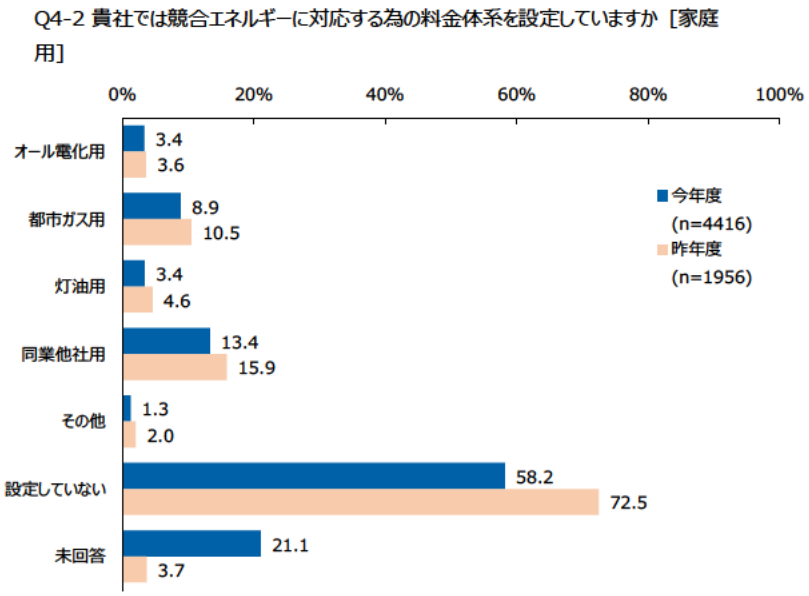

第４章　今後の事業方針

４－１　小売販売の周辺環境

1. 小売価格低減化の意向

(1)家庭用

①回答者全体

家庭用の小売価格低減化については、「既に対応済である」や「下げる意向がある」との回答は２割弱に止まる一方で、「今後の検討課題」とする事業者が５２．９％と過半数を占め、足下での競争環境や将来の不透明感による事業者の迷いが想像され、今後のかじ取りの困難さが浮き彫りになっている。

【再掲】図表 2-466 小売価格低減化の意向（家庭用）

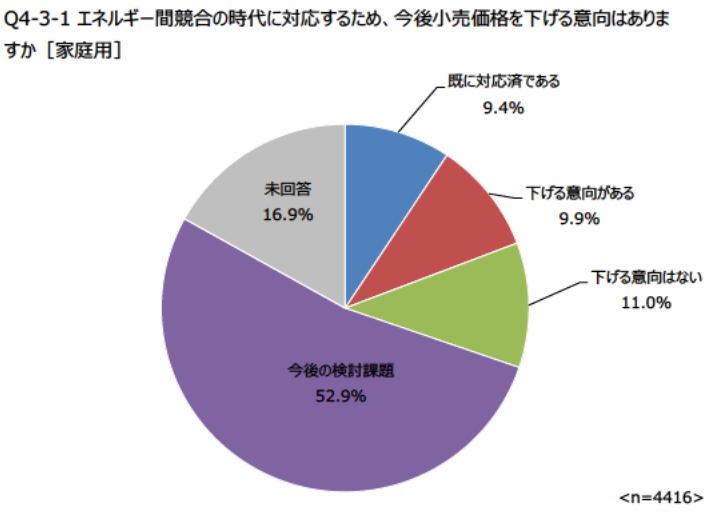

②規模別

規模別では、小規模事業者ほど「下げる意向はない」との回答比率が高くなっているが、低減化の原資確保の困難さや事業の将来の不透明さが起因していると思われる。

図表 2-467［規模別］ 小売価格低減化の意向（家庭用）

Q4-3-1 エネルギー間競合の時代に対応するため、今後小売価格を下げる意向はありますか［家庭用］

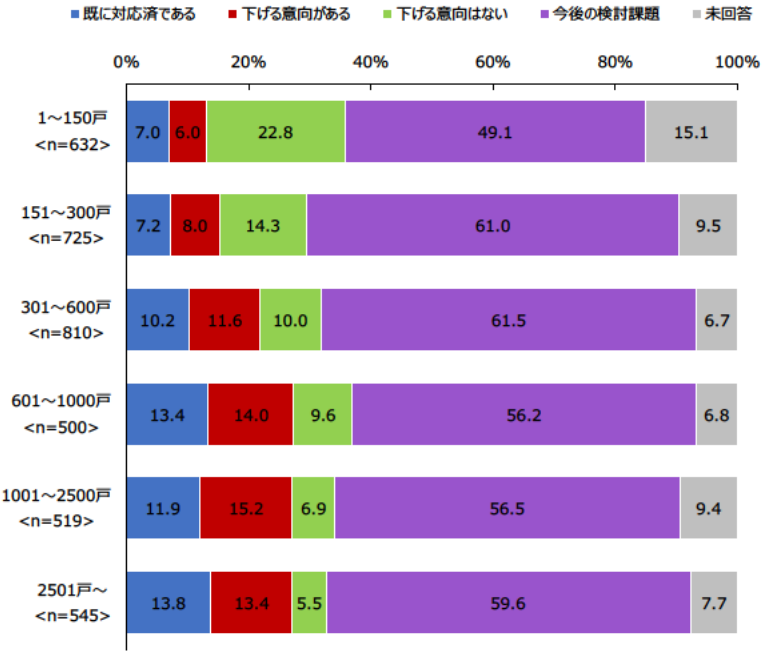

(2) 業務用

業務用においても「今後の検討課題」とする事業者が４７．４％と半数近くを占めている。

【再掲】図表 2-468 小売価格低減化の意向（業務用）

Q4-3-2 エネルギー間競合の時代に対応するため、今後小売価格を下げる意向はありますか［業務用］

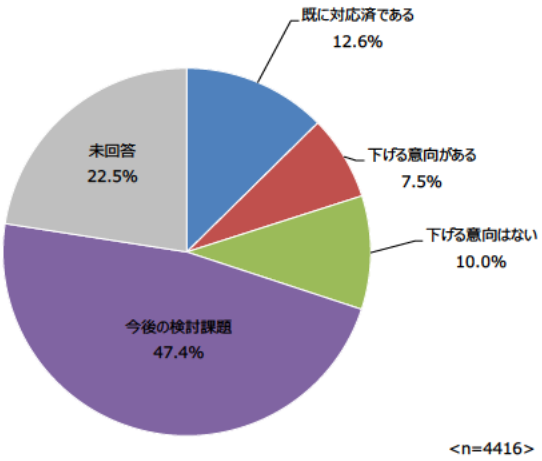

2. 小売価格低減化の課題

小売価格低減化に向けた課題として、「供給戸数が減っている」（６４．８％）、「世帯あたり消費量が減っている」（５４．２％）と販売数量減によるものが上位となっている。販売数量減少に加え、価格低減化により減収減益となるため、その後の事業維持に対する懸念が窺われる。

図表 2-469 小売価格低減化の課題

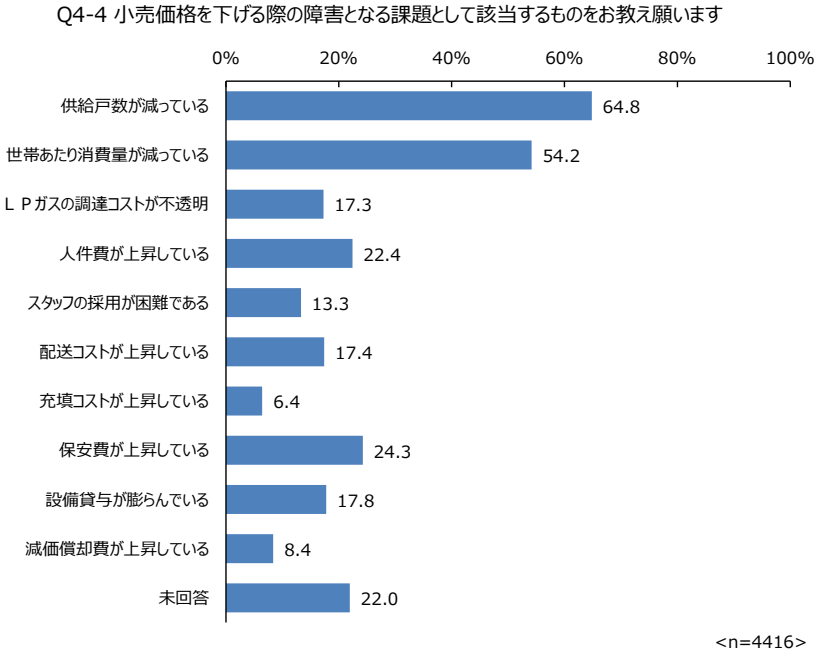

3. 顧客への請求方法

(1)回答者全体

ＬＰガス料金の請求方法については、「書面（ポストイン、検針票と同時）」が７９．７％、「書面（郵送）」が４６．５％と書面によるものが中心となっており、請求の電子化は進んでいない。

図表 2-470 顧客への請求方法

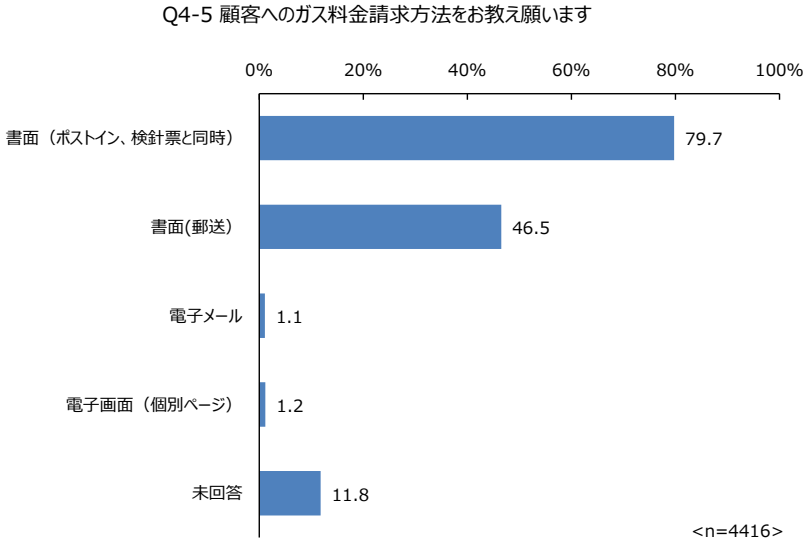

(2) 規模別

規模別では、「2501戸～」の事業者において「電子メール」（４．４）％、「電子画面（個別ページ）」（７．３％）と電子請求の回答比率が１割を超えている。

図表 2-471［規模別］ 顧客への請求方法
得意先戸数 1～150 戸

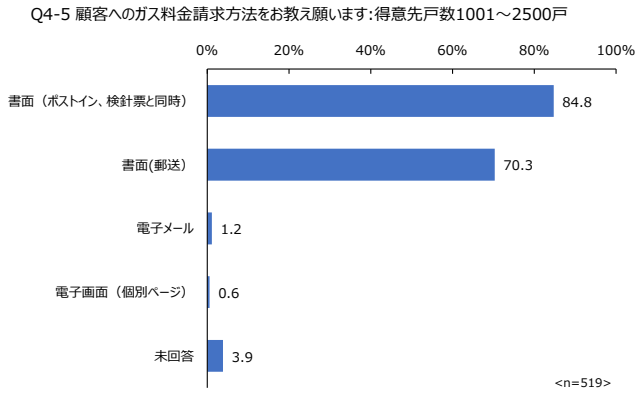

図表 2-472［規模別］ 顧客への請求方法
得意先戸数 151～300 戸

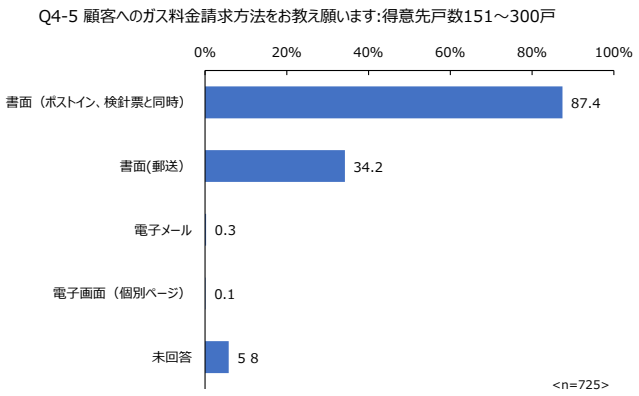

図表 2-473［規模別］ 顧客への請求方法
得意先戸数 301～600 戸

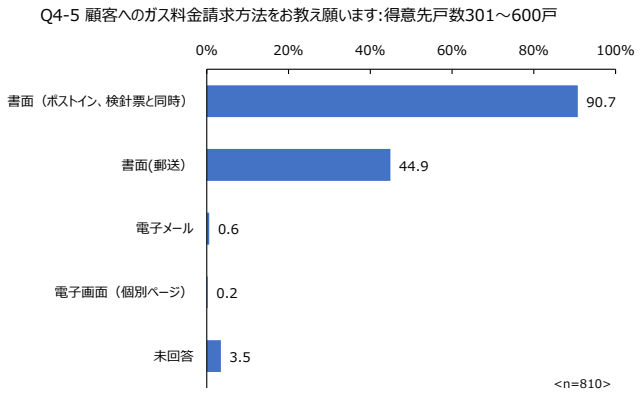

図表 2-474［規模別］ 顧客への請求方法
得意先戸数 601～1000 戸

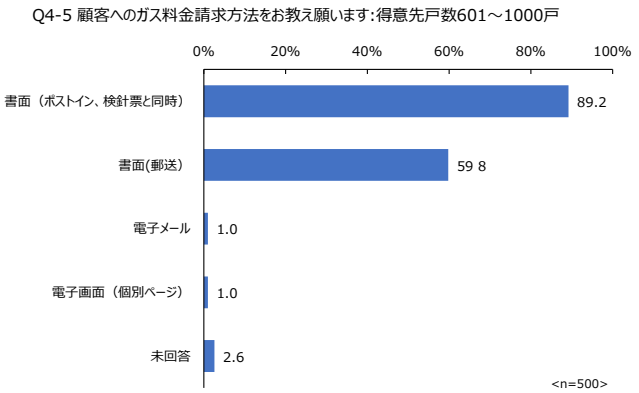

図表 2-475［規模別］ 顧客への請求方法
得意先戸数 1001～2500 戸

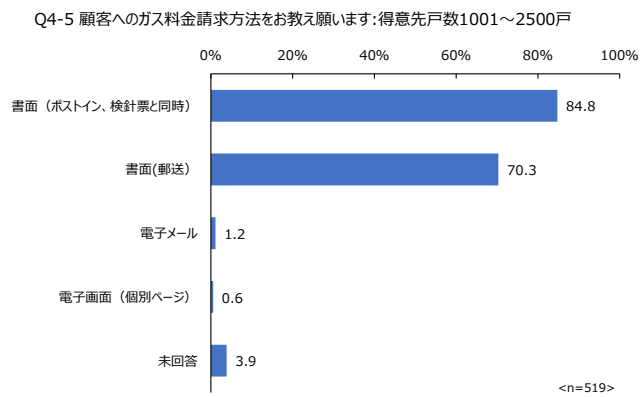

図表 2-476［規模別］ 顧客への請求方法
得意先戸数 2501 戸～

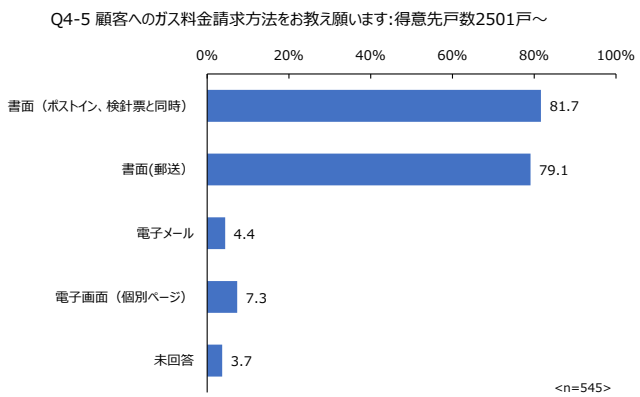

(3) 地域別

地域別では、地域と請求方法の関係は認められない。

図表 2-477［地域別］ 顧客への請求方法
北海道

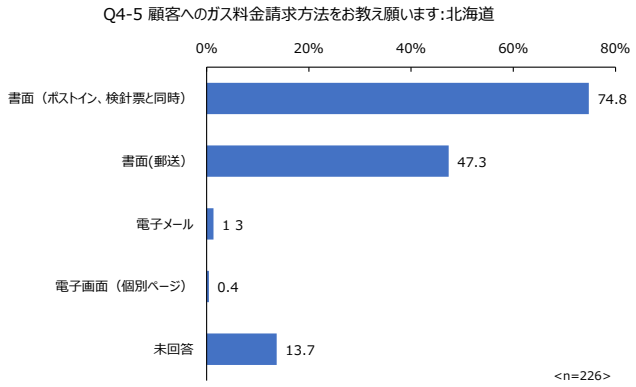

図表 2-478［地域別］ 顧客への請求方法
東北

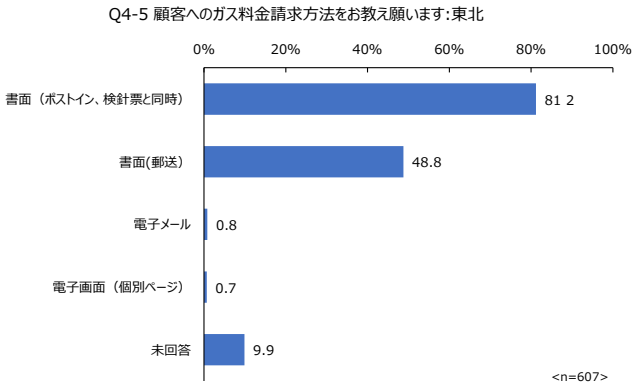

図表 2-479［地域別］ 顧客への請求方法
関東

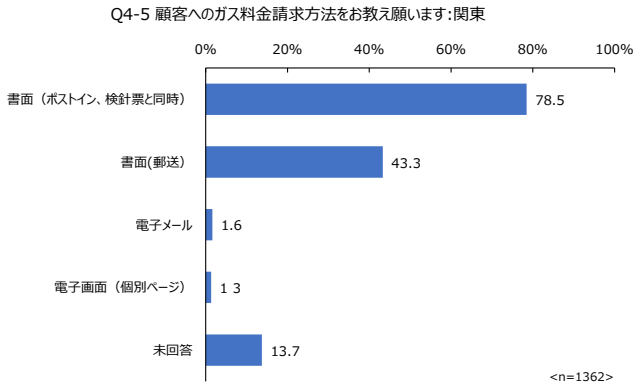

図表 2-480［地域別］ 顧客への請求方法
中部

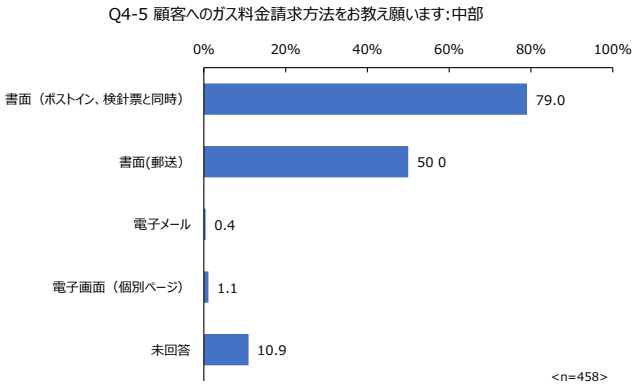

図表 2-481［地域別］ 顧客への請求方法
近畿

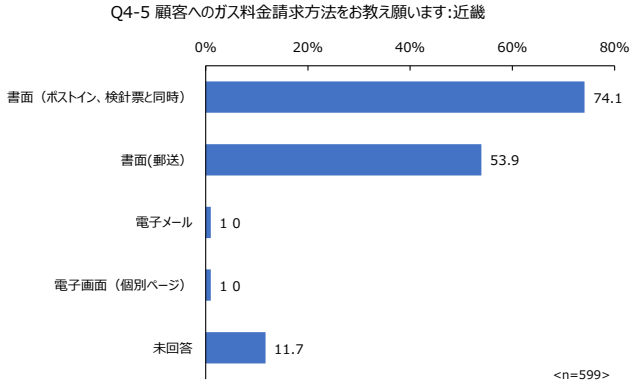

図表 2-482［地域別］ 顧客への請求方法
中国

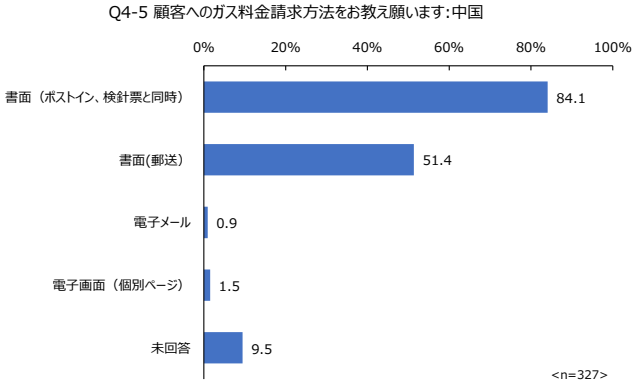

図表 2-483［地域別］ 顧客への請求方法
四国

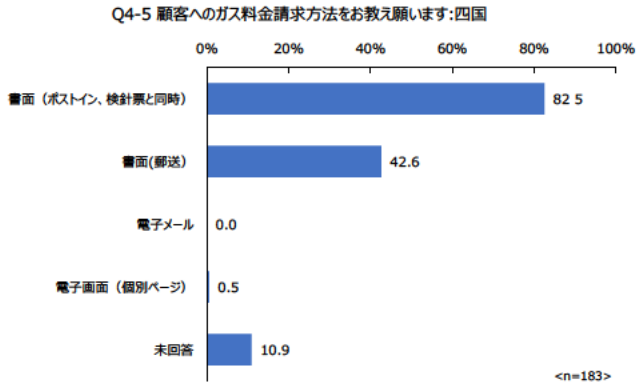

図表 2-484［地域別］ 顧客への請求方法
九州

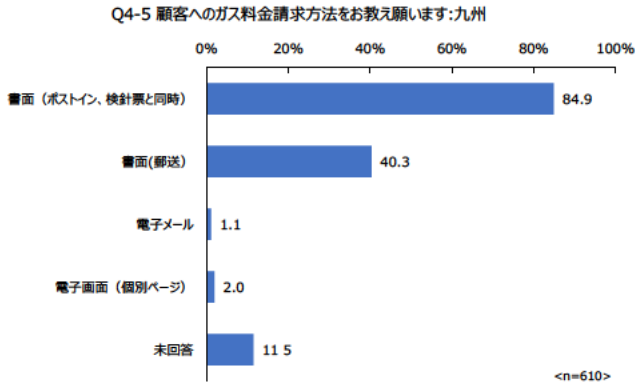

図表 2-485［地域別］ 顧客への請求方法
沖縄

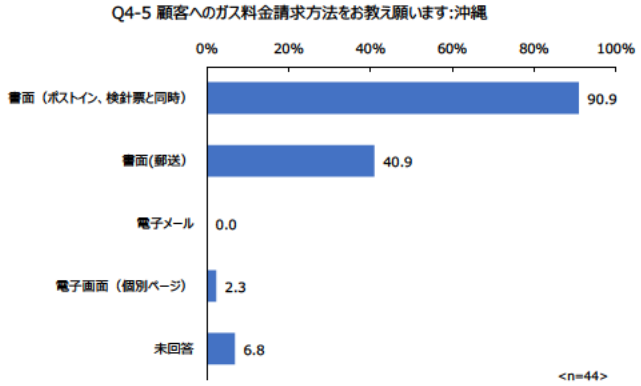

(4) 前年比較

前年比較では、各回答比率は微減だが、「未回答」が減少分を吸収しており、回答傾向に大きな変動は無い。

【再掲】図表 2-486［前年比較］ 顧客への請求方法

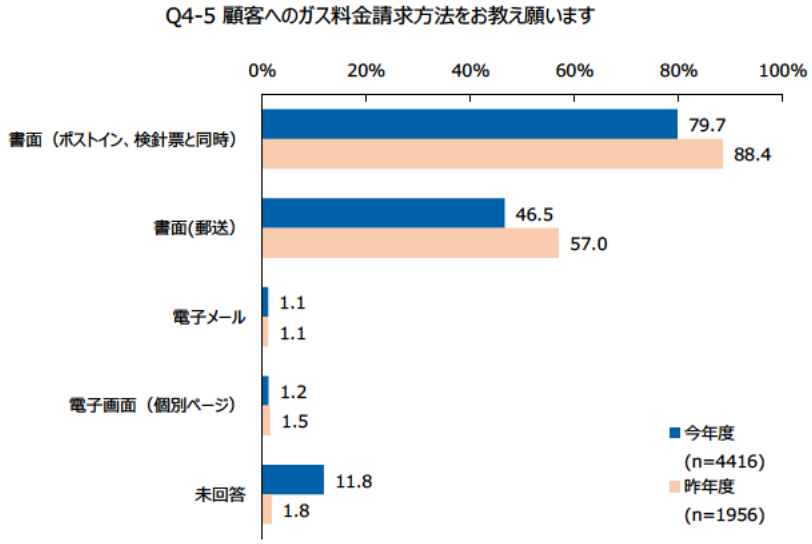

4. 書面による請求時の手数料徴求

(1)回答者全体

書面による請求時の手数料徴求については、「いいえ」の回答が８５．６％と大部分の事業者が手数料を徴求していない。

図表 2-487 書面による請求時の手数料徴求

Q4-6 顧客へのガス料金請求を書面で通知する場合、別途手数料を徴収していますか

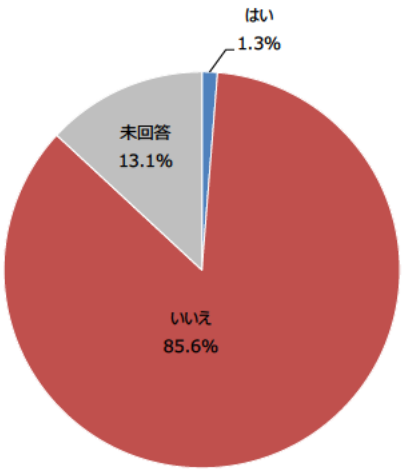

<n=4416>

(2)規模別

規模別では、得意先戸数「2501戸～」の事業者において手数料を徴求している比率が４．０％とやや高くなっている。

図表 2-488［規模別］ 書面による請求時の手数料徴求

Q4-6 顧客へのガス料金請求を書面で通知する場合、別途手数料を徴収していますか

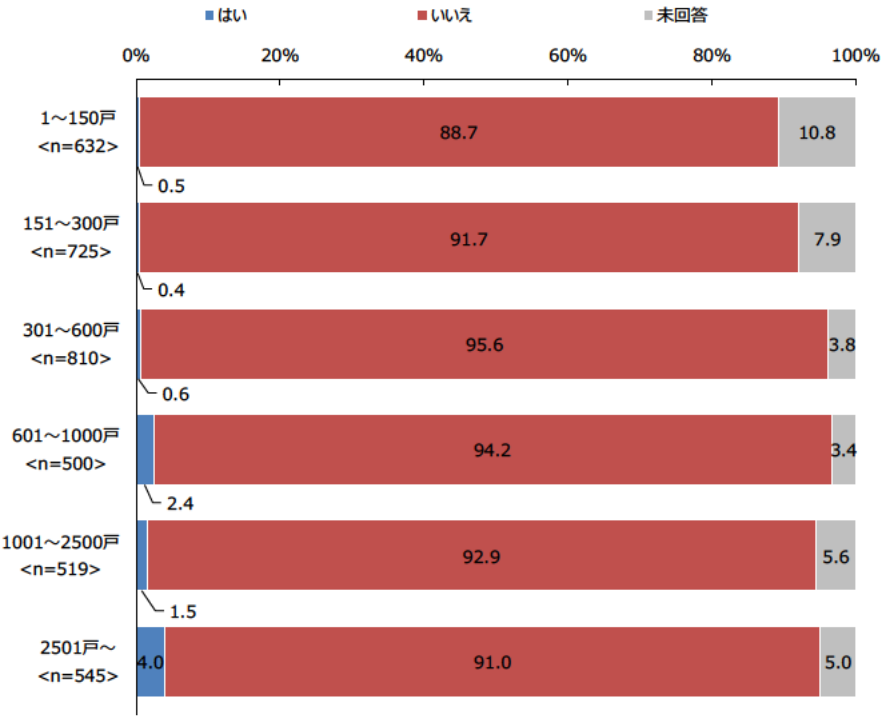

5. 家庭用顧客からのＬＰガス料金の回収方法

(1)回答者全体

現状の料金回収方法について、８４．１%の事業者が「集金」、６９．９%が「顧客が持参」と回答しており、仮に一部だとしても、前時代的な回収方法が存在している。自由回答では「集金」が顧客との接点機会を創出しているとの意見も一部に見られるが、今後は新型コロナの影響により、対面での料金支払に難色を示す顧客が増加することも予想され、代替手段を検討する必要がある。

【再掲】図表 2-489 家庭用顧客からの回収方法

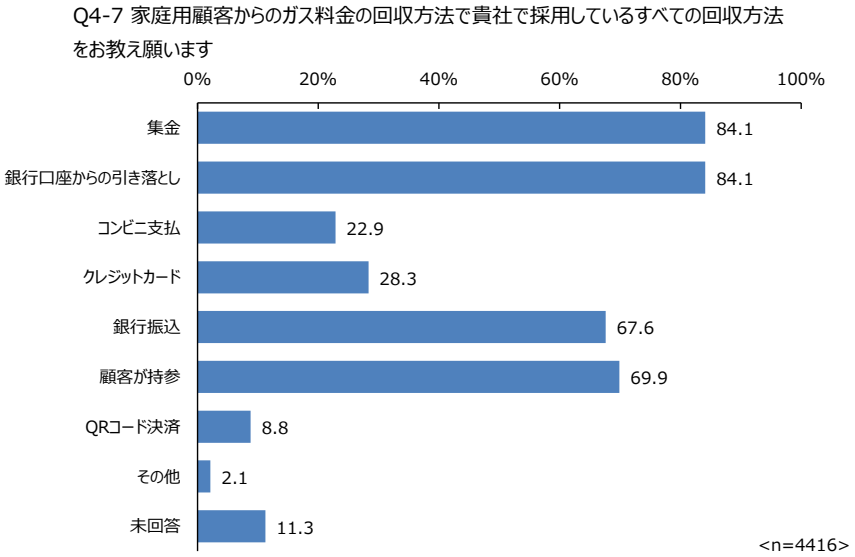

(2)規模別

規模別では、「コンビニ支払」や「クレジットカード」を含め、大規模事業者の方が各選択肢の回答比率が高く、回収方法の多様化が確認される結果となっている。

図表 2-490［規模別］ 家庭用顧客からの回収方法 得意先戸数 1～150 戸

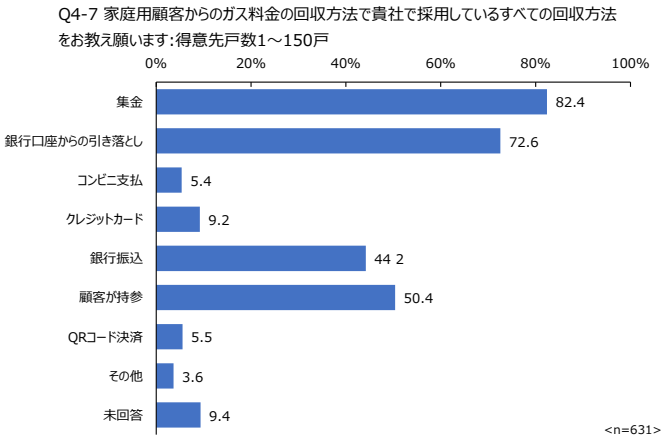

図表 2-491［規模別］ 家庭用顧客からの回収方法 得意先戸数 151～300 戸

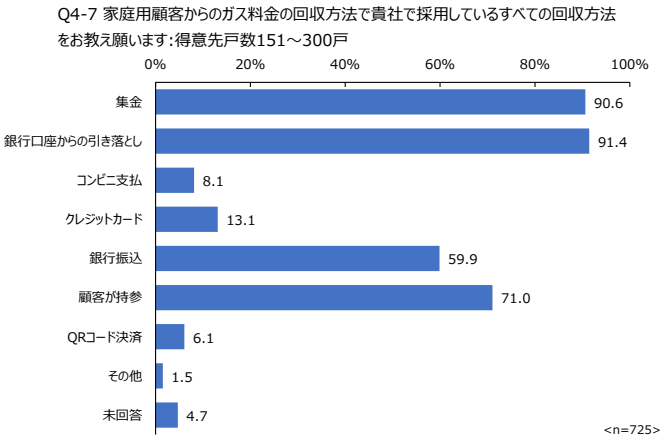

図表 2-492［規模別］ 家庭用顧客からの回収方法 得意先戸数 301～600 戸

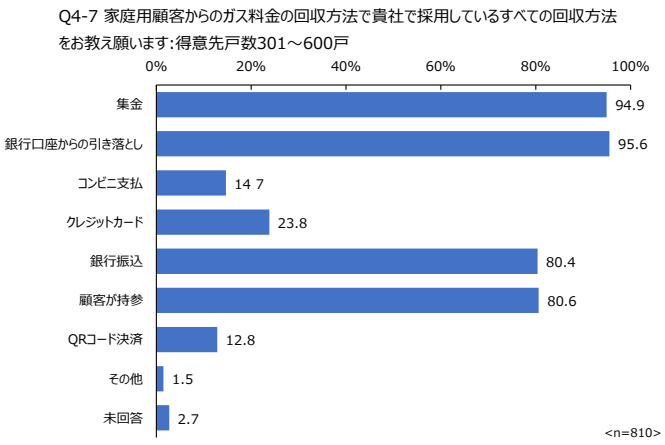

図表 2-493［規模別］ 家庭用顧客からの回収方法 得意先戸数 601～1000 戸

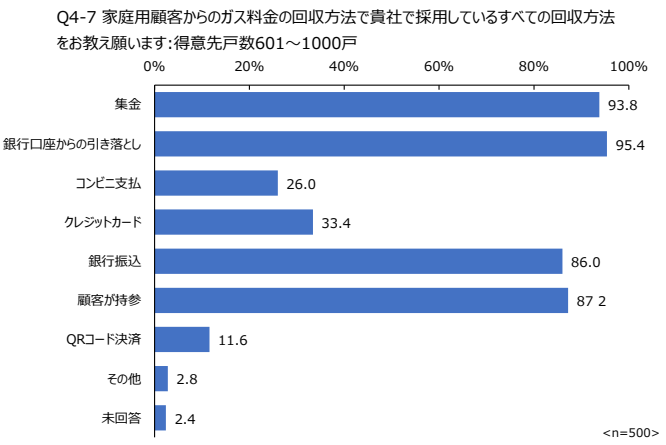

図表 2-494［規模別］ 家庭用顧客からの回収方法 得意先戸数 1001～2500 戸

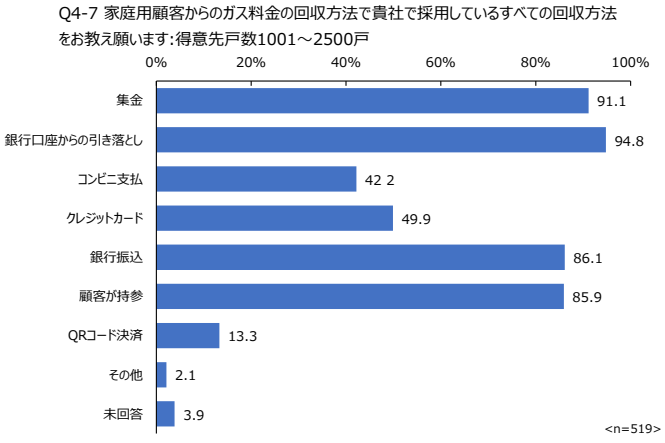

図表 2-495［規模別］ 家庭用顧客からの回収方法 得意先戸数 2501 戸～

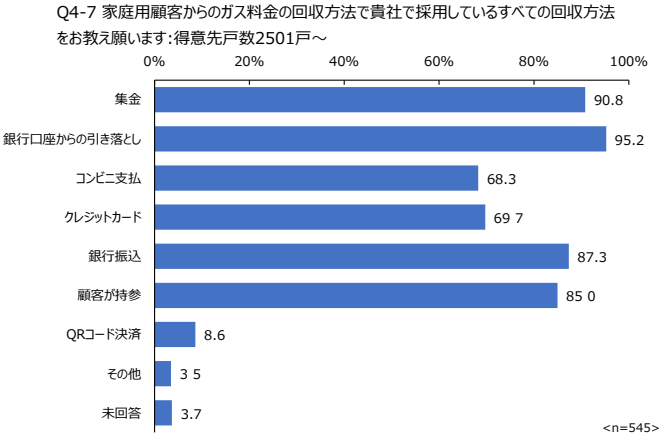

6. 今後増やしたいＬＰガス料金の回収方法

(1)回答者全体

今後増やしたい回収方法としては、「銀行口座からの引き落とし」（３９．３%）、「クレジットカード」（２６．２%）が上位となっている。

【再掲】図表 2-496 今後増やしたい回収方法

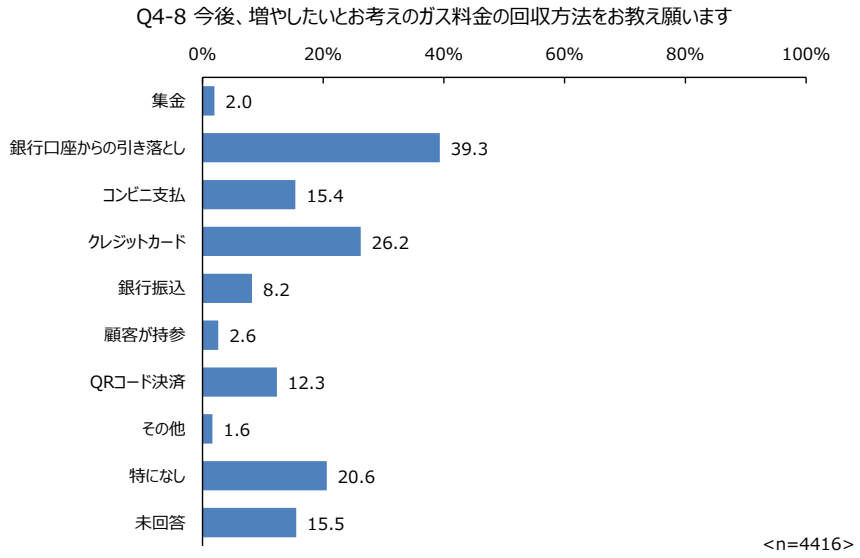

(2)規模別

規模別では、小規模事業者においては「銀行口座からの引き落とし」の回答比率が高く、大規模事業者では、それに加えて「クレジットカード」や「ＱＲコード決済」の回答比率が高くなる傾向にある。大規模事業者においては、「銀行口座からの引き落とし」への対応は一段落し、さらなる多様化を図っているものと思われる。

図表 2-497［規模別］ 今後増やしたい回収方法
得意先戸数 1～150 戸

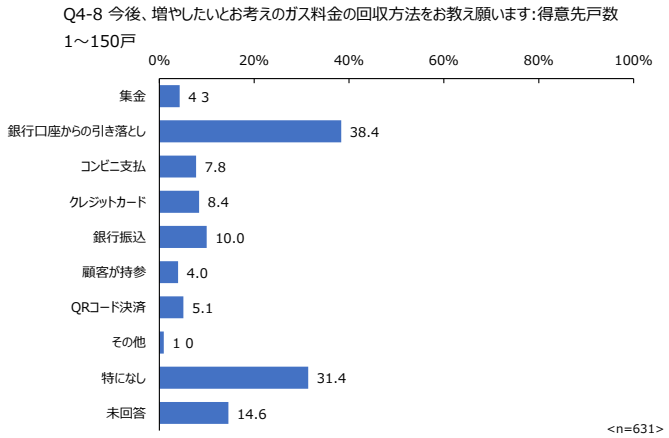

図表 2-498［規模別］ 今後増やしたい回収方法
得意先戸数 151～300 戸

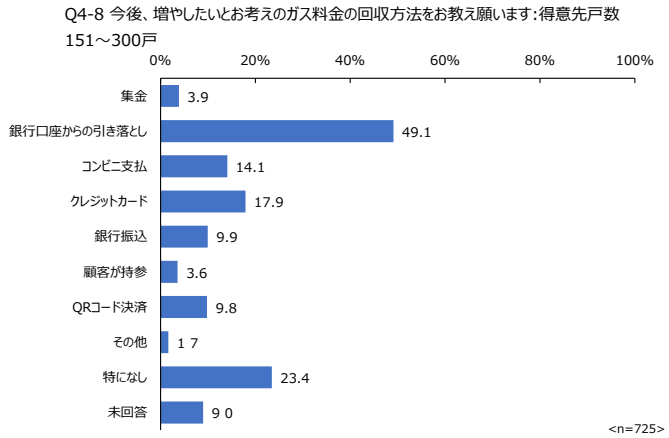

図表 2-499［規模別］ 今後増やしたい回収方法 得意先戸数 301～600 戸

Q4-8 今後、増やしたいとお考えのガス料金の回収方法をお教え願います:得意先戸数 301～600戸

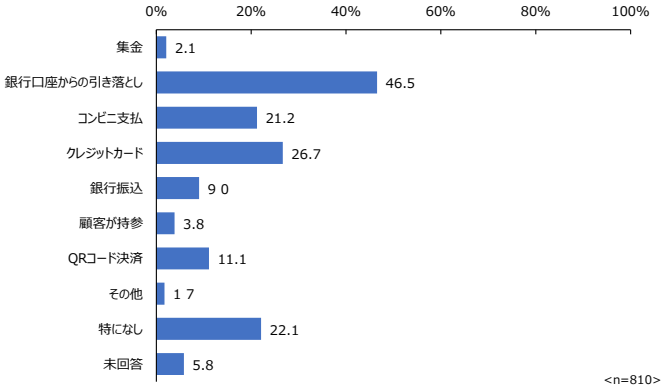

図表 2-500［規模別］ 今後増やしたい回収方法 得意先戸数 601～1000 戸

Q4-8 今後、増やしたいとお考えのガス料金の回収方法をお教え願います:得意先戸数 601～1000戸

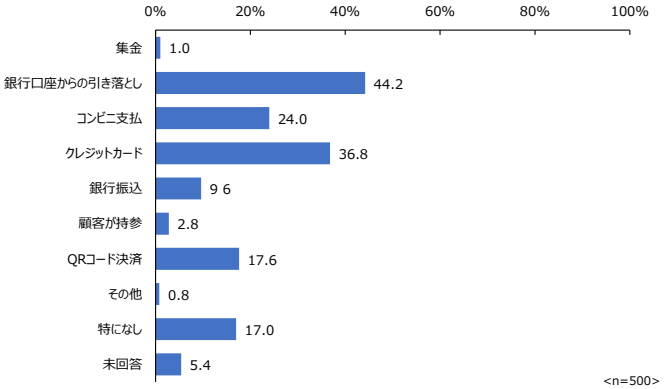

図表 2-501［規模別］ 今後増やしたい回収方法 得意先戸数 1001～2500 戸

Q4-8 今後、増やしたいとお考えのガス料金の回収方法をお教え願います:得意先戸数 1001～2500戸

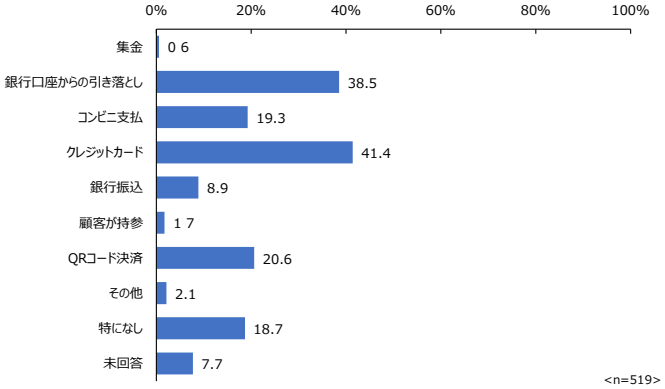

図表 2-502［規模別］ 今後増やしたい回収方法 得意先戸数 2501 戸～

Q4-8 今後、増やしたいとお考えのガス料金の回収方法をお教え願います:得意先戸数 2501戸～

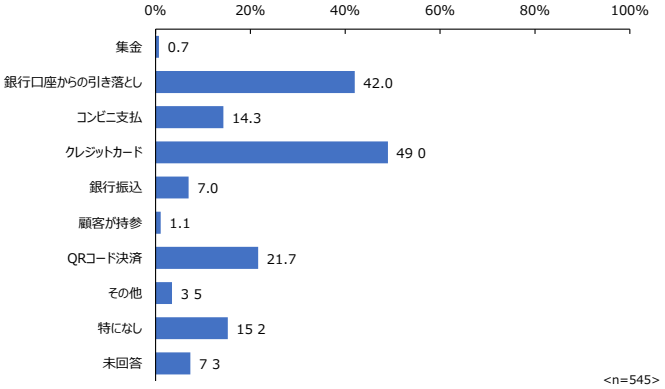

４－２　今後の展望、問題点等

1. 5年間での経営環境の変化

(1)回答者全体

5年間での経営環境の変化としては、「消費者戸数が減少している」（７８．８％）、「単位消費量が減少している」（５６．０％）といった自社得意先の構造変化によるものと、「建て替え時、オール電化への転換率が高まっている」（５９．８％）、「既設住宅のオール電化への転換が増加している」（４１．４％）といったオール電化によるものが上位となっている。

図表 2-503 5 年間での経営環境の変化

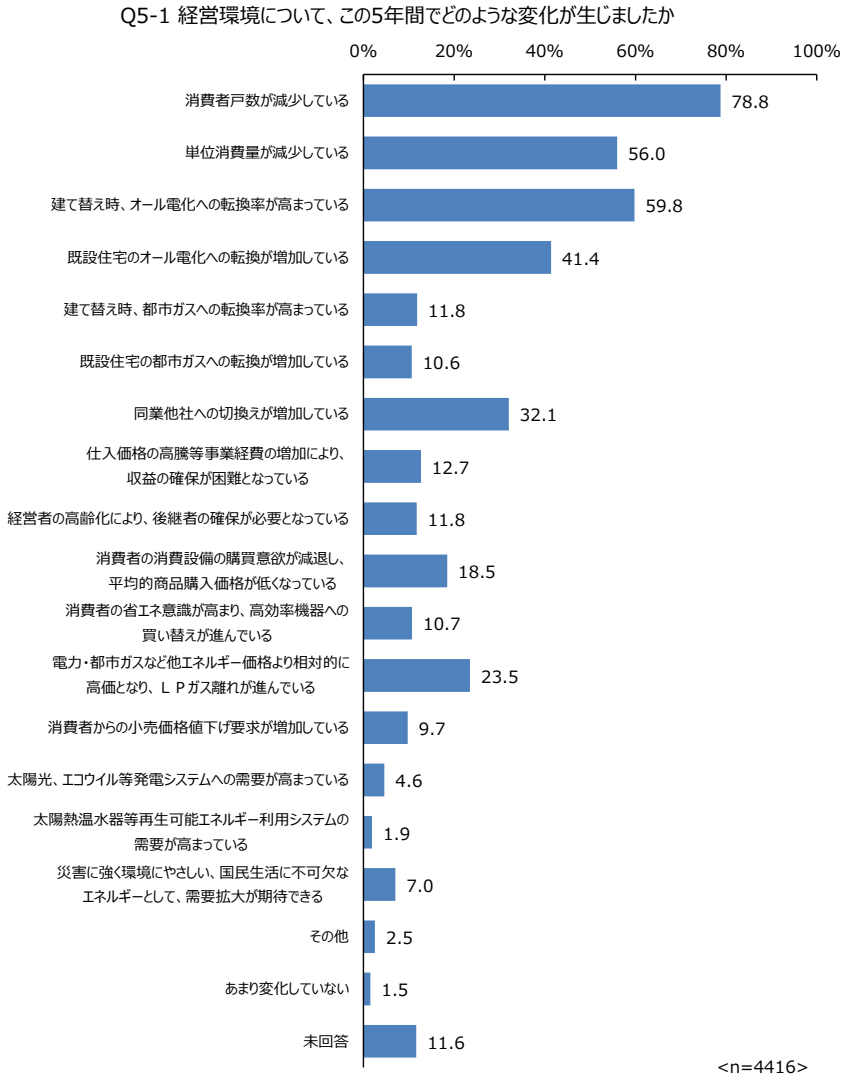

(2) 規模別

規模別では、小規模事業者においては、得意先の増加要因も乏しいこともあり、特に自社得意先に対する課題認識が強くなっている。一方、大規模事業者では自社得意先、オール電化に加え、同業他社間での競争に対する課題認識も強くなっている。

図表 2-504［規模別］ 5 年間での経営環境の変化
得意先戸数 1～150 戸

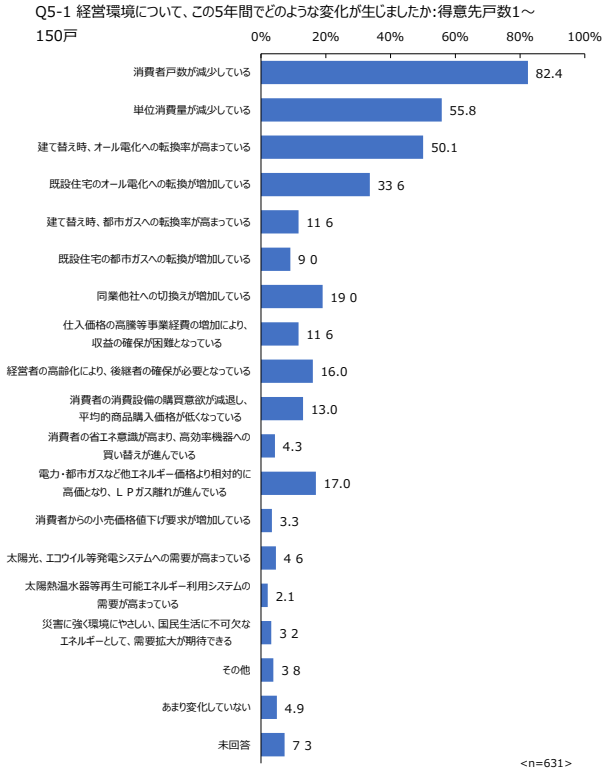

図表 2-505［規模別］ 5 年間での経営環境の変化
得意先戸数 151～300 戸

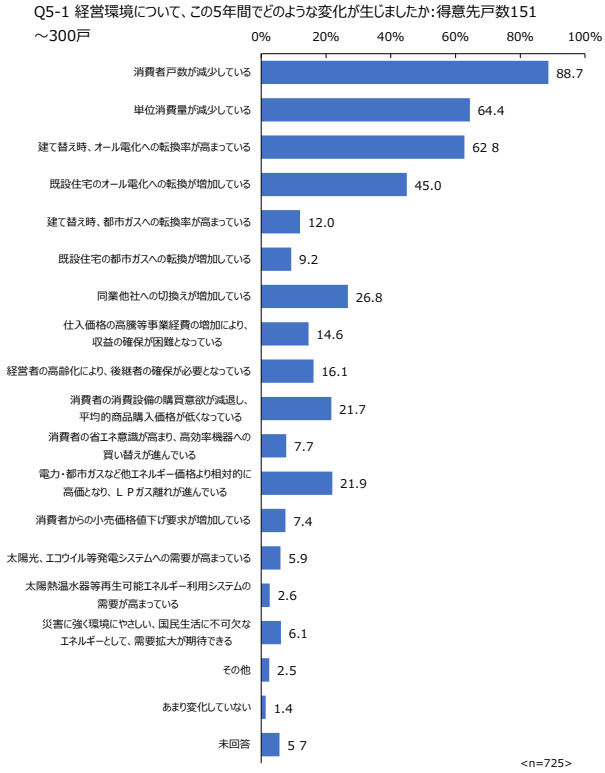

図表 2-506［規模別］ 5 年間での経営環境の変化
得意先戸数 301～600 戸

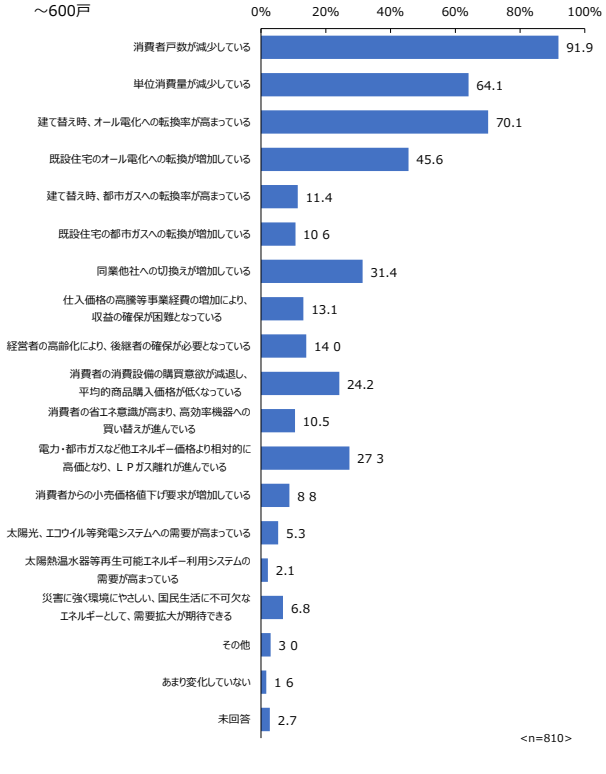

図表 2-507［規模別］ 5 年間での経営環境の変化
得意先戸数 601～1000 戸

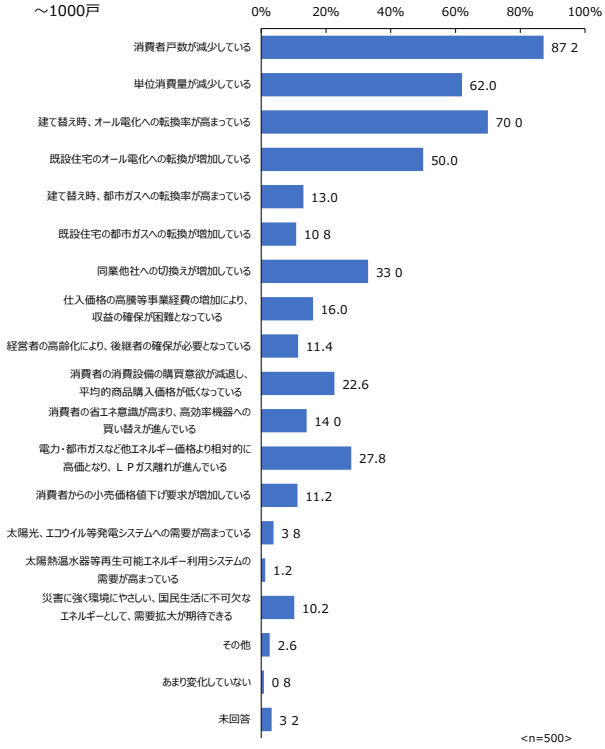

図表 2-508［規模別］ 5 年間での経営環境の変化 得意先戸数 1001～2500 戸

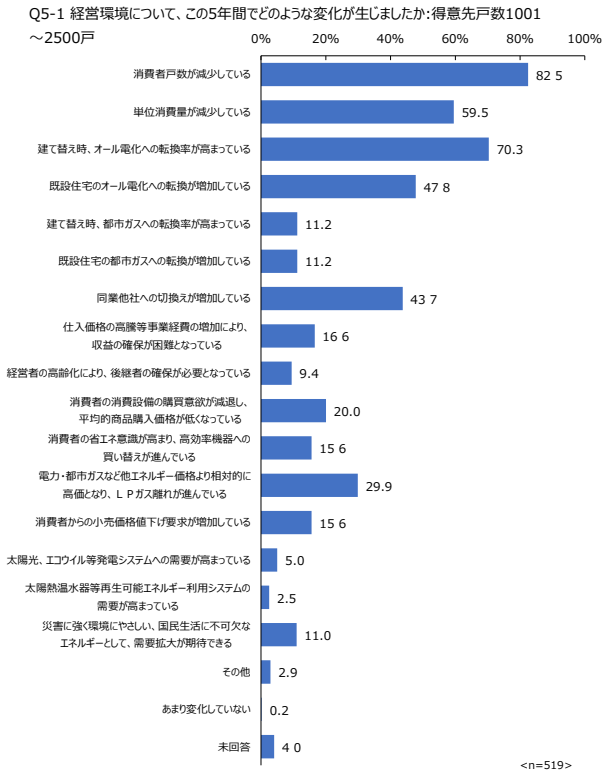

図表 2-509［規模別］ 5 年間での経営環境の変化 得意先戸数 2501 戸～

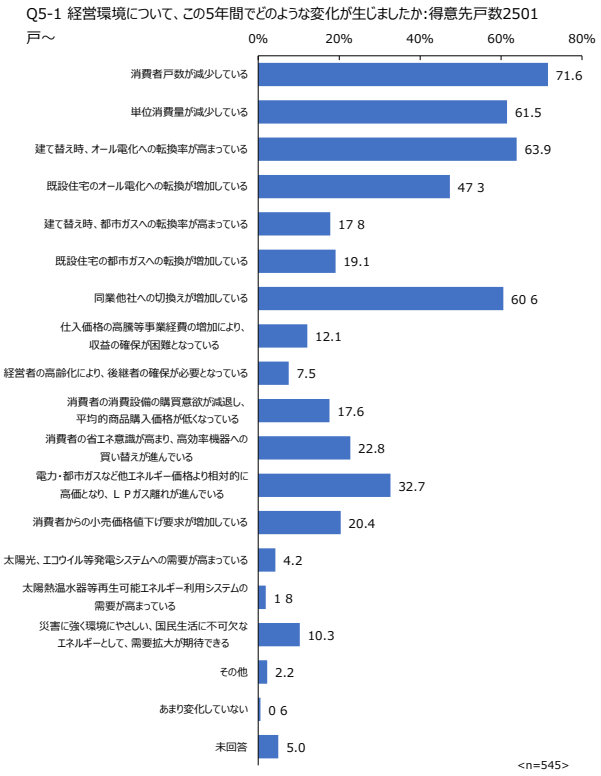

(3) 地域別

地域別では、総じて自社得意先、オール電化、同業との競合が上位の環境変化となっているが、関東では同業との競合、西日本ではオール電化の回答比率が相対的に高く、経営環境に関する地域性が見て取れる。

図表 2-510［地域別］ 5 年間での経営環境の変化 北海道

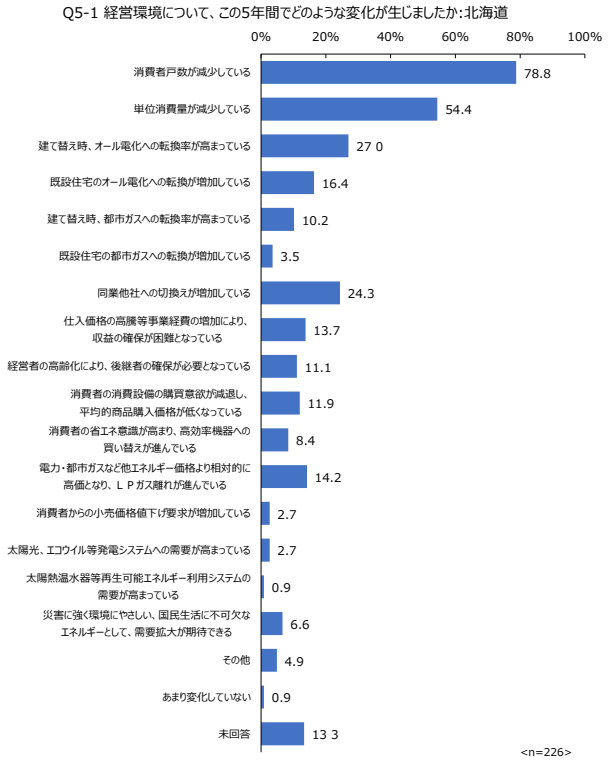

図表 2-511［地域別］ 5 年間での経営環境の変化 東北

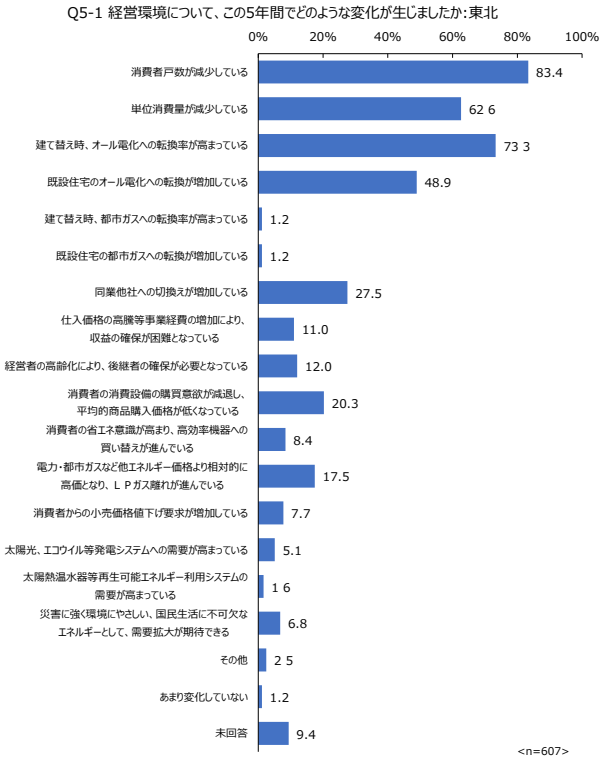

図表 2-512［地域別］ 5 年間での経営環境の変化 関東

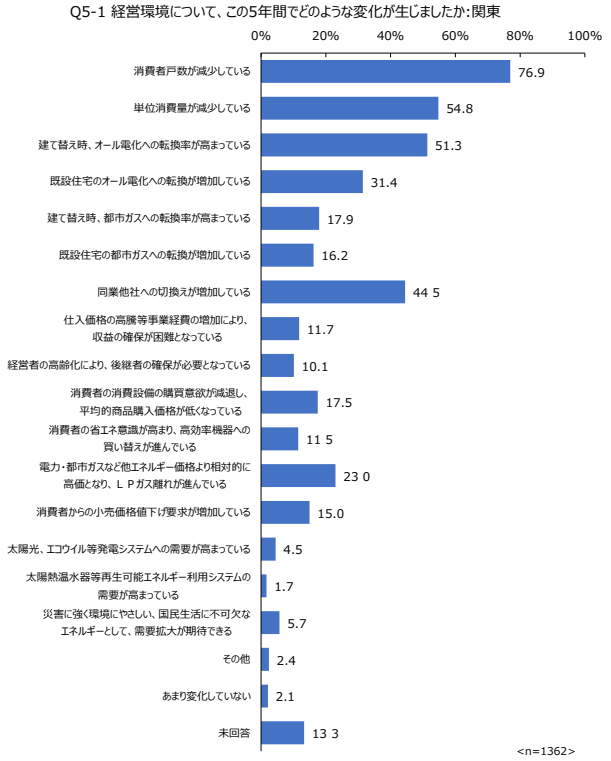

図表 2-513［地域別］ 5 年間での経営環境の変化 中部

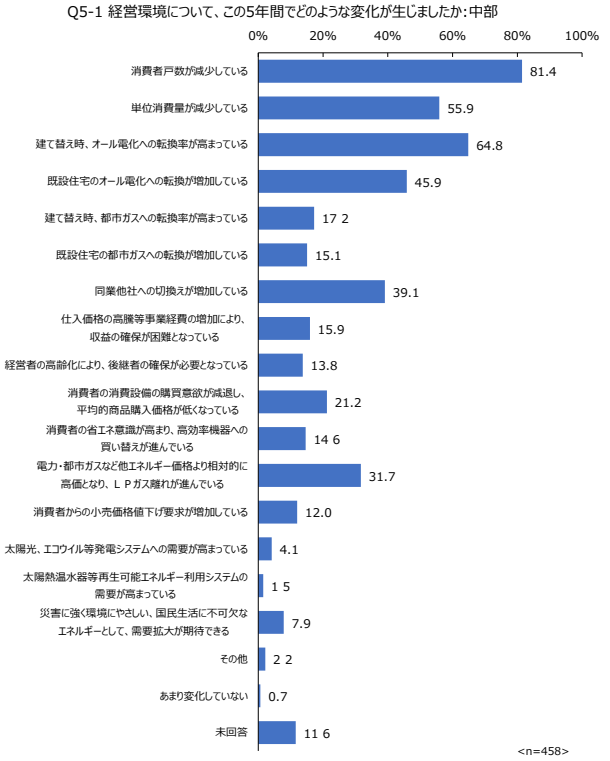

図表 2-514［地域別］ ５年間での経営環境の変化 近畿

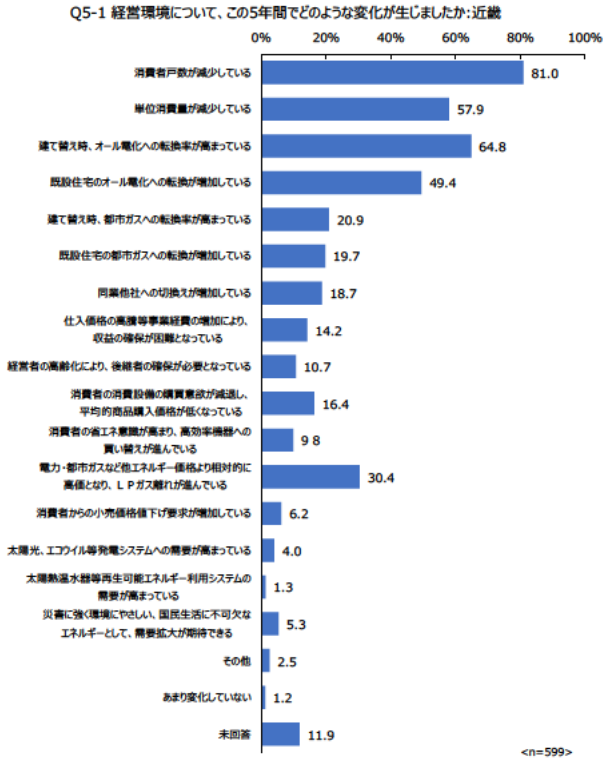

図表 2-515［地域別］ ５年間での経営環境の変化 中国

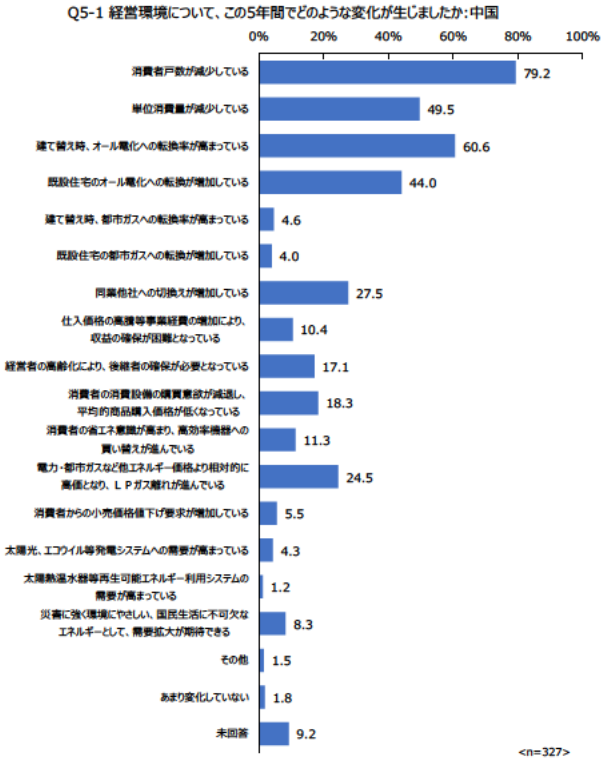

図表 2-516［地域別］ ５年間での経営環境の変化 四国

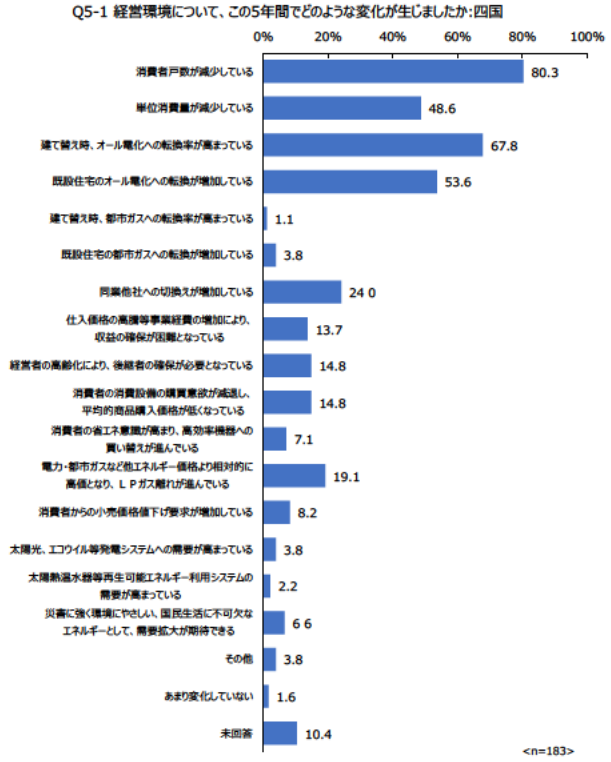

図表 2-517［地域別］ ５年間での経営環境の変化 九州

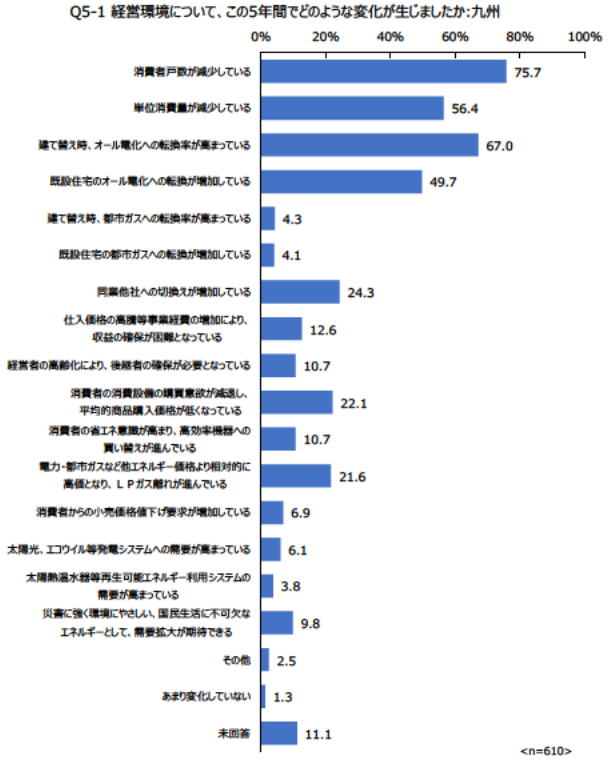

図表 2-518［地域別］ 5 年間での経営環境の変化
沖縄

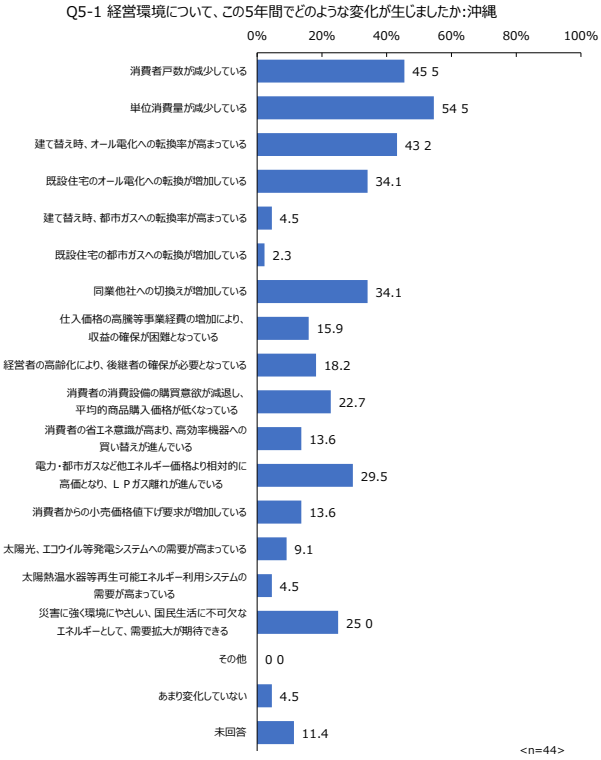

(4)前年比較

前年比較では、回答傾向に大きな差異は無く、販売数量の減少傾向が継続していることが窺われる。

【再掲】図表 2-519［前年比較］ 5 年間での経営環境の変化

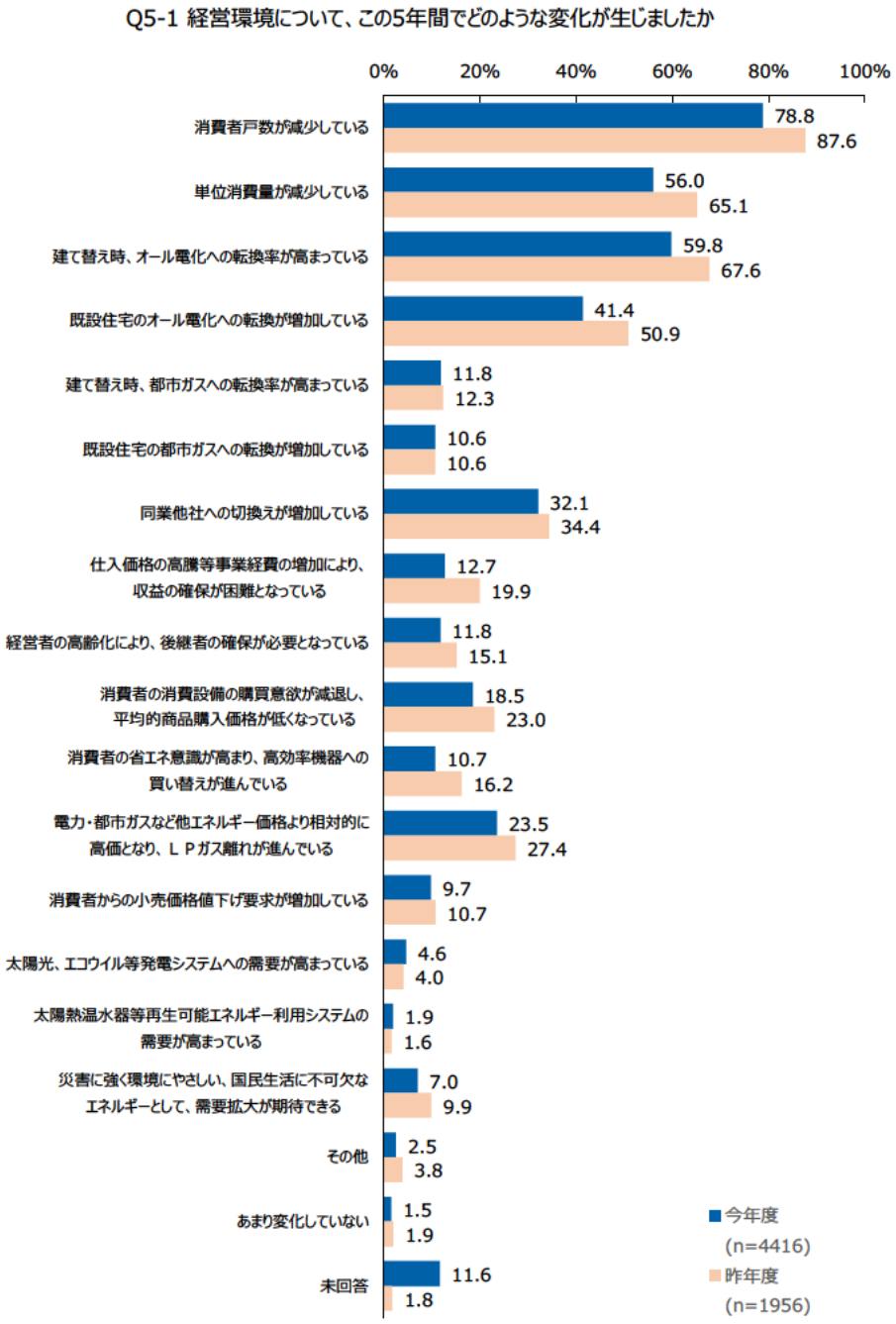

2. 今年度の投資方針

今年度の投資方針としては、「保安に関する投資を優先」とする事業者が２７．８%の一方で、「決まっていない」および「未回答」の事業者で過半数を占めている。

【再掲】図表 2-520 今年度の投資方針

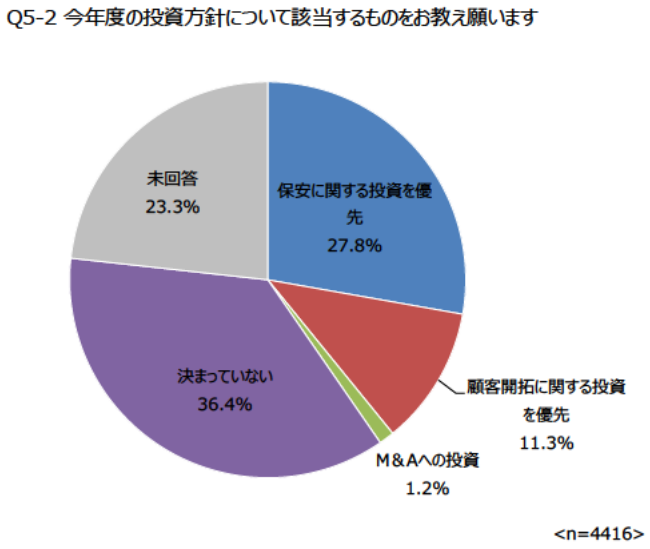

3. 投資額の比率

(1)平均値

①回答者全体

既に実施済み、もしくは今後予定している投資の比率（平均値）としては、「集中監視システムへの投資」（１２．５%）や「新型ガスメーターへの投資」（３０．１%）といった保安面に関するものが４割強、「得意先戸数を増やす為の投資」（２０．４%）、「新規事業、新規扱い商品、サービスへの投資」（１５．４%）といった積極投資が３割強となっている。事業の拡大よりも維持にやや重きを置いていることが窺われる。

【再掲】図表 2-521 投資額の比率（平均値）

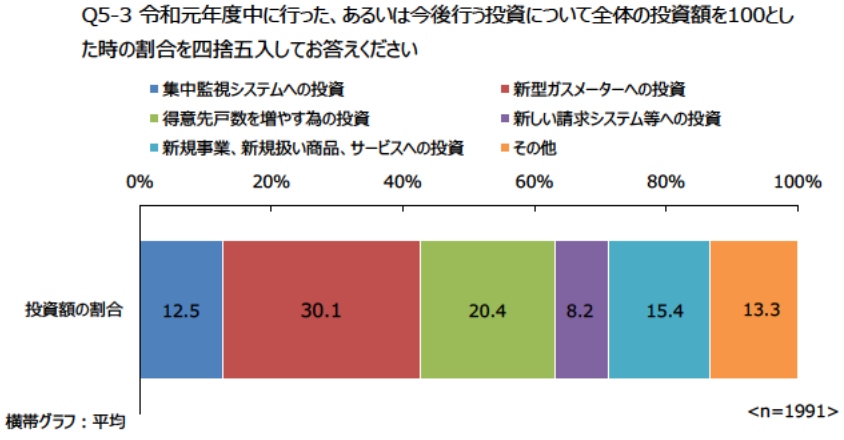

②規模別

規模別では、小規模事業者ほど「新型ガスメーターへの投資」の比率が高く、また、大規模事業者ほど「集中監視システムへの投資」や「得意先戸数を増やす為の投資」の比率が高くなっている、大規模事業者においては、事業の高度化や拡大に対する資金余力を有している半面、小規模事業者においては、資金的に事業維持のための投資で手一杯であることが推測される。

図表 2-522［規模別］ 投資額の比率（平均値）

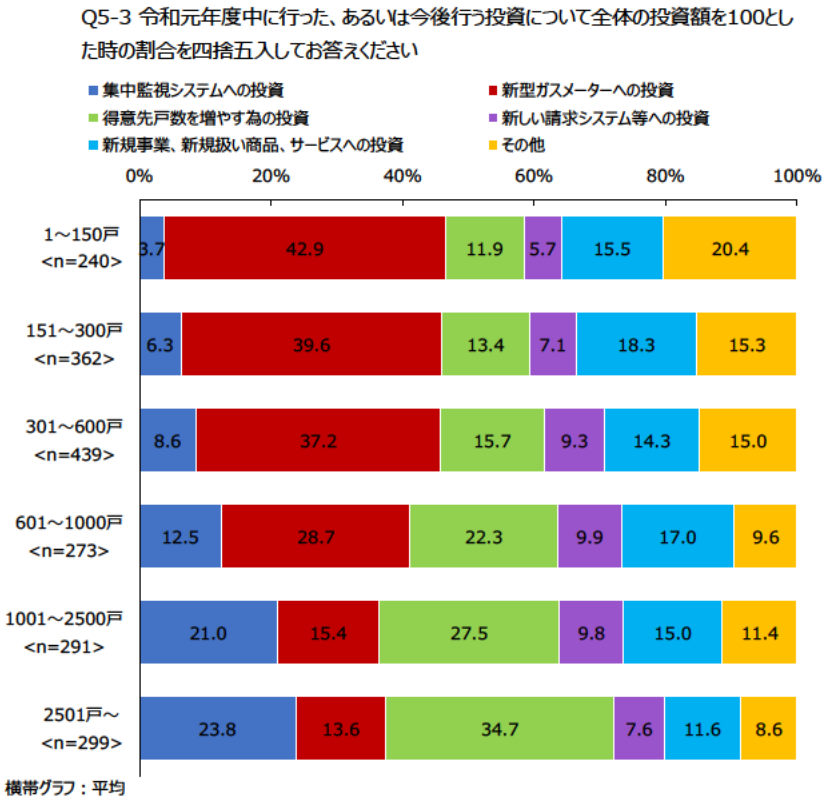

(2)集中監視システム

①回答者全体

集中監視システムについては、「0%」（投資をしない）および「未回答」の事業者で過半数を占めるが、投資比率の平均値が１割程度のため、全体の「10%」（４．６%）、「20%」（３．８%）と、投資の一部を集中監視システム導入に充てる事業者もわずかながら見られる。

図表 2-523 集中監視システムの投資比率

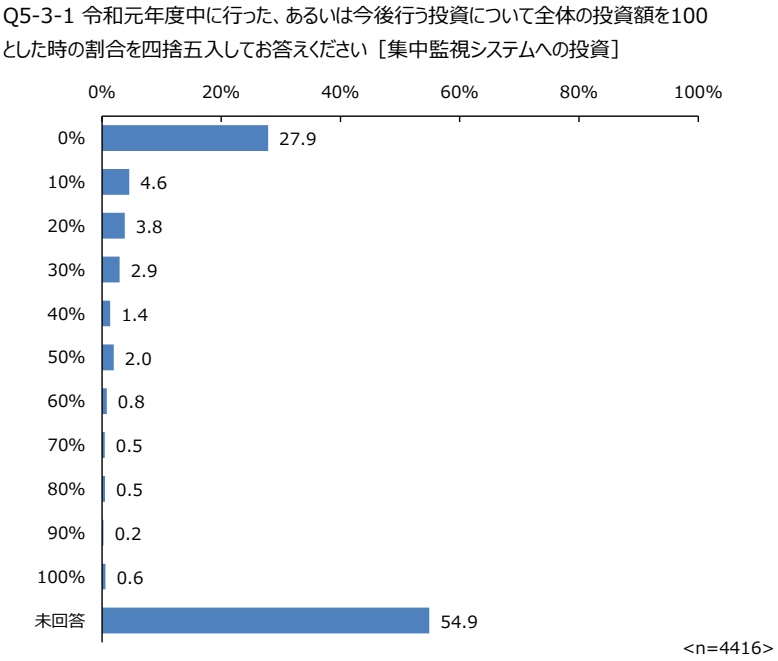

②規模別

規模別では、小規模事業者において「0%」や「未回答」の比率が高くなっている。現状でも大規模事業者の方が導入比率は高い傾向にあるため、事業者間の導入比率の乖離が大きくなることが懸念される。

図表 2-524［規模別］ 集中監視システムの投資比率 得意先戸数 1～150 戸

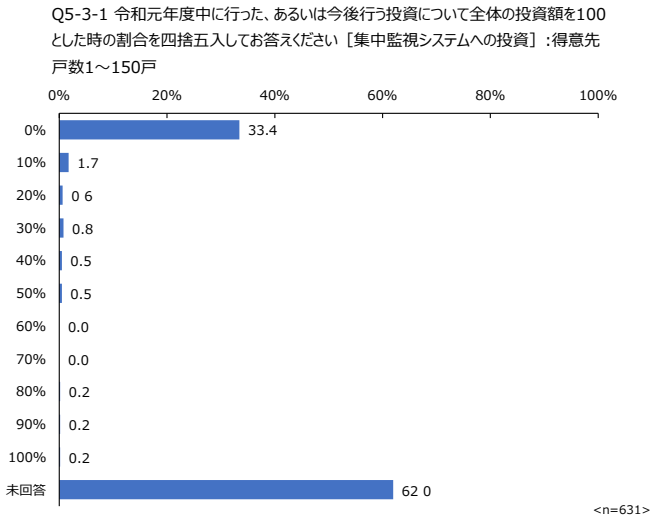

図表 2-525［規模別］ 集中監視システムの投資比率 得意先戸数 151～300 戸

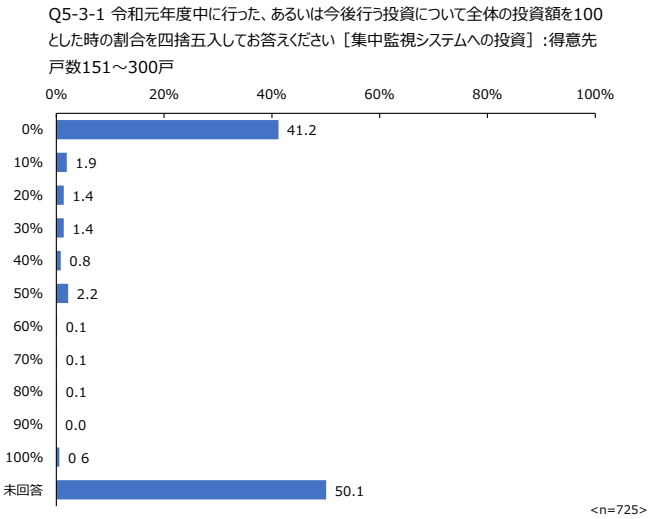

図表 2-526［規模別］ 集中監視システムの投資比率 得意先戸数 301～600 戸

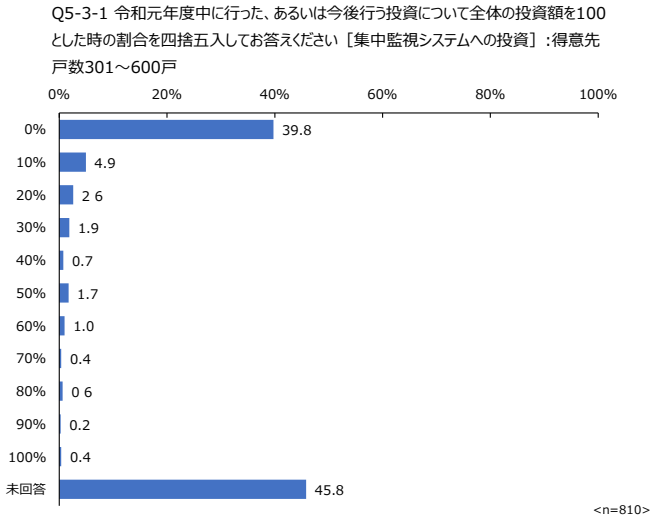

図表 2-527［規模別］ 集中監視システムの投資比率 得意先戸数 601～1000 戸

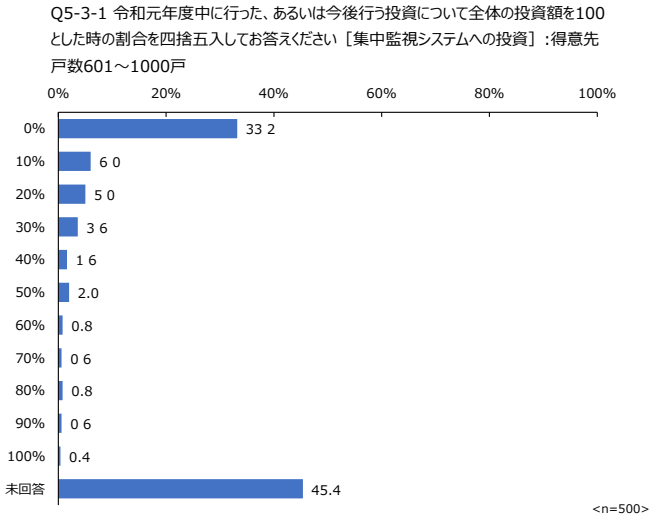

図表 2-528［規模別］ 集中監視システムの投資比率 得意先戸数 1001～2500 戸

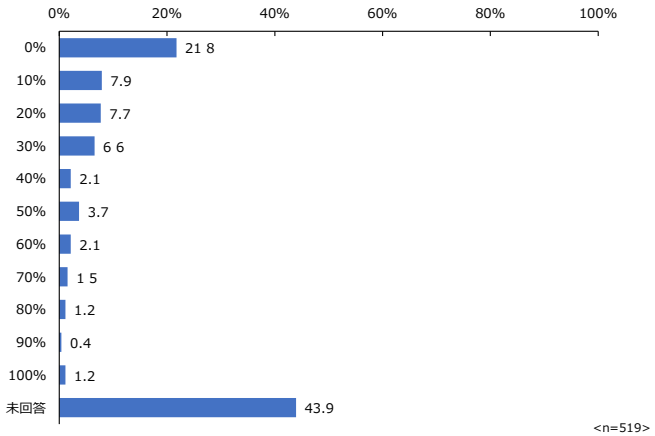

図表 2-529［規模別］ 集中監視システムの投資比率 得意先戸数 2501 戸～

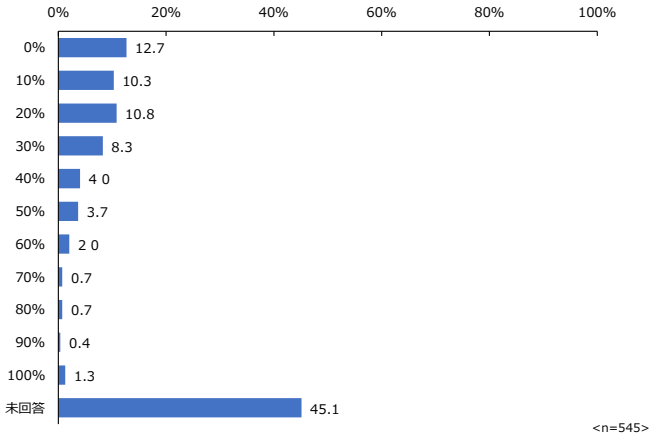

(3)新型ガスメーター

①回答者全体

新型ガスメーターについては、投資比率の平均値が最も高かったこともあり、「0%」の事業者は１５．４%に止まり、「100%」（投資は新型ガスメーターのみ）の事業者も３．０%見られ、各事業者における新型ガスメーターへの投資意欲の高さが窺われる。

図表 2-530 新型ガスメーターの投資比率

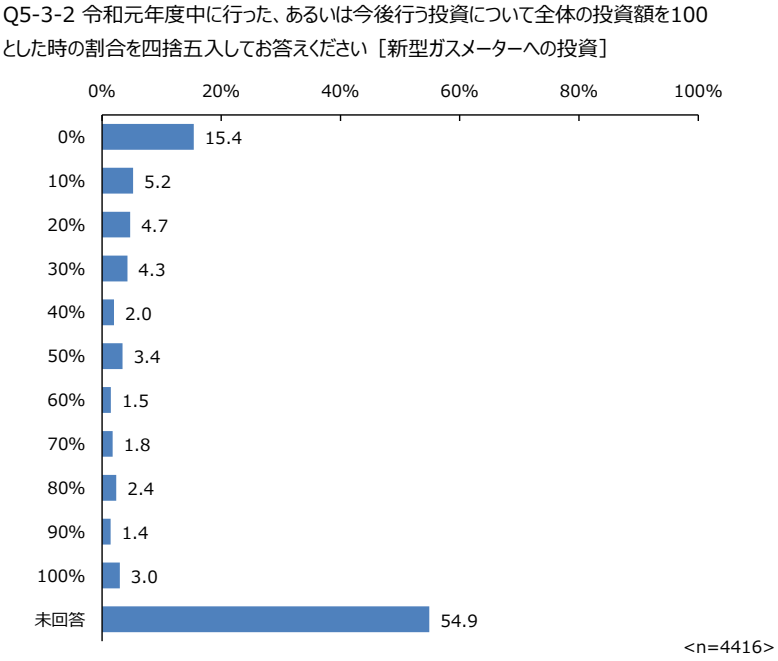

②規模別

規模別においては、小規模事業者の方が投資比率は高い傾向にある。ガスメーターの有効期限というコンプライアンス上の問題もあり、事業者の意思とは無関係に投資をせざるを得ないため、投資総額が少ないであろう小規模事業者において、比率が高くなっているものと思われる。

図表 2-531［規模別］ 新型ガスメーターの投資比率 得意先戸数 1～150 戸

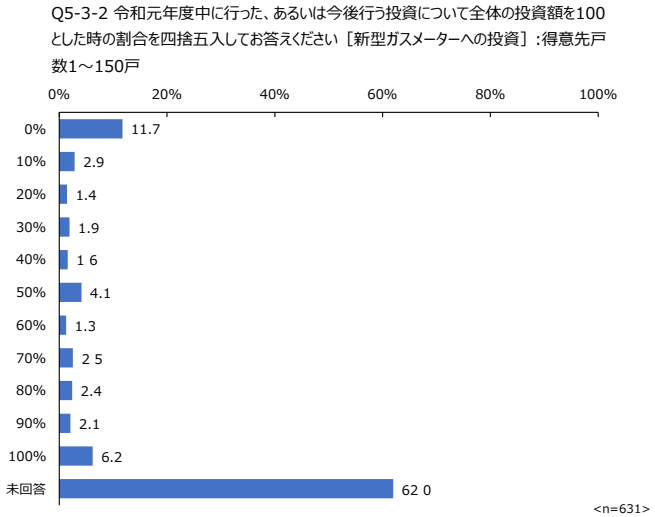

図表 2-532［規模別］ 新型ガスメーターの投資比率 得意先戸数 151～300 戸

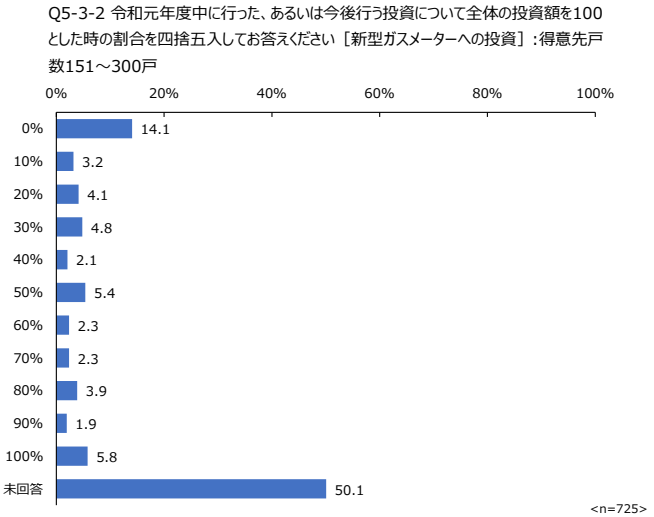

図表 2-533［規模別］ 新型ガスメーターの投資比率 得意先戸数 301～600 戸

Q5-3-2 令和元年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください［新型ガスメーターへの投資］:得意先戸数301～600戸

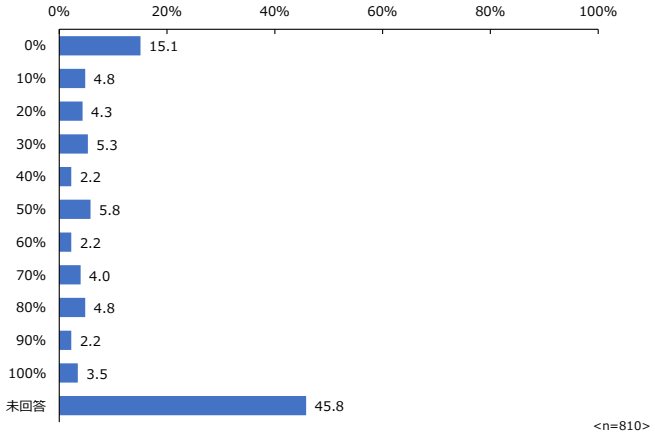

図表 2-534［規模別］ 新型ガスメーターの投資比率 得意先戸数 601～1000 戸

Q5-3-2 令和元年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください［新型ガスメーターへの投資］:得意先戸数601～1000戸

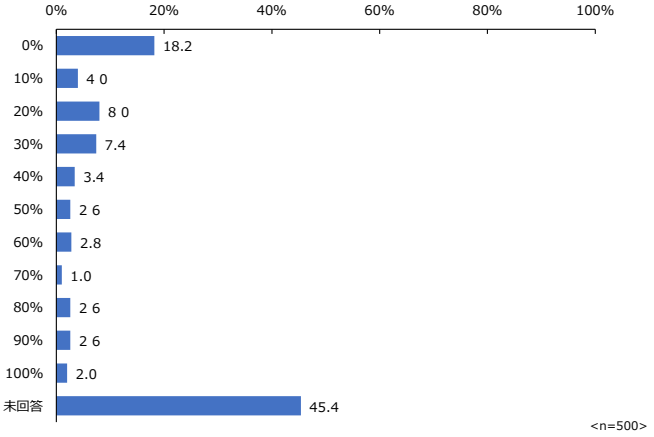

図表 2-535［規模別］ 新型ガスメーターの投資比率 得意先戸数 1001～2500 戸

Q5-3-2 令和元年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください［新型ガスメーターへの投資］:得意先戸数1001～2500戸

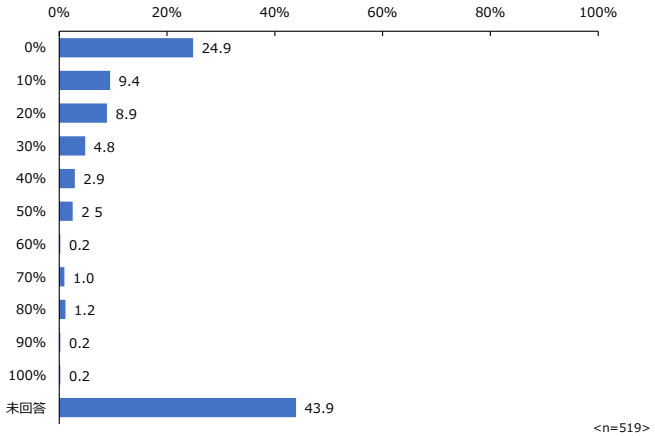

図表 2-536［規模別］ 新型ガスメーターの投資比率 得意先戸数 2501 戸～

Q5-3-2 令和元年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください［新型ガスメーターへの投資］:得意先戸数2501戸～

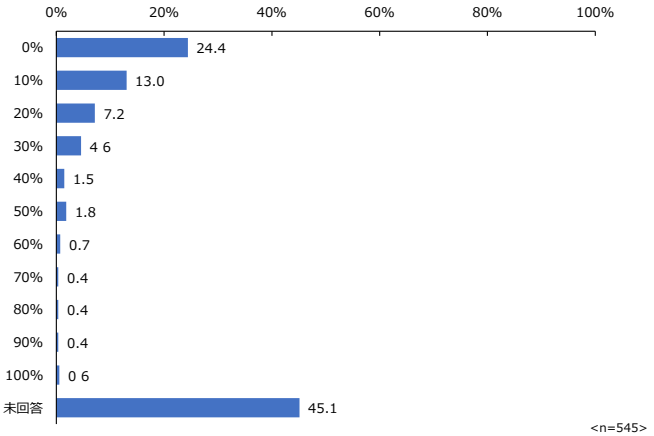

(4) 新規得意先獲得

①回答者全体

新規得意先獲得に関する投資については、他の項目よりも投資比率が分散している傾向にあり、各事業者が一定程度投資している様子が窺われる。

図表 2-537 新規得意先獲得の投資比率

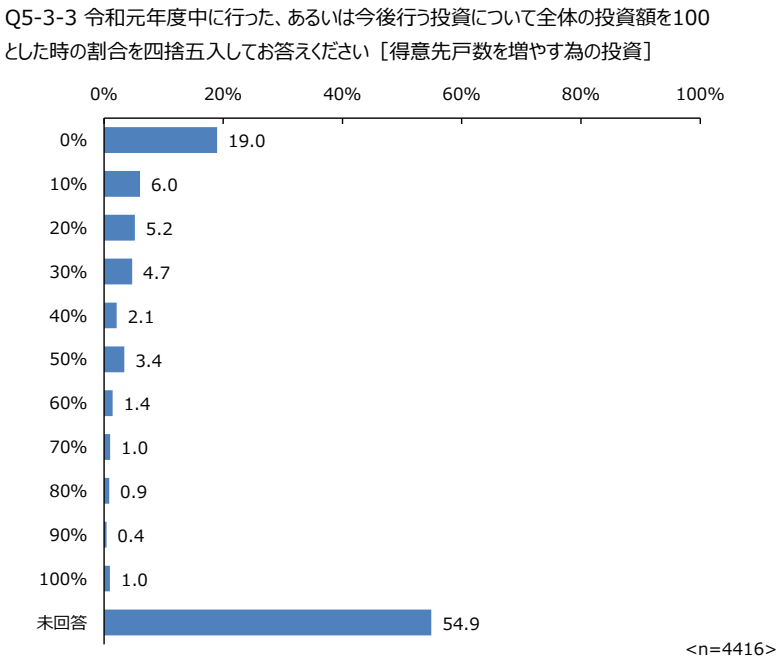

②規模別

規模別においては、大規模事業者の方が投資比率は高い傾向にある。小規模事業者においては新規得意先獲得に充てる資金面の問題以外に、自社商圏内における投資効果（投資をするに見合う新規得意先が少ない）の問題もあるものと推測される。

図表 2-538［規模別］ 新規得意先獲得の投資比率 得意先戸数 1～150 戸

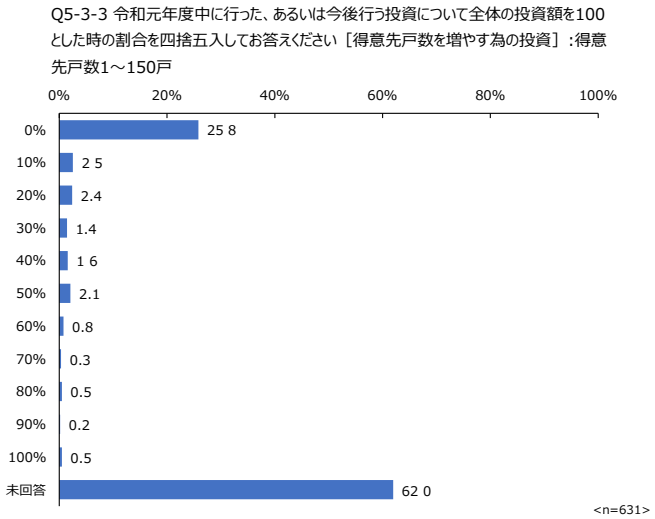

図表 2-539［規模別］ 新規得意先獲得の投資比率 得意先戸数 151～300 戸

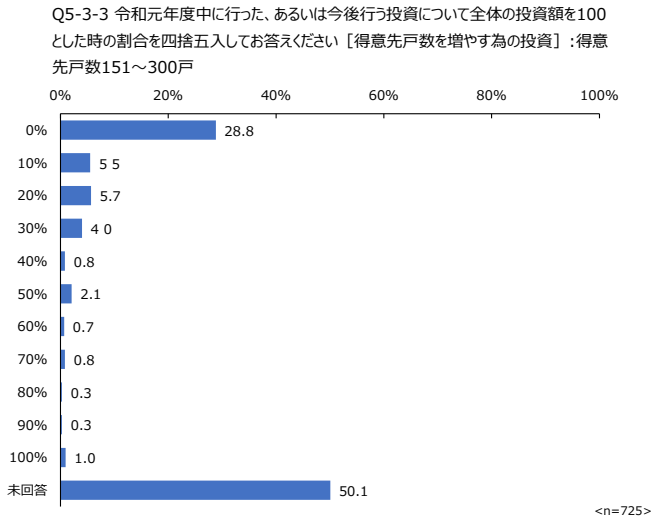

図表 2-540［規模別］ 新規得意先獲得の投資比率
得意先戸数 301～600 戸

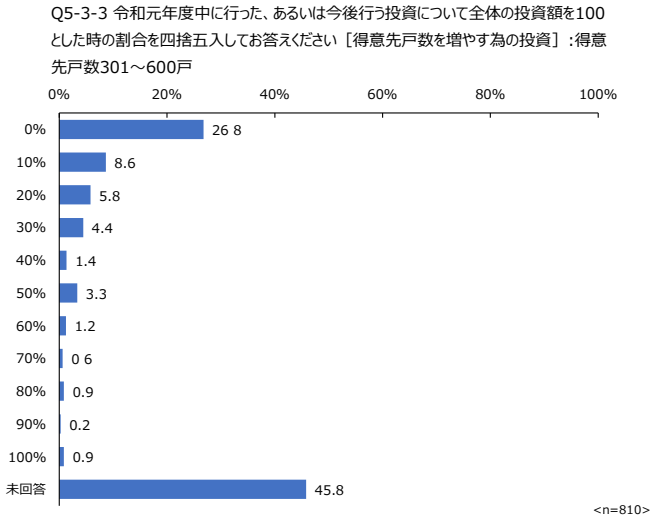

図表 2-541［規模別］ 新規得意先獲得の投資比率
得意先戸数 601～1000 戸

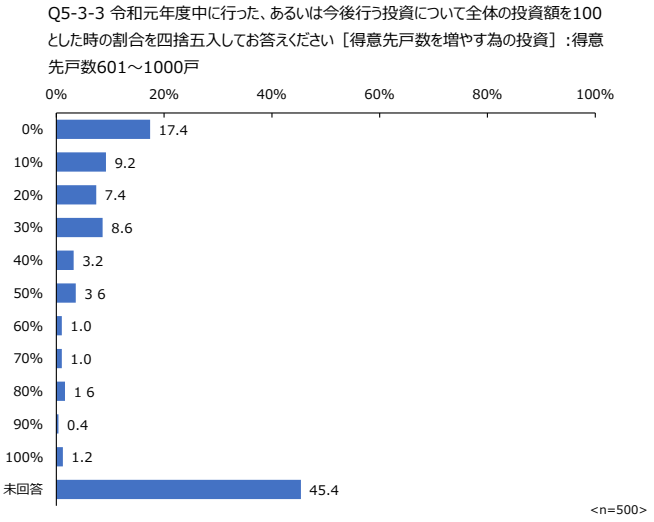

図表 2-542［規模別］ 新規得意先獲得の投資比率
得意先戸数 1001～2500 戸

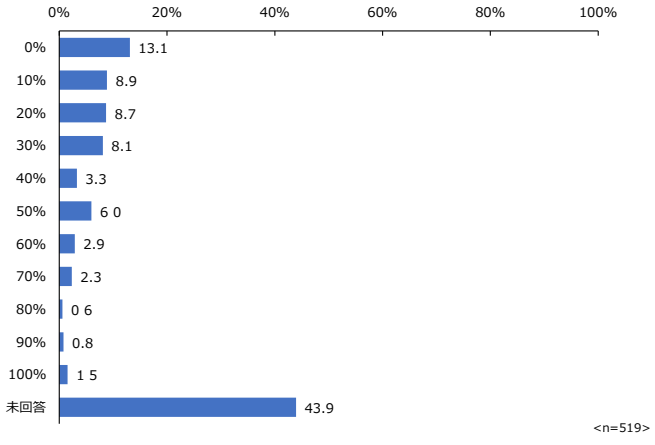

図表 2-543［規模別］ 新規得意先獲得の投資比率
得意先戸数 2501 戸～

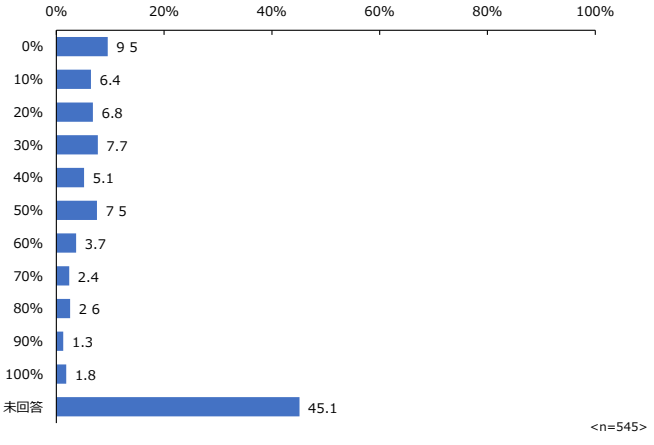

(5)新しい請求システム等

①回答者全体

新しい請求システム等への投資については、投資比率の平均値が８．２％と相対的に低かったこともあり、「0%」および「未回答」の事業者が過半数を占めている。

図表 2-544 新しい請求システム等の投資比率

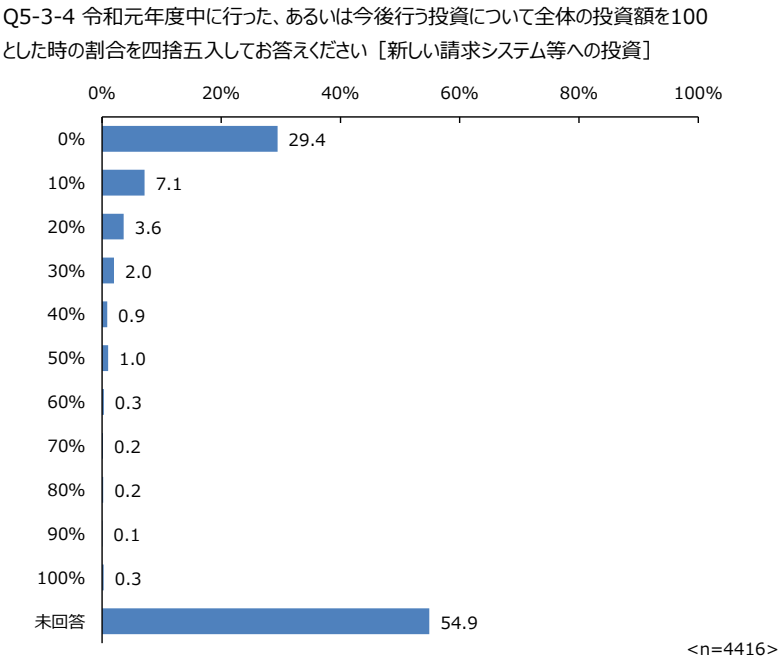

②規模別

規模別では、規模による回答傾向に大きな差異は見られない。

図表 2-545［規模別］ 新しい請求システム等の投資比率 得意先戸数 1～150 戸

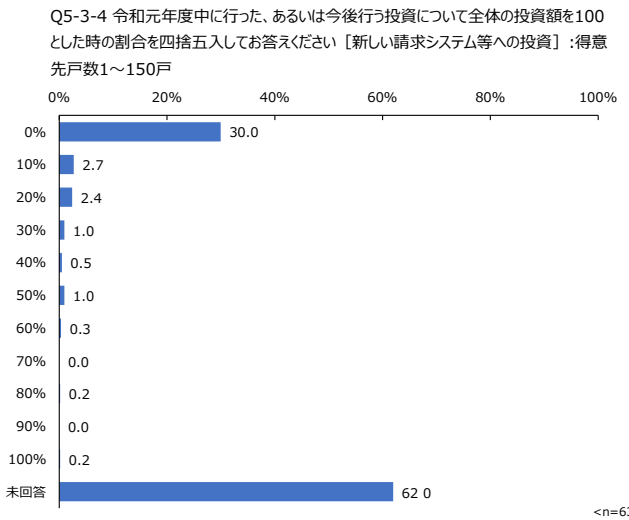

図表 2-546［規模別］ 新しい請求システム等の投資比率 得意先戸数 151～300 戸

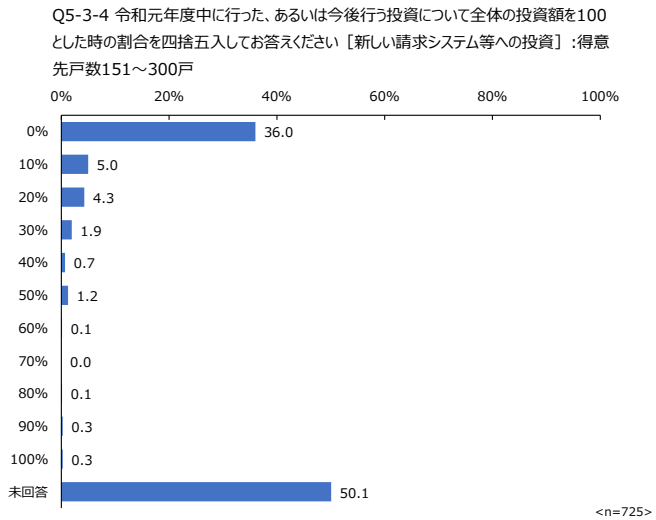

図表 2-547［規模別］ 新しい請求システム等の投資比率 得意先戸数 301～600 戸

Q5-3-4 令和元年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください［新しい請求システム等への投資］:得意先戸数301～600戸

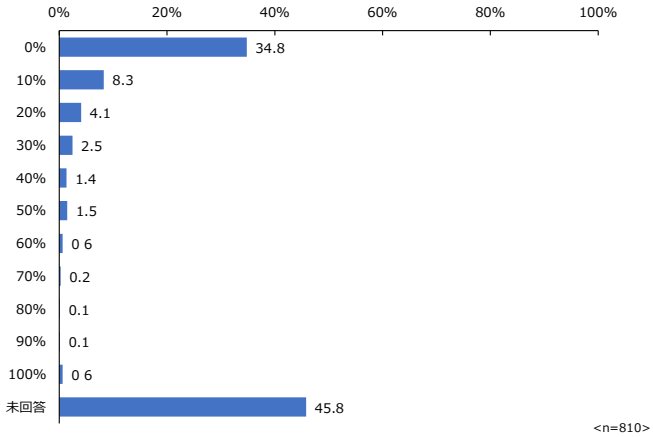

<n=810>

図表 2-548［規模別］ 新しい請求システム等の投資比率 得意先戸数 601～1000 戸

Q5-3-4 令和元年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください［新しい請求システム等への投資］:得意先戸数601～1000戸

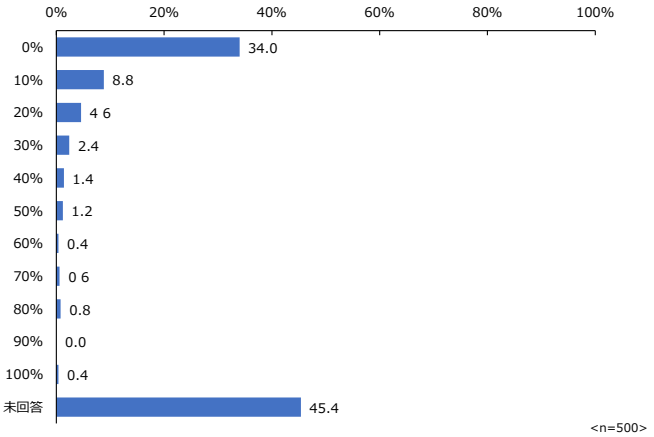

<n=500>

図表 2-549［規模別］ 新しい請求システム等の投資比率 得意先戸数 1001～2500 戸

Q5-3-4 令和元年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください［新しい請求システム等への投資］:得意先戸数1001～2500戸

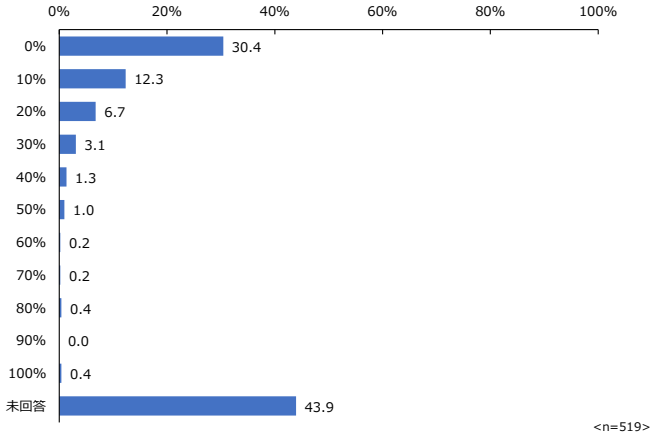

<n=519>

図表 2-550［規模別］ 新しい請求システム等の投資比率 得意先戸数 2501 戸～

Q5-3-4 令和元年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください［新しい請求システム等への投資］:得意先戸数2501戸～

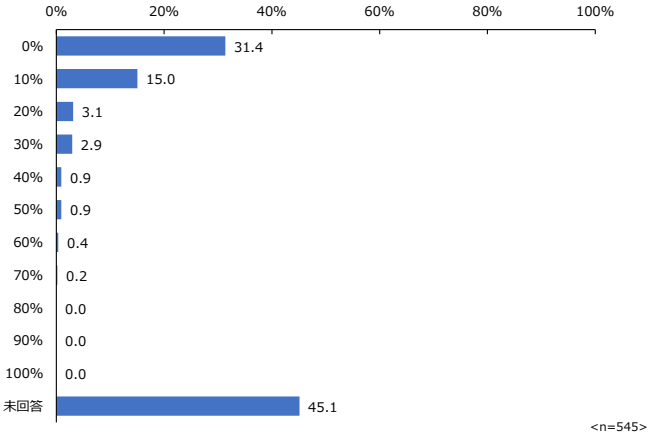

<n=545>

(6) 新規事業、新規扱い商品、サービス

①回答者全体

新規事業、新規扱い商品、サービスに関する投資については、新規得意先獲得同様に、各事業者において、一定程度の投資を実施すると回答している。

図表 2-551 新規事業、新規扱い商品、サービスの投資比率

Q5-3-5 令和元年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください［新規事業、新規扱い商品、サービスへの投資］

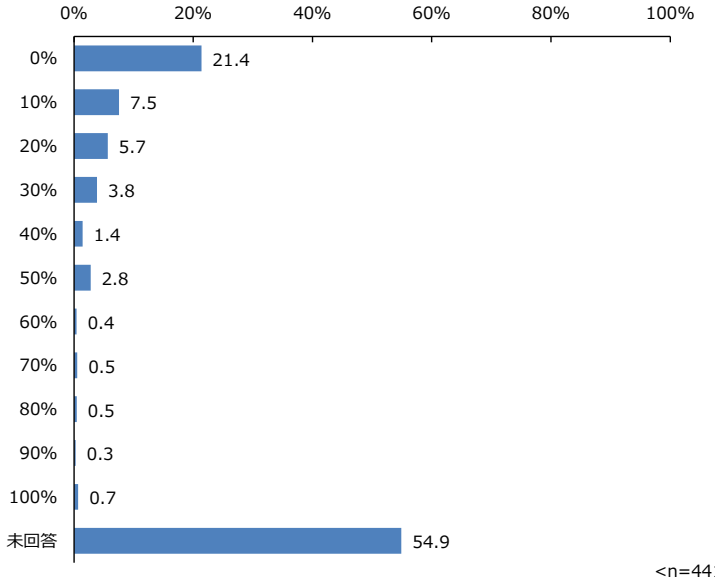

<n=4416>

②規模別

規模別では、小規模事業者において投資比率がやや低い傾向にあるが、小規模事業者は新規事業、新規扱い商品、サービスに充てる資金面の余裕に乏しいものと思われる。

図表 2-552［規模別］ 新規事業、新規扱い商品、サービスの投資比率 得意先戸数 1～150 戸

Q5-3-5 令和元年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください［新規事業、新規扱い商品、サービスへの投資］:得意先戸数1～150戸

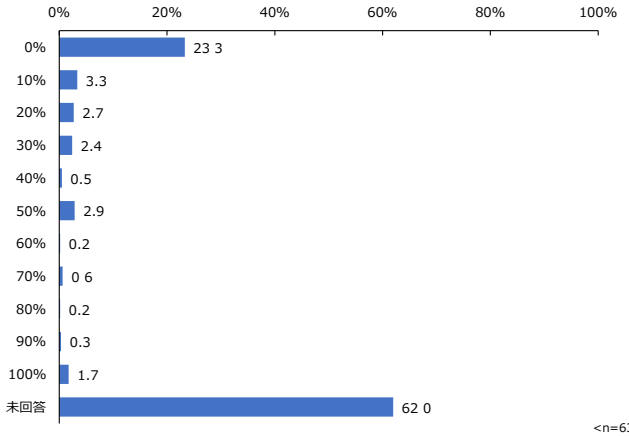

<n=631>

図表 2-553［規模別］ 新規事業、新規扱い商品、サービスの投資比率 得意先戸数 151～300 戸

Q5-3-5 令和元年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください［新規事業、新規扱い商品、サービスへの投資］:得意先戸数151～300戸

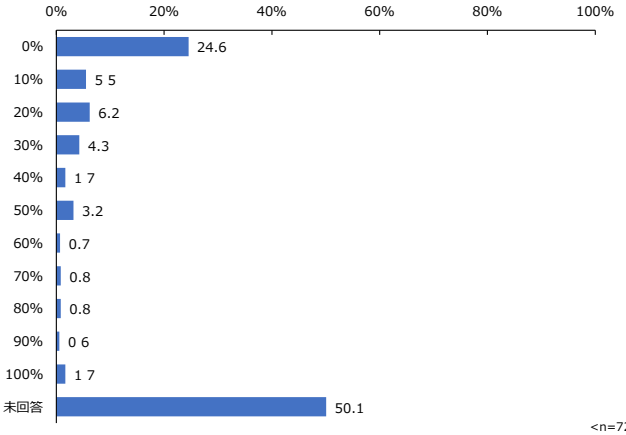

<n=725>

図表 2-554［規模別］ 新規事業、新規扱い商品、サービスの投資比率 得意先戸数 301～600 戸

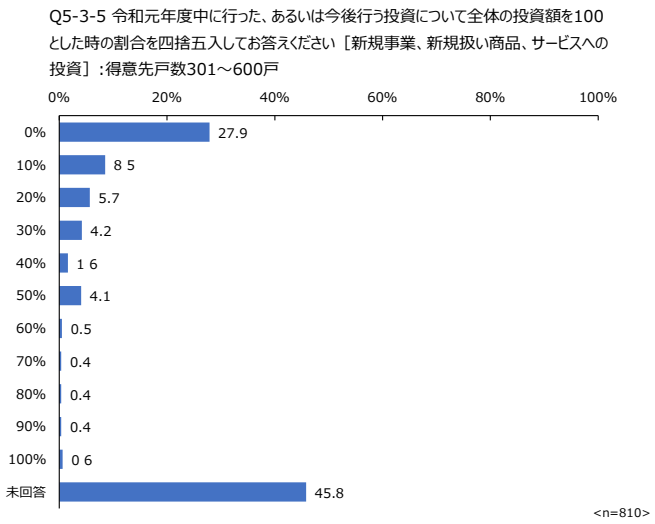

図表 2-555［規模別］ 新規事業、新規扱い商品、サービスの投資比率 得意先戸数 601～1000 戸

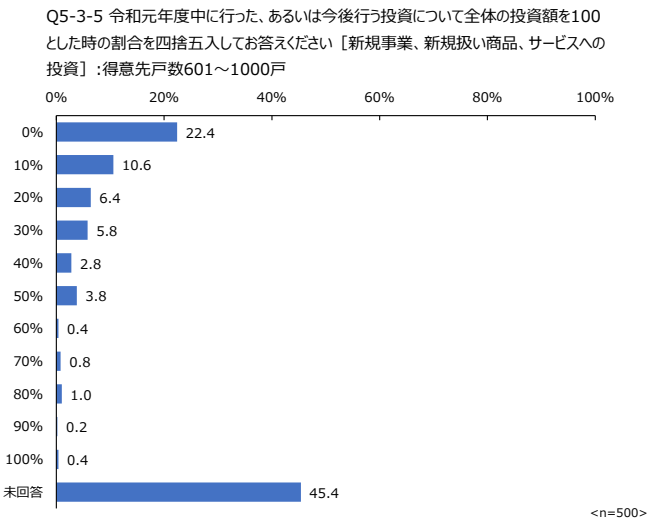

図表 2-556［規模別］ 新規事業、新規扱い商品、サービスの投資比率 得意先戸数 1001～2500 戸

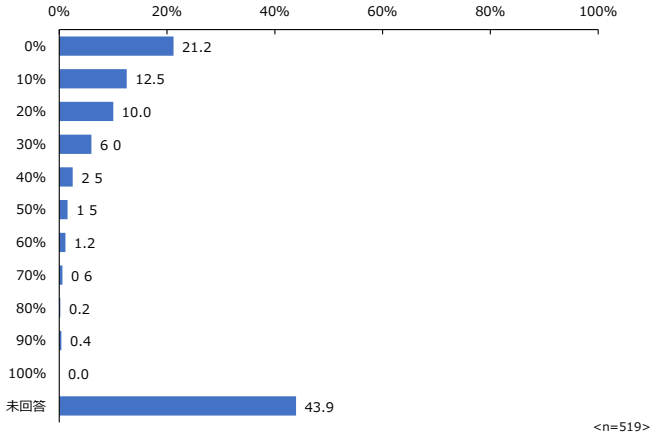

図表 2-557［規模別］ 新規事業、新規扱い商品、サービスの投資比率 得意先戸数 2501 戸～

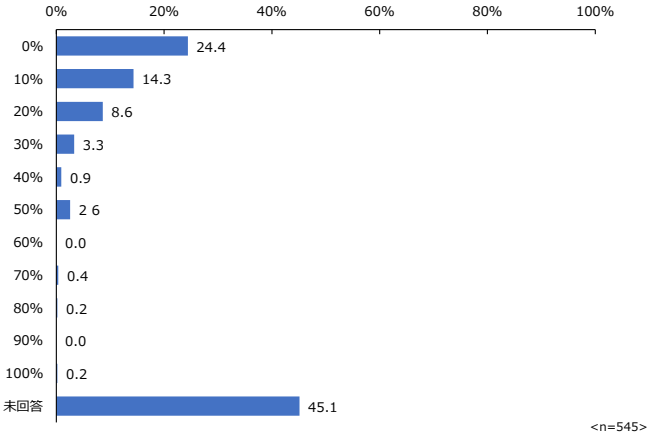

(7)その他

①回答者全体

その他の投資については、「0%」（２７．４%）、「未回答」（５４．９%）で８割を超えている。

図表 2-558 その他の投資比率

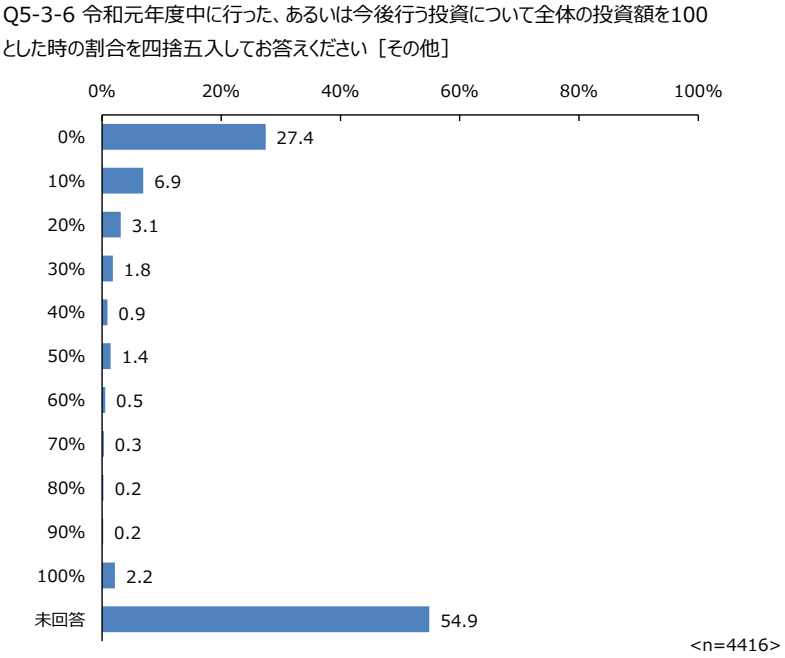

②規模別

規模にかかわらず、「0%」と「未回答」で８割前後を占めている。

図表 2-559［規模別］ その他の投資比率
得意先戸数 1～150 戸

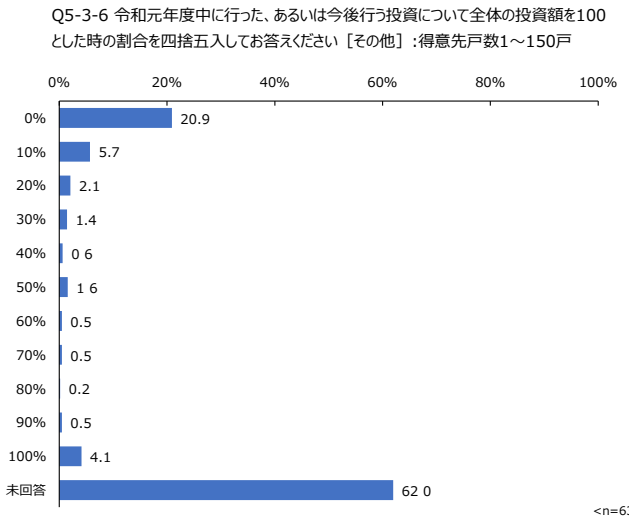

図表 2-560［規模別］ その他の投資比率
得意先戸数 151～300 戸

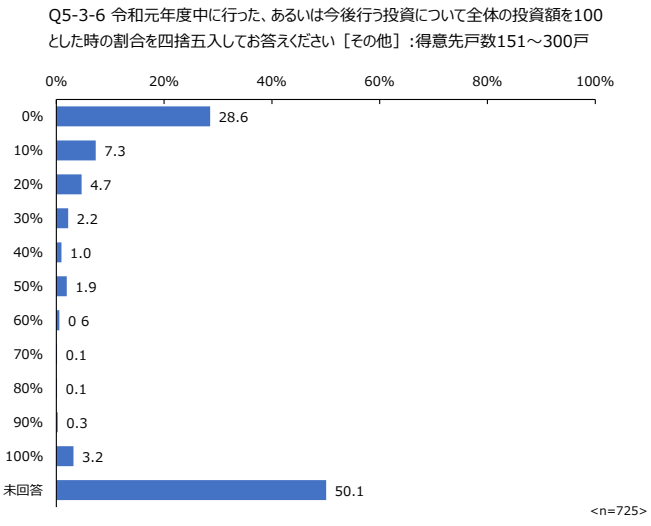

図表 2-561［規模別］ その他の投資比率 得意先戸数 301～600 戸

Q5-3-6 令和元年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください［その他］:得意先戸数301～600戸

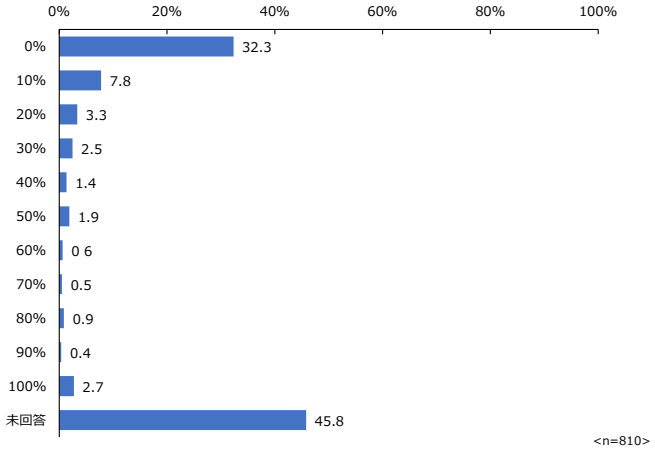

<n=810>

図表 2-562［規模別］ その他の投資比率 得意先戸数 601～1000 戸

Q5-3-6 令和元年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください［その他］:得意先戸数601～1000戸

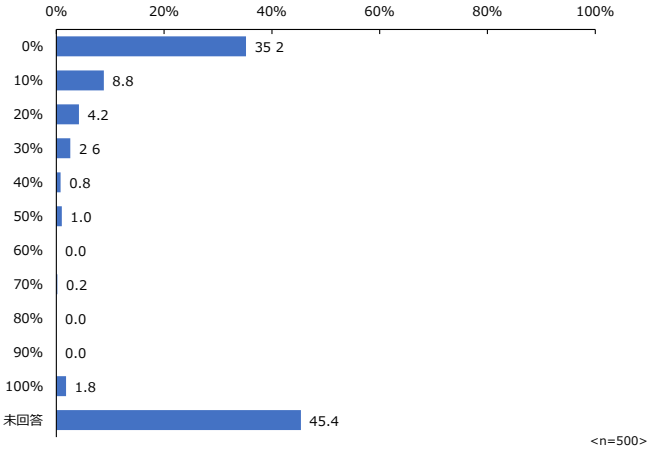

<n=500>

図表 2-563［規模別］ その他の投資比率 得意先戸数 1001～2500 戸

Q5-3-6 令和元年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください［その他］:得意先戸数1001～2500戸

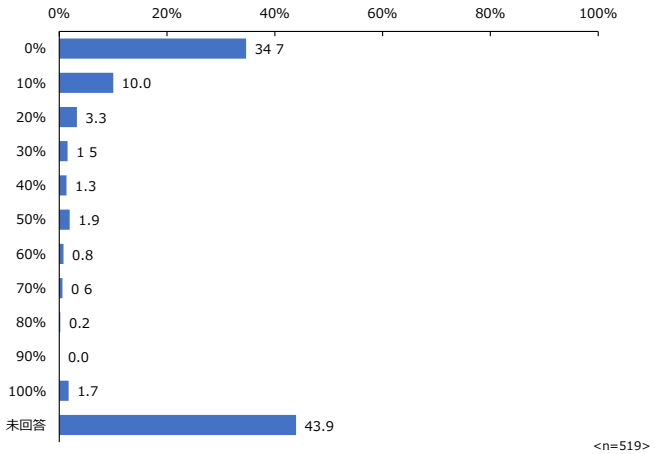

<n=519>

図表 2-564［規模別］ その他の投資比率 得意先戸数 2501 戸～

Q5-3-6 令和元年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください［その他］:得意先戸数2501戸～

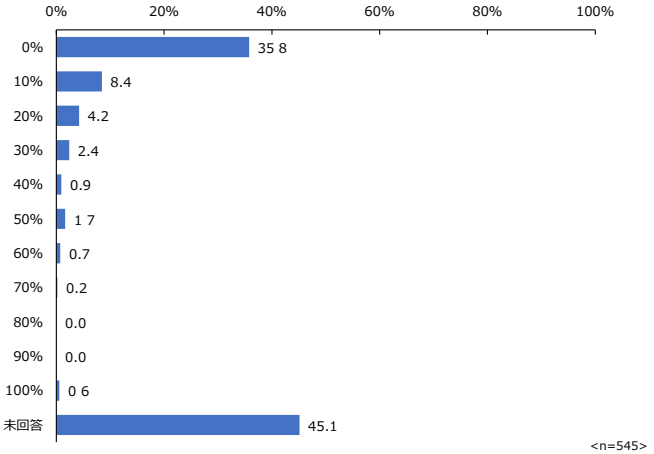

<n=545>

4. 直面する経営課題

直面する経営課題としては、前述の投資方針にも反映されていた通り「保安維持」（４１．３％）が最上位に挙げられ、「販路開拓・マーケティング」（３４．２％）がこれに続いている。これらに続き「従業員の確保、定着率」（３１．４％）を経営課題として挙げる事業者が多いが、ＩＴ化や外部活用によって補うことも視野に入れる必要がある。

図表 2-565 直面する経営課題

Q5-4 直面する経営課題として該当するものをお教え願います

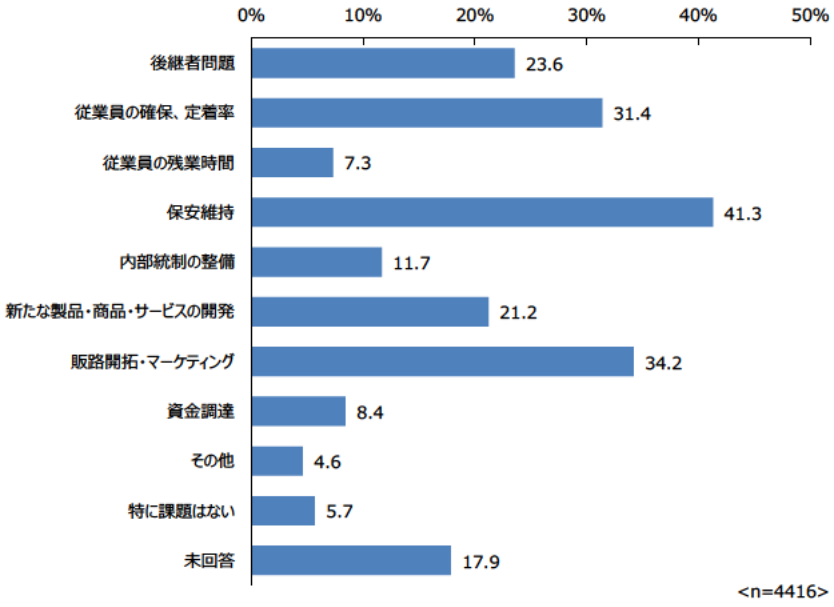

<n=4416>

5. 今後の事業継続

(1) 事業継続の意向

①回答者全体

今後の事業継続の意向について、大部分の事業者においては事業継続の意向を持っているが、６．６％の事業者が「１年以内に廃業したい」もしくは「近い将来廃業したい」と回答している。

図表 2-566 事業継続の意向

Q5-5 得意先への安定供給の観点からお尋ねします。今後も事業を続けていきたいとお考えですか

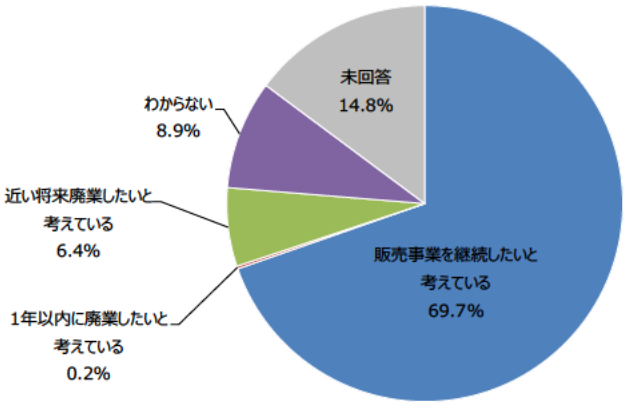

<n=4416>

②規模別

規模別では、経営環境の厳しさからか小規模事業者ほど事業継続の意向は弱く、「1～150戸」の事業者においては、「今後も販売事業を継続したいと考えている」との回答は５２．５％に止まり、２割弱が廃業を検討している。一方で、「2501戸～」では廃業検討している事業者は皆無となっている。

図表 2-567［規模別］ 事業継続の意向

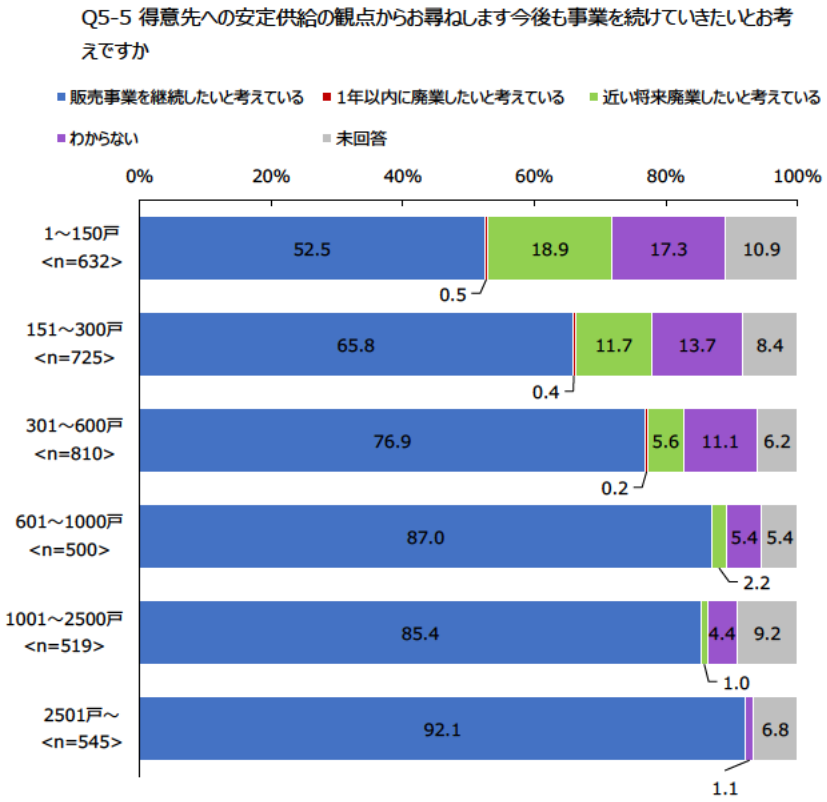

③地域別

「東北」、「中国」、「九州」の事業における事業継続意向が強くなっている。また、回答者数は少ないが「沖縄」では廃業検討している事業者は皆無となっている。

図表 2-568［地域別］　事業継続の意向

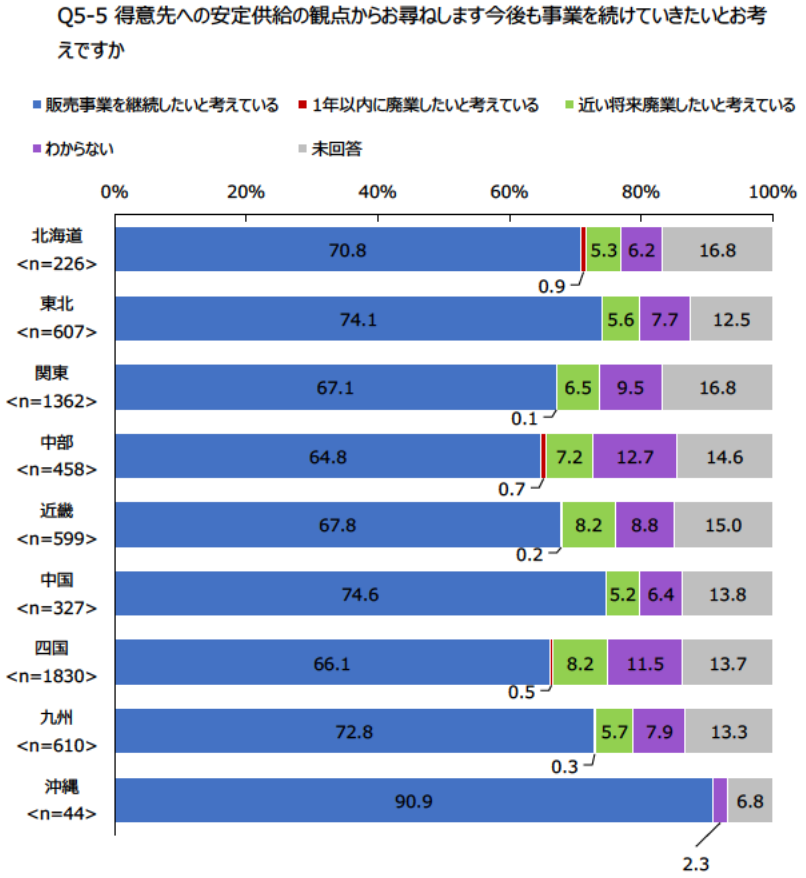

④前年比較

各回答は事業の継続意向の有無にかかわらず昨年度より減少しているが、「未回答」の事業者が１４．８％存在し、未回答を除した際の比率は昨年度と大きな差異は無い。

【再掲】図表 2-569［前年比較］　事業継続の意向

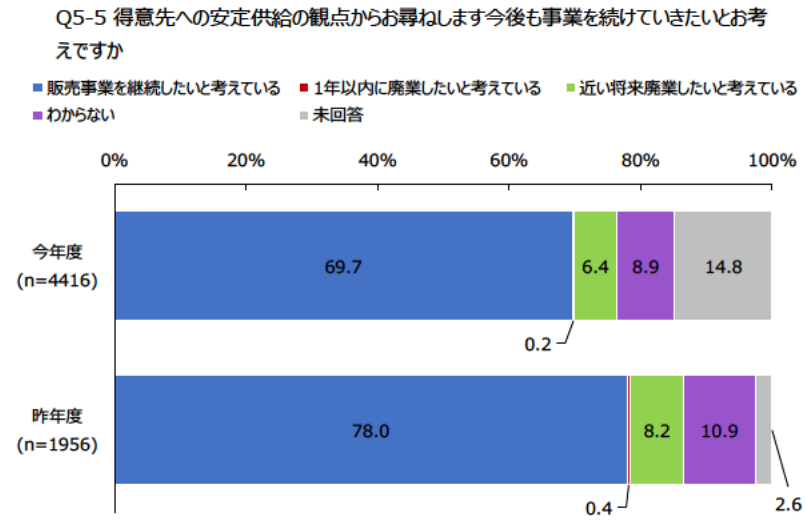

(2)廃業を検討する理由

①回答者全体

「後継者がいないため」（６８．６%）が廃業を検討する理由の最上位であり、「得意先の高齢化、減少のため」（６０．４%）がこれに続いている。事業採算性が低い過疎高齢化地域における将来的なＬＰガス供給の空白地域の発現が懸念される。

図表 2-570 廃業を検討する理由

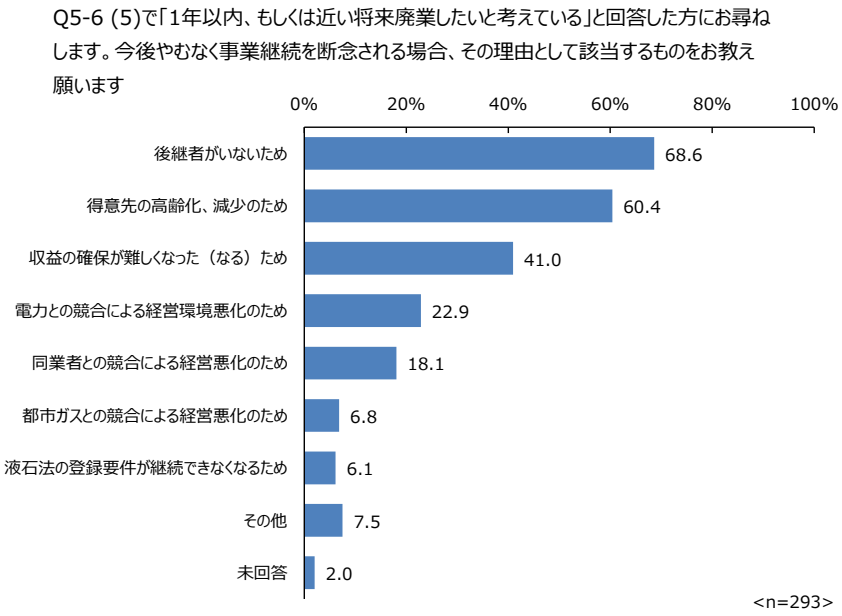

②規模別

回答者数は少ないが、得意先戸数600戸超の事業者においては「収益の確保が難しくなった（なる）ため」を挙げる比率が高くなっている。

図表 2-571［規模別］ 廃業を検討する理由 得意先戸数 1～150 戸

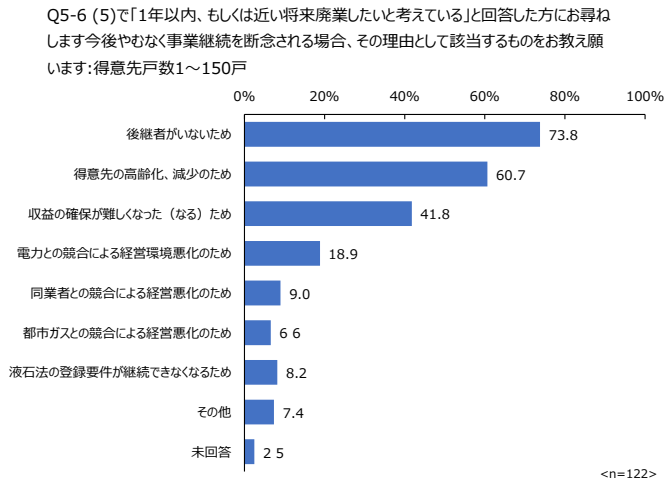

図表 2-572［規模別］ 廃業を検討する理由 得意先戸数 151～300 戸

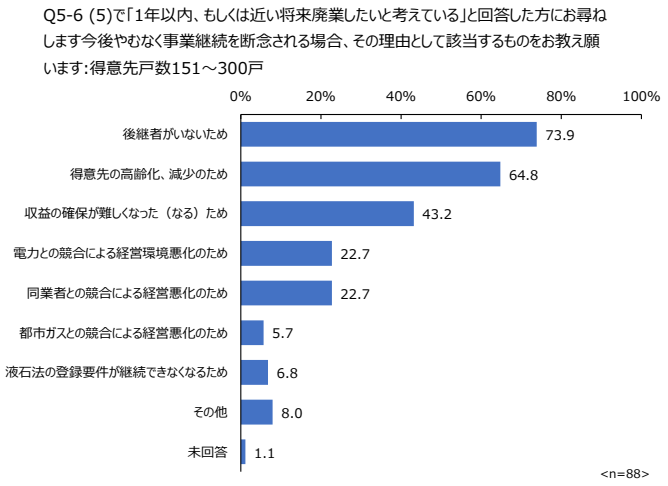

図表 2-573［規模別］ 廃業を検討する理由 得意先戸数 301～600 戸

Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお教え願います:得意先戸数301～600戸

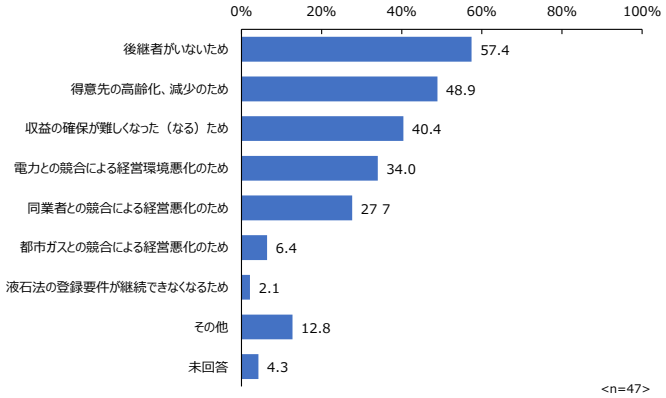

図表 2-574［規模別］ 廃業を検討する理由 得意先戸数 601～1000 戸

Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお教え願います:得意先戸数601～1000戸

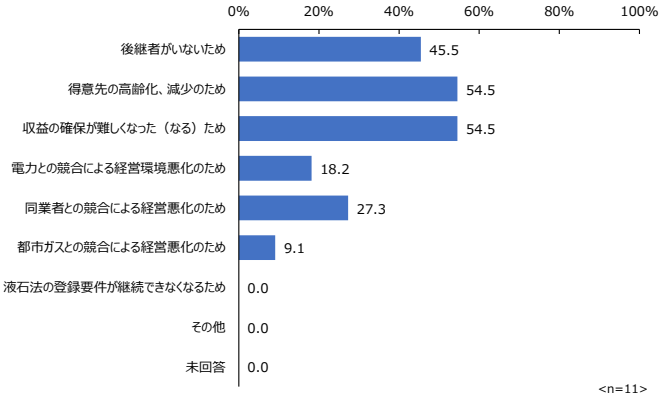

図表 2-575［規模別］ 廃業を検討する理由 得意先戸数 1001～2500 戸

Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお教え願います:得意先戸数1001～2500戸

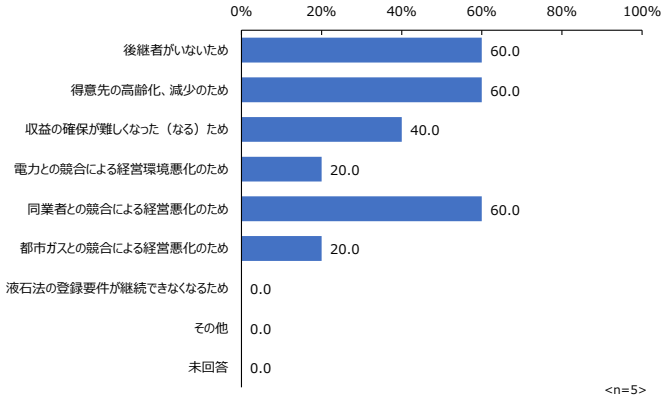

③地域別

各地域において、様々な廃業検討理由が挙げられているが、回答者数が少ないため地域特性を見出すことは困難である。

図表 2-576［地域別］ 廃業を検討する理由 北海道

Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお教え願います:北海道

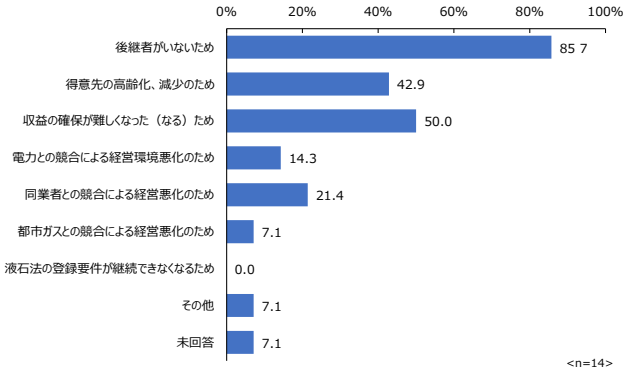

図表 2-577［地域別］ 廃業を検討する理由 東北

Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお教え願います:東北

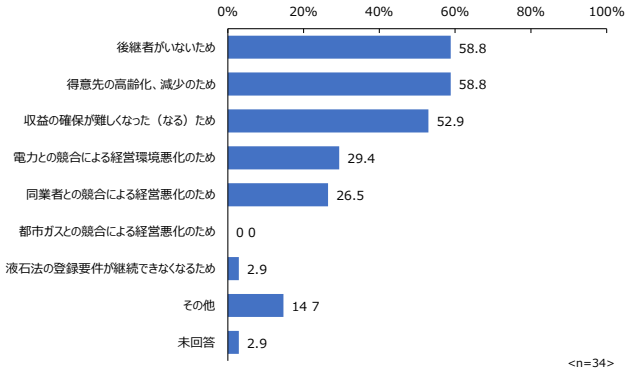

図表 2-578［地域別］ 廃業を検討する理由 関東

Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお教え願います:関東

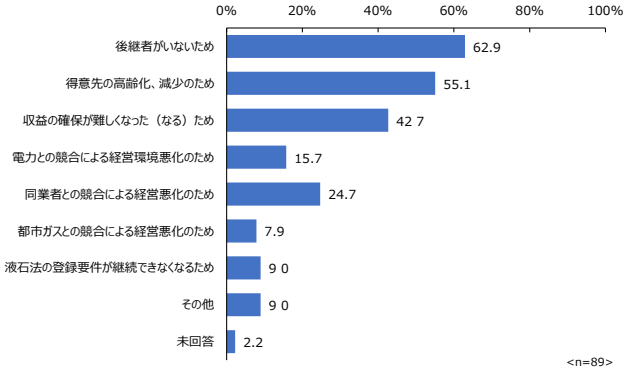

図表 2-579［地域別］ 廃業を検討する理由 中部

Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお教え願います:中部

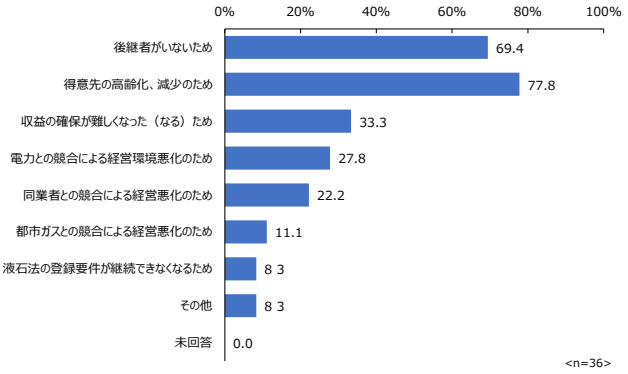

図表 2-580［地域別］ 廃業を検討する理由 近畿

Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお教え願います:近畿

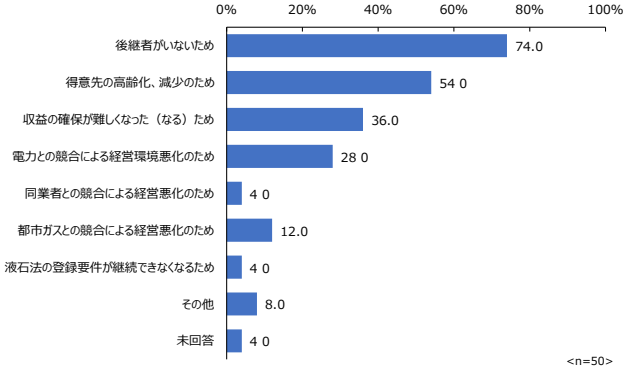

図表 2-581［地域別］ 廃業を検討する理由 中国

Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお教え願います:中国

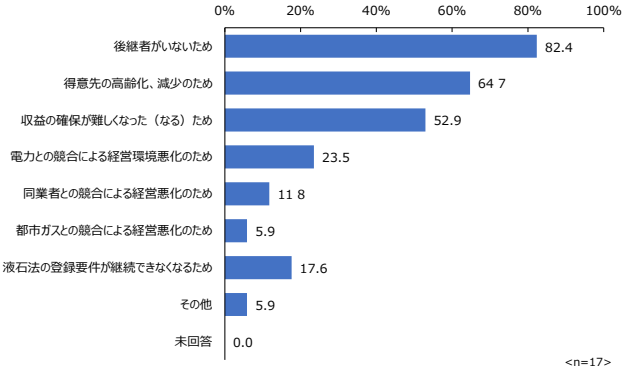

図表 2-582［地域別］ 廃業を検討する理由
四国

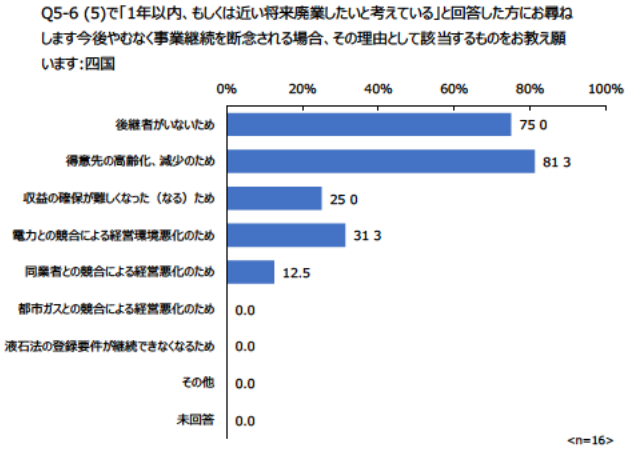

図表 2-583［地域別］ 廃業を検討する理由
九州

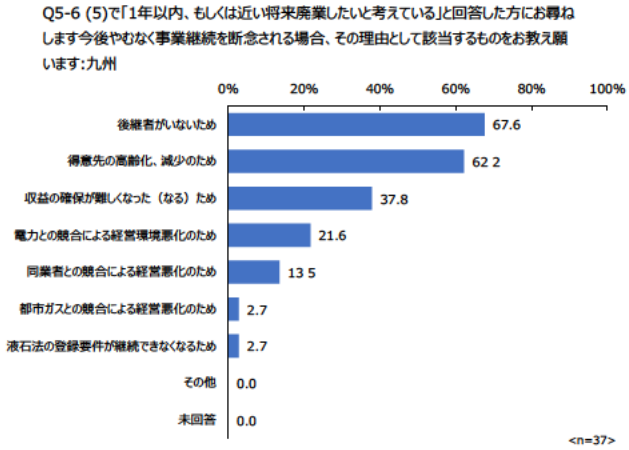

④前年比較

前年比較では、昨年度と同様に「後継者がいないため」、「得意先の高齢化、減少のため」が上位となっているが、回答比率は若干上昇している。

【再掲】図表 2-584［前年比較］ 廃業を検討する理由

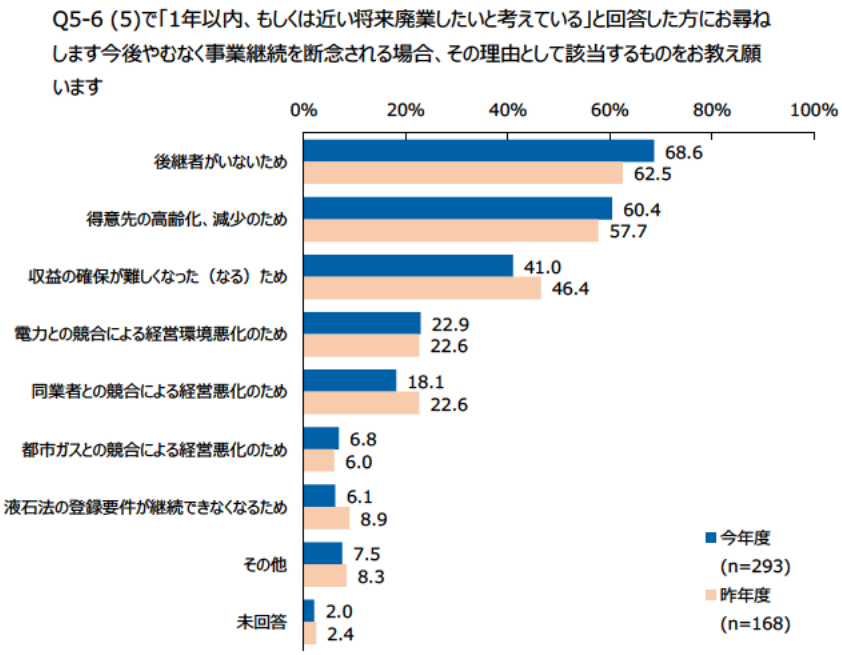

(3)検討される譲渡先

①回答者全体

廃業時における既存顧客の譲渡先としては、「ガスの仕入先へ譲渡する」が５３．２％と過半数を占めており、次点の「高く買い取ってくれる事業者」が１４．７％を大きく上回っている。自身の経済的メリットよりも取引上の顧客の安心感を優先している結果と推測される。

図表 2-585 検討される譲渡先

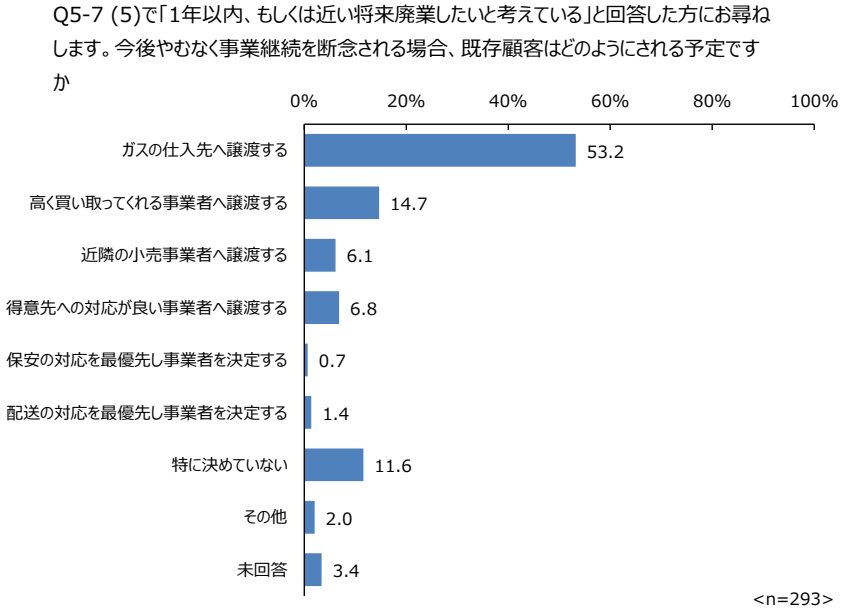

②規模別

回答者数は少ないが、「1001～2500戸」の事業者においては、ガスの仕入先以外に「高く買い取ってくれる事業者へ譲渡する」という方法も選択肢となることが示されている。

図表 2-586［規模別］ 検討される譲渡先 得意先戸数 1～150 戸

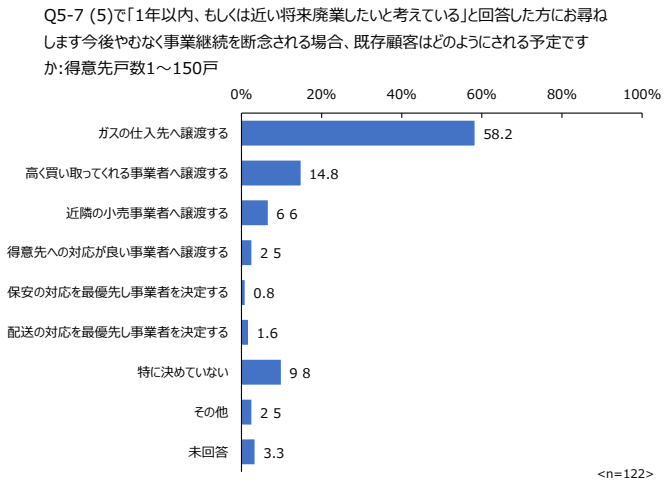

図表 2-587［規模別］ 検討される譲渡先 得意先戸数 151～300 戸

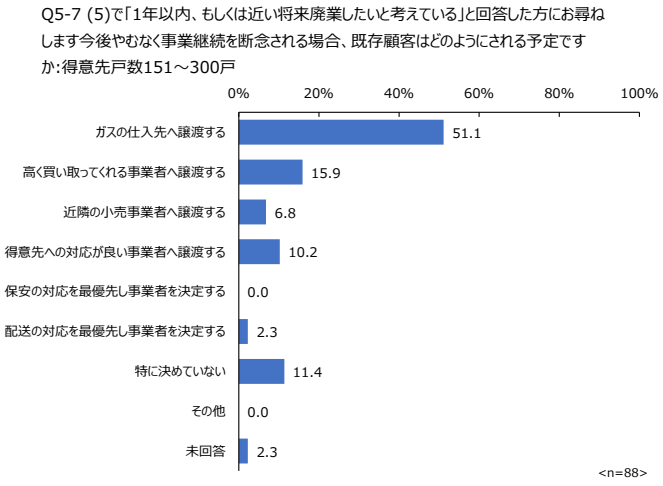

図表 2-588［規模別］ 検討される譲渡先 得意先戸数 301～600 戸

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか:得意先戸数301～600戸

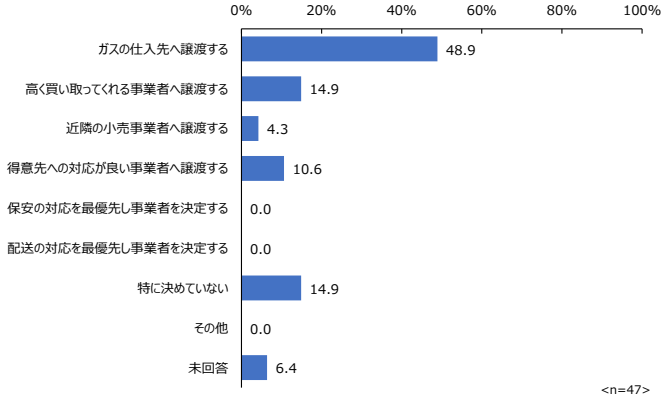

図表 2-589［規模別］ 検討される譲渡先 得意先戸数 601～1000 戸

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか:得意先戸数601～1000戸

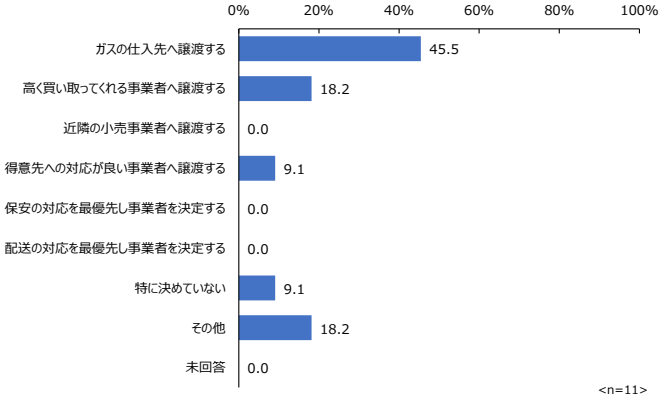

図表 2-590［規模別］ 検討される譲渡先 得意先戸数 1001～2500 戸

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか:得意先戸数1001～2500戸

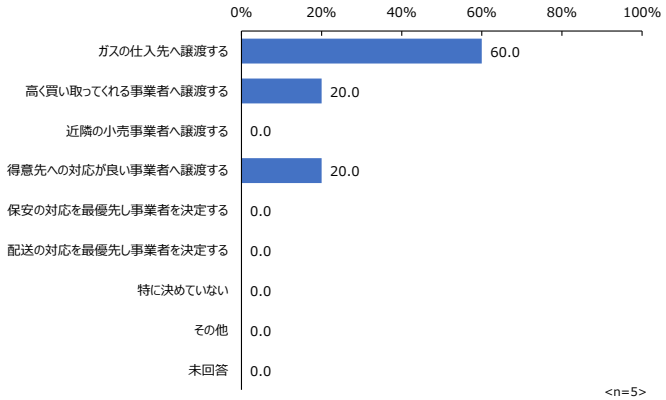

③地域別

地域別では、各地域とも「ガスの仕入先へ譲渡する」との回答が最も多くなっている。

図表 2-591［地域別］ 検討される譲渡先 北海道

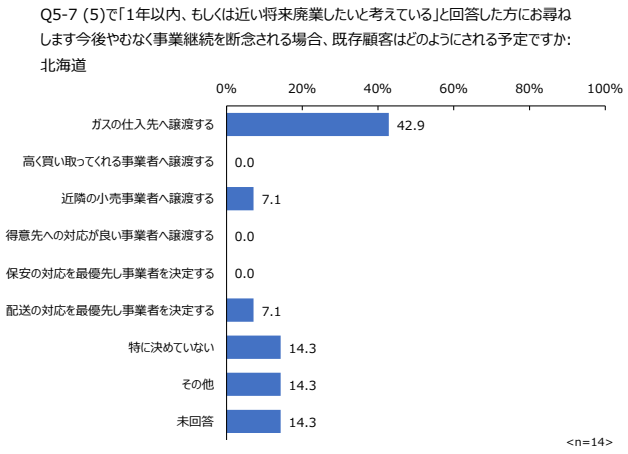

図表 2-592［地域別］ 検討される譲渡先 東北

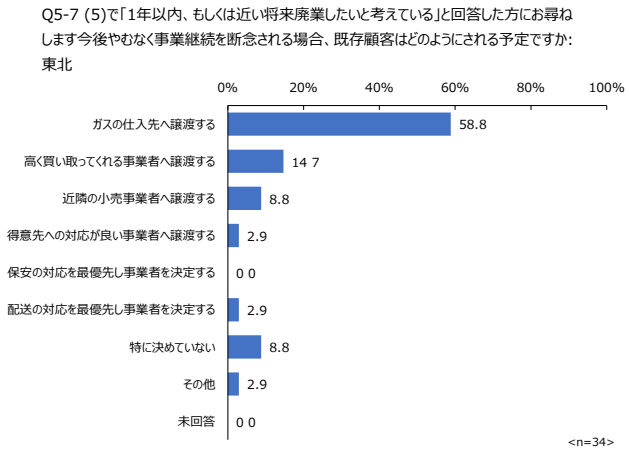

図表 2-593［地域別］ 検討される譲渡先 関東

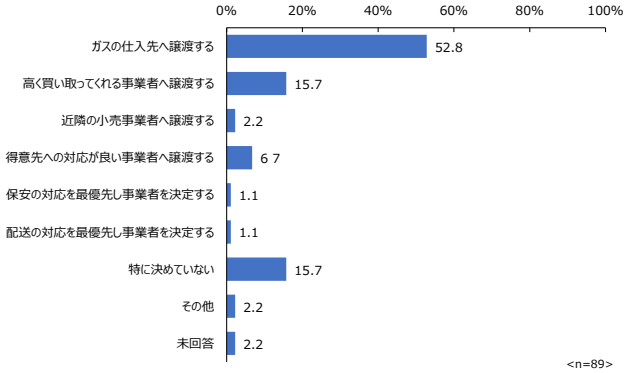

図表 2-594［地域別］ 検討される譲渡先 中部

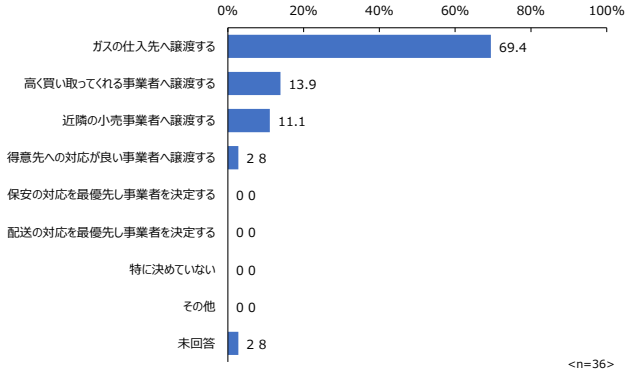

図表 2-595［地域別］ 検討される譲渡先 近畿

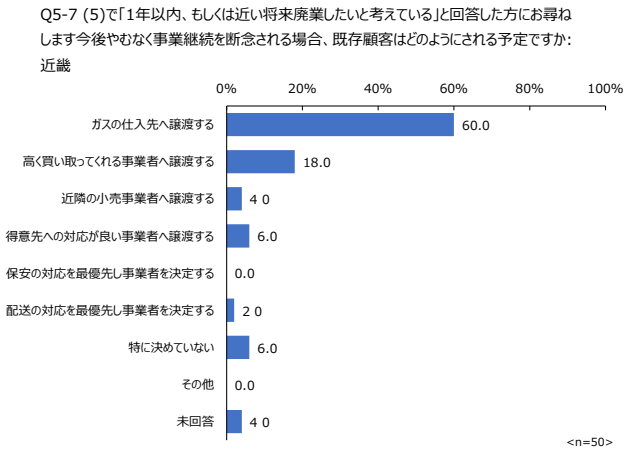

図表 2-596［地域別］ 検討される譲渡先 中国

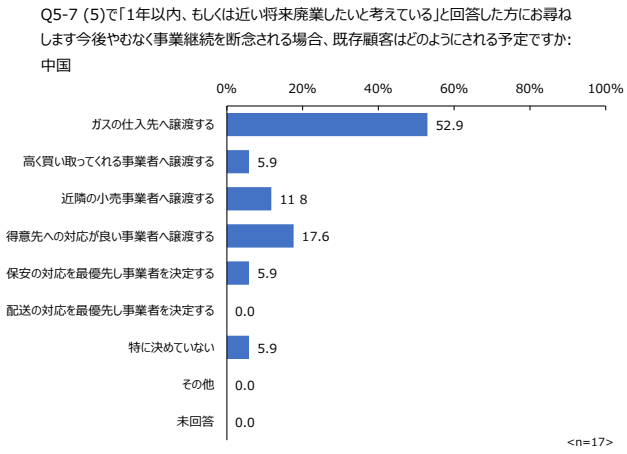

図表 2-597［地域別］ 検討される譲渡先
四国

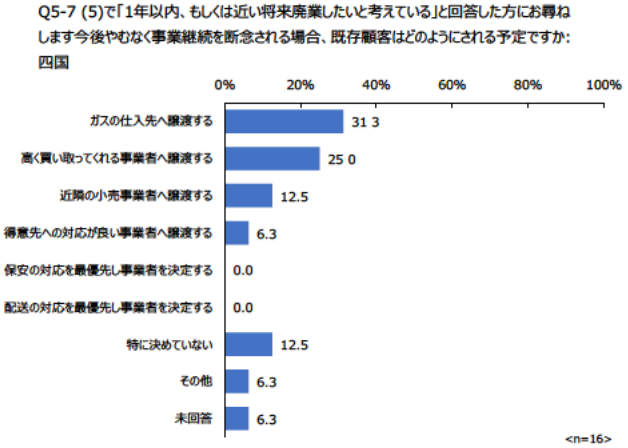

図表 2-598［地域別］ 検討される譲渡先
九州

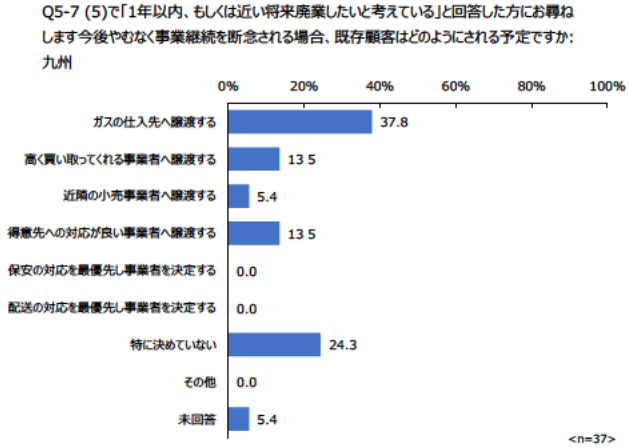

④前年比較

前年比較では、回答傾向に大きな差異は見られない。

【再掲】図表 2-599［前年比較］ 検討される譲渡先

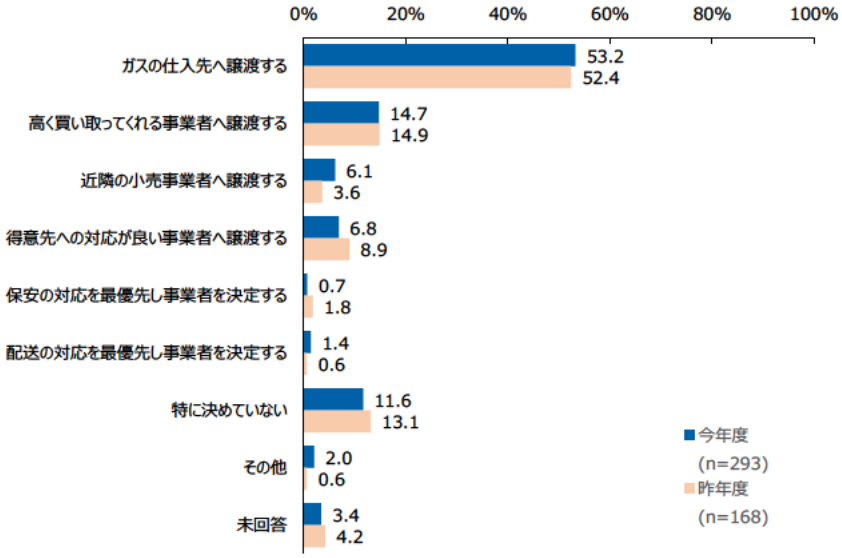

6. 電力・都市ガス自由化への対応

電力・都市ガス自由化への対応については、半数近くの事業者が「小売事業への参入予定はない」、また、４割前後が「未回答」と回答しており、あくまでＬＰガス事業のみを継続させていく意向が強いと思われる結果となっている。

図表 2-600 電力・都市ガス自由化への対応

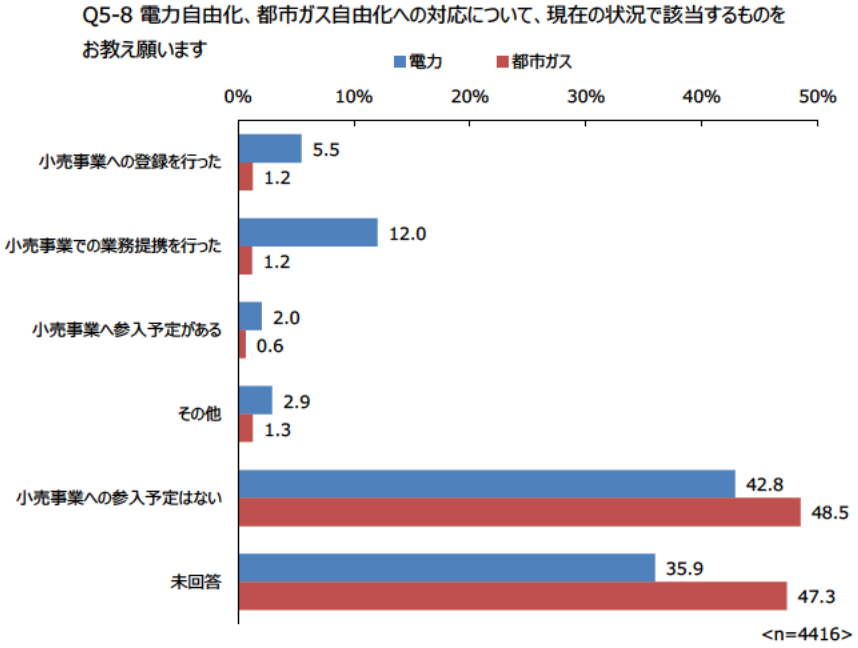

7. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

新型コロナウイルス感染症拡大の影響としては、半数程度の事業者が「業務用販売数量が減った」と回答している一方で、「家庭用販売数量が増えた」、「特に影響を受けなかった」との回答も２割程度見られ、生活インフラであることが幸いし、飲食業や旅行業のような甚大なダメージは無いものと思われる。

【再掲】図表 2-601 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

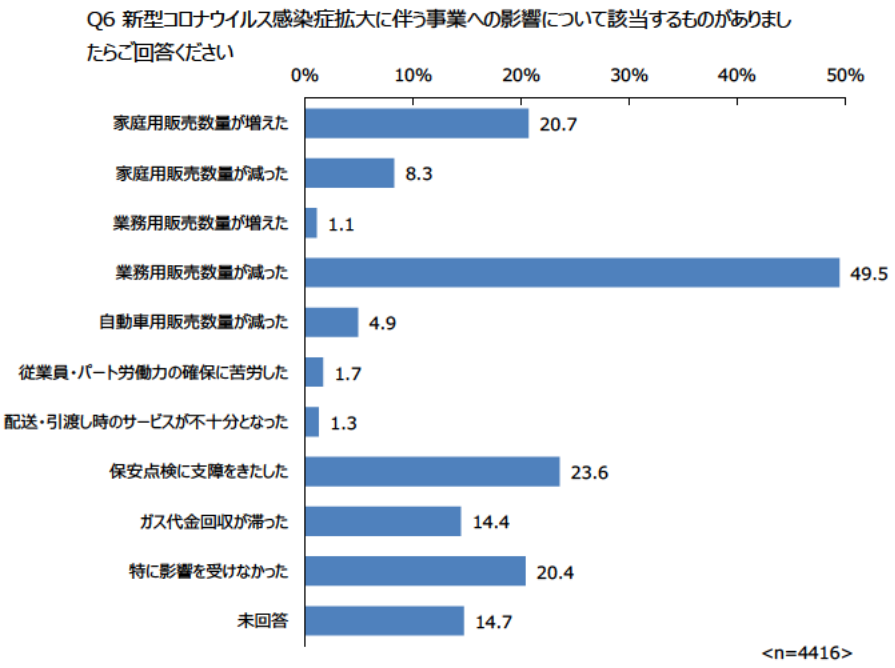

第５章　自由回答

※以下は、回答内容をキーワード化し、集計したもの。

3. 近年取り組んでいる事業での創意工夫・活動
（卸売専業者・卸売小売兼業者のみ対象）

各キーワードの内容としては、以下の通り。

・保安面の強化としては、保安に関する設備投資を進めているとの意見が多く挙げられている。

・地域や顧客密着に関する活動は、日々の接点強化に努めているとの意見が多く、例年、一定数の事業者が挙げている展示会の実施については、今年度は新型コロナの影響で自粛を余儀なくされたとの声も聞かれる。

・防災に関する活動は、地域事業者との連携などが挙げられている。

・ＢＣＰに関しては、従来、地震等の災害を想定しているものが大部分であったが、今年度は新型コロナ対策の一環で取り組んでいるとの意見も見られた。

【再掲】図表 2-602 近年取り組んでいる事業での創意工夫・活動（回答件数）

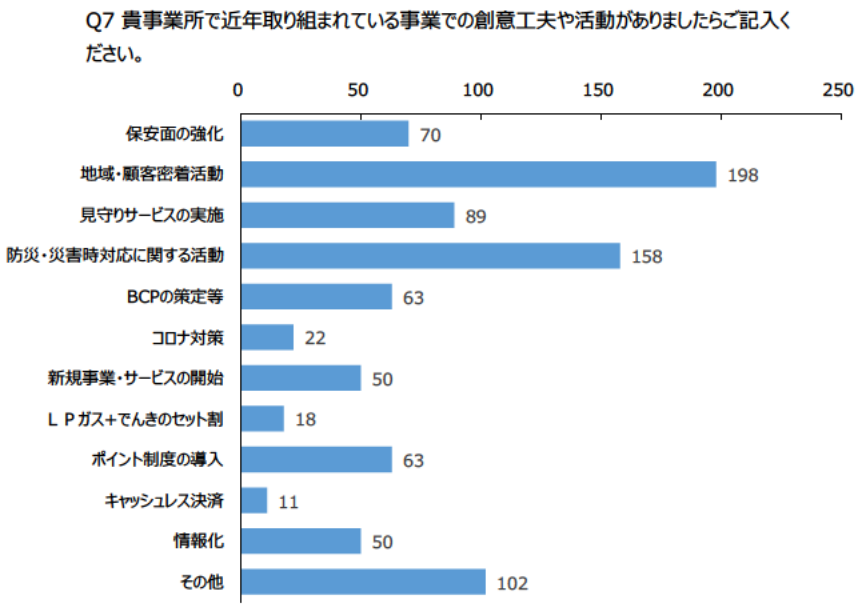

4. 意見・要望・提言（全事業者対象）

各キーワードの内容としては、以下の通り。

- 「同業他社」に関する意見が多く挙げられているが、「設備」、「ＬＰガス料金」とともに料金透明化・取引適正化に関して複合的なものとして挙げられており、これらに関する課題の複雑さが浮き彫りとなっている。
- 「ＬＰガス料金」については、他事業者（特に大手事業者に対して）の「標準的な料金メニュー」に関する曖昧さ（公表されている料金以外のものがまかり通っている等）への指摘が多くなっている。
- 「保安」に関しては規制緩和や設備投資に際しての補助金等の経済的支援の要望が強い。
- 「業界・行政」については、上記に関する要望が主な内容となっている。

【再掲】図表 2-603 意見・要望・提言（回答件数）

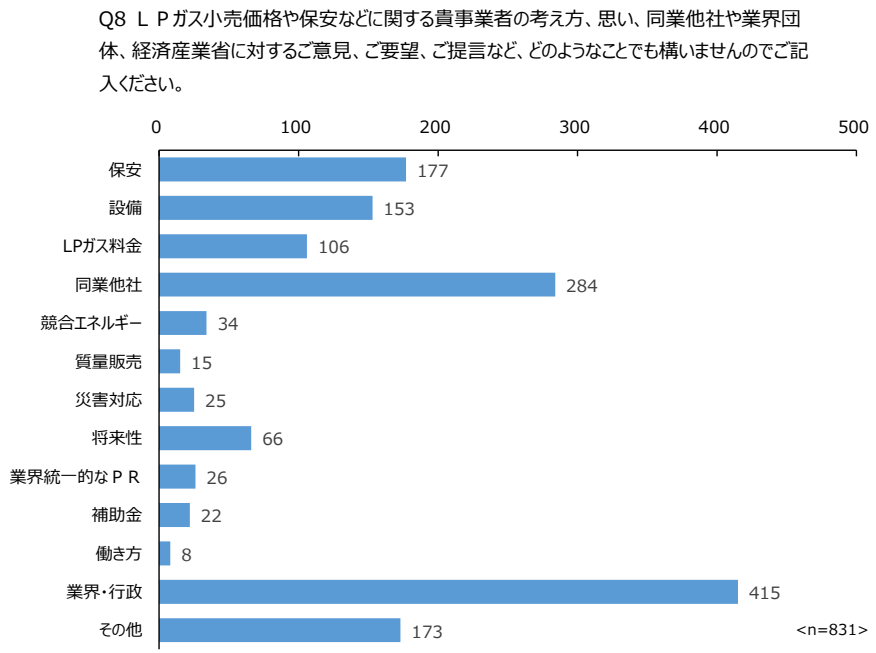

令和２年度ＬＰガス懇談会

報告書

１．令和２年度各地方ＬＰガス懇談会議事概要
（１）北海道地方ＬＰガス懇談会
（２）東北地方ＬＰガス懇談会
（３）北関東地方ＬＰガス懇談会
（４）南関東地方ＬＰガス懇談会
（５）中部地方ＬＰガス懇談会
（６）近畿地方ＬＰガス懇談会
（７）中国地方ＬＰガス懇談会
（８）四国地方ＬＰガス懇談会
（９）九州・沖縄地方ＬＰガス懇談会
２．令和２年度ＬＰガス懇談会　総括取りまとめ

令和２年度北海道地方ＬＰガス懇談会議事概要

Ⅰ．日　時　：令和２年１０月２２日（木）１０：００～１２：００

Ⅱ．場　所　：Webex によるリモート会議

Ⅲ．出席者（１９名）

消費者委員　：武野委員、川原委員、村木委員、武田委員

事業者委員　：鉢呂委員、柵山委員、高橋委員

自治体　：北海道 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課
産炭地・保安担当課 足達課長補佐

札幌市 消防局 予防部 査察規制課 保安係　菊地消防司令補

北海道 環境生活部 くらし安全局 消費者安全課　大谷課長補佐

学識経験者委員：北星学園大学文学部 心理・応用コミュニケーション学科教授
大島委員

行政等　：資源エネルギー庁 資源･燃料部 石油流通課　橋爪企画官

同上　坂田企画係長

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課　清野課長

同上　西本課長補佐

議事進行　：北星学園大学文学部 心理・応用コミュニケーション学科
大島教授

司会　：一般財団法人エルピーガス振興センター　嘉村専務理事

事務局　：　同上　広報室　嘉村・中村・中谷・藤﨑

Ⅳ．議事次第

１．開会挨拶

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課長　清野 正樹

２．懇談

・テーマ１：ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

＊プレゼンテーションⅠ「ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について」
資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

＊プレゼンテーションⅡ「令和元年度及び２年度の流通経営調査の概要」
一般財団法人エルピーガス振興センター

＊発表「北海道経済産業局における取引適正化に向けた取組みについて」
北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課長補佐 西本 昌弘

- 休憩 -

・テーマ２：新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

・テーマ３：ＬＰガスの災害対応能力について

＊プレゼンテーションⅢ「ＬＰガスの災害対応能力について」
資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

＊プレゼンテーションⅣ「災害バルク広報サイトプレゼンテーション」
一般財団法人エルピーガス振興センター

３．総括

北星学園大学文学部 心理・応用コミュニケーション学科　教授　　大島 寿美子

Ⅴ．議事内容

１．開会挨拶

北海道経済産業局　資源エネルギー環境部 資源・燃料課長　清野 正樹

ＬＰガスは平時の国民生活を支えるばかりでなく、災害時にも貢献する貴重なエネルギーである。一昨年９月の北海道胆振東部地震とそれに伴うブラックアウトでもその有効性が示された。他方、エネルギー業界はサービスを競う時代となり、ＬＰガス業界はＬＰガスが選択されるエネルギーとなるために、消費者に対するさらなる信頼関係の構築することが期待されている。北海道経済産業局としても、北海道庁、札幌市と連携し料金透明化・取引適正化（以下「透明化・適正化」という。）のガイドラインや立入検査に関して意見交換を継続していくことで、取引の適正化をすすめていく所存である、との挨拶があった。

２．懇談

冒頭進行の大島教授からは、専攻する科学コミュニケーションの観点からもＬＰガスは重要なエネルギーであり、また北海道はＬＰガスについての問題意識が非常に高い地域と認識しており、活発な議論が行われることを願う旨のコメントがあった。

テーマ１：ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

消費者委員２名から発表があった。
先ず川原委員の発表は次の通り。２０１５年からＬＰガス料金（以下「料金」という。）問題に取り組み全国にも波及、資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）を動かすことにつながった。２０１７年２月に液石法省令の一部が改正され、同年６月にはＬＰガスの透明化・適正化へのガイドラインが作成された。問題はこれらのルール改正やガイドラインがＬＰガス事業者（以下「事業者」という。）に正しく守られているかという点である。事業者の対応は改善されてはいるが、まだ１００％ではなく消費者の満足には至っていないのが現実だ。本懇談会におけるエネ庁の事前プレゼンでは、料金の店頭及びホームページ（以下「ＨＰ」という）表示により９１．９％の事業者が料金公表を達成したとしている。しかしこれらの公表がガソリンスタンドの料金表示のように消費者にどれだけ認知されているか疑問である。消費者はＬＰガスの販売店に料金を見に行くことはなく、店頭表示で料金がオープンになったとするのは早計だ。また神奈川県の消費者団体が電話で料金を問い合わせたところ、回答者は４８％しかなかったというデータもある。さらに、北海道管区行政調査局の調査によればＨＰが無いのにあると答えた事業者やＨＰがあっても料金公表していない事業者もある。エネルギー競争の時代にＬＰガス業界が生き残っていくためには事業者が消費者に誠実に向き合うことが重要だが、ＬＰガス業界がそのことをどこまで認識しているか問いたい。エルピーガス振興センターのアンケート調査はＷｅｂ調査になり回答数が減った。これではＷｅｂ調査であるため限られた事業者しか答えず、回答の偏りが懸念され改善が必要だ。アンケート結果によれば、生活関連機器設備費用のＬＰガス料金による回収方法や精算方法等、消費者が一番知りたい点の説明

ができている事業者が半分以下というのは問題だ。また、生活関連機器設備費用を負担したことがある事業者が５７％あるのに、その７０％以上が料金に転嫁していないという調査結果があるが、事業者がまるまる負担しているというのは疑問だ。従来から事業者が契約を取るため住宅オーナー側の要請を受入れ、生活関連機器設備費用を負担してきたという商習慣があり、これが消費者にはよく分かっていない。生活関連機器設備費用は受益者である消費者が負担すべきであり、これがわかるようはっきりと三部料金制にすることが望ましく、行政の指導も必要だ。透明化・適正化に関する行政の指導力がここ２～３年弱まっているようにも感じられるが、今後行政、消費者、事業者の連携に基づきＬＰガスが選ばれるエネルギーとなり続けることを期待している。また、消費者活動の一例として、大学生協は学生のアパート、マンションの賃貸物件斡旋の際、重要事項説明書に基づく「紹介カード」にＬＰガスの販売事業者名、基本料金、従量料金を記載しており、このような動きが全国展開されれば問題解決につながるのではないか。

川原委員の発表に対しエネ庁橋爪企画官から次のようなコメントがあった。集合住宅の料金問題については国交省との議論が必要だと認識しており、既に議論をはじめているところだ。集合住宅では生活関連機器設備費用が償却のような形で料金に転嫁されており割高である。入居者がそれを入居前に知らされていないことが問題だ。この問題はＬＰガス業界だけでなく、不動産業界における住宅オーナー、管理者への指導も必要と提唱しているところ。もともと事業者が、契約が欲しくて始まった仕組みであるが、現在それが負担になっている事業者も多く、宮城県のＬＰガス協会等からも見直しの声があがっている。このような状況を踏まえ、全国ＬＰガス協会に業界全体としてこの商慣行についてどういうスタンスなのか、やめるのか続けるのか、方向づけを決めるよう要請している。不動産業界にも協力を要請する以上、ＬＰガス業界も結論をもっていなければならない。１１月に全国ＬＰガス協会で本件を議論することになっており、北海道ＬＰガス協会もその委員であるので議論をよろしくお願いしたい。北海道生協の料金説明に関する動きは非常に良いことだが、国交省との話の中では現状これを住宅オーナー、管理者に強制的に実施させるのは難しいという段階だ。

また、川原委員の問題提起に関し北海道ＬＰガス協会（以下「協会」という。）からは次のような発言があった。協会としても指摘いただいたような問題があることは認識している。北海道では９５．１％の事業者が料金公表し公表率は向上した。平成２９年からは透明化・適正化問題に関し液石法改正とガイドラインの説明、標準的料金の公表、料金改定時の通知等に関し行政等から講師を招き全道事業者が参加する講習会を実施している。今年は新型コロナウイルス感染（以下「コロナ感染」という。）で実施できない状況だ。液石法第１４条書面の説明については監督行政の立入検査も受け一定の評価もいただいている。

続いて、消費者側の武野委員から３件の相談事例と相談所の回答及びその考察、さらに他エネルギーとＬＰガス価格の比較、という観点から次のような発表があった。

・相談事例－１：入居したアパートの料金が高いため管理会社をとおし契約書の交付と料金説明を求めたが無回答。（回答）事業者の１４条書面交付義務を伝え協会窓口を紹介。（考察）エルピーガス振興センター（以下「振興センター」という。）のアンケートでは８１％が１４条書面の説明をしているというが、本来１００％であるべき。消費者保護の観点から契約書の交付と説明は必須である。

・相談事例－２：入居しているアパートのＬＰガス料金が高い。生活関連機器設備費用が料金に転嫁されているようだ。償却済みの機器設備もあると思うが算定基準等不明確で納得できな

い。（回答）契約書面は再交付を求め確認できる。料金は自由競争であり消費者の価格交渉は可能である。（考察）給湯器であれば償却は原則６年、機器設備の償却後の課金は不当である。
・相談事例－３：冬場の賃貸マンションのＬＰガス料金が非常に高いが、事業者を変えることもできない。（回答）消費者協会の調査価格を伝えた。後日交渉の結果料金が３割下がった。（考察）ＬＰガス料金の消費者個別価格差は北海道内で２．６倍、同一地域（札幌）でも２倍。他方ガソリンは１．３倍、灯油は１．６倍と差が小さい。集合住宅では消費者が事業者を選ぶことが難しい点が問題である。
ガソリン、灯油の価格動向は概ね原油価格に似ており理解し易い。他方、ＬＰガスの小売価格は大きな変動がなく硬直的である。発表した事例等はいずれも長年にわたって問題となってきた事案であり、喫緊に解決しなければエネルギー競争の時代にＬＰガスが生き残れなくなると危惧している。
武野委員の問題提起に関してもエネ庁橋爪企画官から次のような説明があった。１４条書面の内容に不備があるものが散見されると承知している。北海道の自治体は立入検査等で１４条書面の中身にも踏み込んだ指導ができていると感じている。他方、事業者が１４条書面等で三部料金制等を丁寧に説明しようとすると、住宅オーナー・管理者からやめるよう圧力がかかるケースがあるという。こういう圧力があると消費者に料金の実態が正しく伝わらないし、アンケート調査の内容にも信頼が置けなくなる懸念がある。
さらに消費者委員（村木委員）から以下の意見があった。北海道の料金が全国平均より１，３４０円／５㎥高いこと、道内事業者間の料金に２．６倍の開きがあることは料金相談を受ける立場としても問題だと思う。賃貸アパートでは公的扶助を受けている住民もあり、料金が高いため入浴や暖房を控えるなど生活がひっ迫するケースもある。このような状況下での事業者間の料金格差に関する相談への対応には苦慮する。北海道は他県に比べて料金が高いため、その透明性の確保や消費者が事業者を選択できる環境を作り出すことがいっそう望まれる。
また、自治体からは次のような報告があった。独自のアンケート調査によれば、消費者は諸々の機器設備の料金への転嫁には合理的な説明を求めている。また多くがガス関連以外の生活機器設備費用の料金への転嫁を問題視している。国、事業者にも液石法省令、透明化・適正化ガイドラインの徹底と消費者と事業者の信頼関係の構築をお願いしたい。液石法省令改正や透明化・適正化へのガイドラインについては保安講習会で周知、説明を続けてきている。ただし、今年度はコロナ感染のためできていない。令和元年度の検査は２９２件実施、うち指導が３１件あった。指導件数は減少傾向にあり事業者の意識が向上しているものと判断される。（北海道庁）。立入検査によって透明化・適正化への説明、指導等を実施しており、事業者は概ねガイドラインに沿った対応ができていると感じている。料金が高いという相談には自由競争の観点から関与はしていない。（札幌市）。
北海道自治体の立入検査に関しエネ庁橋爪企画官から、検査は透明化・適正化への取組について具体的な指導がなされており、この点を各自治体でよく共有し他都府県に横展開させ検査の質の向上につなげたい、とのコメントがあった。
一昨年から全国展開されている総務省行政評価局のＬＰガス取引適正化調査による、経済産業局と自治体、事業者の連携の必要性に関し、北海道経済産業局（資源エネルギー環境部 資源・燃料課 西本課長補佐）から以下のような発表があった。行政評価局の改善通知事項に基づき一昨年から北海道、札幌市への情報提供、透明化・適正化に関し北海道ＬＰガス協会との意見交換を継続した。今年も３月に北海道、札幌市、北海道ＬＰガス協会との会合が予定されてい

たがコロナ感染下で書面による情報交換となった。

テーマ２：新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

コロナ感染下の対応に関し事業者委員（協会）から以下の発表があった。北海道のコロナ感染状況はいまなお厳しく、ＬＰガス業界は物流面の予防を講じ供給を継続している。顧客との接触は限定的で業務は縮小気味となるだろう。器具点検や修理の面でも消費者から面会を遠慮されるケースもあり、消費者とのコミュニケーションや保安活動の維持が重要となる。ＬＰガスの需要は巣ごもりで家庭用需要は維持されているものの、飲食の自粛による業務用需要量の減少が大きく、全体ではマイナスである。全国ＬＰガス協会の感染防止対策ガイドラインを全事業者に周知するとともに、消費者にパンフレットを配布し感染を予防する新しいライフスタイル、ビジネススタイルを「新北海道スタイル」として取り組んでいることを広報している。

テーマ３：ＬＰガスの災害対応能力について

ＬＰガスの災害対応について、事業者委員（協会）からは、災害バルクの普及には業界あげて取り組んでいる。実際、ＬＰガスの発電機はブラックアウト時には効果的であった。大規模災害時に避難所となる学校、公共施設へのＬＰガス設備の機器常用等の自治体への提案、要望を継続している、との発言があった。
消費者委員からは以下の意見があった。北海道内１，０００か所以上あるといわれる避難所のエネルギーがＬＰガスに切り替わっていくと消費者として安心できる。ＬＰガスは可搬性も優れているが劣化もしない利点がある。ＬＰガスへの切り替えには消費者としても応援したい。（川原委員）。

エネ庁橋爪企画官からは、透明化・適正化問題には事業者がしっかり向き合う姿勢を示すことで、不動産業界への働きかけが進み、さらには国交省、消費者庁、公正取引委員会等関係団体を動かすことが可能となる。本懇談会のように関係者が課題に対し密に意見交換することが望ましくこれからも続けていきたい、との所感が述べられた。
最後に大島教授が、本懇談会では重要な情報提供があり、それを踏まえ半年～１年後には新たな動きが期待できそうだ。このような場で関係者が率直に協力して意見交換し前に進んで欲しい、とまとめ懇談会を締めくくった。

以上

令和２年度　東北地方ＬＰガス懇談会　議事概要

Ⅰ．日　時　：令和２年９月１５日（火）１０：００～１２：００

Ⅱ．場　所　：Webex によるリモート会議

Ⅲ．出席者（２７名）

消費者委員　：三澤委員（青森県）、千葉委員（岩手県）、加藤委員（宮城県）、
山野内委員（秋田県）、石塚委員（山形県）、田崎委員（福島県）

事業者委員　：木戸委員（青森県）、菊池委員（岩手県）、渡邉委員（宮城県）、
高橋委員（秋田県）、鈴木委員（山形県）、小西委員（福島県）

自治体　：長谷川主幹（宮城県）、横山主事（山形県）、矢口副主査（福島県）、
三谷主事（山形県）、五十嵐副主査（福島県）

学識経験者委員：東北大学大学院 経済学研究科　教授　吉田委員

行政等　：資源エネルギー庁 資源･燃料部 石油流通課　家田課長補佐
東北経済産業局 資源・エネルギー環境部　奥村部長
東北経済産業局 資源・エネルギー環境部 資源･燃料課　平山課長
同上　大槻課長補佐
同上　二階堂課長補佐

議事進行　：東北大学大学院 経済学研究科　吉田教授

司会　：一般財団法人エルピーガス振興センター　嘉村専務理事

事務局　：同上　広報室　嘉村・中村・中谷・藤﨑

Ⅳ．議事次第

１．開会挨拶

東北経済産業局 資源・エネルギー環境部　部長　奥村　浩信

２．懇談

・テーマ１：ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

＊プレゼンテーションⅠ「ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について」
資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

＊プレゼンテーションⅡ「令和元年度及び２年度の流通経営調査の概要」
一般財団法人エルピーガス振興センター

＊発表「東北経済産業局における取引適正化に向けた取組みについて」
東北経済産業局 資源・エネルギー環境部 資源・燃料課長　平山 巖雄

- 休憩 -

・テーマ２：新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

・テーマ３：ＬＰガスの災害対応能力について

＊プレゼンテーションⅢ「ＬＰガスの災害対応能力について」

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

＊プレゼンテーションⅣ「災害バルク広報サイトプレゼンテーション」

一般財団法人エルピーガス振興センター

３．総括

東北大学大学院 経済学研究科　教授　吉田 浩

Ⅴ．議事内容

１．開会挨拶

東北経済産業局　資源・エネルギー環境部　部長　奥村 浩信

新型コロナウイルス感染（以下「コロナ感染」という。）下において、ＬＰガス事業者（以下「事業者」という。）の感染防止対策の徹底等による事業継続、消費者への安定供給への努力に感謝する。今回の懇談会はリモート開催となったが、標題の３つのテーマに関し参加者間で忌憚ない意見交換をしていただき、相互の信頼関係のさらなる強化につなげてほしい、との挨拶があった。

２．懇談

議事開始にあたり進行の吉田教授から次のような導入メッセージがあった。
今年はコロナ感染下という異例の事態にもかかわらず、ＬＰガスの消費者、事業者、関連行政の各位がＬＰガスを育てていこうという熱意のもとに参集されたものと理解している。今回の議論でＬＰガスというエネルギーをより良いものにしていきたいと思うのでよろしくお願いする。

テーマ１：ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

冒頭宮城県の消費者団体の加藤委員から次のような問題提起があった。戸建てと集合住宅でＬＰガス価格（以下「料金」という。）が異なることが消費者にはなかなか理解できない。事業者の回答を集約したアンケート結果だけでは、実態が分かりづらい。ついては資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）によるモニタリングの実施計画やその時期はどうか。また、生活機器設備費用を負担している事業者の７１．６％が料金に転嫁していないというアンケート結果に驚いている。事業者は一体どうやって負担分を捻出しているのか疑問である。加藤委員の質問（一部事前の書面による質問も含め）に対しエネ庁家田課長補佐からは、以下の回答があった。３年前の２月に液石法省令改正があり、その年とその翌年はエネ庁で料金透明化・取引適正化に関し調査した。前年と今年は全国ＬＰガス協会に調査を実施していただいており、今後も同協会と相談しながら、どういう形でモニタリングを続けていくか検討したい。料金の変更に関しては値上げでも値下げでも周知されるべき。契約解除後の供給設備の撤去期間は特に認められている場合を除き法令上原則７日以内である。生活機器設備費用の料金への転嫁が

ないとすれば、そのコストは事業者が利益から捻出していることになるが、事業者側で実情が分かるのではないか。アンケート調査の年度間比較は大事ではあるが、回答者数に年度ごとのブレがあるので、この点をどう考えるか検討したい。

引き続き、料金透明化・取引適正化に関して事業者委員から以下のコメントがあった。アンケートで生活機器設備費用を料金に転嫁してないとする事業者が７１．６％というのは高すぎる数字と感じる。仙台市内では基本料金２，４００円でその明細は明らかにされていないのが実情だ。（宮城県 渡邉委員）。事業者も消費者負担を少なくする努力はしているが、不動産斡旋業者にも共通の認識をもってほしい。住宅オーナーや消費者に耳触りの良いことを言って、結果事業者にしわ寄せがくるケースがある。行政側からの働きかけでこのようなことがなくなるよう対応をお願いしたい。（福島県 小西委員）。
さらに消費者委員からは次のような意見が続いた。生活機器設備は事業者が負担する場合は無償貸与、またオーナー負担の場合家賃に転嫁されているという理解であった。ガス代に転嫁されているときいて驚いている。ＬＰガス関連機器以外の生活機器設備もガス代に転嫁されるのは問題である。（山形県 石塚委員）。集合住宅内でも入出居の関係で隣と料金が違ったりすると不公平感が出て問題だ。住宅オーナー、事業者、消費者間で十分説明、納得のいく状態をつくる必要がある。（福島県 田崎委員）。
これに対しエネ庁家田課長補佐から、生活機器設備費用の料金転嫁は法令上認められている。他方、契約時や料金請求時に計算根拠がきちんと説明されなければならない。また、ＬＰガスに関係のない生活機器設備の分まで料金転嫁されるのは消費者として違和感もあろう。この点、どこまでの料金負担が望ましいか等全国ＬＰガス協会でも意見をまとめてもらい、国交省、公正取引委員会等にも働きかけたい。
吉田教授からは事業者が料金の説明をするにあたり、中小事業者も利用できるような共通の標準フォーマットがあれば問題解決の一助となるのではないか、との指摘があった。

一昨年から全国展開されている総務省行政評価局のＬＰガス取引適正化調査による、経済産業局と自治体、事業者の連携の必要性に関し、東北経済産業局（資源エネルギー・環境部 資源・燃料課 平山課長）から以下のような発表があった。
自治体との連携については、平成３０年度は青森県、南東北（宮城県、山形県、福島県）、令和元年度は秋田県と立入検査等に関し情報交換の会をもった。さらに、令和元年度は「北海道・東北６県高圧ガス及び液化石油ガスブロック会議（関東北保安監督部東北支部主催）」、「業務主任者保安研修会（東北液化石油ガス保安協会主催）」に参加し、立入検査状況の把握、料金透明化・取引適正化にかかる関係法令等について説明の機会をもった。令和２年度はコロナ感染の状況を勘案し今後の活動方針を検討中である。

テーマ２：新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

議論の導入として吉田教授より今回のコロナ感染の状況を社会的、経済的見地から幅広く分析された説明があった。
コロナ感染下の実情について事業者委員からは次のような発言があった。業務用需要は若干ダウンしているが、家庭用需要に大きな変化はない。コロナ感染下で点検業務に支障をきたして

いるケースが散見される。４カ月の点検延長制度がある一方書面等でも柔軟に対応しているが、業務には若干支障がでている。（青森県 木戸委員）。需要量に大きな増減はない。昨今災害が多発しておりライフラインとしてのＬＰガスの安定供給に万全を期しているが、コロナ感染下の避難所での避難方法とそれに伴うＬＰガス供給のスキルが十分検討されておらず課題である。（岩手県 菊池委員）。今年は保安講習会を９回実施し、都度ＬＰガスの安定供給に対する社会的責任を徹底してきた。また、今後コロナ感染下におけるＢＣＰ（事業継続計画）に関する講演会の開催も予定されている。県内の事業者からは感染者は出ていない。（宮城県 渡邉委員）。他県の事業者と同様の対策を講じている。個別には社内コロナ対策を徹底し、時差出勤や消費者との面談時の諸注意、社員同士の密を避けるなど企業として工夫している。（秋田県 高橋委員）。３～４月の需要量がやや落ちたようだ。東北での感染者は比較的少ないが、今後の感染拡大に備えてしっかり準備していきたい。（山形県 鈴木委員）。県平均で４～６月の売り上げは３％ダウンであった。業務用主力の販売店では２０～３０％ダウンの店もある。顧客への感染防止のため訪問時の服装装備、訪問後の消毒等対策は徹底している。通常の業務に戻る明確な基準がない点が事業者として苦しいところである。（福島県 小西委員）。

テーマ３：ＬＰガスの災害対応能力について

宮城県の加藤委員から事前質問があり、関連してエネ庁家田課長補佐が次のように取り纏めて回答した。ＬＰガスの保存期間については、ＬＰガスは半永久的に劣化しないといえるが、他方容器という面からするとバルク容器なら２０年、シリンダーは５～６年で検査が要求される。その間にＬＰガス自体が劣化、変質したという情報はない。また、災害対応に関する国の支援としては災害用バルク容器を使ったＬＰガスの発電機やＧＨＰ（ガスヒートポンプ）の導入に関し補助金制度を設けており、今年度は補正予算分を含め４０億円超の財源がある。次年度以降も引き続き補助金を確保していきたい。学校へのＬＰガス空調設備の導入については、文科省としてまずは一般教室の冷暖房化が優先されており、体育館への導入は経産省や総務省の予算が充てられる。他方、都市ガス地域への災害に強いＬＰガス関連機器設備導入が各自治体の判断で進んでいるところもある。

消費者委員からは以下の発言があった。災害が多発しており、停電が心配だ。ぜひ全地区の避難所にＬＰガス対応の発電機、災害対応設備の導入をお願いしたい。（秋田県 山野内委員）。避難所へのＬＰガス供給を事業者が担っていると知った次第だが、自治体側の対応体制等はどんな具合か。（宮城県 加藤委員）。東日本大震災の際は、翌日からＬＰガスで炊き出しを行った。軒下在庫は１か月分ほどあり、ＬＰガスは災害時の貴重なエネルギーである。停電時にもＬＰガスの発電が効果的である。また、コロナ感染下での避難所の運営や対応が課題であり、防災マップの見直し等すすめているところである。（岩手県 千葉委員）。災害バルクの導入は安心につながる。災害バルクの設置されている施設を広報すべきだ。災害対応をＬＰガスに偏重せず、他燃料との代替・補完体制をとることが望ましい。（福島県 田崎委員）。事業者にはオール電化の家庭にもＬＰガスのメリットが伝わるような営業活動をお願いしたい。（山形県 石塚委員）。

事業者委員、自治体からは以下の発言があった。県のＬＰガス協会は全市町村と災害支援協定

を結んでいる。自治体、消費者と一体で災害時におけるＬＰガスの重要性を認識し、避難所への空調、ＧＨＰ、発電機導入実績を積み上げてきている。（秋田県　高橋委員）。県のＬＰガス協会からは病院、教育機関等への導入の働きかけを受けている。（山形県 自治体）。

吉田教授からはＬＰガスの災害対応設備の導入事例の紹介があった。行政庁舎、病院、福祉施設、学校・幼稚園等々に導入されている。福祉施設への導入は結構多いが、学校は教室、体育館で監督官庁が異なるなど制度上複雑で、その必要性のわりには少ないのではないか。また、東北は震災があったせいもあろうが、災害バルク導入実績では先進地域だ。消費者も一緒になって、ＬＰガスの災害時のメリットを全国に発信してほしい、とのコメントがあった。
エネ庁家田課長補佐からは、北海道胆振東部地震や最近の台風による停電を経験し、避難できない人々をかかえる団体の災害対応への意識が向上している。自治体のかかわる施設には災害バルクとＬＰガス発電機が必要であり、県のＬＰガス協会ばかりでなく消費者からもその必要性を自治体に訴えてほしい旨の発言があった。

最後に懇談会全体を総括してエネ庁家田課長補佐から、今回のように立場の違う関係者が一堂に会し意見交換、共通認識をもつことは大切である。消費者委員の方々は今回得た情報やＬＰガスの有効性、事業者の安定供給への努力等を一般消費者にも発信してもらいたい、とコメントし懇談会を締めくくった。

以上

令和２年度　北関東地方ＬＰガス懇談会　議事概要

Ⅰ．日　時　：令和２年８月２５日（火）１３：３０～１５：３０

Ⅱ．場　所　：Webex によるリモート会議

Ⅲ．参加者（２６名）

消費者委員　：鈴木委員（茨城県）、菊池委員（栃木県）、飛澤委員（群馬県）、
木村委員（新潟県）、織田委員（長野県）

事業者委員　：立原委員（茨城県）、須山委員（栃木県）、小林委員（群馬県）、
佐藤委員（新潟県）、塩原委員（長野県）

自治体　：宮崎室長補佐（茨城県）、佐藤主査（栃木県）、福田課長補佐（群馬県）、
鈴木係長（新潟県）、清水課長補佐（長野県）、斉藤担当係長（長野県）

学識経験者委員：青山学院大学　総合文化政策学部 教授　内山委員

行政等　：資源エネルギー庁 資源･燃料部 石油流通課　橋爪企画官
関東経済産業局 資源ｴﾈﾙｷﾞｰ環境部　近藤地域ｴﾈﾙｷﾞｰ振興企画官
関東経済産業局 資源ｴﾈﾙｷﾞｰ環境部 資源･燃料課　半仁田課長補佐
同上　中田液化石油ガス取引監視係長

議事進行　：青山学院大学 総合文化政策学部　内山教授

司会　：一般財団法人エルピーガス振興センター　嘉村専務理事

事務局　：同上　広報室　嘉村・中村・中谷・藤﨑・望月

Ⅳ．議事次第

１．開会挨拶

関東経済産業局資源ｴﾈﾙｷﾞｰ環境部 地域ｴﾈﾙｷﾞｰ振興企画官　近藤　かおる

２．懇談

・テーマ１：ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

＊プレゼンテーションⅠ「ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について」
資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課
＊プレゼンテーションⅡ「令和元年度及び２年度の流通経営調査の概要」
一般財団法人エルピーガス振興センター
＊発表「関東経済産業局における取引適正化に向けた取組みについて」
関東経済産業局 資源ｴﾈﾙｷﾞｰ環境部資源・燃料課
液化石油ガス取引監視係長　　中田　貴之

- 休憩 -

・テーマ２：新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

・テーマ３：ＬＰガスの災害対応能力について
＊プレゼンテーションⅢ「ＬＰガスの災害対応能力について」
資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課
＊プレゼンテーションⅣ「災害バルク広報サイトプレゼンテーション」
一般財団法人エルピーガス振興センター

３．総括
青山学院大学　総合文化政策学部　教授　　内山　隆

Ⅴ．議事内容

１．開会挨拶

関東経済産業局　資源エネルギー環境部 地域エネルギー振興企画官　近藤 かおる

新型コロナウイルス感染禍において、感染防止対策の徹底による事業継続、消費者の料金延滞等への柔軟な対応等に感謝する。本懇談会は消費者とＬＰガス事業者（以下「事業者」という。）の相互理解を深め、ＬＰガス産業の発展のための施策を考える重要な場である。また、今年は新型コロナウイルス感染（以下「コロナ感染」という。）に対する各位の取組み、情報提供等、この場での忌憚ない意見交換をお願いしたい。また、国の補助金を活用した災害に強いＬＰガスの利用等議論いただきたい、と述べた。

２．懇談

テーマ１：ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

進行の内山教授から資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）とエルピーガス振興センター（以下「振興センター」という。）の事前プレゼンに関し以下とりまとめがあった。
エネ庁プレゼンでは①ＬＰガスは日本の世帯の４割が使用する需要なエネルギー、②平成２８年にＬＰガス料金（以下「料金」という。）透明化の議論がはじまり、取引適正化への指針がとりまとめられた、③指針とりまとめ時５割に満たなかった料金公表率は今や９２％。振興センターのアンケート分析では、①事業者の８１％が料金体系を契約時に消費者に説明している、②他方、解約時に関する説明は４０～５０％、③料金公表方法では店頭表示が６０％を超えるが、ホームページ公表は２０％強と浸透していない、④６０％の事業者が住宅の生活機器コストを負担している、そのうちの７０％以上の事業者が負担分を料金に転嫁していない。
本テーマは繰り返し議論されているが、消費者と事業者が納得いく段階には「道半ば」であり、

この点を議論したい、との議論への導入があった。

消費者委員側からは次のような発言があった。
振興センターのアンケート回収率が１割強では信憑性に欠ける。より高い回収率が実現されれば、もっと違った状況が分かるのではないか（茨城県 鈴木委員）。料金の店頭表示はほとんどが目に入らない。また、戸建てに比べ集合住宅の料金が高いという苦情が多い。集合住宅の料金については消費者が納得できる説明が必要だ。料金をクレジットカードで決済しなければ３３０～５００円の手数料を要求される、という苦情が多い（群馬県 飛澤委員）。料金の透明化はできていないようだ。店頭表示もみられない。基本料金も業者間で異なっており不明確である（栃木県 菊池委員）。料金を三部制に統一し全国展開すれば消費者に分かりやすのではないか。料金を店頭表示されても見に行くことがない。契約書面を紛失する消費者もあり、事業者が消費者に契約内容を定期的に説明する体制をとることが望ましい（長野県 織田委員）。
いずれもアグレッシブな意見、という進行の内山教授の寸評にあるように事業者への要請や指摘が多く述べられた。
一方で、料金に関しては特段問題なく満足している（新潟県 木村委員）という事業者に一定の評価をする意見や、消費者側にエネルギー自由化、ＬＰガスが自由料金という認識が欠けている（長野県 織田委員）といった消費者意識の向上を求める意見もあった。

これに対し、事業者委員側からは、以下のような発言があった。
県のＬＰガス協会で独自のアンケート調査の実施、料金表のひな型を会員間で共有、ホームページの公表状況の確認等を実施、料金の消費者相談数は減っており一定の効果出ていると思う。ただし料金公表しない、と言い切る事業者がいることも実態（長野県 塩原委員）。独自調査では料金公表率が８７％まで上がっているが、中小事業者が多くホームページの活用が不十分である（茨城県 立原委員）。県との連携で県協会総会、理事会等で料金表のひな型を共有するなど指導を徹底してきた。他方約９割の中小事業者はホームページがなく、料金は店頭表示である。戸建てと集合住宅で料金差がある。集合住宅は２～３年に１回の入退居があり、都度色々費用が発生するため料金は戸建てと比べて高い。事業者には契約時に液石法１４条書面を説明することは徹底して実施している（栃木県 須山委員）。事業者の９４％が料金公表しているが全体の８０％が店頭表示や料金表の手渡しである。検針票、請求書に料金明細が明記されるよう改善されてきている（群馬県 小林委員）。県との連携で保安技術講習会において、料金透明化・取引適正化の指導、周知徹底をしている。また、卸事業者の協力も得て料金問題に取り組んでいる。ホームページで料金公表している事業者は１３．４％、店頭表示が７３．４％（新潟県 佐藤委員）。
総じて、料金透明化、料金公表は進んでいるものの、ホームページ活用が不十分であること、店頭表示の実効性がはっきりしないこと等、課題が解決していないことが浮き彫りとなった。

一昨年から全国展開されている総務省行政評価局のＬＰガス取引適正化調査による、経済産業局と自治体、事業者の連携の必要性に関し、関東経済産業局（資源・燃料課 中田係長）から以下のような発表があった。
①昨年から料金問題に関し自治体との意見交換を開始、山梨県、埼玉県課と続いた。コロナ感染問題が沈静化され次第その他の県とも連携の機会をもちたい。②消費者からの相談事例を自治体との共有、③関東液化ガス業務主任者研修会における料金透明化・取引適正化指針の説

明講演３か所実施、④事業者に対し、液石法１４条、１６条及び取引適正化指針に関する立入検査を実施（計１４か所)。液石法１４条書面関連の説明時間が不足しているケースが散見されている。

内山教授からは、中長期的に見ればこの問題は改善の方向に向かっているが、消費者からの見え方、事業者の努力、行政の目線、それぞれが完全に一致したものではなく、これらのギャップを埋めてより高みを目指さなければならない、との前半のまとめがあった。

テーマ２：新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

事業者委員側からコロ感染防止対策への対応等に関し以下の発言があった。
コロナ感染対策に関する全国ＬＰガス協会、県の通知文は遅滞なく全事業者に発信し、さらに県協会独自の対応指針を定め、全ての事業者に周知徹底したところ（新潟県 佐藤委員）。国や全国ＬＰガス協会の示す感染防止対策等を漏れなく全事業者に伝えている。感染対策を講じても点検等での訪問を拒否される場合は個別対応として顧客との話し合いで判断することとしている（長野県 塩原委員）。各方面の感染防止ガイドラインを協会会員に共有徹底している。緊急事態宣言後は一定期間保安点検業務を中止したがその後も供給に支障がない対応をとっている（群馬県 小林委員）。県協会独自の対応として、店頭にコロナ感染防止対策への「取組宣言」というポスターを貼り、フィルム対策、マスク２枚着用、ゴム手袋の使用によるコロナ感染防止対策を講じている。家庭用消費量は微増だが、業務用は大きく落ち込んでいる（栃木 須山委員）。コロナ感染下においても消費者への安定供給、安定保安を第一と考えている。第２波、第３波でも事業者への感染がないよう注意している（茨城県 立原委員）。

消費者委員側のコメントとして、県ＬＰガス協会からコロナ感染防止対策としてＬＰガス関連機器検査期間の延長、マスク着用による作業実施等の情報をいち早くいただき、その旨消費者団体に連絡した。迅速な対応をいただき感謝する（新潟県 木村委員）、との発言があった。

内山教授からは、消費者から問題となるような話は聞かれなかったが、その裏で事業者は通常かからないようなコストもかけて、安定供給、安定保安に取り組んでいることを忘れてはならない、とのとりまとめがあった。

テーマ３：ＬＰガスの災害対応能力について

進行の内山教授からエネ庁の事前プレゼンと振興センターの災害バルク広報サイトに関する以下のとりまとめがあった。
エネ庁プレゼンでは、ＬＰガスは分散型エネルギーで他燃料に比べて災害に強いこと、加えてＧＨＰ、バルク容器等関連機器設備も災害対応に適しており、公共施設へのＬＰガス用途が拡大することが期待される。また、振興センターの災害バルク広報サイトを見るとその効果がよくかわる。

事業者委員から以下の発言があった。
今まで協会員を通し幼稚園、学校等に災害バルクを設置し災害時の炊き出し等に備えてきた。避難所の空調設備についてはハードルが高かったが今般中学校、小学校に避難所用ＧＨＰ第１

号が導入され８月完成のはこびとなった（群馬県 小林委員）。

自治体からは以下の発言があった。
県の講習会等の場で災害バルクに関するパンフレットを配布し、啓蒙に努めている（茨城県 防災・危機管理部 消防安全課 産業保安室 宮崎室長補佐）。教育委員会に災害バルクの情報提供等実施している（栃木県 産業労働観光部 工業振興課 佐藤主査）。教育委員会を通じてＧＨＰの設置の実現を働きかけているところ（群馬県 総務部 消防保安課 福田課長補佐）。今後講習会等でＬＰガスの災害対応を説明していきたい。ＬＰガスは震災時における復旧が早く、この点も今後協調したい（新潟県 防災局 消防課 高圧ガス保安係　鈴木係長）。防災訓練時に災害バルクやＬＰガス発電機を実証し災害対応に関する情報共有を実施している（長野県 産業労働部 産業技術課 清水課長補佐）。

消費者委員からは次のような発言があった。
ＬＰガスのＧＨＰは動力源であるＬＰガス供給を事業者がしっかりやっており安定しているので、学校の教室や体育館にぜひとも導入してほしく、行政に鋭意働きかけている（新潟県 木村委員）。バルク容器の活用による温かい食事は災害時には何よりである。先般の水害時にＬＰガスボンベが多数流失したが、県協会の広報等対応が良くありがたかった（長野県 織田委員）。ＬＰガスが災害に強いことが改めて分かった。昨年の台風による被災で公民館が利用されたが、県内に多くある公民館にＬＰガスの災害対応設備を導入できたらいいと思う。災害対応バルク設備付きの賃貸住宅なども検討の余地があるのではないか（群馬県 飛澤委員）。県の防災訓練において災害バルクを利用した炊き出しなど行いＬＰガスの良さが認識されている（茨城県 鈴木委員）。今後消費者として災害対応にはＬＰガスが適していることを各方面に発信したい。オール電化は災害に弱くＬＰガスが最適と考えている（栃木県 菊池委員）。

【その他の議論とまとめ】

その他、以下の関連質疑や発言があった。
災害に強いＬＰガスと言いながら、住宅を建設時は建築業者等からオール電化を進められるケースが多いがどういうことか（長野県 織田委員）。これに対し振興センター嘉村専務理事から、ＬＰガスの良さを消費者ばかりでなく、建築関係者等に広報する努力が足りてないのではないか。今後エネ庁とも相談して振興センターでできることは進めていきたい、との回答があった。また、先般の福島での爆発事故のように、ＬＰガスも使いようでは大変危険なものであるが、消費者として留意すべきことがあれば教示願いたい（茨城県 鈴木委員）との質問があった。これに対しては事業者委員側から、ＬＰガス関連の工事の時は必ずＬＰガス事業者に相談してほしい。また業務用ではガス漏れ時のガス遮断のためマイコンメーターとガス警報器の連動をお願いしたい（茨城県 立原委員）との回答があった。また、自治体からは、ガス工事実施をする場合は必ず有資格者であるガス事業者にお願いすべき。インターネット販売等で無資格者が工事をやるケースが散見されるが、消費者も注意する必要がある（新潟県 防災局 消防課 高圧ガス保安係 鈴木係長）、とのコメントがあった。

最後に消費者委員から議論をとおして一言ずつ、以下のコメントがあった。
以前はなかったことだか、最近は検針票に価格の明細が記載されるようになった（長野県 織

田委員)。料金改定時には理由とともにその内容が書面で通知されるなど事業者の対応に納得している（新潟県 木村委員)。コロナ感染下、事業者が安全に配慮しながら安定供給していることには感謝したい。集合住宅での料金透明化が今一歩進むと一層よくなる（群馬県 飛澤委員)。消費者が料金問題への意識を高め理解する努力をしないと解決には至らない（栃木県 菊池委員)。年々料金透明化問題は改善しているが、やはり集合住宅の料金は高いという印象。ガス料金と設備を切り離して考えないと問題は簡単には解決しない（茨城県 鈴木委員)。

エネ庁橋爪企画官からは、立入検査でどのような指導の案件があるのかもう少し知りたい。各県の立ち入り検査指導案件を整理し他県でも共有すれば、液石法１４条関連の課題の整理につながるのではないか、とのコメントがあった。

内山教授が議論後半のまとめとして、事業者と自治体、住宅メーカー等とのＢ to Ｂ コミュニケーションの重要性が指摘された。まだまだＬＰガスの良さが世の中に十分浸透しておらず、さらなる広報活動が重要である、と総括し議事を締めくくった。

以上

令和２年度　南関東地方ＬＰガス懇談会　議事概要

Ⅰ．日　時　：令和２年９月３日（木）１３：３０～１５：３０

Ⅱ．場　所　：Webex によるリモート会議

Ⅲ．出席者（２６名）

消費者委員　：清水委員（埼玉県)、佐久間委員（千葉県)、林委員（東京都)、
今井委員（神奈川県)、斉藤委員（山梨県)、菅ヶ谷委員（静岡県）

事業者委員　：齊木委員（埼玉県)、小倉委員（千葉県)、尾崎委員（東京都)、
髙橋委員（神奈川県)、望月委員（山梨県)、森委員（静岡県）

自治体　：石塚主査（千葉県)、藤澤グループリーダー（神奈川県)、
長谷川主任（静岡県)、岸田次長（千葉県）

学識経験者委員：国際大学大学院 国際経営学研究科 教授　橘川委員

行政等　：資源エネルギー庁 資源･燃料部 石油流通課　橋爪企画官
関東経済産業局 資源ｴﾈﾙｷﾞｰ環境部　近藤地域ｴﾈﾙｷﾞｰ振興企画官
関東経済産業局 資源ｴﾈﾙｷﾞｰ環境部　資源・燃料課　新田課長
同上　中田液化石油ガス取引監視係長

議事進行　：　国際大学大学院 国際経営学研究科　橘川教授

司会　：一般財団法人エルピーガス振興センター　嘉村専務理事

事務局　　：　　同上　広報室　　嘉村・望月・中村・中谷・藤﨑

Ⅳ．議事次第

１．開会挨拶

関東経済産業局資源ｴﾈﾙｷﾞｰ環境部 地域ｴﾈﾙｷﾞｰ振興企画官　　近藤　かおる

２．懇談

・テーマ１：ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

＊プレゼンテーションⅠ「ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について」

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

＊プレゼンテーションⅡ「令和元年度及び２年度の流通経営調査の概要」

一般財団法人エルピーガス振興センター

＊発表「関東経済産業局における取引適正化に向けた取組みについて」

関東経済産業局 資源エネルギー環境部

液化石油ガス取引監視係長　　中田　貴之

- 休憩 -

・テーマ２：新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

・テーマ３：ＬＰガスの災害対応能力について

＊プレゼンテーションⅢ「ＬＰガスの災害対応能力について」

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

＊プレゼンテーションⅣ「災害バルク広報サイトプレゼンテーション」

一般財団法人エルピーガス振興センター

３．総括

国際大学大学院 国際経営学研究科　　教授　　橘川 武郎

Ⅴ．議事内容

１．開会挨拶

関東経済産業局　資源エネルギー環境部 地域エネルギー振興企画官　　近藤 かおる

新型コロナウイルス感染（以下「コロナ感染」という。）禍において、ＬＰガス事業者（以下「事業者」という。）の感染防止対策の徹底による事業継続、消費者の料金延滞等への柔軟な対応等に感謝する。本懇談会は消費者と事業者の相互理解を深め、ＬＰガス産業の発展のための施策を考える重要な場である。また、今年はコロナ感染に対する各位の取組み、情報提供等、この場での忌憚ない意見交換をお願いしたい。また、国の補助金を活用した災害に強いＬＰガスの利用等議論いただきたい、と述べた。

２．懇談

冒頭、議事進行の橘川教授から次のような導入メッセージがあった。

ＬＰガス料金（以下「料金」という。）の透明化は関係者の努力により着実に進んでいるが、神奈川県の料金公表に関する全数調査は注目され、今や全国的に問題提起されている。北海道懇談会に端を発したＬＰガス間の料金格差も全国レベルで議論されるようになるなど、懇談会の持つ意味は大きい。また、ＬＰガスが災害に強いことは今更言うまでもないが、他方水害時

のボンベ流失や先般の郡山の爆発事故など保安面の課題がある。コロナ感染への対応等を含め実りある議論を行いたい。

テーマ１：ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

問題提起として神奈川県の消費者今井委員から以下の発表があった。
料金公表の実態を調べるため、7月に神奈川県の全事業者に対し電話で料金公表の聞き取り調査を実施した。結果料金公表率は４８．２％で前年度の３５．２％に比べアップしているものの、半分にも満たないのは残念である。回答できない理由は担当者不在等々色々あったが、なかには電話もかからない事業者があり保安上も問題である。アンケート調査では店頭、ホームページ（以下「ＨＰ」という。）合わせると８０％を超える公表率であるが、消費者は店頭まで行かない。事業者のＨＰ開設率も低い。結局電話での問合せが多くなるのでしっかり答えてもらいたい。神奈川県の４８．２％という公表率が高いのか低いのか、他県でもぜひとも全数調査をお願いし、料金透明化につなげたい。
消費者委員の問題提起に対し、神奈川県の事業者髙橋委員から以下の発言があった。神奈川県消費者団体の全数調査には敬意を表するとともに、本来事業者側がやるべきところと思料するところ。県ＬＰガス協会でも料金公表を改めて徹底するとともに、今年の全数調査に対し協力するべく書面でも全事業者に要請した。料金をはっきり提示することは商売の基本である。調査結果は公表率が半分にも満たず申し訳なく、真摯に受止める。神奈川は過当競争下であり料金公表が競争相手の売込み材料に使われるという懸念が公表しない理由のひとつかもしれない。今回の調査で実態が浮き彫りになり改めて課題があることがわかり、調査した消費者団体には重ねてお礼申し上げる。次年度の調査には一層の改善を目指す所存である。
橘川教授からは、神奈川県の消費者は全国でももっとも料金透明化に取り組んでいると思うが、その地域の競争が一番激しいというところに問題の深刻さがある、との寸評があった。
その他、消費者委員側からは次のような意見や質疑があった。
最近のＬＰガスに関する消費者相談する数は減っている。集合住宅での生活機器コストは料金に上乗せされていないというアンケート調査結果もあるが、やはり戸建てに比べ高いという相談がある。事業者から生活機器費用を負担する見返りに契約を売込まれた、という住宅オーナーからの相談もある。料金公表は消費者への信頼を得るためぜひとも徹底してほしい（東京都林委員）。ＬＰガスに関連する相談は昨年１件、今年はゼロである。神奈川県での約７００件の全数調査にかかる時間はどれほどか（埼玉県 清水委員）。神奈川県消費者の回答として、すぐ答えてくれる事業者なら１分もあればよい。答えない事業者なら２～３分はかかる。担当ベースでは５０～７０件担当すれば１週間くらいはかかっている。消費者には料金は保安とセットだと説明している。近場の事業者のほうが保安面で安心であり、遠くても安い方という発想はよくない（神奈川県 今井委員）。各社のＨＰをみると、従量料金部分が単純性と逓減性があり分かりづらい。料金が安すぎるのも不安があり必ずしも信頼できない。事業者は自信をもって自社の料金を公表してほしい（静岡県 菅ヶ谷委員）。

橘川教授からは、エルピーガス振興センター（以下「振興センター」という。）のアンケート調査に対し、前年からアンケートがＷｅｂ調査となり、回収率が１割程度に落ちているが今後どのように対処していくのかとの質問があった。また、集合住宅における生活機器費用を７

０％の事業者が負担していないという結果になっているが驚いている、とのコメントがあった。振興センター嘉村専務理事から、今年もＷｅｂ調査を実施するが今年は事前（８/３１日）に全事業者に対しアンケート協力依頼のレターを資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）名で発出し、回収率のアップを目指している。途中回答率の情況をみて再度お願いの書状を出す予定である、との回答があった。

料金透明化に関しては事業者委員から、ブローカーを使った一部の事業者が料金をダンピングして業界の秩序が乱れているのが実態であり、エネ庁に不当廉売の防止を要請する（東京都 尾崎委員）との発言があった。これに対し橘川教授からは、消費者委員の発言は実態である。他方事業者が電話への問合せにきちんと答えるなど、料金透明化への業界として当然やるべき整備はしっかりやりきる必要があり、不当廉売への対応とは切り分けて進めていくべきである、とのコメントがあった。加えて事業者委員から、料金の高低ではなく顧客に料金を聞かれたらきちんと答えるのが事業者としてのあるべき姿勢であり、顧客への信頼につながる（神奈川県 髙橋委員）との意見があった。

また、生活機器コストの負担については橘川教授より、料金を三部制とし、生活機器コストの負担部分を明確にすべき、との指摘があった。

一昨年から全国展開されている総務省行政評価局のＬＰガス取引適正化調査による、経済産業局と自治体、事業者の連携の必要性に関し、関東経済産業局（資源エネルギー環境部 資源・燃料課 中田係長）から以下のような発表があった。
①昨年から料金問題に関し自治体との意見交換を開始、山梨県、埼玉県課と続いたコロナ感染問題が沈静化され次第その他の県とも連携の機会を持ちたい。②消費者からの相談事例を自治体との共有、③関東液化ガス業務主任者研修会における料金透明化・取引適正化指針の説明講演３か所実施、④事業者に対し、液石法第１４条、１６条及び取引適正化指針に関する立入検査を実施（計１４か所）。液石法１４条書面関連の説明時間が不足しているケースが散見されている。料金表は各社各様多くの料金があり、これをどのようにして標準料金というものに落とし込んでいくかが課題である。

エネ庁の橋爪企画官からは料金問題の議論を踏まえ以下のコメントがあった。
神奈川消費者団体の調査は業界の実態を知るうえで意味のあるものだ。また、神奈川県ＬＰガス協会の事業者への調査協力要請も大変評価できるが、公表結果が４８．２％というのは残念である。料金の透明化は消費者側からも強く求められていることは再認識した。

テーマ２：新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

消費者委員から、コロナ感染下のなか、保安点検等事業者が屋内に入る場合どのような対応になっているか（東京都 林委員）、との質問があった。これに対し事業者委員から次のような回答があった。多くの事業者は当然検温、消毒、マスク着用を徹底している。従業員に感染者が出た場合の風評被害が不安である。県ＬＰガス協会独自に全事業者向けの感染防止対策ペーパーを共有し安定供給に努めている（埼玉県 齊木委員）。日頃から顧客とのコミュニケーション

がよく、点検、検査等はほぼ予定通り実施されている（静岡県 森委員)。法令による点検、検査は延長措置を活用するなどして問題はない。他方 face to face による営業ができず売上減の事業者もある。４～５月は首都圏１都３県の緊急事態宣言が解除されず、その地域のブローカーが大挙県内に来て訪問販売が繰り返され、県ＬＰガス協会には苦情の電話もあった（山梨県 望月委員)。保安講習会の人数を絞って対応するなどして保安関係はおおむね順調である（東京都 尾崎委員)。県ＬＰガス協会独自のマニュアルを共有するなどして、事業者から感染者が出ないよう努めている。１割くらいの顧客からは検査点検の先伸ばし要請を受けている（神奈川県 髙橋委員)。
これらを受け、エネ庁橋爪企画官からは、事業者のコロナ感染への取組みを評価する一方、ブローカーの営業行為が問題視されている点を懸念し、行き過ぎた営業行為の実態に関し情報収集する意向が表明された。また橘川教授からは、コロナ感染下事業者は目に見えないところで安定供給に努めていることがうかがわれると評価するコメントがあった。

テーマ３：ＬＰガスの災害対応能力について

ＬＰガスは災害に強いということは、ＬＰガスの普及率が低い都会のエリアが危険とも言える、との橘川教授の導入があり東京都の事業者尾崎委員から以下発言があった。災害対応としてはバルクよりボンベ、小型の発電機と８㎏のボンベといったコンパクトなタイプを推奨してきた。ＬＰガス発電機は灯油と違って燃料が劣化しないので災害には最適である。普及拡大には住民の代表である議会議員の協力を得ることも一案である。高層マンション、医療機関への導入検討も必要だと思う。また、静岡県の事業者森委員からは防災対策として、①５５か所の災害拠点事業所の設置、②地域防災訓練、地震防災訓練の実施、③県との災害援助協定の締結、④ＬＰガス地域防災応援プロジェクト、について説明があった。また、振興センター嘉村専務理事からは同センターのサイトに災害バルクの導入実例等紹介し、導入状況を広報しているが、今後このサイトを一層充実させる意向であるとの発言があった。
エネ庁橋爪企画官からは、今年度の災害バルク設置への補助金予算は約４０億円だが既に予算枠を超える応募があり、注目度は高い。今後自治体の有する体育館の発電、空調用の導入に一層力を入れ、できるだけ長くこの補助金制度を続けていきたい、との意向表明があった。

【その他の議論とまとめ】

最後に自治体側の千葉県消費者センターの岸田次長から、訪問販売への相談を受けることがあるが対処・対策はどうか、という質問があった。これに対しエネ庁橋爪企画官から、販売活動を外部ブローカーに委託している事業者があるが、そのブローカーの営業活動が特定商取引法の規定ギリギリ、あるいは行き過ぎたケースがあり問題になっていると聞いている。ブローカーに委託している事業者がその活動をきちんとグリップできているかどうかが問題で、エネ庁も県ＬＰガス協会等から情報収集したい。また東京都の消費者林委員からは、悪質なブローカーの営業行為によって、ＬＰガス業界全体に悪いイメージを持たれることが問題であるとの指摘があった。

橘川教授からは以下の通り総括があった。
料金透明化・取引適正化の課題では大きな方向として確実に改善の方向に向かっているものの、

神奈川県の消費者団体の調査を見ると改善が不十分なことが今年も露呈された。店頭やＨＰでの公表料金が守られているかをチェックすること、さらに電話での料金問合せに確実に答える仕組みをつくることが重要である。そのためには、神奈川方式（全数調査）を全国展開するべきである。
また、コロナ感染下で特定商取引法違反となりかねないような、ブローカーの営業活動が頻発しているようで、経済産業局や自治体の監視が必要である。
ＬＰガスの災害対応については、引き続き災害に強いというＬＰガスの特性を広めていく必要がある一方、弱点のひとつである水害時のボンベ流失対策をしっかり進めていく必要があると提言し、議論を締めくくった。

以上

令和２年度中部地方ＬＰガス懇談会議事概要

Ⅰ．日　時　：令和２年９月３０日（木）１０：００～１２：００
Ⅱ．場　所　：Webex によるリモート会議
Ⅲ．出席者（２２名）
消費者委員　：吉田委員（愛知県）、三輪委員（岐阜県）、森委員（三重県）、原委員（富山県）、青海委員（石川県）
事業者委員　：花井委員（愛知県）、澤田委員（岐阜県）、中井委員（三重県）、東狐委員（富山県）、山本委員（石川県）
自治体　：木下主査（愛知県）、森村主幹兼係長（三重県）、市田技師（富山県）、永田課長補佐（愛知県）、黒川班長（三重県）

学識経験者委員：名古屋工業大学大学院 工学研究科社会工学専攻　教授　渡辺委員
行政等　：資源エネルギー庁 資源･燃料部 石油流通課　家田課長補佐
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 燃料課　重藤課長補佐
同上　伊藤総括係
議事進行　：名古屋工業大学大学院 工学研究科社会工学専攻　渡辺教授
司会　：一般財団法人エルピーガス振興センター　嘉村専務理事
事務局　：　同上　広報室　嘉村・中谷・藤﨑

Ⅳ．議事次第

１．開会挨拶

中部経済産業局 資源エネルギー環境部 燃料課　課長補佐　重藤 公典

２．懇談

・テーマ１：ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

＊プレゼンテーションⅠ「ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について」
資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

＊プレゼンテーションⅡ「令和元年度及び２年度の流通経営調査の概要」
一般財団法人エルピーガス振興センター

＊発表「中部経済産業局における取引適正化に向けた取組みについて」
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 燃料課　総括係　伊藤 雅晃

- 休憩 -

・テーマ２：新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

・テーマ３：ＬＰガスの災害対応能力について

＊プレゼンテーションⅢ「ＬＰガスの災害対応能力について」
資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

＊プレゼンテーションⅣ「災害バルク広報サイトプレゼンテーション」
一般財団法人エルピーガス振興センター

３．総括

名古屋工業大学大学院 工学研究科社会工学専攻　教授　渡辺 研司

Ⅴ．議事内容

１．開会挨拶

中部経済産業局　資源エネルギー環境部　燃料課課長補佐　重藤 公典

ＬＰガスの料金透明化・取引適正化（以下「透明化・適正化」という。）のガイドラインが整理されて以降、業界として料金問題の改善に取組んでいるところ。ＬＰガス事業者（以下「事業者」という。）が法令を遵守し、料金問題に真摯に取組むことが今後の消費者との信頼につながる。本懇談会では、ＬＰガス消費者（以下「消費者」という。）、事業者から最新の活動事例等発表いただき、活発な議論をお願いしたい、との挨拶があった。

２．懇談

議事開始にあたり進行の渡辺教授から次のような導入メッセージがあった。
今年は新型コロナウイルス感染（以下「コロナ感染」という。）で消費者も事業者も大変な状況である。本懇談会のテーマにもコロナ感染が取り上げられているが、この点も含め忌憚ない意見交換をお願いしたい。

テーマ１：ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

消費者委員から次のような発言があった。原油価格が下がっているのにＬＰガス価格（以下「料金」という。）が下がらないのはおかしい、という消費者からの相談があった。料金値上げ時の通知は承知しているが、値下げ時はどうなのか。同じく相談事例では、入居したアパートの料金が県内平均より２００円／㎥高い。入居者への料金の説明が住宅オーナーをとおして行き届いておらず、不動産業者にもこの点周知徹底願いたい。（石川県 青海委員）。料金説明の分かり易さについて事業者間で差がある。高齢者にも配慮し、料金の算定理由や妥当性をしっかり説明願いたい（愛知県 吉田委員）。
これに対し事業者委員からは次のような説明があった。自分の会社では２カ月前に書面で値下げを通知しているが、県ＬＰガス協会内全ての事業者がこのような対応をしているかは分からない（愛知県 花井委員）。事業者によって都度々々料金を調整する社と、原料費調整により毎月見直す社と２通りある。原料費調整の場合、原料であるＬＰガスの国際価格（ＣＰ：Contract Price）と為替に連動する。原油が下がっても円安になれば料金は下がらない。消費者には事業者によって料金の決め方が違うことを理解願いたい。（三重県 中井委員）。また、資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）石油流通課家田課長補佐は、料金はガソリンと同じ自由価格である。事業者の顧客数等によって事業形態も違ってくるので、価格決定への一定の基準を設けることが難しいことを理解願いたいと説明した。
一方で、消費者委員から次のような現在の料金に理解を示す意見も聞かれた。県内でのＬＰガス使用世帯率は比較的高く他エネルギーとの競合は少ない。よって料金への不満よりも、災害時のＬＰガスの有効性を重視する傾向にある。（富山県 原委員）。ガソリンスタンドのように料金が毎日上下していては、ついていけない。したがって、事業者の提示する料金を受入れている。（岐阜県 三輪委員）。県内でのＬＰガス使用世帯率は比較的高く便利に使っている。特段料金が高いとかいう声は聞かない。（三重県 森委員）。
また、渡辺教授から、事業者が安定供給、質の高いサービスを維持するために料金を上げざるを得ない場合があるのではないか、との問いかけがあった。これに対し消費者委員からは、事業者からきちんとした説明があれば値上げの際も理解できる。（愛知県 吉田委員）。との意見があった。
さらに事業者委員からは次のような意見があった。事業者が業界ルールに基づき料金の説明をするのは当然。消費者は事業者を選択できるということを認識し、厳しく事業者に目を向ければ、事業者も切磋琢磨しいい結果が生まれる。行政の指導も必要だし県ＬＰガス協会としても事業者をしっかり指導していきたい。（岐阜県 澤田委員）。自社では原料費調整制度に基づき料金を設定しているが、加えて料金の３割分に公表された市場価格を反映させるなどして、他社料金がどうであれ自社の料金をしっかり説明できるようにしている。一部の事業者の乱売に関してエネ庁の適切な指導が必要である。また、ＬＰガスに関連しない、或いは償却済みの生活機器設備費用の料金への転嫁について、税務的見地も含めた見直しが必要。（三重県 中井委

員)。
これに対しエネ庁家田課長補佐からは、現在の透明化・適正化ガイドラインにより事業者に標準的料金公表を要請し、立入検査もできるが、罰則規定がなく最後は企業努力で対応願いたい。悪質な乱売事業者への立入検査は情報を集めたうえで実施していきたい。集合住宅での三部料金制は全国ＬＰガス協会に方向性のとりまとめを要請中である。同様に生活機器設備の料金転嫁問題もまとまれば国交省、公正取引委員会等と協議する方向で考えている。
他の事業者委員の発言として、県内では９０％以上の事業者が料金公表しているがホームページでの公表は２０～３０％程度である。消費者目線でＩＴ化を進めていかないと、選ばれるエネルギーとはならない。原料費調整制度は浸透しつつあるが中小事業までは行き渡っていないようだ。（石川県 山本委員)。従来から比較的高齢者がＬＰガスを利用してきて、料金にはあまり不満がなかったようだ。しかしこれからは若い人に選ばれるエネルギーを指向すべきであり、そのためには料金の透明化、分かり易い料金体系が求められる。（富山県 東狐委員)。

一昨年から全国展開されている総務省行政評価局のＬＰガス取引適正化調査による、経済産業局と自治体、事業者の連携の必要性に関し、中部経済産業局（資源エネルギー環境部 燃料課 伊藤総括係）から以下のような発表があった。
平成３０年１２月各県の保安担当者、ＬＰガス協会と一同に会し局管内関係者連絡会議を実施し、立入検査時における事業者の透明化・適正化状況につき情報交換した。また、令和元年７月には中部液化石油ガス協議会が実施する保安講習会で透明化・適正化ガイドライン等について講演した。さらに、平成２９年度以降管内の事業者に対し計１３回の立入検査を実施し、透明化・適正化に関し指導した。今年度はコロナ感染の影響で実施できず、様子をみているところ。

テーマ２：新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

コロナ感染下の状況について事業者委員から次のような発言があった。顧客先での検針時等にはマスク着用、消毒に心掛けている。コロナ感染で在宅率は増えたが非需要期に向かっていたので、家庭用需要が増えたという実感はない。（愛知県 花井委員)。マスク着用、社内はＷｅｂ会議、展示会中止等で感染防止に対応している。（岐阜県 澤田委員)。県ＬＰガス協会独自に危機管理レベル１～７からなる新型コロナウイルス対策ガイドラインを会員に配布し感染対策を実施している。顧客の料金支払いについては柔軟に対応している。国にはＬＰガス供給というライフラインの維持の観点から事業者へのＰＣＲ検査の促進とその結果の早期確認をお願いしたい。（三重県 中井委員)。
ＰＣＲの優先的検査についてはエネ庁家田課長補佐から、ＬＰガス事業者も都市ガス、電気といった事業者と同等ではないかと思われるので、関係省庁、自治体等と検討したい、との回答があった。
さらに事業者委員から以下の発言が続いた。ライフラインの維持、安定供給のため三密を避け、マスク着用、消毒を徹底している。展示会は中止し、会議は書面かソーシャルディスタンスを維持した状態で実施している。（富山県 東狐委員)。配送面で今のところ大きな影響はない。不測の場合は卸事業者の協力を得る体制である。充填所で感染があった場合は同業他社と横の連携を考えているが、ボンベのバーコードの整備が課題となりそうだ。諸検査は期限の猶予が

施されたがコロナ感染が長期化した時の対応が課題となる。（石川県 山本委員）。
石川県の青海消費者委員から、三重県で実施している新型コロナウイルス対策ガイドラインを中部他県への横展開できないか、との質問があった。これに対し三重県の中井委員から、他県１０か所程度から問い合わせを受けている。業界紙にも内容を提供した。他所の対策作成の参考になれば幸いだし、各地で検討してより良いものができれば良い、との回答があった。また、渡辺教授からは中部経済産業局が中心となってガイドラインが中部地方で共有され、さらには経済産業省が加わって全国展開されるような流れが望ましい、との指摘があった。

テーマ３：ＬＰガスの災害対応能力について

ＬＰガスの災害対応に関して事業者委員から次のような発言があった。県では中核充填所での訓練の実施、ＢＣＰ（事業継続計画）の作成等を行う一方全自治体との防災協定を結んでいる。また各地域の役員を含め公共施設へのＬＰガスの設備導入に向け活動中である。今年は大府市の体育館にＧＨＰ付き発電機が導入された。中学校から順次設置することで４月からスタートしており、周りの自治体にも波及効果が出ている。さらに学生、児童にもＬＰガスの災害時の利点を説明するアニメを作成し啓蒙に努めている。（愛知県 花井委員）。中核充填所での災害時における訓練を年１回実施している。災害時復旧作業時等に着用する目的で防災ベストを県ＬＰガス協会として作成した。（岐阜県 澤田委員）。南海トラフ大地震を想定してGoogle MapにＬＰガス販売店の位置を落とし込んでいる。また炊き出しセットを１３か所に設置し、災害時には自由に使ってもらえる体制をとっている。さらに避難時のためにＬＰガスの乾燥機を設置したところもある。（三重県 中井委員）。ＬＰガスが分散型の災害に強いエネルギーであるという業界のアピールが足りない。公共施設へのＬＰガス機器設備の導入を促進するべく議会議員へのプレゼンを行い、災害バルクの補助金制度や経済的メリットを説明した。（富山県 東狐委員）。近年水害等、災害が増えているため県ＬＰガス協会の災害マニュアルの見直しを行った。避難所となる体育館への空調設備導入が浸透しておらず課題である。（石川県 山本委員）。
関連して自治体からは次のようなコメントがあった。県としては災害時の全体的危機管理やＢＣＰに基づく検討を進めているが、ＬＰガスに特化した機器設備の導入までは進んでいないのが実情だ。（愛知県 防災安全局）。ＢＣＰに基づいた災害対策を検討しており、ＬＰガス事業者団体とも災害支援協定を結んでいる。ＬＰガス機器設備の導入検討段階まではまだ進んでいない。（三重県 防災対策部）。
また、エネ庁家田課長補佐からは、東京都東大和市の小中学校、奈良市の公共施設への災害バルク、ＧＨＰの導入が実現し広がりを見せている。今後は消費者側からもＬＰガスの災害時のメリットを自治体等に発信していただきたい、との発言があった。

最後に全体を通して、エネ庁家田課長補佐のまとめがあった。透明化・適正化のテーマに関しては比較的穏やかな議論であった。これは事業者側の努力が消費者に一定の理解を得られていることによるものとみられる。コロナ感染下において、事業者は必要な感染防止対策を講じ、大きな混乱もなく安定供給を続けており感謝したい。災害対応においては国の実施する支援策を有効に活用してほしい、とのコメントがあった。
また、渡辺教授からは透明化・適正化に関する議論は今少しの継続が必要であること。ＬＰガ

スの災害時の強みを知る一方、それを踏まえて平時の利用の拡大につなげるべき、との課題の提言があり、懇談会を締めくくった。

以上

令和２年度近畿地方ＬＰガス懇談会議事概要

Ⅰ．日　時　　：令和２年１０月８日（木）１０：００～１２：００
Ⅱ．場　所　　：Webex によるリモート会議
Ⅲ．出席者（３３名）

消費者委員　：齊藤委員（福井県）、廣瀬委員（滋賀県）、右近委員（京都府）、
角田委員（大阪府）、中道委員（兵庫県）、山本委員（奈良県）、
田村委員（和歌山県）

事業者委員　：渡辺委員（福井県）、川瀬委員（滋賀県）、畑委員（京都府）、
大先委員（大阪府）、髙須委員（兵庫県）、松倉委員（奈良県）、
福島委員（和歌山県）

自治体　：村中主任（福井県）、宇佐主査（京都府）、伊藤主査（大阪府）、
福田課員（兵庫県）、犬田主査（奈良県）、中山主事（和歌山県）、
小島相談員（福井県）、勝田主事（大阪府）、和田副主査（和歌山県）

学識経験者委員：甲南大学法学部 教授　土佐委員

行政等　：資源エネルギー庁 資源･燃料部 石油流通課　家田課長補佐
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部　原田電源開発調整官
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部　資源・燃料課　古島課長
同上　門田課長補佐
同上　柳澤課長補佐

議事進行　：甲南大学 法学部　土佐教授

司会　：一般財団法人エルピーガス振興センター　嘉村専務理事

事務局　：　同上　広報室　嘉村・中村・中谷・藤﨑

Ⅳ．議事次第

１．開会挨拶

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部　電源開発調整官　原田 敏行

２．懇談

・テーマ１：ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

＊プレゼンテーションⅠ「ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について」
資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

＊プレゼンテーションⅡ「令和元年度及び２年度の流通経営調査の概要」
一般財団法人エルピーガス振興センター

＊発表「近畿経済産業局における取引適正化に向けた取組みについて」
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課長補佐　門田 誠二

- 休憩 -

・テーマ２：新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

・テーマ３：ＬＰガスの災害対応能力について

＊プレゼンテーションⅢ「ＬＰガスの災害対応能力について」
資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

＊プレゼンテーションⅣ「災害バルク広報サイトプレゼンテーション」
一般財団法人エルピーガス振興センター

３．総括

甲南大学 法学部　教授　土佐 和生

Ⅴ．議事内容

１．開会挨拶

近畿経済産業局　資源エネルギー環境部　電源開発調整官　　原田 敏行

ＬＰガスは全国総世帯の４５％が使用する国民生活に密着したエネルギーである。近年電力・都市ガスの小売り自由化により、エネルギー間の競争が激化している。ＬＰガス事業者（以下「事業者」という。）が法令を遵守し、真摯な取組みを行うことでＬＰガスが選択されるエネルギーとなっていただきたい。また、ＬＰガスは分散型エネルギーとして災害対応に重要な役割を担っており、管内では滋賀、大阪、奈良、和歌山の小中学校にＬＰガス使用のＧＨＰが導入されるなどＬＰガスの災害時における優位性が再認識されている。本懇談会では事業者、ＬＰガス消費者（以下「消費者」という。）の活動報告等を踏まえより良いＬＰガスの利用環境の構築に向け議論が進むことを期待する、との挨拶があった。

２．懇談

テーマ１：ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

消費者委員から次のような発言があった。事業者、行政等の努力によってＬＰガス価格（以下「料金」という。）の透明化・取引適正化（以下「透明化・適正化」という。）のレベルは上がったと思う。一方、アンケート調査の回収率が低く、実態の把握が十分か疑問だ。アンケートに答えていない事業者の実態についてどのように見ればよいか。（京都府 右近委員）。行政の指導、府のＬＰガス協会の努力等により料金問題のトラブルは減っている。消費者からのＬＰガスに関する相談事例も幸い聞いていない。紙媒体での料金公表は高齢の消費者には喜ばれる。（大阪府 角田委員）。ホームページ（以下「ＨＰ」という。）での表示は高齢者には馴染まない、また消費者は料金を見にわざわざ事業者の店頭には行かない、という問題がある。店頭表示より紙媒体による手渡しでの料金提示の方が消費者にとって親切な面がある。ＬＰガスの扱いや、料金明細について消費者に対し情報が少ない一方、消費者も知ろうと努力しないことが多く、双方で問題がある。（和歌山県 田村委員）。料金表示の見本を作成する、とか紙媒体による料金提示はいい方法だと思う。他方、ガソリンのように卸売価格が料金に反映されていないのではないか。消費者に分かり易いＬＰガス標準的な料金体系の整理が望まれる。（福井県 齊藤委員）。

これに対し事業者委員からは、ＨＰや店頭での料金表示を徹底するよう指導している。毎年実施している販売事業者講習会でも行政からの指導内容を周知している。（京都府 畑委員）。県のＬＰガス協会（以下「県協」という。）の調査によれば９９％が料金公表しているようだが、消費者が納得いく公表となっているかが問題だ。引越し時などは、消費者は忙しく料金説明などに十分時間の取れないのが実態だ。（福井県 渡辺委員）。透明化・適正化への取組みの必要性については、県協の実施する諸々の会議、集まり等において都度周知している。問題はそれを受け取る事業者個々の意識の問題である。意識の低い事業者は結局消費者に選ばれない事業者になると認識すべきだ。（和歌山県 福島委員）。府内の調査では８１．５％が料金公表している。府の調査に協力しない事業者には電話で督促している。他方、７～８割を占める中小事業者はＨＰを開設してないところが多く、店頭表示にとどまっている。店頭表示に関しては見本も作成している。競合エネルギーに負けないために透明化・適正化は徹底しなくてはならない。（大阪府 大先委員）。県協の保安講習会や各種部会で都度透明化・適正化を周知しているが、事業者によって受取り方に温度差がある。それでは困るので、粘り強く指導を継続したい。（滋賀県 川瀬委員）。アンケートに回答しない事業者への指導は難しい。県協の保安講習会等で透明化・適正化を周知徹底しているが、事業者によって対応に差があるには否めない。県協

の事業計画にも透明化・適正化を課題として盛り込み、消費者に選ばれるエネルギーとなるべく努めている。（兵庫県 髙須委員）。
本テーマに関し土佐教授からは、今回の議論で透明化・適正化への取組みのなかで問題点が明確になった部分がある。具体的には店頭表示の見本作成の効果、アンケート非回答事業者への県協のアプローチ、紙媒体での契約説明、料金提示の効果、等が議論され一定の成果があったと思う、とのまとめがあった。
一昨年から全国展開されている総務省行政評価局のＬＰガス取引適正化調査による、経済産業局と自治体、事業者の連携の必要性に関し、近畿経済産業局（資源エネルギー環境部 資源・燃料課 門田課長補佐）から以下のような発表があった。毎年、中部近畿産業保安監督部が実施する保安担当者への説明会に同席し料金の透明化、液石法第１４条に基づく書面の公布義務、取引適正化へのガイドライン等を説明している。また、昨年は兵庫県、大阪市から個別のヒアリング、意見交換を実施してきたが、今年度はコロナ感染下で監督部の説明会自体が中止となっており、コロナ感染の状況が好転すれば個別対応を実施したい。局管内の立入検査については、前年度は全体１７社のうち７社に実施し１社がＨＰに料金公表してなかったので指導を行った。今年度はコロナ感染の状況を見つつ実施を考えたい。関連して自治体からは、前年度の立入検査時は料金表示、説明義務は概ね守られていたようだが、今年はコロナ感染下で検査実施が様子見となっている、との発言があった。（奈良県 自治体）。

テーマ２：新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

消費者委員から、コロナ感染下で家庭の調理方法等も変化が出てきている。アウトドアによるＬＰガスの利用も増えており、ＬＰガスの用途拡大のためにも緊急時の３０分駆け付けのルール（以下「３０分ルール」という。）は規制緩和されてはどうか（大阪府 角田委員）、との事前質問があった。
これに対しエネ庁家田課長補佐から、質量販売への検討が求められているが、新しい容器の登場もあり、どういった容器に規制緩和を進めていくか、経済産業省の保安担当部門とも検討を進めているところ、との回答があった。
また、事業者委員からは、アウトドア生活が広まり、ＬＰガスの質量販売が進むなか、３０分ルールに対する規制緩和をスピードアップするようエネ庁にもお願いしたい。ＬＰガスは持ち運びに便利なエネルギーとうたわれている、一方３０分ルールの規制が足かせになっている。（大阪府 大先委員）。規制緩和には大賛成だ。アウトドアのみならず、過疎地への供給、雪道を通っての供給においては、３０分ルールが負担となる。不便な地域への供給を担う事業者の存続にもつながる状況だ。（福井県 渡辺委員）。
土佐教授からは、ユーザーリスクに関するリスク管理を事業者が担っている状態であり、現在の安全管理に即した適正な規制の見直しが求められる、との指摘があった。

テーマ３：ＬＰガスの災害対応能力について

事業者委員から次のような意見があった。ＬＰガス供給世帯率が７％と低いなか、災害時にスムーズにＬＰガス供給ができるよう、平時から避難所のＬＰガス設備へのＬＰガス供給を続けることが課題である。平時の供給はまだ数パーセントの避難所にしかできていないのが実態だ。平成３０年には都市ガス供給地域である箕面市の２０校すべての小中学校の体育館にＬＰガ

スによる空調設備、ＬＰガス発電機が導入された。消費者団体とともに自治体への導入提案活動も続けており、昨年度は泉佐野市の６校、平成２年度以降は４７校の体育館へのＬＰガス空調が決定している。（大阪府 大先委員）。和歌山市内の中学校１７校にＬＰガス設備の導入が決定、うち７校で供給が始まっている。これを前例とし郡部の自治体、行政にもＬＰガス設備導入をいっそう働きかけていきたい。（和歌山県 福島委員）。
消費者委員からは、災害対応用のＬＰガス設備はすばらしいが、消費者が有効に活用できるような教育、講習が不可欠だとの意見（兵庫県 中道委員）があり、これに対し事業者委員からは、毎年消費者の安全教室を県協各支部で実施しているが、これを災害対策に特化するなどの工夫を検討したい（兵庫県 髙須委員）、との回答があった。
さらに消費者委員の発言が続いた。市内の小中学校に空調設備が設置されたと聞き喜んでいたがエネルギー源が電気だった。電気は停電という弱点がある。ＬＰガス設備を導入してもらえるよう府ＬＰガス協会とともに市長に陳情する予定である。近年水害が多発し、ＬＰガスボンベの流失のニュースが流れ不安が感じられるようだが、保安対策は十分とられていると聞いている。この点のフォローも必要だと思う。（大阪府 角田委員）。これに対し事業者委員からは、浸水の可能性の高い充填所には防災ネットを利用しボンベの外部流出を防ぐ一方、ガスの放出防止型高圧ホースをすべてのボンベに装填する運動を進めているところである。（大阪府 大先委員）。平成２８年から放出防止型高圧ホースの装填、５０㎏容器ボンベチェーンの２重掛け、の１００％達成を目指して運動中である。津波被災の恐れがある沿岸部はほぼ達成しているが、内陸部は達成率が低く事業者間の意識の差が見て取れる。１００％達成した事業者には県協より認証を付与する一方、未達成の事業者には今後も引き続きしっかり指導していきたい、（和歌山県 福島委員）といった発言があった。さらに中核充填所の役割という観点から事業者委員から次のような発言があった。県内４か所の中核充填所で毎年持ち回りの訓練を実施しているが、今年はコロナ感染下で予定が立っていない。しかし将来的にはこのような訓練が災害対応に寄与すると思う。（奈良県 松倉委員）。停電時でもＬＰガスがあれば発電できる、という見地から府内に４か所の中核充填所ができた。コロナ感染下であるが１１月には人数を絞って訓練を実施する。このような機会に中核充填所の存在、災害に強いＬＰガスというものを発信していきたい。（京都府 畑委員）。
また、エネ庁家田課長補佐から次のような発言があった。消費者側で防災の意識を高く持つことは大事なことだ。エネ庁では災害バルクに補助金を出しているが自治体等でも防災意識が高まり、今年度の補助金も４０億円の予算では足りない状況である。次年度も３９億円の概算要求をしている。自治体にも補助金に対する周知を行い、地域防災体制を整えていきたい。

同じくエネ庁家田課長補佐から全体をとおして、次のような所感が述べられた。本日のような会議をとおし、消費者がＬＰガス業界の活動状況をどうとらえているか、事業者が日頃どのような努力をしているか、様々な議論を重ね共通認識を持つことは、ＬＰガスの安定供給や料金問題の解決を進めるにあたり重要だと思う。大阪府のように、消費者と事業者が一体となって、災害バルクの導入など防災対策を進めることは非常に良い取組みだと思う。他の府県でも消費者、事業者、自治体が連携して地域防災に取組んでいただきたい。
最後に土佐教授から以下の通り総括があり、懇談会を締めくくった。透明化・適正化の問題は長年の課題である。アンケートによれば９割以上の事業者が料金公表しているというのは大きな前進だ。ただし、表面的な数字だけではなく、実質的に消費者と事業者が合意にいたること

が重要だ。引っ越しのあわただしいタイミングでの料金説明が適切なのか、高齢者のためには紙媒体での料金説明が望ましい、請求書の裏面に料金明細を記載する、といったような個別的、具体的な論点が浮かびあがったという点で成果があった。このような具体的な議論が今後の諸問題の解決に向けての大きなきっかけになると思う。長引くコロナ感染下においては、消費者がどのように対応していくのか、事業者がいかに努力を継続していくか、大きな課題を感じさせられた。また、コロナ感染下における災害対応という見地からはＬＰガスの出番がいっそう増えるのではないかと思われる。従来の延長線上ではなく、ウイズコロナ時代の災害に対するＬＰガスの在り方が大きな課題である。

以上

令和２年度中国地方ＬＰガス懇談会議事概要

Ⅰ．日　時　：令和２年１１月２日（月）１３：３０～１５：３０

Ⅱ．場　所　：Webex によるリモート会議

Ⅲ．出席者（２２名）

消費者委員　：平尾委員（鳥取県）、野々内委員（島根県）、大西委員（岡山県）、
高田委員（広島県）、吉冨委員（山口県）

事業者委員　：水谷委員（鳥取県）、森山委員（島根県）、藤田委員（岡山県）、
武信委員（広島県）、服部委員（山口県）

自治体　：畑主任（岡山県）、梅迫主査（山口県）、倉敷次長（鳥取県）

学識経験者委員：広島経済大学 経済学部　教授　北野委員

行政等　：資源エネルギー庁 資源･燃料部 石油流通課　橋爪企画官

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課　長谷川課長

同上　加藤課長補佐

同上　森係員

議事進行　：広島経済大学 経済学部　北野教授

司会　：一般財団法人エルピーガス振興センター　嘉村専務理事

事務局　：　同上　広報室　嘉村・中村・中谷・藤﨑

Ⅳ．議事次第

１．開会挨拶

中国経済産業局 資源エネルギー環境部　資源・燃料課長　長谷川 健二

２．懇談

・テーマ１：ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

＊プレゼンテーションⅠ「ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について」

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

＊プレゼンテーションⅡ「令和元年度及び２年度の流通経営調査の概要」

一般財団法人エルピーガス振興センター

＊発表「中国経済産業局における取引適正化に向けた取組みについて」

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課長補佐　加藤 千佳

- 休憩 -

・テーマ２：新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

・テーマ３：ＬＰガスの災害対応能力について

＊プレゼンテーションⅢ「ＬＰガスの災害対応能力について」

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

＊プレゼンテーションⅣ「災害バルク広報サイトプレゼンテーション」

一般財団法人エルピーガス振興センター

３．総括

広島経済大学 経済学 教授　　北野　尚人

Ⅴ．議事内容

１．開会挨拶

中国経済産業局　資源エネルギー環境部　資源・燃料課長　　長谷川 健二

ＬＰガスは他燃料との競合や一戸当たりの使用量の減少など厳しい環境下にあるが、全世帯の約４割が使用し、特に都市ガス供給が届かない地域をカバーする貴重なエネルギーである。また災害に強い分散型エネルギーとして期待されている。ＬＰガスが消費者に選ばれるエネルギーとなり続けるためには、消費者、ＬＰガス事業者（以下「事業者」という。）、行政等の関係者の相互理解がますます必要であり、そのために本懇談会が有意義であることを祈念する、との挨拶があった。

２．懇談

テーマ１：ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

消費者委員から、次のような意見が発表された。県のＬＰガス協会（以下「県協」という。）の料金問題の資料を見ると「周知・徹底」という言葉がキーワードとなっており、日頃より会員各社への力の入った取組みがうかがわれる。しかし、ＬＰガス価格（以下「料金」という。）の公表率では全国平均以下であり、よりスピード感のある対応が望まれる。県内の料金公表は店頭、ホームページ（以下「ＨＰ」という。）表示を合わせると９７．１％というが、近県ではＨＰのある事業者が４０％というところもあり、ＨＰ、Ｗｅｂの活用が急務である。他方、料金面では生活関連機器設備（以下「生活設備」という。）費用が料金に転嫁されているのではないか、という消費者からの相談がある。したがって、料金を消費者に分かりやすくするためには、三部料金制にした方がよいのではないか。国では２０３０年のエネルギー構成比率においてＬＰガスは３％と想定しているが、もっと高くてもよい。災害が頻発するなか、分散型エネルギーであるＬＰガスの役割は大きい。（広島県 高田委員）。町に４か所の販売店があり料金、サービスがそれぞれ違うが、料金に大きな格差はないようだ。（鳥取県 平尾委員）。消費者にとって料金が分かりにくいというのが現実だ。料金公表率は改善されているようだが、相談事例等ではやはり料金内容が分からないという声が多い。つまり、料金透明化・取引適正化（以下「透明化・適正化」という。）への取組みはＬＰガス業界内には周知、徹底されているものの、消費者にはそのような情報が十分伝わっていないということだろう。透明化・適正化の周知徹底が消費者にもよくわかるような工夫が必要だ。料金の店頭表示も進んでいるようだが、消費者はなかなか店頭までは行かない。集合住宅での生活設備費用の料金への転嫁は住宅購入前に明確にしておかないと、入居後のトラブルの原因になる。（山口県 吉冨委員）。事業者が料金についてきちんと説明してくれていて安心できる。（岡山県 大西委員）。年１回「お客様相談所委員会」が開催され、事業者との意見交換等連携している。料金問題についても事業者を信頼している。消費者の苦情や相談を解決することがお互いの信頼関係につながるが、当県ではそれが十分できていると思っている。事業者が生活設備費用負担を強要されるのは筋違いであり、その是正を国に要請するのも当然だ。（島根県 野々内委員）。

これに対し事業者委員から次のような発言があった。料金の公表率は９７．１％で全国平均より高い。しかしＨＰによる公表率は１７．８％と低く改善の余地があり、残りは店頭表示であ

る。生活設備費用を負担するという過剰サービスはなくしたいと思っているが消費者にも負担をかけたくはない。生活設備費用がどのように負担区分になるにせよ、消費者の理解が得られるような努力が必要だ。（広島県 武信委員）。生活設備費用の負担を事業者が喜んで進めているわけではない。以前は給湯器費用の負担だけですんだが、今ではエアコン、ドアホン、ウオシュレットといったものの負担まで住宅事業者から当たり前のように押し付けられる。住宅事業者の要請を断ればＬＰガスの納入ができなくなる。経産省は住宅事業者にこのような要請の自粛を促すような手立てをしてほしい。生活設備費用の償却が終わったころには取替時期になり再び償却が始まり、いつまでたっても利益が上がらない。結果、料金が上がり最終的には消費者にしわ寄せがいくということにもつながる。事業者が好んで生活設備費用負担をすることはまずない。（岡山県 藤田委員）。料金は通常基本料金と従量料金があり、今後は生活設備費用を負担する部分を合わせた三部料金でないと立ち行かないのではないか。加えて１４条書面で生活設備費用の負担を明確化することが必要だ。（山口県 服部委員）。

次に、一昨年から全国展開されている総務省行政評価局のＬＰガス取引適正化調査による、経済産業局と自治体、事業者の連携の必要性に関し、中国経済産業局（資源エネルギー環境部 資源・燃料課 加藤課長補佐）から以下のような発表があった。昨年のＬＰガス懇談会以降、岡山県、山口県の自治体担当者及び両県協と透明化・適正化に関し意見交換を実施した。今後は新型コロナウイルス感染（以下「コロナ感染」という。）下の状況をふまえつつ、その他の県との連携を図りたい。事業者（対象１６事業者）に対しては透明化・適正化に関する立入検査を実施しており、令和元年度は４件実施、今度は既に１件実施済みで計４件実施の予定である。消費者からの相談事例については関係自治体と共有している。また自治体からは、県への直接の相談はないが市町村レベルで料金が分かりにくいという問い合わせが１件あった程度（鳥取県 自治体）、という報告があった。

テーマ２：新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

事業者委員から次のような発言があった。コロナ感染対策は色々やっている。５月までは、就業は３交代制をとり職員同士の接触を少なくしたが現在は平常勤務に戻っている。家庭用需要量は以前と変わりないが、業務用、工業用、自動車用需要量の減少が著しい。業務用は前年度比３～５割と激減し、コロナ感染の影響は大きいといえる。ＬＰガスの展示会も開催できず、Ｗｅｂ展示会や書面展示会に切り替わっている。また定期点検面では、消費者宅を訪問することが迷惑となるため、自粛せざるを得ない状況であった。（島根県 森山委員）。県協としては、６月に県の消防防災課からコロナ感染下のＬＰガスの安定供給についてヒアリングをうけたところ。日頃より事業者間の連携はできており、コロナ感染下でも安定供給は問題ないと思っている。県内は温泉地等観光地がありホテル等の業務用需要の落ち込みは顕著である。（鳥取県 水谷委員）。コロナ感染の影響で飲食店の倒産が散見されるが、料金の回収に支障が出ると事業者の経営にも影響が大きい。コロナ感染が早く終わって欲しい。（岡山県　藤田委員）。

また、消費者委員からは次のようなコメントが寄せられた。生活面でＬＰガスの安定供給への不安はないが、計画されていた４件のＬＰガスを使用するイベントがコロナ感染のため全て中止になり事業者には迷惑をおかけした。業務用にはＬＰガスが多く使用されており、販売量拡大のためにも早くコロナ感染が収まって欲しい（岡山県 大西委員）。他県同様イベントの中止が相次いでおり、１日も早くコロナ感染が終わってほしい。（鳥取県 平尾委員）。コロナ感染

のために行事が中止となっている。コロナ感染の早期収束が望まれる。（島根県　野々内委員）。

テーマ３：ＬＰガスの災害対応能力について

事業者委員から次のような発言があった。西日本豪雨の際ボンベが流出する事態が発生した。県協としてボンベ流失時は自社のものでなくても回収するよう事業者と取組んでいる。また災害時には近隣の事業者間で連携するシステムを構築しようとしている。（広島県　武信委員）。一昨年の豪雨災害時にはボンベが流出した。それを踏まえ今年５月には県協の防災計画を見直した。県協ではボンベ流出防止のためのチェーン二重かけ、過流出防止高圧ホースの設置などを指導している。他方、県協として自治体との防災協定の締結、防災訓練の実施等災害に備えている。防災訓練ではＦＡＸを使用したがほぼ１００％の販売店からチェックシートが送られてきた。（岡山県　藤田委員）。
また、自治体からは以下の発言があった。豪雨災害時にボンベが流出した際は県の消防保安課、県協等の連携で対応にあたった経緯がある。県協との防災協定により、災害時での炊き出し等食の確保が可能となっている。（岡山県　消防保安課）。ボンベ流出防止対策のほかに独自にＬＰガスを使ったシャワールームの組み立て訓練を実施している。（山口県　消防保安課）。
さらに、消費者委員からは次のような発言があった。災害時には分散型エネルギーとしてのＬＰガスの需要は高い。災害時には事業者、行政、消費者のネットワークが重要だ。料金問題を一緒に考えると同じように、災害時には３者の情報共有、相互理解が重要となる。（広島県　高田委員）。県協によって町にＬＰガス発電機が導入された。町に６か所ある公民館にもＬＰガス発電機の導入が町の政策として進められている。災害がいつ起こるかわからない時代でもあり、こういった取組みは住民にとって安心材料だ。ＬＰガスの発電機があるなどということも今まで知らなかった。（鳥取県　平尾委員）。
また、災害バルクは災害時に有効な設備であるとの島根県野々内消費者委員のコメントに対しエルピーガス振興センター嘉村専務理事から、同センターの災害バルク広報サイトに設置先の区別等情報があるのでぜひご覧いただきたい旨案内があった。

最後に資源エネルギー庁橋爪企画官から以下の所感が述べられた。中国地方では消費者団体のＬＰガス業界への理解が進んでいるようで、本日は有意義な意見交換となった。料金関係では２つの問題を抱えている。ひとつは公表の問題で、公表は進んでいるが多くが店頭表示であり、ＨＰがあまり利用されていない。公表のためだけにＨＰを立ち上げても業績にはつながらない、という事業者をどう説得し意識を変えさせるかが課題である。生活設備費用の事業者負担に関する問題はもう事業者だけで解決できない状況であり、資源エネルギー庁として国交省と話し合いを始めたところである。現状では既に生活設備費用が料金に転嫁されている状態であり、事業者は入居者にこの点を説明する取組みを続けていただきたい。料金への転嫁について説明すると、住宅オーナーや管理会社からストップ要請がくるケースがあるようだ。消費者にとっては家賃に含まれるべき生活設備費用がＬＰガス料金に上乗せされ、結果として入居後高いＬＰガスを選択の余地なく使用させられている状態で、消費者を蔑ろにした商慣行となっている。こういった点も踏まえて国交省とは話し合っており、何かしら改善の方向にもっていきたい。

また、議事を進行した北野教授から次のような総括があった。透明化・適正化問題については、

改善点が見え、問題点もクリアになってきているので、国交省との議論にまで展開してきているのだと思う。中小事業者がＨＰを持つよう業界全体で取組む必要がある。ＨＰを持つことが、ひいては業績の向上にもつながるという認識を持つべきである。コロナ感染のテーマでは、業務用需要の落ち込みや倒産のために料金回収ができない状況が報告され、事態は深刻である。ＬＰガス業界だけの問題ではないが、こういった問題をどう乗り越えていくかが課題である。災害対応案件としては、今後ますます災害の増加、多様化が予想され、ＬＰガスの存在価値は一層大きくなる。関連して災害協定の締結や強化、訓練の実施など必要な準備を行い災害に備えたい。

以上を総括すれば、消費者、事業者、行政が料金問題、コロナ感染対応、災害対応等あらゆる点で本音の情報共有の基に相互理解を深め、それぞれのテーマに向けて進んで行くことが望ましい。そのためには公正さを保つために、お互いが透明性のある情報をもとにどれだけの選択肢を持つことができるか、という点が非常に重要である。

以上

令和２年度四国地方ＬＰガス懇談会議事概要

Ⅰ．日　時　：令和２年１１月１６日（月）１３：３０～１５：３０

Ⅱ．場　所　：Webex によるリモート会議

Ⅲ．出席者（２２名）

消費者委員　：野田委員（香川県）、安田委員（徳島県）、遠山委員（愛媛県）、
下元委員（高知県）

事業者委員　：赤松委員（香川県）、中川委員（徳島県）、髙須賀委員（愛媛県）、
公文委員（高知県）

自治体　：大坪課長補佐（徳島県）、山岡技師（愛媛県）、荒井所長（香川県）、
城尾主任主事（徳島県）

学識経験者委員：香川大学 経済学部 教授　古川委員

行政等　：資源エネルギー庁 資源･燃料部 石油流通課　家田課長補佐

同上　坂田企画係長

四国経済産業局 資源エネルギー環境部　山下部長

四国経済産業局 資源エネルギー環境部　資源・燃料課　宮川課長

同上　岡﨑課長補佐

議事進行　：香川大学　経済学部　古川教授

司会　：一般財団法人エルピーガス振興センター　嘉村専務理事

事務局　：　同上　広報室　嘉村・中村・中谷・藤﨑

Ⅳ．議事次第

１．開会挨拶

四国経済産業局 資源エネルギー環境部　部長　山下 充利

２．懇談

・テーマ１：ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

＊プレゼンテーションⅠ「ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について」

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

＊プレゼンテーションⅡ「令和元年度及び２年度の流通経営調査の概要」

一般財団法人エルピーガス振興センター

＊発表「四国経済産業局における取引適正化に向けた取組みについて」

四国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課長　宮川 知巳

- 休憩 -

・テーマ２：新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

・テーマ３：ＬＰガスの災害対応能力について

＊プレゼンテーションⅢ「ＬＰガスの災害対応能力について」

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

＊プレゼンテーションⅣ「災害バルク広報サイトプレゼンテーション」

一般財団法人エルピーガス振興センター

３．総括

香川大学 経済学部 教授　古川 尚幸

Ⅴ．議事内容

１．開会挨拶

四国経済産業局　資源エネルギー環境部　部長　山下　充利

令和２年度の懇談会がこのようなＷｅｂでの開催になるとは想像もしていなかった。ＬＰガス関連団体、ＬＰガス事業者（以下「事業者」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染（以下「コロナ感染」という。）下における政府の生活不安に対する緊急措置の要請に基づき、料金延滞に対する柔軟な対応、感染対策徹底のためのコロナウイルス感染予防ガイドライン作成等、組織をあげての協力をいただき感謝する。今年も九州を中心に大規模な自然災害が発生し、四国地方でも予想される南海トラフ大地震への対応が求められている。これに対する重要施設への災害バルク設置、ＬＰガス発電機等については経産省の実施する補助事業を活用願いたい。経産省としてはＬＰガス備蓄の着実な実施等供給体制を強靭化しＬＰガスの安定的な利用環境を整えたい、と挨拶があった。

２．懇談

テーマ１：ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

愛媛県の消費者遠山委員から次のような事前質問があり発表された。（質問-１）ＬＰガス機器に関してはガス石油機器ＰＬセンターという相談窓口があるが、ＬＰガスの販売事業者とのトラブルの際ＬＰガス売買契約に特化した相談機関、あるいはＡＤＲ機関はあるか。（質問-２）ＬＰガス設備の所有権が販売事業者にある場合、宅建業者がＬＰガス契約時に解約時の違約金について説明する義務があると聞いているが、建売住宅の場合その説明義務が徹底しているかどうか。液化石油ガス法１４条の書面（以下「１４条書面」という。）の交付と説明はどのタイミングで実施されるのか。（質問-３）ＬＰガス設備の無償貸与をめぐる裁判の最近の傾向についてはどうか。消費者契約法第９条に反するような違約金条項が売買契約内に見られるのか。これに対し事業者委員から以下の回答があった。（質問-１）国の事業として「ＬＰガスお客様相談所」を全国のＬＰガス協会内に設けている。相談のなかで明らかに法律に違反している事例は行政に連絡している。ＬＰガス料金（以下「料金」という。）は自由料金なので、基本は事業者と消費者間の話し合いで解決するよう働きかけている。ＬＰガスに関連するＡＤＲはないと認識している。（質問-２）開栓時に１４条書面を交付し説明しており、全事業者が守っていると認識している。（質問-３）裁判事例は全国的には散見されると聞いているが、知る限り県内での事例はない。１４条書面でガス器具の使用に関する取り決めは明記されている。県のＬＰガス協会（以下「県協」という。）では事業者向けに販売指針の冊子を作成し県協支部を回って周知徹底している。（愛媛県 髙須加委員）。県の機関として生活センターがあり相談を

受けている。また、行政書士ＡＤＲセンターもあるので紛争時の利用が可能だ。（香川県 赤松委員）。
さらに消費者委員から次のような発言があった。県協にお客様相談の窓口がある。県の消費生活センターに持ち込まれた問題はきちんとお客様相談窓口につなげられており、年２回相談事例の検討会も実施している。料金問題、集合住宅での機器設備負担の問題、解約時のトラブル等は県協の相談窓口で解決が図られており今のところ訴訟にいたるような問題はない。（徳島県 安田委員）。ホームページ（以下「ＨＰ」という。）による料金公表が少ないようだ。コロナという状況も踏まえ、消費者にとってはＨＰの利便性が高いので、事業者はＨＰを活用する方向に進んで欲しい。（高知県 下元委員）。ＬＰガスの利用者ではない一般消費者に対する相談窓口のあり方も課題である。（香川県 野田委員）。
関連して事業者委員から以下のような説明があった。香川県の場合、料金問題は消費者生活センター、お客様相談室で対応している。当県の場合都市ガス世帯も多いが、都市ガスからＬＰガスに代わった消費者のトラブルにもお客様相談室で対応し、訴訟に至ったような事例はない。（香川県 赤松委員）。数年前から県協支部を回って料金透明化・取引適正化（以下「透明化・適正化」という。）の説明を繰り返し実施している。個別の料金問題に踏み込むのは難しいが、先ずは各事業者の標準料金の設定を要請しているところ。（愛媛県 髙須賀委員）。状況は他県と似ている。トラブルは消費者生活センター、お客様相談所で解決しており、裁判にはいたっていない。透明化・適正化に関する説明は県協支部を回って実施しているが、郡部の事業者によるＨＰでの料金公表が進んでいないのが課題だ。（高知県 公文委員）。県の消費者協会と連携してトラブル対応しており年間１０件ほどのＬＰガス関連の相談があったがいずれも訴訟には至っていない。料金公表は９６．９％ができており、できていない７事業者に指導を継続している。（徳島県 中川委員）。
次に、一昨年から全国展開されている総務省行政評価局のＬＰガス取引適正化調査による、経済産業局と自治体、事業者の連携の必要性に関し、四国経済産業局（資源エネルギー環境部 資源・燃料課 宮川課長）から以下のような発表があった。各県への対応はコロナ感染で十分ではないが、消費者からの苦情に対しては各県、県協、事業者等と共有し状況把握に努めている。お客様相談室への苦情があれば速やかに経済産業局と共有できる体制になっている。昨年は経済産業局にあがる苦情はなかったと把握している。事業者への立ち入り検査もコロナ感染下で立ち遅れている。テレワーク、出張抑制等で例年のような活動ができない状況にあるのが実情だ。
経済産業局に対しては愛媛県事業者髙須賀委員から、不動産業界から事業者に色々な要求が来る場合があるが、国交省との連携で不動産業界を指導する体制を国側でとっていただきたい、との要請があった。また不動産事業者が重要事項を説明する際、ＬＰガスに関連する機器やそれ以外の機器の貸付の有無等を具体的、積極的に説明しないと問題解決につながらないと述べた。
関連して、資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）家田課長補佐からは、宅建法上の目的からすると同法にＬＰガス関連機器設備の扱いを盛り込むことは難しいとの説明を国交省から受けているが、それならどういったことができるのか、国交省と話し合っているところであり、具体的なことが分かれば全国ＬＰガス協会を通じ共有する、とのコメントがあった。

テーマ２：新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

徳島県の消費者安田委員から、コロナ感染防止に関する県条例のポイントのひとつに事業者感染防止が挙げられているが、各県協は事業者を具体的にどのように指導しているか質問があった。また、ＬＰガス業界、事業者が安全宣言の下に消費者の安全・安心に応えて欲しいと述べた。
これに対し事業者委員から以下の回答があった。県協として物流面で支障があったとは聞いていない。県条例の主旨を県協会員にも周知徹底し、現在１５５事業者から「安全宣言ガイドライン実施店」としての応募を受けている。（徳島県 中川委員）。コロナ対応は県が発する注意事項を県の指導に基づき毎月発行している情報紙で会員に周知した。各事業者はマスク着用、消毒徹底は当然だが営業活動を控え、顧客との面談を最小限とする努力を続けている。また事業者が例年行う展示会、感謝祭は全て自粛している。（愛媛県 髙須賀委員）。
県協としてＢＣＰ（事業継続計画）のサンプルを会員に配布している。コロナ対策は各事業者の自己責任としており、ステッカーを貼るような運動は今のところ実施していない。従業員に感染者が発生したところが１社あり、同社に対応等ヒアリングし情報を会員で共有している。検針、保安点検は顧客と相談の上実施している（香川県 赤松委員）。県のコロナ対策の指針を会員と共有している。配送が滞らないよう、細心の注意を払っている。幸い事業者側での感染者は出ていない。（高知県 公文委員）。
消費者委員からは次のような発言があった。配送の職員は皆マスクをするなど、必要な対応をとっていると思う。（愛媛県 遠山委員）。山間部はＬＰガスが重要なライフラインのひとつである。コロナ感染下でも配送が滞らないよう事業者間で連携していただきたい。（高知県 下元委員）。コロナ感染下でも消費者と事業者の関係を崩さないような対応が必要だ。（香川県 野田委員）。

テーマ３：ＬＰガスの災害対応能力について

徳島県消費者安田委員から次のような発言があった。災害時の避難所におけるコロナ感染対策が新たな課題である。特に学校、体育館等の空調設備は重要だ。教室に空調設備があっても電気の場合が多い。徳島県では鳴門渦潮高校をモデルとして県下の小中学校体育館へ避難所としてのＬＰガスの空調設備の導入を進めている。災害バルクの設置には国の補助金が使えると聞いているが、国からは手厚い支援がいただきたい。
これに対しエネ庁家田課長補佐から次のような回答があった。東日本大震災を契機に国としてＬＰガスの災害バルク容器、発電機、ＧＨＰ（ガスヒートポンプ）等の導入に補助金制度を定めている。令和２年度は４０億円強の予算を準備したが、昨今頻発する災害を踏まえ自治体、社会福祉施設関係者の問題意識も高まり予算はほぼ満額消化されている状況だ。次年度も概算要求の段階だが３９億円を確保する予定で財務省と調整中である。
続いて消費者委員から以下の発言や質問があった。ＬＰガスのもつ社会的役割として災害時に消費者のそばにあること、安定的に供給されていること、利用者が安全に関して認識していることが重要だ。安全を担保するような学習プログラムといったものも必要だと思う。コロナ感染下では避難所のあり方も変化している。避難方法も分散型が求められ、分散型エネルギーであるＬＰガスの利用価値は大きい。地域防災ネットワークの中で改めてＬＰガスの利用につき共有することが必要だ。（香川県 野田委員）。また質問として、災害バルクの補助金制度があるようだが、郡部まで導入が浸透していない。何か理由があるのか。（愛媛県 遠山委員）。

質問への回答として、エネ庁家田課長補佐から以下の回答があった。補助金制度は東日本大震災を契機に設立された。東日本は震災を経験したため導入数が多い。また、北海道も一昨年の胆振東部地震の被災があり意識が高くなって設置が進んでいる。西日本はこれら地域に比べると申請数は少ない。補助金は費用の１/２～２/３をカバーするが、残りの足りない部分が自治体、事業者の裏負担となり、その辺の負担をどうするかがポイントとなる。
また、愛媛県の髙須賀委員からも事業者委員として次のような回答があった。災害バルクの導入は進んでいないが、国の補助による中核充填所が県内に５か所ありＬＰガスによる発電設備も備えている。衛星電話で行政との連絡もとれる。今般、新たに新居浜、今治に中核充填所が認可された。ＬＰガスメリットとしてどこの被災地にでもガスの供給が可能であることから、災害時にはこれら中核充填所から事業者で協力して災害バルクが設置されていない地域の供給をカバーする体制をとっている。これら中核充填所において毎年災害を想定した訓練も実施している。２年前の集中豪雨の際には５か所に仮設住宅がつくられたが、県協からそれら仮設住宅に計１３台のＬＰガス衣類乾燥機を購入支給し、使用するガス代も県協基金から捻出、被災者の生活を支援した経緯がある。また、波方国家石油ガス備蓄基地の放出訓練の実施や、出荷能力の公表もお願いしたい。
国家備蓄に関する意見については、エネ庁家田課長補佐から、放出訓練はＪＯＧＭＥＣ（(独)石油天然ガス金属鉱物資源機構）が実施しており、これが第７地域の中核充填所訓練とどのように連携するかは検討の余地がある。放出能力は把握している。国内には国家備蓄と民間備蓄が合計輸入量の約１００日分あり、これをどのように放出するかＬＰガスの元売りと協議している。国家備蓄石油ガスは基本ＬＰガスの元売り事業者への放出であり、元売りに放出した以降は通常のＬＰガスの商流に乗って市場に供給される、との説明があった。
続いてその他の事業者からも以下の発言があった。南海トラフ大地震を想定し、災害対応には積極的に取り組んできた。中核充填所以外の充填所も災害時は垣根を越えて協力し合う体制となっている。コロナ感染下で事業者としての訓練はできないが、先般消費者が実施したコロナ対応を前提とした避難所訓練に要請に応じて参加し、消費者のＬＰガスの扱いに立ち会い、指導を行った経緯がある。市に寄贈したＬＰガス機器、器具等が有効利用されているかチェックすることも今後の課題である。確認事項だが、災害バルク、ＧＨＰ等の取替も補助金の対象となるのか。電気に変えようとする需要家がおり、せっかくのＬＰガス需要を失うことになる。（高知県 公文委員）。この確認要請にはエネ庁家田課長補佐から、取替の場合も補助金対象となるので活用願いたいとの回答があった。
平成２５年に県協と県内２４市町村で防災協定を結んでいる。来年７月予定で鳴門渦潮高校にＧＨＰ設置の準備が進んでいるが、一番の関心事であるランニングコストについての各市町村からの県協への問合せには必要な情報を公開している。（徳島県 中川委員）。避難所となりうる学校の体育館へのＧＨＰ導入等について県、市に働きかけている。四国四県での災害時の総合支援協定を結んで四国の業界全体で対応する体制をとっている。大災害の懸念のある高知、徳島両県には被災の際は愛媛、香川両県も協力して支援にあたる体制である。中核充填所は四国に２０か所あり、ある程度の災害には十分対応できる。また県内では消費者と一緒になり訓練や勉強会等を実施しＬＰガス災害対応を啓蒙している。（香川県 赤松委員）。

最後にエネ庁家田課長補佐から次のような所感が述べられた。都市ガス、オール電化が自由化され消費者のエネルギーが多様化するなか、ＬＰガスが選ばれるエネルギーとなるためには、

透明化･適正化が重要課題であり消費者､業界と行政が一体となって対応することが求められ､このような懇談会は有意義である｡コロナ感染下においては業界が安定供給に対応していただいていることに感謝する｡災害時において、ＬＰガスを利用した発電や空調が有効であることを知らない方が多い｡消費者委員をはじめ各位には一般消費者にＬＰガスのメリットを発信するよう努めていただきたい。
また議事進行の古川教授は、ＬＰガスは商品としての品質がどこでも同じであるため､料金のありかたが問題となる｡事業者には引き続き透明化・適正化に努めていただきたい｡コロナ感染はしばらく続くことが予想されるが､事業者には今しばらく辛抱して安定供給に尽力願いたい｡またＬＰガスが災害に強いエネルギーであることを一般市民に発信していただき、ＬＰガスの良さをさらにアピールしていただきたい、と総括した。

以上

令和２年度九州・沖縄地方ＬＰガス懇談会議事概要

Ⅰ．日　時　：令和２年１２月８日（火）１３：３０～１５：３０
Ⅱ．場　所　：Webex によるリモート会議
Ⅲ．出席者（３４名）

消費者委員	：柴富委員（福岡県）、東島委員（佐賀県）、楠富委員（長崎県）、田川委員（熊本県）、小野委員（大分県）、黒木委員（宮崎県）、伊佐委員（鹿児島県）、東江委員（沖縄県）	
事業者委員	：和田委員（福岡県）、大塚委員（佐賀県）、荒木委員（長崎県）、佐藤委員（熊本県）、山田委員（大分県）、森委員（宮崎県）、市田委員（鹿児島県）、島袋委員（沖縄県）	
自治体	：小嶋係長（福岡県）、王丸副主査（佐賀県）、平田係長（長崎県）、馬原参事（熊本県）、河野技師（大分県）、松中参事（熊本県）、大村主幹（鹿児島県）、宮城主幹（沖縄県）	
学識経験者委員	：福岡大学　商学部 教授	笹川委員
行政等	：資源エネルギー庁 資源･燃料部 石油流通課	橋爪企画官
	同上	坂田企画係長
	九州経済産業局 資源エネルギー環境部	石丸次長
	九州経済産業局 資源エネルギー環境部　石油課	田志課長
	同上	松枝課長補佐
議事進行	：福岡大学　商学部	笹川教授
司会	：一般財団法人エルピーガス振興センター	嘉村専務理事
事務局	：　同上　広報室	嘉村・中村・中谷・藤﨑

Ⅳ．議事次第
１．開会挨拶
九州経済産業局 資源エネルギー環境部　次長　石丸　晃
２．懇談

・テーマ１：ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

＊プレゼンテーションⅠ「ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について」

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

＊プレゼンテーションⅡ「令和元年度及び２年度の流通経営調査の概要」

一般財団法人エルピーガス振興センター

＊発表「九州経済産業局における取引適正化に向けた取組みについて」

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 石油課課長補佐　　松枝 賢治

- 休憩 -

・テーマ２：新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

・テーマ３：ＬＰガスの災害対応能力について

＊プレゼンテーションⅢ「ＬＰガスの災害対応能力について」

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

＊プレゼンテーションⅣ「災害バルク広報サイトプレゼンテーション」

一般財団法人エルピーガス振興センター

３．総括

福岡大学 商学部　教授　　笹川 洋平

Ⅴ．議事内容

１．開会挨拶

九州経済産業局　資源エネルギー環境部　次長　石丸 晃

九州では全世帯の約５割の３２６万世帯がＬＰガスを身近なエネルギーとして使用している。ＬＰガスは供給体制が整備され、可搬性に優れ、貯蔵が容易であることから、災害発生時などの緊急時にも貢献できる分散型のクリーンなエネルギーである。他方、電力及びガスの小売り自由化により、消費者のエネルギー選択の幅が広がりＬＰガスをとりまく環境は大きく変化している。こうした中、ＬＰガスが重要なエネルギーとして消費者から選ばれ続けるためには、保安はもとより価格の透明化の確保、新型コロナウイルス感染（以下「コロナ感染」という。）下においても消費者にとって魅力的なサービスを提供することが重要である。本懇談会では消費者、学識経験者、ＬＰガス事業者（以下「事業者」という。）、行政が意見交換を行い、消費者ニーズを十分にくみ取ってＬＰガスの需要拡大に繋げていただきたい、と挨拶があった。

２．懇談

テーマ１：ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

消費者委員から以下のような発言があった。ここ数年でＬＰガス価格（以下「料金」という。）の公表が進み、消費者には分かり易くなった。しかし、２点問題がある。ひとつは賃貸マンションの料金が非常に高いということを消費者から聞く。生活関連機器設備（以下「生活設備」という。）費用がガス代に上乗せされているとのことだ。これはおかしいシステムで、生活設備は家賃でカバーされるべきものと思う。もうひとつは、家がオール電化に変わる際、ＬＰガス設備の撤収費用についてトラブルが発生していることだ。撤収の際の費用についてもきちんとした説明が必要だ。また、県内事業者の７割がホームページ（以下「ＨＰ」という。）を有していないが、若年消費者層のためにもぜひともＨＰによる料金公表率の向上を目指して欲しい。（福岡県 柴富委員）。県のＬＰガス世帯率は７１％、全国１２位と供給実績は上位で、Ｌ

Ｐガスへの理解度は高いと思う。事業者の情報提供や消費者への協力がこの結果につながっていると思う。資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）の事前プレゼンは、家庭用エネルギーの実態がよく分かり良かったと思う。料金透明化の問題については、相談事例を分析すると相変わらず消費者と事業者間での理解のズレがあり課題は残っている。（大分県 小野委員）。店頭表示やＨＰの活用で料金公表率が上がったというが、これには消費者が能動的に料金を見なければならない。問題は検針票や請求書での料金表示が徹底されているかという点である。また、生活設備費用の料金への転嫁は「優位的地位の乱用」ではないか、またそういった点を行政、自治体が監視、指導できていないという点も問題である。（沖縄県 東江委員）。２社の事業者からＬＰガスを買っているが、その２社の料金公表手段はそれぞれＨＰと店頭表示で異なっている。店頭まで料金を見に行くことはないので、料金の請求書に料金体系を明示して欲しい。またＨＰの表示の社では基本料金が１，２５０円～１，８００円と幅があり、自分がもらった請求書では１，４００円である。この辺のばらつきはどういう意味なのか分からない。（熊本県 田川委員）。

これらの発言に対し事業者委員からは次のような回答があった。事業者は料金表、検針票には基本料金、従量料金、場合によっては生活設備費用負担分を記載しており、概ね料金体系は分かるようになっていると思う。（沖縄県 島袋委員）。過去から県のＬＰガス協会（以下「県協」という。）として事業者に基本料金の算定根拠の構成（供給設備費用の負担分や保安費用等）について説明、指導してきた経緯がある。（宮崎県 森委員）。料金公表は全事業者がＨＰを利用することが理想だが、県内は小規模事業者が多く対応が難しい。県協としてもＨＰを立ち上げるよう依頼はしているがなかなか実現化しない。料金の内訳は検針伝票に明示するよう県協として徹底しているが、もし実施できていない事業者がいるようなら強く要請する。基本料金に幅があることについては、県協としては理解しがたい。ついては、消費者が直接基本料金の差の持つ意味を事業者に確認した上で、事業者を選択したらいいと思う。自由料金が原則なので県協として個別の料金問題に立入ることは遠慮したい。（熊本県 佐藤委員）。

熊本県事業者佐藤委員の回答に対しては同県消費者田川委員から、基本料金の幅については先ず自ら事業者に直接問い合わせてみて、納得がいかないようであれば、改めて県協に相談するのでよろしくお願いしたい、とのコメントがあった。

また、エネ庁橋爪企画官から消費者委員の発言を踏まえ、取引適正化に関し次のような説明があった。生活設備費用をガス料金で負担するのは、かつて事業者側が営業行為の一環で始めた商慣行と聞いている。しかし、今は立場が逆転して集合住宅のオーナーや管理会社から要請されており、受けなければガスの納入を断られるので不本意ながら要請にしたがっているという状況だ。この商慣行は消費者のためにもならないので、先般国交省、公正取引委員会にも相談したところ。公正取引委員会は一般論での善悪の判断は行わず、あくまで個別具体的案件についてしか判断を下さない。したがって公正取引委員会が料金問題での方向づけを下すようなことはしない。国交省とは不動産業界がこのような商慣行を止められないかという議論を続けているが、他方ＬＰガス業界もこの状況を終わりにする努力が必要で、不動産業界だけにこの商慣行を取りやめることを押し付けるのは無理があると思う。家主側が住宅賃貸契約時に家賃説明と共にＬＰガス料金も消費者に説明してくれればよいが、今そのような仕組みにはなっていない。この点は今の宅建法では強制はできないため、国交省は不動産業界と協力ベースでどこまでやれるか協議中である。また生活設備費用負担においても色々なケースがあるように、Ｌ

Ｐガス料金は一社ごとに違うということを消費者団体は消費者に発信していただきたい。

次に、一昨年から全国展開されている総務省行政評価局のＬＰガス取引適正化調査による、経済産業局と自治体、事業者の連携の必要性に関し、九州経済産業局（資源エネルギー環境部 石油課 松枝課長補佐）から以下のような発表があった。平成３１年２月に九州・沖縄各県ＬＰガス担当課と液石法規定の運用、立入検査の状況等について意見交換を行った。また、令和元年８月に各県協と液石法規定の運用、消費者相談等について意見交換を実施した。今年度はコロナ感染防止の観点からこれら連携活動をどうするか様子を見ているところである。また立入検査については、①液石法第１４条書面にて料金の算定方法、供給設備の所有関係等について十分説明がなされているか、②液石法第１６条に基づく販売方法の基準、契約解除後の設備撤去等の説明がされているか、③取引適正化ガイドラインに基づく標準的料金の公表、料金変更の際の事前通知等、の項目に関し対応に問題ないか検査を実施している。平成２９年度から検査を開始し、対象２６事業者のうち１４事業への検査を実施、今年度は４事業者への検査を計画し２事業者への検査を終えた。指摘事項としては設備の所有関係や費用の精算が不明確な点が最も多い。

テーマ２：新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

コロナ感染下の状況に関し、事業者委員から次のような発言があった。業務用（飲食店等）需要はかなり減少しているが、一般家庭用需要は増加しているという事業者も多い。県協として会員事業者にマスク、消毒・手洗いの励行、事務所の換気を指導している。県協の会議はＷｅｂ会議としている。社員に現金給付し、経営の苦しい顧客である飲食店を家族で利用し支援するといった事業者もある。また社員の昼食を取引先飲食店のテイクアウトで賄って支援する事業者もある。（鹿児島県 市田委員）。他県と同じく、マスク着用等必要な対応は実施している。顧客飲食店のテイクアウトを利用する呼びかけなど支援を講じている。（福岡県 和田委員）。他県と同様の感染防止対策の他に、料金支払いの遅延、滞納については柔軟に対応するよう事業者に周知、お願いをしている。（佐賀県 大塚委員）。民生用需要に対するコロナ感染の影響は比較的小さいが、業務用需要は大幅減となった。経営の苦しい業務用顧客に対する料金の減免や支払いの免除により顧客を支援した事業者もあると聞いている。消費者宅へは消費者の了解が得られるまで訪問しない。また訪問せず「予測検針」で請求し、翌月精算するという事業者もある。病院、福祉施設への配送・訪問は特に気を使い、できるだけ敷地内に入らないよう心掛けている事業者も多い。会社負担で全員にインフルエンザ予防接種を受けさせた事業者もある。（長崎県 荒木委員）。

事業者のコロナ感染対応に対し、消費者委員から以下のような発言があった。事業者には検温の実施も徹底してもらいたい。事業者が安全対策をきちんと実施し、そのことをしっかり消費者に宣言していただけば消費者も安心するし、配送上の問題は解消される。（鹿児島県 伊佐委員）。ボンベは屋外にあるのであまりコロナ感染の心配はないと思う。県内では予測検針といった手段は見かけず、配送、検針はうまくいっていると思う。（宮崎県 黒木委員）。検針は屋外で実施されるので消費者として心配はしていない。器具の取替の際はマスク着用で訪問されたので心配することはなかった。（佐賀県 東島委員）。他分野の事業者ではマスク非着用での訪問等コロナ感染対応が不十分なところが散見されたが、県のＬＰガス事業者はきちんとした

対応ができており安心できる。（長崎県 楠富委員）。

テーマ３：ＬＰガスの災害対応能力について

事業者委員から次のような発言があった。県内では近年水害、地震と大きな災害を経験した。直近の水害においては、浸水の激しい世帯ではＬＰガス供給体制の復旧には時間を要した。他方、床下浸水程度では現地事業者の安全点検の下、復旧は迅速に行われており、やはりＬＰガスは災害に強いと言える。熊本地震後はボンベチェーンの二重掛け、放出防止型高圧ホースの設置等進めているが、まだ１００％行き渡っていない。チェーン二重掛けができておらず水害で流失したボンベもある。一般住宅へのチェーン二重掛けは今後県協として指導徹底する。また県協は卸売り業界と放出防止型高圧ホースしか使わないという協定も結んでおり、１００％設置が見えてきている。（熊本県 佐藤委員）。県内７か所の中核充填所で順番に情報伝達訓練、稼働訓練を実施している。県内で初めて補助金による災害バルク及び関連するＧＨＰ、ＬＰガス発電機の導入が実現した。今後さらなる導入を進めたい。（沖縄県 島袋委員）。５年ほど前から避難所となりうる小中学校に災害バルク及び関連する、ＧＨＰ、発電機等の導入を進めている。今年の水害では５名が亡くなり、被災地も復旧途上ではあるが、各市町村で設置された避難所に空調設備を導入した。今年はコロナ感染のため県協としての防災訓練は中止したが、代わりに全事業者を対象に電話による連絡網の確認を２回実施した。次回は市町村も一緒になって官民一体の訓練ができればと思っている。（大分県 山田委員）。近年小中学校にかなり空調設備が導入されたが、電気仕様がほとんどである。ＬＰガスの空調設備はイニシャルコストが高いが長期的には電気より割安だ。行政が設備の価格だけを問題視せず、ランニングコストも含めた総合的判断をしてくれればＬＰガスの空調設備はもっと増える。（長崎県 荒木委員）。これに対して消費者委員からは次のような発言があった。災害時には、学校、避難所、医療現場、炊き出し等への充填所の対応能力強化が求められる。（大分 小野委員）。避難所では暑さがきつかったようで、ＬＰガスによる空調設備の設置を働き掛けたい。（熊本県 田川委員）。災害バルクを評価しており、もっと多くの場所に導入して欲しい。そのためには設備価格がもっと安くなるよう改善を望みたい。（鹿児島県 伊佐委員）。

最後にエネ庁橋爪企画官から次のような所感が述べられた。本懇談会で今年度９地方全てが終了した。地方ごとにＬＰガスのとらえ方や受け止め方に温度差があると感じている。消費者とのコミュニケーションという点で、懇談会という”face to face”の場があることは良いことだ。議論のあったＧＨＰ等ＬＰガス関連設備は受注生産と聞いており、価格が高い。もっと導入が進めば価格は安くなるのではないか。
また、議事進行の笹川教授は懇談会を次のように総括した。生活設備の費用負担やコロナ感染という問題に直面している状況下、業界内で多くを占める中小事業者の経営力の強化が求められる。ＬＰガス業界が不良事業者の排除という形ではなく、優良事業者の業績を伸ばす方向に進めば、またそのための制度、施策が構築できれば、おのずから消費者の選択肢も好い方向に向かうのではないか。必要に応じた集約化等により、企業体質が強化されれば、不良事業者の付け入る余地はなくなると思う。また確信犯的な不良業者に対しては、行政からの監視、指導が望まれる。災害対応、例えば空調設備においてはＧＨＰとＥＨＰのお互いのメリットを引き出す、いわばエネルギー全体の中でのＬＰガスと他エネルギーとの「ベストミックス」を指向

して欲しい、と述べ議論を締めくくった。

以上

令和２年度ＬＰガス地方懇談会　総括取りまとめ

ＬＰガス懇談会（以下「懇談会」という。）は、「令和２年度石油ガス流通・販売業経営実態調査」の一環として、ＬＰガス料金透明化・取引適正化等の観点からその諸問題について、消費者団体、事業者団体、行政、学識経験者が一堂に会し意見交換・議論・提言等を行うことで、関係者相互の理解を深め、ＬＰガス産業の健全な発展に資することを目的として、次の通り全国９箇所の経済産業局管内単位で開催され、延べ２９７名が参加した。本年度は新型コロナウイルス感染（以下「コロナ感染」という。）防止のためＷｅｂ方式（Cisco Webex 方式）による実施となった。

（令和２年度ＬＰガス懇談会一覧）

	北海道地方	東北地方	北関東地方	南関東地方	中部地方
開 催 日	10月22日（木）	9月15日（火）	8月25日（火）	9月3日（木）	9月30日（水）
時　間	10：00 ～ 12：00	10：00 ～ 12：00	13：30 ～ 15：30	13：30 ～ 15：30	10：00 ～ 12：00
学識経験者	北星学園大学 文学部 大島 寿美子 教授	東北大学大学院 経済学研究科 吉田 浩 教授	青山学院大学 総合文化政策学部 内山 隆 教授	国際大学大学院 国際経営学研究科 橘川 武郎 教授	名古屋工業大学大学院 工学研究科 渡辺 研司 教授
	近畿地方	中国地方	四国地方	九州・沖縄地方	
開 催 日	10月8日（木）	11月2日（月）	11月16日（月）	12月8日（火）	
時　間	10：00 ～ 12：00	13：30 ～ 15：30	13：30 ～ 15：30	13：30 ～ 15：30	
学識経験者	甲南大学 法学部 土佐 和生 教授	広島経済大学 メディアビジネス学部 北野 尚人 教授	香川大学 経済学部 古川 尚幸 教授	福岡大学 商学部 笹川 洋平 教授	

（令和２年度ＬＰガス懇談会　出席者数）

	北海道	東北	北関東	南関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄	合計
（Web会議）										
消費者委員	4	6	5	6	5	7	5	4	8	50
事業者委員	3	6	5	6	5	7	5	4	8	49
学識経験者委員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
自治体（液石法担当）	2	3	5	3	3	6	2	2	5	31
自治体（消費生活担当）	1	2	1	1	2	3	1	2	3	16
経済産業省	2	1	1	1	1	1	1	2	2	12
経済産業局	2	4	3	3	2	4	3	3	4	28
プレス	8	8	8	9	7	6	6	6	7	65
事務局	4	4	5	5	3	4	4	4	4	37
合計	**27**	**35**	**34**	**35**	**29**	**39**	**28**	**28**	**42**	**297**

１ 主なポイント

（１）コロナ感染防止への対応

コロナ感染防止対策のため、従来のように参加者が同一会場に会し、同じ空気感の下で意見交換する懇談会の実施は不可能となった。代わりにCisco Webex を利用したＷｅｂ会議方式での懇談会が実施された。懇談会では発言者の安定した音声、画像の確保が求められたが、不慣れのため一部音声の聞き取りづらいところ、画像が立ち消える時等不具合が散見され、会議設営、進行上の課題を残した。

他方、Ｗｅｂ会議により出張・移動の費用と時間の削減効果は大きかった。コロナ感染禍終息後も社会全体の傾向として、Ｗｅｂ方式が会議方式の有力な選択肢のひとつとなることは否めず、引き続きWeb会議の質的向上を指向しなくてはならない。

（2）委員の変更

消費者委員は、例年各都道府県より消費者団体を代表して就任していただいているが、必ずしも毎年重任ではない。本年度は設定テーマと方向性に合致した方への変更や消費者団体や本人の都合による変更等で、全国で約３割の１４名が前年度から入れ替わることとなった。

また学識経験者委員は、従来通り懇談会開催地域に根差した地元大学の教授に就任いただくこととしており、北海道の新任委員を除く８地方で重任いただいた。

（3）テーマ設定及び議事次第・進め方等

懇談会のテーマは継続的議論が必要との観点から、従来通り「ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について」、及び「ＬＰガスの災害対応能力について」を引き続き取り上げるとともに、今年度の特殊事情として大きな社会問題となっているコロナ感染禍でのＬＰガスの実態について「新型コロナウイルス感染拡大下の状況」と題するテーマを追加テーマとして設定した。

先ず「ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について」のテーマでは、平成２９年～３０年に実施された液石法省令等の改正及びガイドラインの制定・改正により業界の取り組みが進んできたものの、消費者とＬＰガス事業者（以下「事業者」という。）間の意識の差もあり、お互いが納得のいく状況には道半ばとの声が多く、これらの現状と課題について本年度はより踏み込んだ議論とすべく、テーマのひとつに挙げた。

次に、「ＬＰガスの災害対応能力について」をテーマに、多様化、大型化し続ける自然災害時において被災地で貢献したＬＰガスの災害対応力や、非常時の活用の効果等について再認識するとともに、国の補助金に基づくＬＰガス災害バルク導入と活用促進状況等を前年度に続き取り上げた。

上記２件の継続的なテーマの議論に加えて、コロナ感染禍という過去誰も経験したことのない事態の中で、ＬＰガスというエネルギーがどのような困難に直面し、どのような対応がなされたか等々、参加者全体での幅広い情報共有を図った。

議事進行は前年度同様、学識経験者にお願いした。Ｗｅｂ会議となったため、会議時間は前年度の３時間から２時間に短縮し、短縮分を補うべく資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）、エルピーガス振興センター（以下「振興センター」という。）のプレゼンは参加者に YouTube で事前配信し懇談会が始まるまでに内容を把握しておくようお願いした。

（議事次第）

① 開会挨拶　各経済産業局 資源エネルギー環境部

② 懇談　　議事進行：各地方学識経験者委員

テーマⅠ．ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

・プレゼンテーションⅠ「ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について」
資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

・プレゼンテーションⅡ「令和元年度及び２年度の流通経営調査の概要」
一般財団法人エルピーガス振興センター

・発表　ＬＰガスの料金透明化・取引適正化にかかる関係機関との連携状況等について
各経済産業局 資源エネルギー環境部

テーマⅡ．新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

テーマⅢ．ＬＰガスの災害対応能力について

・プレゼンテーションⅢ「ＬＰガスの災害対応能力について」
資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

・プレゼンテーションⅣ 「災害バルク広報サイトプレゼンテーション」
一般財団法人エルピーガス振興センター

③ 総括　　学識経験者委員

（進め方）

議事は参加者が予め YouTube を視聴してエネ庁、振興センターの事前プレゼン内容を承知しているという前提で開始し、議事の進行シナリオは事務局が議事進行の学識経験者委員との事前確認をもとに作成した。事前プレゼンに関し参加者、特に消費者委員から事前質問があった場合は、事務局にてとりまとめの上進行シナリオに反映した。意見、質問の発出が消費者委員、事業者委員、行政という所属単位で、また特定の県に偏らないよう学識経験者委員にお願いした。学識経験者委員は北海道を除き過年度の懇談会議事進行の経験者であったが、初めてのＷｅｂ会議による回線上の不具合等トラブルの発生時にも、総じて冷静な対応で安定感のある議事進行を実施していただいた。

（4）主たる要旨について

テーマⅠ．ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の現状について

ＬＰガスの価格（以下「料金」という。）の公表に関しては、相変わらず店頭表示にて料金公表済みとする事業者と、わざわざ店頭まで料金を見に行かないとする消費者間での意識のズレが解消できていないようだ。解決策としてホームページの有効活用が消費者委員、事業者委員双方から指摘された。しかしＬＰガス事業者には小規模のホームページを有しない事業者が多く、これら事業者へのホームページの浸透が課題だとの事業者委員の意見が大勢を占めた。

５７％の事業者が集合住宅の生活関連機器設備費用を負担しているが、そのうちの７０％以上がその費用を料金に転嫁していない、とする振興センターのアンケート結果には消費者委員の多くから疑問の声が聞かれた。このような疑問を解消するためには三部料金制を採用しコスト内訳を明確にする必要がある、との意見が幅広い委員層から提起された。

生活関連機器設備費用の料金への転嫁については、入居時に明確な説明がなされるよう、不動産業界も含めた行政の指導が期待された。これに対してエネ庁からは、既に国土交通省及び公正取引委員会と協議をすすめている旨明らかにされた。他方、不動産業界側に要請するばかりではなく、ＬＰガス業界としても今後この商習慣にどう向き合っていくのか、改めて方向付けを定めるよう指摘があった。

振興センターのアンケート調査については回収率が１１％と低く、結果の信憑性を疑問視する意見があり、回収率のアップが今後の課題である。

テーマⅡ．新型コロナウイルス感染拡大下の状況、対応等

主として事業者委員によるコロナ感染下の状況報告、感染防止対策等が共有された。需要面では、家庭用の消費量は従来と変わりがないが業務用、自動車用の落ち込みが激しい。特に業務用の顧客のなかにはガス料金の支払い苦慮する業者もあり、県のＬＰガス協会はこれら顧客の料金支払いには柔軟に対応するよう指導している。事業者委員のコメントによれば検針、検査については感染防止の観点から、マスク着用、検温、消毒の徹底はもちろん、訪問は顧客と相談の上実施している事業者が大半である。総じて事業者の安定供給への努力や苦労が見て取れる報告が共有された。

テーマⅢ．ＬＰガスの災害対応能力について

近年特に目立った豪雨水害時における、ボンベチェーンの二重掛け、ガスの放出防止型高圧ホースの装填への徹底が数多く報告された。また、避難所となる施設、特に学校体育館へのＬＰガスの空調・発電設備は災害時の極めて効果的な対応手段として、その導入の必要性や実績が委員間で情報共有された。消費者委員にはＬＰガスで発電ができる、ということの認識がいっそう進んでおり、安心・安全のため公共施設、避難所への発電設備導入を願う意見が多く出ており、行政その他関係者を動かす声となることが期待される。また、災害バルク設置への国の補助金制度の活用は関係者には定着感があり、導入実績の報告が随所で行わ

れた。

２ 全懇談会を通して

初めてのＷｅｂ方式での懇談会ということで、会の設営、進行面での課題は残したが、他方会場への移動コスト、時間の節約というメリットもあった。また YouTube による事前プレゼンは事後アンケートによれば概ね好評であり、今後色々な場面でこの方法の活用が期待できそうだ。コロナ感染が、今後の懇談会の実施形式そのものを改めて考える上での様々な材料を残してくれた年度となった。

ＬＰガスの料金透明化・取引適正化の問題に関しては、エネ庁は外部機関との協議をはじめるなど、積極的な対応を進めている。他方エネ庁から事業者に対しては集合住宅料金に関する旧来の商習慣を改めるべく、業界全体として足並みをそろえるよう指摘があった。これらの動きは料金問題を考える上で従来になく踏み込んだもので、今後のＬＰガス業界の動向に注目したい。一昨年、総務省行政官局が示した経済産業局、自治体、事業者団体間の連携の必要性に関し各経済産業局から発表があった。連携の必要性が示されて以降、各経済産業局は総じて自治体、事業者団体と必要な意見交換、情報共有をすすめてきているが、今年度はコロナ感染防止のため、活動は概ね様子見状態と報告された。

コロナ感染禍の状況、対応の議論においては事業者の安定供給への努力、消費者に対する慎重な対応や配慮が見て取れた。消費者委員から評価のコメントも多く、この災禍を踏み台としていっそう消費者と事業者の信頼関係の向上につながることが望まれる。

自然災害が多発、多様化するなか、コロナ感染禍とも相俟って災害時の避難所のありかたにも従来以上の工夫が必要となってきている。このような状況下、災害バルクに対する国の補助金制度も拡大し、災害に強い分散型エネルギーとしてのＬＰガスの評価は事業者、消費者を問わずいっそう高まっていることが、懇談会の議論からもよく分かる。学識経験者委員、エネ庁からは、事業者、自治体ばかりでなく、今後は消費者も一体となってＬＰガスの災害対応能力を広く発信し、関連設備の導入につなげるべきとの指摘があった。

３ 事後アンケートの結果

今後の参考とすべく、懇談会開催効果及び課題について出席者に意見を求め、後日提出された。

（設問と回答結果の抜粋）

① 懇談会の満足度について（５段階）

結果

	消費者	事業者	行政	計
大変満足	3	1	3	7
満足	31	29	25	85
どちらでもない	5	11	10	26
やや不満	6	3	2	11
不満	0	0	0	0
小計	45	44	40	129

② 懇談会で得たこと、良かったこと（主な意見を集約表記）

・ Ｗｅｂ方式会議を経験でき今後のためにも良かった。効率的であり次年度も続けて欲しい。
・ 消費者の生の意見が聞け、感じていることがよくわかった。
・ 大学教授による議事進行がスムーズで、要点のまとめも分かりやすかった。
・ 災害時におけるＬＰガスの強み、役割が再認識された。
・ 国の料金問題への取り組みが良くわかった。
・ 他県の取組み、他県との地域差、問題点の違い等が理解できた。
・ 新型コロナウイルス感染下の事業者対応が聞けて良かった。

③ 懇談会で不要または改善が必要だと感じたこと（主な意見を集約表記）

・ 自治体、行政側の発言が少ない。
・ Ｗｅｂ会議の設営と進行（音声、画像等）に関し十分な事前確認が必要。
・ 対面による会議の方が、議論がしやすい。
・ 資料が多すぎる。資料ファイルの一本化、ペーパーでの配布を検討願いたい。
・ 料金に納得している消費者も多く料金透明化・取引適正化の議論の縮小化を望む。
・ 自由料金制の下、料金問題の議論は基本的には不要。
・ 前年度の議論内容が事前に共有されるとありがたい。
・ 働き方改革の観点から自治体は必要最小限が望ましい。

④ その他の意見

・ Ｗｅｂ会議は初めてで興味深かったが、初参加であり他の参加者の顔を覚えるためには直面談会議の方がよかった。
・ ＬＰガスの大切さがよくわかる会議だった。もっとその大切さをＰＲすべきだ。
・ 事業者が提出した資料には懇談会ではある程度触れて欲しい。
・ 毎年同じ内容の議論を繰り返すのであれば隔年開催でもいいのではないか。
・ Ｗｅｂ会議に慣れてくれば運営の質も上がるので引き続きＷｅｂ会議を活用すべき。
・ YouTube を利用した事前情報の発信は効果的である。
・ 会議がスムーズに進むかどうかはホストの議事運営能力にかかっている。

⑤ テーマ選定について

結果

	消費者	事業者	行政	計
毎年同じテーマで新鮮味に欠ける	4	7	3	14
毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	35	27	22	84
新型コロナ対応の意見交換は新しい取り組みとして良かった	30	23	19	72
議論は料金問題、災害対応という２大テーマに集中すべきである	8	5	1	14
その他案	3	2	5	10
小計	80	64	50	194

４ 今後の課題等

新型コロナウイルス感染禍という事態が、図らずも今後の様々な会議のあり方を見直す引き金となった。ＬＰガス業界においては本事業における懇談会はもとより、消費者と事業者、行政の信頼関係を維持、強化するための関係者間の意見交換は今後も必須であり、Ｗｅｂ会議のより円滑な運営への習熟は今後の課題である。

アンケートによれば、懇談会で取り上げているテーマについては継続的な議論が必要であるとの意見が多い。他方、地方ごとに抱える課題や問題意識に温度差もあり、この点を踏まえて消費者、事業者が納得できる段階へ少しでも近づくような議論を継続する必要がある。

以上

10/22 北海道地方LPガス懇談会アンケート集計

1 該当区分

消費者	2件
事業者	3件
行政	3件
小計	8件

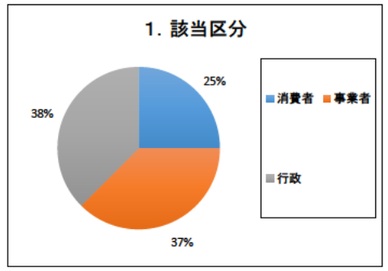

2 満足度

	消費者	事業者	行政	計
大変満足	0	1	0	1
満足	1	1	1	3
どちらでもない	0	0	0	0
やや不満	2	0	2	4
不満	0	0	0	0
小計	3	2	3	8件

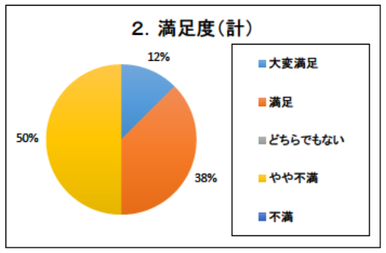

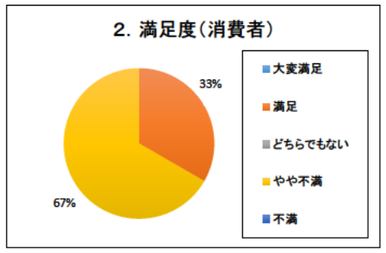

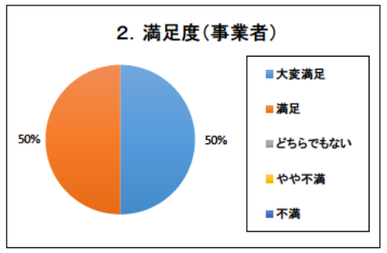

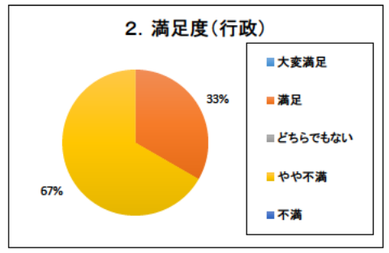

3 テーマの設定と議論展開（複数回答可）

	消費者	事業者	行政	計
毎年同じテーマで新鮮味に欠ける	0	2	0	2
毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	2	0	1	3
新型コロナ対応の意見交換は新しい取り組みとして良かっ	2	2	0	4
議論は料金問題、災害対応という2大テーマに集中すべき	1	0	0	1
その他案	0	0	2	2
小計	5	4	3	12件

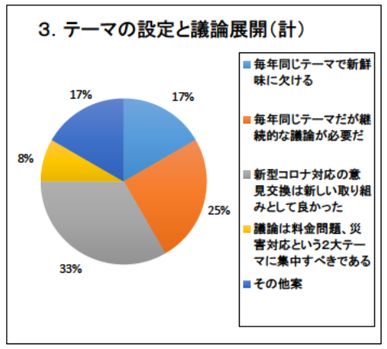

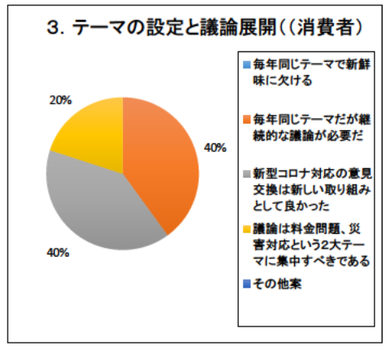

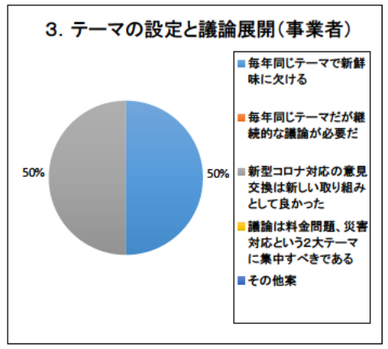

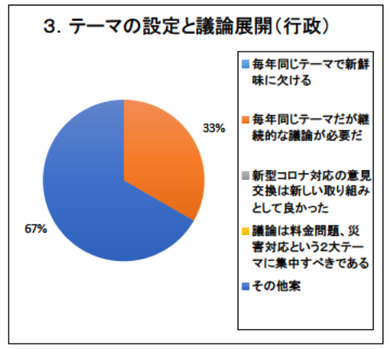

9/15東北地方LPガス懇談会アンケート集計

1 該当区分

消費者	6	件
事業者	5	件
行政	4	件
小計	15	件

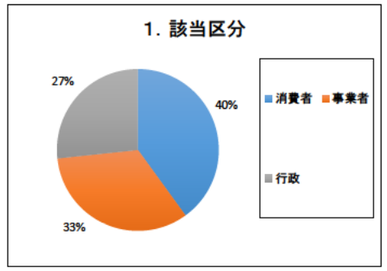

2 満足度

	消費者	事業者	行政	計	
大変満足	1	0	0	1	
満足	3	4	3	10	
どちらでもない	1	1	1	3	
やや不満	1	0	0	1	
不満	0	0	0	0	
小計	6	5	4	15	件

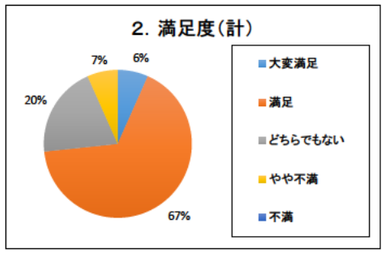

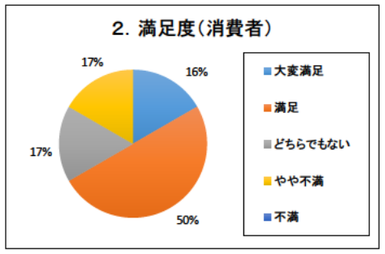

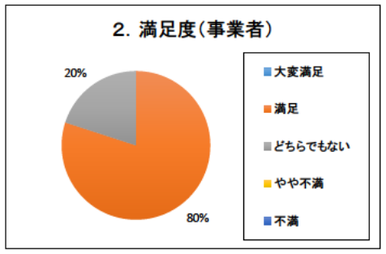

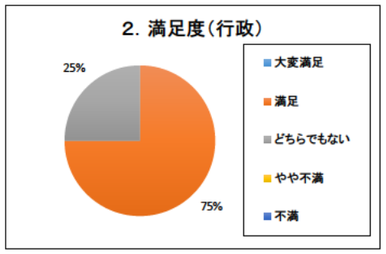

3 テーマの設定と議論展開（複数回答可）

	消費者	事業者	行政	計	
毎年同じテーマで新鮮味に欠ける	1	0	0	1	
毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	4	4	2	10	
新型コロナ対応の意見交換は新しい取り組みとして良かった	6	5	3	14	
議論は料金問題、災害対応という2大テーマに集中すべき	0	0	0	0	
その他案	0	0	0	0	
小計	11	9	5	25	件

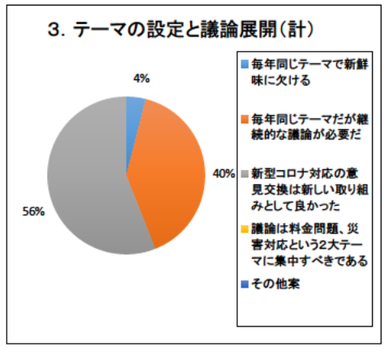

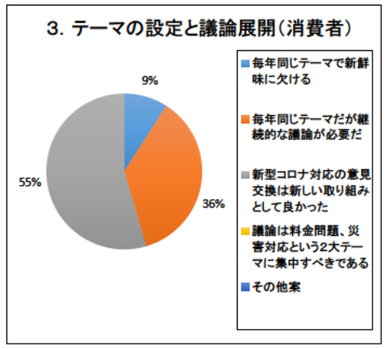

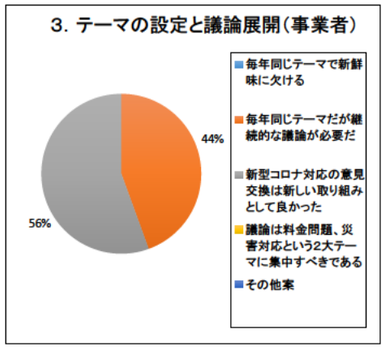

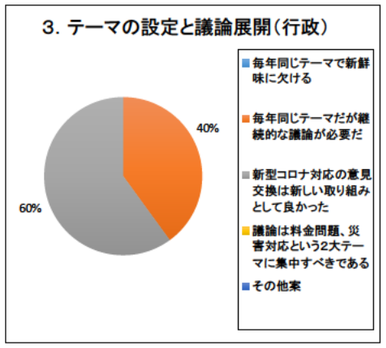

8/25北関東地方LPガス懇談会アンケート集計

1 該当区分

消費者	5	件
事業者	4	件
行政	5	件
小計	14	件

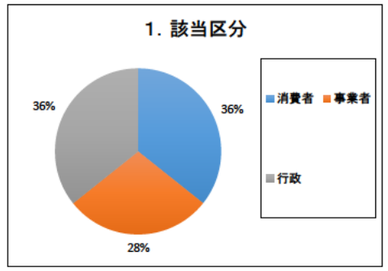

2 満足度

	消費者	事業者	行政	計
大変満足	0	0	1	1
満足	4	1	3	8
どちらでもない	1	3	1	5
やや不満	0	0	0	0
不満	0	0	0	0
小計	5	4	5	14 件

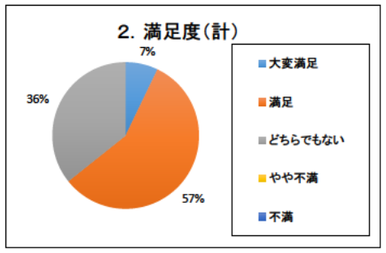

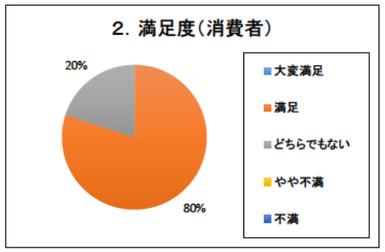

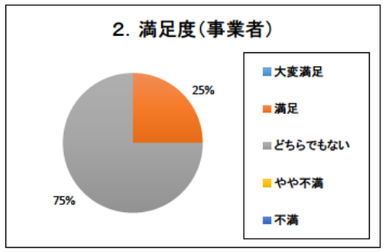

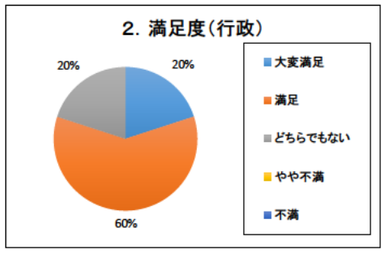

3 テーマの設定と議論展開（複数回答可）

	消費者	事業者	行政	計
毎年同じテーマで新鮮味に欠ける	1	1	1	3
毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	4	4	2	10
新型コロナ対応の意見交換は新しい取り組みとして良かっ	1	2	1	4
議論は料金問題、災害対応という2大テーマに集中すべき	2	0	0	2
その他案	0	0	1	1
小計	8	7	5	20 件

9/3南関東地方LPガス懇談会アンケート集計

1 該当区分

消費者	6	件
事業者	5	件
行政	4	件
小計	15	件

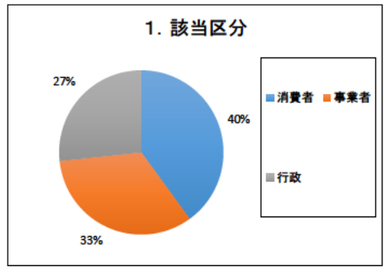

2 満足度

	消費者	事業者	行政	計	
大変満足	0	0	0	0	
満足	4	3	3	10	
どちらでもない	1	1	1	3	
やや不満	1	1	0	2	
不満	0	0	0	0	
小計	6	5	4	15	件

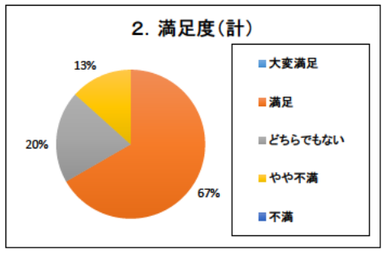

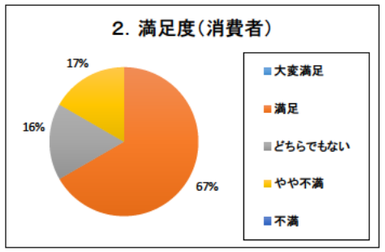

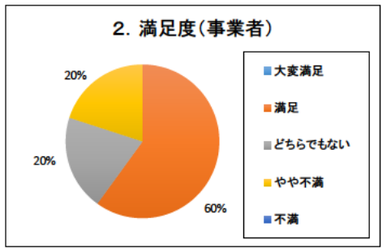

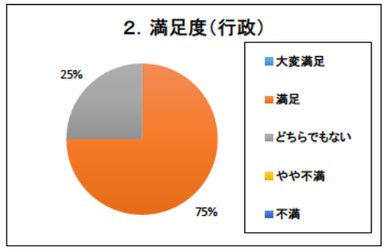

3 テーマの設定と議論展開（複数回答可）

	消費者	事業者	行政	計	
毎年同じテーマで新鮮味に欠ける	0	0	0	0	
毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	5	3	3	11	
新型コロナ対応の意見交換は新しい取り組みとして良かっ	2	2	3	7	
議論は料金問題、災害対応という2大テーマに集中すべき	0	1	1	2	
その他案	0	0	0	0	
小計	7	6	7	20	件

9/30中部地方LPガス懇談会アンケート集計

1 該当区分

消費者	3	件
事業者	5	件
行政	5	件
小計	13	件

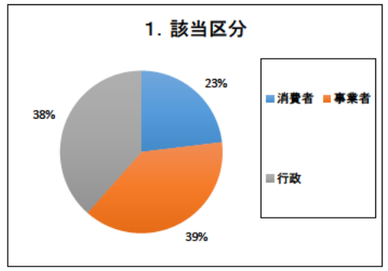

2 満足度

	消費者	事業者	行政	計	
大変満足	1	0	0	1	
満足	2	4	3	9	
どちらでもない	0	1	2	3	
やや不満	0	0	0	0	
不満	0	0	0	0	
小計	3	5	5	13	件

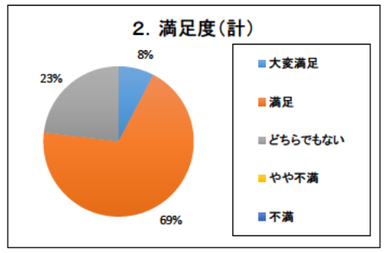

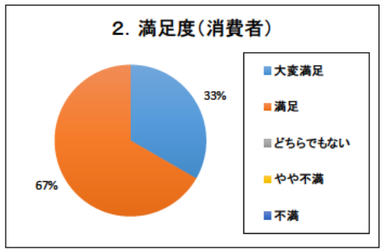

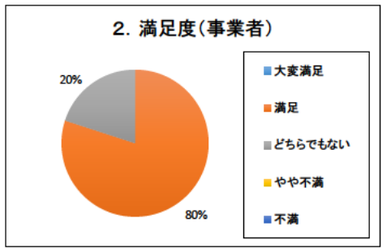

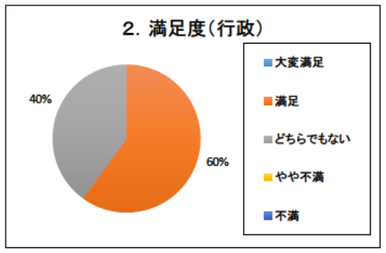

3 テーマの設定と議論展開
(複数回答可)

	消費者	事業者	行政	計	
毎年同じテーマで新鮮味に欠ける	0	1	0	1	
毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	3	3	3	9	
新型コロナ対応の意見交換は新しい取り組みとして良かっ	3	3	4	10	
議論は料金問題、災害対応という2大テーマに集中すべき	0	0	0	0	
その他案	0	0	0	0	
小計	6	7	7	20	件

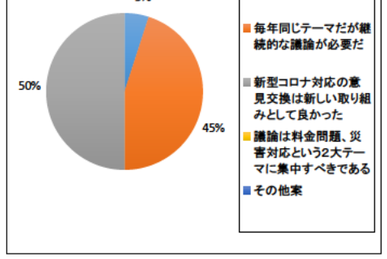

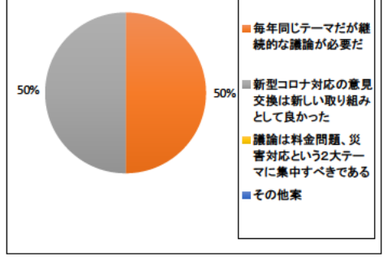

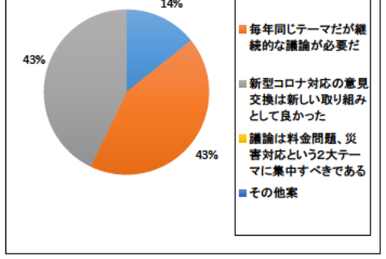

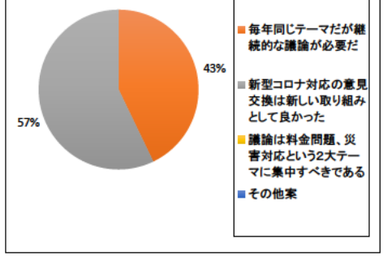

10/8近畿地方LPガス懇談会アンケート集計

1 該当区分

消費者	7	件
事業者	7	件
行政	6	件
小計	20	件

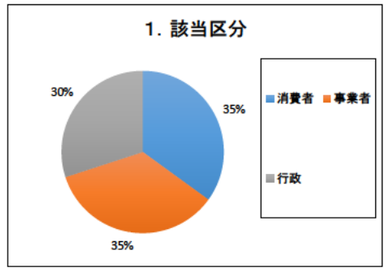

2 満足度

	消費者	事業者	行政	計	
大変満足	1	0	0	1	
満足	6	6	5	17	
どちらでもない	0	0	1	1	
やや不満	0	1	0	1	
不満	0	0	0	0	
小計	7	7	6	20	件

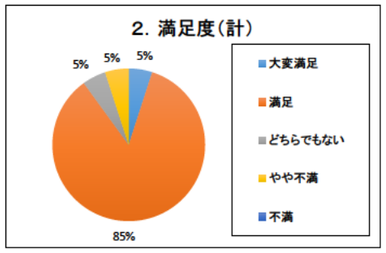

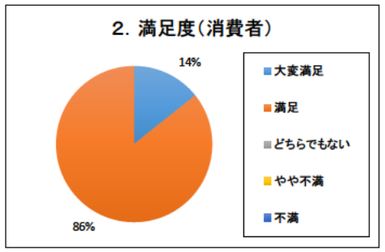

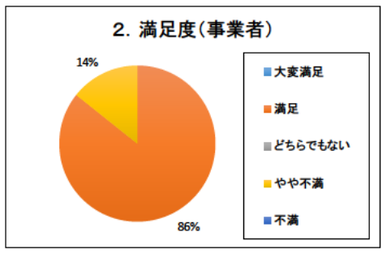

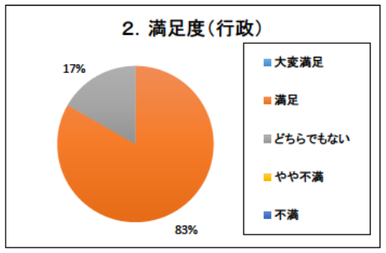

3 テーマの設定と議論展開
(複数回答可)

	消費者	事業者	行政	計	
毎年同じテーマで新鮮味に欠ける	1	2	0	3	
毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	6	2	4	12	
新型コロナ対応の意見交換は新しい取り組みとして良かっ	5	3	2	10	
議論は料金問題、災害対応という2大テーマに集中すべき	0	2	0	2	
その他案	0	1	0	1	
小計	12	10	6	28	件

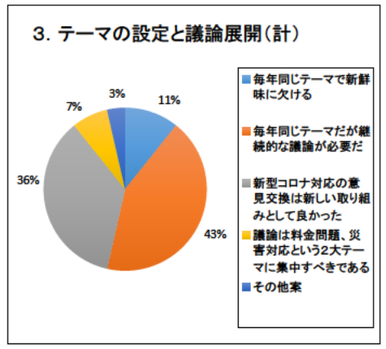

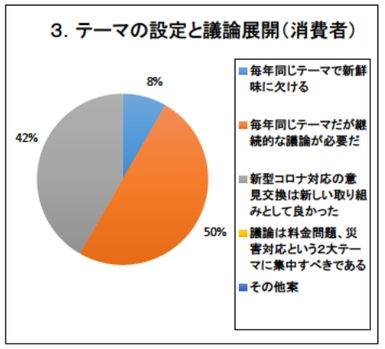

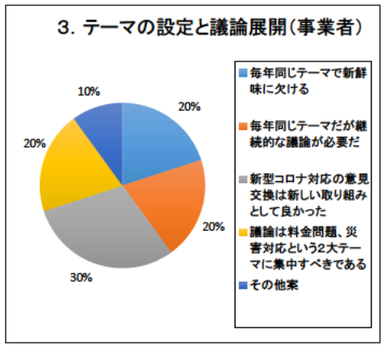

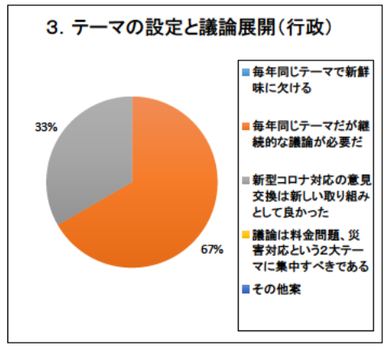

11/2中国地方LPガス懇談会アンケート集計

1 該当区分

消費者	5	件
事業者	5	件
行政	3	件
小計	13	件

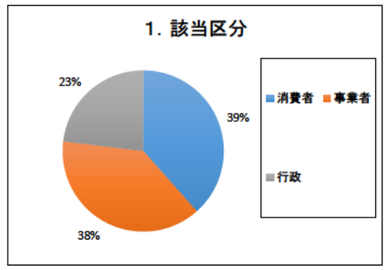

2 満足度

	消費者	事業者	行政	計	
大変満足	0	0	0	0	
満足	4	3	0	7	
どちらでもない	1	2	3	6	
やや不満	0	0	0	0	
不満	0	0	0	0	
小計	5	5	3	13	件

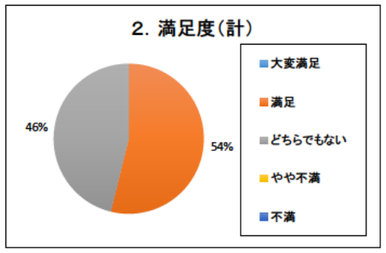

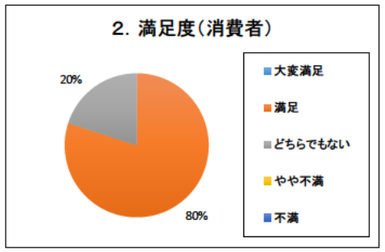

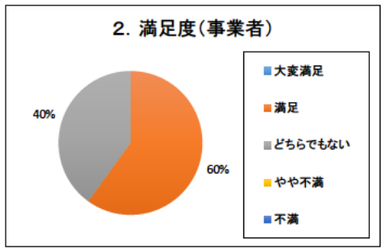

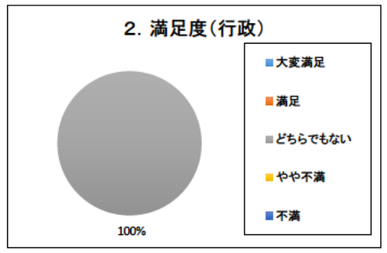

3 テーマの設定と議論展開（複数回答可）

	消費者	事業者	行政	計	
毎年同じテーマで新鮮味に欠ける	0	0	2	2	
毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	5	5	0	10	
新型コロナ対応の意見交換は新しい取り組みとして良かっ	3	1	1	5	
議論は料金問題、災害対応という2大テーマに集中すべき	1	0	0	1	
その他案	0	0	1	1	
小計	9	6	4	19	件

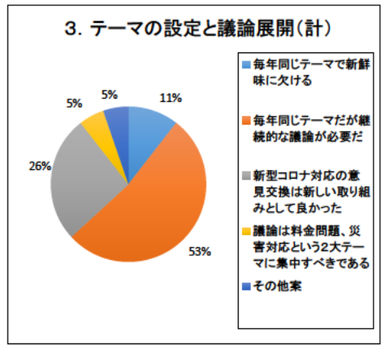

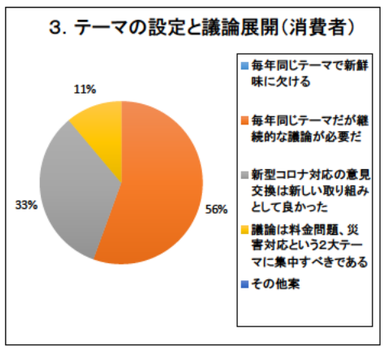

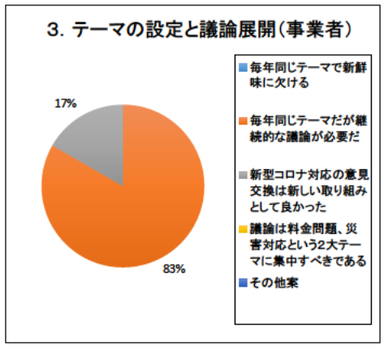

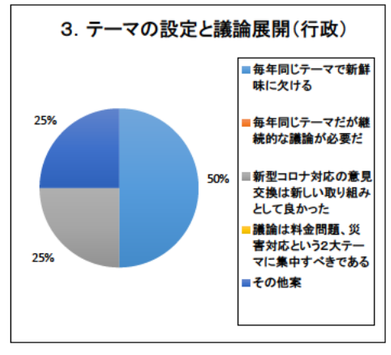

11/16四国地方LPガス懇談会アンケート集計

1 該当区分

消費者	2件
事業者	3件
行政	4件
小計	9件

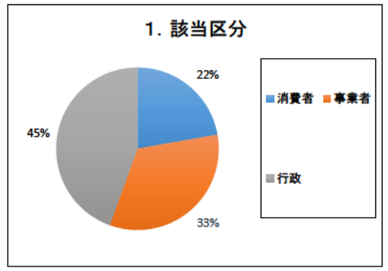

2 満足度

	消費者	事業者	行政	計
大変満足	0	0	0	0
満足	2	3	4	9
どちらでもない	0	0	0	0
やや不満	0	0	0	0
不満	0	0	0	0
小計	2	3	4	9件

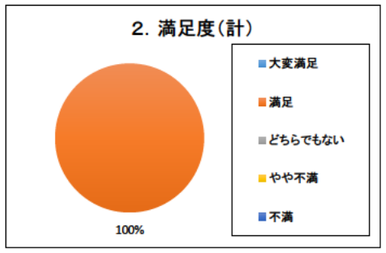

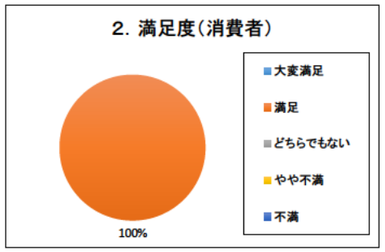

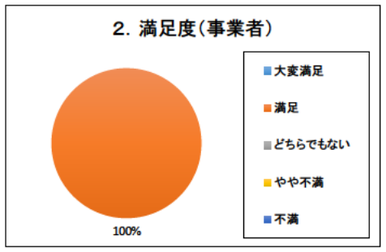

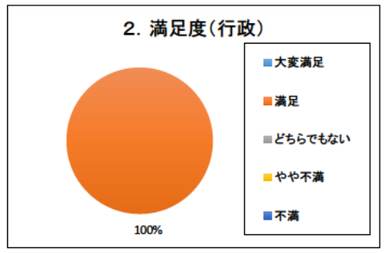

3 テーマの設定と議論展開（複数回答可）

	消費者	事業者	行政	計
毎年同じテーマで新鮮味に欠ける	0	0	0	0
毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	1	2	2	5
新型コロナ対応の意見交換は新しい取り組みとして良かっ	2	2	2	6
議論は料金問題、災害対応という2大テーマに集中すべき	0	0	0	0
その他案	0	0	0	0
小計	3	4	4	11件

12/8九州・沖縄地方LPガス懇談会アンケート集計

1 該当区分

消費者	8	件
事業者	8	件
行政	6	件
小計	22	件

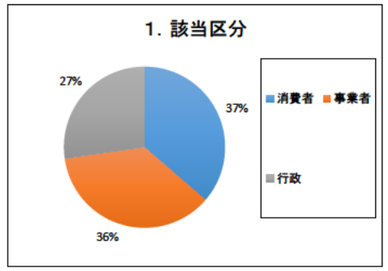

2 満足度

	消費者	事業者	行政	計	
大変満足	0	0	2	2	
満足	5	4	3	12	
どちらでもない	1	3	1	5	
やや不満	2	1	0	3	
不満	0	0	0	0	
小計	8	8	6	22	件

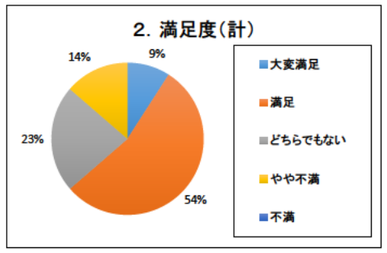

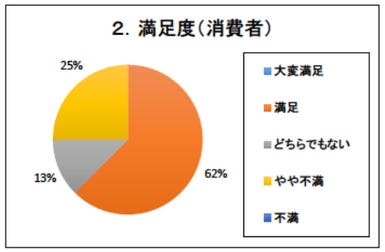

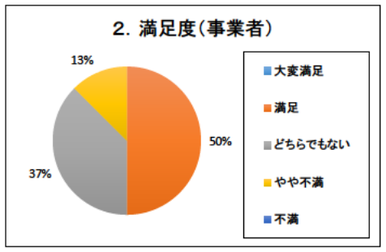

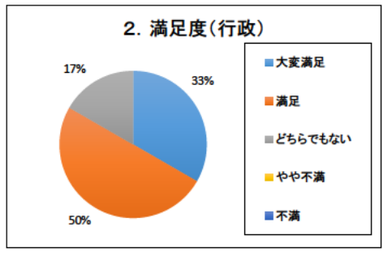

3 テーマの設定と議論展開（複数回答可）

	消費者	事業者	行政	計	
毎年同じテーマで新鮮味に欠ける	1	1	0	2	
毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	5	4	5	14	
新型コロナ対応の意見交換は新しい取り組みとして良かっ	6	3	3	12	
議論は料金問題、災害対応という2大テーマに集中すべき	4	2	0	6	
その他案	3	1	1	5	
小計	19	11	9	39	件

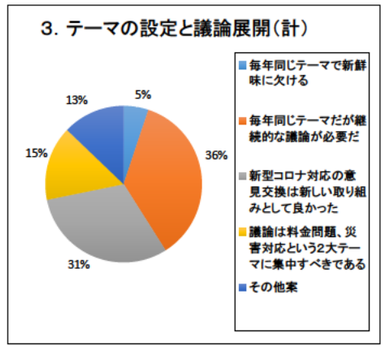

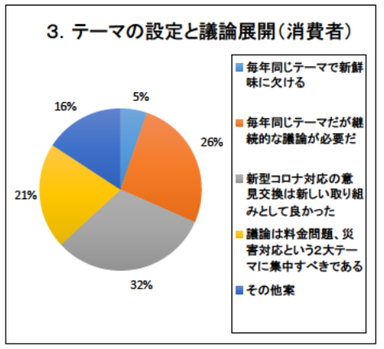

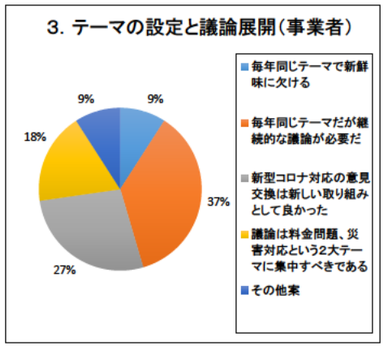

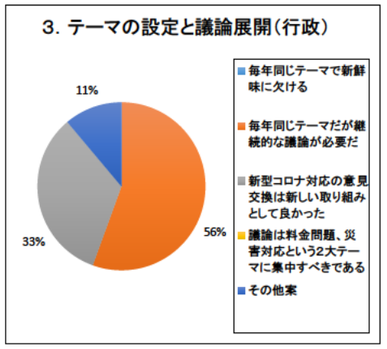

令和2年度LPガス懇談会アンケート集計
（2020年8月～2020年12月実施）

1 該当区分

消費者	44	件
事業者	45	件
行政	40	件
小計	129	件

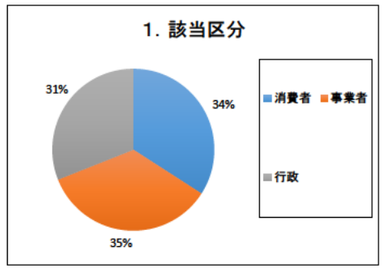

2 満足度

	消費者	事業者	行政	計
大変満足	3	1	3	7
満足	31	29	25	85
どちらでもない	5	11	10	26
やや不満	6	3	2	11
不満	0	0	0	0
小計	45	44	40	129

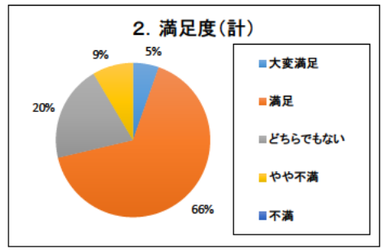

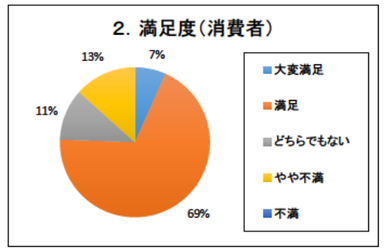

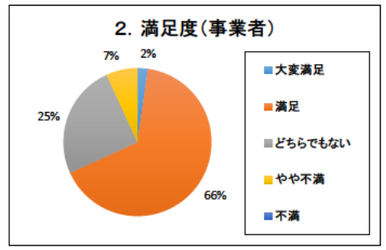

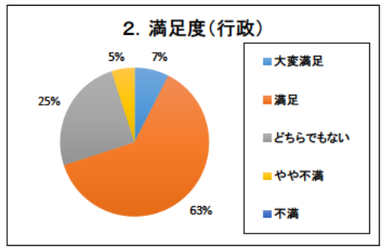

3 テーマの設定と議論展開（複数回答可）

	消費者	事業者	行政	計
毎年同じテーマで新鮮味に欠ける	4	7	3	14
毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	35	27	22	84
新型コロナ対応の意見交換は新しい取り組みとして良かった	30	23	19	72
議論は料金問題、災害対応という2大テーマに集中すべきで	8	5	1	14
その他案	3	2	5	10
小計	80	64	50	194

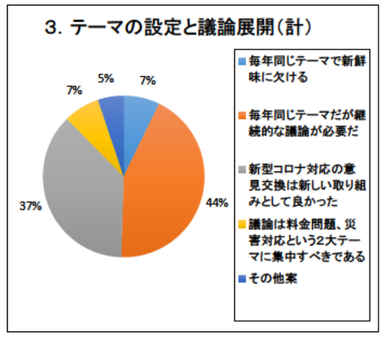

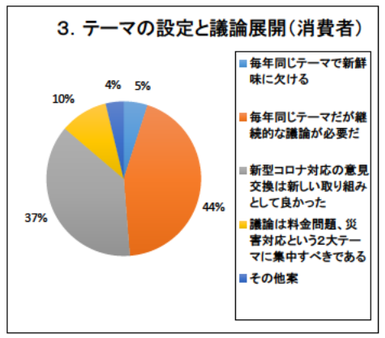

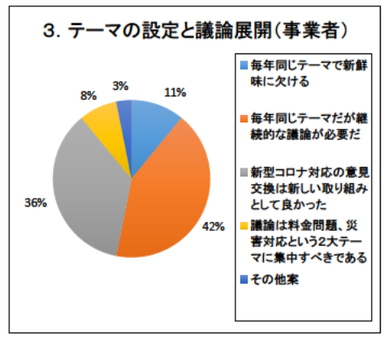

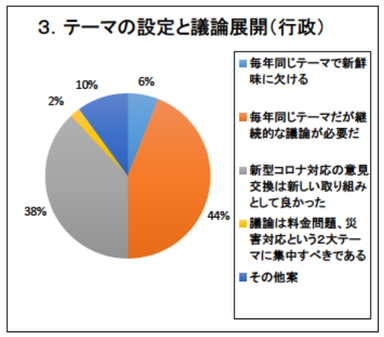

令和２年度版ＬＰガスガイド

本ガイドは、経済産業省 資源エネルギー庁 令和2年度燃料安定供給対策に関する調査事業（石油ガス流通・販売業経営実態調査）委託事業により作成されたものです。

はじめに

昨今、日本国内では地震や豪雨等の災害が頻発しており、災害対策の重要性が再認識されております。
特にエネルギーについては、生活を維持していくために不可欠であり、災害発生時でも安定的に使用できるエネルギーを確保する事が必要となります。
そのような中、自立型のエネルギーであるＬＰガスは、持ち運びが可能で貯蔵もし易く、さらに長期保存しても劣化しない という特徴から、災害時でも活用できるエネルギーとしてその有用性が高く評価されております。
国のエネルギー政策においても、東日本大震災をきっかけとして、ＬＰガスは「災害時のエネルギー供給の最後の砦」と位置付けられ、有事に活躍するエネルギーとして大いに期待されています。
また、平時においても全世帯数の半数近くにあたる約２４００万世帯に供給されており、ＬＰガスは平時・有事共に安心して使用できるエネルギーとして認められております。
「ＬＰガスガイド」では、ＬＰガスの基礎知識から災害時の有用性、契約時の注意点等まで幅広く取り上げ、分かり易くまとめました。
本ガイドが国民生活を支える重要なエネルギーとしてのＬＰガスの更なる位置づけの向上と、皆様のご理解の一助となりえれば幸いです。

令和3年2月

Contents

LPガスってどんなガス?
- 01 LPガスとは / LPガスと都市ガスの違い
- 02 持ち運びが容易(可搬性・分散型エネルギー)
  環境にやさしいクリーンエネルギー
- 03 LPガスってどうやってできるの?
- 04 「シェールガス」について

LPガスがお客様に届くまで
- 05 LPガスの流通経路

お客様の暮らしとLPガス
- 06 ガス機器の進化 / 高効率給湯器:エコジョーズ
- 07 身の回りで活躍するLPガス機器
- 08 FRP容器の実用化
- 09 業務用分野で活躍するLPガス機器
- 10 GHP(ガスヒートポンプ)エアコンによる冷暖房
- 11 自動車用として活躍するLPガス
- 12 こんなところでも!? 世界中で活躍するLPガス
- 13 LPガス スマートハウス
- 14 ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)
- 15 家庭用燃料電池「エネファーム」

災害に強いLPガス
- 16 分散型エネルギー / 軒下在庫があるから安心
- 17 復旧が早いエネルギー
- 18 中核充填所によるバックアップ
- 19 災害対応型LPガスバルク供給システム
- 20 こんな施設に災害対応型LPガスバルク供給システムの導入を
- 21 いざという時のLPガス非常用発電機
  LPガス仕様移動式電源車
  都市ガスのバックアップ
- 22 各県LPガス協会と自治体との防災協定締結状況
- 23 家庭の安心を守る「災害対応3点セット」
  その他、災害時に頼れるLPガス機器

安全なLPガス
- 24 消費者のご家庭をお守りする LPガス集中監視システム
- 25 消費者のご家庭をお守りする ホームセキュリティー /
  見える化 / 見守りサービス
- 26 Siセンサーコンロ / 給湯器・瞬間湯沸器
- 27 カセットコンロ使用上の注意
- 28 各種安全装置
- 29 LPガス販売事業者による7つの保安業務
- 30 国内の備蓄体制の強化

安心な生活を支えるLPガス
- 31 LPガス調達先の多角化
- 32 供給サイドの強靭化
- 33 国のエネルギー政策とLPガス

料金と取引
- 34 LPガスは自由料金 / 料金制について / 料金の構成と変動の要因
- 35 小売価格の地域差
- 36 LPガスの料金透明化等に関する資源エネルギー庁の措置について
  LPガスの料金メニューの公表について
- 37 料金体系の明確化と消費者への説明
- 38 設備の区分 / 取引に関わる書面の交付
- 39 集合住宅のLPガス料金について
- 40 取引上の注意
- 41 特定商取引法(旧訪問販売法)について

相談・サポート
- 42 LPガスお客様相談窓口

タイトル頁の数字をクリックするとジャンプできるよ!

LPガスってどんなガス?

Contents

LPガスとは

LPガスは「Liquefied Petroleum Gas」の
(液化石油ガス)
頭文字をとってLPガスと呼ばれています。
LPガスはプロパンとブタンの2種類があり、
一般家庭用で使われているのはプロパンガスと呼ばれています。

LPガスは液体の状態で貯蔵・配送され、
使用時には気体で消費されます。
液体から気体になると体積が 約250倍 に増加します。

LPガスと都市ガスの違い

LPガス		都市ガス
全国(100%)に供給	❶	都市部のみ(国土5%)
軒下在庫がある	❷	ガス会社にて在庫
国家と民間備蓄がある	❸	備蓄はない
24000kcal/㎥	❹	11000kcal/㎥
空気より重い	❺	空気より軽い

■ LPガスと都市ガスの供給形態の違い

LPガス
分散型供給
(途絶リスクが極めて低い)

戸単位で安全を確認し
復帰可能なため、
復旧までの時間が短い

都市ガス
配管による系統供給

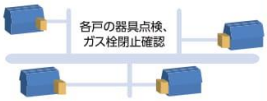

数百戸、数千戸単位で
安全確認が必要なため、
復旧に時間を要する

◀ 01 ▶

持ち運びが容易（可搬性・分散型エネルギー）

全国各地域に供給インフラが存在

液体の状態で容器に入っているため運搬が容易で、
都市部から離島・山間部まで全国どこでも供給可能です。
全国の約2,400万世帯（全世帯の約半数）で使用されています。

環境にやさしいクリーンエネルギー

LPガスは、酸性雨の原因となるSO_x（硫黄酸化物）の排出がほとんどなく、
地球温暖化の原因といわれているCO_2（二酸化炭素）の排出量も少ない、
地球に大変やさしいクリーンなエネルギーです。

■ 燃焼におけるCO_2排出量の比較（LPGを1とした場合）

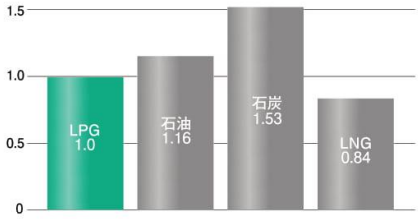

■ 採掘から、生産・加工・輸送および最終燃焼までを含む総合的なCO_2排出量の比較（LPGを1とした場合）

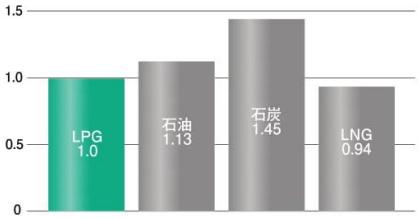

各燃料の同じ熱量での CO_2 排出量比較
出典：「エネルギー製造・利用のLC（ｌライフサイクルインベントリ）分析」日本工業大学2009年9月

LPガスってどうやってできるの？

LPガスは、
油田や天然ガス田の内部に存在するガスから生産されます。
油田で生産されたものは 原油随伴
天然ガス田で生産されたものは 天然ガス随伴
と呼ばれております。
さらにここ数年では、地下数千メートルの頁岩（けつがん）の
岩盤層であるシェール層に存在する
天然ガス「シェールガス」由来の
LPガス生産及び調達が顕著に増加しています。
また、LPガスは原油にも含まれており、
製油所で精製によって分離されるものは
原油精製 と呼ばれています。

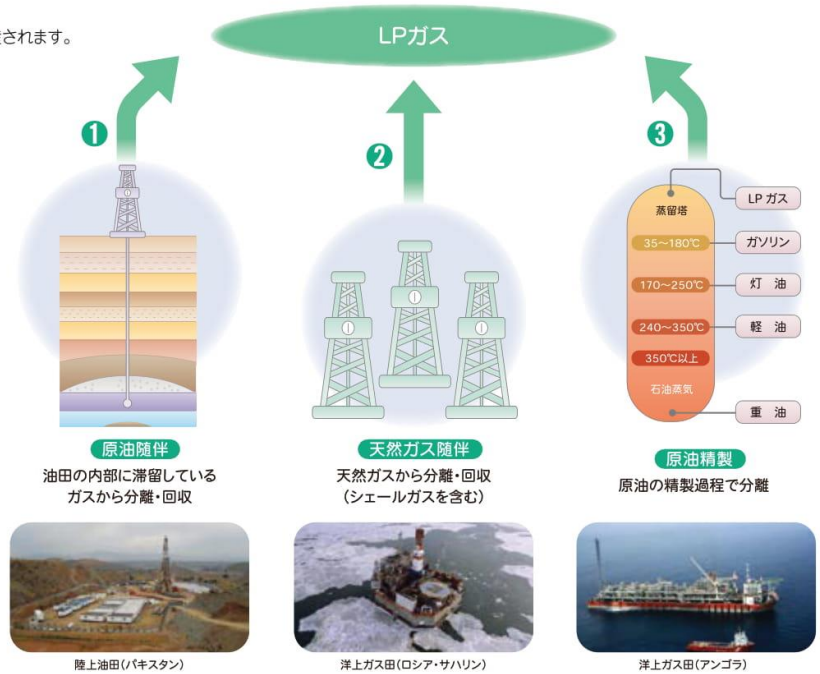

原油随伴
油田の内部に滞留しているガスから分離・回収

陸上油田（パキスタン）

天然ガス随伴
天然ガスから分離・回収
（シェールガスを含む）

洋上ガス田（ロシア・サハリン）

原油精製
原油の精製過程で分離

洋上ガス田（アンゴラ）

「シェールガス」について

シェールガスは、従来の油田・ガス層より
さらに深いところにある頁岩（シェール）層に
封じ込められている天然ガスです。
開発費用がかかるため、
従来は経済的に見合わないと考えられていましたが、
採掘技術の進歩とガス価格の上昇により、
実用化されるようになりました。
シェールガスにはLPガスも含まれており、
既に米国シェールガス由来のLPガスの輸入が大半となっています。

マルセラスシェールの生産現場（米国）

LPガスがお客様に届くまで

LPガスの流通経路

日本で使われているLPガスの70～80%は
海外から製品として輸入したもので、残りは国内生産です。
2019年度の国内需要量は
合計1,393万トン（うち輸入量は1,072万トン）となっております。

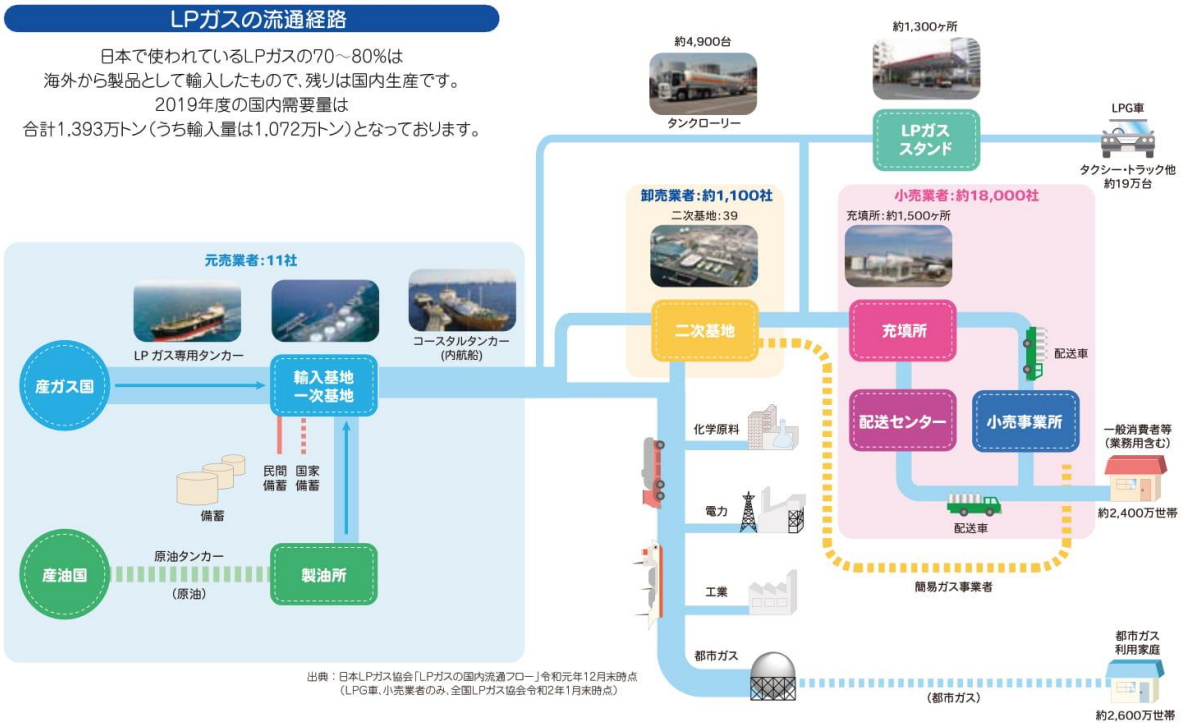

出典：日本LPガス協会「LPガスの国内流通フロー」令和元年12月末時点
（LPG車、小売業者のみ、全国LPガス協会令和2年1月末時点）

お客様の暮らしとLPガス

Contents

ガス機器の進化

平成20年4月以降に生産された新しいガスコンロは、
全てのバーナーに安全センサーが搭載された
Siセンサーコンロ として生まれ変わりました。

Siとは、3つのSとIntelligent(賢い：学習機能を持っている)の意味です。

高効率給湯器：エコジョーズ

エコジョーズは、燃焼排気ガスの潜熱を再利用することにより
従来の給湯器の熱効率（約80%）を大幅に上回る、
最大95%の熱効率を達成した高効率のガス給湯器です。

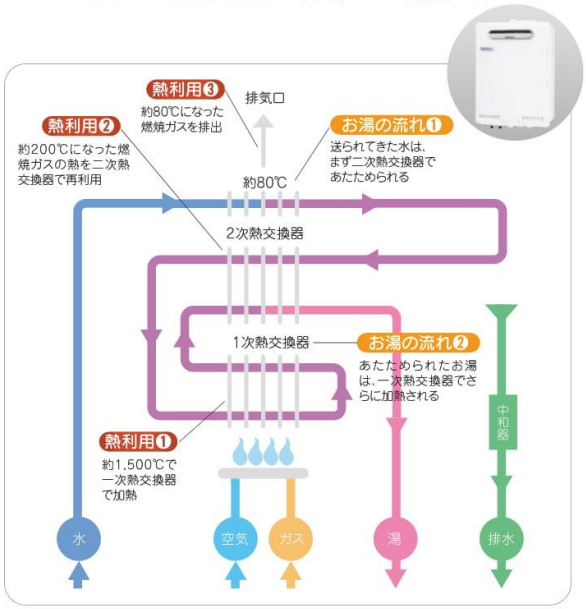

お客様の暮らしとLPガス

Contents

身の回りで活躍するLPガス機器

給湯器

ご家庭の台所やお風呂場でお湯を使用するために不可欠です。使用用途により、給湯専用のもの、追い炊き機能が付いたものなど、様々な種類があります。

瞬間湯沸器

スイッチを押す事でバーナーが燃焼し、必要な分のお湯を即座に使用できます。現在販売されている湯沸器には、不完全燃焼防止装置等の安全装置が標準装備されています。

衣類乾燥機

LPガスならではの強い温風でしっかりと除菌ができ、乾燥も早いです。

ファンヒーター

ガスならではの素早い立ち上がりですぐに温風が出るため、お部屋があっという間に暖まります。

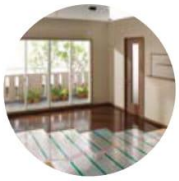

温水式床暖房

熱源機で加熱した温水を温水マットに循環させ、その熱を利用してお部屋を暖めます。

コンロ

料理用の機能（温度調整やタイマー機能等）だけでなく、安全機能やお手入れのし易さ等も、日々進化しております。

カセットコンロ

持ち運びが容易であるため、自宅だけではなく、キャンプなどのアウトドアでも活躍します。

炊飯器

ガスの持ち味である高い火力で炊き上げる事で、スピーディーに、おいしいご飯が炊きあがります。

バーベキュー機器

キャンプ等のレジャー用として広く使われています。どこにでも持ち運びができる、FRP容器も使えます。

パラソルヒーター

業務用暖房として、屋外施設やオープンカフェ等で使用されています。遠赤外線効果で、体の芯から暖めます。

FRP容器の実用化

FRP容器とは

FRP容器は軽量化と安全性を両立した、次世代のLPガス容器です。

FRP(Fiber Reinforced Plastics=繊維強化プラスチック)

▶動画リンク
次世代容器　PLACOMPO

国内では2015年2月より10kg未満のFRP容器の輸入・販売が可能となりました。本格的な実用化はこれからですが、普及に向けた取り組みが進められています。

安全
鉄製容器の2倍の耐圧性を持ち、火災にあっても爆発しません。

接続が容易
容器との接続はワンタッチで接続でき、安全・簡単に使用できます。

軽量
鉄製容器の約半分の軽さのため、手で持ち運ぶことも可能です。

半透明
本体容器が半透明でLPガスの残量が確認できるため、ガス切れの防止に役立ちます。

様々な用途で使用可能

- 災害時の備蓄エネルギー
- オール電化住宅でのLPガス使用
- キャンプなど、屋外でのLPガス使用
- 室内に保管可能
- ガスコンロや衣類乾燥機に使用
- 船舶や沿岸地域でのLPガス使用

災害時の炊出しに貢献。器具への接続も容易。

レジャーやアウトドアライフに。

出典：中国工業㈱

業務用分野で活躍するLPガス機器

「業務用分野」でもLPガス機器は活躍しています。

例として、業務用厨房機器「涼厨」は、
機器の排熱を低減することにより「涼しい厨房」を実現した機器です。
従来のガス厨房では30℃を超えることもある室温を常に25℃以下に保つことができ、
快適性の向上、空調負荷の低減によるエネルギーコストの低減など、
様々なメリットが生まれます。
その他の厨房分野でも熱効率の高いLPガス機器は広く使われています。

フライヤー（涼厨）

コンベクションオーブン（涼厨）

ガス炊飯器（涼厨）

ガス衣類乾燥機

出典：(株)フジマック

GHP(ガスヒートポンプ)エアコンによる冷暖房

GHPとは

ガスヒートポンプエアコン(以下「GHP」と略)は、
ガスを使用して冷暖房を行う空調システムです。
エネルギー効率がよく、消費電力は電気エアコンの
約10分の1と、環境に優しい空調システムとして
注目を集めています。

GHP

GHPのしくみ

GHPのヒートポンプは液体を冷媒とし、
気化と液化のサイクルを強制的に繰り返して効率的に冷暖房を行ないます。

■ ヒートポンプサイクル

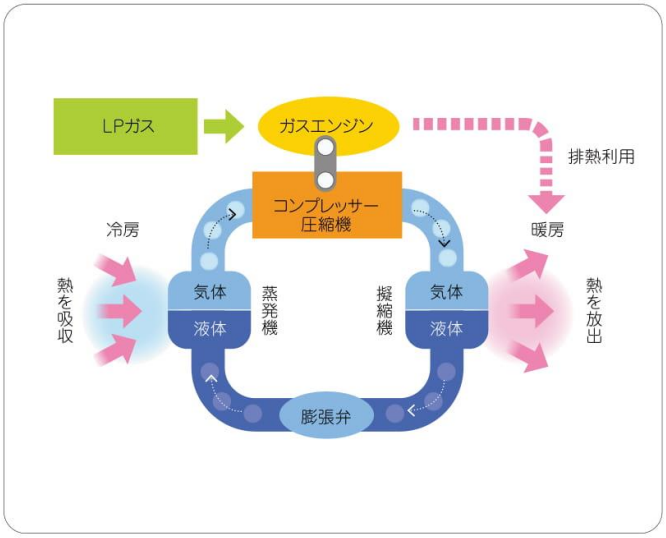

自動車用として活躍するLPガス

LPガス車は「LPガス自動車」「プロパン車」などとも呼ばれ、低コストでクリーン、車両価格もガソリン車並みで、様々な車種があります。

時代の先端を行くLPガス車
(ハイブリッド車、バイフューエル車等)

トヨタ JPN タクシー
(LPガスハイブリッド車)

高齢者や環境負荷低減に
対応した次世代タクシー。

その他業務用等で活躍するLPガス

三菱ミニキャブ
配送用トラック(バイフューエル車)

LPガスとガソリンのバイフューエル車です。営業活動やメンテナンス等、食品配送や小口配送に使用されています。

日産 NV200
(バイフューエル車)

LPガスとガソリンのバイフューエル車です。タクシーやマイカーとして使用されています。

送迎用バス

市営バスや幼稚園などの送迎用バスとして普及しています。

東京都清掃車

LPガス車の高い経済性や環境性から清掃車等の特殊車分野でも利用されています。

産業用フォークリフト

産業用のフォークリフト用燃料としても以前から利用されています。

こんなところでも!? 世界中で活躍するLPガス

南極探検隊の基地

極寒の南極基地でも
LPガスを使って生活しています。

南極探検隊の基地内部に並べられたLPガスの容器です。
南極基地での年間使用量は、50kgボンベ約40本分と言われています。

聖火や熱気球

平昌冬季オリンピック・
パラリンピックの
聖火トーチ

LPガスで気球内の空気を
温めて浮力をつけます。

都市ガスの増熱用

都市ガス会社も、都市ガスの原料である
LNG（液化天然ガス）だけでは
熱量が足りないため、
増熱用としてLPGを混入しています。

熱量調整装置（出典：九州ガス圧送 ㈱）

LPガス スマートハウス

LPガスを活用したスマートハウスシステム

LPガスを利用したスマートハウスは、
高気密・高断熱を施した省エネ住宅に、
家庭用燃料電池や太陽光発電、蓄電池等の機器を備え、
それらをHEMS（Home Energy Management System）によって
効率的に管理・制御を行っています。
省エネ性と快適性、さらに売電によって
経済性も確保することができます。
また、災害時等においても容器に残存している
LPガスを消費することによって
自立的にエネルギーを供給することが可能です。

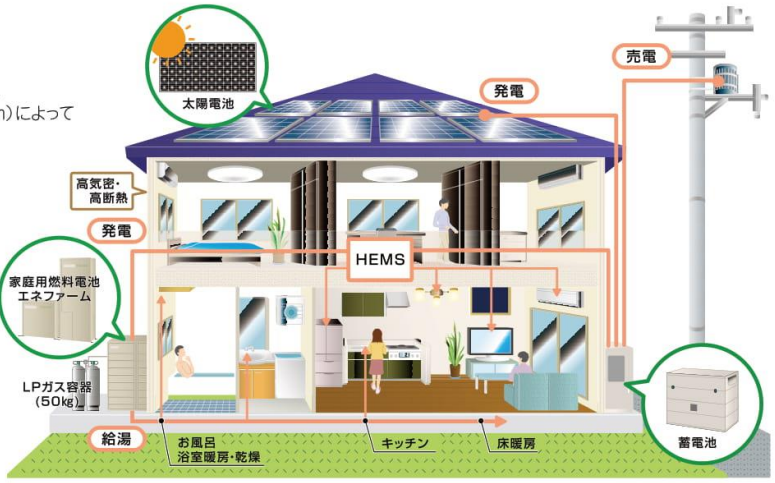

エネルギーモニタで状況を
リアルタイムにチェック

発電量や発電金額を
モニタ画面で確認できます。
削減できたCO_2量も判ります。

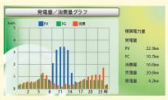

発電量・消費量グラフ

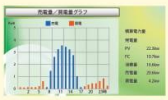

売電量・買電量グラフ

エコ効果画面

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

ZEH(ゼッチ)とは、「Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略です。
省エネ性能をより高め、再生可能エネルギー(太陽光発電など)を導入する事で、
「年間で消費するエネルギー量をプラスマイナスでゼロ以下にする事」を目指した住宅です。
国の政策として「住宅については2020年までに標準的な新築住宅で、
2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指す」という目標を設定し、
住宅の省エネ・省CO_2化に取り組んでいます。

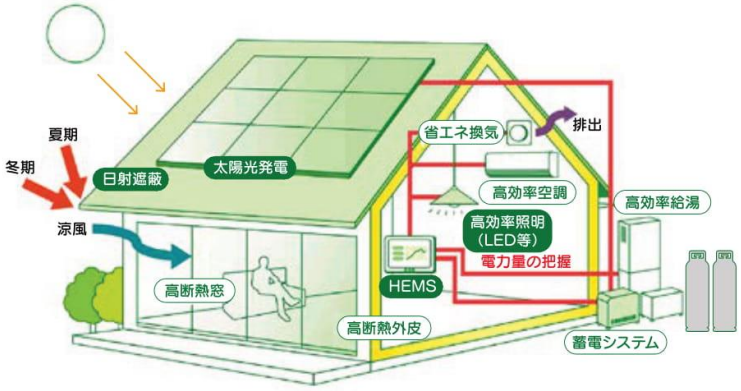

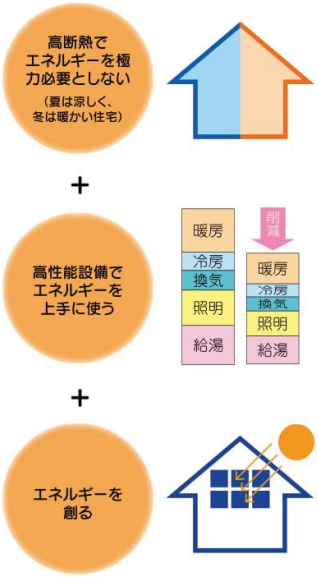

ZEHにおいてもLPガスを補完的に使用していれば
災害時等に電気や都市ガス等が途絶した場合でも、
容器内のLPガスにより自立的にエネルギーが供給可能です。

出典:経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課
「ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)に関する情報公開について」を基に作成

家庭用燃料電池「エネファーム」

一般家庭でも自家発電と給湯が可能

LPガスから水素を取り出して
空気中の酸素と化学反応させることにより
発電を行うのが燃料電池です。
騒音もなく、環境にやさしく、
排熱を暖房や給湯にも利用でき、
高い効率でエネルギーが活用できます。

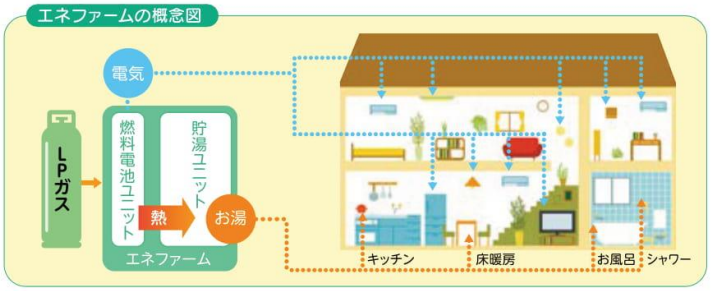

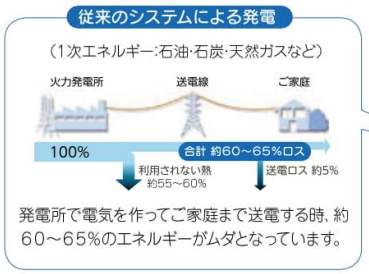

発電所で電気を作ってご家庭まで送電する時、約
60~65%のエネルギーがムダとなっています。

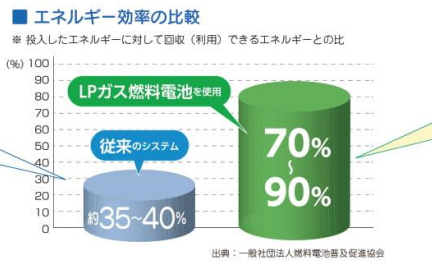

出典:一般社団法人燃料電池普及促進協会

LPガスで発電する「エネファーム」は送電ロス
がなくエネルギー効率は約70%以上に達する
ムダのない効率的なシステムです。

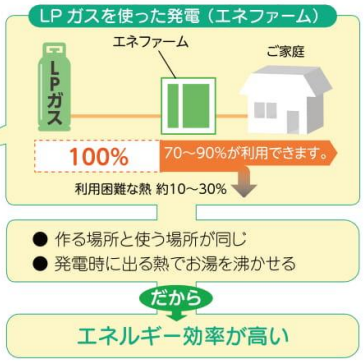

災害に強いLPガス

Contents

分散型エネルギー

LPガスは、都市ガスや電力等の系統供給とは異なり、
容器に充填したLPガスを各戸に配送する「分散型」供給です。
このため大震災の時にも、1戸単位で迅速な調査・点検が出来るため、
他のエネルギーに比べ、いち早く完全復旧を果たしています。

LPガス	分散型供給 配管が短いため、異常があれば即修理可能

軒下在庫があるから安心

大規模災害発生！

被災地へのLPガス配送は道路等の破損、ガソリン不足、沿岸基地及び充填所の損傷等さまざまな要因で一時的に機能低下する。

各地域のLPガス事業者が保有する市中在庫が豊富である。

その間、LPガス事業者の復旧努力、代替輸送、相互支援活動により再供給が可能となる。

1本目を使い切っても、
2本目で約1カ月程度
(50kgボンベの場合)は
継続使用できるから大丈夫！

災害に強いLPガス

Contents

復旧が早いエネルギー

東日本大震災におけるライフラインの復旧状況

■ 被災三県における各インフラ供給不能個数の推移（推計含む）

出典：内閣府資料、各県LPガス協会・高圧ガス保安協会提供資料、ヒアリングより作成

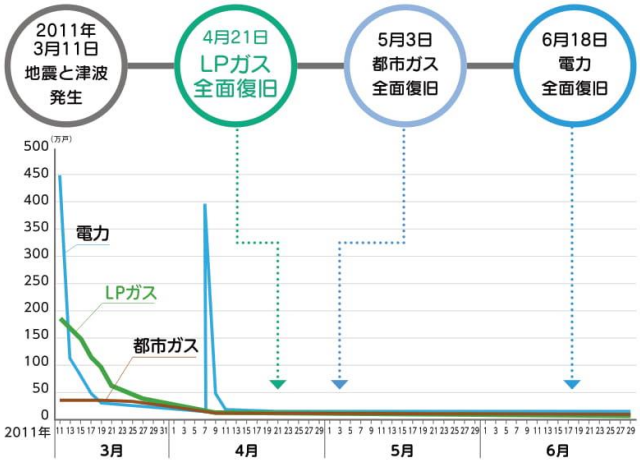

上図は、東日本大震災後の各インフラ（電力、都市ガス、LPガス）供給不能個数の推移を示したものです。この復旧状況を他の主要なインフラと比較すると、LPガスの復旧の早さが改めて確認できます。

中核充填所によるバックアップ

中核充填所とは？

大規模災害発生時等においても、被災地域に対して
LPガスを安定的に供給出来るよう、国の補助により
災害対応能力を強化し、自立的運営体制が整っている
災害対応型LPガス充填所のことです。
2011年度から2013年度で全国に343カ所整備されました。

災害対応型LPガス充填所の設備事例

LP自動車充填設備

自家発電機

衛星通信器

災害対応保安点検車

災害対応型LPガスバルク供給システム

災害対応型LPガスバルク供給システムは、LPガスのバルク貯槽と供給設備をセットにしたものです。

■ 避難所や病院等における災害対応型LPガスガスバルクの設置イメージ

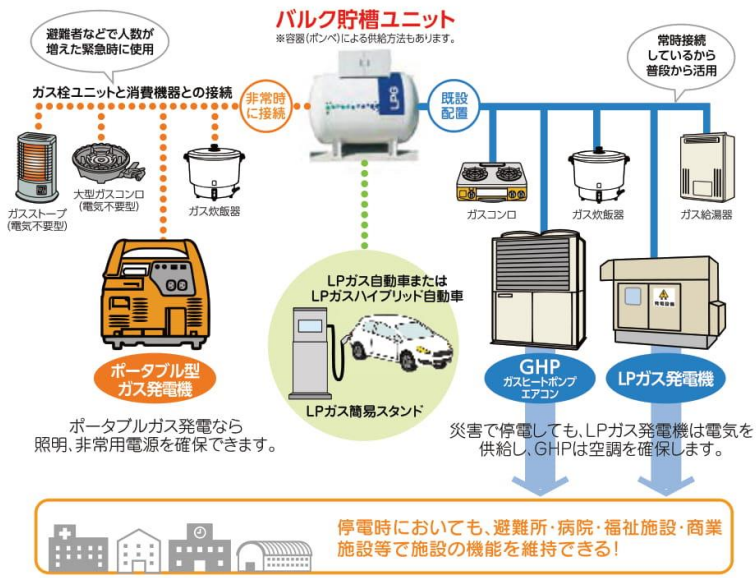

災害時は災害発生直後の3日間を如何にして
乗り切るかが最も重要な課題とされています。

バルクシステムは、約3日間
100人分の米飯をまかなうことが可能
(500kg貯槽に約半分のLPガスが残っている状態)

と試算されています。

(ガスストーブ、発電機等の使用も含む)

■ バルク供給対応可能日数

貯槽量	使用可能ガス量 初期残存量50%→15%	対応可能日数
500kg型	175kg	3.6日
985kg型	347kg	7.1日

ガス発電機、ガスストーブ、ガス炊飯器、ガスコンロ給湯器(20号)を使用した場合

こんな施設に災害対応型LPガスバルク供給システムの導入を

指定避難所

学　校　病院　福祉施設　公民館　商業施設　体育館

いざという時のためにＬＰガスの導入を

北海道胆振地震では、災害対応型LPガスバルク供給システムが活躍しました

2018年9月6日に北海道胆振東部にてマグニチュード6.7の地震が発生

▼

北海道全域で最大約295万戸が停電

▼

北海道内で災害対応バルクを設置した31施設のうち
25施設では発電機を導入し、**全て円滑に稼動。**
5施設ではGHP（ガスヒートポンプエアコン）が導入されており、**空調が維持された。**
病院や福祉施設では、**業務を円滑に継続でき、入院患者・入居者の安心が得られた。**

LPガス災害バルク特設サイト https://lpg-saigaibulk.com/

いざという時のLPガス非常用発電機

LPガスを発電機の燃料として使用することで、
電化製品の電源およびガス機器の作動電源への長時間の利用が可能です。
発電機への接続は誰でもワンタッチでできるので安心です。

LPガス仕様移動式電源車

トラックに発電機とLPガス容器を搭載し、
災害時・停電時における非常用電源として機動的に活用できます。
2017年の室蘭・登別の大雪停電時にはこの電源車が大いに活躍しました。

125KVA移動電源車。ローリー出荷にも対応。（エアウォーター（株）函館LPG基地にて）

都市ガスのバックアップ

LPガスを「移動式ガス発生設備」を使用して空気を混ぜることで、
都市ガスの設備にもガスを供給できます。
東日本大震災では、都市ガス網の代替として使用されました。

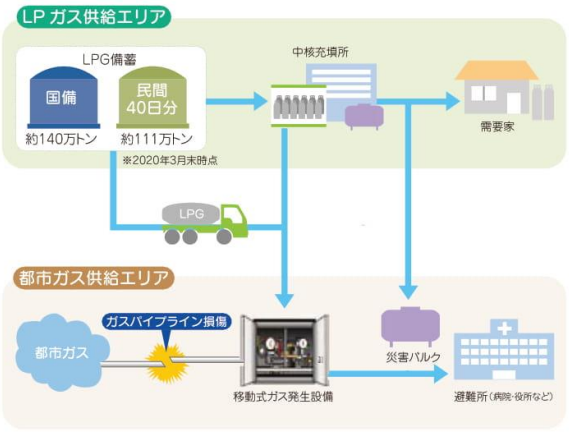

各県LPガス協会と自治体との防災協定締結状況

各県LPガス協会では、
災害時におけるLPガスの安定供給を図るため、
地方自治体との防災協定の締結を推進しています。
防災協定には、避難所へのLPガスの供給はもとより、
供給・消費に必要な設備・機器等の提供等、緊急時に安定的に
使っていただくために必要な施策が盛り込まれています。

県協会の防災協定の様子

■ 都道府県別の防災協定締結状況（2020年3月データ）出典：全国LPガス協会

県協会では締結率100%を目指し、行政への更なる積極的な働きかけを推進しています。

都道府県	自治体計	総締結数	締結率
北海道	180	180	100%
青森県	41	41	100%
秋田県	26	26	100%
岩手県	34	34	100%
山形県	36	36	100%
宮城県	36	36	100%
福島県	60	31	52%
栃木県	26	26	100%
茨城県	45	39	87%
千葉県	55	55	100%
埼玉県	64	64	100%
群馬県	36	36	100%
東京都	63	63	100%
神奈川県	34	34	100%
新潟県	31	31	100%
長野県	78	78	100%
山梨県	28	26	93%
静岡県	36	36	100%
愛知県	55	53	96%
三重県	30	30	100%
岐阜県	43	43	100%
富山県	16	16	100%
石川県	20	20	100%
福井県	18	18	100%

都道府県	自治体計	総締結数	締結率
滋賀県	20	20	100%
京都府	27	27	100%
奈良県	40	19	48%
和歌山県	31	31	100%
大阪府	44	34	77%
兵庫県	41	41	100%
鳥取県	20	20	100%
岡山県	28	28	100%
島根県	20	20	100%
広島県	24	24	100%
山口県	20	20	100%
徳島県	25	25	100%
香川県	18	18	100%
高知県	35	35	100%
愛媛県	21	18	86%
福岡県	61	61	100%
佐賀県	21	21	100%
長崎県	22	22	100%
大分県	19	19	100%
熊本県	46	46	100%
宮崎県	27	27	100%
鹿児島県	44	44	100%
沖縄県	42	42	100%
合計	1,787	1,714	96%

家庭の安心を守る「災害対応3点セット」

その1

マイコンメーター

ガスの消し忘れやガス管損傷等による異常や地震を感知するとガスを遮断します。通信回線を通じて、自動検針や異常時通報を行うマイコンメーターの普及も進んでいます。

その2

容器の転倒・防止用鎖掛け

転倒防止はもちろん、洪水等による流出によって発生する漏洩火災等の二次災害防止にも大きな効果があります。

その3

ガス放出防止器付高圧ホース

高圧ホースとガス放出防止器が一体となったタイプで、容器が大きく傾いた時に安全にガスをストップします。

その他、災害時に頼れるLPガス機器

LPガスで飲料水を確保

（出典：中国工業）

非常用発電機と浄水器で、川の水でも飲料用のレベルまで浄化できます。

炊出しステーション

（岩谷産業㈱）

安全面に配慮した実用性の高い炊出しセットです。
50〜120人分の調理が可能で、
収納時もコンパクトにできます。

消費者のご家庭をお守りする LPガス集中監視システム

集中監視システムとは

無線･電話回線を利用して、マイコンメータの検針値･保安情報･
残ガス情報などを自動的に監視センターに送信するシステムです。
下図は集中監視システムのイメージ図です。

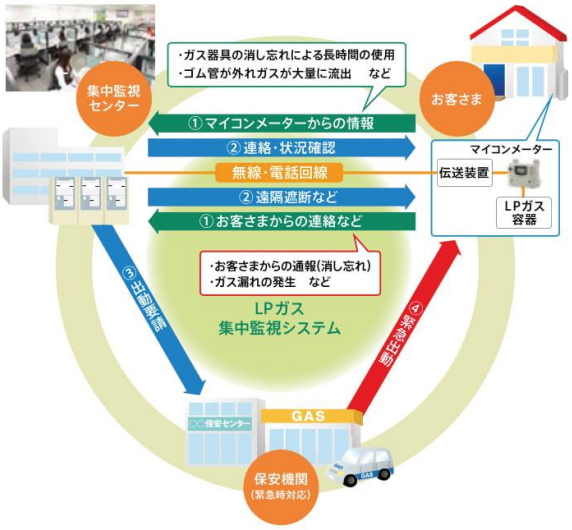

出典：経済産業省商務流通保安グループ ガス安全室「集中監視システムのお知らせ」

「LPWA」について

LPWA(Low power wide Area)は、低電力で広い範囲に対応可能な通信技術です。集中監視システムの普及促進や、配送合理化等への活用に向けて、実証実験が行われています。

集中監視システムは、大きく進化しています！

システム業務(例)

緊急通報(ガス漏洩通報等)	ガス機器の消し忘れ確認	ガス、電気、水道使用量の見える化機能	高齢者見守り機能
困りごと、問合せなどのご用聞き	各種商品(水･灯油等)の注文機能	遠隔からの操作(空調･照明)	

業務の特徴

消費者のニーズに
対応したサービスの提供

消費者との通信手段

既存の電話回線だけでなく、
携帯電話の回線などの無線通信システムとの
組み合わせが可能。

消費者のご家庭をお守りする ホームセキュリティー / 見える化 / 見守りサービス

■ ホームセキュリティ

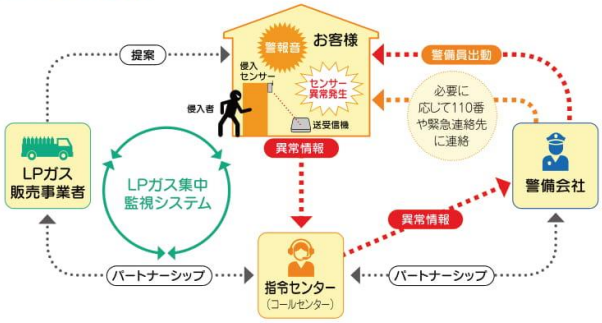

■ 見守りサービス

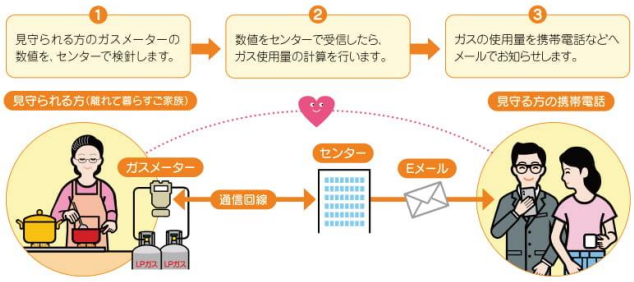

■ 見える化の事例

Siセンサーコンロ

コンロにもセンサーが搭載され、安全が守られています。

加熱防止装置

センサーが鍋底の温度を感知し、天ぷら油等が熱くなり過ぎると（250℃）、自動的にガスを止めます。

立消え安全装置

風や煮こぼれ等で火が消えると、自動的にガスを止めます。

消し忘れ消火装置

コンロを消し忘れても、一定時間が経過すると自動的にガスを止めます。

その他の安全・安心機能

空焚き自動消火機能、チャイルドロック機能、中火点火機能、グリル加熱防止機能、焦げ付き自動消化機等が搭載されています。

給湯器・瞬間湯沸器

給湯器・湯沸器にも安全装置がついています。

給湯器

瞬間湯沸器

不完全燃焼防止装置

燃焼に必要な空気が不足したり、器具が目詰りする等により不完全燃焼が始まると自動的にガスを止めます。（LPガスは燃焼時に大量の空気を必要とします）

その他の安全・安心機能

消し忘れ防止装置、加熱防止機能、立ち消え安全機能、空焚き防止機能、漏電防止機能等があります。

カセットコンロ使用上の注意

誤った使い方や捨て方をすると爆発などのおそれもあります。

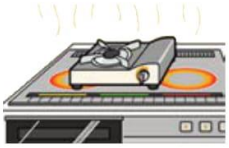

電磁調理器上で使用しない

こんろなどを電磁調理器の上で使用あるいは保管しないでください。電磁調理器の電源が間違って入ってしまった場合、カセットボンベが過熱し、爆発することがあります。

大きな調理器具を使用しない

こんろをおおうような大きな調理器具は使用しないでください。熱がこもりやすくなり、カセットボンベが過熱し、爆発することがあります。

調理以外の用途に使用しない

調理以外の用途（木炭や練炭の火おこしなど）に使用しないでください。カセットボンベが過熱し、爆発などのおそれがあります。

2台以上並べて使用しない

カセットこんろを2台以上並べて使用しないでください。熱がこもりやすくなり、カセットボンベが過熱、爆発することがあります。

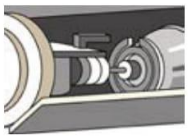

カセットボンベは表示どおり正しくセットする

カセットボンベの切込み凹部をカセットこんろのボンベ受けガイド凸部に合わせてセットしてください。誤った装着はガス漏れや火災になります。

廃棄の際はガスが残っていないことを確認して地域の取り決めに従い廃棄する

空になったカセットボンベでも微量のガスが残っています。火が消えるまで使いきってから地域の取り決めに従い廃棄してください。ガスが残ったまま廃棄した場合、ゴミ収集車や焼却施設内でガスもれが発生し、火災が起こったり、清掃局員の方たちがケガしたり、焼却炉破損の原因となったりしますので絶対にやめてください。

出典：一般社団法人日本ガス石油機器工業会

各種安全装置

マイコンメーター

（安全機能付きガスメーター）

ガスの流れや圧力等に異常が発生した場合や震度5以上の地震が発生した時、自動的にガスを止めたり警告を表示する機能を持った保安ガスメーターです。異常の内容はメーターに表示されます。

出典：新コスモス電機

ガス警報機

漏れたLPガスや不完全燃焼によって生じた一酸化炭素（CO）を検知して警報を発する装置です。

ヒューズガス栓

ホースが外れたり、接続していない口を開ける等を行い、一度にガスが大量に流れると、自動的にガスを止める構造になっています。

マイコンメーターの復帰方法

マイコンメーターの表示部に「ガス止」と文字が表れ、ガスが止まったときは、復帰の手順に従って操作してください。ガス漏れなどの異常がない場合は、復帰してガスが使えるようになります。復帰しない場合は復帰操作を繰り返さず、LPガス販売店に連絡して下さい。

❶器具栓と未使用のガス栓を全て閉めてください。

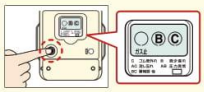

❷左側のボタンを押してください。「ガス止」の文字が消えます。

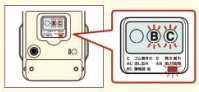

❸液晶の文字とランプが点滅します。1分間お待ちください。

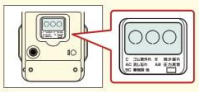

❹液晶の文字とランプが消えます。復帰完了です。

動画リンク　日本ガスメーター工業会 マイコンメーターの復帰方法LPガス編

出典：日本ガスメーター工業会

LPガス販売事業者による7つの保安業務

1 供給開始時 点検・調査（供給開始時）

ガス器具も含めたLPガス設備全体の点検調査を行います。

2 容器交換時等 供給設備点検（容器交換時又は月1回以上）

容器の転倒防止の確認等、容器周りの点検を行います。

3 定期供給 設備点検（原則として4年以内に1回）

ガス漏れの有無、調整器・ガスメーター等の供給設備の点検を行います。

4 定期消費 設備調査（原則として4年以内に1回）

ガス器具、給排気、ホース、配管などの消費設備の調査を行います。

5 周知（1～2年に1回）

使用上の注意点や事故を起こさないために定期的に文書でお知らせします。

6 緊急時対応
7 緊急時連絡（夜間・休日含む）

ガス漏れ等の時、速やかに対応します。

国内の備蓄体制の強化

日本のLPガス備蓄

我が国のLPガスは大半を輸入に依存しています。LPガスの安定供給のために、
現在国家備蓄（年間輸入量の50日分）に加え、輸入業者に法律で義務付けられている民間備蓄（同40日分）の合計90日分の備蓄があります。

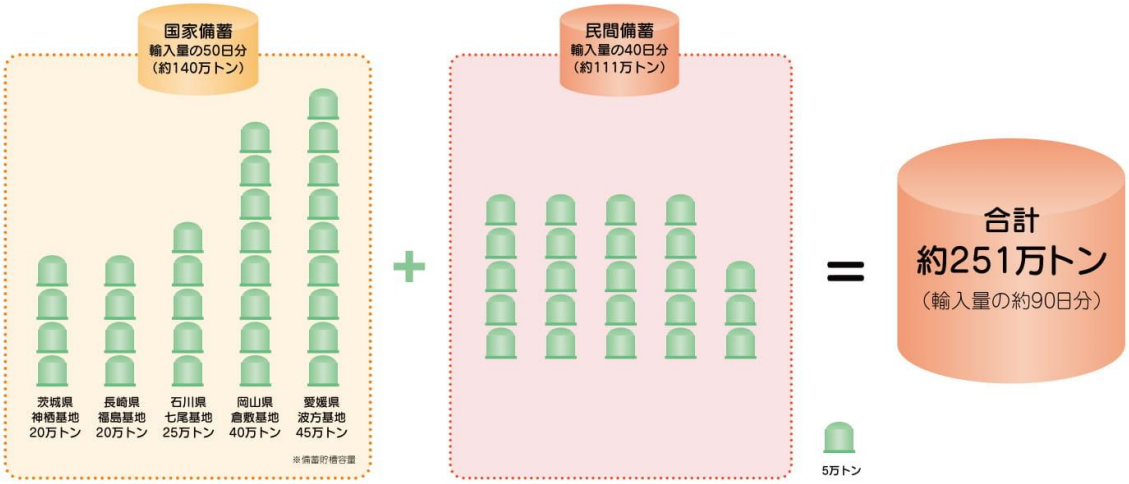

出典：日本LPガス協会　2020年3月末時点

LPガス調達先の多角化

LPガス元売り事業者は、
中東の産ガス国だけでなく、アメリカをはじめ
環太平洋の新規天然ガス随伴（シェールガスなど）による
LPガス等の調達の多角化に鋭意取り組んでいます。

■ 国別輸入数量の推移

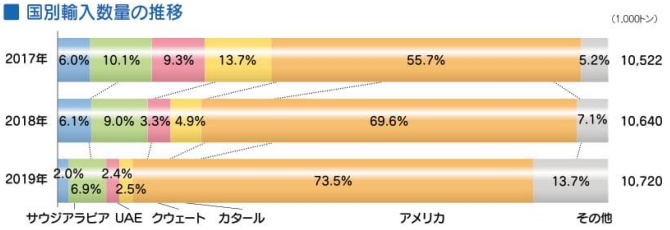

出典：日本LPガス協会

■ 環太平洋域等への新規供給ソースの獲得

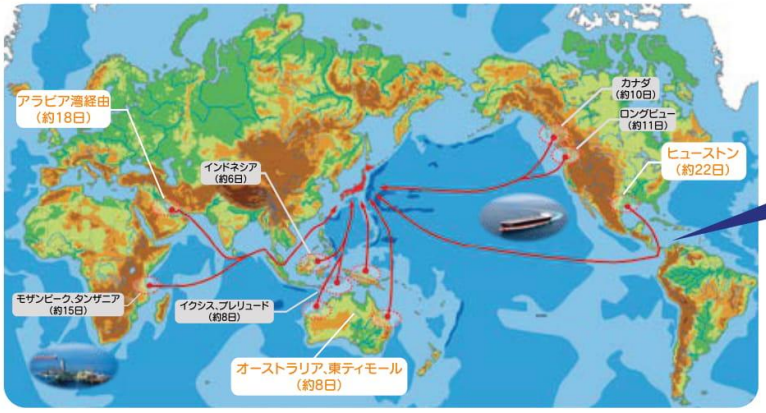

2016年6月に、パナマ運河の拡幅工事が完了しました。これにより、ヒューストンから日本への航海日数は、従来の約45日から約22日に短縮されます。

出典：日本LPガス協会

供給サイドの強靭化

災害が発生してもLPガスの供給に支障が出ないよう、LPガス業界では国からの支援を得て、
LPガスサプライチェーン（供給網）の強化を図り、その機能が発揮されるよう、毎年訓練も重ねながら災害対応能力を高めています。

■ 基地出荷機能強化

出典：日本LPガス協会

国のエネルギー政策とLPガス

■ 国のエネルギー政策

2011年3月の東日本大震災の時にLPガスが軒下在庫として使用され、災害時の有用性が評価される。

2014年4月　第四次エネルギー基本計画
LPガスは「災害時のエネルギー供給の最後の砦」と明記される。

2015年7月　総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会
LPガスは「2030年において一次エネルギー供給を担う独立したエネルギー」と明記されている。

2016年6月　国土強靭化基本計画
「自立・分散型エネルギーの導入を推進する」と記述されている。

2018年7月　第5次エネルギー基本計画
LPガスは引き続きエネルギー供給の「最後の砦」であり、供給体制の強靭化や運輸部門の促進、利用形態の多様化を進めて行く旨の記述がされている。

2018年12月　国土強靭化基本計画（見直し）
災害に対する脆弱性評価の結果、計画の見直しが行われた。災害対応力の高いLPガスの重要性が改めて認識され、その活用・備蓄の取り組みの推進が記載された。

政府の政策に基づき、LPガスは有事に活躍するエネルギーとして、大いに期待がされています。

■ LPガス国内需要推移

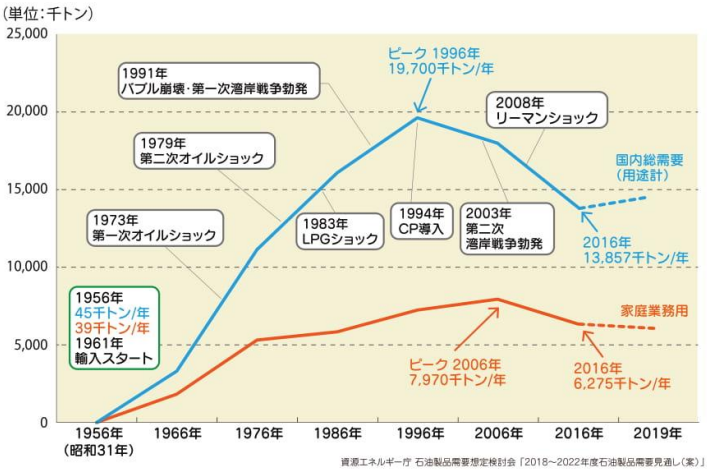

資源エネルギー庁 石油製品需要想定検討会「2018～2022年度石油製品需要見通し（案）」

我が国のLPガス国内総需要は減少傾向にあり、家庭業務用需要についても同様の傾向にあります。

料金と取引

Contents

LPガスは自由料金

LPガスは、ガス販売事業者がそれぞれの料金計算の方法によって料金を設定する方式（自由料金）になっています。
また、料金については料金の内訳および算定方法、料金制の考え方を書面に記載することが義務づけられています。

料金の構成と変動の要因

LPガスは、ガス販売事業者がそれぞれの料金計算の方法によって料金を設定する方式（自由料金）になっています。
また、料金については料金の内訳および算定方法、料金制の考え方を書面に記載することが義務づけられています。

小売価格

輸入したLPガスは一連の流通経路を経て消費者の家庭に届くまで、輸送運賃や充填費用、供給・消費設備の点検・調査費用がかかります。また、これらの作業は人手を要するため、小売価格の多くを人件費が占めます。

輸入価格

LPガスの価格は、産ガス国から通告される価格が基になっており、また為替レートの影響を受けます。

料金制について

料金制には、二部料金制、三部料金制、最低責任使用料金制、複数料金制があります。

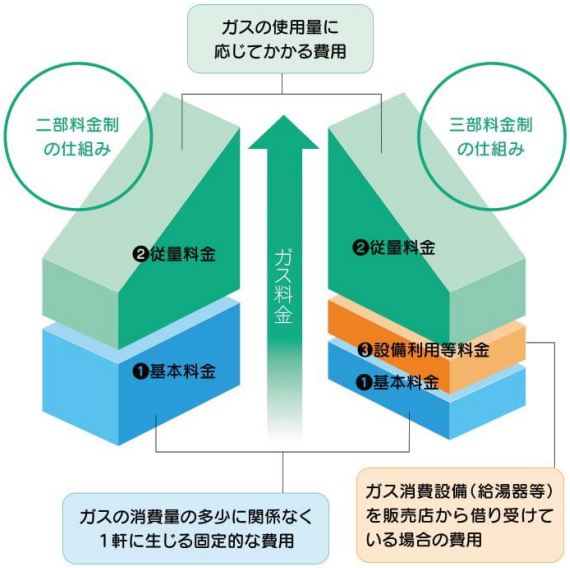

料金と取引

Contents

小売価格の地域差

小売価格は地域により差が生じ、これについては、次の3つの要因等が考えられます。

❶ 運搬費
❷ 1世帯当たりの使用量
❸ 地域内での同一事業者あるいは競合エネルギー（都市ガス、電気等）との競争状況

■ 経済産業局別家庭用10㎥ 価格の推移（2020年10月）
出所：石油情報センター調べ（消費税込み）

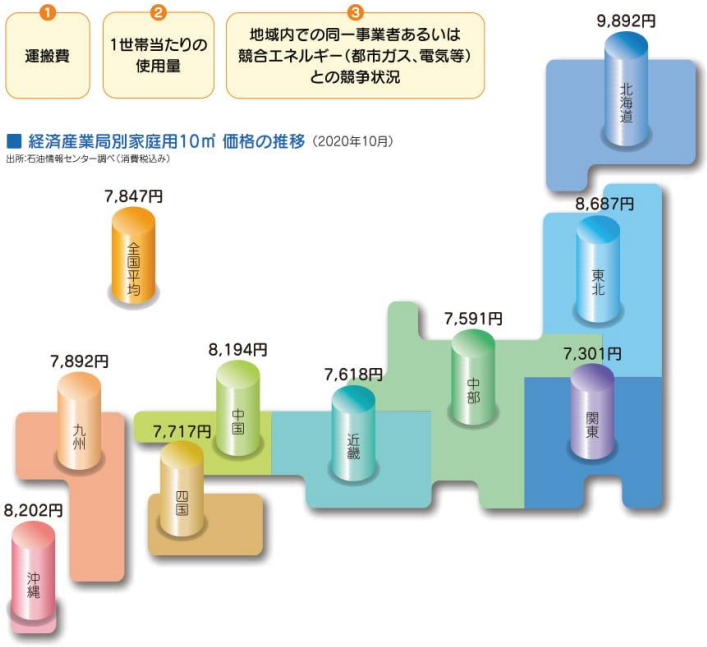

各地域のLPガス価格は石油情報センターのホームページのLPガス価格データを参照するか、各都道府県のLPガスお客様相談窓口（参照）にお問い合せください。

LPガス価格に関するお問い合せ先

（一財）日本エネルギー経済研究所 石油情報センター
TEL03-3534-7411（代表）
http://oil-info.ieej.or.jp/

LPガス地域別検索

市町村名を入れると、周辺地域のLPガスの価格を知ることができます。

各経済産業局の情報公開ホームページ

トップページの検索枠に「ガス料金」と入力して検索すると、「家庭用ガス料金一覧」がご覧いただけます。

北海道経済産業局	http://www.hkd.meti.go.jp/
東北経済産業局	http://www.tohoku.meti.go.jp/
中部経済産業局	http://www.chubu.meti.go.jp/
近畿経済産業局	http://www.kansai.meti.go.jp/
中国経済産業局	http://www.chugoku.meti.go.jp/
四国経済産業局	http://www.shikoku.meti.go.jp/
九州経済産業局	http://www.kyushu.meti.go.jp/
沖縄総合事務局	http://ogb.go.jp/

LPガスの料金透明化などに関する資源エネルギー庁の措置について

LPガスの料金透明化に係る消費者からの問題点の指摘を受け、
経済産業省資源エネルギー庁では、2017年2月に、
LPガスの法律の一部を改正し、ガイドラインを制定しました。

詳細については 経済産業省HP 資源エネルギー庁 石油流通課HP をご参照下さい。

取引適正化に係る規定 PDF

取引適正化ガイドライン PDF

基本的方向性

① 料金透明化の促進	一般戸建または集合住宅それぞれの標準的な料金メニューと平均的な使用量に係る月額料金例の公表を徹底。
② 契約時における料金の透明化	契約時、事業者は契約時に契約内容や料金情報等について丁寧に説明することを徹底。
③ 契約後の料金の透明化	料金値上げ時には、変更内容や変更理由がわかるよう、請求書等に記載を徹底し、30日超前に消費者に通知。
④ 契約終了時の料金トラブルの防止	解約時の清算等に係るトラブルを避けるため、契約書面の必要事項記載の徹底と、消費者への説明を徹底。

LPガスの料金メニューの公表について

LPガス販売事業者は、自社の料金メニューを広く公表し、
料金透明化に務めています。

進むLPガスの料金透明化

全国９割の販売事業所が料金公表を推進

公表している（2020年10月時点）

18,219所=94.1%

ホームページで公表：2,851件　店頭で公表：13,976件

（数字は2020年3月の全国LPガス協会による調査で、対象20,797件のうち回答のあった事業所19,363件より算出）

料金を公表・公表予定の販売事業者を確認してみましょう 資源エネルギー庁 LPガス政策HP

料金体系の明確化と消費者への説明

全国LPガス協会による新しい「LPガス販売指針」の作成

液化石油ガス法の第14条では、「LPガス販売事業者は、
消費者に分かり易いように料金体系の透明化を図り、キチンと説明する責任を果たす」ことが定められています。
これを受け、全国LPガス協会は、業界の自主ルールである「LPガス販売指針」を
料金透明化の推進を目指して新しく改訂し、LPガス事業者への徹底を図っています。

LPガス販売事業者が守るべき5つの原則

1. 消費者のエネルギー選択の自由を尊重すること
2. 取引関係（契約の内容と締結）が明確であること
3. 継続的・安定的にガスを供給する体制が整っていること
4. 保安の確保を不断の努力で全うすること
5. 料金の算定方法などに合理性があり、消費者に理解されていること

下記は「LPガス販売指針」の見本です。 全国LPガス協会のHP で自由に閲覧できます。

● 請求書、料金表等の参考事例（クリックで拡大画像）

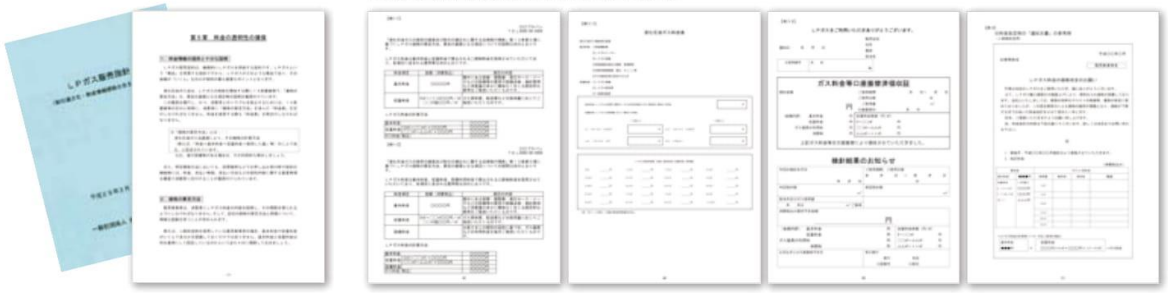

設備の区分

供給設備は販売事業者、消費設備は消費者の管理責任

LPガス設備にトラブルがあった際の管理責任は、
基本的に下記の図のようになります。

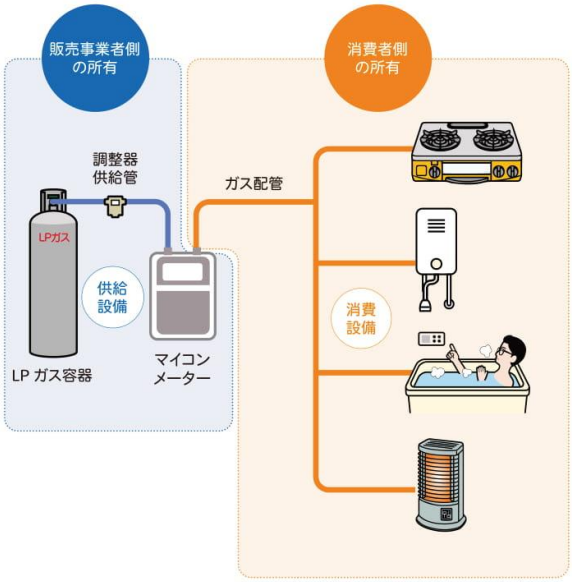

取引に関わる書面の交付

契約時に販売事業者から消費者に交付

ガス契約時の書面に記載されている内容は下記の通りです。
トラブルを避けるために、交付される書面の内容をよく確認し、
不明な点は販売事業者に問い合せましょう。

書面の主な内容
- LPガスの種類
- LPガスの引渡し方法
- 設備の所有関係
- 料金の記載・計算方法
- 設備の変更・修繕・撤去時の費用負担について
- 消費者、販売事業者、保安機関の保安上の責任

集合住宅のLPガス料金について

各県消費生活相談センター等に寄せられる消費者からの苦情として、集合住宅のLPガス価格に関するものが散見されます。

具体的な事例として

新しい集合住宅に転居したら、高額なLPガス料金を請求された。

LPガス料金の内訳を確認しましょう。

LPガス料金は自由価格であるため、
契約時に販売事業者からよく説明を聞きましょう。
また、集合住宅では建物の設備費用を
ガス料金に計上する場合があります。
その場合は、料金明細に費用の内訳を
記載する事になっていますので、
よく確認するようにしましょう。

入居者・LPガス事業者・オーナー及び不動産会社の関係図

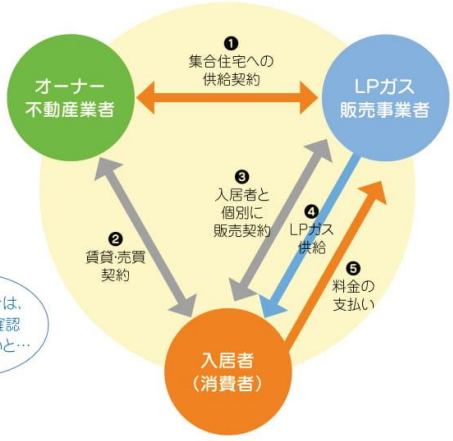

取引上の注意

販売事業者は消費者の自由選択

消費者は、販売事業者を自らの判断で自由に選べ、また自由に変更することができます。
新しい販売事業者と契約する際は事前に交付書面等の内容を確認し、分からない点は販売事業者から説明を受けてください。

新規契約の注意点

料金制のしくみがどうなっているか？

基本料金、従量料金または設備料金について販売事業者に確認しましょう。

価格変更時の連絡方法は？

販売事業者を変更した後、しばらくすると正当な理由がなく値上げされたりする場合があります。価格変更の際は変更理由を明確にしているかどうか、充分確認してください。

契約時の手続きは？

販売事業者と必ず書面を取り交わし、記載内容を見て事業者からの説明を聞き、しっかり確認しましょう。

保安やサービスの内容は？

緊急時に販売事業者や保安機関等と連絡がとれ、すぐに対応してくれるかなど、保安やサービスの内容についても確認してください。

販売事業者変更の注意点

販売店を変えたりしたら？

現販売事業者に契約解除を申し入れた際、屋内配管代等の支払を要求されるケースがあります。配管代支払いに関する事項を明記した書面がある場合には、支払いが必要になります。（書面での明記がなければ、一般的には支払う必要はありません。）また、ガス料金が未納の場合は未約分を支払う必要があります。

手続きは自分自身で！

現販売事業者への契約解除手続きは、新しい販売事業者任せにするのではなく、お客様ご自身で行ってください。新しい販売事業者が現販売事業者と事前に適切な調整をせず、勝手に設備を取り外した場合、現販売事業者との間でトラブルになることがあります。

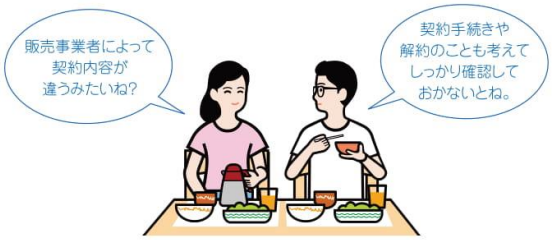

特定商取引法（旧訪問販売法）について

消費者が販売事業者と結ぶLPガスの契約について、特定商取引法という法律の改正により、
勧誘が規制され、これまで以上に消費者が保護されるようになりました。下図は勧誘の際の改善点です。

1 勧誘に先立ち、次の事が明らかにされます。
▼
●事業者名
●商品
●勧誘が目的であること

2 事実でないことを伝えたり、重要事項を伝えない事が禁止。
▼
●販売価格
●代金支払時期
●支払方法 等

3 しつこく勧誘される事はなくなります。
▼
契約しないと返事をすれば、その後の勧誘は禁止されます。

業者の都合ではなく、
ご自身の意思をはっきりと
伝えることが大事です。

LPガスお客様相談所

日本全国すべての都道府県に相談窓口が設置され、LPガスに関するあらゆる相談や暮らしの安心をサポートしています。

お住まいの相談窓口にお電話ください

全国LPガスお客様相談所 03-3593-1100

北海道・東北	
北海道	0120-484868
青森県	0120-225221
秋田県	0120-443326
岩手県	019-623-6470
山形県	023-623-8364
宮城県	022-225-0929
福島県	024-593-2161

関東	
栃木県	0120-520038
茨城県	0120-472680
群馬県	0120-480481
埼玉県	0120-419640
千葉県	0120-122128
東京都	0120-388327
神奈川県	0120-244566

中部	
新潟県	0120-135445
長野県	0120-915-400
山梨県	055-228-4171
静岡県	0120-172680
富山県	076-441-6997
石川県	076-268-1050
福井県	0776-34-7500
岐阜県	058-274-3443
愛知県	052-261-2833

近畿	
滋賀県	077-526-0577
三重県	059-227-9905
京都府	075-314-0113
奈良県	0742-33-1967
和歌山県	073-472-0180
大阪府	06-6263-0410
兵庫県	078-361-8024

中国	
鳥取県	0857-29-2214
岡山県	086-225-1639
島根県	0852-31-0510
広島県	0120-332243
山口県	0120-112680

四国	
徳島県	088-665-7705
香川県	087-822-1226
高知県	088-831-0427
愛媛県	0120-256-678

九州・沖縄	
福岡県	0120-523-999
佐賀県	0952-20-0372
長崎県	095-824-4387
大分県	097-551-9929
熊本県	096-385-5396
宮崎県	0985-52-1122
鹿児島県	099-250-2288
沖縄県	098-858-9551

一般財団法人 エルピーガス振興センター
〒105-0003
東京都港区西新橋三丁目5番2号 西新橋第一法規ビル
TEL. 03-5777-0347 FAX. 03-5777-0348
E-mail:kouhou@lpgc.or.jp エルピーガス振興センターHP

本ガイドは、経済産業省 資源エネルギー庁 令和2年度燃料安定供給対策に関する調査事業(石油ガス流通・販売業経営実態調査)委託事業により作成されたものです。

◀ 42

令和２年度ＬＰガス講習会

開催結果

令和2年度 LPガス講習会 開催一覧

	日 時		場 所	相 手 先	出席者	講 師	講 習 内 容
1	11月24日（火）	14:00～15:00	香川県消防学校	香川県消防学校 （（一社）香川県LPガス協会経由）	地方公共団体	中村室長代理	LPガスに関する概論（消防職員専科教育火災調査課）

11/24香川県消防学校集計

1 該当区分

消費者(学生・生徒を含む)	10	件
ガス販売事業者	0	件
行政	9	件
教育機関	3	件
回答なし	0	
小計	22	件

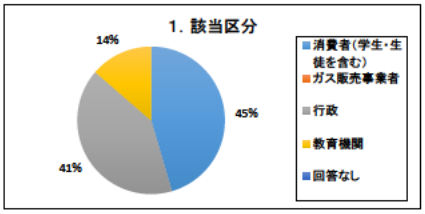

2 満足度

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
満足できた	9	0	7	3	0	19
どちらかといえば満足できた	1	0	1	0	0	2
どちらかといえば満足できなかった	0	0	1	0	0	1
満足できなかった	0	0	0	0	0	0
小計	10	0	9	3	0	22 件

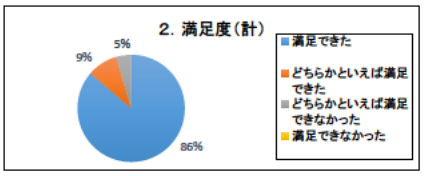

3 関心のあるテーマ (複数回答可)

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
料金の透明性、取引適正化	3	0	2	2	0	7
料金水準動向	1	0	4	0	0	5
販売店との取引・契約	1	0	0	0	0	1
保安	4	0	2	1	0	7
消費者相談所に寄せられた相談内容	0	0	1	1	0	2
災害時(非常時)対応	7	0	4	1	0	12
FRP容器及び最新のガス消費機器等	2	0	2	0	0	4
LPガスの環境特性	2	0	1	0	0	3
LPガスに関する基礎知識	4	0	2	1	0	7
需給動向	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
回答なし	0	0	0	0	0	0
小計	24	0	18	6	0	48 件

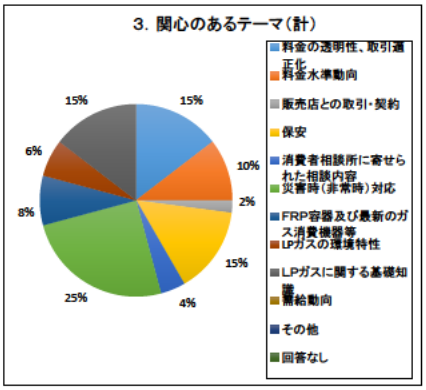

4 講習会に期待すること (複数回答可)

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
LPガス産業の課題・問題意識の明確化・共有化すること	8	0	8	3	0	19
相互の情報交換・コミュニケーションを図ること	1	0	3	0	0	4
その他	0	0	0	0	0	0
回答なし	1	0	0	0	0	1
小計	10	0	11	3	0	24 件

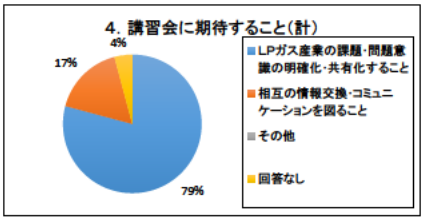

5 資料について

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
分かりやすい	9	0	8	3	0	20
どちらともいえない	1	0	1	0	0	2
わかりにくい	0	0	0	0	0	0
回答なし	0	0	0	0	0	0
小計	10	0	9	3	0	22

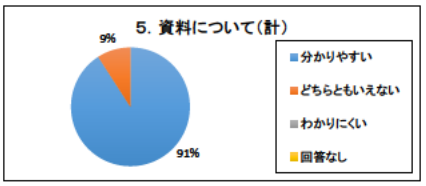

6 Web会議について

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
聞きやすかった	6	0	5	1	0	12
聞きづらかった	2	0	3	2	0	7
映像は鮮明だった	4	0	2	0	0	6
映像は見づらかった	1	0	1	0	0	2
その他	0	0	0	0	0	0
回答なし	1	0	1	0	0	2
小計	14	0	12	3	0	29 件

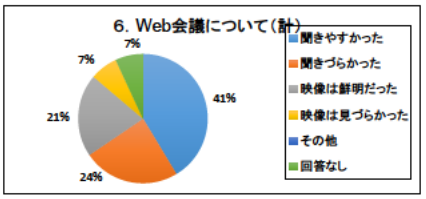

【参考】

1 年齢

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
10代	0	0	0	0	0	0
20代	4	0	2	0	0	6
30代	5	0	6	2	0	13
40代	1	0	1	1	0	3
50代	0	0	0	0	0	0
60代	0	0	0	0	0	0
70代～	0	0	0	0	0	0
回答なし	0	0	0	0	0	0
小計	10	0	9	3	0	22

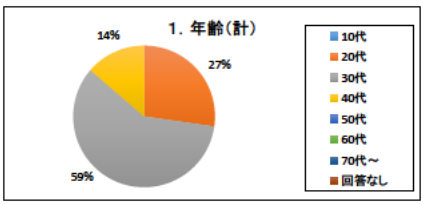

2 性別

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
男	10	0	9	3	0	22
女	0	0	0	0	0	0
回答なし	0	0	0	0	0	0
小計	10	0	9	3	0	22

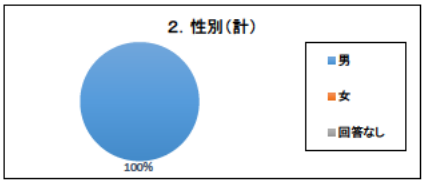

3 ご自宅のエネルギーは？
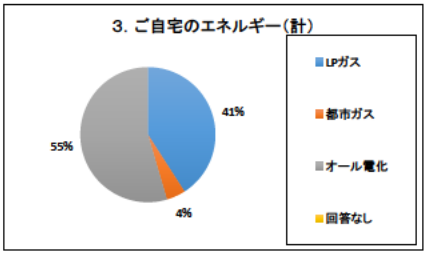
	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
LPガス	3	0	5	1	0	9
都市ガス	0	0	1	0	0	1
オール電化	7	0	3	2	0	12
回答なし	0	0	0	0	0	0
小計	10	0	9	3	0	22